



FIRST STRUCTURE TOKYO

都民ファーストでつくる
「新しい東京」

～2020年に向けた実行プラン～

平成28(2016)年12月

東京都

「都民ファーストでつくる『新しい東京』 ～2020年に向けた実行プラン～」 の策定にあたって

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、世界中の眼差しが東京に注がれています。今こそ、東京大会の成功と、それを梃子とした、東京ひいては日本の持続的成長に向けて、都政を強力に前に進めていくべきときであります。

その具体的な道筋を示すのが、この「2020年に向けた実行プラン」です。本プランを基に、この4年間、東京の重要な課題に集中的に取り組んでまいります。



私が目指すのは、「新しい東京」です。

誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京。成長を生き続けるサステイナブル、持続可能な東京。日本の成長のエンジンとして世界の中で輝く東京。この「新しい東京」をつくるため、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の3つのシティを実現していきます。

安全・安心・元気な「セーフ シティ」に向けた「地震が起こっても、倒れない・燃えない」まちづくり。誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」に不可欠な「安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる」環境の整備。世界に開かれ成長を続ける「スマート シティ」を目指した「世界をリードするスマート エネルギー都市」の実現。こうした大義ある政策を都民の皆様の共感を追い風として、着実かつスピーディーに展開していきます。

かつて東京市長を務めた後藤新平は、東京が関東大震災で甚大な被害を受けたとき、帝都復興院総裁として復興の道筋をつけました。「大風呂敷」とも呼ばれた後藤の政策は、東京の未来を構想した、「ピンチをチャンスに変える」大胆な発想から生み出されたものでした。

東京は、大きく飛躍するチャンスのだただ中にあります。将来を見据え、今ほど大胆で新たな発想を求められている時はありません。

そこで、本プランでは、4か年の取組にとどまらず、2020年以降のサステイナブルな成長を目指すため、「東京の成長戦略の方向性」を示しました。

また、「Beyond2020」として、2020年の更にその先に目を向け、明るい東京の未来像の一端も描いています。

私たちは、今、2020年に向けた重要な位置に立っています。都民の皆様の「一緒に東京を良くしていこう」との共感とともに、2020年の大会の成功と東京の明るい未来に向けて、力強く歩んでまいります。

平成28(2016)年12月
東京都知事

小池百合子

目 次

| | |
|--|-----|
| 第1章 総論 ～ 都民ファーストでつくる「新しい東京」 ～ | 2 |
| 第2章 「3つのシティ」の実現に向けた政策展開 | |
| 「3つのシティ」の主な政策 | 18 |
| セーフ シティ ～ もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ～ | |
| 政策の柱1 地震に強いまちづくり | 46 |
| 政策の柱2 自助・共助・公助の連携による防災力の向上 | 61 |
| 政策の柱3 豪雨・土砂災害対策 | 74 |
| 政策の柱4 都市インフラの長寿命化・更新 | 80 |
| 政策の柱5 まちの安全・安心の確保 | 86 |
| 政策の柱6 まちの元気創出 | 93 |
| 政策の柱7 多摩・島しょ地域のまちづくり | 101 |
| ダイバーシティ ～ 誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 ～ | |
| 政策の柱1 子供を安心して産み育てられるまち | 108 |
| 政策の柱2 高齢者が安心して暮らせる社会 | 117 |
| 政策の柱3 医療が充実し健康に暮らせるまち | 123 |
| 政策の柱4 障害者がいきいきと暮らせる社会 | 133 |
| 政策の柱5 誰もが活躍できるまち | 143 |
| 政策の柱6 誰もが優しさを感じられるまち | 156 |
| 政策の柱7 未来を担う人材の育成 | 171 |
| 政策の柱8 誰もがスポーツに親しめる社会 | 187 |
| スマート シティ ～ 世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京 ～ | |
| 政策の柱1 スマートエネルギー都市 | 198 |
| 政策の柱2 快適な都市環境の創出 | 212 |
| 政策の柱3 豊かな自然環境の創出・保全 | 221 |
| 政策の柱4 国際金融・経済都市 | 227 |
| 政策の柱5 交通・物流ネットワークの形成 | 243 |
| 政策の柱6 多様な機能を集積したまちづくり | 261 |

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 政策の柱 7 世界に開かれた国際・観光都市 | 277 |
| 政策の柱 8 芸術文化の振興 | 300 |
| 分野横断的な政策の展開 | |
| 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた取組 | 306 |
| 多摩・島しょの振興 | 312 |
| 第 3 章 東京の成長戦略の方向性 | 332 |
| 第 4 章 「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」 | |
| 2060 年までの東京の人口推計 | 344 |
| 「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」東京の未来像 | 352 |
| 第 5 章 プラン策定にあたって | |
| 「東京都長期ビジョン」と実行プランとの関係 | 364 |
| 都民及び区市町村からの意見の反映 | 367 |
| 実行プランの策定経緯 | 373 |
| 《用語解説》 | 376 |

【本プラン内における記載について】

○ 再掲に関する表記方法について

第2章「『3つのシティ』の実現に向けた政策展開」の「政策目標」、「4か年の政策展開」において、複数の政策分野に関連する政策目標・事業については、最も関連が深い政策分野以外の記述の末尾に、「(再)」または「(再：○頁)」等と表記しています。

○ 語句等に付された「*」について

本文中において、特に解説が必要な語句等は、末尾に「*」を付していますので、用語解説ページを参照してください。

第 1 章

総 論

第1章 総論 ～都民ファーストでつくる「新しい東京」～

1 「都民ファーストでつくる『新しい東京』 ～2020年に向けた実行プラン～」 の策定の背景

(東京を取り巻く状況)

東京を取り巻く社会経済情勢や都政に対する都民ニーズは、日々変化、そして、多様化し、そのスピードは日に日に勢いを増している。

人工知能（AI*）や自動運転技術などの科学技術の飛躍的な進歩による経済活動や都民生活の変革、低炭素社会の実現やヒートアイランド対策をはじめとする環境政策の充実など、新たな政策の構築が必要とされる社会的変動が生じている。また、恒常的な長時間労働や出産か仕事かを選択しなくてはならない社会の仕組みなど、これまで、当然と思われてきた人々の暮らし方や生き方、考え方を根本的に改め、そして、人口減少社会においても、東京が持続的に成長を続けていくため、誰もがいきいきと活躍し、人生と仕事を調和させ、物心共に豊かに暮らせる成熟した社会の実現に向けた政策の展開が求められている。

都は、こうした様々な社会の動向や人々の考え方の変化をしっかりと捉え、それに則した政策を的確に展開していかなければならず、今まさに都民ファーストの都政が求められている。

また、先般開催されたリオデジャネイロ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会では、世界の多くの人々をスポーツの感動と平和の喜びが包み込み、次の開催都市である東京へ世界中の注目が集まっている。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を、史上最高の大会として成功裏に終えるためには、万端にわたり準備を怠りなく進めていかなければならない。

一方で、首都直下地震への備え、待機児童の解消など子供を安心して産み育てられる環境の整備、これまでに経験したことのない超高齢化の進行に対応する医療・介護基盤の整備など、東京が直面している課題は変わることはなく、その解決に向けた政策の更なる充実と加速化が求められている。

(都民ファーストの視点に立った新たなプランの策定)

都は、「東京都長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）を 2014 年 12 月に策定し、東京の都市力や都民生活の向上につながる様々な施策を実施している。

その中で、今まさに東京が抱えている課題を迅速かつ的確に解決へと導いていくと同時に、社会経済情勢や都民ニーズの変化を的確に捉え、東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化し、東京の更なる成長を創出する必要がある。このため、現状維持に甘んじることなく、これまでの延長線を超えた新たな発想に基づいた政策を積極的に立案し、常に都政を前に進めていかなければならない。

そこで、長期ビジョンが示す大きな政策の方向性を継承しつつ、都民ファースト

の視点に立ち、大義ある政策を都民の共感を呼ぶ形で積極的かつ計画的に展開するため、2017（平成 29）年度から 2020（平成 32）年度までの新たな 4 か年の実施計画として、「都民ファーストでつくる『新しい東京』 ～2020 年に向けた実行プラン～」を策定する。

2 「都民ファーストでつくる『新しい東京』 ～2020 年に向けた実行プラン～」 が目指すもの

（「3つのシティ」を実現し、「新しい東京」をつくる）

今後、都民と共に本プランを進めたその先に目指していくものは、以下の 3 点の「新しい東京」をつくることである。

- ①誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京
- ②成長を生み続けるサステイナブルな東京
- ③日本の成長エンジンとして世界の中で輝く東京

そして、「新しい東京」をつくるため、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の 3 つのシティを実現し、東京の課題解決と成長創出のために、都の様々な政策を総動員して取り組んでいく。

（「3つのシティ」の実現）

本プランでは、「新しい東京」をつくるための具体的な道筋として、都の様々な政策を「3つのシティ」という新しい概念に沿って展開していく。

(1) セーフ シティ

安全・安心は、都民の希望と活力の大前提となるものである。都民の生活、命、財産がしっかりと守られ、その安心感が、東京の活気とにぎわいを生み出す。そして、都民一人ひとりが、活気あふれるまちに愛着と誇りを感じ、自ら率先して地域の安全・安心を守っていくことにつながっていく。これこそが、安全・安心・元気な「セーフ シティ」の目指す姿である。

「セーフ シティ」の実現に向けて、「地震に強いまちづくり」「自助・共助・公助の連携による防災力の向上」「豪雨・土砂災害対策」「都市インフラの長寿命化・更新」「まちの安全・安心の確保」「まちの元気創出」「多摩・島しょ地域のまちづくり」という 7 つの政策の柱を示し、それらを具体化する諸事業を展開していく。

(2) ダイバーシティ

安全・安心なまちの実現、そして、そこから導かれる自分たちのまちへの愛着や誇りといった都民の意識や思いは、都民の毎日の生活や都民一人ひとりの活躍の基盤となる。

その強固な基盤の上に、誰もが希望や活力を持って存分に活躍できる都市に東京

を進化させていくこと、それが、「ダイバーシティ」、すなわち、「女性も、男性も、子供も、高齢者も、障害者も、誰もが希望を持っていきいきと生活できる、活躍できる都市」「多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市」の実現を目指すものである。

「ダイバーシティ」の実現に向けて、「子供を安心して産み育てられるまち」「高齢者が安心して暮らせる社会」「医療が充実し健康に暮らせるまち」「障害者がいきいきと暮らせる社会」「誰もが活躍できるまち」「誰もが優しさを感じられるまち」「未来を担う人材の育成」「誰もがスポーツに親しめる社会」という8つの政策の柱を示し、それらを具体化する諸事業を展開していく。

(3) スマート シティ

誰もがいきいきと生活できる、そして、活躍できる都市・東京は、サステイナブル、持続可能な成長を続ける都市、「スマート シティ」でなければならない。そのため、I o T* (Internet of Things)、A I、FinTech* (フィンテック) など、今後の成長分野の発展を加速化させるタイムリーな政策を果敢に展開し、世界のメガシティとして、日本の首都・経済のエンジンとして、大都市が抱える課題を解決し、国際的な都市間競争に勝ち抜く成長を生み続ける東京を実現していく。

そこで、「スマートエネルギー都市」「快適な都市環境の創出」「豊かな自然環境の創出・保全」「国際金融・経済都市」「交通・物流ネットワークの形成」「多様な機能を集積したまちづくり」「世界に開かれた国際・観光都市」「芸術文化の振興」という8つの政策の柱を示し、それらを具体化する諸事業を展開していく。

(分野横断的な政策の展開)

「東京 2020 大会の成功に向けた取組」「多摩・島しょ振興」については、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」に掲げる様々な政策を、効果的・重層的に展開していく。

(1) 東京 2020 大会の成功に向けた取組

東京 2020 大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない。

東京 2020 大会の成功に向けて、競技会場や選手村等の整備、暑さ対策、テロ・防災対策などの大会の開催・運営に不可欠な取組だけでなく、バリアフリー化の推進、ボランティアの育成、多言語対応など東京を訪れる人々を迎える準備を着実に進めていく。こうした万全の体制で東京 2020 大会を迎え、史上最高の大会として成功に導いていくため、本プランにおいて、これらの取組を着実に推進していく。

(2) 多摩・島しょの振興

活気ある東京をつくっていくためには、東京の人口の3分の1、面積では3分の2を占める多摩・島しょ地域の発展が欠かせない。多摩・島しょの振興においては、それぞれの地域が持つ特性や課題に的確に対応する取組を展開しなければならない。

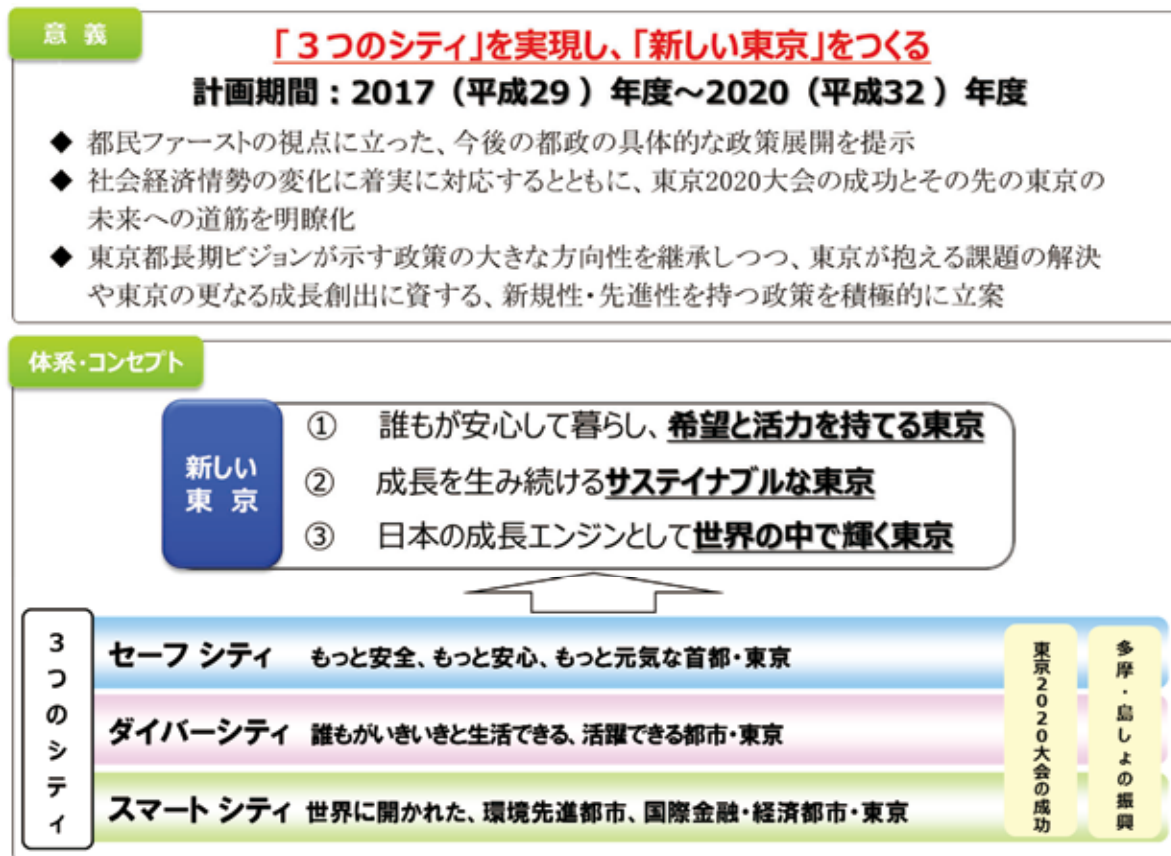
多摩地域は、1970年代以降、多摩ニュータウンに代表されるように、都民のベッドタウンとして東京の発展を支える一方、研究開発型企业や大学・研究機関が集積するとともに、圏央道による首都圏一帯との強いつながりを有するなど、区部にはない特色も備えている。また、人々に安らぎを与える自然環境が身近に残っていることも多摩地域ならではの特性である。

また、伊豆諸島・小笠原諸島からなる島しょ地域は、海洋に囲まれた島という地勢上、世界自然遺産である小笠原諸島をはじめ豊かな自然に恵まれる一方で、自然環境がもたらす厳しい側面も有している。

具体的な政策の方向性として、多摩地域においては、交通インフラの整備促進、産業集積の維持・発展、多摩ニュータウンなど地域の再生、森林の保全、福祉・医療サービスの拡充などを進めていく。

また、島しょ地域においては、都市とは異なる魅力を生かした観光資源の開発や基幹産業である水産業の振興、固有種など生態系の保護、津波や火山災害をはじめとする防災対策の強化などに取り組んでいく。

<「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」の策定コンセプト>



3 東京の成長戦略の方向性

東京は首都として、さらには、日本経済の中心として、これまでの日本の発展に貢献してきた。現在も、都内GDP（都内総生産（名目））は約94.9兆円（2014年度）で、国内総生産の約2割を占めている。また、様々な業態の本社機能や世界的にも高度な技術を有する中小企業の集積もあり、東京は、まさに我が国の成長のエンジンである。

東京の更なる成長創出を図る観点で、国際金融・経済都市の実現、特区等を活用した外国企業の誘致、さらに、東京の産業の基盤を支える中小企業の活性化などに積極的に取り組んでいくことは、日本の持続的成長に向けた東京の責務である。とりわけ、来る東京2020大会を成功に導き、東京さらには日本全体の発展につなげていかなければならない。

そのためには、2020年以降の持続可能な成長を目指し、積極果敢な成長戦略を推進するための方向性を明確にする必要がある。

そこで、①都内GDP120兆円、②訪都外国人旅行者数2,500万人、③都民の生活満足度70%、④世界の都市ランキング1位という4つの挑戦（「Challenge 4 東京の挑戦」）を掲げた。そして、それに向けた具体的な戦略（Strategy）として、①金融（Finance）、②イノベーション（Innovation）、③強みを伸ばす（Rise）、④誰もが活躍（Success）、⑤最先端技術（Technology）を建て、それぞれの頭文字をとって「Strategy 5 “FIRST戦略”」とした。これは、「東京が世界で一番になる」「我が国の成長創出のために東京が先頭に立って挑戦する」という、東京の意気込みを示すものである。

今回提示するのは、2020年以降の持続可能な成長を目指すための方向性である。国際金融・経済都市の実現など関係者と共に行先を展望しながら進める取組がある一方、時々の経済情勢の変化等への対応も必要であり、本プランで示す戦略の方向性の下に、今後とも各政策を絶えず成長させていく必要がある。

4 「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」

社会経済情勢の変化や科学技術の飛躍的な進歩、人々の価値観の多様化など、世の中は絶えず様々な変化が生じている。こうした社会の動きに遅れることなく、常にアップデートされた政策を展開し、東京の持続的成長を維持していくためには、現状を的確に分析するとともに、時代の潮流のその先に何があるのかということ洞察する眼を持つことが必要である。

そこで、本プランでは、具体的な4か年の政策展開に加えて、長期的視点に立った展望として、2020年の更^しにその先に目を向け、明るい東京の未来像の一端を「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」として描くこととした。

本プランに盛り込まれた政策が印した足跡の先に、どのような夢あふれる東京の未来が広がっていくのか、それを大胆に想像することは、全ての人々に勇気と希望をもたらし、これまでの延長線を超えた政策の立案とその推進力となる共感を呼ぶ

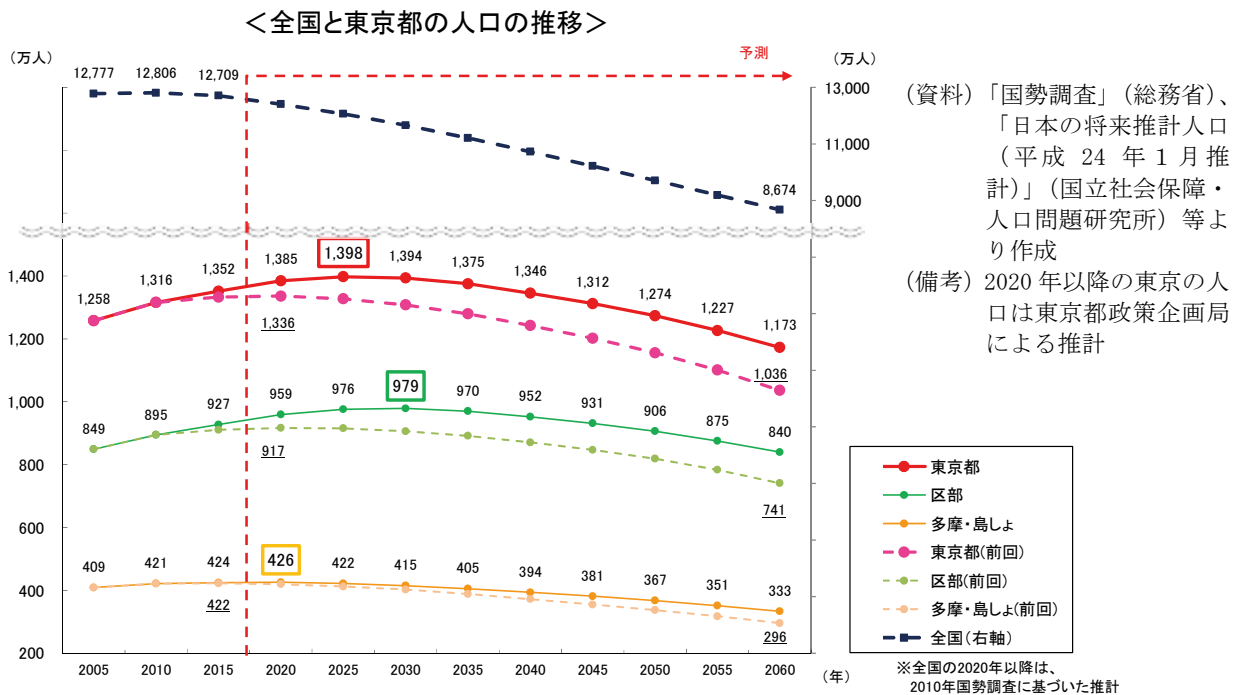
ことにつながっていく。

そして、そうした人々の共感が、東京が持つ底力を呼び起こし、首都直下地震などの災害リスクや人口減少、超高齢社会の進行などの不安な将来予測を乗り越え、今後東京が直面する様々な課題を解決していくための大きな原動力となる。

今の時代を生きる我々の最大の責任は、子や孫の世代に希望あふれる明るい未来を引き継ぐことであり、本プランで掲げた様々な取組はその未来に向けた力強い歩みの第一歩となるものである。

5 東京の将来人口と都市像 (東京の将来人口推計と展望)

平成 27 (2015) 年国勢調査による人口を基準に、2060 年までの東京の人口を推計すると、東京の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025 年の 1,398 万人をピークに減少に転じるものと見込まれる。平成 22 (2010) 年国勢調査に基づいて実施した長期ビジョンにおける推計 (2014 年 12 月) では、人口のピークは 2020 年の 1,336 万人であったが、今回の推計ではピークが 5 年後ろ倒しになるとともに、ピーク時の人口も増加している。



また、2015 年の東京の老年人口の割合 (高齢化率) は 22.7% であるが、今後、更に高齢化が進み、2025 年には 23.3% となる見込みである。東京では 2015 年から 2060 年までに全国の後を追うように急速に高齢化が進んでいく。その速度と規模は、より先鋭的なものであり、社会保障関係費の増高など深刻な問題が生じることが予想される。

さらに、合計特殊出生率 (以下「出生率」という。) は、近年上昇傾向にあり、

2015年には1.24まで回復したが、依然として都道府県別で見ると最低の水準となっている。社会を支える人口が減少していくことは、経済的な側面をはじめ、様々な面で大きな影響を及ぼしていく。こうした人口減少の問題に対して、都としても正面から向き合う必要がある。

都内の若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、出生率は1.76（希望出生率）程度の水準まで向上することが見込まれる。都民の希望出生率（1.76）を実現させることを将来的な展望とし、結婚・出産・子育ての希望を叶えることを目標としながら、福祉、保健、医療はもとより、雇用や住宅、教育などあらゆる分野の施策を総動員し、ハード・ソフト両面から必要な環境整備を強力に進めていく。

（東京の都市像）

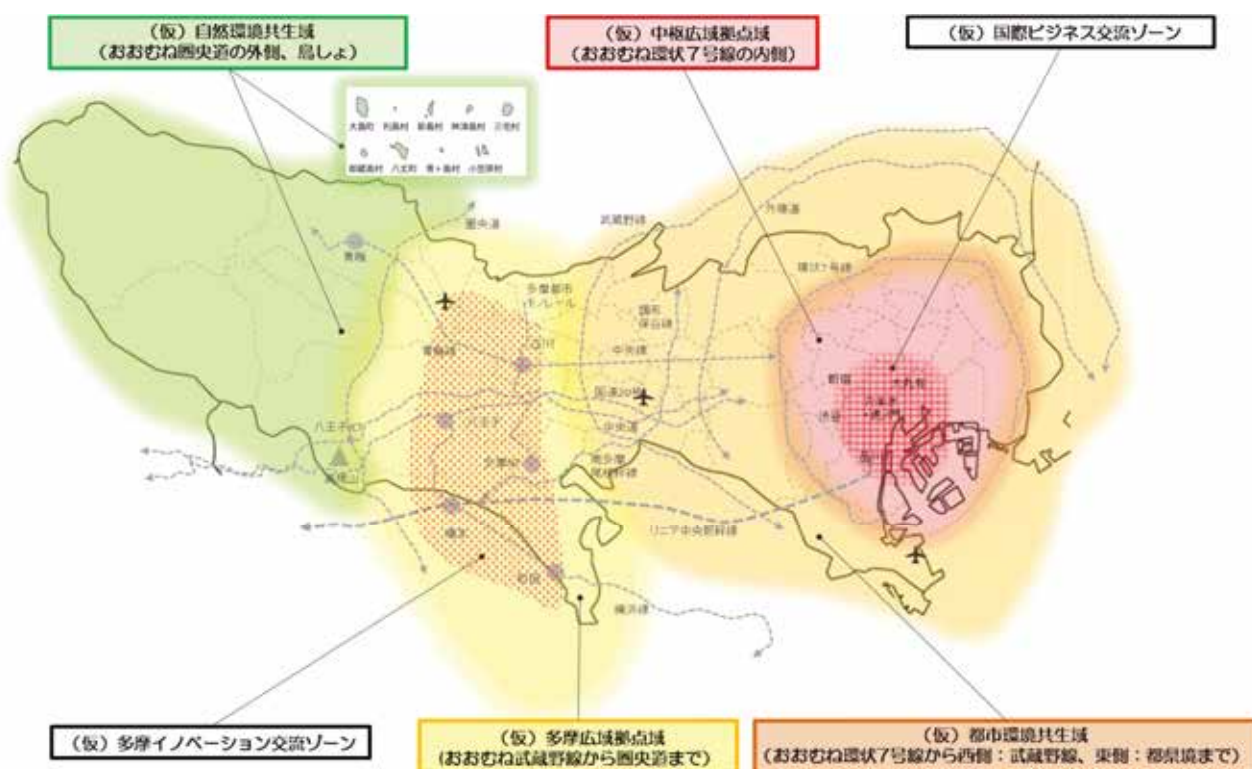
東京の都市づくりは、人口動態の変化を踏まえ、都市経営コストの効率化の要請に応えつつ、都市の魅力と国際競争力の向上、快適な都市生活と機能的な都市活動の確保などを実現していかなければならない。長期ビジョンでは、東京の都市像として「環状メガロポリス構造」を軸としながらも、地域特性を踏まえた「集約型地域構造」という視点に立った都市づくりを進めることとし、東京2020大会のレガシーを生かし、今後の東京の持続的な発展に向けて、長期的な時間軸の中で東京圏全体の広域的視点を持って都市づくりに取り組んでいく必要があるとした。

そのため、今後の新たな東京の都市像の検討に向けて、2015年9月に「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を東京都都市計画審議会へ諮問し、調査審議が行われ、2016年9月に答申が示された。

答申では、新たな都市構造のイメージとして、「環状メガロポリス構造」を発展させ、より広域的に「交流・連携・挑戦」を促進する都市構造へ転換することや、「国内外の人・モノ・情報の自由自在な移動と交流」を実現し、経済活力を向上させ、多様なライフスタイルやコミュニティを創出することを掲げている。また、地域像（地域別のイメージ）として、都市機能の集積や地域特性、インフラの整備状況、今後の社会経済情勢の動向など、将来を見据えた新しい4つの地域区分へ再編することや、日本と東京圏の持続的な成長と活力をリードするエンジンとしての役割が期待される2つのゾーンを設定することを示している。現在、このような答申の内容を踏まえ、2040年代の都市像を示す「都市づくりのグランドデザイン（仮称）」の検討を進めている。

さらに、今後急増する都市インフラの維持管理・更新需要に適切に対応するため、ライフサイクルコストの低減と更新時期の平準化に取り組む必要があり、インフラの損傷や劣化が進行する前に対処する予防保全型の管理など、都市の安全・安心を確保し、良質なインフラのストックを次世代に継承していく。

<2040年代の地域像(地域別のイメージ)>



6 「都民ファーストでつくる『新しい東京』 ～2020年に向けた実行プラン～」
 の着実な実行

(P D C Aサイクル*の運用)

本プランでは、計画の策定、政策・事業の実施、進行管理・評価、改善・見直しというP D C Aサイクルの概念をより強く意識し、それを適切に実施していくための仕組みを従前の計画と比較して更に工夫を凝らし、策定段階から組み込んだ。具体的には、可能な限り数値化した約500の政策目標を定めるとともに、4か年の政策展開について具体的な工程を示すことで、各政策における年度別の進行を明瞭化した。

本プランの推進にあたっては、これらに基づいた適切な進行管理を行うことで、各年度の事業の進捗や事業実施によって得られた成果を、客観的に把握・検証・評価を行っていく。そして、都民ファーストの視点から、その評価結果を公表し、都民と認識を共有した上で、その後の事業展開や予算措置に反映させていくP D C Aサイクルをしっかりと回し、本プランで掲げた各政策の着実な推進を図っていく。

また、このP D C Aサイクル内で発生した新たな課題に対しては、的確に問題点を洗い出し、政策を常に改善していくことで、持続的に本プランのバージョンアップを進め、都民サービスの向上につなげていく。

(都政改革との連携)

都政を都民と共に進めていく上で肝要なのは、都政の透明化、つまり、見える化、

分かる化の徹底であり、都職員一人ひとりが自ら改革の担い手となり、積極的に情報公開を行う姿勢を持ち、日常的に業務の進め方を見直していかなければならない。

改革の視点として、「都民ファースト」、「情報公開」、「税金の有効活用（ワイズ・スペンディング）」の3原則を掲げた。

1つ目は、「都民ファースト」で、都民ニーズに即した都民目線での都政を進めるため、業務の進め方そのものを改革していく。2つ目は、「情報公開」で、都の意思決定過程を都民に示すことで、都政の見える化・透明化を進め、都政への信頼感、参画感を高めていく。こうした情報公開は、「都民ファースト」の視点で業務を進めていく上で不可欠なものである。3つ目は、「税金の有効活用（ワイズ・スペンディング）」で、都民の貴重な税金が正しく有効に使われているのか、高額な経費負担を都民に強いていないかなどの観点から、徹底的にチェックを行う。

現在、都は、都政改革を推進するために「都政改革本部」を設置し、「自律改革」に取り組んでいる。これは、「都民ファースト」、「情報公開」、「税金の有効活用（ワイズ・スペンディング）」の3原則に照らし、各局が現行の政策、施策、事務事業、予算、業務の進め方などを点検・評価し、見直しを図っていく取組であり、今後、更なるレベルアップが進められていく。こうした都政改革の動きとも連携を図り、本プランの政策を展開していく。

7 都民と共に築く東京の未来

東京はかつて、関東大震災の災厄に見舞われ焦土と化した。その危地から明るい遠い将来を見据え、帝都の復興計画を策定したのが後藤新平である。この後藤新平の故智にあるように、どんな状況にあっても諦めずに、可能性を求めていく、こうした気概こそが、これからの東京、日本の未来を創り上げていくために必要である。

都は、50年、100年後の未来にも思いを馳せ、その遠い将来へ連綿と続いていく政策の骨格をつくり、今、東京で暮らし働く都民のため、そして、子や孫の世代のために、東京がいつまでも光り輝き続けることを目指して、現状に留まることなく、前進し続けなければならない。

「これからもっと東京は良くなる」と都民が希望を持てる都政を展開する、そして、日本の未来を明るく照らす「新しい東京」を、都民の共感を得ながらつくっていく。そのための第一歩、礎となるのが、今回策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』 ～2020年に向けた実行プラン～」である。

「2020年に向けた実行プラン」の構成

1 都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

新しい東京

- ① 誰もが安心して暮らし、**希望と活力**を持てる東京
- ② 成長を生み続ける**サステイナブルな**東京
- ③ 日本の成長エンジンとして**世界の中で輝く**東京

セーフシティ

ダイバーシティ

スマートシティ

2 「FIRST戦略」が示す、首都東京の成長戦略

東京が日本の成長のエンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示

「Challenge 4 東京の挑戦」

東京が成長戦略を推進し、サステイナブルな成長を実現するための「4つの挑戦」

| <Challenge I> | <Challenge II> | <Challenge III> | <Challenge IV> |
|---|---|--|--|
| 都内GDP 94.9兆円 ⇒ 120兆円 <small>※都民経済計算 2014年度年報</small> | 訪都外国人旅行者数 1,189万人 ⇒ 2,500万人 <small>※東京都観光客数等実態調査 2015年</small> | 都民の生活満足度 54% ⇒ 70% <small>※都民生活に関する世論調査 2016年</small> | 世界の都市ランキング 3位 ⇒ 1位 <small>※世界の都市総合力ランキング2016 (一般財団法人森記念財団都市戦略研究所)</small> |

「Strategy 5 “FIRST戦略”」

「東京の挑戦」に向け、今後具体的に展開していく「5つの戦略」

⇒ 各戦略の頭文字から「FIRST」とし、「世界で一番」「東京が先頭に立って挑戦」という方向性を提示

| <Strategy I> | <Strategy II> | <Strategy III> | <Strategy IV> | <Strategy V> |
|-----------------------|-------------------------------|------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 金融 F inance | イノベーション I nnovation | 強みを伸ばす R ise | 誰もが活躍 S uccess | 最先端技術 T echnology |

3 東京のFUTURE 明るい東京の未来像の一端を描く 「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」

- ・平成 27 年国勢調査に基づく 2060 年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望
- ・科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通した明るい東京の未来像の一端を提示

【東京の未来に大きな影響を与える事柄の例】

- 科学技術の進歩（IoT、AI、自動運転、ロボット等）
- 働き方・ライフスタイルなどの大きな変化
- 規制緩和
- 人口減少、超高齢社会の進展
- 東京 2020 大会の成功とレガシーの継承

「3つのシティ」と政策の柱

セーフ シティ

もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京

- 政策の柱1 地震に強いまちづくり
- 政策の柱2 自助・共助・公助の連携による防災力の向上
- 政策の柱3 豪雨・土砂災害対策
- 政策の柱4 都市インフラの長寿命化・更新
- 政策の柱5 まちの安全・安心の確保
- 政策の柱6 まちの元気創出
- 政策の柱7 多摩・島しょ地域のまちづくり

ダイバーシティ

誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京

- 政策の柱1 子供を安心して産み育てられるまち
- 政策の柱2 高齢者が安心して暮らせる社会
- 政策の柱3 医療が充実し健康に暮らせるまち
- 政策の柱4 障害者がいきいきと暮らせる社会
- 政策の柱5 誰もが活躍できるまち
- 政策の柱6 誰もが優しさを感じられるまち
- 政策の柱7 未来を担う人材の育成
- 政策の柱8 誰もがスポーツに親しめる社会

スマート シティ

世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京

- 政策の柱1 スマートエネルギー都市
- 政策の柱2 快適な都市環境の創出
- 政策の柱3 豊かな自然環境の創出・保全
- 政策の柱4 国際金融・経済都市
- 政策の柱5 交通・物流ネットワークの形成
- 政策の柱6 多様な機能を集積したまちづくり
- 政策の柱7 世界に開かれた国際・観光都市
- 政策の柱8 芸術文化の振興

分野横断的な政策の展開

東京 2020 オリンピック・パラリンピック
競技大会の成功に向けた取組

多摩・島しょの振興

2020年に向けた実行プラン 事業費一覧

(単位:億円)

| 3つのシティ | | 平成29年度 事業費 | 4か年事業費 (29-32年度) |
|---------------------------------------|----------------------|---------------|---------------------|
| 政策の柱名 | | | |
| セーフシティ ～もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京～ | | 8,400 | 32,200 |
| 政策の柱1 | 地震に強いまちづくり | 4,000 | 14,100 |
| 政策の柱2 | 自助・共助・公助の連携による防災力の向上 | 620 | 2,000 |
| 政策の柱3 | 豪雨・土砂災害対策 | 810 | 3,600 |
| 政策の柱4 | 都市インフラの長寿命化・更新 | 1,600 | 6,800 |
| 政策の柱5 | まちの安全・安心の確保 | 80 | 350 |
| 政策の柱6 | まちの元気創出 | 730 | 3,000 |
| 政策の柱7 | 多摩・島しょ地域のまちづくり | 600 | 2,400 |
| ダイバーシティ ～誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京～ | | 3,300 | 11,200 |
| 政策の柱1 | 子供を安心して産み育てられるまち | 920 | 3,100 |
| 政策の柱2 | 高齢者が安心して暮らせる社会 | 350 | 1,400 |
| 政策の柱3 | 医療が充実し健康に暮らせるまち | 100 | 450 |
| 政策の柱4 | 障害者がいきいきと暮らせる社会 | 340 | 1,700 |
| 政策の柱5 | 誰もが活躍できるまち | 220 | 540 |
| 政策の柱6 | 誰もが優しさを感じられるまち | 540 | 1,400 |
| 政策の柱7 | 未来を担う人材の育成 | 280 | 1,200 |
| 政策の柱8 | 誰もがスポーツに親しめる社会 | 580 | 1,500 |
| スマートシティ ～世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京～ | | 5,600 | 25,500 |
| 政策の柱1 | スマートエネルギー都市 | 760 | 2,700 |
| 政策の柱2 | 快適な都市環境の創出 | 1,000 | 5,600 |
| 政策の柱3 | 豊かな自然環境の創出・保全 | 390 | 2,200 |
| 政策の柱4 | 国際金融・経済都市 | 380 | 1,700 |
| 政策の柱5 | 交通・物流ネットワークの形成 | 2,100 | 9,800 |
| 政策の柱6 | 多様な機能を集積したまちづくり | 220 | 830 |
| 政策の柱7 | 世界に開かれた国際・観光都市 | 430 | 1,700 |
| 政策の柱8 | 芸術文化の振興 | 240 | 1,000 |
| 総計 | | 14,200 | 56,100 |

※事業費は、計数等未整理につき変動することがある。

※事業費は、一般会計、公営企業会計などを含む全会計分である。

※事業費が1,000億円を超える場合、10億円単位を四捨五入して計上している。

※事業費が1,000億円未満の場合、1億円単位を四捨五入して計上している。

※各シティ及び各政策の柱は再掲事業を含めた金額であり、総計は本掲事業のみを積み上げた金額である。

※各シティ及び各政策の柱は、それぞれ四捨五入して計上しているため、各シティの金額は各政策の柱の合計と一致しない。

第 2 章

「3つのシティ」の実現に向けた 政策展開

「3つのシティ」の主な政策

都民の毎日の生活を守る、様々な災害から都民の命や財産を守る、そして、活気とにぎわいにあふれる自分たちのまちに愛着と誇りを感じあえる東京をつくります。

- 安全・安心は、都民の希望と活力の大前提となるものです。都民の生活、命、財産がしっかりと守られ、その安心感が、東京の活気とにぎわいを生み出します。そして、一人ひとりが、活気あふれるまちに愛着と誇りを感じ、自ら率先して地域の安全・安心を守っていくことが、安全・安心・元気な「セーフ シティ」の目指す姿です。
- 首都直下地震や異常気象をはじめとする様々な災害リスクに対して、耐震化・不燃化、無電柱化、河川の整備などの取組を進めます。同時に、消防団、町会・自治会などを活性化し、地域で助け合う取組を強固なものにします。
- 東京 2020 大会に向けたテロ対策や身近な犯罪の防止などにより、治安の良さや生活の安心を実感できる世界一安全な都市を実現します。
- にぎわいや活力があふれる地域社会をつくるため、商店街の振興や多摩・島しょ地域のまちづくりなどに取り組んでいきます。

1 地震に強いまちづくり

地震が起こっても、倒れない・燃えない

- ◇ 電柱のないまちを目指し、都道や区市町村道の無電柱化を進めます。
- ◇ 特定緊急輸送道路沿道建築物*や住宅などの耐震化、木造住宅密集地域*の不燃化を進めます。
- ◇ 橋や上下水道施設、河川・港湾施設の耐震化などを進め、まちのライフラインを確保します。

2 自助・共助・公助の連携による防災力の向上

災害の時でも、困らない・独りではない

- ◇ 災害時の迅速な救出・救助や、支援物資が被災者にスムーズに届く体制をつくります。
- ◇ 災害時に食料や飲み物に困らないよう、家庭や企業での備蓄を進めます。
- ◇ 消防団や町会・自治会、自主防災組織による地域の防災力の向上を図ります。

3 豪雨・土砂災害対策

大雨が降っても、あふれない・くずれない

- ◇ 集中豪雨でも水害が起きないように、河川や下水道の整備を進めます。
- ◇ リアルタイムでの情報発信、官民が連携した大規模地下街の浸水対策など、都市型水害への対策を進めます。
- ◇ 避難体制の確立やがけ崩れを防ぐなどの土砂災害対策を進めます。

4 都市インフラの長寿命化・更新

しっかりと管理するので、まちの機能が変わらない

- ◇ 橋や道路などを適切に補修・補強することで、インフラの安全性と健全度を保ち、寿命を延ばします。
- ◇ 上下水道施設や首都高速道路などを計画的に更新します。

5 まちの安全・安心の確保

どこにいても、守られているから怖くない

- ◇ 防犯カメラの設置や官民一体となったテロ対策、サイバー攻撃対策を進めます。
- ◇ 防犯ボランティアの活動の活性化を図るなど、地域における身近な犯罪等への対策を強化します。

6 まちの元気創出

身近な地域が、活気に満ちて住みやすい

- ◇ 商店街や町会・自治会など地域のコミュニティを活性化し、まちの活力を高めます。
- ◇ 空き家の有効活用や適正管理に取り組む区市町村を支援するなど、住みやすい環境をつくります。

7 多摩・島しょ地域のまちづくり

安全・安心で、活力ある多摩・島しょ

- ◇ 多摩山間・島しょ地域における災害時の代替ルートとなる道路の整備や土砂災害対策などを進めます。
- ◇ 島しょ地域での地震・津波対策や火山災害対策などを進めます。
- ◇ 子育て世代や高齢者も安心して地域で暮らせる、魅力ある多摩ニュータウンの再生に向けた取組を進めます。

都内の無電柱化の推進

地震の時でも道路を塞がず、美しく安全で歩きやすい街にする、無電柱化に向けた取組を進めます。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|--------------------------------|--------|--------------------------------------|
| 東京都無電柱化推進条例案（仮称） | 2017年度 | 策定 |
| 電柱新設の禁止（道路法第37条の適用） | 2017年度 | 都道全線（約2,200km）を指定 |
| センター・コア・エリア*内の計画幅員で完成した都道の無電柱化 | 2019年度 | 完了 |
| 区市町村道の無電柱化への支援 | 2017年度 | 財政・技術支援の拡充開始 （先駆的に低コスト手法を導入する路線等） |

■ 東京都無電柱化推進条例案（仮称）の策定

- ・無電柱化推進法の内容を踏まえ、都が管理する道路を対象に、無電柱化を計画的に進めていく方策や、都道にこれ以上電柱を増やさない取組などを盛り込んだ条例案を策定

■ 電柱新設の禁止（道路法第37条の適用）

- ・道路法第37条により、都道全線（道路延長：約2,200km）を指定し、電柱の新設を禁止

■ センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化

■ 区市町村道の無電柱化について、先駆的に浅層埋設等の低コスト手法を導入する路線や、推進計画策定に対する財政・技術支援を拡充

■ 防災都市づくりや民間開発と連携した無電柱化の促進

- ・防災生活道路を軸とした木造住宅密集地域の無電柱化について、区が取組を支援
- ・都市開発諸制度*を活用し、開発区域に隣接する路線での取組を促進

■ 無電柱化を都民にPR

- ・様々な媒体を活用し、無電柱化の意義や効果を都民に向けて積極的にPR

<整備前>



<整備後>



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------------|----------------------------|----------------|--------|--------|
| 無電柱化推進条例 | 条例案策定、条例制定 | 条例制定による無電柱化の推進 | | |
| 電柱新設の禁止（道路法第37条の適用） | 都道全線を指定 | 都道全線で電柱の新設を禁止 | | |
| センターコアエリア内の無電柱化 | 整備推進 | 整備推進 | 整備完了 | |
| 区市町村への支援拡充 | 支援拡充開始（先駆的に低コスト手法を導入する路線等） | | | 継続的に支援 |

倒れない・燃えないまちの形成

建築物の耐震化や木造住宅密集地域の不燃化、ライフラインの耐震化などを進め、地震に強いまちづくりを進めます。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-------------------|--------|-----------------------------|
| 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 | 2019年度 | 耐震化率90%、かつ特に倒壊の危険性が高い建築物の解消 |
| 住宅の耐震化 | 2020年度 | 耐震化率95%以上 |

■ 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進

- ・個別訪問による働きかけ（ローラー作戦）や改修計画の作成支援、改修費用助成等により取組を促進

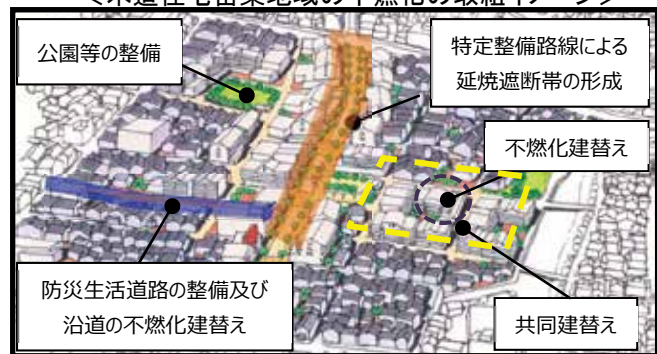
■ 住宅の耐震化の促進

- ・戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村への支援拡充や耐震改修工法の情報提供等により取組を強化
- ・マンションの耐震化に関する継続的な普及啓発や、助成制度の充実等により耐震化を促進

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|----------------------|--------|-----------------|
| 木造住宅密集地域（整備地域*内）の不燃化 | 2020年度 | 不燃領域率70%※ |
| 特定整備路線*の整備 | 2020年度 | 28区間・約25km 全線整備 |

※延焼による焼失率がほぼゼロ

<木造住宅密集地域の不燃化の取組イメージ>



■ 木造住宅密集地域（整備地域内）の不燃化

- ・不燃化特区の取組を促進するとともに、防災生活道路の拡幅整備により、不燃化建替えを促進

■ 特定整備路線の整備を推進

- ・延焼を遮断し、防災上、効果の高い幅員15m以上の都市計画道路の整備を推進

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|---------------------------------------|--------|-----------|
| 配水管の耐震化 (首都中枢・救急医療機関・競技会場等への供給ルート) | 2019年度 | 耐震継手化完了 |
| 下水道管の耐震化 (避難所・ターミナル駅・災害復旧拠点等の施設数) | 2020年度 | 4,155か所完了 |

■ 配水管は、首都中枢等への供給ルートを優先し、耐震継手管への取替えを推進

■ 下水道管は、災害復旧拠点等の排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------------|--------|--|----------------|--------|
| 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 | | 個別訪問による働きかけ、改修計画の作成支援、改修費用助成等 | 耐震化率90% | |
| 住宅の耐震化 | | 戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村への支援等、マンション耐震化への耐震診断・改修への助成等 | | |
| 木造住宅密集地域（整備地域内）の不燃化 | | 不燃化特区制度の運用、戸別訪問による不燃化への働きかけ等 | | |
| 特定整備路線の整備 | | 設計・測量等、用地取得・街路築造工事 | 用地取得・街路築造工事 | 街路築造工事 |
| 配水管の耐震化 | | 耐震継手化 | 首都中枢等への供給ルート完了 | |
| 下水道管の耐震化 | | 下水道管とマンホールの接続部の耐震化 | | |
| | 206か所 | 205か所 | 185か所 | 170か所 |

地域防災力の向上

消防団や町会・自治会、自主防災組織を支援し、地域防災力の向上を図ります。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|------------------------|---------------|---------------------|
| 大規模災害等に対応できる消防団活動体制の構築 | 消防団員の確保 | 2020年度 特別区充足率90%以上 |
| | 消防団相互の連携体制の整備 | 2020年度 整備完了 |
| 自主防災組織の活動活性化 | 2020年度 | 自主防災組織活動支援事業 60団体実施 |

＜消防団員募集ポスター＞

■ 大規模災害等に対応できる消防団活動体制の構築

- ・新たに効果的な募集広報等を展開し、消防団への入団及び理解を促進
- ・個人の生活や能力に応じた活動を行うことができる環境を整備
- ・大規模災害や東京2020大会警戒等における消防団相互の連携体制を整備

■ 自主防災組織の活動活性化

- ・自主防災組織それぞれの課題に防災コンサルタントがアドバイスを実施



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------|----------------|
| 消防団への入団促進 | 効果的な方策の検討 活動環境の検討 | 新たな方策等の展開 活動環境の整備 | 新たな募集広報等の推進 生活や能力に応じた活動を行う団員の入団促進 | |
| 消防団相互の連携体制の整備 | 相互連携に向けた検討 | 区市町村等との調整 | 連携体制の整備・訓練 | 東京2020大会での相互連携 |
| 自主防災組織活動支援事業 | 10団体実施 | 10団体実施 | 20団体実施 | 20団体実施 |

豪雨対策の推進

局所的な集中豪雨などによる浸水被害に対する地域の防災力を高め、安全を確保します。

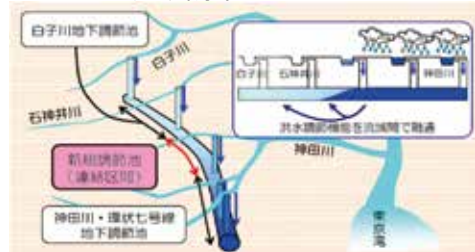
| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-------------------------------|--------|---------------------------------------|
| 都内全域の調節池貯留量（累計） | 2025年度 | 360万m ³ (2013年度末比約1.7倍) |
| 環状七号線地下広域調節池等の整備 | 2025年度 | 13施設新規稼働 |
| 75ミリ対策、50ミリ拡充対策の下水道施設整備（10地区） | 2019年度 | 効果発揮 |
| 大規模地下街の時間75ミリ降雨対策 | 2024年度 | 全9地区で完了 |
| 洪水予報河川*等の指定 | 2024年度 | 10流域 |

■ 東京都豪雨対策基本方針（改定）をもとに、総合的な治水対策を推進

＜目標＞ 区部では時間75ミリ、多摩では時間65ミリの降雨に対応（いずれも年超過確率*1/20）

- ・広域調節池などの整備や、河川と下水道との連携などにより河川からの溢水を防止
- ・甚大な浸水被害が発生している地域などで下水道施設を整備し、浸水被害の防止を目指す
- ・公共施設への一時貯留施設等の設置支援や、洪水浸水予想（想定）区域図の更新など、減災対策を推進

＜広域調節池のイメージ＞



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------|--|--|----------------------|----------|
| 河川からの溢水防止 | 調節池等の整備(2016年度より、環状七号線地下広域調節池など5施設で整備着手) 谷沢川分水路など2施設で整備着手 | | 1施設稼働 | |
| 下水道施設の整備 | 5地区で対策継続 | 大規模地下街の時間75ミリ降雨対策(9地区) 1地区で対策完了 4地区で対策継続 | 2地区で対策完了 2地区で対策継続 | 2地区で対策継続 |
| 減災対策の推進 | 2区域 | 4区域 | 3区域 | 3区域 |

都市インフラの長寿命化・更新

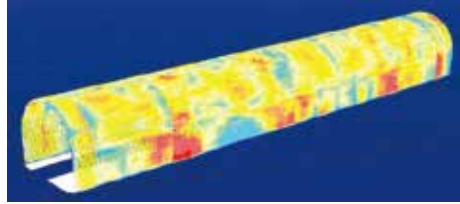
戦略的な維持管理と計画的な更新により、良質な都市インフラを次世代へ継承します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|--------------|--------|-------------------------------|
| 橋梁の予防保全型管理* | 2024年度 | 160橋着手(累計) |
| トンネルの予防保全型管理 | 2024年度 | 26トンネル着手(累計) |
| 下水道管の再構築 | 2029年度 | 100%完了(整備年代の古い都心4処理区16,300ha) |

■ 橋梁及びトンネルの予防保全型管理

- ・最先端技術を活用した点検調査を実施
- ・100年間更新することなく健全な状態に保つことを目指し、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を実施

<先端技術(レーザー測定)を活用した点検調査>



設計時のトンネル断面と比較し、変形を把握(赤色や青色が変形している箇所)



トンネル内の変形を自動計測できる点検車

■ 空洞探査車の活用による路面下空洞調査

- ・地中レーダーによる舗装内部の破損、路面下空洞等の調査により、道路陥没を未然に防止

<空洞探査車>



■ 首都高速道路の維持管理及び大規模更新

- ・首都高速道路1号羽田線、3号渋谷線の大規模更新を計画的に推進
- ・都心環状線の日本橋区間や築地川区間について、国とともに都市再生と連携した高速道路の老朽化対策を検討

<築地川区間における上部空間の活用イメージ>



(出典) 国土交通省ホームページ

<下水道管のリニューアル技術(下水道管の更生工法)>



■ 下水道管の再構築

- ・計画的な補修などにより下水道管を法定耐用年数(50年)より30年程度延命化させるとともに、更生工法の活用を図ることで、整備年代の古い都心4処理区の再構築を推進

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------------|---------|---------------|----------------------|--------------------|
| 橋梁及びトンネルの予防保全型管理 | (点検・調査) | 定期点検の実施 | 1203橋実施 123トンネル実施 | 121橋着手 17トンネル着手 |
| | (長寿命化) | 設計・補修・補強工事の実施 | | |
| 下水道管の再構築 | 717ha完了 | 700ha完了 | 700ha完了 | 700ha完了 |

災害発生時におけるドローン技術活用の検証

★ 多摩地域においてドローン特区を活用し、土砂災害の発生を想定した実証

実験※1を実施

- ・檜原村、奥多摩町、あきる野市において、ドローンから送付される鮮明なリアルタイム画像等を活用し、住民の安否確認手法などを検証



(写真提供) ルーチェサーチ株式会社

※1 第14回東京圏国家戦略特別区域会議(平成28年12月2日)において東京都より提案

テロ対策の強化

人々が安心して東京 2020 大会を楽しめるよう、テロへの脅威に備えます。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|--|--------------|------------------|
| 非常時映像伝送システムの拡充 (非常時に鉄道事業者の防犯カメラ映像を警視庁に伝送) | 2018 年度 | 新たに 3 鉄道事業者と運用開始 |
| 新たな消防活動体制の確立 | 新たな部隊運用の構築 | 2019 年度 完了 |
| | 新たな装備・資器材の整備 | 2019 年度 運用開始 |

■ 官民一体となったテロ対策・サイバー攻撃対策

- ・「非常時映像伝送システム」について、新たに 3 鉄道事業者との運用を開始し、テロ等の発生時における初動対応力を強化
- ・サイバー攻撃の発生に備え、民間事業者と実戦的な訓練を実施

■ テロ災害に対する救出救助体制の充実強化

- ・大規模テロ発生時等でも消防活動体制を確保できる、新たな部隊運用を構築し、迅速な救出救助・救急搬送体制を確立
- ・爆発危険のある現場では、ドローン等の装備・資器材を活用し、安全かつ迅速に活動を展開

■ 東京国際空港テロ対処部隊の庁舎整備

- ・東京国際空港テロ対処部隊の拠点となる庁舎を整備し、羽田空港の警戒警備を強化

< 駅や空港でのテロ訓練 >



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------|---------------------|-------------|------------------------------|-----------------------|
| 非常時映像伝送システムの拡充 | 3鉄道事業者と構築 | 3鉄道事業者と運用開始 | 事業者の更なる拡大 | |
| 消防体制の確立 | 新・部隊運用の調査・分析 | システム構築・試行 | 運用開始・東京2020大会 テストイベントでの検証 | 東京2020大会警戒 |
| | 装備・資器材(ドローン等)の検討・整備 | | 訓練・運用開始 | |
| 東京国際空港テロ対処部隊の庁舎整備 | 設計・工事 | 工事 | 工事・完成 | 東京2020大会におけるテロ対処体制の強化 |

地域コミュニティの活性化

商店街や町会・自治会の活性化を通じ、地域の活力を高めていきます。

■ 商店街の維持発展

- ・商店街が自主的に取り組むイベントや活性化に向けた取組、空き店舗を活用した取組等を支援

■ 町会・自治会の支援の充実

- ・プロボノ（専門技術・能力を活用したボランティア活動）など専門家の派遣により、町会・自治会への加入促進、広報や事業立案など、地域の課題解決を支援

< 第 12 回商店街グランプリ和田商店街の商店街ツアーの様子 >



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------------------|----------|-----------------------|----------|----------|
| 商店街が行うイベント・活性化に向けた取組に対する支援 | 2,300件/年 | 2,300件/年 | 2,300件/年 | 2,300件/年 |
| 商店街の空き店舗を活用した取組への支援 | | モデル事業を新たに行い、その取組成果を波及 | | |
| プロボノなど専門家派遣による町会・自治会支援 | | | 専門家派遣 | |
| | | | 効果検証 | |

多摩・島しょ地域のまちづくり

安全・安心で、活力ある多摩・島しょ地域のまちづくりを推進します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----------------------------|--------|--------------------|
| 「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」の策定 | 2017年度 | 公表 |
| 都営住宅の建替え | 2020年度 | 一部竣工（諏訪団地） |
| 災害時の代替ルート等となる道路整備 | 2020年度 | 約7km完成 約10km事業化 |
| 緊急輸送道路の拡幅整備 | 2020年度 | 川崎街道など約4km整備推進 |

<多摩川南岸道路の開通区間>



- 子育て世代や高齢者も安心して地域で暮らせるために、魅力ある多摩ニュータウン全体の再生に向けた「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」を策定
- 都営住宅では、計画的な建替えによりバリアフリー化など居住の水準向上に取り組むとともに、創出用地をまちづくりに活用し、多摩ニュータウンの再生に貢献
- 災害時の代替ルートとなる多摩川南岸道路などの整備を推進し、集落の孤立化を防止
- 川崎街道などの緊急輸送道路の拡幅整備を推進し、震災時の救助活動及び物資輸送ルートを確認

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------|---------------------------|--|------------------|------------------|
| 多摩ニュータウンの再生 | 多摩ニュータウン地域再生ガイドライン(仮称)策定 | ガイドラインの基本戦略を具体化する検討調査を実施し、市への技術支援等、魅力や再生の取組の情報発信 | | |
| | | 都営住宅の建替えの推進 | | 諏訪団地一部竣工 |
| 災害時の代替ルート等となる道路整備 | 2.6km完成 | 0.9km完成、6.7km事業化 | 0.8km完成、3.3km事業化 | 3.2km完成、0.6km事業化 |
| 緊急輸送道路の拡幅整備 | 川崎街道(日野3・4・3号線)などの用地取得・工事 | | | |

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----------------|--------|---|
| 海底光ファイバーケーブルの整備 | 2019年度 | 5村6島のうち、整備が完了した村から順次超高速ブロードバンドサービスの提供開始 |
| 定期船の就航率向上 | 2020年度 | 大島、小笠原（二見・沖）で就航率97.5%以上 |

- 海底光ファイバーケーブルの整備
 - ・ 5村6島での超高速ブロードバンドサービスの開始による島しょ振興の促進
- 港湾・漁港の静穏化に向けた施設整備を推進し、離島と本土間を結ぶ定期航路の就航率向上

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------------------|----------------------|--|--------|--------|
| 海底光ファイバーケーブルの整備 | (2016年度整備完了:神津島、御蔵島) | | | |
| | | 4島(新島、式根島、利島、青ヶ島)における海底光ファイバーケーブルの整備推進 | | |
| 島しょ地域における航路改善と港湾・漁港の整備 | 元町港他12港 岸壁・防波堤等工事 | | | |

誰もがいきいきと暮らせる、活躍できる、働ける、学べる、安心して子育てができる、そして、誰に対しても温かく、優しい東京をつくります。

- 誰もが希望と活力を持てる東京の基盤となるのは、都民一人ひとりが存分に躍動できる環境です。「ダイバーシティ」、すなわち、「女性も、男性も、子供も、高齢者も、障害者も、誰もが希望を持っていきいきと生活できる、活躍できる都市」「多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市」の実現を目指します。
- 女性も男性も輝く社会を実現するため、待機児童の解消をはじめとする子育て環境の充実や、働き方改革を進め、「ライフ・ワーク・バランス」を社会全体で実現します。
- 年齢を重ねても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会、そして、質の高い医療を受けられ、生涯を通して健康に暮らせる社会を実現します。
- 障害がある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら共に生活する社会の実現、ユニバーサルデザイン*のまちづくりやボランティア文化の定着など、誰もが優しさを感じられる東京をつくります。
- 若者・女性・高齢者などの働く希望を叶えるとともに、東京の未来や日本の成長を支える人材の育成、スポーツの振興にも取り組んでいきます。

1 子供を安心して産み育てられるまち

安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる

- ◇ 保育サービスの拡充や保育人材の確保に取り組み、待機児童の解消を目指します。
- ◇ 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援により、安心して子供を産み育てられる環境をつくります。
- ◇ 周産期・小児医療体制の充実を図ります。

2 高齢者が安心して暮らせる社会

年齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して暮らせる

- ◇ 在宅サービスの充実や介護予防の推進を図るとともに、介護人材の確保などに取り組みます。
- ◇ 特別養護老人ホームや介護老人保健施設、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の施設やすまいの整備を促進します。
- ◇ 専門職で構成するチームが認知症の高齢者を訪問・支援するなど、認知症の人とその家族が、地域で安心して暮らせるよう取組を進めます。

3 医療が充実し健康に暮らせるまち

質の高い医療を受けられ、生涯を通して健康でいられる

- ◇ 超高齢社会に対応できるよう、在宅療養体制や救急医療体制などの医療提供体制の充実や医療人材の確保に取り組みます。
- ◇ 都民一人ひとりの主体的な健康づくりや、糖尿病やがん等の生活習慣病*対策を進めます。

4 障害者がいきいきと暮らせる社会

障害がある人もない人も、お互いに尊重し、共に生活する

- ◇ 地域居住の場や日中活動の場の整備など、障害者が地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ◇ 障害者が能力や適性に応じて安心して働き続けられるような支援を行います。
- ◇ 障害のある子供たちの個性や可能性を伸ばす教育を進めます。

5 誰もが活躍できるまち

誰もが人生と仕事を調和させ、自分らしく活躍できる

- ◇ 長時間労働の削減や休暇取得の促進など、生活と仕事の両立に向けて、働き方の見直しを進めます。
- ◇ 技術面や働き方などの一体的な検討により、快適通勤に向けた取組を進めます。
- ◇ 働きやすい職場づくりやライフステージ・キャリアに合った就業など、女性の活躍を支援します。
- ◇ 多様な就業ニーズを持つ高齢者と企業とのマッチングを進め、高齢者が生涯現役で活躍できるよう支援します。
- ◇ 不本意な非正規雇用者の正規雇用化や処遇改善、人材育成を支援します。

6 誰もが優しさを感じられるまち

いたるところで、まちの優しさを感じられる

- ◇ 道路のバリアフリー化や駅のホームドアの整備など、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- ◇ 東京 2020 大会を契機に、ボランティア文化の定着に向けた取組を進めます。
- ◇ 多様性が尊重され、人権が守られる社会の実現を目指します。
- ◇ 国籍や民族、文化の多様性を理解・尊重し合える、多文化共生社会の実現を目指します。
- ◇ 動物の殺処分ゼロに向けた取組を進めます。

7 未来を担う人材の育成

未来のために、自らの意志で学べる

- ◇ 家庭の経済状況などに左右されることなく、すべての子供が将来への希望を抱いて学び続けられる教育環境をつくります。
- ◇ 学校マネジメント力の強化により、専門家や地域との連携・協働を図り、学校教育の質の向上を実現します。
- ◇ 英語をはじめとする外国語教育や理数教育など、世界を舞台に活躍できるグローバル人材や東京・日本の成長を支える人材を育てます。
- ◇ ひきこもり、ニートなど様々な問題を抱える子供・若者の社会参加を支援します。

8 誰もがスポーツに親しめる社会

都民一人ひとりが、スポーツに親しめる

- ◇ 東京 2020 大会やラグビーワールドカップ 2019™ に向けた開催準備を進め、日本全体の開催気運を高めます。
- ◇ 東京 2020 大会などの国際大会で活躍するアスリートを発掘・育成・強化します。
- ◇ 地域でスポーツを楽しむ環境整備やスポーツ活動を推進する企業への支援など、身近で気軽にスポーツを楽しめ、スポーツの裾野を拡大する取組を進めます。
- ◇ 障害者スポーツの理解や普及の促進に加え、スポーツ施設のバリアフリー化や身近な地域での場の拡大など、障害がある人もない人も共にスポーツを楽しむ環境を整えます。

子供を安心して産み育てられるまち

結婚、妊娠や子育てに関する支援を充実し、地域で安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる社会を実現します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|------------------------|----------------------|--------------------|
| 待機児童の解消 | 2019年度末 | 解消 |
| 保育サービス利用児童数 | 2019年度末 (2020年4月) | 7万人分増(2016年度から4年間) |
| 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築 | 2019年度 | 全区市町村 |

■ 多様な保育サービスの更なる拡充

・整備費・建物賃借料・借地料の補助、公有地活用、物件所有者と保育事業者のマッチングを支援するほか、長時間預かり保育を行う幼稚園の支援、企業による保育施設設置の取組のサポート等を実施

■ 保育人材の確保・育成・定着支援の充実

・就職相談会、職場体験、保育人材コーディネーターによる就職から就職後のフォロー、宿舍借り上げ支援、キャリアアップ補助等を実施

■ 切れ目ない子育て支援の充実や、子供の居場所の確保に取り組む区市町村を支援

・全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、ニーズに応じて継続的な支援を実施
・子供の居場所を設置し、学習支援や食事提供等を行うほか、地域の子供食堂等と連携する取組を支援

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------------|------------------|----------|----------|--------|
| 保育サービスの拡充 | 18,000人増 | 18,000人増 | 17,000人増 | → |
| 保育人材の確保等 | 保育人材の確保・育成・定着を支援 | | | → |
| 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制 | | | 62区市町村 | 62区市町村 |

医療の充実・健康づくりの推進

超高齢社会に対応した医療提供体制を整備するとともに、生涯を通じた健康づくりを推進します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|------------------------------|---------|---------|
| 地域の在宅療養支援体制の整備 | 2025年度末 | 全区市町村 |
| 医療機関における在宅移行の推進(在宅療養支援機能の充実) | 2025年度末 | 全ての中小病院 |

■ 高齢化等に対応した医療提供体制や在宅療養環境の整備

・東京の実情に応じた病床の機能分化と連携を推進
・医療と介護の連携の強化など在宅療養環境の整備を推進
・救急医療提供体制や災害時の医療連携体制の強化

■ 生活習慣病対策や受動喫煙防止対策の推進

・経済団体と連携し、従業員の健康づくりに取り組む企業を支援
・東京2020大会の開催に向け、受動喫煙*防止対策を推進

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------|----------------------|--------|--------|--------------|
| 地域の在宅療養支援体制の整備 | 医療と介護の多職種連携等の基盤整備を支援 | | | → |
| 受動喫煙防止対策 | 受動喫煙防止対策を推進 | | | → 東京2020大会開催 |

高齢者が安心して暮らせる社会

高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、適切な医療・介護・介護予防・すまい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|------------------|---------|--------|
| 特別養護老人ホームの整備 | 2025年度末 | 定員6万人分 |
| 認知症高齢者グループホームの整備 | 2025年度末 | 定員2万人分 |

■ 住み慣れた地域での継続した生活を支える支援体制の構築

- ・在宅サービスを充実するとともに、区市町村における介護予防の取組の強化、医療と介護の連携の推進、NPO等による地域貢献活動の推進等を実施

■ 高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいの整備を促進

- ・都独自の支援策を充実し、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を促進
- ・低所得高齢者等を対象にすまいの確保と生活支援を一体的に行う区市町村の取組等を支援

■ 認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるよう、支援を充実

- ・専門職で構成するチームによる訪問支援、医療と介護の連携体制の整備、若年性認知症の人に対する適切な支援の推進、行動・心理症状に着目したケアプログラムの開発等を実施

■ 介護人材等の確保・育成・定着支援の充実

- ・就職説明会や職場体験の実施、潜在的有資格者の就業促進等に取り組むとともに、事業者のキャリアパス導入や宿舍借り上げによる処遇改善、ロボット介護機器導入による負担軽減等を支援

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------------|---|---------------------------------------|--------|--------|
| 介護予防の取組 | 東京都介護予防推進支援センター(仮称)の開設(人材育成、リハビリ専門職の派遣、相談支援等により区市町村を支援) | | | |
| 特別養護老人ホームの整備 | 入所者 49,588人 | 第7期東京都高齢者保健福祉計画(2018~2020年度)の達成に向けた取組 | | |
| 認知症高齢者グループホームの整備 | 入居者 12,087人 | 第7期東京都高齢者保健福祉計画(2018~2020年度)の達成に向けた取組 | | |
| 介護職員の確保等(キャリアパス導入促進) | 導入事業所 1,000事業所(導入後最長5か年の補助) | 専門人材育成・定着促進助成金 | | |

障害者がいきいきと暮らせる社会

障害者が地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、能力や適性に応じて働き、自立した生活ができるよう、障害者雇用・就労等を促進します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|------------------|---------|--------|
| 障害者雇用 | 2024年度末 | 4万人増 |
| 障害者に対する就労・職場定着支援 | 2020年度末 | 6,000人 |

■ 地域居住の場や日中活動の場を整備するとともに、障害特性に応じた支援を充実

■ 一般就労や職場定着の支援、福祉施設における工賃*向上に向けた取組の推進

- ・障害者雇用に取り組む中小企業等の支援や、障害者に対する身近な地域での就労面と生活面の一体的な支援の推進、福祉施設の受注拡大に向けた取組等を支援

■ 都立特別支援学校で、個性や可能性を伸ばす教育や障害の程度に応じた重層的な職業教育を実施

■ 共生社会の実現に向け、障害者への理解促進や合理的配慮*の提供に向けた取組を推進

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------|--|-------------|--------------|----------------|
| 障害者就労支援センター(又は窓口)の設置の推進 | 53区市町村 | 56区市町村 | 59区市町村 | 62区市町村 |
| 職場内障害者サポーターの養成 | 養成研修受講者300名 | 養成研修受講者300名 | 実績を踏まえて支援を検討 | |
| 都立特別支援学校職能開発科の増設 | 設置検討・設置準備 | | | 2026年度までに8校を設置 |
| 障害者への理解促進 | 民間事業者・都民向けシンポジウムの実施、ヘルプマーク・ヘルプカードの広域的な普及 | | | |

ソーシャルファームの推進

障害者等の雇用や社会参加を促進するため、ソーシャルファーム*の取組を支援します。

■ 障害者が職場で活躍できる環境の普及

- ・特色ある優れた障害者雇用の取組を行う企業を表彰するとともに、好事例を発信

■ 企業的手法を活用し福祉施設における製品の開発や販路の拡大を支援

- ・専任のコーディネーターを配置し、福祉施設とCSR*活動に取り組む企業とのマッチング等を支援

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------|---|--------|--------|--------|
| 企業の表彰 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |
| 企業CSR等連携促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置 ・企業・障害関係者を含めた運営連絡会の開催 ・企業CSR活動と障害者施設・団体との連携の促進 | | | 連携の定着 |

ライフ・ワーク・バランスの充実

長時間労働の削減や休暇取得の促進など、生活と仕事の両立に向け、働き方の見直しを進めます。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|--------------------------------------|--------|--------|
| 就学前の児童をもつ父親の家事・育児時間の増加 | 2024年度 | 3時間/日 |
| 「男性も家事・育児を行うことは当然である」というイメージを持つ都民の割合 | 2020年度 | 70% |
| 働き方改革の推進（働き方改革宣言企業） | 2020年度 | 4,000社 |

■ 男性の家事・育児への参画

- ・父親と母親が共に参加できるシンポジウム（パパママサミット（仮称））を実施

■ 育児や介護と仕事の両立

- ・法を上回る育児休業制度と在宅勤務制度の複数の制度を導入するなどの企業の雇用環境改善を支援
- ・介護と仕事の両立の取組や社員の支援方法などのアドバイスなどを行うため新たに相談窓口を設置

■ 働き方の見直し

- ・目標と取組内容を宣言書に定め全社的に取り組む「TOKYO 働き方改革宣言企業」を普及するとともに、ノウハウなどを共有するための交流会を新たに実施
- ・テレワークなど企業の柔軟な働き方を推進するため、国と連携して相談・情報提供等を行うワンストップ窓口としてテレワーク推進センター（仮称）を整備
- ・在宅勤務を導入した企業の協力を得て、その効果を取りまとめ、発信するプロジェクトを実施し、その成果を、ライフ・ワーク・バランスを進めるための手引きである「実践プログラム」にも反映し普及

<TOKYO 働き方改革宣言書>



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------|-----------|-------------------|--------------|--------|
| 男性の家事・育児参画（パパママサミット（仮）） | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 雇用環境の改善（育児や介護と仕事の両立など） | 300社 | 300社 | 実績を踏まえて支援を検討 | |
| 働き方改革宣言企業 | 1,000社 | 1,000社 | 1,000社 | 1,000社 |
| 在宅勤務の普及 | プロジェクトの実施 | 「実践プログラム」による成果の普及 | | |

※都庁から残業ゼロに向けた取組を率先して実施

女性の活躍推進

女性が働きやすい職場環境の整備やライフステージ・キャリアに合った就業を進め、社会で幅広く能力を発揮し、活躍できる社会を実現します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|----------------------|--------|---------|
| 女性（うち25～44歳）の有業率*の上昇 | 2022年 | 78% |
| 都の支援による就職者（女性） | 2020年度 | 11,500人 |

■ 女性の活躍推進

- ・女性活躍分野の様々なゲストを交え、知事自ら発信する訴求力のあるシンポジウムを実施
- ・女性が働き続け、キャリアアップ等への意欲を持てるよう女性従業員の交流会を実施

■ 女性の再就職支援・就業拡大

- ・国や関係機関等と連携し、就職面接会や就業に関する情報提供等を行うイベントにおいて、子供と一緒に参加できる「働く」をテーマにした企画やキャリアカウンセリングを新たに実施

■ 多摩地域における就職支援

- ・身近な地域での就職を望む子育て期の女性を対象に、新たにマザーズハローワーク立川と連携して再就職を支援

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------|--------|--------|--------------|--------------|
| 女性の活躍推進シンポジウム | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 就業拡大イベントの実施 | 4回 | 4回 | 実績を踏まえて支援を検討 | |
| 多摩地域における就職支援 | 50名 | 50名 | 50名 | 実績を踏まえて支援を検討 |

高齢者の雇用就業の促進

多様な就業ニーズを持つ高齢者が生涯現役で活躍できるよう支援します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|----------------------|--------|---------|
| 高齢者（うち60～69歳）の有業率の上昇 | 2022年 | 56% |
| 都の支援による就職者（高齢者） | 2020年度 | 16,500人 |

■ 高齢者の多様な働き方

- ・雇用のミスマッチにより就職に結びつかない高齢者や就職活動に踏み出せない高齢者に対し、ハローワークと連携し、キャリアチェンジ等に向けたセミナーを新たに開催
- ・シルバー人材センターを通じ、高齢者の就業機会及び地域の保育等の人材を確保

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------------|
| キャリアチェンジ等に向けたセミナー | 1,800人 | 1,800人 | 1,800人 | 1,800人 |
| シルバー人材センターを通じた保育人材等の確保 | 3区市町村 | 3区市町村 | 3区市町村 | 実績を踏まえて支援を検討 |

快適通勤に向けた取組の推進

技術面や働き方などの一体的な検討による、快適通勤に向けた取組を推進します。

■ 快適通勤の検討・推進

- ・鉄道事業者との連携や働き方に関する検討などにより、快適通勤に向けた対策を推進
- ・都営交通では、車両編成の増備と併せ、新技術の開発動向も注視しながら更なる対策を検討

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------|--------------------------------|--------|--------|--------|
| 快適通勤に向けた取組の推進 | モデル事業等の実施 技術面・働き方等の対策の検討・実施 | | | → |

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

東京 2020 大会の開催を契機に、道路や鉄道駅でのバリアフリー化をはじめ、ハード・ソフト両面から、全ての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|---------------------------------|---------|-----------|
| 東京 2020 大会の会場のバリアフリー化 | 2020 年 | 完了 |
| 競技会場や観光施設周辺等の都道のバリアフリー化 | 2019 年度 | 約 90 km完了 |
| 駅や生活関連施設等を結ぶ都道のバリアフリー化 | 2024 年度 | 約 90 km完了 |
| 駅のホームドア整備（競技会場周辺等の主要駅、空港アクセス駅*） | 2020 年 | 完了 |
| 駅のエレベーター整備による 1 ルートの確保（地下鉄全駅） | 2019 年度 | 完了※ |

※構造上、エレベーターの整備が困難な駅等を除外

- 東京 2020 大会の会場について、より高いレベルのバリアフリー化を完了
- 都道において、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進
- 駅のホームドア整備や、駅出入口からホームまで段差なく移動できる 1 ルートの確保を加速
- 住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修等を行う区市町村を支援
- 心のバリアフリー及び情報バリアフリーの推進に向けた取組を行う区市町村を支援

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------------------|---------------|---------------|----------------------|------------------|
| 東京2020大会の会場のバリアフリー | (会場ごとに) | 実施設計・工事 | テストイベント バリアフリー化完了 | 東京2020大会開催 |
| 競技会場や観光施設周辺等の都道のバリアフリー | 22km整備 | 30km整備 | 15km整備 完了 | 東京2020大会開催 |
| 駅や生活関連施設等を結ぶ都道のバリアフリー | 6km整備 | 6km整備 | 13km整備 | 14km整備 |
| 駅のホームドアの整備（主要駅等） | 5駅実施予定 | 7駅実施予定 | 5駅実施予定 | 完了 東京2020大会開催 |
| エレベーター整備による 1 ルート化（地下鉄全駅） | 整備促進 | 整備促進 | 整備完了 | |
| 住民参加による点検及び点検後の整備支援 | 点検20/整備10区市町村 | 点検25/整備20区市町村 | 点検5/整備20区市町村 | 東京2020大会開催 |

<車いす席のサイトライン(可視線)確保>



<道路のバリアフリー化>



<ホームドア整備事例(京王新宿駅)>



動物愛護の取組の推進

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物の殺処分ゼロに向けた取組を推進します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|------------|---------|--------|
| 動物の殺処分数の減少 | 2019 年度 | 殺処分数ゼロ |

- 動物引取数の減少や譲渡機会の拡大に向けた取組を推進

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------|--------------------------------|--------|--------|--------|
| 動物の殺処分ゼロに向けた取組 | 引取数減少、譲渡機会の拡大、動物愛護相談センターの機能の強化 | | | |

全ての子供が学び成長し続けられる社会の実現

子供の可能性を広げるために、経済的な面も含めた教育環境を整備します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-------------------|--------|-----------------|
| 全国学力・学習状況調査での下位層 | 2020年度 | (小・中) 全教科 30%未満 |
| 授業を理解できていないと思う高校生 | 2021年度 | 15%未満 |

■ 高校生等を対象とした給付型奨学金制度等の創設・拡充

■ 基礎・基本を確実に習得させる取組の推進

- ・ 児童・生徒の学習状況等の把握や補習体制構築を進めるため、「学力向上担当教師（仮称）」を配置
- ・ 生徒が夢や目標の実現に向けて努力できるよう意欲を喚起し、組織的に学習を支援する「ゆめナビプロジェクト（仮称）」や、放課後等に外部人材を活用して学習支援を行う「校内寺子屋」を実施

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------|--------|------------|-----------|--------|
| 学力向上担当教師（仮称）の配置 | 25校 | 成果検証・拡充 | | |
| ゆめナビプロジェクト（仮称） | 都立10校 | | 成果検証・拡充検討 | |
| 校内寺子屋 | 都立10校 | 都立80校程度に拡大 | | |

グローバル人材・理数人材の育成

外国人指導者による英語指導、留学支援等により、実践的な英語力等を身に付けさせます。また、理数好きの子供たちの裾野を広げるとともに、科学技術分野に高い関心・知識を持つ児童・生徒を育成します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|--|--------|------------|
| 生徒の英語力（中学生：英検3級程度、高校生：英検準2級程度） | 2020年度 | 60% |
| 海外留学の支援 （都立高校、私立高校、都立産業技術高等専門学校、首都大学東京） | 2020年度 | 累計 5,050人※ |
| 理数研究ラボ（仮称）で理数への興味・関心が向上した受講生徒 | 2020年度 | 90%以上 |

※2016年度以前の実績を含む

■ 英語教育における外国人指導者の配置

- ・ JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）等を都立・私立高校等で活用

■ 「生きた英語」を学ぶ環境の充実

- ・ 英語を使用する楽しさや必要性を体感できる「英語村（仮称）」の開設に加え、英語の授業以外で英語を使用する「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プログラム（仮称）」を導入

■ 小学校英語教科化に向けた英語教育の推進

- ・ 英語教育推進地域等の取組により、教員の指導力・英語力を高めるとともに、英語指導を行う教員の在り方を検証し、指導体制を構築

■ 理数に秀でた人材の発掘と育成

- ・ 大学や研究機関との連携により、最先端の実験・講義を行う理数イノベーション校等の指定や、理数への興味・関心を持つ生徒が研究者と高度な研究活動を行う理数研究ラボ（仮称）を実施

<JET青年による授業>



<都独自の英語教材

「Welcome to Tokyo」>



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 海外留学の支援 | 737人(都立高等の合計) | 737人(都立高等の合計) | 737人(都立高等の合計) | 737人(都立高等の合計) |
| JET青年の活用 | 220人(全都立高校等) | | 順次拡充 | |
| 英語村（仮称） | 開業準備 | 開業 | 順次充実 | |
| 小学校の英語教科化 | 推進地域事業・指導資料配布 | 先行実施 | | 全面实施 |
| 理数研究ラボ（仮称） | 3講座(90人) | 3講座(90人) | 成果検証・拡充 | |

世界のメガシティとして、日本の首都・経済のエンジンとして、大都市が抱える課題を解決し、そして、国際的な都市間競争に勝ち抜く成長を生み続け、活力にあふれ、サステイナブル、持続可能な東京をつくります。

- 激化する国際的な都市間競争に勝ち抜き、世界の中で輝き続け、日本の成長のエンジンであり続けるサステイナブルな東京を実現していくため、タイムリーな成長戦略を果敢に展開することが必要です。
- 東京 2020 大会を契機に、低炭素社会の実現に向けた環境技術の更なるイノベーションや、食品ロス*対策を含めた環境配慮型ビジネスモデルへの改革を促します。
- 国際金融都市・東京の実現や、中小企業の技術革新、起業・創業の促進、外国人旅行者の受入環境整備など、東京ひいては日本の持続的な成長を生み出す取組を積極的に行います。
- 2020 年以降も見据えて、陸・海・空の交通・物流ネットワークを一層充実させ、東京の都市活動を支える交通インフラを強化します。

1 スマートエネルギー都市

世界をリードする、スマートエネルギー都市を目指そう

- ◇ 住宅・ビルなどにおける、LED*照明をはじめとする省エネ機器の普及に向けた取組を進めます。
- ◇ 家庭のエネルギー消費量の削減に向け、エコハウスの普及を図ります。
- ◇ 次世代自動車、水素ステーション*、家庭用燃料電池*などの導入を支援します。
- ◇ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を拡大します。

2 快適な都市環境の創出

クール・クリーンで、快適な都市をつくろう

- ◇ 東京 2020 大会に向けた暑さ対策などに集中的に取り組めます。
- ◇ 食品ロスの削減などを推進し、“もったいない”の意識のライフスタイルへの定着を進めます。
- ◇ 河川・運河等の水質改善や大気環境の更なる改善を進め、東京の快適な都市環境を次世代に継承します。

3 豊かな自然環境の創出・保全

水と緑に囲まれた、自然を感じられるまちをつくろう

- ◇ 公園や街路樹の整備、水辺の緑化などを進め、花や緑でまちを彩ります。
- ◇ 都市農地の保全・活用、多摩の森林の保全・再生など、都内に残された貴重な緑を守ります。
- ◇ 生態系に配慮した緑化や自然公園の活用により、生物多様性保全の取組を進めます。

4 国際金融・経済都市

日本経済を牽引する、国際金融・経済都市を目指そう

- ◇ 資産運用業やFinTech*企業を中心とした外国企業の誘致など、国際金融都市・東京の実現に向けた取組を進めます。
- ◇ 国家戦略特区制度を徹底活用し、国際ビジネス環境や外国人の生活環境の整備を進めます。
- ◇ ベンチャー企業の更なる成長や若者・女性・高齢者など幅広い層の起業・創業を支援します。
- ◇ 中小企業の海外展開や事業承継・事業再生などを支援します。
- ◇ 東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報の提供など、全国の中小企業の受注機会の拡大を支援します。
- ◇ 東京産の農産物や伝統工芸品など、東京のブランディングを推進し、国内外に発信します。

5 交通・物流ネットワークの形成

ヒトやモノの流れがスムーズな都市をつくろう

- ◇ 三環状道路、骨格幹線道路などの広域的な道路ネットワークや公共交通ネットワークの整備を進めます。
- ◇ 国内外の物流拠点としての東京港の機能を強化します。
- ◇ 増大する航空需要に対応するため、羽田空港の容量拡大や国際化を一層進めます。
- ◇ 安全で快適な自転車利用環境や水上交通ネットワークの充実を図ります。

6 多様な機能を集積したまちづくり

首都東京の成長を支える、活力あふれるまちづくりを進めよう

- ◇ 民間事業者による都市再生プロジェクトや都有地を活用した拠点づくりを進め、都市機能の高密度な集積を図ります。
- ◇ 都心の拠点駅などにおいて、周辺のまちづくりと一体となった整備を進めます。
- ◇ 首都にふさわしい美しく風格ある都市景観の形成を図ります。

7 世界に開かれた国際・観光都市

世界に開かれた、人々をひきつける、国際・観光都市になろう

- ◇ 東京を訪れる外国人旅行者を、リピーター客も含めて大幅に増やします。
- ◇ 東京を訪れる人の観光消費を促し、観光を東京の有力産業へと発展させていきます。
- ◇ 多言語対応やICT*を活用した観光案内、トイレの洋式化など、外国人旅行者が快適に滞在できる環境を整備します。
- ◇ 多摩・島しょなど、東京が持つ多彩な魅力を生かし、地域ならではの観光資源を発信します。
- ◇ 海外都市との交流・協力による共通課題の解決と、東京の魅力発信を通じて、国際社会におけるプレゼンスを高めます。

8 芸術文化の振興

伝統と現代が融合する、世界のどこにもない、文化都市を目指そう

- ◇ 「東京キャラバン」をはじめとする、東京 2020 大会に向けた様々な文化プログラム*を展開します。
- ◇ 世界に通用する若手芸術家の発掘・育成や誰もが気軽に参加できる芸術文化イベントの開催などを支援します。
- ◇ 都内各地域の芸術文化資源の集積を活用し、芸術文化拠点の魅力を高めます。

スマートエネルギー都市

LED照明の普及などの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進や水素社会実現に向けた取組の推進により、地球温暖化対策を積極的に進めます。

| 主な政策目標 | 目標年次※1 | 目標値※1 |
|--------------------|--------|-------------|
| 都有施設におけるLED照明普及率※2 | 2020年度 | おおむね100% |
| 都内エネルギー消費量 | 2030年 | 2000年比38%削減 |
| 都内温室効果ガス排出量* | 2030年 | 2000年比30%削減 |
| 再生可能エネルギー電力利用割合 | 2020年 | 15%程度 |

※1 目標年次及び目標値で暦年表示している箇所の集計等は年度単位で実施
 ※2 LED照明を導入した施設の割合



■ 照明のLED化推進

- ・家庭へのLED電球普及、ビル・工場等へのLED照明導入支援や都有施設における率先導入

■ 省エネルギー対策の推進

- ・エコハウスの普及、既存住宅に対する高断熱窓改修を支援
- ・大規模事業所に対するキャップ&トレード制度*、中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度*による省エネルギー対策を推進
- ・次世代自動車等の導入支援、都有施設のZEB*（ゼロ・エネルギー・ビル）化を推進

■ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・太陽光発電や熱利用システムの導入支援、自立型ソーラースタンド*の普及、都有施設における再生可能エネルギー導入を推進
- ・東京ソーラー屋根台帳*による普及啓発や情報発信を実施

■ 水素社会実現に向けた取組の推進

- ・水素ステーション*、燃料電池*自動車・バス及び家庭用燃料電池等の導入支援、CO₂フリー水素*の都内での利用を推進

<電球型LEDランプ(例)>



(出典)経済産業省ホームページ

<エコハウスのイメージ>



(出典)国土交通省資料

<自立型ソーラースタンドのイメージ>



(画像提供)大日本印刷株式会社

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------|--------|--|------------------------------|------------------------|
| 照明のLED化推進 | | 家庭へのLED電球普及、ビル・工場等へのLED照明の導入支援 | | → 都有施設の普及率 おおむね100% |
| | | | 都有施設への率先導入 | |
| 省エネルギー・地球温暖化対策の推進 | | エコハウスの普及、高断熱窓改修支援、温対報告書制度の運用、次世代自動車等の導入支援、都有施設ZEB化推進 | | → 次期計画期間 |
| | | | キャップ&トレード制度の運用(第2計画期間) | |
| 再生可能エネルギーの導入促進 | | 再生可能エネルギーの導入支援、自立型ソーラースタンドの普及 | | → |
| | | | 普及啓発・情報発信 | |
| 水素社会実現に向けた取組の推進 | | 水素ステーション、燃料電池自動車・バス、家庭用燃料電池等の導入支援 | | → 都内利用の推進 |
| | | | CO ₂ フリー水素に係る調査研究 | |

“もったいない” 食品ロスの削減

“もったいない” 食品ロスの削減など、持続可能なライフスタイルへの転換を図ります。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|---|--------|------------------|
| 2030年度までに食品ロス半減を達成するための「食品ロス削減・東京方式」の確立 | 2020年度 | 「食品ロス削減・東京方式」の確立 |

■ 加工・流通に係るビジネスモデルの変革

- ・ステークホルダー会議における食品ロス削減の検討
- ・流通段階における食品ロス実態調査の実施
- ・防災備蓄食品の有効活用の検討

■ 消費行動から供給側を変える取組と家庭の食品ロス削減

- ・「食べずに捨てるなんてもったいない(仮称)」キャンペーンの実施による消費者への意識啓発

＜食品ロスの概要＞

| 部門 | 主な原因 |
|----|---|
| 消費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鮮度志向 ● 買い過ぎ ● 賞味期限と消費期限の理解不足 ● 食べ残し など |
| 流通 | <ul style="list-style-type: none"> ● 賞味期限 ● モデルチェンジ ● 季節商品 ● 包装の印字ミス など |
| 加工 | <ul style="list-style-type: none"> ● 賞味期限 ● モデルチェンジ ● 季節商品 ● 包装の印字ミス など |

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
|-----------|--------|-------------------------|---------------------------------|------------------|--|
| 食品ロス削減の推進 | | ステーキホルダー会議における食品ロス削減の検討 | | 「食品ロス削減・東京方式」の確立 | |
| | | 流通段階における食品ロス実態調査 | | | |
| | | | 防災備蓄食品の有効活用に向けた仕組みづくり | | |
| | | | 「食べずに捨てるなんてもったいない(仮称)」キャンペーンの実施 | | |
| | | 企業との連携 | 他企業へ取組を普及 | | |
| | | | 消費行動の見直しを促す取組の実施 | | |

暑さ対策の推進

ヒートアイランド対策とともにクールエリアの創出などの暑熱対応策を推進し、都市の熱環境を改善します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|----------------------|--------|----------|
| クールエリアの創出(競技会場周辺など) | 2019年度 | 6エリア程度 |
| 都道での遮熱性舗装*・保水性舗装*の整備 | 2020年 | 累計約136km |

＜街中での暑さ対策＞



■ 真夏でも快適に街歩きができるエリアの形成

- ・クールエリアの創出や、街路樹の計画的な剪定による緑陰の確保

■ 緑の創出・保全

- ・公園・緑地の整備や、水辺空間の緑化、都市農地の保全などを推進

■ 路面温度上昇及び人工排熱の抑制

- ・遮熱性舗装等の整備や、次世代自動車の普及を促進

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------|--------|--------|--------|------------|
| クールエリアの創出 | 2エリア程度 | | 順次拡大 | 6エリア程度創出 |
| 遮熱性舗装等の整備 | 約10km | 約10km | 約10km | 累計約136km整備 |

アジア・ナンバーワンの国際金融都市の実現

東京をアジア・ナンバーワンの国際金融都市とするため、金融の活性化に向けた抜本的な対策を検討のうえ着実に推進します。あわせて、海外金融系企業の誘致に関し速やかに着手できる対策を実行し、誘致を加速させます。

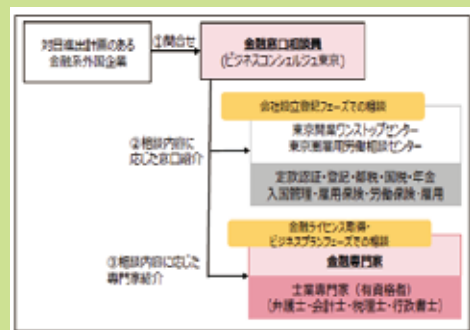
■ アジア・ナンバーワンの国際金融都市・東京の実現に向けた抜本的な対策の推進

- ・「国際金融都市・東京のあり方懇談会」において、ビジネス・生活環境の整備（税制の見直し等）、市場への参入の促進（FinTech や新興資産運用業者の育成等）、世界の投資家に優しい市場の構築（受託者責任の徹底等）など、金融の活性化に向けた抜本的な対策を検討したうえで、平成 29 年中に構想をとりまとめ、着実に推進

■ 海外金融系企業の誘致の加速化

- ・都、金融庁、民間事業者等で構成された「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」における検討をもとに平成 28 年 12 月にとりまとめた、海外金融系企業による日本への進出、進出後の手続、生活環境の各段階にわたる支援に関する当面の対応を実施し、誘致を加速
- ・日本への進出に関しては、ビジネスプラン策定等に係る無償コンサルティング、FinTech 企業と国内金融機関等とのマッチング支援、補助制度の新設等により、進出を後押し
- ・進出後の手続に関しては、ビジネスコンシェルジュ東京での「金融ワンストップ支援サービス」や東京開業ワンストップセンターにおける英語申請対応の導入、ライセンス取得手続等に関する英語解説書の作成等により、日本での負担を緩和
- ・生活環境に関しては、特区を活用した家事支援外国人材の受入促進、特区の外国医師特例を活用した診療サービスの充実化、高水準プログラムのインターナショナルスクール誘致推進、余暇の充実等、外国人が暮らしやすい環境の整備を促進

＜金融ワンストップ支援サービス＞



■ 金融市場の活性化に寄与する取組

- ・グリーンボンド*を発行し、地球温暖化をはじめとした環境対策への取組に対する資金循環を形成するとともに、企業や個人の金融資産の運用手段の多様化を促進
- ・世界に伍して活躍できる金融専門人材の養成に向けて、首都大学東京大学院ビジネススクールの「高度金融専門人材養成プログラム」を着実に推進

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------------------|---|---|--------|--------|
| 国際金融都市の実現に向けた新たな構想の策定・推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会における検討 ・構想策定 | 構想に基づいた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス・生活環境整備 ・市場参入の促進 ・世界の投資家に優しい市場の構築 | | |
| グリーンボンドの発行 | グリーンボンド発行 | 発行 | 発行 | 事業継続 |

特区制度等の活用による外国企業誘致の加速化

特区制度の徹底活用等により、東京に、I o T*、人工知能（A I*）等の第4次産業革命関連企業に加え、資産運用・FinTech 企業など金融系の外国企業の誘致を加速化させ、国内企業の生産性向上に貢献します。

| 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----------------------|--------|--------|
| 都による金融系外国企業誘致数 | 2020年度 | 40社 |
| 都によるIoT分野等の外国企業誘致数 | 2020年度 | 40社 |
| 都による外国企業と都内企業の引き合わせ件数 | 2020年度 | 1,000件 |
| 東京都誘致分も含めた外国企業誘致数 | 2020年度 | 400社 |

■ 東京都による金融系関連、第4次産業革命関連の外国企業誘致の加速化

- ・東京の有力な地場産業である資産運用業の活性化により、東京の経済の発展に加え、中小企業や成長分野の発展を底支えする好循環を生むこと、FinTech企業の誘致により都民の利便性の向上や東京の経済の成長力強化に貢献することを狙いとした金融系外国企業の誘致を加速化
- ・東京における更なるイノベーションの創出を図るため、外国政府等との連携強化により、IoT、ビッグデータ、AI等の先端技術を持つ多国籍企業のアジア業務統括拠点及び研究開発拠点の誘致を加速化
- ・外国企業と都内企業とのビジネスマッチング機会の創出を図り、新製品・サービスの共同開発や業務提携等を促進することにより、都内中小企業等の成長を促す

■ 国家戦略特区を活用した国際ビジネスプロジェクトの推進

- ・東京駅周辺では、大手町から兜町地区を高度金融人材が集積するショーケース化を図るため、都市計画法等の特例による金融系外国企業の集積促進に資する交流支援拠点の整備、外国医師特例を活用した診療サービスの提供、高度水準プログラムを提供するインターナショナルスクールの誘致等を推進
- ・虎ノ門地区では、外国人を呼び込む「職住近接の空間」づくりのため、都市計画法等の特例による地下鉄日比谷線新駅・バスターミナル、外国人ニーズに対応した住宅、高水準プログラムを提供するインターナショナルスクールの誘致等を推進

<東京駅周辺における国際ビジネスプロジェクト>



- ・池袋駅周辺では都市計画法等の特例により庁舎跡地等を活用した国際的な文化情報発信拠点、田町・品川駅周辺では同特例等によりJR新駅を核とした新たな賑わい交流拠点の形成等を推進

■ 東京開業ワンストップセンター等の改革によるビジネス支援の強化

- ・東京開業ワンストップセンターにおける英語申請対応の導入、サテライト相談窓口の開設、ビジネスコンシェルジュ東京における「金融ワンストップ支援サービス」の提供によりビジネス支援を強化

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 都による金融系外国企業誘致 | 10社 | 10社 | 10社 | 10社 |
| 都によるIoT分野等の外国企業誘致 | 10社 | 10社 | 10社 | 10社 |
| 都による外国企業と都内企業の引き合わせ件数 | 250件 | 250件 | 250件 | 250件 |
| 東京都誘致分も含めた外国企業誘致 | 100社 | 100社 | 100社 | 100社 |

成長創出に向けた新たなイノベーションの促進

中小企業が自社の高度な技術やIoT・AIなどの新たな技術を活用し、成長産業分野への参入やイノベーションの創出が行えるよう支援します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|------------------------|--------|------|
| 都の支援による中小企業の成長産業分野への参入 | 2020年度 | 700件 |
| 都の支援による中小企業のIoT化推進 | 2020年度 | 28件 |

■ 日本を牽引する新たなイノベーションの創出

- 成長産業分野等において、先進企業が持つ技術や特許等と中小企業の優れたアイデアなどを結び付ける開発プロジェクトを支援

■ IoTなど先端技術を活用した産業の活性化

- IoTなどを活用した工場の生産性向上や製品の品質化、先端技術を活用した新製品の開発による事業参入等、中小企業のチャレンジを支援

<IoTのイメージ>



(画像提供)ピクスタ

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------|--------|--|--------|--------|
| 中小企業のIoT化開発支援 | 4社 | IoT機器・ソフト等の開発支援(単年度支援、16社支援) 4社 | 4社 | 4社 |
| | 4社 | 4社 | 4社 | 4社 |
| | | 中小工場などのIoT化推進のためのシステム開発支援(3年間支援、12社支援) | | |
| | | 4社 | 4社 | |

世界に羽ばたくベンチャー企業の創出と東京の産業の魅力発信

グローバル展開を目指すベンチャーや起業を目指す女性を積極的に支援し、起業・創業を促進するとともに、中小企業の海外展開を支援します。また、東京の産業の魅力を国内外に発信します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|---------------------|--------|---------------|
| 都内の開業率向上 | 2024年度 | 10%台(米国・英国並み) |
| 都の支援により起業を目指す女性数 | 2020年度 | 500人/年 |
| 都の支援による中小企業の海外展開の実現 | 2020年度 | 1,500件 |

■ 世界に通用するベンチャーの創出

- グローバル企業への成長を目指すベンチャー企業を支援

■ 女性の起業に向けたきめ細やかな支援

- 女性向け起業セミナーや女性起業家との交流会を実施
- 国際展開を目指す女性起業家に対して、事業プランのブラッシュアップを支援
- アドバイザーによる助言と低金利無担保融資等、経営と資金の両面から起業を支援

■ 海外需要の取り込みと東京の産業の魅力発信

- 海外現地拠点を活用して中小企業の海外展開を支援
- 伝統工芸品や東京産の農産物などを国内外に発信、東京のブランディングを推進

<伝統工芸品の例>
(江戸切子)



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------------------|---------|------------------------------|---------|---------|
| ベンチャー企業のグローバル展開支援 | 25件 | 大企業等のコラボレーション(業務提携など) 50件 | 50件 | 50件(仮) |
| 女性の起業支援 | 5件 | 女性専用創業支援プログラムを提供 10件 | 10件 | 10件 |
| 伝統工芸品分野の海外展開支援(海外展示会出展支援) | 2回(仏・独) | 2回(仏・独) | 2回(仏・独) | 2回(仏・独) |

世界に冠たる観光都市・東京の実現

良質な観光資源の開発・発信を通して、旅行地としての東京の魅力を世界に広くPRします。
また、旅行者が快適かつ安全・安心に移動・滞在できる環境の実現に向けた取組を推進します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|---------------------|-------|---------|
| 訪都外国人旅行者数（年間） | 2020年 | 2,500万人 |
| 訪都外国人旅行者のリピーター数（年間） | 2020年 | 1,500万人 |
| 訪都外国人旅行者による消費額（年間） | 2020年 | 2.7兆円 |

＜訪日・訪都外国人旅行者数の推移＞



(出典) 訪日外客統計(独立行政法人国際観光振興機構)、東京都観光客数等実態調査(東京都産業労働局)

■ 東京の魅力発信と観光プロモーションの効果的な展開

- ・東京2020大会開催の機会を捉えて、パリやニューヨークなどの国際観光都市と連携を深め、相互にPRを実施
- ・多くの観光消費が期待できる富裕層を対象とするなど、旅行者の特性に合わせたセミナー等を実施

■ 事業者等によるインバウンド対応力の向上

- ・消費拡大に向け、ICT技術の導入や専門家の派遣など事業者の生産性やサービスの向上を支援
- ・多言語対応の充実やトイレの洋式化、多様な文化や習慣への対応など旅行者の快適な滞在環境を整備

■ 良質な観光資源の開発

- ・アニメやマンガなど、外国人の関心が高い観光資源をカラーコンテンツとして活用し、世界に誇る日本の文化として発信

■ MICE誘致の更なる推進

- ・都立施設等におけるユニークベニューの利用を推進
- ・国や民間など様々な関係主体との連携を強化し、戦略的な誘致の実現に向けた取組を推進

＜マンガ家ゆかりの地めぐり＞



＜ユニークベニューの利用例＞
(日本科学未来館 シンボルゾーン)



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------------------|--|---|---|---|
| 東京2020大会を契機とした東京観光PR | | 世界有数の観光都市との相互PR | | 東京2020大会開催に合わせたPRの検討 |
| | オンライン | 広告・テレビCM・観光レップを活用した広告展開 | | |
| | 平昌冬季五輪を活用したPR | | | |
| インバウンド対応支援 | 事業者の取組(多言語対応、クレジットカード等決済端末の導入、トイレの洋式化など) | | | |
| | 150施設 | 150施設 | 150施設 | 150施設 |
| アニメ等カラーコンテンツを活用した誘客の促進 | ハード事業(モニュメント設置等)1件 ソフト事業(観光マップ制作等)4件 | ハード事業(モニュメント設置等)1件 ソフト事業(観光マップ制作等)4件 | ハード事業(モニュメント設置等)1件 ソフト事業(観光マップ制作等)4件 | ハード事業(モニュメント設置等)1件 ソフト事業(観光マップ制作等)4件 |
| ユニークベニュー利用の推進 | | 会場利用支援 | | |
| | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| | 民間施設等の | 施設状況調査 | | |
| | 受入環境整備のニーズ調査 | | | |

陸・海・空の交通ネットワークの形成

陸・海・空の交通ネットワークの形成・強化によって、スムーズな人やモノの流れを実現します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----------------|--------|------------------------------------|
| 外環道など三環状道路の整備促進 | 2020年度 | 約9割開通 |
| 骨格幹線道路ネットワークの形成 | 2020年度 | 区部環状95%、放射96%整備 多摩南北89%、東西74%整備 |
| 連続立体交差事業の推進 | 2020年度 | 累計404か所の踏切を除却 |
| 鉄道ネットワークの事業化検討 | 2016年度 | 検討などを進めるべきとされた路線を中心に 検討開始 |

■ 外環道など三環状道路の整備促進

- ・東京2020大会までの外環道（関越～東名）開通を国に要望し、用地取得などで最大限支援

■ 骨格幹線道路ネットワークの形成

- ・東京の潜在力を最大限活かす区部環状・放射、多摩南北・東西道路を重点的に整備

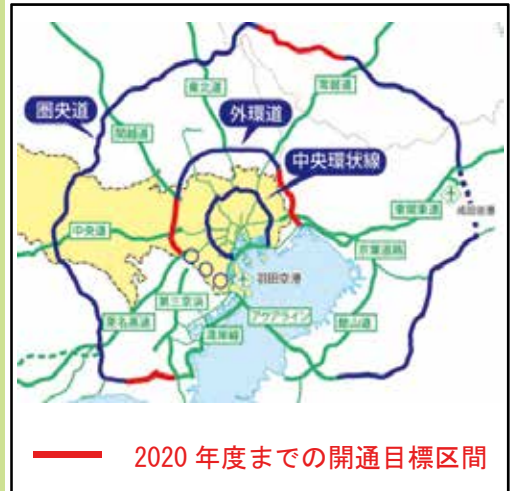
■ 連続立体交差事業の推進

- ・道路と鉄道を立体化することで、交通渋滞、踏切事故、鉄道による地域の分断を解消

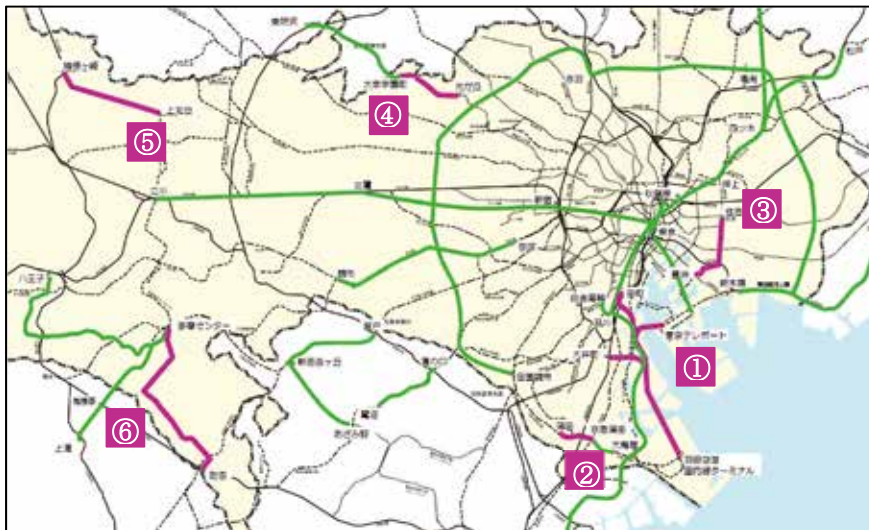
■ 鉄道ネットワークの事業化検討

- ・交通政策審議会答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線を中心に、具体化に向けて検討を実施

<首都圏広域道路ネットワーク>



<「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線>



— 答申に位置付けられた路線
(複々線を含む)

— 「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線

- ①羽田空港アクセス線の新設
- ②新空港線の新設（蒲蒲線）
- ③東京8号線の延伸（有楽町線）
- ④東京12号線の延伸（大江戸線）
- ⑤多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）
- ⑥多摩都市モノレールの延伸（町田方面）

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------------------------|---|--------------------|---------------------------------|--------|
| 三環状道路の整備 三環状道路への アクセス道路の整備 | 外環道（関越～東名）整備推進 | | 外環道（関越～東名）全線開通 | |
| | 放5、放7用地取得・工事、三鷹3・4・12他 測量・設計・用地取得 | | | 3か所事業化 |
| 骨格幹線道路の整備 | (区部環状・放射道路) | | | |
| | 環4(夏目坂)事業化 | 環6(上目黒他)完成 | 1か所事業化 | |
| 連続立体交差事業の推進 | (多摩南北・東西道路) | | | |
| | | 1か所事業化 | 府中所沢鎌倉街道線(本町田)完成 | 1か所事業化 |
| 鉄道ネットワークの 事業化検討 | 西武新宿線(中井～野方)などで事業中、JR埼京線(十条駅付近)などで事業化準備 | | 西武新宿線7か所で踏切除却 東武伊勢崎線2か所で踏切除却 | |
| | 事業スキーム等の検討 | 事業スキーム等の検討、関係者間の調整 | | |

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-------------|-------|---------------------|
| 外貿コンテナふ頭の整備 | 2017年 | 2バース供用 (中央防波堤外側) |
| 大型クルーズふ頭の整備 | 2020年 | 第1バース供用開始 |

<中央防波堤外側
コンテナふ頭のイメージ>



■ コンテナふ頭の整備

- ・コンテナ貨物の増大や船舶の大型化に対応し、国際競争力を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭の整備を推進

■ 世界最大のクルーズ客船に対応可能な客船ふ頭を整備

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------------|--------|-------------------|------------|-----------|
| 中央防波堤外側 コンテナふ頭の整備 | 2バース供用 | | 第3バース岸壁工事等 | → |
| 大型クルーズ客船 ふ頭の整備 | | 第1バース 岸壁・ターミナル等工事 | → | 第1バース供用開始 |

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----------|-------|------------------------|
| 羽田空港の機能強化 | 2020年 | 羽田空港の国際線発着枠を年間約3.9万回拡大 |

■ 羽田空港の機能強化

- ・飛行経路の見直しについて、地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策の取組を国に求め、羽田空港の容量を拡大（国際線発着枠9万回⇒約13万回）

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------|-------------------------------|--------|-------------------|--------|
| 羽田空港の機能強化 | 羽田空港の機能強化による効果について調査・都民への情報提供 | | 国際線発着枠を年間約3.9万回拡大 | → |

多様な都市機能を集積したまちづくり

所有地を活用し、民間活力を生かしたプロジェクトに取り組み、質の高い都市空間を形成します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|----------|--------|--------|----|
| 北青山三丁目地区 | 都営住宅棟 | 2019年度 | 完成 |
| | 民活事業棟 | 2020年度 | 完成 |
| 竹芝地区 | 2020年度 | 完成 | |

<北青山三丁目地区整備イメージ>



■ 北青山三丁目地区のまちづくり

- ・都営青山北町アパートを高層・集約化して建て替え、保育所等を併設するとともに、質の高い民間開発を誘導しながら最先端の文化・流行の発信拠点を形成

■ 都市の再生 竹芝地区

- ・国際競争力の強化に資するコンテンツ産業のビジネス拠点（業務棟）を形成

<竹芝地区完成イメージ(業務棟)>



(画像提供)株式会社アルベログランデ

| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 北青山三丁目 地区整備 | 都営住宅棟 | 工事 | 完成 | → |
| | 民活事業棟 | 設計・工事 | | 完成 |
| 竹芝地区整備 | | 設計・工事 | | 完成 |

芸術文化の振興

東京 2020 大会に向け、東京の多彩な芸術文化の力を活かして、文化拠点の魅力を高めるとともに、あらゆる人々が参加できる文化プログラムを実現します。

| 主な政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----------------|---------|-----------------------|
| 文化プログラムの展開 | 2020 年度 | 東京 2020 大会に向け全区市町村で実施 |
| 芸術文化拠点の魅力向上 | 2020 年度 | 上野、池袋、六本木等 5 か所以上で実施 |
| アール・ブリュット*の普及推進 | 2019 年度 | 渋谷で拠点運営開始 |

■ 多摩や島しょを含む東京と全国各地が連携し、文化プログラムを展開

・ 伝統芸能や演劇、音楽など様々な分野の芸術家が一堂に集結する「東京キャラバン」を、被災地を含めた日本各地で展開

■ 芸術文化資源の集積を活用し、芸術文化拠点の魅力を向上

・ 各地域の自治体や民間団体などと連携し、地域の魅力や強みを生かしたまちづくりを上野や池袋など都内各地で展開

■ 渋谷にアール・ブリュットの展示・交流・情報発信の拠点を新たに整備

<東京キャラバン in 六本木
(撮影:篠山紀信)>



| 取組 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------------|---|--------------------------------|--------------------------|--------|
| 文化プログラムの展開 | 様々な担い手への拡がりに 向けた連携強化 | ラグビーワールドカップや 1年前イベントによる盛り上げ | 東京2020大会に向け最高潮に | |
| 芸術文化拠点の魅力向上 | (上野)「文化の社」新構想事業の推進等 (池袋)「東京芸術祭」国内外芸術祭との連携等 (各地域)各地域における魅力向上策の推進 | | | |
| アール・ブリュットの 普及推進 | 改修準備・設計 | 改修・開館準備 | 拠点運営開始 拠点を中心とした普及啓発活動 | |

トイレの洋式化

「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」のそれぞれの観点からトイレの洋式化を進めます。

■ ダイバーシティ (ユニバーサルデザイン)

高齢者、障害者、外国人旅行者など、誰もが快適に利用することができるよう、公園、鉄道駅、区市町村の公共施設等においてトイレの洋式化の整備を推進する。



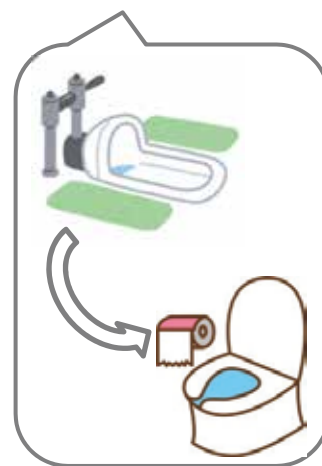
【都立公園・海上公園】
2020 年までに
22 公園・15 公園完了



【都営地下鉄駅】
2020 年度までに
9 割完了



【公共施設
(公民館等)】



■ セーフ シティ (防災)

災害時に避難所となる公立学校において、幼児や高齢者などの要配慮者も使いやすい洋式トイレを整備する。



【公立小中学校】
2020 年度までに 8 割達成

■ スマート シティ (インバウンド)

外国人旅行者が快適に滞在できるように、旅館や飲食店などのトイレの洋式化を支援する。



【宿泊施設・飲食店など】
2020 年度までに 60 施設を支援

セーフ シティ

もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京

都民の毎日の生活を守る、様々な災害から都民の命や財産を守る、そして、活気とにぎわいにあふれる自分たちのまちに愛着と誇りを感じあえる東京をつくります。

1 地震に強いまちづくり

2 自助・共助・公助の連携による防災力の向上

3 豪雨・土砂災害対策

4 都市インフラの長寿命化・更新

5 まちの安全・安心の確保

6 まちの元気創出

7 多摩・島しょ地域のまちづくり

1 地震に強いまちづくり

地震が起こっても、倒れない・燃えない

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 都道及び区市町村道等の無電柱化を推進することによって、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を実現する。
- 特定緊急輸送道路*などにおいて、沿道の建築物の耐震化により、災害時の避難・救援や緊急物資輸送のための主要なルートを確保し、住宅等の耐震化と併せ「倒れないまち」を実現する。
- 木造住宅密集地域*（整備地域*）において、市街地の不燃化を進める不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）*や防災生活道路の取組、延焼遮断帯*を形成する特定整備路線*の整備を通じて、「燃えない・燃え広がらないまち」を実現する。
- 道路や鉄道の高架橋、港湾施設及び上下水道施設等の耐震化や街路樹の倒木対策及び送水管のネットワーク化等により、災害時の緊急輸送機能や上下水道の機能を確保する。
- 堤防や水門等の耐震・耐水対策等により、想定される最大級の地震*に伴う津波・高潮による水害から都民の生命・財産を守るとともに、首都東京の中核機能を確保する。

II 政策目標

1 都道及び区市町村道等の無電柱化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------------|---------|--------------------------------------|
| 01 | 東京都無電柱化推進条例案（仮称） | 2017 年度 | 策定 |
| 02 | 電柱新設の禁止 （道路法第 37 条の適用） | 2017 年度 | 都道全線（約 2,200km）を指定 |
| 03 | センター・コア・エリア*内の都道の無電柱化 | 2019 年度 | 完了※1 |
| 04 | 臨港道路*等の無電柱化 | 2019 年度 | 競技会場周辺の臨港道路等 完了 |
| 05 | 区市町村道の無電柱化への支援 | 2017 年度 | 財政・技術支援の拡充開始 （先駆的に低コスト手法を導入する路線等） |
| 06 | 第一次緊急輸送道路* | 2024 年度 | 50%完了 |
| 07 | うち環状 7 号線 | 2024 年度 | 100%完了 |

※1 歩道幅員が 2.5m 以上で、計画幅員で完成した都道

2 建築物の耐震対策

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--------------------------------------|--------|-------------------------------|
| 01 | 特定緊急輸送道路沿道建築物*の耐震化 | 2019年度 | 耐震化率 90%、かつ、特に倒壊の危険性が高い建築物の解消 |
| 02 | | 2025年度 | 耐震化率 100% |
| 03 | 災害拠点病院の耐震化 | 2025年度 | 耐震化率 100% |
| 04 | 私立の高校・幼稚園等の耐震化 | 2020年度 | 耐震化率 100% |
| 05 | 社会福祉施設等（主に災害時要配慮者が利用する入所施設）及び保育所の耐震化 | 2020年度 | 耐震化率 100% |
| 06 | 都庁本庁舎の長周期地震動*対策 | 2020年度 | 完了 |
| 07 | 住宅の耐震化 | 2020年度 | 耐震化率 95%以上 |
| 08 | うち都営住宅 | 2020年度 | 耐震化率 100% |
| 09 | 都営住宅のエレベーターへの停電時自動着床装置の設置 | 2024年度 | 設置率 85%以上 |

3 木造住宅密集地域の不燃化と特定整備路線の整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------------------|--------|---------------------|
| 01 | 整備地域内（約 6,900ha）の不燃化 | 2020年度 | 不燃領域率*70% |
| 02 | 特定整備路線の整備 | 2020年度 | 28区間・約 25km 全線整備 |

4 都市施設の機能確保

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|--|--------|---------------------------------------|-------|
| 01 | 緊急輸送道路*等の橋梁 <small>きょうりょう</small> の新設・架け替え | 2024年度 | 7橋完成 | |
| 02 | 主要な鉄軌道施設（高架橋等）の耐震化 | 2017年度 | 耐震化率 おおむね 100% | |
| 03 | 緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁の整備 全 26 バース 13 バース整備済 | 2024年度 | 12 バース整備 | |
| 04 | 防災船着場の整備 | 河川 | 2018年度 | 2か所完了 |
| 05 | | 東京港 | 2019年度 | 3か所完了 |
| 06 | 水道 配水管の耐震継手化 | 2025年度 | 耐震継手率 61% （平常給水までの 復旧日数 16 日以内） | |

| No. | 政策目標 | | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------|---|----------------------------------|-------------|
| 07 | 水道 | うち首都中枢・救急医療機関・避難所（中学校）、主要な駅（一日当たりの乗車人数 20 万人超）、大規模救出救助活動拠点、東京 2020 大会競技会場等への供給ルート | 2019 年度 | 耐震継手化完了 |
| 08 | | うち避難所（小学校）・主要な駅（一日当たりの乗車人数 10 万人超 20 万人以下）への供給ルート | 2022 年度 | 耐震継手化完了 |
| 09 | | うち避難所（大学・高等学校・公民館等）への供給ルート | 2025 年度 | 耐震継手化完了 |
| 10 | 水道 | 給水管の耐震化（避難所や新宿駅などの主要な駅） | 2019 年度 | 耐震化率 100% |
| 11 | | 貯水池及び取水・導水施設の耐震化 | 2023 年度 | 7 施設整備完了 |
| 12 | | ろ過池の耐震化 | 2018 年度 | 耐震施設率 100% |
| 13 | | 配水池の耐震化 | 2025 年度 | 耐震施設率 99% |
| 14 | | 導水施設の二重化 | 2025 年度 | 4 施設の整備完了 |
| 15 | | 送水管の二重化・ネットワーク化 | 2025 年度 | 5 施設の整備完了 |
| 16 | | 給水所の新設・拡充 | 2024 年度 | 6 施設の整備完了 |
| 17 | | 下水道 | 下水道管の耐震化（避難所、ターミナル駅、災害復旧拠点等の施設数） | 2020 年度 |
| 18 | 2023 年度 | | | 4, 633 か所完了 |
| 19 | 下水道 | 緊急輸送道路などマンホールの浮上抑制対策を行う道路の延長 | 2020 年度 | 1, 250km 完了 |
| 20 | 下水道 | 水再生センター・ポンプ所 耐震対策の実施 | 2019 年度 | 全 108 施設完了 |
| 21 | | 送泥管の複数化 | 2024 年度 | 全 12 区間完了 |

5 低地帯及び沿岸部における耐震・耐水対策

| No. | 政策目標 | | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--------------------|------------------------|---------|-----------|
| 01 | 東部河川 低地帯* 施設 | 全ての水門・排水機場等の耐震・耐水対策 | 2019 年度 | 全 22 施設完了 |
| 02 | | 整備計画に基づく堤防の耐震対策 | 2021 年度 | 約 86km 完了 |
| 03 | | うち特に緊急性の高い水門外側の堤防（防潮堤） | 2019 年度 | 約 40km 完了 |
| 04 | | 江東内部河川整備（38.0km 整備済） | 2024 年度 | 約 50km 概成 |
| 05 | | うち西側河川（18.0km 整備済） | 2021 年度 | 約 23km 概成 |

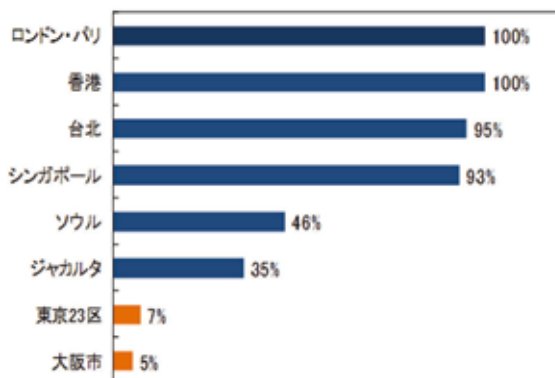
| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------------------|---------|-----------|
| 06 | スーパー堤防等の整備 (30 地区概成) | 2020 年度 | 44 地区概成 |
| 07 | 防潮堤の耐震対策 全 59.2km 中 48.1km 対策済 | 2019 年度 | 11.1 km完了 |
| 08 | 水門の耐震・耐水対策 対象全 15 施設うち 4 施設対策済 | 2019 年度 | 11 施設完了 |
| 09 | 晴海五丁目防潮堤整備 全延長約 2 km | 2019 年 | 完了 |
| 10 | 内部護岸の耐震対策 全 45.8km 中 21.6km 整備済 | 2021 年度 | 24.2km 完了 |
| 11 | 排水機場の耐震・耐水対策 対象全 3 施設 | 2021 年度 | 完了 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(都道及び区市町村道等の無電柱化)

- 都道の無電柱化においては、これまでも計画的に進めてきており、第一次緊急輸送道路の延長約 170km の整備が完了したが、東京 23 区における、国道、都道、区道を含めた無電柱化率は 7%程度にとどまり、海外の主要都市と比較すると大きく差が開いている。
- 都内全域で無電柱化を推進するためには、更なるコスト縮減や工期短縮が必要である。

＜諸外国と日本の無電柱化の現状＞



(出典)国土交通省ホームページ

＜都道における無電柱化の状況

(2015 年度末現在) >

| 区分 | 整備対象延長 ^{※1} | 整備済延長 | 地中化率 [*] |
|--------|----------------------|--------|-------------------|
| 全体 | 2,328 km | 886 km | 38 % |
| 区部 | 1,288 km | 712 km | 55 % |
| うち CCA | 536 km | 494 km | 92 % |
| 多摩 | 1,040 km | 174 km | 17 % |

※1 整備対象延長は施設延長 (道路両側の合計延長)

(建築物の耐震対策)

- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等を義務化する耐震化推進条例^{*}を 2011 年 3 月に全国で初めて制定し、対象建築物である旧耐震建築物^{*}の 94.3% (2016 年 6 月末時点) で耐震診断が完了、新耐震建築物^{*}を含めた耐震化率は 81.9% (2016 年 6 月末時点) となった。引き続き、耐震診断や耐震改修などが実施されるよう、重点的かつ集中的な取組が重要である。
- 旧耐震基準の分譲マンション、整備地域の住宅等においても、耐震化に向けた取組を進めてきたが、更なる耐震化に向けて、区市町村とともに所有者の意識啓

発や支援強化などに取り組む必要がある。

- 災害対策本部や避難施設、医療救護や応急活動の拠点となる、都が所有する防災上重要な公共建築物*は、2015年度末に耐震化率100%を目標に事業を進めてきた結果、耐震化率は99.4%（2015年度末時点）となった。引き続き、全ての建築物の耐震性を確保していく必要がある。

（木造住宅密集地域の不燃化と特定整備路線の整備）

- 都は、老朽建築物の除却や公共施設整備等の区取組を支援することで、特に甚大な被害が想定される整備地域（約6,900ha）の改善を進めており、不燃化特区の推進と延焼遮断帯を形成し、避難・救護活動に欠くことのできない特定整備路線の整備を柱とする「木密地域不燃化10年プロジェクト*」に取り組んでいる。
- 不燃化特区は、整備地域のうち、地域危険度*が高いなど、特に重点的・集中的に不燃化へ向けた改善を図るべき地区を指定し、現在53地区（約3,100ha）で不燃化を推進している。
- また、特定整備路線は、全区間を2014年度末までに事業化し、用地取得を進めており、補助第26号線、補助第136号線の2区間で工事を実施している。引き続き、地元区との連携及び相談窓口の活用により権利者の生活再建を支援しながら用地を取得するとともに、計画的に工事を実施していく必要がある。
- さらに、2015年度末には「防災都市づくり推進計画*」を改定し、緊急車両の通行、円滑な消火・救援活動や避難に有効な道路（防災生活道路）の拡幅整備とともに、沿道の不燃化を促進している。
- 「燃えない・燃え広がらないまち」の確実な実現には、住民の理解と協力を得ながら、木造住宅密集地域の不燃化に向けた取組を強力に進めていくことが課題である。

（都市施設の機能確保）

- 緊急輸送道路等の橋梁きょうりょうの耐震化は、対策が必要な橋梁きょうりょうにおいておおむね完了したが、引き続き、橋脚の補強や落橋防止装置の設置など、必要な耐震化を重点的に取り組んでいく必要がある。
- 管路の二重化、ネットワーク化等によりバックアップ機能を強化することなどで、上下水道施設の更新や耐震性の向上を図る必要がある。

（低地帯及び沿岸部における耐震・耐水対策）

- 東部低地帯河川施設のうち、水門・排水機場等の2施設で整備が完了するとともに、堤防15.4kmの耐震対策、江東内部河川38.0kmの整備が完了した。低地帯を守る国等の管理施設とも連携した、津波等への対策の推進が必要である。
- 東京港沿岸部において、防潮堤48.1kmの耐震対策、水門4施設の耐震・耐水対策、高潮対策センターの2拠点化、内部護岸ふくそう21.6kmの耐震対策が完了した。晴海五丁目防潮堤については他事業と輻輳することから、関係事業者との綿密な

調整によって効率的かつ安全に工事を実施する必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 都道及び区市町村道等の無電柱化

震災時などにおいて電柱倒壊による道路閉塞を防止し、道路ネットワーク機能を確保するため、また、大会開催都市にふさわしい都市空間を創り出していくために、都道及び区市町村道等の無電柱化を推進する。

1 無電柱化の強力な推進

- 都民の理解と関心を深めつつ、区市町村等の連携の下に、無電柱化を計画的に進めていく方策や、都道にこれ以上電柱を増やさない取組等を定めた「東京都無電柱化推進条例案（仮称）」を策定する。
- 都道全線において、電柱新設を原則、禁止する。
- センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を2019年度までに完了させ、快適な歩行者空間と良好な都市景観を創出する。
- 競技会場等の周辺では、無電柱化に向けた区市の取組を促進するとともに、バリアフリー化と一体的に整備を進めることで大会開催都市にふさわしい都市空間を創り出していく。また、臨港道路等についても無電柱化を推進する。
- 都道における第一次緊急輸送道路の無電柱化は、2024年度までに50%完了させる。特に、震災時に流入禁止区域との境界となる環状7号線の無電柱化は2024年度までに完了させる。
- 電力事業者や通信事業者等との検討会を設置し、電線共同溝のコンパクト化や、材料の低コスト化などについて検討し、都内全域の無電柱化の推進を図る。
- 様々な媒体を活用し、無電柱化の意義や効果を都民へ積極的にPRする。

2 区市町村道における無電柱化の促進

- センター・コア・エリア内の道路や、防災に寄与する道路、東京2020大会関連の道路等を対象に、区市町村の無電柱化事業への財政支援を引き続き実施する。さらに、推進計画の策定やコスト縮減に向けて浅層埋設等の低コスト手法を導入するなど、チャレンジする区市町村に対しても、新たに財政支援を拡充することで区市町村の無電柱化を一層促進する。
- 実物大モデルを活用した実践的な研修の実施等、引き続き、区市町村の無電柱化事業への技術的支援を行う。さらに、浅層埋設などによるコスト縮減に向けた技術支援についても新たに取り組んでいく。
- 防災生活道路を軸とした木造住宅密集地域の無電柱化について、対象となる区の取組を支援するとともに、都市開発諸制度*の活用により、開発区域に隣接する路線での取組を促進する。

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業、都営住宅外周道路の整備など、市街地整備の機会を捉えて、区市町村道における無電柱化の取組を促進する。

政策展開 2 建築物の耐震対策

区市町村と連携し、耐震診断や耐震改修など建物所有者の耐震化に向けた取組を支援するなど、建築物の耐震対策を積極的に推進する。

1 防災上重要な建築物の耐震化

- 特定緊急輸送道路沿道建築物について、個別訪問により働きかけを行うローラー作戦の実施（耐震化率の低い路線を対象とした都・区市町村職員による個別訪問等）、設計の前段階である改修計画の作成等を行うアドバイザーの派遣、耐震改修等の費用助成など、建物所有者の実情に応じて必要な支援を的確に行い、耐震化への取組を強化する。
- 耐震診断や耐震改修の費用助成などにより、災害拠点病院、私立の高校・幼稚園等、社会福祉施設等（主に災害時要配慮者が利用する入所施設）及び保育所の耐震化を促進する。
- 公立及び私立の高校、小・中学校、幼稚園、私立の保育所等において、地震による吊り天井や照明器具などの落下などの被害を防ぐため、非構造部材の耐震対策を促進する。
- 都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化を早期に完了する。

＜東日本大震災の被災地における
体育館の天井落下被害＞



2 超高層建築物等の長周期地震動対策

- 都庁舎の長周期地震動対策を完了する。また、超高層建築物等の所有者等に対して補強方法の事例を情報提供するなど、長周期地震動対策を促進する。

3 住宅の耐震化等

- 戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村への支援を拡充するとともに、区市町村と連携して、相談体制の整備や耐震改修工法の情報提供など、環境整備や技術的支援の強化により住宅の耐震化を促進する。特に整備地域内の住宅については、倒壊による道路閉塞や大規模な市街地火災を防止する観点から、耐震アドバイザーの派遣や耐震診断・耐震改修への助成等の支援を行う。
- 区市と連携し、マンションの耐震化に向けた継続

＜木造住宅の耐震改修
工法・装置の事例紹介＞



的な普及啓発を行うとともに、耐震アドバイザーの派遣、耐震診断・改修工事への助成等の支援を強化するなど、旧耐震基準の分譲マンションの耐震化を積極的に促進する。

- 都営住宅の耐震化を完了させるとともに、地震時の停電による閉じ込め防止に有効な「エレベーター停電時自動着床装置」の設置を推進する。
- 都独自の耐震マークを都内の耐震性のある建築物全てに表示されるよう普及を図り、耐震化への意識や気運を一層高め、耐震化に向けた取組を促進する。
- 「建物における液状化対策ポータルサイト」や2016年3月に改定した「液状化による建物被害に備えるための手引き」を活用し、木造住宅等の液状化対策に関する普及啓発を図る。

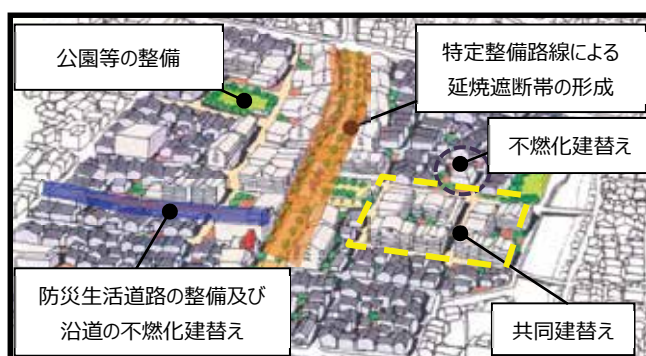
政策展開 3 木造住宅密集地域の不燃化と特定整備路線の整備

市街地の不燃化に向けて、区と連携して各地域の特性に応じた効果的な整備を進めていくとともに、特定整備路線の全線整備を推進する。

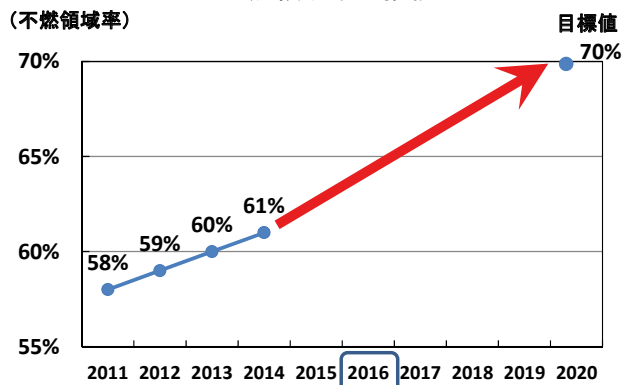
1 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃化

- 不燃化特区においては、区と連携し、住民が抱える資金計画、相続等の課題解決に向けた専門家派遣や建築プランの積極的な提示など、住民へのきめ細やかな対応を促し、燃えないまちに向けた取組を一層推進する。
- 防災生活道路については、整備地域内の狭い道路を計画的に拡幅するとともに、沿道の不燃化建替え等を促進していく。
- 整備地域については、こうした取組を重層的に展開し、2020年度までに不燃領域率を70%に引き上げる。あわせて、地域が目指す将来像に即して、防災性を備え、緑やオープンスペースが確保されたゆとりある住環境を形成していく。

＜木造住宅密集地域の不燃化の取組イメージ＞



＜不燃領域率の推移＞



2 特定整備路線の整備

- 民間事業者のノウハウを活用して設置した相談窓口により、移転先情報の提

供や建替えプランの提案など権利者のニーズに応じて丁寧に対応し、理解と協力を得ながら用地取得を進めるとともに、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し整備を推進する。

- 商店街等を有する鐘ヶ淵、目黒本町、大山中央地区等においては、現地での生活再建を可能とする沿道のまちづくりと併せて道路整備を進めることにより、延焼遮断帯を形成するなど、地域の防災性を向上させる。
- なお、道路が整備されるまでの間も、事業用地を活用し、消防用仮道路の設置などの対策を進める。

政策展開 4 都市施設の機能確保

救助・救援活動を支える緊急輸送道路の整備をはじめ、輸送機能の確保に向けた備えを強化するとともに、上下水道の機能確保に向けて、耐震化を推進する。

1 輸送機能の確保

- 緊急輸送道路等の橋梁きょうりょうの新設や架け替えを進めるとともに、拡幅整備を推進し、震災時の確実な救助活動及び物資輸送ルートを確認する。
- 災害発生時の倒木により緊急車両等の通行が妨げられることのないよう、街路樹防災診断の結果に基づいて、倒木の防止対策を実施する。
- 震災時の鉄道被害を最小限に抑えるため、乗降客数が1日1万人以上の鉄道駅や駅間の高架橋等の鉄道施設の耐震補強工事を支援する。
- 都営地下鉄では、施設等の安全性をより一層高め、早期の運行再開を図るため、高架部の橋脚及び地下部の柱の耐震対策を推進する。
- 被災直後の緊急物資、避難者、啓開用建設機械等の海上輸送機能を確保するとともに、被災した港湾施設が復旧するまでの間の最小限の港湾機能を保持するため、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁*を整備する。
- 幹線貨物（国際海上コンテナ等）の輸送機能を確保し、経済活動の停滞を回避するため、幹線貨物輸送用の耐震強化岸壁*（全22バース）の整備を推進する。
- 東京港防災船着場整備計画及び防災船着場整備計画にもとづき、災害時の水上輸送の拠点となる防災船着場の整備、管理を実施する。

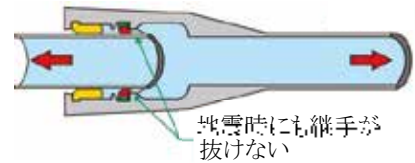


2 給水機能の確保

- 震災時の給水機能を確保するため、貯水池、取水・導水施設、ろ過池及び配水池の耐震化を推進する。

- 首都中枢機関*、救急医療機関、東京 2020 大会競技会場及び避難所（中学校）等への供給ルートである配水管の耐震継手化を完了する。また、2025 年度までに耐震継手率を 61%に向上させる。
- 震災時に人が多く集まる避難所や新宿駅などの主要な駅等の給水管の耐震化を完了するとともに、私道内給水管整備を推進する。
- 多摩地域では、多摩南北幹線（仮称）整備による広域的な送水管のネットワーク化や給水所の再構築を進め、給水安定性を向上させる。

<耐震継手管の機能(イメージ図)>



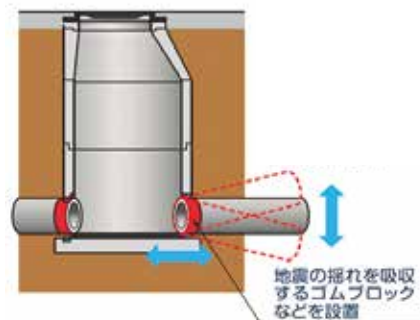
<多摩地域の水道施設バックアップ機能強化>



3 下水道機能の確保

- 避難所、ターミナル駅、災害復旧拠点等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。また、液状化によるマンホール浮上抑制について、避難所や防災上重要な施設等と緊急輸送道路を結ぶ道路での対策を完了する。
- 水再生センター、ポンプ所において、揚水、簡易処理及び消毒等、震災後においても必ず確保すべき機能を維持するため、必要最低限の施設能力を確保する耐震対策を完了する。
- 下水処理で生じる汚泥について、震災時等においても安定的に処理できるよう、送泥ルートの複数化や相互送泥施設*の整備を進め、汚泥処理の信頼性を向上させる。

<下水道管とマンホールの接続部の耐震化>



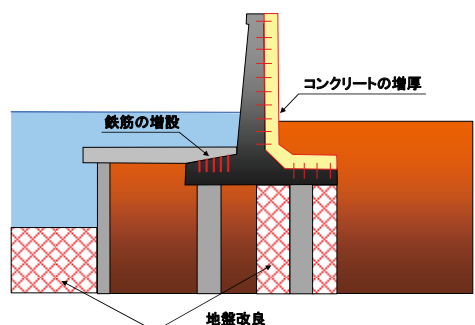
政策展開 5 低地帯及び沿岸部における耐震・耐水対策

東日本大震災を踏まえ、低地帯や沿岸部における想定される最大級の地震に対応した更なる取組を実施する。

1 東部低地帯における河川施設の地震・高潮対策の推進

- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設（全 168km）の整備を推進する。また、隅田川等の主要河川については、

<堤防の耐震対策のイメージ>



大地震に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を推進する。

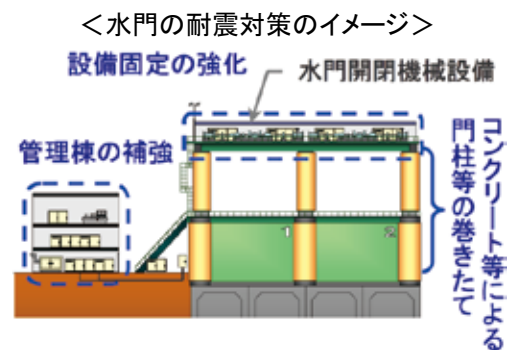
＜スーパー堤防の整備事例＞



- 東部低地帯においては想定される最大級の地震が発生した場合においても、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、防潮堤約 40km と水門・排水機場等全 22 施設の耐震・耐水対策を完了する。
- 荒川と隅田川に囲まれた特に地盤の低い江東三角地帯を大地震による護岸損壊に伴う水害から守るため、江東内部河川のうち、地盤が比較的高い西側の河川の既存護岸の耐震補強を推進する。
- 地盤が特に低い江東三角地帯の東側地域では、水門等で河川を閉め切り、平常水位を低下させる水位低下方式による整備を推進し、河川環境にも配慮した河道整備を推進する。

2 東京港沿岸の地震・津波・高潮対策

- 最大級の地震に伴い発生する津波や高潮による浸水を防ぐため、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する。
- 地震・津波・高潮等の発生時に迅速・確実に対応するため、水門等の遠隔制御等を行う通信網の多重化によるバックアップ機能の強化を図るとともに、陸こう*の削減及び遠隔制御システムを導入する。



3 情報発信の強化

- 水防法の改正により、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域図を作成する制度及び水位周知制度が創設された。これに伴い、高潮浸水想定区域図を作成するとともに、高潮特別警戒水位*を設定する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|--------------------|--|--|--|-----------------------|-------------------------|--|----------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 無電柱化の強力な推進 | 都道全体 地中化率 40% | 42% | 44% | 46% | 47% | 地中化率 47% |
| | | うち第一次 緊急輸送道路 地中化率 31% | 34% | 37% | 40% | 43% | 地中化率 43% |
| | | うち環状7号線 地中化率 29% | 36% | 48% | 60% | 73% | 地中化率 73% |
| | 無電柱化推進条例 | 条例案策定 条例制定 | 条例制定による無電柱化の推進 | | | 条例制定 (2017年) | |
| | 電柱新設の禁止 (道路法第37条の適用) | 都道全線(約2,200km) を指定 | 都道全線で電柱の新設を禁止 | | | 都道全線 (2017年) | |
| | センターコアエリア内の 無電柱化 | 整備推進 | 整備推進 | 整備完了 | | 都道完了 | |
| | 臨港道路等における 無電柱化推進 | <競技会場周辺> 工事实施 | | | | 競技会場周辺 の臨港道路等 を無電柱化 | |
| | | <上記以外> 調査・検討 | 事業化に向けた協議・調整 | | | | |
| | 区市町村道における無電 柱化の促進 | 区市町村への支援拡充 | 支援拡充開始 (先駆的に低コスト手法を導入する路線等) | 支援継続 | | 支援拡充開始 (2017年) | |
| | | 防災生活道路の 無電柱化の促進 | 整備促進 | | | 木密地域の各 区での無電柱 化の促進 | |
| 都市開発諸制度活用方針 の改定 | | 都市開発の機会を捉えた無電柱化の促進 | | | 民間開発に併 せた無電柱化 の促進 | | |
| 2 | 防災上重要な建築物の耐震化 特定緊急輸送道路 沿道建築物の耐震化 | 条例対象建築物の 耐震診断着手率 94.3% (2016年6月時点) | 個別訪問による働きかけ(ローラー作戦)、 改修計画の作成等を行うアドバイザーの派遣、 耐震改修等への助成 | | | 2019年度末 耐震化率 90% (2025年度末 100%) | |
| | | 全体の耐震化率 81.9% (2016年6月時点) | 促進策の検討 | 促進策の実施(Is値0.3未満) | | | |
| | 災害拠点病院の耐 震化 | 耐震化率 91.3% (2015年9月時点) | | 促進策の実施(Is値0.3以上0.6未満) | | 耐震化促進 (2025年度末 耐震化率 100%) | |

| | | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | | |
|---|---|--|---|---|----------|-----------|-------------|---------------------|-----------|----------|
| | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | | |
| 2 | 私立の高校・幼稚園等の耐震化 | 耐震化率 幼稚園 91.5% 高等学校 93.7% (2016年4月時点) | 耐震診断・補強・改築への助成 | | | | → | 耐震化率100% | | |
| | | | 耐震診断への助成 | | | | | | → | 耐震化率100% |
| | | | 耐震改修への助成 | | | | | | | |
| | 民間社会福祉施設等(主に災害時要配慮者が利用する入所施設)及び私立の保育所の耐震化 | 耐震化率95.0% (2014年10月時点) | 耐震改修への助成 | | | | → | 耐震化率100% | | |
| | | | 制振装置の設置(105か所) | | | | | | → | 対策完了 |
| | | | 都庁本庁舎の長周期地震動対策工事着手(2014年4月) | | | | | | | |
| | 住宅の耐震化等 | 住宅 | 住宅の耐震化率 83.8% (2015年度末時点) | ・戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村を支援、相談体制の整備、耐震改修工法の情報提供等 ・整備地域内の住宅への耐震アドバイザー派遣、耐震診断・改修等への助成 | | | | → | 耐震化率95%以上 | |
| | | | | マンションへの啓発活動の実施、耐震アドバイザー派遣、耐震診断・改修等への助成 | | | | | | |
| | | 都営住宅 | 耐震化率88% (2015年度末時点) | 耐震化促進税制の実施 [税制改正の動向等を踏まえ、検討] | | | | → | 耐震化率100% | |
| | | | | 耐震改修の実施 | | | | | | |
| | エレベーターの停電時自動着床装置の設置 | 設置率45.9% (2015年度末時点) | 装置付加・リニューアル 187基 185基 189基 192基 | | | | → | 設置推進(2024年度85%以上) | | |
| 3 | 木造住宅密集地域(整備地域内)の不燃化 | 不燃領域率61% (2014年度時点参考値) | 不燃化特区の整備プログラムの実施 戸別訪問等による働き掛け・意識啓発活動 防災生活道路整備・沿道不燃化促進 | | | | → | 不燃領域率70% | | |
| | 特定整備路線の整備 | 28区間約25kmを事業化 | 設計・測量等 | 用地取得(7割) | 用地取得(9割) | 用地取得(10割) | → | 28区間約25km全線整備 | | |
| 4 | 輸送機能の確保 | 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 411橋中409橋完了 | 耐震化(のぞみ橋・大井中央陸橋) | | | | → | 411橋完了 | | |
| | | 災害に強い橋梁の整備 7か所事業中 | 1か所事業化 | 1か所事業化 | 1か所事業化 | 1か所事業化 | → | 等々力大橋(仮称)など11か所整備推進 | | |
| | | 耐震強化岸壁の整備 緊急物資輸送対応 全26パース中13パース完成 | | | 工事 | 1パース完成 | 1パース完成 | → | 計15パース完成 | |
| | | 幹線貨物輸送対応 全22パース | 1パース完成 | | | 工事 | | → | 計5パース完成 | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|---|-----------|-------------------------------|---------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 4 | 輸送機能の確保 | 防災船着場の整備 | (河川) 2か所で整備 → (東京港) 3か所で整備、マニュアル検証・改善 | | | 2か所完了 3か所完了 | |
| | | 鉄道施設の耐震化率 約9割(2016年3月末) | 耐震補強 → | | | 耐震化率お おむね100% (2017年度末) | |
| 4 | 給水機能の確保 | 配水管の耐震継手率 39% | | 配水管等の耐震化 → 首都中枢・救急医療機関、避難所 (中学校)等の耐震継手率100% | | 耐震化の推進 (2025年度 61%) | |
| | | 避難所等の給水管の 耐震化率 63% | | 給水管の耐震化 → | | 耐震化率100% (2019年度完了) | |
| | | 貯水池及び取水・導水 施設の耐震化 | | 貯水池及び取水・導水施設の耐震化 → | | 5施設完了 | |
| | | ろ過地の耐震施設率 76% | | ろ過池の耐震化 → | | 耐震施設率100% (2018年度完了) | |
| | | 配水池の耐震施設率 70% | | 配水池の耐震化 → | | 耐震施設率89% | |
| | | 導水施設の二重化、 送水管の二重化・ ネットワーク化 | | 導水施設の二重化 送水管の二重化・ネットワーク化の推進 → | | 導水施設 1施設完了 送水管 3施設完了 | |
| | | 4 | 下水道機能の確保 | 避難所等の 下水道管の耐震化 3,389か所完了 | 206か所 | 下水道管の耐震化 205か所 | 185か所 |
| 液状化によるマンホール 浮上抑制対策 1,101km完了 | 40km | | | マンホール浮上抑制対策 40km | 40km | 29km → | 1,250km 完了 |
| 水再生センター・ ポンプ所の耐震対策 30施設完了 | 11施設 | | | 施設の耐震対策実施 19施設 | 48施設 → | | 全108施設 完了 |
| 5 | 東部低地帯における河川 施設の地震・高潮対策の推 進 | 高潮防御施設の整備 159.4km完了 | | 高潮防御施設の整備 0.5km → | | 約159.9km 完了 (整備率95%) | |
| | | 堤防の耐震対策 26.0km完了 | | 堤防の耐震対策工事の実施 47.6km うち特に緊急性の高い水門外側の堤防約40m:H31完了 基本設計・詳細設計等 → | | 堤防約70km (整備率約8 割)完了 | |
| | | スーパー堤防等の整備 32地区概成 | | スーパー堤防等の整備(12地区) → | | 累計 44地区概成 | |
| | | 水門・排水機場等の 耐震・耐水対策 6施設完了 | | 水門・排水機場等の耐震・耐水対策工事 16施設 → | | 全22施設完了 | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|---|--|-----------------------|--------|--------|--------|--|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 5 | 東部低地帯における河川 施設の地震・高潮対策の推 進 江東内部河川の整備 【東側河川】 河道整備 (20.2km) 【西側河川】 耐震護岸 (18.3km) | 【東側河川】河道整備 (3.4km) | | | | 東側河川 23.6km (整備率 87%) |
| | | 【西側河川】耐震護岸の整備 (1.5km) | | | | 西側河川 19.8km (整備率 86%) <2024年度： 全体で約50km 概成> |
| 5 | 東京港沿岸の地震・津波・ 高潮対策 防潮堤、内部護岸、 水門・排水機場整備 | 防潮堤・水門：調査・設計・工事 | | | | 防潮堤 約17km完了 |
| | | 内部護岸・排水機場：調査・設計・工事 | | | | 内部護岸 約20km完了 |
| | | | | | | 水門 13施設完了 |
| 5 | 情報発信の強化 高潮浸水想定区域図 作成等 | 高潮浸水想定区域図の作成 | | | | 排水機場 2施設完了 |
| | | 高潮特別警戒水位の設定 | | | | 全延長約2km 完了 |
| | | | | | | 完了 |

2 自助・共助・公助の連携による防災力の向上

災害の時でも、困らない・独りではない

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 首都直下地震等の大規模災害に備えるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で、人々が安全・安心に大会競技や観光などを楽しめるよう、万全の危機管理体制を実現する。
- 都民の高い防災意識を醸成するため、自助・共助の取組を支援する。
- 公助における災害対応力を向上させるため、より実効性の高い防災対策を推進し、都及び関係機関による迅速かつ円滑な救出救助を実施する。

II 政策目標

1 安全・安心な東京 2020 大会の開催

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|-------------------------|---------------------|---------|----------------------------------|
| 01 | 選手村エリアの臨港消防署の整備・機能強化 | 2019 年度 | 完了 | |
| 02 | 大会会場及び駅、宿泊施設等における防火安全対策 | 立入検査等の防火査察 | 2020 年度 | 100%実施 |
| 03 | 大会開催期間中における発災時即応体制の確立 | 警戒体制の整備 | 2020 年度 | 車両・資器材・拠点の整備完了 総合指令室 多摩指令室 |
| 04 | | 多言語による 119 番受付体制の整備 | | |

2 自助・共助の促進による地域防災力の向上

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|------------------------|---------|----------------------|---------------|
| 01 | 首都直下地震等における想定最大死者数 | 2022 年度 | 約 9,700 人を約 6,000 人減 | |
| 02 | 家庭における備蓄 | 2020 年度 | 実施率 90%以上 | |
| 03 | 住民参加による防災訓練 | 2020 年度 | 累計 1,200 万人参加※1 | |
| 04 | | 2024 年度 | 累計 2,000 万人参加※1 | |
| 05 | 大規模災害等に対応できる消防団活動体制の構築 | 消防団員の確保 | 2020 年度 | 特別区充足率 90%以上 |
| 06 | | | | 消防団の相互連携体制の整備 |
| 07 | 自主防災組織の活動活性化 | 2020 年度 | 自主防災組織活動支援事業 60 団体実施 | |
| 08 | 都立高校・特別支援学校の宿泊防災訓練 | 2020 年度 | 累計 26 万人参加※1 | |
| 09 | | 2024 年度 | 累計 44 万人参加※1 | |
| 10 | 行き場のない帰宅困難者の安全確保 | 2020 年度 | 全員 (92 万人) | |

※1 2015 年度からの累計値

3 公助による防災対策の充実強化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 01 | 首都直下地震等における想定最大死者数（再） | 2022 年度 | 約 9,700 人を約 6,000 人減 |
| 02 | 首都直下地震に向けた災害対応力の強化 | 2019 年度 | 都庁防災センターの刷新 |
| 03 | | 2020 年度 | 実効性のある危機管理体制の確立 |
| 04 | 防災関係機関相互の災害情報リアルタイム共有体制の構築 | 2019 年度 | 完了 |
| 05 | 緊急消防援助隊受援拠点 | 2017 年度 | 多摩地域に整備 |
| 06 | 震災時の後方支援体制の強化のための東京消防庁版ロジスティクス*の確立 | 2020 年度 | 完了 |
| 07 | 災害図上訓練システム | 2017 年度 | 消防学校に整備 |
| 08 | 防災上位置付けのある都立公園の機能強化 | 2020 年度 | 31 公園を整備 |
| 09 | | 2024 年度 | 全 61 公園を整備 |
| 10 | 木造住宅密集地域を重点とした消防水利の整備 | 2020 年度 | 防火水槽 累計 76 基※2 深井戸 累計 6 基※2 |
| 11 | | 2024 年度 | 防火水槽 累計 124 基※2 深井戸 累計 10 基※2 |
| 12 | 住宅火災から高齢者等の安全を確保するための早期通報受信体制の整備 | 2020 年度 | 新制度運用開始 |
| 13 | 海上公園の防災機能の強化 | 2020 年度 | 22 公園を整備 |
| 14 | | 2024 年度 | 全 37 公園を整備 |
| 15 | 防災機能強化のための公立小・中学校トイレ整備 | 2020 年度 | トイレ洋式化率 80%以上 |
| 16 | 震災時におけるガソリンスタンド営業継続の判断基準の策定・周知 | 2020 年度 | 完了 |

※2 2015 年度からの累計値

Ⅲ これまでの取組と課題

（安全・安心な東京 2020 大会の開催）

- 都はこれまで、災害発生に備え初動体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し対応力の強化を図ってきたが、大会時は大地震の経験がない外国人を含め、多数の観光客が訪れるため、発災時の大きな混乱が想定される。
- 火を使用した大規模な演出も実施される大会会場や、駅、宿泊施設等の防火安全対策について、事前協議や防火査察を実施するとともに、大会期間中の警戒計画の検討を進めており、今後も大会全体の計画に併せて組織委員会等との調整が必要である。

<リオデジャネイロ 2016

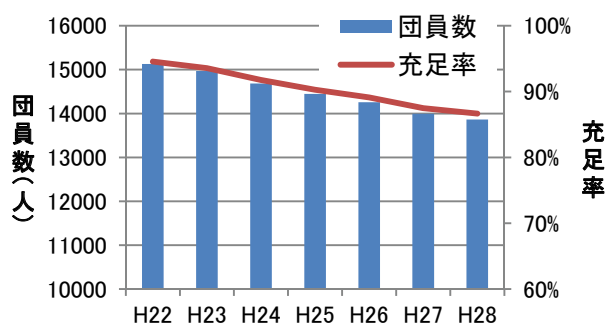
オリンピック・パラリンピック競技大会開会式>



（自助・共助の促進による地域防災力の向上）

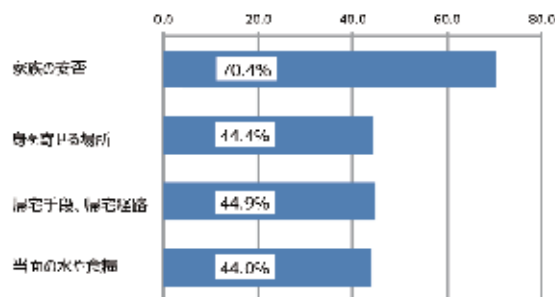
- 東京都総合防災訓練や各消防署による地域特性に応じた防火防災訓練の推進により、全体の訓練参加者数は年度ごとの目標を大きく上回っている一方で、訓練を実施していない地域が存在する。
- 住民による自主防災組織については、リーダーを集めた研修会の実施等を通じて活動を支援しているが、高齢化や次世代の育成が進まないことに加え、活動のノウハウ等の情報不足から、各地域の取組に大きな差が生じている。
- 消防団員を広報等で積極的に募集した結果、新規入団者数は増加しているものの、高齢等による退団者数がそれを上回っているため、充足率は年々低下し、2016年4月1日時点で86.7%（特別区）となっている。
- 帰宅困難者を受け入れる、一時滞在施設の確保を推進しているが、民間事業者が協力する上で、受入れスペースの確保や備蓄品購入費用などが負担となっている。
- 帰宅困難者になった際に心配なこととして、約7割の人が家族の安否を挙げており、特に学校に通う児童・生徒等の安否を容易に確認できるようにしていく必要がある。
- 発災時に帰宅困難者が適切に行動できるよう、帰宅困難者に対して災害情報等を的確に提供していく必要がある。

＜特別区消防団の充足率推移＞



（資料）「東京消防庁統計書（東京消防庁）」より作成

＜帰宅困難者になった際に心配なこと＞



（出典）「東京の防災プラン進捗レポート2016」
（平成28年3月 東京都総務局）

（公助による防災対策の充実強化）

- 「首都直下地震等対処要領」を2016年3月に改定するなど、発災時の初動体制の充実・強化を推進している。
- 2016年4月に発生した熊本地震等の検証を踏まえ、都庁一丸となった機動性の高い危機管理体制を確立するため、東京都災害対策本部の体制の見直しを図るとともに、より実効性の高い応援受援体制を整備する必要がある。
- 2016年3月に国が公表した「首都直下地震における具体的な応急対策活動に

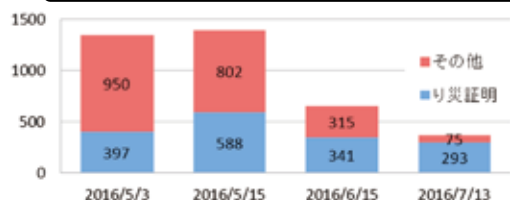
関する計画」に基づくプッシュ型支援の導入や、熊本地震における輸送物資の滞留などを踏まえ、物資の備蓄、受入、輸送体制を更に充実していく必要がある。

- 東日本大震災を契機に行われた法令改正等を踏まえ、「東京都震災復興マニュアル」を2016年3月に修正した。今後は、熊本地震における「罹災証明書」関連業務の職員派遣の長期化等を踏まえ、区市町村と連携し、業務の標準化・システム化を進める必要がある。

<住家被害認定調査・罹災証明書発行業務>

■熊本地震における被災地への他自治体からの
応援職員推移

罹災証明書関連業務への応援については長期化



(出典)内閣府ホームページ

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 万全な危機管理による安全・安心な東京2020大会の開催

大会開催前には大会会場及び駅、宿泊施設等の安全性確保を推進するとともに、大会期間中は主催者と関係機関が連携した特別警戒を実施することで、万全の危機管理体制を実現する。

1 東京2020大会に向けた防災力の強化

- 大会会場が集積する臨海部の災害対応力を強化するため、選手村を管轄する臨港消防署を改築し、新型消防艇（タグボート型）を増強する。
- 大会会場や駅、宿泊施設への立入検査等を徹底するとともに、自衛消防訓練の実施を促進する。また、開会式等での火を使用した大規模な演出に対する安全基準を策定する。

<新型消防艇(タグボート型)の増強>

(イメージ)



2 大会期間中の安全・安心を確保する警戒体制の確立

- 迅速な避難誘導、救護体制等を確立するため、消防隊員の活動状況が分かる映像位置情報共有システム等を活用し、大会会場等で特別警戒を実施する。
- 消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)、消防艇、ヘリコプター等を投入し、陸・海・空の消防力を連携した警戒を実施する。

- 大会会場等以外で発生した火災や救急・救助をはじめ、山間部での災害や島しょの患者搬送に対しても迅速に対応するため、大会期間中ヘリコプターを増強配備し、即応体制を確保する。

＜大会期間中のヘリコプターによる即応体制＞



- 東京 2020 大会を契機に訪れる外国人観光客のために、多言語に対応した 119 番通報や消防署の窓口業務対応、防災情報の発信を実施する。
- 東京 2020 大会に備え、複数の消防団による合同訓練を積極的に実施するとともに、災害及び警戒時における消防団相互の連携を強化する。(再：66 頁)

政策展開 2 自助・共助の促進による地域防災力の向上

首都直下地震等への備えを万全とするため、家庭での備蓄や、町会での防災訓練、学校での防災教育など、個人や家庭、町会・自治会、消防団、学校といった多様な主体による取組を連携させることにより、自助・共助の力を最大限引き出す。

1 都民一人ひとりの防災力の強化

- 防災アプリや東京都防災ホームページなどを活用し、防災情報の更なる充実を図るとともに、多言語化を推進する。
- 女性の視点からの防災普及啓発等を推進する。
- 備蓄の日*等を通じ、各家庭の生活スタイルに応じた継続的な「日常備蓄*」を促進する。
- 長周期地震動等における住宅や事業所の室内安全対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策について普及啓発する。
- たばこ・ストーブ・こんろ等による火災防止等を促進し、子供や高齢者にとって安全な生活環境を確保する。

＜備蓄の日フェスタ 2016＞



- 高齢者や障害者などの要配慮者の安全・安心を確保するため、福祉関係機関の見守り事業と連携しつつ、消防職員が住宅を訪問し、火災の発生危険等についてアドバイスを行う防火防災診断を実施する。
- 外国人に安全・安心情報を伝えるため、多言語により、防火上優良な建物の情報や消防法令違反がある建物などの情報を発信するとともに、消防署等のデジタルサイネージ*に防災関連の情報を掲出する。

＜外国人への安全・安心情報の発信＞



2 地域と連携した防災対策の充実

- 地域特性に応じた住民参加型訓練（風水害・地震・津波・帰宅困難者対策訓練）を年4回実施する。避難訓練のほか避難所生活体験訓練も実施するとともに、関係防災機関の活動を紹介し、地域の自主防災組織との連携力を向上させる。
- 防災訓練未実施地域の解消及び新たな参加者の掘り起こしを図るため、地域イベントに合わせた訓練を促進するとともに、スタンドパイプ*等の資器材を使った「まちかど防災訓練」や、バーチャルリアリティ技術による災害の疑似体験など、参加意欲が高まるような訓練機会を提供する。
- 消防団員確保のため、個人の生活や能力に応じて活動を行うことができる環境を整備する。
- 電車やホームページを活用した募集広報を推進するとともに、就職活動を支援する特別区学生消防団活動認証制度*を大学や企業に周知し、学生等の入団を促進する。
- 近年の気候変動による、台風や局地的大雨などにも対応した訓練を、東京都消防訓練所において実施するとともに、小型軽量の資器材等を導入し女性団員の活動範囲拡大を支援する。
- 震災等の大規模災害に備え、複数の消防団による合同訓練を積極的に実施するとともに、災害時における消防団相互の連携を強化する。
- 発災時に円滑なボランティアの受入れを可能とするため、災害ボランティアコーディネーター*の育成や訓練などを実施する。
- 学生ボランティア等を地域版パートナーシップ*に編入し、地域防災の新たな担い手として育成する。
- 障害者や高齢者といった要配慮者の安全・安心対策を充実させるため、地域の協力体制づくりとともに、福祉施設等においては夜間の少数の職員でも入居者を迅速に避難誘導できるよう、電子学習教材等による効率的な自衛消防訓練

＜消防団員募集ポスター＞



を促進する。

- 自主防災組織へ防災コンサルタントを派遣し、それぞれが抱える課題に即したアドバイスを行う「自主防災組織活動支援事業」を実施する。
- 自主防災組織の取組や、それを支援する区市町村の取組を一定の水準に押し上げるため、優れた取組事例や活動のポイントなどを紹介した「自主防災組織活性化サポートガイド（仮称）」を作成し、配布する。

3 学校における防災教育の充実

- 家庭や近隣町会などの地域や防災関係機関と連携した防災教育により、児童や生徒の発達段階に応じて、まずは自らの命を守り、次いで身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材へと育成する。
- 児童・生徒が保護者とともに家庭で学習できる防災ノート「東京防災」を活用し、学校と家庭が一体となった防災教育を充実させる。
- 生徒の防災意識を向上させるため、体育館等での就寝や非常食の準備といった避難生活の疑似体験や避難所運営訓練などを行う宿泊防災訓練を、全都立高校・特別支援学校で実施する。
- 都立高校において、震災被害の大きさや復興への教訓を学習するため、被災地を訪問し、復興支援のボランティアや現地での交流活動を実施する。

<宿泊防災訓練での避難所設営>



4 帰宅困難者対策など民間との連携による防災対策の推進

- 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保に向け、民間事業者への支援を行うとともに、多くの帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺での取組を推進する。
- 事業所等における施設内待機のための3日分の水、食料等の備蓄に加え、周辺で発生する帰宅困難者保護のための備蓄の10%ルール*について、普及啓発を進めていく。
- 保護者が学校に通う児童・生徒等の安否を容易に確認できる手段の周知等を通じて、発災時の一斉帰宅を抑制する。
- 混乱収拾後、帰宅困難者が一時滞在施設等から帰宅する際に飲料水や災害関連情報などの提供を行う災害時帰宅支援ステーション*を拡充し、周知する。
- 発災時に帰宅困難者に対して、一時滞在施設の開設情報をはじめとする様々

<帰宅困難者対策訓練>



な災害関連情報を迅速に伝達するため、ICTを活用した情報提供体制を整備する。

- 新技術の普及による都市防災力の向上と産業の活性化を図るため、都内の中小企業が開発した先進的な防災関連技術の実用化を支援する。
- ターミナル駅等の利用者の安全を確保するため、訓練実施の基準となる「エリア防火防災訓練計画（統括版）」を作成し、地下で連絡している建物間での防災訓練等を促進する。
- 宿泊施設をはじめとする多くの外国人が利用する施設において、外国人客を対象とした効果的な避難誘導等について周知するとともに訓練を促進する。

政策展開 3 公助による防災対策の充実強化

東京都災害対策本部や活動部隊、防災施設をはじめ、避難者等の支援や復興対策といった、公助におけるあらゆる局面で防災対策を充実強化していく。

1 活動体制の充実強化

- 東京都災害対策本部における全庁的な役割分担・情報共有体制を整備するとともに、都庁防災センターを改修する。併せて、立川地域防災センターのあり方を含め、都庁防災センターのバックアップ機能等について検討を進める。
- 迅速な避難誘導・救出救助活動等を実施するため、災害情報をリアルタイムで共有するなど、防災関係機関の情報収集・伝達体制を強化する。
- 全国から集結する救助部隊や他自治体からの応援職員などを迅速かつ効果的に受け入れるため、受援に関する仕組みや手順を整理・公表し、国・関係機関・他自治体との間で検証を重ねることで、実効性のある受援体制を整備していく。
- 総合防災訓練や図上訓練を通じて、区市町村や警察、消防、自衛隊など関係防災機関との連携体制を強化するとともに、初動体制について不断の検証・見直しを実施する。

＜東京都災害対策本部＞



＜全国からの応援部隊＞



警察 現在、警備庁において災害等発生中
消防 「首都圏地下鉄震災対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に場内計画 参照（平成20年12月 中央防災会議対策本部）
自衛隊 「首都圏地下鉄震災における自衛隊の対応要領」参照
※その他の応援隊等は、人口変動影響、平均、概算約8,000人及び半備自衛隊25,000人

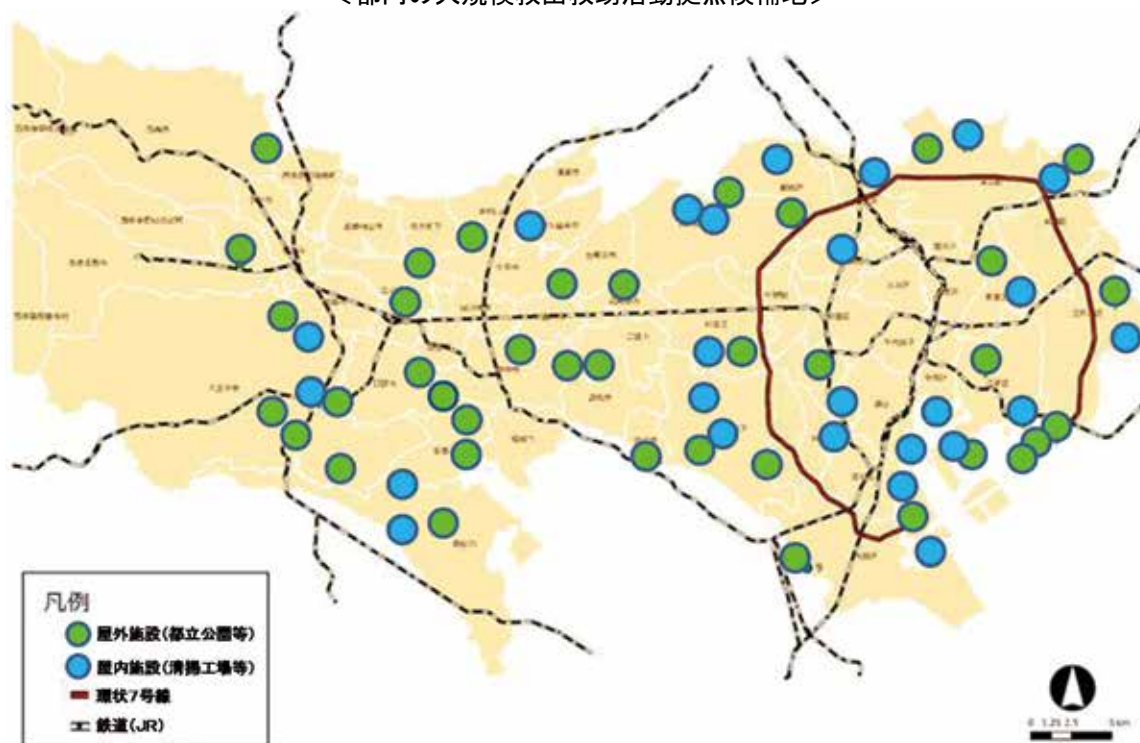
(出典)「首都直下地震等対処要領」(平成 28 年3月 東京都総務局)

- 消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の拠点において、都外からの緊急消防援助隊の受援機能を強化する。
- 長時間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、職員の後方支援体制や、故障車両の整備体制を確立する。
- 実戦的で高度な災害警備訓練施設を整備し、関係機関が連携した多種多様な訓練を実施することで、広域緊急援助隊等の災害対応力を向上する。
- ICTを活用した災害図上訓練システムを消防学校に整備し、消防団・区市町村といった多様な主体が連携し、効果的に訓練できる体制を構築する。
- 警察職員の中から重機運転技能者を養成するとともに、重機を保有する民間事業者との合同訓練の実施や災害時協力協定の締結などにより、官民一体で災害対応力を強化する。
- 爆発危険のある現場において、ドローン等の装備・資器材を活用し、安全を確保した上での迅速な消防活動を実施する。（再：88 頁）
- 都有施設に非常用発電設備等を整備し、震災時に活用する。
- 防災計画等に位置付けのある都立公園（防災公園）については、大規模救出救助活動拠点や東京 2020 大会関連の公園から、救出救助部隊の活動支援や避難者の安全確保のための非常用発電設備等の防災関連施設を整備する。

<災害現場での救助活動>



<都内の大規模救出救助活動拠点候補地>



(資料)「首都直下地震等対処要領(平成 28 年3月 東京都総務局)」より作成

- 大会会場が集積する臨海部の災害対応力を強化するため、選手村を管轄する臨港消防署を改築し、新型消防艇（タグボート型）を増強する。（再：64頁）
- 緊急通行車両等が必要とする燃料を安定的に供給するため、燃料備蓄等を推進するとともに、実践的なオペレーションを実施するため、マニュアルの整備や研修・訓練を実施する。
- 木造住宅密集地域での市街地火災被害を軽減するため、深井戸*や狭隘^{あい}用地等に対応した新型防火水槽を整備するとともに、経年劣化した既存防火水槽を改修する。さらに、自主防災組織等も活用できる親子蓋*の設置を推進する。
- 排水ポンプ車を活用した各種訓練を実施するほか、河川水を震災時の消火用水として活用するため、水際へのアクセス路や取水手段を確保するとともに、防災船着場や周辺の基盤整備により、災害時の輸送体制を強化する。
- 震災時の交通安全や緊急車両などの活動を確保するため、停電時も機能する電池内蔵型交通信号機や、交通状況をリアルタイムで把握できる情報収集用カメラなどを交差点に整備する。
- 羽田空港は発着便の増加に伴う航空機燃料貯蔵タンクの増設により、石油コンビナート等防災区域となるため、空港施設及び消防隊による対応力を強化する。

＜親子蓋の設置及び活用＞



2 避難者等支援の充実強化

- 高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者や女性の視点にも配慮した生活必需品の備蓄や調達先を確保するとともに、発災時に物資が避難所まで迅速に届けられるよう、旧立川政府倉庫の活用や、物流事業者等と連携した輸送体制の強化を図っていく。
- 利便性が高く災害時の活用にも有効な乳児用液体ミルクについて、国内での製造や販売に向けた法令上の規定整備を国へ働きかける。
- 震災時の避難に役立つ情報や、日常の防災意識を啓発するための災害現場の映像等を、ICTを活用して都民に発信する。
- 外国人が安心して利用できるよう、宿泊施設等において、避難経路や避難方法などの多言語化を促進する。
- 要配慮者でも利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した情報発信を積極的に推進するとともに、警備会社等の民間事業者とも連携し、超高齢社会に即した早期通報受信体制を確立する。
- 避難場所や水上輸送基地、大規模救出救助活動拠点等となる海上公園におい

て、緊急車両等の通行に必要な園路改修や防災トイレ整備などの防災対策を実施する。

- 避難所となる学校に、幼児や高齢者などの要配慮者も使いやすい洋式トイレや、マンホールトイレ等の災害用トイレの整備を促進するため、区市町村を支援する。
- ガソリンスタンドの営業可否や避難所での燃料の使用など、震災時に必要となる危険物の安全対策に関する指導基準を策定し周知する。

3 震災に備えた事前復興*への取組

- 「区市町村震災復興標準マニュアル」を修正し、各区市町村独自の震災復興マニュアルの整備を促進するとともに、地域住民との復興訓練の企画立案能力向上を目指すため、区市町村職員を対象として「復興まちづくり実務者養成訓練」を実施する。

＜罹災証明書発行訓練＞



- 「罹災証明書」の迅速な発行及び円滑な被災者支援を行うため、業務の標準化に向けたガイドラインを充実するとともに、区市町村へのシステム導入を促進し、自治体間の応援・受援体制を整備する。
- 住家被害認定調査、罹災証明書発行からその後の生活再建支援に至る一連の業務をマネジメントし、業務の中核を担う区市町村職員を育成するため、研修を実施するとともに、総合防災訓練を活用した実践的な訓練等を実施する。

V 年次計画

セーフシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|-----------------------------------|---|--|--|--|------------------|-------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 1 東京 2020 大会に向けた 防災力の強化 | 大会会場及び駅、宿泊施設等への事前指導・査察 | 施工段階における審査・検査を通じた指導 立入検査実施 | 違反是正推進 | 直前立入検査 | 東京2020大会開催 | 大会会場及び駅、宿泊施設等の安全性の確保 |
| | 臨港消防署の設計 | 臨港消防署庁舎改築工事 | | 運用 | | 庁舎運用開始 |
| | 消防特別警戒計画素案策定 | 警戒計画策定 119番通報等の電話通訳試行 | 訓練実施 資器材・拠点・ヘリ整備 検証 | テストイベントでの検証 運用開始 | 警戒実施 拡充 | 大会期間中の災害即応体制確立 |
| 2 都民一人ひとりの防災力の強化 | ウェブサイト・SNS活用による防災情報の発信 | アプリ作成 | アプリによる情報発信 | コンテンツ充実 | | 防災情報の充実 |
| | 家庭の食料備蓄率 58.8% (平成 28 年 3 月末時点) | 区市町村の取組を紹介 | 企業と連携 | 備蓄の進まない層への普及啓発 | | 備蓄率 90%以上 |
| | 防火防災訓練参加者数 約 229 万人 (平成 28 年 3 月末時点) | 訓練車両整備 訓練機会拡大 | 検証 | 東京 2020 大会に向けた訓練の推進 | | 訓練参加者数 1200 万人 訓練未実施地域解消 |
| | 特別区消防団員充足率 86.7% (平成 28 年 4 月 1 日時点) | 効果的な入団促進方策等の検討 生活や能力に応じた活動環境検討 区市町村等と連携した応援の検討 | 新たな広報展開による入団促進 活動環境の整備 区市町村等との調整 | 新たな募集広報等の推進及び生活や能力に応じた活動を行う団員の入団促進 連携体制の整備・訓練 | 東京 2020 大会での相互連携 | 特別区充足率 90%以上 消防団相互連携体制整備完了 |
| | リーダー研修会や学習セミナーを通じた自主防災組織の育成 | 10 団体 | 10 団体 | 20 団体 | 20 団体 | 60 団体実施 |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | |
|---|-------------------|--|--|------------------------------|----------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | |
| 2 | 学校における防災教育の 充実 | 都立学校宿泊防災訓練 4万2千人実施 (平成28年3月末時点) | 都立高校・都立特別支援学校 全校での実施 | | | | 累計26万人 参加 | |
| | 帰宅困難者対策 | 一時滞在施設 約29万人分確保 (平成28年7月1日時点) | 主要ターミナル駅周辺を中心とした一時滞在施設の確保 児童・生徒等の安否確認手段の周知 ICTを活用した情報通信提供体制の整備 | | | | 行き場のない 帰宅困難者 (92万人)の 安全確保 | |
| 3 | 初動体制の充実強化 | 「首都直下地震等対処要領」改定等の初動体制の 充実・強化 | 都災害対策本部見直し 受援体制の整備 | 訓練等を通じた不断の検証・見直し | | | 都庁一丸と なった実効性 のある危機管 理体制の構築 | |
| | | 防災関係機関相互の災害 情報のリアルタイム共有 化に向けた区市町村との 検討 | 調査分析 | 技術面やセキュリティ面 を踏まえた設計 | | 開発 | 関係機関相互 の災害情報 共有体制構築 | |
| | | 効率的な備蓄・調達輸送 体制の方向性の整理 | 体制の検討 マニュアル 作成 | 関係団体との訓練・協議の実施による 協定締結・修正 | | | | 物資調達体制 の確立 |
| | | 通報制度のあり方につい て庁内委員会での検討 | 制度設計 | 試行 | 検証 | 運用開始 | 早期の通報 受信体制整備 | |
| | | 被災者支援のための 海上公園の防災機能強化 12公園整備 (平成28年3月末時点) | 東京2020大会会場整備予定公園等の整備 上記公園以外の整備 | | | | 22公園整備 | |
| | | 公立小・中学校トイレ 洋式化率 約54% (平成28年4月時点) | 区市町村へのトイレ整備支援事業 62区市町村 62区市町村 62区市町村 62区市町村 | | | | トイレ洋式化 率80%以上 災害用トイレ の整備 | |
| | | 東京都震災復興 マニュアル修正 | 区市町村向 け標準マニ ュアル修正 | 区市町村におけるマニュアル 修正・策定の促進 | | | 震災復興体制 の基盤整備 | |
| | 震災に備えた事前復興の 取組 | 区市町村業務の標準化・ システム化検討 | ガイドライ ン充実 | 区市町村被災者支援業務システム化 | | 早期の被災者 生活再建支援 体制の整備 | | |
| | | | 50% | 80% | 100%(2019年度以降) | | | |

3 豪雨・土砂災害対策

大雨が降っても、あふれない・くずれない

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 集中豪雨時にも対応可能な中小河川や下水道の整備などを推進することで、都市型水害などから都民の命と暮らしを守る。
- ソフト・ハード両面での総合的な土砂災害対策を区市町村と連携して取り組み、地域の防災力を向上させる。

II 政策目標

1 多発する集中豪雨への対応

| No. | 政策目標 | | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|---------------|---------------------------------|----------------------|--|------|
| 01 | | 時間 50 ミリ降雨に対応した治水安全度達成率※1 | 2020 年度 | 82% | |
| 02 | | | 2024 年度 | 85% | |
| 03 | 河川施設における豪雨対策 | 都内全域の調節池貯留量（累計） | 2020 年度 | 約 255 万 ³ m ³ （2013 年度末比約 1.2 倍） | |
| 04 | | | 2025 年度 | 約 360 万 ³ m ³ （2013 年度末比約 1.7 倍） | |
| 05 | | 環状七号線地下広域調節池等の整備 | 2020 年度 | 8 施設新規着手 6 施設新規稼働 | |
| 06 | | | 2025 年度 | 13 施設新規稼働 | |
| 07 | 下水道施設における豪雨対策 | 豪雨対策下水道緊急プラン | 75 ミリ対策の施設整備（4 地区） | 2019 年度 | 効果発揮 |
| 08 | | | 50 ミリ拡充対策の施設整備（6 地区） | 2019 年度 | 効果発揮 |
| 09 | | 浸水の危険性の高い対策促進地区における時間 50 ミリ降雨対策 | 2022 年度 | 全 20 地区完了 | |
| 10 | | 大規模地下街の時間 75 ミリ降雨対策 | 2024 年度 | 全 9 地区で完了 | |
| 11 | 洪水予報河川*等の指定 | | 2024 年度 | 10 流域 | |

※1 時間 50 ミリ降雨対策護岸の整備率に調節池等の整備の効果を加えた達成率

2 総合的な土砂災害対策

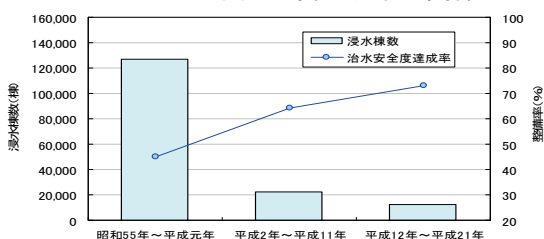
| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-----------------------------|---------|---------------|
| 01 | 土砂災害警戒区域*等の指定に向けた基礎調査（都内全域） | 2017 年度 | 約 1 万 5 千か所完了 |
| 02 | 土砂災害警戒区域等の指定（都内全域） | 2019 年度 | 約 1 万 5 千か所完了 |

Ⅲ これまでの取組と課題

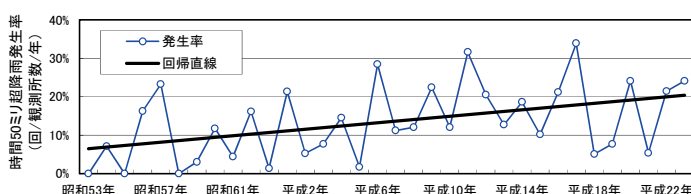
(多発する集中豪雨への対応)

- 都は時間 50 ミリ降雨に対応した護岸等の河川施設や下水道施設の整備、まちづくりなどによる総合的な取組を推進し、浸水被害を着実に減少させてきた。しかし、2013 年 7 月は区部を中心に、2016 年 8 月は多摩地区を中心とした豪雨等、近年は時間 50 ミリを超える局地的な集中豪雨が頻発しており、更なる対応が求められている。
- 対策促進地区 10 地区、大規模地下街 4 地区で整備が完了したが、全ての整備が完了するには長い年月がかかるため、一部完成した施設を暫定的に稼働させるなど、整備効果を発揮させていく必要がある。
- ソフト対策として洪水予報河川等のうち 8 流域で指定完了するとともに、インターネットを活用した雨量、水位、河川監視カメラの映像等の防災情報を都民に提供してきたが、今後は豪雨時における更なる安全確保に向け、避難に役立つ防災情報の提供をより一層充実させる必要がある。

<浸水棟数の経年変化と治水安全度達成率の関係>



<時間 50 ミリを超える降雨発生率の経年変化>



(土砂災害対策)

- 2013 年 10 月の伊豆大島で発生した土砂災害など近年頻発している土砂災害を踏まえ、警戒避難体制の整備を促進するため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定及び区域指定の前提となる基礎調査を加速し、警戒区域 9,613 か所、特別警戒区域 7,287 か所の指定 (2016 年 10 月 31 日時点) を完了した。
- 一方で、警戒区域等の指定推進に伴い、ハード対策の要望が増加していることや土砂災害警戒区域内の住民に避難勧告等を発令しても十分な避難行動に繋がらない等の新たな課題が明らかになってきている。
- ハード対策の優先度検討や実効性の高い警戒避難体制の整備など、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進していくことが必要である。

<大島の土砂災害状況>



2013 年 10 月に発生した大島の土砂災害では、土砂・流木が海まで到達

IV 4か年の政策展開

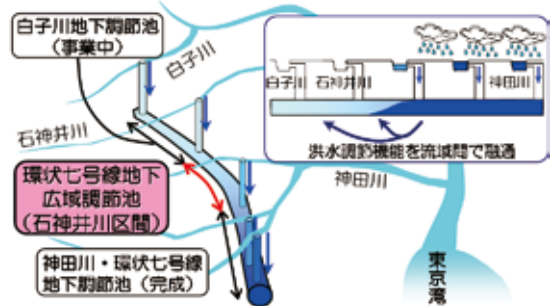
政策展開 1 多発する集中豪雨への対応

近年多発する局所的な集中豪雨への対策を強化するとともに、リアルタイムな情報発信を強化していく。

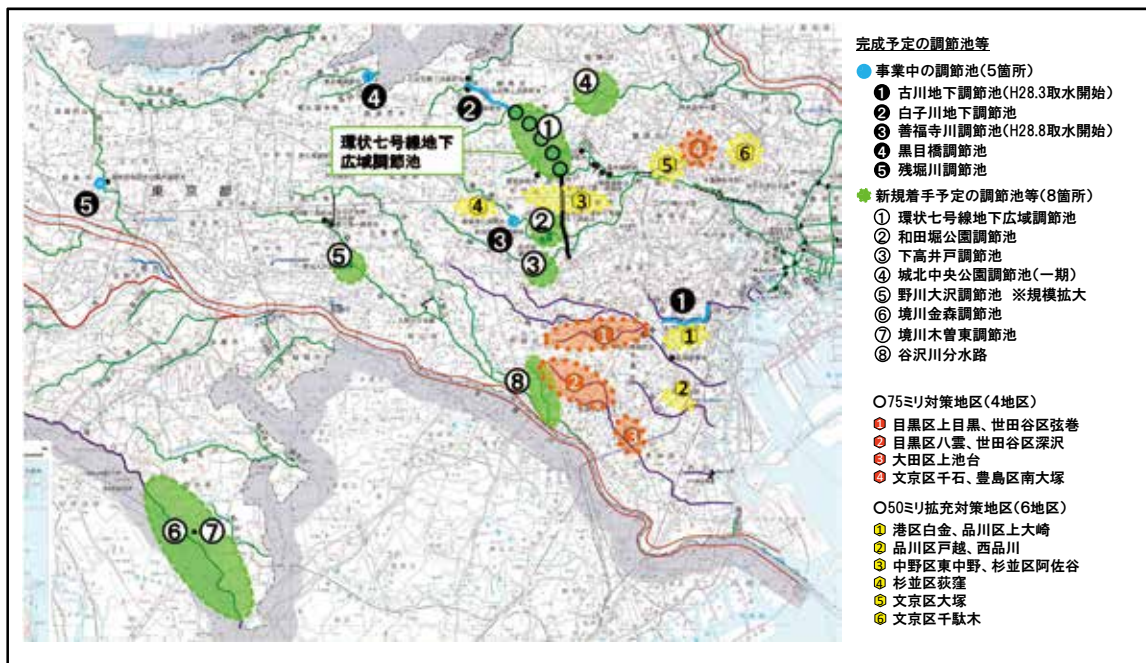
1 ハード対策の強化

- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、区部は時間 75 ミリ、多摩部は時間 65 ミリ（区部、多摩部とも年超過確率*20 分の 1）に目標を設定したことを受けて、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川や下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する。
- 河川では、護岸等を整備するとともに、2020 年度までに調節池 6 施設を稼働させて都内全域の調節池貯留量を 2013 年度末比約 1.2 倍に拡大するなどして、浸水被害を軽減する。特に、2つの調節池を連結する環状七号線地下広域調節池を 2025 年度までに完成させ、時間 100 ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮させる。
- 下水道から河川への放流量の段階的緩和や広域調節池と下水道幹線の接続等、河川と下水道の連携策を推進する。

＜環状七号線地下広域調節池イメージ＞



＜整備予定の調節池等 13 施設と「豪雨対策下水道緊急プラン」の対策強化地区＞



- 下水道施設では、対策促進地区 18 地区で下水道幹線などの整備を完了するとともに、大規模地下街対策として、75 ミリ降雨時に地下街への雨水の浸入を防

止するための施設整備を推進する。

- 「豪雨対策下水道緊急プラン」に基づき、甚大な被害が発生している地域において整備水準を時間 75 ミリにレベルアップし、新たに下水道幹線を整備するなど、これまでの取組を更に強化し浸水被害の早期軽減を図る。
- 学校等の公共施設への一時貯留施設等の設置に補助を行うなど、流域全体で雨水流出抑制対策を促進する。

2 ソフト対策の強化

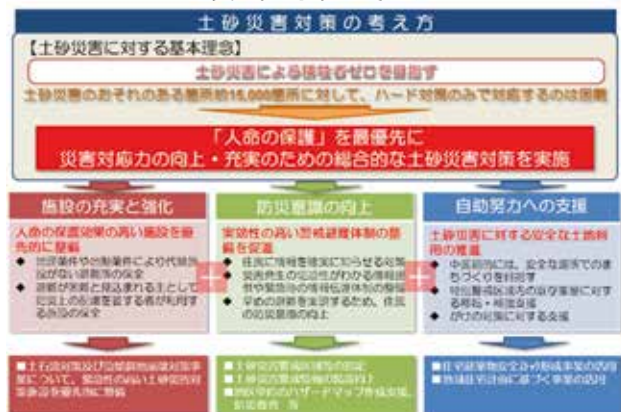
- 大規模地下街等において、地元区や施設管理者等と連携し、浸水対策計画に基づく情報伝達訓練等を実施することで、地下空間の豪雨に対する安全性の向上を図る。
- 洪水予報システム*を機能強化するとともに、^{はんらん}氾濫危険情報*を発信する洪水予報河川等を 10 流域に拡大する。
- 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨時の浸水箇所を明示した洪水浸水予想（想定）区域図を更新するなど、減災対策を推進する。
- 気象庁等と連携し、土砂災害警戒情報等、住民の避難に役立つ防災情報を発信する。
- 「東京アメッシュ*」により、高性能レーダーによる精度の高い降雨情報をリアルタイムで提供する。
- 光ファイバーを活用した下水道幹線の水位情報の地元区への提供を千川幹線など 12 幹線に拡大し、関係区の水防活動を支援する。
- ^{はんらん}河川氾濫等の大規模水害時における広域避難の方針を国や区などと策定するとともに、ワークショップ等を活用し、都民の水防災意識を向上する。
- 台風や局地的豪雨による風水害発生時には、気象庁をはじめとする関係機関と情報を共有するとともに、土砂災害用遠隔監視システムや、強固で浮力の高いウレタンボートなどの資器材を活用し、安全・迅速な救出救助を実施する。

政策展開 2 総合的な土砂災害対策

「人命の保護」を最優先に災害対応力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策を推進する。

また、山岳道路斜面の対策については、斜面の状況を的確に把握し、緊急性の高い箇所から計画的に対策を実施する。

＜土砂災害対策の考え方＞



1 ハード対策の強化

- 砂防事業は、時間と費用を要することから、避難所や要配慮者利用施設など

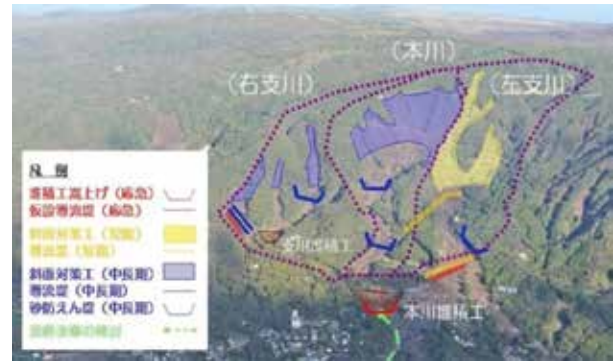
の重要度や災害発生の危険度を考慮して、箇所ごとの緊急性を評価し、計画的に事業を実施する。

- 急傾斜地については、所有者、管理者等が対策を行うことを基本としており急傾斜地法に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。
- 大金沢（大島）における土砂災害対策は、本川、右支川等の中長期対策を推進する。
- 山岳道路斜面については、崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、巡回・点検等を踏まえた落石防護柵などの設置とともに、ドローン等による点検も視野に入れながら最先端技術の活用を検討するなど、道路斜面の安全対策を推進する。

<急傾斜地における対策例>



<大金沢(大島)における土砂災害対策>



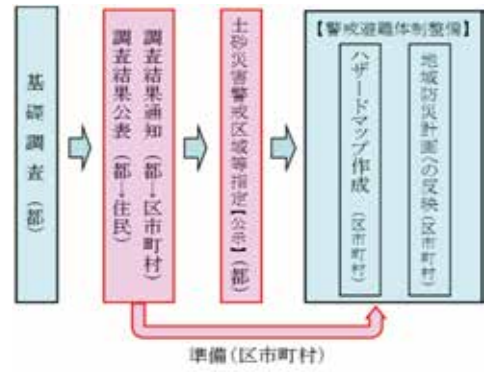
<山岳道路斜面の対策例>



2 ソフト対策の強化

- 土砂災害のおそれのある箇所の基礎調査を2017年度までに完了させ、調査結果の速やかな公表により危険性を住民に周知する。
- 区市町村と連携し、警戒避難体制の早期確立に向けて、土砂災害警戒区域等の指定を2019年度までに完了する。
- 避難につながる防災意識の向上施策として、防災教育、地区単位のハザードマップ作成支援等を推進する。

<基礎調査終了後のフロー>



＜土砂災害警戒区域等の概要＞

警戒区域では

警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村等】



土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県鉾田市)

住民による土砂災害ハザードマップ確認状況
(鹿児島県垂水市)

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制
住宅地分譲や実質時表据置者関連施設の新築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
崩落を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告
崖しい崩壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。
【都道府県】

(出典)「土砂災害防止法の概要」(国土交通省)

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|--|---|----------------------------|---------------|---------------|---------------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 1 多発する集中豪雨への対応 ハード対策の強化 | 50ミリ対策の継続推進 治水安全度達成率 80% 調節池 1 施設で新規着手 調節池 4 施設で新規稼働 ※ 1 | 1 施設 稼働 | 護岸、調節池等の整備 → | | | 治水安全度 達成率 82% 1 施設 新規着手 5 施設 新規稼働 |
| | 河川からの溢水防止 (区部 75 ミリ、多摩部 65 ミリ 対応の調節池等の整備) 調節池 5 施設で新規着手 ※ 1 | 谷沢川分水路 など 2 施設で 新規着手 | | 1 施設 稼働 | | 7 施設 新規着手 1 施設 新規稼働 |
| | 下水道施設の整備 (大規模地下街の時間 75 ミリ降雨対策 (4 地区)) | 5 地区で 対策継続 | 1 地区で 対策完了 | 2 地区で 対策完了 | 2 地区で 対策継続 | 7 地区 対策完了 (累計) |
| | 大規模地下街等での 浸水対策計画を策定 | 浸水対策計画に基づく情報伝達訓練等を実施 → | | | | 地下街管理者 等と連携し、浸 水時の緊急連 絡体制や利用 者の避難誘導 など、浸水対策 を一層充実 |
| ソフト対策の強化 | 減災対策の推進 | 洪水浸水予想 (想定) 区域図の更新 → | | | | 12 区域で更新 |
| | | 2 区域 | 4 区域 | 3 区域 | 3 区域 | |
| 2 総合的な土砂災害対策 | ・基礎調査 ・警戒区域等の指定 約 10,700 か所 | 基礎調査完了 | | | | 基礎調査完了 警戒区域等 約 15,000 か所 指定完了 |
| | | 警戒区域、特別警戒区域*の指定完了 | | | | |

※ 1 2013 年度以降に整備着手または新規稼働した調節池の数

4 都市インフラの長寿命化・更新

しっかりと管理するので、まちの機能が変わらない

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 戦略的な維持管理と計画的な更新により都市インフラをリニューアルし、50 年先、100 年先の東京の経済・社会を支えていく良質な社会資本ストックとして次世代に継承する。
- 成熟した都市である東京が都市インフラの維持管理・更新に持続的に取り組み、技術やノウハウを更に進化させる。
- 都市インフラの長寿命化や大規模施設の更新に併せて、都市機能をレベルアップさせるとともに、都市環境を改善し、都民が安全で快適に暮らせる社会を実現する。

II 政策目標

1 都市インフラの予防保全型管理及び計画的な更新

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|--|---------------------|---------|-----------------------|
| 01 | りょう 橋 梁 の | 長寿命化対策に着手する橋梁数 | 2024 年度 | 160 橋着手 (累計) |
| 02 | 予防保全型管理* | 隅田川に架かる著名橋の長寿命化対策 | 2020 年度 | 8 橋完了 |
| 03 | トンネルの 予防保全型管理 | 補強・補修に着手するトンネル数 | 2024 年度 | 26 トンネル着手 (累計) |
| 04 | 分水路・地下調節池の予防保全型管理 (補修工事) の実施 (全 15 施設) | | 2019 年度 | 7 施設着手 (累計) |
| 05 | | | 2024 年度 | 15 施設着手 (累計) |
| 06 | 下水道管の再構築 | 整備年代の古い都心 4 処理区 | 2029 年度 | 100%完了 (16, 300ha) |
| 07 | 都立高校の予防保全的な改修 | | 2020 年度 | 3 校完了 |
| 08 | 大規模浄水場の更新 | 東村山浄水場 (境浄水場) | 2021 年度 | 境浄水場に代替施設整備完了 |
| 09 | | 金町浄水場 (三郷浄水場) | 2023 年度 | 三郷浄水場に代替施設整備完了 |
| 10 | | 小作浄水場 (上流部浄水場 (仮称)) | 2022 年度 | 上流部浄水場 (仮称) に代替施設整備完了 |
| 11 | 港湾施設等の予防保全型管理 | 東京港港湾施設等予防保全基本計画 | 2021 年度 | 改定 |
| 12 | 都営浅草線・三田線 | トンネルの止水対策 | 2019 年度 | 完了 |
| 13 | ゆりかもめ | 大規模修繕計画 | 2019 年度 | 改定 |
| 14 | 日暮里・舎人ライナー | 大規模修繕計画 | 2017 年度 | 策定 |
| 15 | 多摩都市モノレール | 主構造・駅舎の塗装塗替え | 2022 年度 | 100% |
| 16 | | 大規模修繕計画 | 2018 年度 | 改定 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(都市インフラの予防保全型管理及び計画的な更新)

- 橋梁^{りょう} 50 橋 (累計) の長寿命化対策を実施しており、目視点検ではわかりにくい構造物の劣化を把握するため、非破壊検査を導入するなど点検調査の高度化を図り、精度の高い検査結果を設計に反映させていく必要がある。
- トンネル予防保全計画 (2015 年 11 月公表) 及び東京港港湾施設等予防保全基本計画 (2012 年 3 月策定) に基づき、予防保全対策を順次推進している。事業の実施状況から優先順位や事業費等の計画を見直し、事業を平準化させる必要がある。
- 下水道管については、整備年代の古い都心 4 処理区のうち、2015 年度までに 6,564ha の再構築が完了したが、今後、法定耐用年数を超える下水道管が急増するため、計画的に再構築事業を推進する必要がある。
- 境浄水場の再構築については、浄水施設の規模拡大により、周辺環境への影響に十分留意する必要がある。

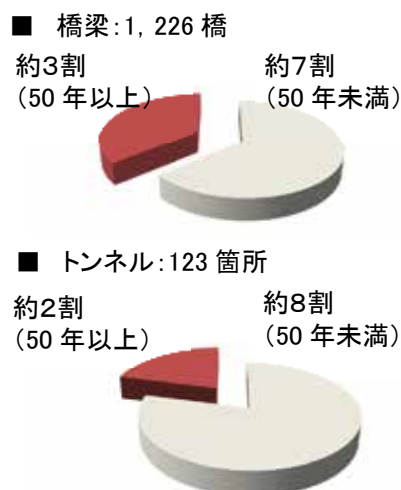
(都市インフラの維持管理の効率化・高度化)

- これまでに実施してきた情報通信技術 (ICT) を活用した施工管理について、効果検証を十分に行い、施設拡大に向けて適切な技術を見極めながら、引き続き有効な手法への改善を図る。

<橋梁の長寿命化対策(永代橋)>



<橋梁、トンネルの経過年数 (2016 年 3 月現在)>



<橋梁の定期点検の状況(葛西橋)>



Ⅳ 4か年の政策展開

政策展開 1 都市インフラの予防保全型管理及び計画的な更新

橋梁の長寿命化や下水道管の再構築などを着実に推進するとともに、予防保全型管理の取組を拡大する。

1 予防保全型管理の拡大

- 橋梁においては100年以上延命する長寿命化対策を2024年度までに累計で約160橋着手する。隅田川に架かる著名橋では建設後70年を超える永代橋など8

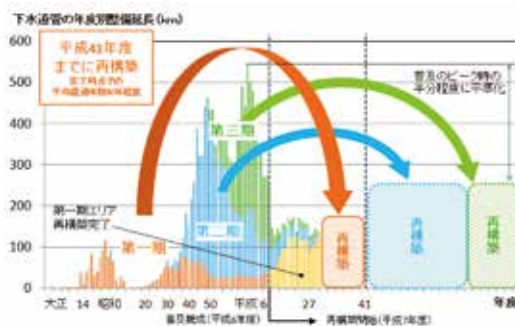
橋について対策を進め、全て完了させる。

- 道路トンネルでは、トンネル予防保全計画及び点検結果に基づき、室沢トンネルなど優先順位の高い 26 トンネルの対策に 2024 年度までに取り組む。
- 分水路や地下調節池などの大規模施設において予防保全型管理を推進する。
- また、砂防関係施設についても新たに長寿命化計画を策定し、計画に基づく管理を実施する。
- 下水道管については、計画的な補修などにより、法定耐用年数（50 年）より 30 年程度延命化させるとともに、更生工法の活用を図ることで、整備年代の古い都心 4 処理区の再構築を 2029 年度までに完了させる。
- 東京港港湾施設等予防保全基本計画に基づき、施設等の予防保全型維持管理を引き続き推進する。
- 都営地下鉄では、整備後約 50 年を経過する浅草線や三田線について、コンクリート片のはく落の主たる原因となる漏水への対策に重点的に取り組む。
- 都立学校施設の長寿命化のため、空調設備や給排水設備などの予防保全的な改修を推進するとともに、LED 照明導入による環境負荷低減やトイレの洋式化などについても積極的に取り組む。

< 橋梁の長寿命化対策(蒲田陸橋) >



< 下水道管のアセットマネジメント*のイメージ >



< 港湾施設の補修状況 (月島ふ頭の腐食対策) >



2 大規模施設の計画的な更新

- 高度経済成長期に整備された、東村山、金町及び小作浄水場について、更新時に低下する浄水能力を補う代替浄水施設を境、三郷浄水場及び多摩川上流部の地域に整備し、施設完成後、各浄水場の本格更新に着手する。
- 代替浄水施設の整備や浄水場の更新に併せ、火山噴火に伴う降灰やテロ行為への対策として、浄水施設を覆蓋化する。

< 都営地下鉄の大規模修繕 >

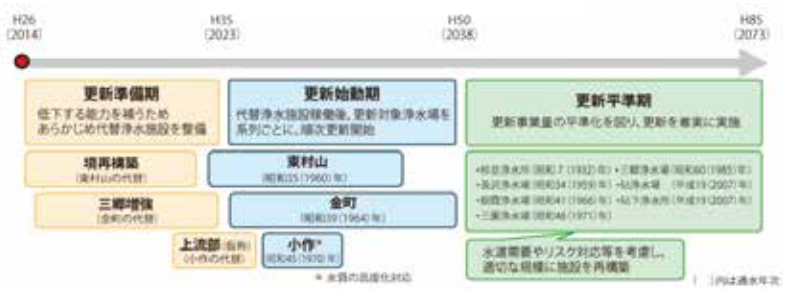


➤ 下水道幹線の再構築では、昭和30年代以前に建設されて老朽化した47幹線や幹線調査に基づき対策が必要な幹線などを優先して進める。また、老朽化の進む水

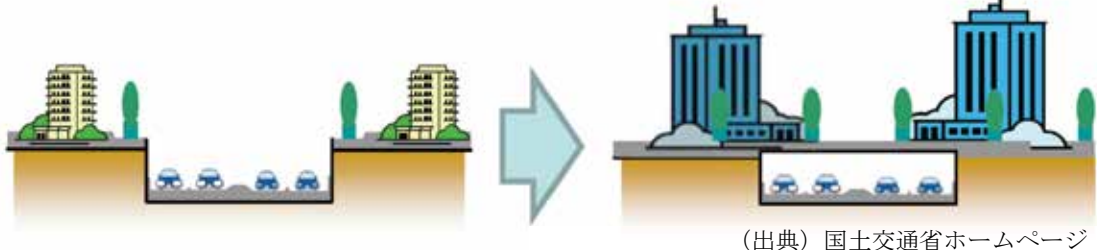
再生センターの再構築に先行し、芝浦と森ヶ崎水再生センター間で下水を相互融通できる連絡管を整備するなど、効率的な施設の再構築に取り組む。

➤ 首都高速道路1号羽田線、3号渋谷線の大規模更新を計画的に推進するとともに、都心環状線の日本橋区間や築地川区間についても、国とともに都市再生と連携した老朽化対策の検討を進める。

＜大規模浄水場の更新＞



＜築地川区間における上部空間の活用イメージ＞



(出典) 国土交通省ホームページ

＜首都高速道路の大規模更新、大規模修繕計画＞

| 区分 | 路線 | 対象箇所 | 延長 | 供用年度 | 事業費(税込) (用地費含む) | 事業年度 |
|-------|------------------|-------------------|-------|------|--------------------|--------|
| 大規模更新 | 1号羽田線 | 東品川橋樑・穀洲埋立部 | 1.7km | S38 | 912億円 | H26~38 |
| | | 高速大師橋 | 0.3km | S43 | 244億円 | H27~35 |
| | 3号渋谷線 | 池尻～三軒茶屋 | 1.5km | S46 | 648億円 | H27~39 |
| | | 竹橋～江戸橋 (日本橋区間) | 2.9km | S39 | 1,412億円 | H27~40 |
| | 都心環状線 | 銀座～新富町 (築地川区間) | 1.2km | S37 | 559億円 | H27~40 |
| | 小計 | | 9km | - | 3,775億円 | |
| 大規模修繕 | 3号渋谷線、4号新宿線 他 | | 55km | - | 2,487億円 | H26~38 |
| 合計 | | | 63km | - | 6,262億円 | |



(出典)「首都高速道路の更新計画について」
(平成26年6月 首都高速道路株式会社)

➤ ゆりかもめ、日暮里・舎人ライナー及び多摩都市モノレールにおけるインフラ施設について、予防保全的な補修・更新を計画的に推進し、都民の安全・安心の確保と利便性向上を図る。

都市インフラの大量更新に直面する中、都市機能を確実に発揮させるために、これまで以上に維持管理を充実させるとともに、より効率的に行うため、都が有する技術や民間ノウハウを活用し、コストを抑えつつ維持管理の質を高めていく。

1 最先端技術の活用

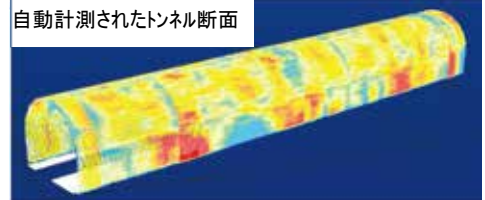
- トンネルや橋梁などの目視しにくい場所での点検の機械化を検討するなど、効果的な維持管理に取り組む。今後、構造物の様々な劣化状況に応じ、点検用ロボット等を活用した効果的な非破壊検査技術*の検討を進める。
- 災害発生時にスマートフォンなどのモバイル端末から被災情報などを送信し、被害現場の状況や位置情報などを地図上に見やすく表示できるようにするシステムを、日常の維持管理にも活用できるようバージョンアップする。
- 道路照明のLED*化などに加え、豪雨に備えた山岳道路やアンダーパス*への遠隔監視の導入など、維持管理の高度化により都市インフラの安全性を更に高める。

＜トンネル内の変形を

自動計測できる点検車＞



自動計測されたトンネル断面



設計時のトンネル断面と比較し、変形を把握（赤色や青色が変形している箇所）

2 都が培ってきた高い技術力の活用

- 道路の日常的な巡回点検に加えて、路面下空洞等の調査により空洞を発見・復旧し、道路陥没を未然に防止するとともに、路面性状調査により箇所を選定、計画的に路面補修を実施することで、道路利用者の安全を確保する。
- 既設の下水道管の内面を被覆することにより、道路を掘らずに既設下水道をリニューアルすることができる更生工法を活用して、再構築を推進する。
- インフラの状態を記録するデータベースを活用し、設計段階から施工や点検・調査までの情報を一元管理し、維持管理や補修が効率的にできるようPDCAサイクル*を実践することで、予防保全型管理を高度化させる。

＜地中レーダーを搭載した

空洞探査車＞



＜下水道管のリニューアル技術
（下水道管の更生工法）＞



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|---|--|------------------------------|----------------|-------------|---------------------------------|---------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | |
| 1 | 予防保全型管理の拡大 | 橋梁の予防保全型管理 点検・調査 | | 定期点検の実施 | → | 1203橋 | | |
| | | 橋梁の予防保全型管理 長寿命化 | | 設計・補修・補強 | 工事の実施 | → | 121橋着手 | |
| | | トンネルの 予防保全型管理 点検・調査 | | 定期点検の実施 | → | 123トンネル | | |
| | | トンネルの 予防保全型管理 長寿命化 | | 設計・補修・補強 | 工事の実施 | → | 17トンネル 着手 | |
| | | 河川施設 分水路・地下調節池 の予防保全型管理 | | 設計・補修 | 工事の実施 | → | 平成31年度 7施設着手 (累計) | |
| | | 砂防関係施設の長寿命化 計画検討 | 長寿命化 計画策定 | | 設計・補修 | 工事の実施 | → | 長寿命化計画 に基づく維持 管理の推進 |
| | | 都営浅草線・三田線の 長寿命化対策 | | | 順次 | 実施 | → | 地下鉄構造物 の安全性向上 (継続) |
| | | 都営浅草線・三田線の トンネルの止水対策 | | | | → | 完了 | |
| | | 新交通システム・ 都市モノレール施設 大規模修繕計画の策定、 見直し | 日暮里・ 舎人ライナー (策定) | 多摩都市 モノレール (見直し) | ゆりかもめ (見直し) | → | 策定、見直し | |
| | | 港湾施設等の予防保全型 管理を推進 | | 定期点検の実施 | → | → | 予防保全基本 計画に基づく 維持管理の 推進 | |
| | | 都立高校の予防保全的な改修 | 調査 | → | 設計・工事の実施 | → | 3校完了 | |
| | | 大規模施設の 計画的な更新 | 水道施設 (代替浄水施設整備) | 境浄水場再構築 に向けた場内配 管取替工事等 | | 既存施設撤去 | 工事・本体工事 | → |
| 三郷浄水場増強 に向けた既存施 設移設工事等 | | | | 先行整備 | 工事・本体工事 | → | 増強中 | |
| 上流部浄水場(仮 称)整備に向けた 用地調査及び 確保 | | | | 調査・設計 | → | 整備中 | | |
| 下水道施設 | 都心4処理区 の枝線再構築 7,242ha完了 | | 717ha完了 | 700ha完了 | 700ha完了 | 700ha完了 | → | 10,059ha完了 (累計) |
| | 幹線再構築 約66kmの完了 | | 7km完了 | 8km完了 | 7km完了 | 8km完了 | → | 96km完了 (累計) |
| 首都高速道路の 大規模更新等 | | | 大規模更新の事業促進・調査検討 (1号羽田線・3号渋谷線、都心環状線) | | → | 事業促進 | | |
| | | 大規模修繕の事業促進 (都心環状線、3号渋谷線など55km) | | → | | | | |

5 まちの安全・安心の確保

どこにいても、守られているから怖くない

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 誰もが安心して東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会を楽しめるよう、万全な危機管理体制を構築するとともに、新たなテロへの脅威に備え、治安に対する不安のない世界一安全な都市にする。
- サイバー攻撃*等から都民や事業者を守る仕組みを構築するほか、捜査用資機材の整備や警察官の捜査能力を向上する。
- 日常に潜む危険や犯罪から都民の生命・財産を守り、安全・安心が確保された都市を目指す。

II 政策目標

1 テロの未然防止や発生時の官民協働対処体制を整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|-------------------------|--------------|------------------|------|
| 01 | 非常時映像伝送システム*の拡充 | 2018 年度 | 新たに 3 鉄道事業者と運用開始 | |
| 02 | 新たな消防活動体制の確立 | 新たな部隊運用の構築 | 2019 年度 | 完了 |
| 03 | | 新たな装備・資器材の整備 | 2019 年度 | 運用開始 |
| 04 | 警察官の語学力を通訳業務が可能なレベルまで向上 | 2019 年度 | 約 900 人 | |

2 犯罪リスクを低減し体感治安を向上

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------|---------|--------|
| 01 | 通学路に防犯カメラを設置 | 2018 年度 | 全公立小学校 |
| 02 | 防犯ボランティア登録団体数 | 2020 年度 | 900 団体 |

3 地域が連携して消費者被害から高齢者を守る環境を整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------------------|---------|-------|
| 01 | 高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワーク※1の構築 | 2024 年度 | 全区市町村 |

※1 地域の関係機関（区市町村、民生委員・児童委員など）や様々な事業者等が連携して、高齢者の消費者被害の防止に向けた取組を行う見守り体制のこと

III これまでの取組と課題

（テロ対策）

- 都はこれまで、テロから都民や事業者を守るため、民間事業者等と連携した危機管理体制の構築や国際テロ情報の共有などを推進してきたが、フランス・パリにおける同時多発テロの発生等、今まで以上にテロの脅威は現実のものとなって

いる。

- 世界最大のスポーツ祭典である東京 2020 大会の開催に伴い、テロの発生に対して強い危機感を持った対策が求められている。

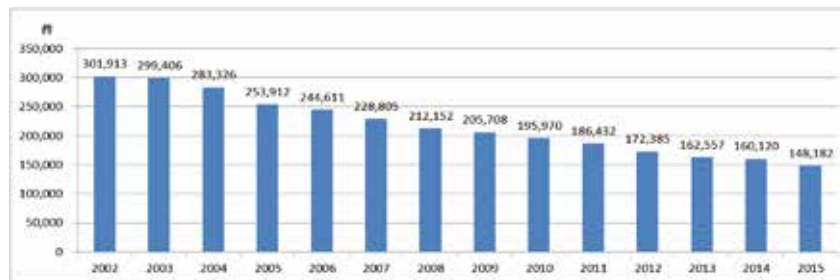
(サイバー攻撃等への対策)

- 急速に拡大しているサイバー空間の脅威に対応するため、最先端の知見を有する国に訪問し情報収集等を行うとともに、警察官を対象とした実戦的・専門的な訓練を実施するなど、サイバー攻撃捜査能力の向上を図ってきた。
- 官公庁等に対するサイバー攻撃が頻発していることや、インターネットバンキング不正送金事犯での被害が急増していることから、警視庁や自治体をはじめ社会全体のサイバー攻撃等への対処能力を強化する必要がある。

(平穏な生活への不安)

- 都内における刑法犯認知件数は、2003 年から 13 年連続で減少し、東京の治安状況は改善傾向にある。

<刑法犯認知件数の推移>



(資料)「警視庁の統計(平成 27 年)」より作成

- しかし、「都民生活に関する世論調査(平成 28 年 7 月実施)」では、依然として治安対策への要望が上位を占めており、特殊詐欺や女性を狙ったストーカー犯罪の発生など、都民の日常生活に不安を与える犯罪の撲滅には至っておらず、刑法犯認知件数等の客観的な安全だけでなく、都民の体感治安も向上させる必要がある。

(危険ドラッグ*対策の推進)

- 都条例による薬物規制や、国及び関係機関と連携した危険ドラッグの販売店舗への集中的な立入調査等により、2015 年 7 月末時点で、都内の実店舗はゼロとなっている。
- しかし、海外からの未規制薬物の流入や、インターネットを利用した販売方法の隠匿化などに対応した対策を、強化する必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 爆弾テロ等から都民の生命・財産を保護

東京に住み訪れる人々の安全・安心を確保するため、装備資機材の高度化や官民連携の強化など、テロ等不法事案の未然防止や発生時における初動対応力を強化するほか、外国人に対応する警察官の語学力向上を図る。

1 テロへの対応力を強化

- 民間の防犯カメラを活用した「非常時映像伝送システム」について、新たに3鉄道事業者との運用を開始するなど、テロへの対処能力を向上させる。
- 大規模テロ発生時等の消防部隊一斉出場時においても、部隊の空白地域を生まない迅速な救出救助・救急搬送体制を確保するため、新たな部隊運用を構築する。
- 爆発危険のある現場において、ドローン等の装備・資器材を活用し、安全を確保した上での迅速な消防活動を実施する。
- 空港を狙ったテロに備える「東京国際空港テロ対処部隊」の拠点となる庁舎を建設し、羽田空港の警戒警備を強化する。
- 爆弾の製造に関する最新情報を収集するとともに、爆発物原料販売事業者に対する情報提供を行い、爆弾テロの発生を未然に防止する。
- 「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を中心に民間事業者等との連携を強化し、官民一体となったテロ対策を推進する。
- 基礎的な語学力を有する警察官を対象に、警察目的の通訳業務が可能な語学レベルにまで高める実践的な研修を実施する。

<駅でのテロ訓練>



<電車内でのテロ訓練>



<テロ対策東京パートナーシップ啓発ポスター>



政策展開 2 サイバー空間の脅威への対処

警察官の捜査能力の向上を図るほか、サイバー攻撃の発生に備えた訓練や被害防止に向けた啓発活動を行うなど、社会全体でサイバー攻撃の対処能力を強化する。

1 サイバー攻撃から都民生活の安全・安心を守る

- 警視庁総合イントラネットの構築や東京都CSIRT*の活動に加え、区市町村と調整を図り、インターネット接続について一元的に監視等を行う「都区

市町村情報セキュリティクラウド」を構築する。

- 新たなサイバー攻撃に対応するため、攻撃の予兆等を把握するシステムの分析機能を強化するとともに、攻撃手法を重要インフラ事業者等と共有し、被害の未然防止や拡大防止を図る。
- 重要インフラ事業者や東京 2020 大会関連事業者等を対象に、サイバー攻撃の発生に備えた実戦的な訓練を実施する。
- 都や警視庁のほか民間事業者も含め、サイバー攻撃の脅威分析や対処などにおける情報収集力や知見を有する人材を育成する。

2 サイバー犯罪対処能力の強化

- 高度化・複雑化するサイバー犯罪に対応するため、捜査用資機材を整備・拡充するなど、サイバー空間の安全・安心を確保する。
- 中小企業に対し、標的型メール訓練の実施やガイドラインの作成・配布などを通じて、サイバーセキュリティに関する普及啓発を行う。
- サイバー犯罪に巻き込まれないためのネットリテラシー向上講習会の開催や、都民や企業に対して自主的な対策を促すDVDを作成するなど、効果的な広報啓発活動を行う。

<啓発活動の様子>



政策展開 3

地域における身近な犯罪等への対策

都民が治安に対する脅威や不安を感じている要因を排除し、治安の良さや生活の安心を実感できる、世界で最も治安の良い都市を実現する。

1 地域における安全・安心の確保

- 未就学児とその親を対象とした地域安全点検パトロールや地域を巡回する事業者による「ながら見守り連携事業」を実施するとともに、全公立小学校の通学路や公園等に防犯カメラを設置するなど、ソフト・ハードを合わせた総合的な地域の安全対策を推進する。
- 防犯ボランティア団体の活動活性化、都民や事業者などによる防犯の取組を促すため、地域の犯罪・防犯情報や都・区市町村の防犯施策などをマップで発信するWeb-GIS（地理情報システム）の活用を進め、地域の防犯力の向上を図る。
- 外国人旅行者等に東京の犯罪情勢や防犯上の留意点を記したリーフレットを配布するなど、犯罪被害の防止を図る。
- 事故・事件現場付近を走行していたタクシーを早期に特定し、ドライブレコ

<子供を見守る様子>



ーダーの情報を捜査活動に活用する「ドライブセキュリティシステム」を整備するなど、犯罪リスクを低減し効果的な警察活動を行う。

2 特殊詐欺対策

- 振り込め詐欺など特殊詐欺被害の根絶を図るため、犯行電話を無力化する被害防止端末を整備するほか、都民に対して自動通話録音機*の設置を促進する。
- 「犯罪抑止女性アドバイザー（退職した女性警察官）」による高齢者宅への戸別訪問や金融機関での声掛けを行うとともに、プロの劇団員による演劇形式の防犯講話を開催するなど、被害防止活動を展開する。

3 ストーカー・DV*等の被害者の安全確保

- 被害者の一時避難場所を確保するなど、被害者の確実な安全確保に取り組む。
- SNSサイト等の記載内容を確認するタブレット端末を配備するほか、SNSサイトの書き込み内容を検索し被害者に危害が及ぶ兆候を早期に把握できるシステム等を導入する。
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センターの整備促進を図るとともに、区市町村や被害者支援団体との連携により、被害者支援体制を強化する。
- 女性を対象とした被害防止講習会の開催やストーカー被害防止リーフレットの作成など、広報啓発を推進する。

4 消費者被害の防止に向けた取組の推進

- 悪質事業者への厳格な処分や事業者のコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、法制度上の問題点等に対して国へ提案要求を行う。
- 身の回りの商品等に起因する事故や被害の防止のため、効果的な情報発信や安全に配慮した商品の普及啓発を行う。
- 多様な主体と連携して、各年齢層に対する、体系的な消費者教育を推進し、消費者教育の担い手となる人材の育成を図る。
- 高齢者の被害防止に向け、各家庭を訪問する宅配等の事業者と連携した情報提供の実施と併せて、地域で高齢者を見守るネットワークを全区市町村に構築する。

＜高齢者の消費者被害防止
キャンペーンポスター＞



5 危険ドラッグの撲滅

- 高度な成分分析機器の活用等により、海外流行薬物の事前規制を含め、未規制薬物を都条例により迅速に規制するとともに、国等へ情報提供を行い、法による全国的な規制につなげていく。

- 国内外の流行やインターネットの販売拠点を把握するため、ビッグデータやソーシャルメディアの解析等を活用し、監視指導を強化する。
- 若者の発想を活かした提案型の普及啓発用資材の作成、キーワード連動広告を活用したインターネットでの普及啓発、駅構内のディスプレイや鉄道車内のモニターを活用した危険ドラッグの危険性を訴えるスポット映像の放映等、様々な広報啓発活動を展開する。

＜危険ドラッグ撲滅ポスター＞



6 万引き防止対策

- 万引きの実態・背景・要因等を記載したリーフレットを作成し、万引き防止・再犯防止に向けた取組を推進する。
- 高齢者の万引きの背景や要因などを探る「万引きに関する有識者研究会」での議論を踏まえ、効果的な施策を展開する。

7 暴力団排除活動の推進

- 暴力団排除イベントの開催やDVDを活用した研修の実施など、暴力団を排除する気運を高める。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|---|-------------------|------------------------|-----------|-------------|-----------|---------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 1 | 羽田空港における警戒警備の強化 | 東京国際空港テロ対処部隊庁舎の設計 | 設計・工事 | 工事 | 工事・完成 | 東京国際空港テロ対処部隊の拠点が完成 |
| | テロへの対処能力の向上 | 非常時映像伝送システムの本運用 | 3鉄道事業者と構築 | 3鉄道事業者と運用開始 | 事業者の更なる拡大 | 多数の事業者と運用を開始 |
| | | 救出救助体制の充実強化に向けての検討 | 部隊運用調査分析 | システム構築・試行 | 運用開始 | 東京2020大会警戒 |
| | 警察官の語学力向上 | 警察目的の通訳業務が可能な警察官数 583人 | 語学研修の実施 | | | 約900人が多言語による警察活動を実施 |
| | | 91人 | 101人 | 102人 | | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|-------------|--------------------------------|---|--|-----------------|----------------|-----------------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 2 | サイバー攻撃等の発生に備えた訓練の実施 | 官民共同訓練の実施 | 重要インフラ事業者や東京2020大会関連事業者を対象とした訓練の実施 都内信金等の本社約50社を対象とした訓練 | 効果等の検証、訓練対象者の検討 | 検証結果に基づく訓練の実施 | 事業者の対処能力が向上 | |
| | サイバーセキュリティ意識を醸成する広報啓発活動の展開 | 中小企業を対象としたDVDの作成 | 零細企業を対象としたDVDの作成 | 検証 | 都民を対象としたDVDの作成 | 検証 | 自主対策を行う機運が醸成 |
| 3 | 犯罪の起こりにくい環境の整備 | 都内全公立小学校の通学路に防犯カメラを設置 累計913校に設置 | 累計1,156校に設置 | 累計1,286校に設置※ | | 全公立小学校に設置 | |
| | | 防犯ポータルサイトのボランティア登録団体数 780団体が登録 | 30団体登録 | 30団体登録 | 30団体登録 | 30団体登録 | 900団体が登録 |
| | 見守りネットワークの構築など、高齢者の消費者被害を防止 | 区市町村における見守りネットワーク構築の支援 | 区市町村の到達目標実現に向けた取組促進 人材育成支援、情報提供 国の交付金等を活用した財政支援 | | | | 見守りネットワーク構築区市の増加など、高齢者の消費者被害防止に向けた取組を強化 |
| | | 事業者と連携した情報提供 | 順次拡大 | | | | |
| 危険ドラッグ対策の推進 | 知事指定延べ106薬物 (2016年11月20日現在) | 条例に基づく迅速な規制 | | | | 危険ドラッグの需要と供給の減少 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 未規制薬物の知事指定 国等への情報提供 監視指導の強化 ソーシャルメディア解析等による実態把握 試買調査等 普及啓発の実施 若者提案型の啓発資材や動画の作成 インターネット等による普及啓発 啓発イベント | | | | | |

※ 2016年4月時点の都内公立小学校数

6 まちの元気創出

身近な地域が、活気に満ちて住みやすい

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 良質な住宅ストックの形成や良質な住宅の供給・流通等の促進、支援を必要とする世帯の居住の安定確保を図り、豊かな住生活を実現する。
- 空き家の実態を踏まえた対策計画の策定を促進し、実情に沿った空き家の利活用の取組を進める。
- 老朽化した都営住宅を計画的に建替え、バリアフリー化など居住の水準向上を図るとともに、建替えにより創出した用地をまちづくりに活用する。
- 大規模住宅団地を地域の資源として将来世代に継承するため、立地や地域ニーズを踏まえ、ハード・ソフト両面から都市づくりと一体となって団地再生への取組を支援していく。
- 地域コミュニティの中核となる商店街や町会・自治会の活性化を通じ、まちの活力向上を促進する。
- 主要な駅周辺や身近な中心地へ様々な都市機能を再編・集約し、その徒歩圏に住宅市街地を誘導することで、歩いて暮らせるまちへと再構築するとともに、駅や中心地から離れた地域では、みどり豊かな良質な環境を形成することで、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める。

II 政策目標

1 豊かな住生活と活力ある地域の実現

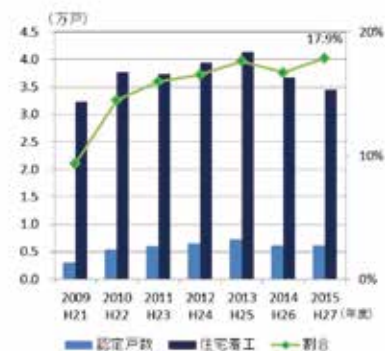
| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------------------|---------|----------|
| 01 | 新築住宅における長期優良住宅*の割合 | 2020 年度 | 20% |
| 02 | 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合 | 2025 年度 | 20% |
| 03 | 「マンション再生まちづくり制度（仮称）」の指定地区 | 2020 年度 | 6 地区 |
| 04 | 空家等対策計画を策定した区市町村の全区市町村数に対する割合 | 2020 年度 | 50%以上 |
| 05 | | 2024 年度 | 80%以上 |
| 06 | 老朽化した都営住宅の計画的な建替え | 2020 年度 | 15,200 戸 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(豊かな住生活)

- 都内の住宅着工数全体に対する、長期優良住宅認定戸数の割合は、戸建住宅において、2015年度は約18%となっている。
- 都はこれまで、既存住宅流通や住宅リフォーム市場の活性化のため、ガイドブックによる普及促進や消費者向け相談窓口の開設を進めてきたが、いまだ既存住宅の流通シェアは欧米と比較して低い状況にあり、人口減少社会の到来を見据え、既存住宅ストックを有効に利活用していくことが重要である。
- また、都内の空き家率は、1998年からほぼ横ばいで推移しているものの、空き家数は約82万戸と増加傾向にある。
- さらに、着工から40年以上経過した分譲マンションは今後、急増が見込まれており、建替えや適切な管理に向けた対応が課題となっている。
- 都民の居住面でのセーフティネットである都営住宅については、昭和40年代以前に建設された老朽ストックを対象として計画的に建替えを行いバリアフリー化など居住の水準向上を図ってきた。
- 少子高齢化の急速な進行を踏まえ、住宅確保要配慮者*に対し、適切に住宅が供給されるよう、地元区市町村等との連携による施策展開が必要である。
- 大規模住宅団地は、計画的に整備された道路、緑等の優れた環境を有し、地域の貴重な資源である一方で、建物老朽化や入居者の高齢化等の問題がある上、人口減少に伴い、維持管理・コミュニティ機能、生活支援機能等の弱体化のおそれがある。

<戸建住宅における長期優良住宅認定戸数の割合>



<着工から40年以上のマンションの推移>



(地域コミュニティの活性化)

- 地域の活力の重要な要素となる商店街については、区市町村と連携して、イベントなど商店街の様々な取組を支援してきたが、店主の高齢化、後継者難、消費者ニーズの多様化などにより、依然として厳しい経営環境におかれている。また、地域全体の魅力の向上につなげるため、まちづくりの視点を持った商店街の取組や活動を支援する必要がある。
- 地域活動の担い手である町会・自治会については、地域の課題を解決するための取組に対して支援してきたが、人材不足による後継者問題が深刻であり、その

体制や取組を充実・強化する必要がある。

(誰もが快適に暮らせるまちへの再編)

- 東京は今後、これまでどの都市も経験したことのない本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えるものと予測されている。これらを見据え、2014年12月に策定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」では、東京が目指すべき将来像として、集約型地域構造への再編を掲げた。
- 高齢化、人口減少が進行し、自治体の財政状況の悪化が懸念される中、都市経営コストの効率化を図りながら、身近な地域で、誰もが活動しやすく快適に暮らせることができるまちを実現することが求められている。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 豊かな住生活と活力ある地域の実現

長期優良住宅認定制度の普及や既存の住宅ストックの活用、都営住宅の計画的な建替えなど豊かな住生活と持続に向けた環境整備を推進するとともに、商店街や町会・自治会の活性化対策等を通じて、地域の活力を高める。

1 良質な住宅ストックの形成

- 消費者や事業者向けセミナー等の実施により、新築住宅における長期優良住宅認定制度の普及促進を図る。
- 建物状況調査、既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等の認知度を高めるための普及啓発を行うとともに、不動産流通に関係する事業者団体等とも連携し、既存住宅の流通活性化に向けた取組を更に進めていく。
- 住宅リフォーム事業に関する情報提供や、相談体制の充実などにより、安心して既存住宅のリフォームを行うことができる環境を整備する。
- 子育て世帯に適したすまいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援することで、子育て世帯に配慮した質の高い住宅の供給を促進する。
- 都営住宅や公社住宅を良質な住宅ストックへ計画的に更新するとともに、建替えによって用地を創出し、立地特性を考慮したまちづくりにより良好な住環境を創出する。

2 良質なマンションストックの形成

- 管理組合等による適切な管理が行われるよう、マンション管理ガイドラインの改定及び周知、セミナーやポータルサイト等を通じた普及啓発を行うとともに、マンションの管理状況等の実態把握や個々の状況に応じた支援を、区市等

と連携して推進する。

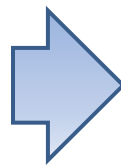
- 老朽化したマンションについては、改修・建替え・建物敷地の一括売却等の再生手法の中から、管理組合が適切な選択を行えるよう、専門家とも連携してマンション再生についての普及啓発や支援を実施する。
- まちづくりと連携して老朽マンションの建替え等を円滑化する新たな仕組みとして、「マンション再生まちづくり制度（仮称）」を構築し、支援の充実を図る。

＜マンションの建替え事例(上野下アパート建替え事業)＞

(建替え前)



(建替え後)



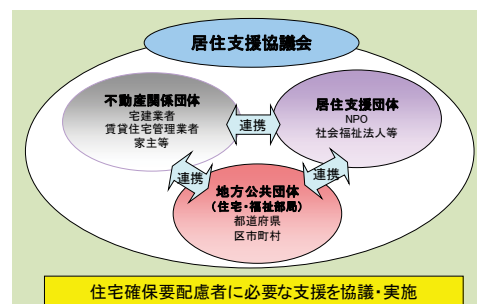
3 空き家の利活用

- 空き家の利活用を計画的に行うための実態調査や空き家対策計画の作成に係る費用の助成、住宅確保要配慮者向け住宅や地域活性化施設への改修に係る費用の助成等により、区市町村が行う空き家の利活用等を支援する。
- 空き家対策の実施主体である区市町村に対して、他自治体の取組の情報共有や専門知識の提供による技術的支援を図る。
- 空き家の所有者に対して、相続空家等の活用に向けた具体的な手法の試算や検討の成果を提供するとともに、その成果を収集・分析し、事例集等を作成するための「相続空家等の利活用円滑化モデル事業」を展開する。

4 住宅セーフティネット機能の強化

- 都民の住宅セーフティネットの中核として重要な役割を果たしている都営住宅について、老朽化の度合い、建替えに伴う居住者の移転先の確保状況等を総合的に勘案しつつ、バリアフリー化など居住の水準向上を図りながら、年間 3,800 戸程度の建替えを計画的に推進する。
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、東京都居住支援協議会*の取組を通じ、区市町村における居住支援協議会の設立促進・活動支援を行う

＜居住支援協議会の構成イメージ＞



とともに、民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの強化に向けた新たな支援策を検討・実施する。

- サービス付き高齢者向け住宅等について、地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民へ貢献できるよう地域密着型サービス事業所との連携等により供給を促進するとともに、多世代とのふれあいや地域とのつながりを通じて住み続けられる一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅などの整備も推進する。
- 高齢者が不合理な入居制限を受けることなく、ニーズに応じたすまいを円滑に確保できるよう、東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度について、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、民間との連携により広く情報提供を行う。

5 大規模住宅団地の再生

- 区市町村等がまちづくりの視点で大規模住宅団地の再生に向けた取組を計画的かつ効率的に行えるよう、セミナーの開催等による技術的支援を行うとともに、エリアマネジメント組織の設立・運営などの団地活性化に向けた取組や、団地の再生を含めたまちづくりに係る方針の策定など、団地再生の取組を支援していく。
- 老朽化した大規模分譲マンションについては、居住環境の改善のみならず、地域の活性化等にも寄与するよう、地元区市町村と連携して建替え等による再生を支援する。
- 大規模都営住宅の高層化・集約化により創出した用地を活用し、民間活用プロジェクトにより商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成を図る。



6 魅力ある商店街づくり

- 地域住民の生活の場であり、地域コミュニティの核として不可欠な機能を有する商店街について、商店街の維持発展が図られるよう地域の活性化を目的に実施される商店街のイベント・魅力向上に向けた取組への助成や商店街会員の経営力向上に向けた支援等を行う。
- 空き店舗問題に対して、先進的な取組により地域課題の解決やにぎわい創出を行う商店街を支援する。

7 町会・自治会の活性化

- 防災や防犯など町会・自治会が地域の課題を解決するための取組や、加入促進、担い手育成等に対して支援する。
- 町会・自治会が効果的な活動を行うため、地域の企業・NPOなど他の団体と連携して取り組む事業を推進する。
- 専用ポータルサイトを開設し斬新な取組事例や支援関連情報の発信を強化するとともに、プロボノ*派遣によるウェブサイト、SNSなど効果的な広報や事業立案を支援する。

8 誰もが快適に暮らせるまちへの再編

- 主要な駅周辺や、商店街、団地、バスターミナルなど身近な中心地へ、商業、医療・福祉、教育・文化、行政サービスなど様々な都市機能の再編・集約を進め、機能的でにぎわいのある拠点を形成する。
- 駅や中心地から徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力ある地域コミュニティが生まれる住宅市街地を誘導することにより、歩いて暮らせるまちへの再構築を図る。
- 将来、公共交通が不便となる地域では、新たな宅地化が抑制され、公園や緑地、農地などが広がるみどり豊かな良質な環境を形成するとともに、土砂災害など災害の危険性の高い区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域へ居住の誘導を進める。
- 目指すべき地域構造の考え方や、都市づくりの仕組みを活用した規制・誘導策などを盛り込んだ都市づくりの指針を示すとともに、区市町村とも連携したまちづくりを促進するなど、誰もが快適に暮らせるまちへの再編に向けた取組を進める。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|---------------------------------------|------------------------------------|--|---------------------------------|--------|--------|-----------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 良質な住宅ストック の形成 | 長期優良住宅認定制度の 普及啓発 | ホームページ等による普及啓発 | | | | 新築住宅にお ける長期優良 住宅の割合 20% |
| | 既存住宅流通の活性化に 向けた取組 | ガイドブック等による普及啓発、 取組案の検討・実施 | | | | 質の向上と 流通促進 |
| 良質なマンション ストックの形成 | 管理不全の予防・改善の ための制度検討 | 制度検討 | 制度構築・実施 | | | 管理不全を予 防・改善する制 度の円滑な実 施 |
| | 「マンション再生まちづ くり制度(仮称)」の検討 | 制度開始 | 1地区指定 | 2地区指定 | 3地区指定 | 6地区指定 |
| 空き家の利活用 | 空き家利活用の 区市町村支援 | 実態調査・計画作成・改修・除却工事 及び相談体制整備の促進 | | | | 「空家等対策 計画」の策定 区市町村 50%以上 |
| | | 4回開催 | 4回開催 | 4回開催 | 4回開催 | |
| 1 住宅セー フティネ ット機能 の強化 | 東京都居住支 援協議会の運 営 | 区市町村協議会の 設立促進・活動支援 (セミナーの開催・活動 支援費の補助等) | 区市町村居住支援協議会の設立促進・活動支援 | | | 居住支援の 促進 |
| | 都営住宅の建 替への推進 | 年間建替え戸数 約3,800戸 | 計画的な建替えの実施 (年間建替え戸数 約3,800戸) | | | |
| 大規模住宅団地の再生 | 大規模団地の実態調査 | 団地再生への技術的支援 (ガイドブック、セミナー開催等) | | | | 再生の促進 |
| | | 団地活性化の取組等への支援策の検討・実施 | | | | |
| 民間活用プ ロジェクト による生活 中心地の形 成 | <長房団地> 実施方針検討 | 実施方針公表 | 事業の推進 | | | まちづくりの 推進 |
| | <桐ヶ丘、高砂、東大和 向原、東京街道団地> 事業化検討 | 事業化検討 | | | | まちづくりの 推進 |
| 魅力ある商店街づくり | 商店街が行うイベント・ 活性化に向けた取組に対 する支援 | 2,300件 | 2,300件 | 2,300件 | 2,300件 | 商店街が活性 化し、まちのに ぎわいを創出 |

セーフシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|-------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------|--------|-------------|---------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 魅力ある商店街づくり | 商店街の空き店舗を 活用した取組への支援 | モデル事業を新たに行い、その取組成果を波及 | | | | 商店街が活性化し、まちのにぎわいを創出 |
| | 町会・自治会への支援 | 地域活動支援アドバイザー派遣による活動支援 | プロボノなど専門家派遣 | | 効果検証 | | 町会・自治会活動の活性化 |
| | 誰もが快適に暮らせるまちへの再編 | 指針の作成検討 | 指針の検討 | 区市町村による計画策定への支援 | | | 区市町村による計画策定の促進 |

7 多摩・島しょ地域のまちづくり

安全・安心で、活力ある多摩・島しょ

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 多摩・島しょ地域の地震・津波対策等を推進し、安全なまちを実現する。
- 多摩ニュータウンにおいて、多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちへの再生を進める。
- 国内外から多くの人々に島しょ地域を来訪してもらえよう、島しょ特有の厳しい環境の改善と地域の活性化を進めるとともに、島の魅力を広く情報発信する。

II 政策目標

1 多摩・島しょ地域の防災

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------|---------|-------------------------|
| 01 | 津波避難施設の整備 | 2024 年度 | 全 9 港で完了 |
| 02 | 堤防のかさ上げ等安全対策 | 2020 年度 | 全 22 海岸で完了 |
| 03 | 災害時の代替ルート等となる道路整備 | 2020 年度 | 約 7 km 完成 約 10km 事業化 |
| 04 | 緊急輸送道路の拡幅整備 | 2020 年度 | 川崎街道など約 4 km 整備推進 |
| 05 | 緊急輸送用岸壁の整備 | 2024 年度 | 全 6 港で完了 |

2 多摩ニュータウンの再生

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-----------------------------|---------|-------------------|
| 01 | 「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン(仮称)」の策定 | 2017 年度 | 公表 |
| 02 | 都営住宅の建替え | 2020 年度 | 一部竣工(諏訪団地) |
| 03 | | 2024 年度 | 一部竣工(和田・東寺方・愛宕団地) |

3 島しょ地域の更なる魅力の創出

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------------|---------|--|
| 01 | 海底光ファイバーケーブルの整備 | 2019 年度 | 5 村 6 島のうち、整備が完了した村から順次超高速ブロードバンドサービスの提供開始 |
| 02 | 島しょ地域の都立高校における島外生徒の受入促進 | 2020 年度 | 島しょ地域の都立高校 5 校 |
| 03 | 定期船の就航率向上 | 2020 年度 | 大島、小笠原(二見・沖)で就航率 97.5%以上 |
| 04 | 三宅島ターミナルビルの整備 | 2024 年度 | 完了 |
| 05 | 老朽化した船客待合所の建替え | 2024 年度 | 2 か所の完了 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(多摩・島しょ地域の防災)

- 津波避難施設について、1港（岡田港）で工事を発注し、2港（新島港・神津島港）で本年度工事に着手する予定である。さらに、若郷漁港ほか3漁港で調査設計を進めており、早期の完成に向けて各町村等と調整を図る。
- 堤防のかさ上げ整備等については、全22海岸のうち19海岸について設計津波水位に対する施設の安全性を確認しており、残りの3施設についても対策検討を進めていく必要がある。
- 2016年4月に活動火山対策特別措置法に基づく「火山防災協議会」を設置し、警戒避難体制の整備について協議を進めているが、火山災害の特殊性を踏まえ、専門家や防災関係機関などと連携して取組を進めることが不可欠である。
- 災害時の代替ルートである多摩川南岸道路（城山工区）が2015年5月に開通した。今後も防災性向上に寄与する道路整備を着実に推進していく必要がある。

(多摩ニュータウンの再生)

- 計画的な団地再生を図るための手引きとなる「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン」を2012年6月に策定し、都や多摩市などが進めている多摩ニュータウン再生の第一歩として、2013年10月に諏訪二丁目団地の建替えが竣工した。引き続き、計画的に建替え事業を実施するなど、多摩ニュータウンの再生に向けた取組を進めていく必要がある。

(島しょ地域特有の厳しい環境)

- 伊豆諸島・小笠原諸島からなる島しょ地域は、豊かな自然に恵まれる一方で、自然環境の厳しい側面も有しており、また、区部や多摩部と比較して高齢化が大幅に進行しているなど、将来に不安を抱える町村も存在する。
- また、伊豆諸島の5村6島（利島、新島、式根島、神津島、御蔵島及び青ヶ島）では、採算面等の理由から、民間事業者による情報通信基盤の整備が進まず、インターネット等の利用環境について本土との格差が存在する。
- 島しょの高校においては、人口減少等の影響により、生徒数が定員を下回る状況が継続しているため、生徒同士が切磋琢磨できる環境の整備などが必要である。
- 島しょ地域は、日本の中でも特に厳しい気象海象条件にあり、定期船の欠航が未だ多く発生し、また、漁船など小型船が安全で安心して停泊できる港内水域が不足している状況にある。
- 船客待合所待と空港ターミナルは来島者が集い利用する島の拠点施設であるが、老朽化が進行するなど建て替え等が必要な状況にある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 多摩・島しょ地域の防災

多摩・島しょ地域において、地震や津波等、災害時における防災力の向上と発災後の迅速な復旧活動や孤立化防止のための取組を推進する。

1 地震・津波・噴火への対策

- 津波到達までに高台等への避難が困難な4島9港において、津波避難タワー等の整備を推進する。
- 津波の襲来に備え、全22海岸で堤防のかさ上げを行うなど、安全性を確保する。
- 災害発生時の生産活動の維持や二次災害を防止するため、漁業協同組合等が整備した共同利用施設について、劣化度調査、耐震補強及び解体処理等への支援を行う。
- ハード対策と併せ、津波避難計画の作成支援などのソフト対策を強化する。
- スマートフォンからのインターネット接続で被災状況をアップロードできる災害情報マップの運用範囲をこれまでの東京港から島しょ部まで拡大し、情報の一元管理によって迅速な災害復旧に活用する。
- 火山噴火による人的被害を防止するため、専門家や防災関係機関、大学などと連携し、島しょ6火山についてハザードマップの作成や噴火警戒レベルの導入、避難計画の策定を推進する。

<津波避難タワーイメージ(岡田港)>



- ・鉄筋コンクリート造 地上5階建て（23.65メートル）
- ・船客待合所と合築整備（船客収容人員970名）
- ・津波警報解除までの避難に対応した防災倉庫、飲料水水槽等を上層階に整備

2 ライフラインの確保

- 多摩地域の広域的な防災力向上に資する骨格幹線道路の整備を推進する。
- 多摩山間・島しょ地域において、現道の拡幅や線形改良と併せて、災害時の代替ルートとなる多摩川南岸道路や秋川南岸道路、(仮称)梅ヶ谷トンネルなどの整備を推進し、集落の孤立化を防止する。
- 川崎街道などの拡幅整備を推進し、震災時の確実な救助活動及び物資輸送ルートを確認する。
- 地震、津波等の災害発生時、迅速な島外避難や復旧復興活動を可能とするため、主要な岸壁や防波堤の耐震性や耐波性の向上を図るとともに空港土木施設等の耐震性を確保する。

- 多摩南北幹線（仮称）など広域的な送水管ネットワークの構築や給水所の整備を進め、給水安定性を向上させる。（再：55 頁）
- 島しょ地域において島民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路整備を推進する。
- みちづくり・まちづくりパートナー事業や市町村土木補助事業により、市町村が実施する道路整備を支援し、地域のまちづくりを促進する。

＜多摩地域の水道施設
バックアップ機能強化＞



政策展開 2 多摩ニュータウンの再生

老朽化した都営住宅を建て替えるとともに、創出した用地をまちづくりに活用するなど、地元市と連携し、多摩ニュータウンの再生に向けて取り組む。

1 多摩ニュータウンの再生

- 子育て世代や高齢者も安心して地域で暮らせるために、魅力ある多摩ニュータウン全体の再生に向けた「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」を2017年度に策定する。
- 策定後は、ガイドラインの基本戦略を具体化するための検討調査を実施した上で、再生に向けて地元市を技術的に支援するなどの取組を促進する。
- 同時に、再生の取組を分かりやすく説明するためのホームページの充実やパンフレット作成など、多摩ニュータウンの魅力や再生の取組を発信する。
- 南多摩尾根幹線の整備を推進し、早期に広域的な道路ネットワークを形成することにより、多摩ニュータウンの魅力を向上させるとともに、当該道路と連動した道路沿道型業務・商業用途への土地利用転換の誘導を技術支援する。
- 多摩ニュータウンに昭和40年代に建設した約3,900戸の都営住宅については、良質な住宅ストックとして維持・更新するため、周辺の学校跡地や未利用地などを活用しながら計画的に建替えを実施し、バリアフリー化など居住の水準向上に取り組む。
- 都営諏訪団地では、福祉施設との合築も行いながら先行的に建替えに取り組み、2020年度までに、その一部を竣工する。さらに、都営和田・東寺方・愛宕団地についても、地元のニーズ等を踏まえながら順次建替えに着手し、2024年度までに、その一部を竣工する。

＜地域再生のイメージ＞



- 都営住宅の建替えに当たっては、地元市等と連携しながら、創出用地の配置や規模に関する検討を行った上で、これをまちづくりに活用し、多摩ニュータウンの再生に貢献していく。

政策展開 3 島しょ地域の更なる魅力の創出

島しょ地域特有の厳しい環境を改善し、島しょ地域の一層の活性化を図る。

1 超高速ブロードバンドの全島展開

- 5村6島に超高速ブロードバンドを導入するため、海底光ファイバーケーブルを整備する。2017年度からは、4島（利島、新島、式根島及び青ヶ島）における整備を推進し、先行して整備を進めている神津島及び御蔵島と合わせて観光情報の発信等様々な分野での超高速ブロードバンドの活用により、島しょ振興を図る。

2 島しょ地域の活性化

- 各町村が行うU J I *ターンなど定住促進に向けた独自の取組について、町村と共同で設置した離島振興計画推進会議を通じ、情報共有を図り、先進的な取組を普及させていく。
- 島しょの各町村及び各高校と連携し、島しょの高校における島外生徒の受入体制を整備するとともに、島外在住の中学生が、島での高校生活や日常生活を事前に体験できるショートステイ事業を実施する。

3 島しょ地域における航路改善と港湾・漁港等の整備

- 港湾・漁港の静穏化に向けた施設整備を推進し、離島と本土間を結ぶ定期航路の就航率の向上を図るとともに、小型船が荒天時においても安全で安心して利用できる航路・泊地の拡充を図る。
- 観光客をはじめ、島民からも親しまれる安全で美しい海水浴場や砂浜を整備・維持するとともに、海岸工事等において環境に優しいコンクリートブロックを使用することで、イセエビや貝類が生息する環境を整える。
- 老朽化の進行した船客待合所や仮設となっている三宅島空港のターミナルの整備を促進する。

V 年次計画

| | | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|--|-----------------------------|--|--|----------------------------------|--|---------------------|---|-------------------------------------|
| | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 地震・津波・噴火への対策 | 津波避難タワー等の整備 工事・設計 | 岡田港、新島港等工事 → | | | | 4島9港全ての 港において 整備促進 | |
| | | | 波浮港、三池港等設計・工事 | | | | | |
| | | 堤防のかさ上げ等 安全対策検討 | 安全対策検討 → | | 事業実施 | | | 全22海岸 完了 |
| | | 津波避難計画等の 作成支援 | | 津波避難計画の作成支援 | | | 計画策定推進 | |
| | | 火山防災協議会を設置 | 避難計画 策定 → | ハザードマップ作成 | 噴火警戒 レベル導入 | | 6火山におけ る警戒避難体 体制整備 | |
| | ライフラインの確保 | 災害時の代替ルート等と なる道路整備 (仮称)梅ヶ谷トンネル など整備推進 | 泉津2期など 2.6km完成 | 0.9km完成 6.7km事業化 | 0.8km完成 3.3km事業化 | 3.2km完成 0.6km事業化 | 大島循環線(泉 津2期)など 約7km完成 約10km事業化 | |
| 緊急輸送道路の拡幅整備 川崎街道(日野3・4・3) など整備推進 | | 川崎街道(日野3・4・3号線)等の用地取得・工事 | | | | 約4km 整備推進 | | |
| 緊急輸送用岸壁等の地震 津波対策 6港で検討 | | | 調査・設計・工事 | | | 6港で 整備促進 | | |
| 2 | 多摩ニュー タウンの再生 | 多摩ニュータ ウン再生の 促進 都営住宅の建 替への推進 | 基礎調査・ 検討委員会の設置 | 多摩ニュータウン 地域再生ガイド ライン(仮称)策定 | ガイドラインの基本戦略を具体 化する検討調査を実施し、市へ の技術支援等、 魅力や再生の取組の情報発信 | | 再生の促進 | |
| | 建替への推進 | | | 設計・工事(諏訪団地) | | | 整備の推進 (諏訪団地一部 竣工) | |
| 3 | 海底光ファイバーケー ブルの整備 | 神津島、御蔵島で 海底光ファイバーケー ブルを整備 | 4島(新島、式根島、利島、青ヶ島)における 海底光ファイ バーケーブルの整備推進 | | | | 5村6島で 超高速ブロー ドバンドサー ビス提供開始 | |
| | 島しょ地域の活性化 | 島の高校における生徒受入 神津島で受入開始 | 神津島 八丈島 | 受入実施に 向けた検討 | 2島拡充 | 1島拡充 | 島しょ地域の 都立高校5校 で島外生徒の 受入を実施 | |
| | 島しょ地域における航路 改善と港湾・漁港等の整備 | 定期船の就航率向上 | 元町港他12港 岸壁・防波堤等工事 | | | | | 大島、小笠原 (二見・沖)で 就航率97.5% 以上 |
| | | 海岸の再生・創出 | 神湊港海岸ほか4海岸で整備推進 | | | | | 4港で 整備完了 |
| | 環境に配慮した整備 | 三池港海岸で整備推進 | | | | | | |

ダイバーシティ

誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京

誰もがいきいきと暮らせる、活躍できる、働ける、学べる、安心して子育てができる、そして、誰に対しても温かく、優しい東京をつくります。

1 子供を安心して産み育てられるまち

2 高齢者が安心して暮らせる社会

3 医療が充実し健康に暮らせるまち

4 障害者がいきいきと暮らせる社会

5 誰もが活躍できるまち

6 誰もが優しさを感じられるまち

7 未来を担う人材の育成

8 誰もがスポーツに親しめる社会

1 子供を安心して産み育てられるまち

安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 結婚、妊娠や子育てに関する支援を充実し、地域で安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる社会を実現する。
- 保育サービスの充実により、待機児童を解消するとともに、病児・病後児保育*や一時預かり等、多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。
- 特別な支援を必要とする子供や家庭が、地域で安心して生活できるよう、切れ目のない継続した支援体制を整備する。

II 政策目標

1 東京の特性を踏まえた保育サービスの充実

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---|--------------------------|----------------------------|
| 01 | 待機児童の解消 | 2019 年度末 | 解消 |
| 02 | 保育サービス利用児童数 | 2019 年度末 (2020 年 4 月) | 7 万人分増 (2016 年度から 4 年間) |
| 03 | 都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地のうち福祉インフラ整備への活用が見込まれる候補地を提供 | 2024 年度末 | 30ha 超 |

2 子育て環境の整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 01 | 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の構築 | 2019 年度 | 全区市町村 |
| 02 | 学童クラブのいわゆる待機児童*の解消 | 2019 年度末 | 解消 |
| 03 | 学童クラブ登録児童数 | 2019 年度末 (2020 年 5 月) | 1 万 2 千人分増 (2014 年度から 6 年間) |
| 04 | 放課後子供教室の設置 | 2019 年度末 | 全小学校区※1 (2015 年度設置数1,112校区) |
| 05 | 子育て支援住宅認定制度による整備 | 2020 年度 | 4,400 戸 |
| 06 | 親子や子供同士で野外体験や里山体験ができる拠点整備 | 2024 年度 | 8 か所 |

※1 全小学校区 1,286 校区 (2016 年 4 月時点)

3 特別な支援を必要とする子供に対する支援体制の整備

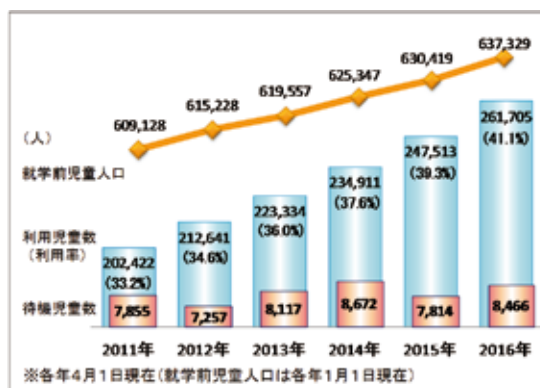
| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------|----------|------------------|
| 01 | 児童養護施設の専門機能強化 | 2017 年度末 | 民間児童養護施設 48か所 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(待機児童の解消)

- 都独自の整備費補助や都有地の活用等により区市町村を支援し、多様な保育サービスの整備を進めるとともに、保育人材の確保・育成・定着に取り組んできた。
- その結果、2016年4月現在の利用児童数は14,192人分増加し、261,705人となったが、就学前児童人口や共働き世帯の増加等による保育ニーズの増大により、待機児童数は前年から652人増の8,466人となった。

＜保育サービス利用児童数等の推移＞



(2016年度 東京都福祉保健局調べ)

- 待機児童の解消に向けて、更に保育サービスの拡充を加速するとともに、保育人材の安定した確保・育成・定着に向けた更なる取組を推進する必要がある。

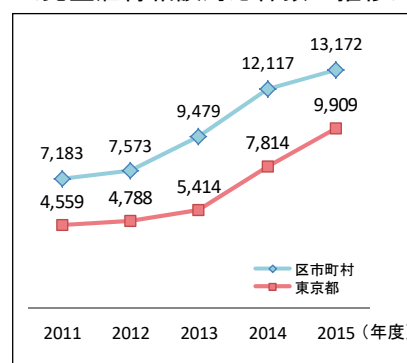
(子供と子育て家庭を支援する環境の整備)

- 子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長できるよう、地域における相談体制や子育て家庭の交流の場、放課後の居場所等を整備してきた。
- 核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下していることから、引き続き子育て家庭を支援する取組を充実する必要がある。

(特別な支援を必要とする子供や家庭への対応)

- 児童相談所や区市町村の体制強化をはじめ、関係機関の連携促進等により児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ってきた。また、社会的養護を必要とする子供が、できる限り家庭的な環境で過ごすことができるよう、家庭的養護を推進するとともに、必要に応じて治療的・専門的ケアが提供できるよう、児童養護施設等の専門性の強化に取り組んできた。
- 依然として増加する児童虐待相談に対応するため、児童相談所や区市町村の体制を一層強化するとともに、要支援家庭を早期に発見し、支援につなげるなど、児童虐待の未然防止の取組の充実を図っていく必要がある。
- 社会的養護の下で育つ子供が、より家庭的な環境で育ち、自立できるよう、家庭的養護を一層推進するとともに、社会的な自立を視野に入れた総合的な支援体

＜児童虐待相談対応件数の推移＞



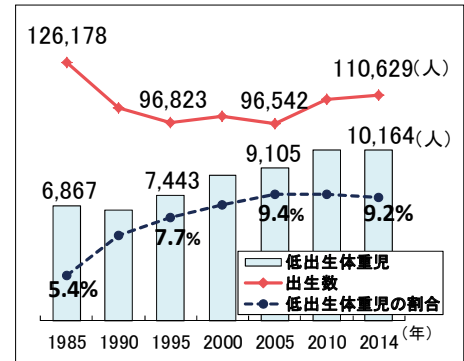
(2016年度 東京都福祉保健局調べ)

制を整備する必要がある。

(周産期・小児医療の状況)

- 晩産化の進行等に伴うハイリスク妊産婦や低出生体重児の増加に対応するため、周産期母子医療センターの機能強化やNICU*病床の整備等を推進するとともに、医療機関の役割分担・連携により、母体・胎児・新生児のリスクに応じた周産期搬送体制を構築してきた。
- 引き続き周産期医療体制等の確保・充実を図るとともに、NICU等に長期間入院している小児等の円滑な在宅移行や在宅療養生活を支える体制の充実が必要である。

＜低出生体重児数等の推移＞



(資料)「人口動態統計」(東京都福祉保健局)より作成

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 保育サービスの拡充による待機児童の解消

増大する保育ニーズに対応するため、都独自の手法により多様な保育サービスの整備を加速させる。また、保育人材の安定した確保・育成・定着に向けて、保育士等の就業を支援するとともに、事業者における処遇改善の取組等を支援する。

1 多様な保育サービスの拡充

- 認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業等、地域の実情に応じた多様な保育サービスの展開を図る。
- 地価や建物賃借料の高い東京の特性を踏まえ、借地活用や定期借地権を設定する際の補助や、建物賃借料への補助を実施するとともに、土地・建物所有者と保育事業者とのマッチング等の物件確保に向けた取組を支援し、整備を促進する。
- 都営住宅等の建替えに伴い創出される用地や公営企業用地も含め都営地を積極的に活用して減額貸付を行うとともに、都市開発諸制度*の容積率緩和や、国家戦略特区を活用した都市公園内の保育所設置特例により整備を促進する。
- 地域の児童も受け入れる事業所内保育施設の設置を促進し、企業等の次世代育成の取組を支援するとともに、保育サービスの拡大を図る。
- 近隣に入所可能な保育所がない児童が遠距離にある保育所にも通えるよう、利便性の良い場所に送迎ステーションを設置する。
- 認可外保育施設(認証保育所、居宅訪問型保育等)の保育料の負担軽減に取り組む区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質

の向上を図る。

- 企業が保育施設を設置する場合の相談を行うとともに、各種支援策のPRやセミナーを実施する。(再：237頁)
- 在宅子育て家庭の保護者が、疾病等に伴い一時的に保育を必要とする場合や育児疲れなどの際に利用できる一時預かり事業を推進する。待機児童となった場合などに、一時預かりを定期的に利用する保護者を支援するため、保育料を負担軽減するとともに、延長保育を支援する。
- 就労家庭等の教育ニーズを踏まえ、私立幼稚園における長時間の預かり保育や、小規模保育施設と連携して卒園児を受け入れる取組を支援するとともに、「子育て支援型幼稚園(仮称)」として普及を促進する。また、公立幼稚園においても長時間預かり保育の支援を拡充する。
- 病児・病後児保育について、駅近郊等の利便性が良い場所への設置促進や自治体間の広域利用の推進、病児ケアに係る情報発信の取組等を支援する。また、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育を実施する。
- 都内の子育て家庭を対象に保育ニーズに関する実態調査を都独自に実施し、調査結果を踏まえて施策を展開していく。

2 保育人材等の確保・育成及び定着支援

- 離職した保育士等に対する研修や就職相談会の実施、保育所勤務経験がない保育士に対する就職支援セミナーや現場実習の実施、保育人材コーディネーターによる就職から職場定着までの支援・相談を行うことなどにより、潜在保育士の活用を推進する。
- 福祉職場への就労支援のためのシステムを2017年度に構築し、求職者や離職者等へライフステージに応じた効果的な情報発信を行う。
- 東京都福祉人材対策推進機構に参画する関係機関とも連携しながら、若者を含めた幅広い世代を対象に福祉の仕事の魅力を発信し、人材の裾野を拡大する。また、高校生を対象とした職場体験や都立高校の家庭科等における保育体験活動により、将来の保育人材確保を図る。
- 保育士等の職責や職務内容に応じた賃金体系の設定など、キャリアパス導入に取り組む事業者を支援するとともに、保育士等の宿舍借り上げを行う事業者を支援し、保育士等の確保・定着・離職防止を図る。
- 保育士資格を有していない職員の資格取得を支援する保育事業者を支援し、保育士の確保を図る。
- 小規模保育や家庭的保育、学童クラブ、子育てひろば*など、地域における子育て支援の担い手を確保するため、各分野別の研修を実施し、子育て支援員の養成を図る。
- 書類作成等の業務を支援するシステムを導入し、ICT化を推進する保育事業者を支援し、保育士の負担軽減を図る。

- シルバー人材センターを通じ、地域の高齢者による保育補助者等の確保に取り組む区市町村を支援する。(再：150頁)

政策展開 2 子供と子育て家庭を支援する環境の整備

子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長できる環境を整備するため、妊娠期から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援や、小学生の放課後等の安全・安心な居場所づくりを更に充実する。

1 結婚・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実

- ボランティア等の社会参加の促進や様々なイベントの開催等を通じて、若者が活躍するとともに出会いの場にもなり得る多様な活動・交流機会を創出する。
- 経済的理由等により、結婚や出産をためらう若い世代や子育て世帯に対し、就労や住宅の供給面からの支援を実施する。
- 若い世代が妊娠適齢期について正確な知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発を推進するとともに、特定不妊治療等の支援を行う。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届け出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、悩みを抱える妊婦に対する相談を実施し、適切な支援につなげる。
- 全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握した上で、育児パッケージを配布する等、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。
- 出産前後に支援を要する子育て家庭を早期に発見し、産後ケア等のサービスにつなげる区市町村の取組を促進する。
- 保育所等や地域の子育て支援施設の利用を希望する妊婦や子育て家庭に対し、きめ細かい支援を行えるよう、子育て支援施設等の情報提供や相談・助言を行う区市町村の取組を促進する。
- 子育てひろばやショートステイ等の拡充により、地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 看護師・保健師等による子供の健康に関する相談を実施し、保護者の不安を軽減する。

2 子供の安全・安心な居場所づくり

- 各区市町村による学童クラブの設置を促進するとともに、保護者のニーズを踏まえ、開所時間の延長、学校敷地内等における放課後子供教室との一体的な実施、障害児の受入れを行うための環境整備等を促進する。
- 放課後子供教室の設置数を拡大し、全ての子供

＜放課後子供教室の活動風景＞



を対象とした放課後や週末等における安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人の参画を得て学習、スポーツ、文化活動等の活動プログラムを充実する。

- 全ての子供が気軽に立ち寄ることができ、子供の学習支援や食事提供、親の養育支援等を行う子供の居場所を設置する区市町村を支援するとともに、連携する地域の子供食堂等を定期的に巡回し、子供の状況を把握する等の取組を充実する。

3 社会全体で子育てしやすい環境整備の推進

- 「子育て応援とうきょう会議」を通じ、子育てを応援する気運を醸成するとともに、東京子育て応援基金を活用し、NPOや企業が取り組む子育て支援や多世代交流等の先駆的・先進的な取組を促進する。
- 育児と仕事の両立を実現できる雇用環境を推進するため、法を上回る育児休業制度とともに在宅勤務制度等を整備した中小企業に対して奨励金を支給する。(再：147頁)
- 子育て世帯に適したすまいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援することで、子育てに配慮した質の高い住宅の供給を促進する。(再：95頁)
- 都営地下鉄等のバリアフリー化の推進や都立文化施設における保育サービスの実施など、子育て世帯にもやさしい環境を整備する。
- 親子や子供同士で気軽に自然に親しむことができるよう、都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備する。

政策展開 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応の強化

児童相談所と子供家庭支援センターが連携して児童虐待相談へ適切に対応するとともに、先駆型子供家庭支援センターへの虐待対策コーディネーターの配置等を支援する取組を進め、区市町村の虐待対応力の強化を図る。また、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図る。

さらに、社会的養護を必要とする子供が、できる限り家庭と同様の環境において養育されるよう、養育家庭をはじめとする家庭的養護を一層推進していく。

1 児童虐待の未然防止と対応力強化

- 深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に取り組むため、児童相談所の体制を強化する。また、子供家庭支援センターにおける虐待対策コーディネーターの配置を支援し、地域の関係機関との連携を促進するなど、区市町村における虐待対応力の向上を図る。

＜児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクター「OSEKKAIくん」＞



さらに、要保護児童対策地域協議会*を活用した関係機関のネットワーク強化や関係職員の支援技術の向上に取り組む。

- 児童虐待防止のための普及啓発を推進し、地域全体で子育て家庭を見守る気運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際の適切な対応を促す。
- 産前からの切れ目ない相談支援やショートステイ等、子育て支援サービスの充実により要支援家庭への支援を強化し、児童虐待の未然防止を図る。

2 家庭で暮らせない子供の健やかな育成と自立に向けた環境整備

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、養育家庭、ファミリーホーム、グループホームなどの家庭的養護を一層推進する。
- 施設不在地域におけるグループホームの設置を促進するため、複数のグループホームに対する後方支援員を配置したサテライト型児童養護施設（事務所）の設置を進め、児童の生活支援や地域対応など一人で多様な役割を担うグループホームの職員を支援する。
- 家庭で適切な養育を受けることができない新生児について、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に養親子を結びつけられるよう、新たな委託の仕組みを整備する。
- 乳児院において、専門的な養育機能を強化することにより、虐待等により問題を抱える児童の心身の回復支援や保護者への育児相談を実施し、児童の家庭復帰を促進する。また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援や地域交流支援等の取組を強化し、養育家庭への委託を推進する。
- 児童養護施設において、養育単位の小規模化や治療的・専門的ケアの実施を推進するとともに、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童へ生活支援・医療・教育を一体的に提供するなど手厚い支援を実施し、児童の健やかな成長と自立を促進する。
- 児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、入所児童に対する学習支援や就労支援等の自立に向けた支援、退所後のアフターケアを充実する。
- 自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、入居者や退居者に対する就労支援や就労定着支援を充実し、社会的自立を図る。
- 児童養護施設等を退所する児童に低廉な家賃で物件を提供することを条件に、空きアパート等の所有者へ改修経費を補助し、施設退所者のすまいの確保を支援する。

3 ひとり親家庭や生活に困窮する家庭等への対応

- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、生活相談、養育費等の法律相談や、それぞれの状況に合わせた就業支援を実施するとともに、在宅業務の受発注ができるウェブサイトの活用等により在宅就業を支援する。

- 母子生活支援施設を退所した母子に対し、空き家を活用したすまいの確保を支援し、自立の促進を図る。
- 子供の貧困対策を推進するため、「子供・子育て施策推進本部」に設置した「子供の貧困対策推進連携部会」において、学習支援や就労支援等、様々な支援策を検討するとともに、首都大学東京の「子ども・若者貧困研究センター」と連携した調査研究を実施する。
- 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、子供の貧困対策として、専任職員を配置する区市町村を支援する。

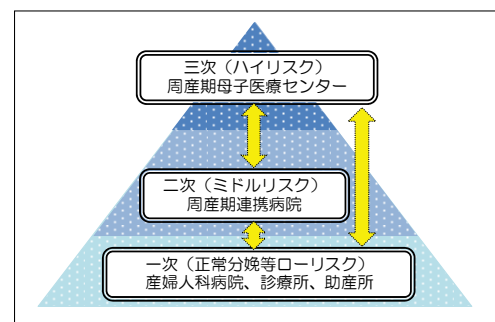
政策展開 4 周産期・小児医療体制整備の推進

安心して子供を産み育てられるよう、中核病院と地域の医療機関等がリスクに応じた機能分担と連携強化を図ることで、限られた医療資源を有効活用し、必要な医療を的確に提供する周産期・小児医療体制を確保する。

1 周産期・小児医療体制整備の推進

- 高度な周産期医療の適切な提供に向けて必要な病床等の整備を促進するとともに、周産期母子医療センター*を中核とするネットワークグループにおいて、リスクに応じた機能分担と連携強化を図る。また、スーパー総合周産期センターにおいて、緊急に母体救命措置を必要とする妊産婦の受入先が決まらない場合に必ず受け入れるなど、迅速な医療の提供を図る。
- NICU等に長期入院している小児等の円滑な在宅への移行や在宅療養生活を支援するため、在宅移行支援病床の確保や、定期的な病状管理や保護者のレスパイト*ケア等を目的とした一時的な受け入れなど、周産期母子医療センター等の取組を推進する。
- 東京都こども救命センター*（4病院）において、重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ高度な救命治療を行うとともに、地域の医師を対象とした小児救急医療の研修を実施するなど、センターを中核とした小児救急医療提供体制の充実を図る。また、コーディネーターを配置し、円滑な転・退院を支援する。

<周産期ネットワーク>



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|----------------------|---|---|--------------------|------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 1 | 保育サービスの拡充 利用児童数 261,705人 (2016年4月) | → 18,000人増 | → 18,000人増 | → 17,000人増 | -----→ (実態を踏まえて検討) | 2019年度末 7万人分増 (2016年度から4年間) |
| | 保育人材の確保等 就職相談会、職場体験、 キャリアアップ補助、宿 舎借り上げ等により人材 の確保等を支援 | → 保育人材の確保・育成・定着への支援 | | | | 保育人材の 確保・育成 ・定着が推進 |
| 2 | 妊娠・出産・子育ての 切れ目ない支援体制の 整備 実施自治体数 28区市町村 (2016年4月) | → | | → 62区市町村 | → 62区市町村 | 実施自治体数 62区市町村 |
| | 放課後等における子供の 安全・安心な居場所づくり 学童クラブ 登録児童数 89,327人 (2014年5月) | → | | → 12,000人増 (実態を踏まえて検討) | -----→ | 2019年度末 1万2千人分増 (2014年度から6年間) |
| | 放課後子供教室 の設置 1,172小学校区 | → 1,188 小学校区 | → 1,286 小学校区 | → 1,286 小学校区 | → 1,286 小学校区 | 全小学校区 で実施 |
| 子育て支援住宅認定制度 による整備 | 子育て支援住宅認定数 計画400戸 | → 800戸 | → 1,000戸 | → 1,100戸 | → 1,100戸 | 4,400戸 |
| 3 社会的養護施策の推進 | 民間団体を活用した 養育家庭等への支援 | → 家庭的養護の推進 ・養育家庭等への委託促進 ・グループホーム・ファミリーホームの設置促進 | | | | 社会的養護 の下で育つ 子供への 支援が充実 |
| | 専門機能強化型 児童養護施設の設置 | → 児童養護施設・乳児院の機能強化 ・施設の養育単位の小規模化 ・専門的ケアの充実 | | | | |
| | 自立支援コーディネーターの配置等 | → 退所後の自立に向けた支援 ・自立支援コーディネーター、 ジョブ・トレーナーの配置 | | | | |

2 高齢者が安心して暮らせる社会

年齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して暮らせる

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、適切な医療・介護・介護予防・すまい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する。
- 超高齢社会に対応し、高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいを整備する。

II 政策目標

1 高齢者が地域で安心して生活できる基盤の整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---|----------|-------------------------------------|
| 01 | 特別養護老人ホームの整備 | 2025 年度末 | 定員 6 万人分 (2015 年度末 43,885 人分) |
| 02 | 介護老人保健施設の整備 | 2025 年度末 | 定員 3 万人分 (2015 年度末 20,847 人分) |
| 03 | 認知症高齢者グループホームの整備 | 2025 年度末 | 定員 2 万人分 (2015 年度末 9,896 人分) |
| 04 | サービス付き高齢者向け住宅*等 ※1 の整備 | 2025 年度末 | 2 万 8 千戸 (2015 年度末 17,528 戸) |
| 05 | 都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地のうち福祉インフラ整備への活用が見込まれる候補地を提供 (再) | 2024 年度末 | 30ha 超 |

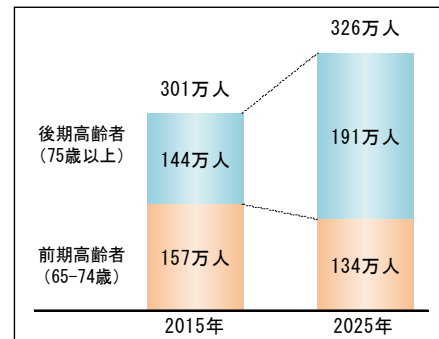
※1 サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅

III これまでの取組と課題

(地域包括ケアシステムの構築)

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センター*の機能強化、在宅生活を支えるサービスの整備、区市町村における介護予防機能の強化等に取り組んできた。
- 今後の高齢者の増加を見据え、在宅生活を支える様々な取組を更に充実していく必要がある。

<高齢者人口の推計>



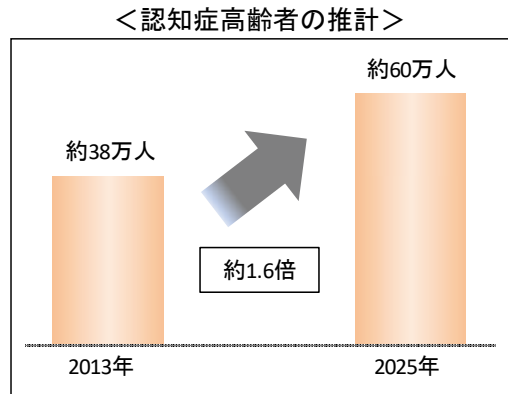
(施設やすまいの整備)

- 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の生活を支える施設やすまいの整備を推進してきた。

- 施設等の整備推進にあたっては、地価が高く用地確保が困難な東京の実情を踏まえた取組を進めるとともに、高齢者が身体状態、生活形態、経済状況等に応じてすまいを選択し、安心して暮らすことができる環境を整備していく必要がある。

(認知症対策)

- 認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応、地域の支援体制の構築、都民への普及啓発等に取り組んできた。
- 今後、増加が見込まれる認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を行う総合的な認知症対策を更に推進する必要がある。

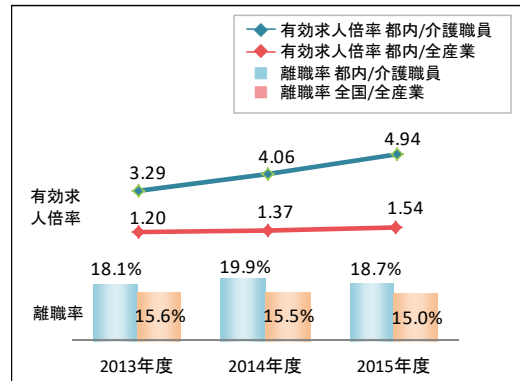


(資料)「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」(平成25年 東京都福祉保健局)より推計

(介護人材の確保)

- 介護人材の確保・定着等に向けて、介護・福祉の仕事の普及啓発、事業者による人材確保や職場環境改善への支援等の取組を進めてきたが、介護人材の有効求人倍率、離職率は全産業平均と比較して高く、慢性的な人手不足となっている。
- 今後の高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加に対応するため、介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた更なる取組を推進する必要がある。

＜介護職員等の有効求人倍率、離職率の推移＞



(資料)「職業安定業務統計」(厚生労働省)、「介護労働実態調査結果」(公益財団法人介護労働安定センター)、「雇用動向調査」(厚生労働省)より作成

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者の状況に応じた適切な支援が効果的に提供される体制づくりや、大都市東京の特性を踏まえた施策による多様な施設・すまいの整備を促進する。

1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センターについて、総合的な相談体制を整備するなど、更なる機能強化を図る。
- 高齢者の地域生活を支える地域密着型サービス、ショートステイ等の介護サービス基盤の整備を促進する。

- 在宅療養を推進する区市町村の主体的な取組を支援するほか、病院・診療所や訪問看護ステーションの連携強化等を推進する。
- 介護予防推進支援センター（仮称）を設置し、介護予防に取り組む人材の育成等を行うとともに、リハビリテーション専門職を活用するなど区市町村における介護予防の取組を総合的に支援する。
- 東京の強みである活発な企業活動や豊富な経験と知識を持った人材を活用し、生活支援などニーズに応じた多様な地域貢献活動の活性化を図る。
- 自宅や施設等の住み慣れた暮らしの場において看取りを行う医療・介護従事者の対応力向上を図るとともに、施設等における看取り環境の整備を支援する。
- 介護施設におけるロボット介護機器・福祉用具の適切な使用方法や効果的な導入方法を検証・普及するとともに導入経費を支援し、介護者の負担軽減、介護の質の向上、高齢者の自立支援を図る。

＜高齢者施設における活動風景＞



2 高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいの整備

- 特別養護老人ホーム等について、整備費の負担軽減や整備率の低い地域に対する重点的支援、国有地・民有地を賃借する際や定期借地権を設定する際の負担軽減、区市町村所有地の活用促進、広域的に利用する特別養護老人ホームの整備支援等により設置を促進する。
- 都営住宅等の建替えに伴い創出される用地や公営企業用地も活用して都有地の減額貸付を行うとともに、都市開発諸制度*の容積率緩和により高齢者福祉施設の設置を促進する。
- 老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の建替えを促進するため、都有地を活用して、建替え期間中の代替施設を設置する。
- サービス付き高齢者向け住宅について、医療や地域密着型サービス等の介護サービスと連携した住宅や、一般住宅を併設した多世代が共に暮らせる住宅の整備を促進する。
- 低所得高齢者等を対象にすまいの確保と見守り等の生活支援を一体的に行う区市町村の取組を支援する。また、面積要件を緩和した都市型軽費老人ホームの整備を支援するとともに、介護保険施設等の本来の居場所を確保するまでの間も不安なく居住できる中間的居場所を整備する区市町村の取組を支援する。
- 高齢者が不合理な入居制限を受けることなく、ニーズに応じたすまいを円滑に確保できるよう、東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度について、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、民間との連携により広く情報提供を行う。（再：97頁）

政策展開 2 認知症に関する総合的な施策の推進

認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者グループホームの整備促進、地域の支援体制の構築、認知症の早期発見・診断・対応の取組、人材育成など総合的な認知症対策を推進していく。

1 地域における関係機関による連携体制の推進と専門医療の提供

- 島しょ地域を除く全区市町村に認知症疾患医療センターを設置し、医療機関相互や医療と介護の連携を推進するとともに、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、認知症対応力向上に向けた人材育成等を行うことにより、地域の支援体制を構築する。
- 区市町村に医療職の認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある人の早期把握等を行うとともに、専門職で構成するチームによる訪問・支援を実施することにより、認知症の早期発見・診断・対応を推進する。
- 東京都健康長寿医療センターに設置した認知症支援推進センターを拠点として、医療従事者等に対する研修や島しょ地域への訪問研修等を行い、地域の認知症対応力の向上を図る。

2 認知症の人の地域生活や家族の支援を強化

- 認知症高齢者グループホームについて、整備率の低い地域に対する重点的支援や土地・建物所有者と運営事業者とを結びつけるマッチングの実施などにより設置を促進するとともに、関連サービスを併設するなど、機能を強化する。
- 都内2か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、若年性認知症の人や家族からの相談に応じるとともに、地域包括支援センターなど関係機関への助言や事例検討会の実施により支援者の対応力向上を図り、若年性認知症の人に対する適切な支援を推進する。
- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、東京都健康長寿医療センターや東京都医学総合研究所と協働して開発する「都市型・認知症ケアモデル」や、行動・心理症状に着目したケアプログラムの普及を図る。

< 認知症高齢者グループホームの様子 >



政策展開 3 サービスの担い手の確保

今後の高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加に対応するため、介護の仕事の普及啓発、事業者における職員採用や処遇改善の取組を支援するなど、介護人材等の安

定した確保・育成・定着に向けた取組を推進する。

1 介護人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進

- 東京都福祉人材対策推進機構に参画する関係機関とも連携しながら、若者を含めた幅広い世代を対象に介護・福祉の仕事の魅力を発信するイベントを実施するなど、人材の裾野を拡大する。
- 合同就職説明会の開催や、福祉施設がネットワークを組んで職員採用と人材交流を行う取組の推進により、効果的・効率的な人材確保や定着を支援する。
- 職場体験機会の提供、資格取得支援、トライアル雇用の実施等、一貫した支援を行うことにより介護人材を安定的に確保する。
- 紹介予定派遣制度を活用した雇用のミスマッチの解消や派遣期間中の支援により、潜在的有資格者の介護分野への就業を促進する。
- 福祉職場への就労支援のためのシステムを 2017 年度に構築し、求職者や離職者等へライフステージに応じた効果的な情報発信を行う。(再：111 頁)
- 国の介護キャリア段位制度*を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援する。
- 介護職員の宿舍の借り上げにより、働きやすい職場環境の実現と災害時の迅速な対応を推進する事業者を支援する。
- 事業者による職場環境整備や職員育成の取組を支援するとともに、人材定着に向けた各種相談支援を行う。
- 「働きやすい福祉・介護の職場宣言」を行う福祉・介護事業所について給与や人材育成等の働きやすさに関する情報を公表する。
- 福祉施設等での補助的な業務に必要な基本的知識等を身に付ける研修を行うなど、福祉職場における元気高齢者や主婦等の多様な働き方を支援する。
- 介護施設におけるロボット介護機器・福祉用具の適切な使用方法や効果的な導入方法を検証・普及するとともに導入経費を支援し、介護者の負担軽減、介護の質の向上、高齢者の自立支援を図る。(再：119 頁)

2 在宅療養生活を支える訪問看護師の確保・育成・定着支援

- 訪問看護への理解促進を図るとともに、同行訪問や研修会等による訪問看護師の育成や、訪問看護ステーションにおける教育体制の強化を支援する。
- 訪問看護師の研修参加時や産休等取得時における代替職員の確保を支援するほか、訪問看護ステーションにおける事務職員の配置を支援し、看護師の事務負担を軽減する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|---|-----------------------|--|--------------------------------------|--------|-------------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 区市町村における 介護予防の取組の強化 | 46区市町 (2016年9月報告数) | 介護予防推進支援センター(仮称)開設 (人材育成、リハビリ専門職の派遣、相談支援) | | | | 全区市町村で 住民主体の介護 予防の取組を 実施 |
| | 特別養護老人ホーム の整備 | 44,531人分 (2016年5月) | 第6期計画 入所者 49,588人 | 第7期東京都高齢者保健福祉計画 第7期計画の達成に向けた取組 | | | 整備の促進 (2025年度末 までに定員6 万人分を整備) |
| | 介護老人保健施設 の整備 | 22,114人分 (2016年5月) | 第6期計画 入所者 25,155人 | 第7期東京都高齢者保健福祉計画 第7期計画の達成に向けた取組 | | | 整備の促進 (2025年度末 までに定員3 万人分を整備) |
| | 認知症高齢者 グループホームの整備 | 9,593人分 (2016年5月) | 第6期計画 入居者 12,087人 | 第7期東京都高齢者保健福祉計画 第7期計画の達成に向けた取組 | | | 整備の促進 (2025年度末 までに定員2 万人分を整備) |
| | サービス付き高齢者 向け住宅等の整備 | 19,500戸 (2017年3月末) | ※事業を検証の上、計画戸数を再設定 | | | | 整備の促進 (2025年度末 までに2万8 千戸を整備) |
| 2 | 認知症疾患医療センター の整備 | 47か所 (2016年7月) | 専門相談・専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成 | | | | 全区市町村で 認知症の人の 地域生活を支 える医療・介護 の連携体制を 構築 |
| 3 | 介護人材の確保等 (キャリアパス導入促進 事業による確保定着支援) | 313事業所 (2016年度) | 1,000事業所 | 導入事業所(導入後最長5か年の補助) 専門人材育成・定着促進助成金 | | | 全事業所でキ ャリアパスの 仕組みを構築 |

3 医療が充実し健康に暮らせるまち

質の高い医療を受けられ、生涯を通して健康でいられる

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 患者の状態に応じて適切な医療が受けられるよう、東京の実情に応じた病床の機能分化・連携を推進するとともに、医療人材の確保・育成を図る。
- 地域包括ケアの視点に立った在宅療養支援体制を確保し、必要な医療・介護サービスを一体的に受けながら地域で安心して暮らせる環境を整備する。
- 高齢者の増加等に対応した救急医療体制を確保するとともに、災害時に迅速で効果的な医療救護活動を行う体制を強化する。
- 東京に集積する豊富な医療資源を生かした先進医療の提供や臨床研究を推進するなど、医療水準の向上を図る。
- 健康寿命を延伸し、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会を実現するため、都民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病*対策等の取組を充実する。

II 政策目標

1 超高齢社会に対応し、医療基盤の充実と医療人材の確保を推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------------|----------|----------------|
| 01 | 地域の在宅療養支援体制の整備 | 2025 年度末 | 全区市町村 |
| 02 | 医療機関における在宅移行の推進（在宅療養支援機能の充実） | 2025 年度末 | 全ての中小病院※1 |
| 03 | 処置範囲拡大救急救命士*の養成 | 2017 年度 | 全救急隊に配置 |
| 04 | 救急隊の現場到着時間の短縮による救急医療体制の充実強化 | 2020 年度 | 平均現場到着時間 7 分達成 |
| 05 | 都民等を対象にした救命講習修了者の育成継続 | 2018 年度 | 280 万人 |
| 06 | 職員の救命講習受講 | 2019 年度 | 東京都庁全局で実施 |
| 07 | 災害拠点病院のBCP*策定率 | 2017 年度 | 100% |
| 08 | 診療データの蓄積・研究活用基盤の構築 | 2024 年度 | 全都立・公社 14 病院 |

※1 病床数 200 床未満の病院

2 生涯を通じた健康づくりを推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------------------|----------|-----------------------|
| 01 | がんの 75 歳未満年齢調整死亡率（人口 10 万人対）※2 | 2017 年度末 | 75.1 (2014 年 78.4) |
| 02 | がん検診受診率（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん） | 2017 年度末 | 50%※3 |

※2 年齢構成の異なる地域間で経年的に死亡率の比較ができるよう年齢構成を調整した死亡率。特に、75 歳未満年齢調整死亡率は、高齢化の影響を極力取り除くため「75 歳未満」にしている。

※3 2015 年のがん検診受診率は、胃がん 39.8%、肺がん 37.2%、大腸がん 41.9%、子宮頸がん 39.8%、乳がん 39.0%

Ⅲ これまでの取組と課題

(超高齢社会に対応した医療提供体制の整備)

- がん対策、在宅医療、救急医療、脳卒中や糖尿病など疾病ごとの医療連携体制の整備等、都民にとって分かりやすく、切れ目のない医療提供体制を整備してきた。
- 超高齢社会に対応し、急性期、回復期、慢性期など、患者の状態に応じた病床で適切な医療を受けることができるよう、より質の高い医療提供体制を構築することが求められている。

(在宅療養支援体制の整備)

- 区市町村における在宅療養支援窓口の整備や、医療機関における退院支援等の取組を支援してきた。
- 高齢化に伴う在宅療養ニーズの増加等に対応し、東京の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築や、医療機関から在宅での医療・介護まで切れ目なくサービスを提供する体制の整備が求められている。

(多摩・島しょ地域における医療の充実)

- 医療資源が少ない地域において、診療基盤の整備や医療従事者の確保対策等の支援を行い、医療の充実を図ってきたが、一部の地域では、依然として人材の確保が困難である。
- また、多摩地域の医療水準を向上していくため、高度な総合診療基盤や専門医療機能を有する多摩メディカル・キャンパス内の都立3病院（多摩総合医療センター、小児総合医療センター、神経病院）においては、より高度で専門的な医療の提供が求められている。

(救急医療の充実)

- 救急搬送先の医療機関の選定が困難な患者を地域で迅速に受け入れるため、東京都地域救急医療センター*や救急患者受入コーディネーター*の設置など、「救急医療の東京ルール*」の取組を推進してきた。また、休日や夜間の救急入院に対応可能な病床の確保等に努めてきた。
- 高齢化の進展による救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、救急搬送時間の一層の短縮を図るなど、より迅速に救急患者を受け入れる体制を確保する必要がある。

(大規模災害への対応)

- 災害現場で救命処置を行う災害医療派遣チーム「東京DMAT*」の編成や、重症者の収容・治療を行う災害拠点病院の整備など、災害時の医療体制の強化に努めてきた。
- 大規模災害時に、限られた医療資源を最大限に活用できるよう、医療資源、人

口規模、地理的条件等の地域特性を踏まえた医療連携体制の充実や、医療機関の機能を維持し、業務を継続するための一層の取組等が求められている。

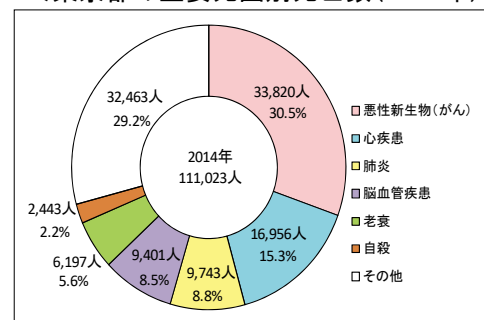
(医療人材の確保・育成)

- 奨学金の貸与等により、小児医療・周産期医療・救急医療・へき地医療に従事する医師の確保を図るとともに、病院勤務医師の勤務環境改善への支援により、離職防止や定着のための取組を推進してきた。
- また、東京医師アカデミーや東京看護アカデミーにおいて臨床能力の高い人材の育成・確保に取り組んできた。
- 高齢化の進行や医療の高度化・多様化などの医療環境の変化や、患者ニーズの増大に対応できる医師や看護職員の確保・育成が必要である。

(健康づくりの推進)

- 食生活や身体活動・運動等の生活習慣の改善に向けた普及啓発やがん検診の受診促進等の生活習慣病対策に取り組んできた。
- 都民のライフスタイルの変化や高齢化の進行等により、生活習慣病は都内における死亡者の死因の5割以上となっており、一層の対策が必要である。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、国内外から多くの人が訪れることも踏まえ、東京がより快適な都市になるよう、受動喫煙防止対策の一層の推進が求められる。

＜東京都の主要死因別死亡数(2014年)＞



(資料) 「人口動態統計」
(平成26年 福祉保健局)より作成

(感染症対策の推進)

- 地域保健医療体制の強化、個人防護具の備蓄等による新型インフルエンザ等対策や、東京都蚊媒介感染症対策行動計画に基づく、デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の発生や拡大を防止するための取組を進めてきた。
- 国際化の進展とともに、これまで国内での発生がない新たな感染症の発生リスクが高くなっており、こうした感染症の脅威に的確に対応するための対策の強化が必要である。

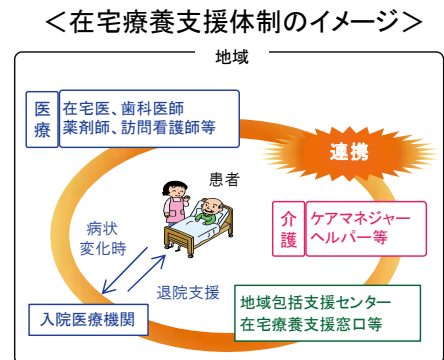
IV 4か年の政策展開

政策展開 1 超高齢社会に対応した医療提供体制の整備

東京の実情に応じた病床の機能分化・連携を推進するとともに、医療・介護の連携強化など在宅療養環境の整備を進める。また、多摩・島しょ地域の医療の充実を図るため、人材の確保・育成への支援や専門的な医療の提供を進める。

1 病床の機能分化・連携の推進と在宅療養環境の整備促進

- 東京都地域医療構想で示した考え方に沿って、病床機能の転換や病床の整備等に取り組む医療機関を支援する。
- 在宅療養への円滑な移行や、安定した療養生活の継続に向けた支援など、区市町村による医療と介護の連携を推進する取組等を支援し、地域の実情に応じた在宅療養環境の充実に図る。
- 退院支援や地域の医療と介護の連携等に取り組む人材の育成など、入院患者が安心して在宅療養生活に移行できる体制の整備を促進する。
- 自宅や施設等の住み慣れた暮らしの場において看取りを行う医療・介護従事者の対応力向上を図るとともに、施設等における看取り環境の整備を支援する。
- 全都立・公社病院の「患者支援センター*」において、円滑な転・退院のための支援や、地域の医療・福祉関係施設との協働、地域の関係機関への技術支援など在宅療養移行支援を行う。



2 多摩・島しょ地域における医療の充実

- 多摩地域の医療拠点である多摩メディカル・キャンパスにおいて、各施設の相互連携体制を一層推進し、集積メリットを高め、新たな医療課題に積極的に対応するとともに、先進医療や専門性の高い医療を提供していく。
- 東京医師アカデミー修了生に対し、医師が不足する地域の公的病院への就業支援を行うなど、公的医療機関との連携体制を構築する。
- 島しょで働く看護職員の研修機会の充実など、島しょにおける看護職員の資質向上や、人材の確保・定着を図る。

政策展開 2 救急・災害時の医療救護体制の強化

高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応し、より迅速に適切な医療を受けられるよう、初期、二次及び三次からなる救急医療体制の整備を進める。また、首都

直下地震等の大規模災害時にも、迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう関係機関の医療提供体制の強化を図る。

1 高齢化に対応した救急医療提供体制を構築

- 「救急医療の東京ルール」の推進等により、二次救急医療体制を強化し、迅速・適切な救急医療を確保するとともに、医師や看護師以外でも対応可能な調整業務を行う人材の配置を支援するなど、救急搬送患者の受入体制の強化を図る。
- 救急隊の計画的な増隊等による救急車の現場到着時間の短縮や、処置範囲拡大救急救命士の養成による傷病者への対応強化等により、効率的・効果的な救急救命活動を推進する。また、救急相談センター及び東京版救急受診ガイドの広報等を推進し、救急サービスが迅速かつ適切に提供できる体制を構築する。
- 東京ER*における重症救急患者診療体制の強化や、都立墨東病院の「高度救命救急センター*」の運営等により、高齢化に伴う重症患者や合併症患者の増加等にも対応した救急医療提供体制を強化する。
- 都民等を対象に救命講習の受講を促進するとともに、応急手当を実施する際の災害補償であるバイスタンダー保険を運用し、都民等による応急手当実施率の向上を図り、自助・共助による東京の救護力を強化する。また、都職員自らも率先して救命講習を受講していく。

2 災害時の医療連携体制の強化

- 研修や訓練を通じて、災害拠点病院や地域の医療機関等が役割に応じた医療を提供する体制の充実を図るとともに、災害医療コーディネーターを中心とする連絡調整体制の整備を進め、地域における医療連携体制を強化する。
- 災害拠点病院等の耐震化やBCPの策定を促進し、災害時の医療提供体制を強化する。
- 非常用救急車*の効率的な運用や、民間患者搬送事業者の車両が震災時等に優先的に通行できる体制の整備等により、災害時の傷病者搬送体制を強化する。
- 東京医師アカデミーにおいて、災害時の診療等、実践的な研修を行うことなどにより、災害医療に対応できる人材を育成する。
- 大規模災害等の緊急時、被災地において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「こころのケアチーム（東京DPAT*）」を整備することにより、災害支援体制の強化を図る。
- 都心部唯一の基幹災害拠点である広尾病院の改築による、首都災害医療センター（仮称）の整備及び取組に関する検討を進める。

政策展開 3 医療人材の確保・育成

高齢化の進行や医療の高度化・多様化など医療環境が大きく変化する中で、都民ニーズに応えるため、医療を担う人材の確保・育成を図る。

1 医療人材の確保・育成の推進

- 勤務環境改善による医師の負担軽減や研修等による女性医師等の再就業支援に取り組む医療機関を支援することで、医師の離職防止と定着を図り、安定的な医療提供体制を確保する。
- 今後増加が見込まれる合併症等を抱えた高齢患者等に適切に対応するため、東京医師アカデミーにおいて、総合診療能力*を有する医師を育成する。
- 看護職員が、定年退職後も引き続き看護職として医療施設や福祉施設等へ再就業することを支援するため、講習会や施設見学会等を実施する。

政策展開 4 生活習慣病対策等の推進

都民の健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病対策や受動喫煙防止の取組を推進する。また、がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率の向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、がん医療提供体制を確保する。

1 生活習慣の改善やがんなどの生活習慣病等への対策の充実

- 日常生活において負担感なく生活習慣病の予防や生活習慣の改善が行えるよう、区市町村や民間団体等と連携し、適切な量と質の食事や、身体活動・運動等について普及啓発を行うほか、都内のウォーキングマップを集約したポータルサイトの充実を図るなど、都民の生涯を通じた健康づくりを推進する。
- 東京商工会議所との連携により、都がこれまで実施してきた健康づくりの取組やがん対策等の知見の普及を図り、企業の健康づくりの取組を促進する。
- がん検診の受診促進を図るため、マスメディアと協働したキャンペーンや、ターゲットを絞った効果的な普及啓発を行う。また、区市町村が行うがん検診等への支援や、積極的ながん対策の取組を行う企業を支援する。
- がん診療連携拠点病院*等における集学的治療*、緩和ケア*、相談支援、研修機能の強化を図り、高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、地域の医療機関との連携強化により都全体での医療水準の向上を図る。また、がん対策の評価や企画立案に活用するため、がん患者に係る情報収集を行う全国がん登録及び地域がん登録を着実に進める。
- 都民向けの普及啓発や、職域における体制整備を支援し、糖尿病の発症や重



症化・合併症の予防を図る。

- 東京 2020 大会の開催に向け、受動喫煙防止対策に関する法整備等の動向を踏まえながら、今後、より一層の対策を進めていく。
- 自殺相談ダイヤルの設置や、自殺未遂者等に対する相談・支援のための関係機関のネットワーク構築等により、自殺の未然防止を図る。また、地域自殺対策推進センターを設置し、総合的な支援に取り組むとともに、自殺対策計画を策定して対策を推進する。

政策展開 5 感染症対策の推進

新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生・流行に備え、地域保健医療体制の強化、発生抑制対策や定期的な訓練の実施等により対策を推進する。

1 感染症対策の強化

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における保健医療体制の整備や、医薬品・医療資器材の備蓄、予防接種体制の構築を進めるとともに、感染予防や対処方法等に関する都民等への普及啓発を推進する。
- デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症について、「蚊の発生防止強化月間」における都民や施設管理者向けの普及啓発を行い、発生リスクを下げる。また、サーベイランス*や検査・医療体制の強化を図り、まん延を防止する。
- エボラ出血熱等都民の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症について、国や感染症指定医療機関など関係機関と緊密に連携し、情報共有等を図るとともに、患者移送時や感染症指定医療機関における二次感染防止のための装備の充実、対応マニュアルに基づく定期的な訓練の実施等の対策を講じる。
- アジア感染症対策プロジェクトでの海外諸都市との情報交換等を通じて、感染症に関する情報や知見を収集・共有し、感染症対策の充実を図る。
- 感染症全般に係る正しい知識を普及し、発生時に適切な対応がとれるよう、海外旅行者や訪都外国人への適切な情報提供を実施するとともに、企業内研修など職域での取組を促進する。
- 東京 2020 大会の開催に向けて、関係機関と連携しながらサーベイランスや疫学調査等の感染症対策を強化し、対処要領の策定と実践的な訓練を実施する。

政策展開 6 研究成果の実用化による医療水準の向上

都民が安心して質の高い医療を受けられるよう、新型インフルエンザに関する予防法・治療法及びデング熱に関する予防法、各種がんの診断薬・医療機器の開発・実用化を進めるとともに、診療データを有効活用した臨床研究や治験の推進に取り

組む。

1 新たな予防法・治療法等に関する研究の推進

- 東京都医学総合研究所において、新型インフルエンザに関する有効な予防法・治療法の確立や、デング熱感染予防ワクチンの開発に向けた基礎研究を推進する。また、尿から検出される特定の物質の活用等により、各種がんの早期診断法及び適切な治療効果測定的确立に向けた研究を進めるとともに、実用化に向けて、産学連携の取組を行う。

2 診療データを活用した先進医療・臨床研究等の推進

- 都立・公社病院の電子カルテシステムに蓄積された診療データを集約し、診療支援情報等を提供することにより、臨床現場での医療水準の向上を支援する。
- 診療データを活用し、安全で質の高い先進医療の提供と併せて、臨床研究や治験の推進に取り組む。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|------------------------|-------------------------------|-----------------|--------|--------|-------------|----------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 地域の在宅療養環境整備を支援 | 区市町村等における在宅療養体制整備を支援 | 地域の在宅療養支援体制の整備 | | | | 地域の在宅療養支援体制整備が進展 |
| | 都立・公社病院患者支援センターの充実強化 | 全都立・公社14病院で運営 | 患者支援の充実強化 | | | | 患者・家族への一貫した支援の充実 |
| | 医療機関における在宅移行の推進 | 中小病院における在宅移行支援に取り組む人材の育成・配置 | 医療機関における在宅移行の推進 | | | | 中小病院の在宅移行支援機能が向上 |
| 2 | 救急隊の機能強化 | 処置範囲拡大救急救命士の養成・確保 640人 | 約280人 | 約360人 | 約360人 | 約360人 | 約2,000人 (全救急隊に配置) |
| | 東京ERにおける重症救急患者の診療体制の強化 | 東京ER機能の強化・検討(各都立病院) | 各病院で診察体制強化 | | | | 各病院における東京ERの機能が充実 |
| | 都民等による応急手当実施の促進 | 救命講習の実施による都民育成 累計240万人 | 救命講習の実施 | | 育成の拡大 | | 280万人※1以上の育成完了 |
| | 災害拠点病院におけるBCPの策定 | BCP策定率 88.8% (2015年度末) | 策定の促進 | 100%達成 | | | BCP策定率 100%維持 |
| 3 | 医療人材の確保・育成 | 総合診療能力を有する医師を育成するための研修プログラム作成 | 研修医募集 | 研修開始 | | | 総合診療能力を有する医師を育成 |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|-------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|--------|-----------|--------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 4 | 生活習慣病の予防 | 食生活や身体活動・運動等の生活習慣の改善方法についての普及啓発 | | | | 健康づくりに主体的に取り組む都民の増加, 従業員の健康に配慮した経営を実施する企業が増加 |
| | | 健康づくりに向けた区市町村・事業者等の取組に対する支援 | | | | |
| | がん検診受診率の向上(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん) | がん検診受診キャンペーンの実施 | | | | がん検診受診率 50% |
| | | がん検診受診率の向上等に向けた区市町村・事業者等の取組に対する支援 | | | | |
| がんの医療提供体制の整備 | がん診療連携拠点病院等の整備 | 集学的治療・緩和ケアの提供 相談支援の実施 | | | | 質の高いがん医療の提供、 地域のがん医療水準の向上 |
| | | 地域における医療連携体制の整備 | | | | |
| 受動喫煙防止対策の推進 | 受動喫煙防止対策強化 | 東京2020大会の開催に向け 受動喫煙防止対策を推進 | | | | 受動喫煙防止 対策の徹底 |
| 5 東京2020大会に向けた 感染症対策の推進 | 対処要領(骨子)策定 | 対処要領(案)策定 | 検証・見直し | 対処要領策定 | | 感染症対策を強化し、各種事態を想定した対処要領を策定 |
| 6 診療データバンク構想 | 駒込病院でのパイロット事業実施 | 試行実施・検証 | | 診療データの利活用 | | 診療データの利活用 |

※1 15歳から69歳までの東京都の昼間人口の約20%

4 障害者がいきいきと暮らせる社会

障害がある人もない人も、お互いに尊重し、共に生活する

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 障害者が地域で安心して生活できる環境が整備され、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する社会を実現する。
- 障害者が能力や適性に応じて働き、地域で自立した生活を送ることができる社会を実現する。
- 共生社会の実現に向け、障害のある子供たちの自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成する。

II 政策目標

1 障害者が地域で安心して生活できる環境の整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|--------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------|
| 01 | 地域居住の場（グループホーム）の整備 | 2017 年度末 | 2,000 人増※1 | |
| 02 | 日中活動の場（通所施設等）の整備 | 2017 年度末 | 4,500 人増※1 | |
| 03 | 在宅サービス（短期入所）の充実 | 2017 年度末 | 220 人増※1 | |
| 04 | 福祉施設入所者の地域生活への移行 | 2017 年度末 | 2013 年度末から 12% が地域生活へ移行 | |
| 05 | 入院中の精神障害者の地域生活への移行 | 入院後 3 か月時点の退院率 | 2017 年度 | 64%以上 |
| 06 | | 入院後 1 年時点の退院率 | 2017 年度 | 91%以上 |
| 07 | | 長期在院者数（入院期間 1 年以上） | 2017 年度 | 2012 年 6 月末から 18%以上減少 |

※1 地域居住・日中活動の場の整備及び在宅サービスの充実の目標値は、2014 年度末の定員数からの増分

2 障害者の自立した生活の実現に向けて障害者雇用・就労を促進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|--------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|
| 01 | 障害者雇用 | 2024 年度末 | 4 万人増加 (2014 年 6 月 157,884.5 人) | |
| 02 | 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者 | 2017 年度 | 2,500 人 | |
| 03 | 障害者に対する就労・職場定着支援 | 2020 年度末 | 6,000 人 | |
| 04 | | 2024 年度末 | 10,300 人 | |
| 05 | 都立特別支援学校における企業就労の推進 | 知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率 | 2026 年度 | 55%以上 |
| 06 | | 知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科の設置 | 2026 年度 | 13 校 |

3 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|---------------------------------|-------|--------|---------|
| 01 | 特別支援教室の設置促進 | 公立小学校 | 2018年度 | 全校設置 |
| 02 | | 公立中学校 | 2021年度 | 全校設置 |
| 03 | 都立高校生に対する学校外・教育課程外での特別な指導・支援の実施 | | 2017年度 | 本格実施 |
| 04 | 都立高校における通級指導*の制度化 | | 2018年度 | 制度の運用開始 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(地域生活基盤の整備や、施設等から地域生活への移行支援)

- 障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域居住の場や日中活動の場等の整備を推進するとともに、施設入所者や、いわゆる「社会的入院*」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進してきた。
- 地域生活への移行を進めるとともに、在宅の障害者のニーズにも対応するため、グループホームなど地域生活基盤を一層整備する必要がある。また、重度の障害者に対する地域移行への支援や、医療と福祉が連携した早期退院の仕組みづくり等が求められている。

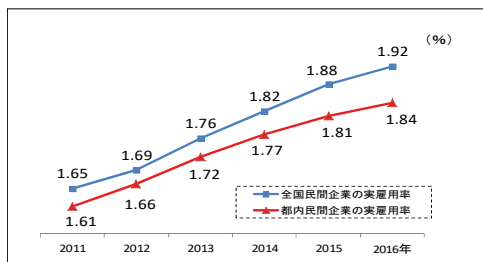
(障害特性に応じた支援)

- 保健・医療・福祉等の連携した取組等により、疾病と障害が共存する精神障害者、重症心身障害児(者)*、発達障害児(者)、高次脳機能障害*者等に対して、それぞれの障害特性に応じた支援を推進してきた。
- こうした障害者の地域での生活を支えるため、精神疾患に関する地域連携体制の整備、重症心身障害児(者)の在宅療育支援、発達障害児(者)に対するライフステージに応じた支援等、障害特性に応じた支援を推進していく必要がある。

(障害者雇用・就労の促進)

- 区市町村の障害者就労支援センターにおける障害者の就労面と生活面の一体的な支援や、東京ジョブコーチ*による企業等のニーズに応じた支援を通じて、障害者の一般就労と職場定着を促進してきた。
- 2016年の都内民間企業の実雇用率は1.84%と法定雇用率2.0%を下回っている。特に中小企業の実雇用率が低く、障害者雇用の促進に向けた一層の取組が求められている。

<民間企業の実雇用率の推移>



(資料)「平成28年障害者雇用状況の集計結果」(厚生労働省、東京労働局)より作成

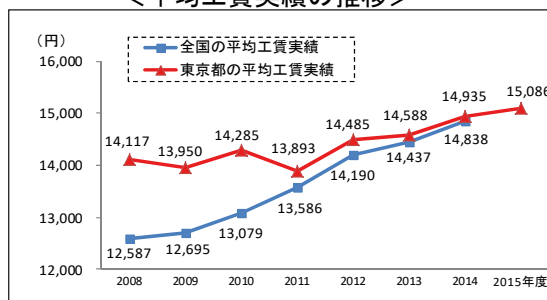
<都内・企業規模別の実雇用率(2016年)>

| | |
|--------------|-------|
| 規模計 | 1.84% |
| 50～100人未満 | 0.75% |
| 100～300人未満 | 1.18% |
| 300～500人未満 | 1.60% |
| 500～1,000人未満 | 1.77% |
| 1,000人以上 | 2.09% |

(福祉施設における工賃*の向上)

- 福祉施設で働く障害者の工賃の向上を図るため、生産性の向上に向けた設備整備への支援や、工賃向上への意識を高めるセミナーの開催等に取り組んできた。
- 2015年度の都内の平均工賃は、15,086円で過去数年間では微増しているものの、引き続き工賃向上に向けた取組が必要である。

<平均工賃実績の推移>



(資料)「平成26年度平均工賃(賃金)の実績について」(厚生労働省)及び(平成28年度東京都福祉保健局調べ)より作成

(障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現)

- 都はこれまで、特別支援学校等において、障害のある幼児・児童・生徒の持つ力を高め、学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行ってきた。
- 知的障害特別支援学校に通う児童・生徒数は年々増加しており、教室等の整備を図りつつ、特に高等部では、高まる就労ニーズへの対応も合わせて必要となる。
- さらに、2016年4月に障害者差別解消法が施行され、教育分野においては共生社会実現に向け、合理的配慮*の提供等により、特別支援教育の一層の充実を図っていく必要がある。

(障害及び障害のある人への理解促進)

- 障害者週間等を活用して障害及び障害のある人への理解促進を図るとともに、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、緊急連絡先や必要な支援内容などを詳しく記載することで周囲の人に配慮や手助けを求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及等に取り組んできた。
- 障害者に対する理解を一層深めるとともに、障害者差別解消法で求められている事業者における合理的配慮の提供を促す必要がある。

<ヘルプマーク>



<ヘルプカード>



(表面:上部は都内統一デザイン)

(裏面:参考様式)

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた支援の充実

障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活基盤を拡充するとともに、長期の施設入所者やいわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進する。また、医療的ケア*を必要とする障害児（者）の支援等について医療と連携した取組を強化するなど、障害特性に応じた支援の充実を図る。

1 地域生活基盤の整備と地域生活への移行の促進

- グループホーム、短期入所、通所施設等の地域生活基盤について、整備費や開設準備経費の支援のほか、地価の高い東京の特性を考慮し、定期借地権を設定する際の一時金や借地料の負担軽減、所有地の減額貸付等により整備を促進する。
- グループホームの職員の人材育成や、グループホーム相互の連携を強化し、障害者に対する支援の質の向上を図る。
- 地域移行促進コーディネーター*による福祉施設入所者への働き掛けやグループホームの体験利用等により、施設入所者の地域生活への移行・定着を促進するとともに、重度障害者の地域生活への移行に向けた支援を強化する。
- 退院後の安定した地域生活を支える体制の構築により、精神障害者の早期退院を支援するとともに、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を支援する。

＜グループホームでの生活の様子＞



2 障害の特性に応じた支援の展開

- 精神障害者が必要な際に適切な医療を受けられるよう、地域連携体制の充実を図るとともに、未治療や医療中断等により地域生活が困難な精神障害者に対する専門職チームの訪問型支援等を行い、地域での安定した生活を支援する。
- 重症心身障害児（者）とその家族に対し、NICU*等からの円滑な退院に向けた早期の支援を行うとともに、短期入所や通所施設での受入促進、看護師の確保等に取り組み、在宅生活を支援する。
- 発達障害の早期発見や支援体制の構築、成人期支援を行う区市町村の支援等により、発達障害児（者）のライフステージに応じた支援を推進する。また、家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、ペアレントメンター*の養成や家族同士で支援できる体制の構築等を支援する。
- 高次脳機能障害者の障害特性に応じた支援の充実に向け、地域生活や就労等

の専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成、地域における専門的リハビリテーションの提供体制の構築等を図る。

- 医療的ケアを必要とする障害者が地域で安心して生活できるよう、訪問看護事業所との連携等による短期入所やグループホームにおける受入体制を構築する。また、医療的ケアを必要とする障害児が身近な地域で療育を受けられる環境整備を進めるため、障害児通所支援における看護師の配置をモデル実施する。

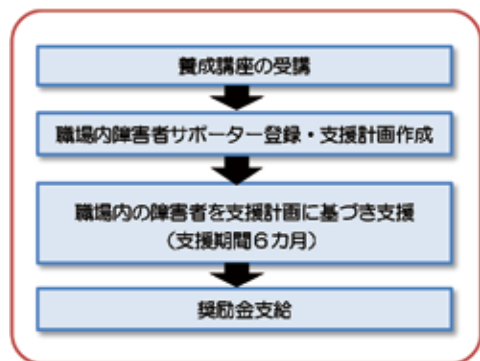
政策展開 2 障害者の雇用・就労等の促進

障害者が能力や適性に応じて働き続けることができるよう、障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設における受注拡大や工賃向上に向けた取組等を促進する。

1 企業における雇用の促進

- 障害者雇用を進めていく必要のある中小企業を個別に訪問し、企業ニーズに応じた情報提供や支援内容の提案等を行う。
- 障害者雇用に関するセミナーや人事担当者向けの実務講座等を実施し、企業における障害者雇用の理解を促進する。
- 障害者の職場定着を図るため、東京ジョブコーチを養成し、企業等に出向いて支援を行う。また、人事担当者や共に働く社員等を対象に講座を実施して職場内障害者サポーターとして養成し、サポーターが職場内で支援を実施した場合に、企業に奨励金を支給する。
- 障害者等の正規雇用や無期雇用等に取り組む事業者へ独自に奨励金を支給し、障害者の安定雇用と処遇改善を推進する。
- 精神障害者の雇用に取り組む中小企業を対象に、採用前の環境整備から採用後の雇用管理まで一貫した支援を行い、精神障害者の雇用・職場定着を促進する。
- ソーシャルファーム*の観点に合致する、特色ある優れた障害者雇用の取組を行う企業の顕彰を行うとともに、好事例を広く発信する。(再：151頁)
- 難病・がん患者の雇い入れや就業継続を支援するため、疾患管理や治療と仕事の両立に配慮のある企業を対象とした奨励金を創設する。

＜職場内障害者サポーターの養成＞



2 障害者の一般就労の促進

- 身近な地域で就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センターの設置を推進するとともに、職場の開拓等を行うコーディネーターを配置する区市町村を支援する。

- 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業と就労を希望する障害者のマッチングに関する技術や、精神障害、発達障害等の障害特性に関する研修等を行い、支援力の向上を図る。
- 都庁内に開設した「東京チャレンジオフィス」の運営を通じ、知的障害者や精神障害者が非常勤職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供し、企業への就労を支援する。
- 東京障害者職業能力開発校において、障害の特性に応じた職業訓練を行うとともに、より就職が困難な障害者を対象に基礎的スキルや職場適応力を習得する訓練を行い、就業可能な職業の幅を広げ、職業的自立を支援する。

3 福祉施設で働く障害者の賃金向上の促進

- 賃金アップセミナーを開催し、施設職員の経営意識を高める。また、福祉施設に対して経営コンサルタントを派遣するとともに、生産性向上を図るため、設備の導入を支援する。
- 企業等からの受注拡大に向けて、福祉施設等で構成する区市町村ネットワーク相互の連携による共同受注やイベントへの出展等を支援する。
- 都庁をはじめ都内3か所において、福祉施設の自主製品（雑貨）を販売するトライアルショップ「KURUMIRU」を運営し、販路拡大や、自主製品の魅力を最大限に引き出す商品開発等を推進する。

＜トライアルショップ
「KURUMIRU」＞



4 特別支援学校における就労支援

- 都立知的障害特別支援学校高等部に設置している就業技術科（知的障害が軽度の生徒を対象）5校に加え、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を現在の2校から更に6校増設し、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就業支援により、生徒の職業的自立と社会参加を促進していく。

政策展開 3 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現

特別支援学校において子供たちの個性や可能性を伸ばす教育を進めるとともに、区市町村立学校や都立高校も含めた全ての学校において、安心して学べる場を整備する。さらに、都立知的障害特別支援学校において、障害の程度に応じた重層的な職業教育を実施する。

1 都立特別支援学校における教育環境の充実

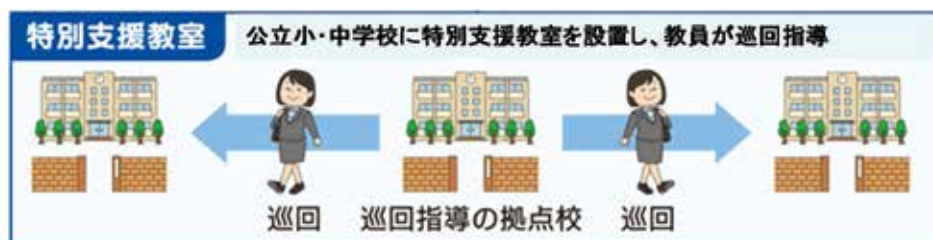
- 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応した規模と配置の適正化を推進する。

- 都立肢体不自由特別支援学校において、教員と専門家等が連携するチーム・アプローチにより、児童・生徒の安全確保や、障害の状態に応じた指導の充実を図る。
- 肢体不自由特別支援学校のスクールバスを小型化・増車することで、在籍する児童・生徒のスクールバス乗車時間を短縮し、通学時の負担を軽減する。
- 肢体不自由以外の特別支援学校においても、医療的ケアを充実させる。
- 肢体不自由特別支援学校に病弱教育部門を併置化するとともに、地域拠点化を進めるなど、病院内訪問教育機能を強化する。
- 一人通学を行う知的障害のある児童・生徒に対して、学校と保護者の間で位置検索機能を有効活用した連絡体制を構築し、児童・生徒の安全対策を推進する。

2 多様な学びの場の整備

- 全ての公立小・中学校において、特別支援教室の導入を進め、専門性の高い教員による巡回を実施するなど、発達障害の児童・生徒への支援を充実させる。

＜特別支援教室のイメージ＞



(出典)「東京都発達障害教育推進計画」(2016年2月 東京都教育委員会)

- 発達障害の生徒が小・中学校に引き続き、通級指導が受けられるよう、都立高校における指導方法等を検討する。さらに、土曜日等に学校外で、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を受けられる仕組みを構築する。
- 発達障害の生徒に対し、社会性の向上等を目的とした学校設定教科・科目を研究開発し、各都立高校の実態に応じて導入する。
- 障害児の就学先決定や合理的配慮の合意形成等にあたる区市町村教育委員会を支援する専門家チーム等を配置するとともに、講習会等を充実させる。
- 公立小・中学校や都立高校において、障害のある児童・生徒の状況に応じて、適切に合理的配慮を提供するための環境整備を促進する。

3 個性や可能性を伸ばす教育の充実

- 特別支援学校において、芸術系大学等と連携した芸術活動や、障害者スポーツを通じた交流活動を推進する。
- 都立知的障害特別支援学校高等部に設置している就業技術科（知的障害が軽度の生徒を対象）5校に加え、知的障害が軽度から中度の生徒を

＜食品コースの授業風景＞



対象とした職能開発科を現在の2校から更に6校増設し、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就業支援により、生徒の職業的自立と社会参加を促進していく。(再：138頁)

政策展開 4 共生社会の実現に向けた取組の推進

障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現するため、障害者への理解を深め、事業者における合理的配慮の提供を促進する。また、障害者差別の解消を推進するための条例について検討を開始する。

1 障害者の理解促進や社会参加の推進

- 障害特性に応じた援助方法等を掲載したウェブサイト「ハートシティ東京」による情報発信やシンポジウムの開催等により、障害者への理解促進や、民間事業者における合理的配慮の提供を促進する。
- 援助や配慮が必要な方が、全国どこでも適切な援助等を受けられるよう、ヘルプマークやヘルプカードについて、全国的なイベントでPRを行うなど広域的な普及を図る。
- イベント等により手話の普及啓発を図るとともに、外国語手話を含めた手話のできる都民を育成するため、講習会を開催する。また、ICTを活用した遠隔手話通訳サービスの普及に向け、都立施設におけるモデル導入の効果を検証する。
- 障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等のCSR活動とのマッチングを行う専任のコーディネーターを配置し、両者の連携促進を図るとともに、マッチング事例等の関係情報を広く発信・共有することにより、企業等の自発的取組を促し、障害者の社会参加を推進する。
- 社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層促進するため、相談・紛争解決の仕組みの整備や意思疎通のための配慮等を盛り込んだ条例について、2018年度の施行を目指して検討を開始する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | |
|---|--------------------|--|--|-------------------------------------|--------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | |
| 1 | 地域居住の場(グループホーム)の整備 | 定員 7,896 人分 (2015 年度末) | 第 4 期計画 9,221 人 (目標値) | 第 5 期東京都障害福祉計画 第 5 期計画の新目標に向けた取組 | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 | | |
| | 日中活動の場(通所施設等)の整備 | 定員 44,940 人分 (2015 年度末) | 第 4 期計画 47,240 人 (目標値) | 第 5 期東京都障害福祉計画 第 5 期計画の新目標に向けた取組 | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 | | |
| | 在宅サービス(短期入所)の充実 | 定員 921 人分 (2015 年度末) | 第 4 期計画 1,096 人 (目標値) | 第 5 期東京都障害福祉計画 第 5 期計画の新目標に向けた取組 | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 | | |
| | 福祉施設入所者の地域生活への移行 | 地域生活移行者数 (2013 年度末から) 累計 229 人 (2015 年度末) | 障害者への働き掛けや、生活体験の実施 相談支援事業者や区市町村との連携強化等 | | | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 | |
| | 入院中の精神障害者の地域生活への移行 | 入院後 3 か月時点 の退院率 61.2% (2014 年 6 月末) 暫定値※1 | 入院中の精神障害者に対する 働き掛けや生活体験の実施 退院後の受入先となる地域の体制整備 | | | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 | |
| | | 入院後 1 年時点 の退院率 88.5% (2014 年 6 月末) 暫定値※1 | 64%以上 (目標値) | | | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 | |
| | | 長期在院者数 (入院期間 1 年以上) 11,148 人 (2014 年 6 月末) 暫定値※1 | 2012 年 6 月末 (11,760 人) から 18%以上 減少:9,643 人 (目標値) | | | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 | |
| | 2 | 障害者雇用の促進 | 実務講座の実施 | 実務講座の実施 | | | | 企業における 障害者雇用を 促進 |
| | | 精神障害者の雇用 に対する支援 | 5 回 | 5 回 | 5 回 | 5 回 | | |
| | | 区市町村就労支援事業の 利用による一般就労者 | 一般就労者 1,858 人 (2015 年度) | 採用から雇用管理まで一貫した支援 | | | | 第 5 期計画で 設定する目標 を実現 |
| | 30 社 | 30 社 | 30 社 | 30 社 | | | | |
| | | 障害者に対する就労面と生活面の一体的な支援 | | | | | | |
| | | 2,500 人 (目標値) | | | | | | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | |
|---|------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|-----------------|--------------|--------------|--|-----------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | |
| 2 | 障害者就労支援センター (又は障害者就労支援窓口)の設置の推進 | 53区市町村 | 53区市町村 | 56区市町村 | 59区市町村 | 62区市町村 | 全ての区市町村において、身近な地域での就労面と生活面の一体的な支援体制が整備 | |
| | 職業訓練の実施 | 東京障害者職業能力開発校等における職業訓練の実施 | | | | | 技能等の習得による就労の促進 | |
| | 障害者に対する就労・職場定着支援 | 支援数 733人 (2015年度) | 東京ジョブコーチによる職場定着支援 | | | | | 支援数 累計2,400人 |
| | 職場内障害者サポーターの養成 | | 養成研修の受講者 300人 | 300人 | 実績を踏まえて支援を検討 | | 職場内支援者の養成 | |
| 3 | 都立特別支援学校における教育環境の充実 | 普通教室の整備 1,239教室分 | | 改築2校 | 新築1校 改築1校 | 新築1校 改築3校 | 8校を整備 | |
| | 肢体不自由特別支援学校スクールバス乗車時間平均60分以内 | バスの小型化、増車による乗車時間の短縮 | | | | | 全員の乗車時間が60分以内 | |
| | 多様な学びの場の整備 | 特別支援教室の導入 (小学校)約600校 (中学校)モデル事業 | 約400校 | 約285校 全校導入完了 | 順次導入 | | 小学校で 全校導入完了 | |
| | 個性や可能性を伸ばす教育の充実 | 学校設定教科・科目 4校で研究・開発 | 一部先行 実施4校 | 必要な学校 で導入 | | | 各都立高校の実態に応じて導入 | |
| 4 | 企業CSR活動と障害者団体等の連携促進(再掲) | 職能開発科の設置 2校(足立・港) | 設置準備 | 新設 | 設置検討 | 設置準備 | 3校設置 | |
| | | 仕組みの検討 | コーディネーターの配置 | | 連携の定着 | | 障害者の社会参加の促進 | |
| | | | 企業・障害関係者を含めた運営連絡会の開催 | | | | | |

※1 国において集計中の数値のため、今後変動の可能性がある。

5 誰もが活躍できるまち

誰もが人生と仕事を調和させ、自分らしく活躍できる

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 全ての人々が充実した生活を送れるよう男女ともに生活と仕事を両立させながら、安心して働き続けられる環境を整備する。
- 女性が社会で幅広く能力を発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備やライフステージ、キャリアに合った就業を推進する。
- 多様な就業ニーズを持つ高齢者と企業とのマッチングを進め、高齢者が生涯現役で活躍できるよう支援する。
- 若者が自らの能力を存分に発揮し、東京のものづくり産業などあらゆる分野において活躍することで経済活性化の原動力となるよう就業を支援する。
- 全ての人々が自信と希望を持って活躍し、自らの適性の理解やスキルの向上などを通じて、望まない非正規雇用や不安定な生活の状況が改善されるよう取り組む。
- 通勤通学者や子育て世代など誰もが快適に電車を利用できるよう、鉄道の快適通勤に向けた取組を推進する。

II 政策目標

1 ライフ・ワーク・バランス

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--------------------------------------|---------|---------------------------|
| 01 | 就学前の児童をもつ父親の家事・育児時間の増加 | 2024 年度 | 3 時間／日 (2013 年：77 分／日) |
| 02 | 「男性も家事・育児を行うことは当然である」というイメージを持つ都民の割合 | 2020 年度 | 70% (2015 年：50.9%) |
| 03 | 働き方改革の推進（働き方改革宣言企業） | 2020 年度 | 4,000 社 |

2 女性の活躍

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------|---------|--------------------|
| 01 | 女性（うち 25～44 歳）の有業率*の上昇 | 2022 年 | 78% (2012 年：71.3%) |
| 02 | 都の支援による就職者（女性） | 2020 年度 | 11,500 人 |
| 03 | | 2024 年度 | 19,000 人 |

3 高齢者の就業

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------|---------|--------------------|
| 01 | 高齢者（うち 60～69 歳）の有業率の上昇 | 2022 年 | 56% (2012 年：53.4%) |
| 02 | 都の支援による就職者（高齢者） | 2020 年度 | 16,500 人 |
| 03 | | 2024 年度 | 27,000 人 |

4 若者の就業

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------|--------|------------------|
| 01 | 若者（うち20～34歳）の有業率の上昇 | 2022年 | 81%（2012年：78.2%） |
| 02 | 都の支援による就職者（若者） | 2020年度 | 33,500人 |
| 03 | | 2024年度 | 54,000人 |

5 非正規雇用対策

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------|--------|-------------------------|
| 01 | 求職活動を行う不本意非正規*を半減 | 2022年 | 83,000人（2012年：167,100人） |
| 02 | 都の非正規対策による正規雇用化 | 2017年度 | 15,000人 |

6 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた総合的な支援を推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------------------------|---------|---|
| 01 | 生活困窮者への就労準備支援など総合的な支援体制の整備 | 2017年度末 | 都内全域※1 |
| 02 | 住居喪失不安定就労者*への支援による生活改善 | 2020年度末 | 90%以上※2 （2015年度77.8%） |
| 03 | ホームレスへの自立等の支援による地域生活への移行 | 2024年度末 | 自立の意思を持つ全てのホームレスが地域生活へ移行 （2016年1月1,473人※3） |

※1 生活困窮者支援の実施主体となる区市への体制整備の支援と、町村部における都が主体となる生活困窮者支援の実施により、都内全域での支援体制を整備

※2 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）利用者のうち、支援により生活が改善された者の割合

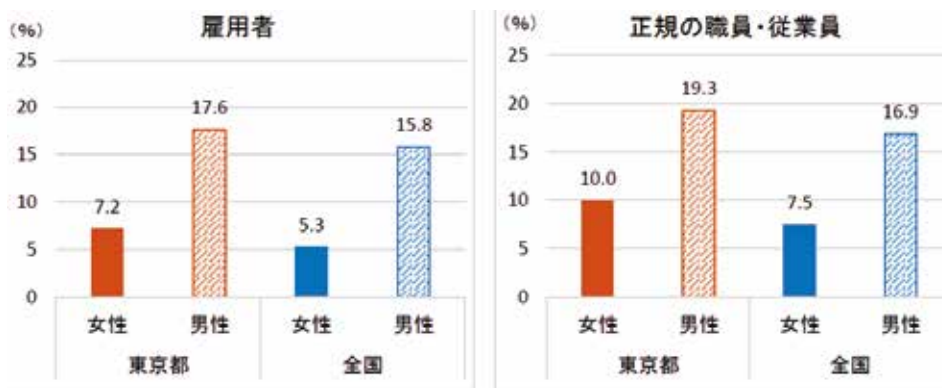
※3 路上生活者概数調査で把握している全てのホームレスの人数

Ⅲ これまでの取組と課題

（ライフ・ワーク・バランス）

- 企業等におけるライフ・ワーク・バランスの実践に役立つ情報の発信や、取組を進める上で役立つプログラムなどの展開により普及啓発を図ってきた。また、長時間労働の削減や休暇取得の促進など、働き方や休み方の見直しといった働き方の改革を支援してきた。
- しかし、東京で働く人の労働時間や通勤時間は長く、帰宅時間も全国で最も遅い。また、家事、子育ての担い手の偏り、介護需要の増加など、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けて、多くの課題が存在する。

＜週 60 時間以上働く男女の割合（平成 24 年：東京都・全国）＞



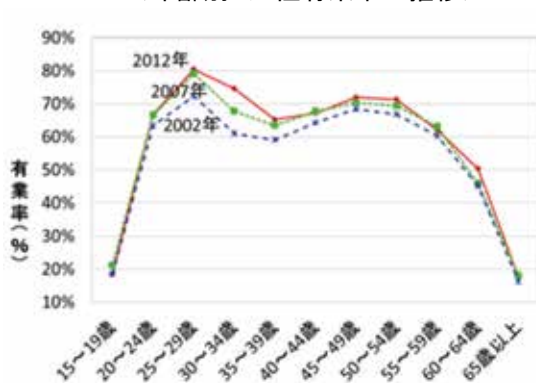
「雇用者」とは、会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者をいう。「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

(出典)「平成 24 年就業構造基本調査」(平成 24 年 総務省)

(女性の活躍)

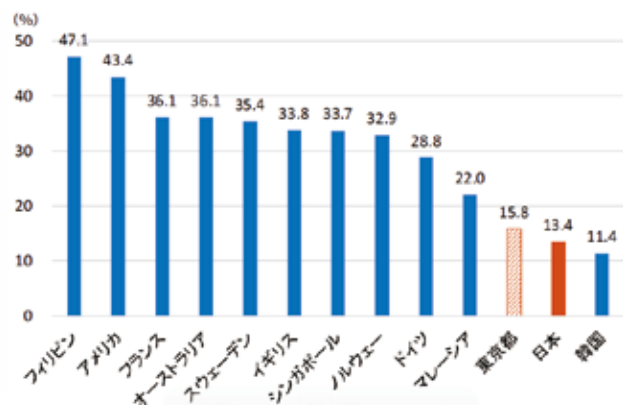
- 東京しごとセンターに設置した女性しごと応援テラスにおいて、就業相談や職業紹介、再就職のノウハウを提供するセミナーなどにより、女性の再就職を支援してきた。
- 女性の有業率は増加傾向にあるが、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブ*を描いている。
- 東京の管理職に占める女性比率 15.8%は、日本全体の 13.4%を上回っているが、フィリピン全体の 47.1%、アメリカ全体の 43.4%に比べ、国際的には低い水準にある。

＜年齢別 女性有業率の推移＞



(資料)「都民の就業構造」(平成 14 年、平成 19 年、平成 24 年 東京都総務局)より作成

＜女性管理職比率の国際比較＞



(出典)「平成 24 年就業構造基本調査」(平成 24 年 総務省)

「データブック国際労働比較 2015」(平成 27 年 3 月 労働政策研究・研修機構)

(高齢者の就業)

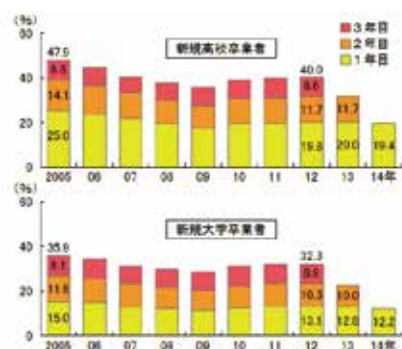
- 超高齢・人口減少社会に対応するため、東京しごとセンターでは、高齢者が培ってきたスキルやノウハウを中小企業等で発揮するための各種講座、職業相談、ハローワークと連携した職業紹介等を実施してきた。

- 65 歳以上の高齢求職者は増加している一方で、高齢者の就労希望と企業の雇用ニーズのミスマッチにより、就職に結びつかない高齢者が存在しており、ミスマッチの解消や多様な働き方を実現できる支援が必要である。

(若者の就業)

- 新規学卒就職者の3年以内離職率は、高校卒で約4割、大学卒で約3割となっている。このため、若者の就業意識の醸成や企業理解の促進などを通じて、職場への定着などに努めてきた。
- 雇用情勢が改善し、若者の大企業志向が強まっている状況もあることから、ミスマッチの解消等に努める必要がある。

＜新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移(全国)＞

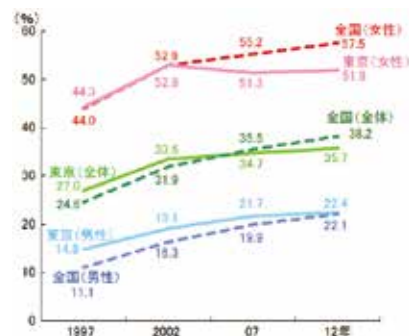


(出典)「東京の産業と雇用就業 2016」
(平成 28 年 8 月 東京都産業労働局)

(非正規雇用対策)

- 社内の非正規雇用労働者の正規雇用転換や不本意に非正規で働く求職者の正社員化などを支援してきた。
- 引き続き、処遇改善をはじめとした非正規労働者の雇用環境の整備に取り組むとともに、不本意に非正規雇用で働く者に対する正社員化への支援を着実に進めていくことが必要である。

＜非正規雇用比率の推移＞



(出典)「東京の産業と雇用就業 2016」
(平成 28 年 8 月 東京都産業労働局)

(低所得者・離職者等への支援)

- 生活に困窮する低所得者や離職者等に対し、生活・就労相談、居住相談の実施、生活資金の貸付け等、生活の安定に向けた支援を行ってきた。
- 区市における生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施を促進し、生活困窮者に対する総合的な支援体制を整備するなど、低所得者や離職者等への支援を充実する必要がある。

(快適通勤)

- 都内の鉄道は、ピーク時における個別路線の混雑率の目標である「180%」を超える路線があるなど、更なる混雑緩和が求められている。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 ライフ・ワーク・バランスの充実

子育て・介護等と仕事の両立に向け、長時間労働の削減など、働き方の見直しを推進し、ライフ・ワーク・バランスを実現できる環境を整備する。

1 男女ともに家庭と仕事を両立させるライフ・ワーク・バランスの推進

- 男性の意識改革による家事・育児への参画を促進するため、父親と母親が共に参加できるシンポジウム「パパママサミット（仮称）」等を実施する。
- 子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、今後の働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子を作成し、配布する。

<イクメンサミット>



2 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくりを支援

- イベント、シンポジウムや相談会の開催、専用ポータルサイト等により、企業の取組事例を発信するとともに、専門家が個別のケースに応じて助言や情報提供を行う新たな窓口を設置する。
- 中小企業に対し、子育てや介護と仕事との両立に関する社内制度の整備を支援するとともに、従業員に対する経済的負担の軽減を図る。
- 子育てと仕事の両立を実現できる雇用環境を推進するため、法を上回る育児休業制度とともに在宅勤務制度等を整備した中小企業に対して奨励金を支給する。
- 家庭と仕事の両立支援策として家事サービスの利用を促すため、企業の取組を支援する。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、企業におけるボランティアへの参加気運の醸成及び裾野拡大を図るため、ボランティア休暇制度の整備を支援する。

<ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京>



3 働き方の改革

- 長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進のため、目標と取組内容を定め、「TOKYO 働き方改革宣言」をした企業に対し奨励金を支給する。また、新たな制度を導入した場合には、奨励金を上乘せして支給する。
- 「TOKYO 働き方改革宣言企業」を対象に、他社の働き方改革に関する成果や課題、ノウハウを共有し、更なる取組につなげることを目的とした交流会を新たに実施する。
- 「TOKYO 働き方改革宣言企業」を対象に中小企業診断士等の専門家を派遣し、中小企業の生産性の向上を図る。
- テレワークなど企業の柔軟な働き方を推進するため、国と連携して相談・情報提供等を行うワンストップ窓口としてテレワーク推進センター（仮称）を整備する。
- 在宅勤務の普及を図るため、既に在宅勤務を導入した企業の協力を得て、普及プロジェクトを実施し、その成果をライフ・ワーク・バランスを進めるための手引きである「実践プログラム」にも反映し、普及を図る。

都庁における「働き方改革」の推進

都庁から働き方改革の取組を率先して進め、ライフ・ワーク・バランスの気運を醸成していきます。

（主な取組）

- 残業ゼロ（職員の20時完全退庁、残業削減マラソンなど）
- 更なる柔軟な働き方に向けた検討（例：1年単位の變形労働時間制やフレックスタイム制の「週」単位での運用について、国へも働きかけ）

政策展開 2 女性の活躍推進

女性が意欲と能力に応じて多様な生き方を選択できる社会の実現に向けた気運の醸成、就業継続や働く分野の拡大、企業における管理職への登用などを促進し、家庭と両立しながら再就職を目指す女性や女性の起業・創業を支援する。

<シンポジウムの様子>

1 職場等における女性の活躍を推進

- 「東京都女性活躍推進ポータルサイト」を通して、職場、家庭、地域で活躍する女性や先進的な取組を行う事業者等を紹介する。
- 女性活躍分野のトップランナー、女子大生など様々なゲストを交えた知事自らが発信するシンポジウムの実施や、女性の活



躍推進に取り組む産業、医療、教育、地域等の分野における企業・団体、個人の優れた取組を表彰する。

- 結婚・出産を見据えた上でのキャリア形成に向けて、就業前から、若者が生涯を通じたキャリアプランを描けるよう、大学におけるキャリアデザイン教育を促進する。
- 地域活動で輝いている女性を招いた講演やシンポジウムなどを実施し、身近なモデル等を示すなど、活動への参加を促進する。
- 職域拡大や昇給・昇格基準の見直し、管理職登用促進など女性の活躍を推進する中小企業等の取組について費用を助成し、取組内容や成果を発信することで女性の活躍を一層進める。
- 職場における女性の活躍推進の中心となる責任者の設置や行動計画の策定等を支援するとともに、女性が働き続け、キャリアアップ等への意欲を持てるよう女性従業員の交流会を実施する。
- 建設現場での仮設を含む女性用トイレの整備など、女性が働きやすい職場環境の整備を支援する。

2 女性の再就職支援や就業拡大

- 「女性しごと応援テラス」において、女性の再就職に向け、就業相談や職業紹介などきめ細かな支援を行うとともに、家庭と仕事の両立に理解のある企業の見学や就職に必要なスキルの習得等のための支援プログラムなどを実施する。
- 育児等で時間などに制約のある女性でも受講しやすいよう、eラーニング等での職業訓練を展開し、女性の再就職を推進する。
- 家庭との両立を図りながら再就職を目指す女性等を対象に、国と連携し、共同就職面接会やキャリアカウンセリング、子供と一緒に参加できる「働く」をテーマにした企画などを行う啓発イベントを実施する。
- マザーズハローワーク立川と連携して、就業スキルの向上と職場体験を一体的に行うプログラムを託児サービス付きで提供するとともに、身近な地域における求人を開拓し、再就職を支援する。

＜女性しごと応援テラス＞



3 女性による起業・創業を支援

- 起業・創業を目指す女性を主な対象にしたセミナーや女性起業家との交流会を開催し、女性起業家のネットワーク形成を推進する。(再：234頁)
- 地域金融機関を通じた低金利・無担保の融資や創業アドバイザーによる経営サポートを実施する。(再：234頁)

- 農業見学ツアーや女性農業者との交流会などを実施し、女性の新規就農を支援する。(再：237頁)

政策展開 3 高齢者の多様な働き方の支援

多様な就業ニーズを持つ高齢者と企業とのマッチングを進めるとともに、地域の課題解決など、高齢者の活躍を促進し、高齢者が生涯現役で活躍できるよう支援する。

1 高齢者の就業支援

- 65歳以上の求職者を対象に、都内中小企業等とのマッチングや職場体験等を行うなど、高齢者の更なる就業促進を図る。
- 雇用のミスマッチにより就職に結びつかない、就職活動に踏み出せない高齢者を対象として、ハローワークと連携し、キャリアチェンジ等に向けたセミナーを開催する。

2 地域の課題解決に向けた高齢者の活躍の促進

- 東京都シルバー人材センター連合と区市町村シルバー人材センターが地域的・広域的事業ニーズを反映した就業開拓を行うなど、高齢者の就業機会の確保を図る。
- シルバー人材センターに福祉・家事援助に関するコーディネーターを配置し、会員の拡大・スキルアップ、就業先とのマッチング等を推進する。
- シルバー人材センターにおける労働者派遣事業を活用し、地域の高齢者の保育補助等への従事を支援することで、高齢者の就業拡大を図る。

<シルバー人材センターを通じた就業>



政策展開 4 若者の就業促進

若者の就業意識の醸成や職業理解の促進による早期離職の防止や中小企業との交流の促進などによる求人・求職ニーズのミスマッチの解消などに取り組む。

1 就業意識の醸成や職業理解の促進

- 若者の早期離職を防止するため、高校生を対象とした啓発講座を開催し、進路決定前からの就業意識の醸成を図る。
- 中小企業におけるインターンシップを実施し、就職活動前の大学生等の職業

理解を促進する。

- 若者の職場定着に向けて、入社間もない若手従業員を対象としたプログラムや人事担当者等を対象としたセミナーを実施する。

2 求人・求職ニーズのミスマッチの解消

- 事前セミナーによる企業研究等と企業内における実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを実施する。
- ウェブサイトや広報冊子により都内の中小企業の魅力を発信するとともに、学生等が経営者等と交流する職場見学ツアーなどを実施する。
- 中小企業の情報等を伝えるセミナーを大学で開催するとともに、地域の中小企業と若者との交流会を実施する。
- 職業能力開発センターにおいて、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練するなど、適性或希望に合った業種・職種の選択を支援する。

＜職場見学ツアーの様子＞



3 専門的な知識やスキル等の習得支援

- 体系的な知識やスキルを習得した高度専門技術者の育成を目指し、産業技術大学院大学における複線型人材育成ルート*を充実するとともに、自主的な学習が進むよう教育環境を整備することで、技術系専門職の継続学修を支援する。
- 都立産業技術高等専門学校において、情報セキュリティ及び航空分野で教育プログラムを構築し、中核的技術者の育成を進める。
- 就職活動に踏み出せない若者に対し、ワークショップ型セミナーの提供や心理面のサポートなどを支援する。

政策展開 5 ソーシャルファーム*の推進

障害者等の雇用や社会参加を促進するため、ソーシャルファームの取組を支援する。

1 ソーシャルファームの推進

- ソーシャルファームの観点に合致する、特色ある優れた障害者雇用の取組を行う企業の顕彰を行うとともに、好事例を広く発信する。
- 福祉施設が企業的手法やノウハウを活用して、自主製品の開発や販路の拡大等を図れるよう、専任のコーディネーターを配置し、福祉施設とCSR活動に取り組む企業とのマッチング等を支援する。(再：140頁)

政策展開 6 非正規雇用対策や地域の状況を踏まえた雇用就業対策

望まない非正規雇用労働者の正規雇用化に向け非正規雇用対策を推進する。また、地域の状況を踏まえた雇用就業対策を推進する。

1 非正規雇用対策

- 正社員としての就職を目指す若者に対するセミナーと企業内での実習を組み合わせたプログラムを実施する。
- 非正規雇用期間が長く、正規就業が困難な 30 代から 40 代の人々を対象に職務経験等に応じたきめ細かい支援プログラムを提供する。
- 非正規労働者の雇用環境の改善・充実を図る取組を行った企業に対し、奨励金を支給する。
- 国と連携し、一定の労務管理体制が整備されている中小企業に対し、若者の採用を奨励する都独自の助成金制度により、非正規で働く若者の正規雇用化を支援する。
- 国の補助事業と連携した都独自の助成金制度により、社内の非正規雇用者の正規雇用化に取り組む事業主を支援し、正規雇用への転換を促進する。

2 地域の状況を踏まえた雇用対策

- 地域の実情に応じた人材確保等の取組を行う区市町村や商工会等と連携し、女性や若者等の地域での雇用・就業を支援する。
- 多摩地域における就業支援機能拡充のため、東京都しごとセンター多摩を立川へ移転するとともに、国分寺と八王子の労働相談情報センターを同一施設に移転・統合し、雇用就業施策を行う拠点として整備していく。

政策展開 7 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援

低所得者・離職者等の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、生活困窮者の総合的な支援体制を都内全域に整備するとともに、低所得世帯の子供に対する支援等を充実する。

1 低所得者・離職者等の実情に応じた支援の展開

- 生活困窮者自立支援法の任意事業である就労準備支援、家計相談支援、子供の学習支援等を実施する区市を支援し、生活困窮者の総合的な支援体制を都内全域で整備する。また、区市における自立相談支援窓口の体制強化を推進する。
- インターネットカフェ等で寝泊まりする住居喪失不安定就労者や離職者等に対して、生活相談、居住支援、資金貸付、就労支援、技能資格取得支援等を一体的に提供することで自立し安定した生活の確保を支援する。
- ホームレスに対し、都区共同による自立支援事業や巡回相談等を行い、地域

生活への移行や就労を支援する。

- 低所得世帯の子供に対する支援場所の立ち上げを推進するとともに、学習塾受講料や大学受験料等の貸付けにより低所得世帯の子供の学習や進学の機会を確保する。
- 多重・過剰債務者に対して、家計相談や資金の貸付けを行い、多重・過剰債務状態の解決を図ることで、生活の再生を支援する。

政策展開 8 快適通勤に向けた取組の推進

技術面や働き方などの一体的な検討による、快適通勤に向けた取組を推進する。

1 快適通勤に向けた対策の検討

- 庁内横断的な体制を構築し、鉄道事業者との連携や働き方に関する検討などにより、快適通勤に向けた対策を検討・推進していく。
- 都営地下鉄では、新宿線における10両編成化や大江戸線における車両増備を行うとともに、新技術の開発動向を注視しながら、更なる対策を検討する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|----------|----------------------------|---|---|--------|--------|-----------------------|-------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 生活と仕事の両立支援 | 講座の実施 | 男性の家事・育児参加促進シンポジウム 1回 → 1回 → 1回 → 1回 | | | | ライフ・ワーク・バランスの充実 |
| | 育児や介護の両立支援制度の整備を奨励 200社 | 育児や介護の両立体制の整備に関わる助成 300社 → 300社 → 実績を踏まえて支援を検討 | | | | | |
| 働き方改革 | TOKYO働き方改革宣言企業1,000社 | TOKYO働き方改革宣言企業 1,000社 → 1,000社 → 1,000社 → 1,000社 | | | | TOKYO働き方改革宣言企業数4,000社 | |
| 2 | 職場等における女性の活躍 | シンポジウムの実施 | 知事自ら発信するシンポジウムの開催 1回 → 1回 → 1回 → 1回 | | | | 企業等で女性が活躍 |
| | 交流会実施の検討 | 女性従業員の交流会 200人 → 実績を踏まえて支援を検討 | | | | | |
| 女性の再就職支援 | サポートプログラム・セミナーの実施 | 再就職サポートプログラム・子育て女性向けセミナー等による就業支援 1,840人 → 1,840人 → 1,840人 → 1,840人 | | | | 働く意欲のある女性の再就職の実現 | |
| 3 | 高齢者の就業機会の拡充 | セミナーの実施 | 高齢者の就業に向けたセミナーの実施 1,800人 → 1,800人 → 1,800人 → 1,800人 | | | | 高齢者就業の拡大 |
| | 高齢者の多様な働き方の推進 | シルバー人材センターによる就業促進 | シルバー人材センターを活用した保育人材等の確保支援 3区市町村 → 3区市町村 → 3区市町村 → 実績を踏まえて支援を検討 | | | | シルバー人材センターを活用した就業機会及び保育人材等の確保 |
| 4 | 若者の就業支援 | 就業意識の醸成に向けたセミナーの実施 | 高校生向け就業意識醸成セミナー 5,600人 → 5,600人 → 5,600人 → 5,600人 | | | | 高校生の就業意識が醸成 |
| | 職業訓練の実施 | ジョブセレクト科・エンジニア基礎養成科 | | | | 技能等の習得による就労の促進 | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|-------------------------|---|---------------------------------------|---------------|--------|--------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 4 専門的な知識・スキル等の 習得支援 | 情報セキュリティ技術者 育成 プログラム実施 (本科3年生) | (本科) プログラム実施 | | | | 本科で 30名以上の プログラム 修了生を輩出 |
| | 航空技術者育成 プログラム実施 (本科2年生) | (専攻科) 検討 | プログラム実施 | | | |
| 5 ソーシャルファーム | 表彰制度の検討 | 特色ある優れた障害者雇用の取組を表彰 年1回 年1回 年1回 年1回 | | | | 障害者が 職場において 活躍できる 環境が整備 |
| | 企業CSR活動と障害者 団体等の連携を促進する 仕組みの検討 | コーディネーターの配置 | 連携の定着 | | | |
| 6 非正規雇用対策 | 非正規雇用 対策の実施 | 中高年の正規雇用化の支援プログラムを実施 | | | | 2017年度 までに 15,000人が 正規雇用化 |
| | | 1,150人 | 企業内実習等による就業支援 | | | |
| 多摩地域における 雇用就業対策の拠点整備 | 設計等 | 800人 | 若者の正社員採用を支援 | | | 新築工事の 実施 |
| | | 250人 | 正規雇用転換を支援 | | | |
| 7 生活困窮者支援の総合的 な体制整備 | 任意事業実施区市数 (41区市) | 区市に対する体制整備・強化支援 | | | | 都内全域で 総合的支援 体制の整備 |
| | | 町村部は都が実施 | | | | |
| 住居喪失不安定就労者 に対する支援 | 支援により生活が改善 77.8%(2015年度) | TOKYO チャレンジネットを通じた 生活相談、居住支援等の実施 | | | | 支援により 生活が改善 90%以上 |
| | | 都区共同による自立支援や巡回相談 | | | | |
| ホームレスに対する自立 等の支援 | ホームレス数 1,473人 (2016年1月) | | | | | 自立の 意思を持つ ホームレスの 地域生活への 移行の促進 |
| 8 快適通勤に向けた取組の 推進 | 対策の検討 | モデル事業等の実施 | | | | 対策の推進 |
| | | 技術面・働き方等の対策の検討・実施 | | | | |

ダイバーシティ

6 誰もが優しさを感じられるまち

いたるところで、まちの優しさを感じられる

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の会場のバリアフリー化が完了し、大会開催を契機にユニバーサルデザイン*のまちづくりを加速させる。
- 東京 2020 大会の競技会場周辺等においてバリアフリー化を促進し、安全で円滑な移動環境を確保する。
- 交通機関、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動し、安心して過ごすことができる魅力ある都市を実現する。
- 全ての人が必要な情報を容易に入手できる環境を整備するとともに、高齢者や障害者など支援や配慮を必要としている人への理解が広がり、互いに思いやる心が育まれた社会を実現する。
- 多くの都民が東京 2020 大会にボランティアとして参加し、大会の成功を支えるとともに、東京・日本のおもてなしの精神を全世界に発信する。
- 東京 2020 大会を契機に、国籍や民族、文化の多様性を理解・尊重し合い、日本人と外国人が共に活躍できる社会となり、経済活動とともに、地域づくりなどの社会参画や社会貢献を行う多文化共生社会を実現する。
- 生活習慣、文化、価値観等の違いを受け入れ、「多様性と調和」が実現された共生社会を形成していく。
- 飼い主が責任を持って動物を終生にわたり飼養し、動物の生命の尊厳を大切に社会を実現する。

II 政策目標

1 東京 2020 大会の会場のバリアフリー化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-----------------------|--------|-----|
| 01 | 東京 2020 大会の会場のバリアフリー化 | 2020 年 | 完了 |

2 道路等のバリアフリー化※1

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--|---------|--------------|
| 01 | 東京 2020 大会開催時における競技会場や観光施設周辺等の道路のバリアフリー化 | 2020 年 | 完了※2 |
| 02 | うち競技会場周辺の都道 | 2018 年度 | 約 60 km 完了※3 |
| 03 | うち観光施設周辺の都道 | 2019 年度 | 約 22 km 完了※3 |
| 04 | 避難道路*における都道のバリアフリー化 | 2019 年度 | 約 8 km 完了 |
| 05 | 駅、生活関連施設等を結ぶ都道のバリアフリー化 | 2024 年度 | 約 90 km 完了※4 |
| 06 | 都立公園におけるトイレのバリアフリー化 | 2020 年 | 22 公園完了 |
| 07 | 海上公園におけるトイレのバリアフリー化 | 2020 年 | 15 公園完了 |

- ※1 原則として歩道の有効幅員 2m 以上の経路を対象
- ※2 国道及び区市道については、具体化された東京 2020 大会の計画に基づき、必要な路線等の整備を完了
- ※3 目標値について、具体化された東京 2020 大会の計画との整合を確保
- ※4 各駅を中心におおむね半径 1km 圏域において、駅を含めた生活関連施設が 3 つ以上所在する地区のうち、駅、生活関連施設を結ぶ都道を対象

3 鉄道駅のバリアフリー化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|-------|
| 01 | 競技会場周辺等の主要駅、空港アクセス駅* | 2020 年 | J R の千駄ヶ谷駅、信濃町駅、京成日暮里駅などで完了 | |
| 02 | 都営新宿線 | 2019 年度 | 全 21 駅完了 | |
| 03 | 駅のホームドア整備 | 東京メトロ銀座線 | 2018 年度上期 | 完了※5 |
| 04 | | 東京メトロ千代田線 | 2020 年度 | 完了 |
| 05 | | 東京メトロ日比谷線 | 2022 年度 | 完了 |
| 06 | JR・私鉄の 1 日当たりの利用者数 10 万人以上の駅全 79 駅 | 2023 年度 | おおむね完了 | |
| 07 | 駅出入口からホームまで段差なく移動できる 1 ルートの確保 | 地下鉄全駅(エレベーター整備による 1 ルートの確保) | 2019 年度 | 完了※6 |
| 08 | | 1 日当たりの利用者数が 3,000 人以上の JR・私鉄の全駅 | 2024 年度 | 完了※6 |
| 09 | トイレの洋式化改修 | 競技会場周辺等の主要駅、空港アクセス駅 | 2019 年度 | 完了※7 |
| 10 | | 都営地下鉄駅 | 2020 年度 | 9 割※7 |
| 11 | | | 2021 年度 | 完了※7 |

- ※5 大規模改良工事を行う駅を除外
- ※6 構造上、エレベーターの整備が困難な駅等を除外
- ※7 大規模改良工事を行う駅を除外。また、一部和式トイレを残した駅有り

4 心のバリアフリーの推進により、思いやりの心を醸成

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------------|---------|-------|
| 01 | 心のバリアフリーの推進に係る取組を実施する区市町村の拡大 | 2019 年度 | 全区市町村 |

5 ボランティアへの参加を希望する人を活躍の場につなげる体制を整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|-------------------|---------------------|---------|-------------------------|
| 01 | ボランティア行動者率* | 2020 年度 | 40% | |
| 02 | ボランティアの裾野拡大・育成・活用 | 都市ボランティア*の育成 | 2020 年 | 大会ボランティア*と合わせて 9 万人以上※8 |
| 03 | | 外国人おもてなし語学ボランティアの育成 | 2019 年度 | 5 万人 |
| 04 | | 観光ボランティアの活用 | 2020 年 | 3,000 人 |
| 05 | | おもてなし親善大使の育成 | 2020 年 | 1,000 人 |

- ※8 大会ボランティアについては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が募集・研修

6 共生社会の実現

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------------|--------|-----------------------|
| 01 | 人権啓発拠点の機能強化 | 2020年度 | 「多様性と調和」の理念の浸透 |
| 02 | より多くの人に参加できる人権啓発イベントの展開 | 2020年度 | 人権啓発イベントの来場者数 15,000人 |

7 動物愛護の取組の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------|--------|--------|
| 01 | 動物の殺処分数の減少 | 2019年度 | 殺処分数ゼロ |

Ⅲ これまでの取組と課題

(東京 2020 大会の会場のバリアフリー化)

- 都が整備する恒設の競技施設については、大会時のバリアフリー化の指針である「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン*」(以下「ガイドライン」という。)を適切に反映することに加え、より障害者の目線に立った施設となるよう、障害者等の意見を聴取する場を設け、設計への反映を検討している。
- 東京 2020 大会を契機とし、「ガイドライン」の考え方や都立競技施設の設計を通して得られた知見等を、大会会場以外におけるバリアフリー化の一層の推進につなげていく必要がある。

(道路等のバリアフリー化)

- 都はこれまで、高齢者や障害者など誰もが円滑に移動できる環境を整備するため、主要駅周辺等の駅や生活関連施設等を結ぶ都道について、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの取組を実施し、2015 年度末までに対象延長 327km のバリアフリー化を完了した。
- 東京 2020 大会競技会場周辺道路等の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、国や関係区市と連携を図りながら整備をしていく必要がある。
- 都立公園では、トイレの新築、改築の際に、「東京都立公園における移動円滑化の基準に関する条例」、「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者、障害者を含むすべての人が使いやすい施設の整備を進めている。

(鉄道駅のバリアフリー化)

- 鉄道駅では、転落事故防止効果が高いホームドア整備を促進するため、2014 年度から JR・私鉄の利用者数 10 万人以上の

＜都内鉄道駅におけるホームドア整備状況
(2016 年 3 月末時点)＞

| | 都内 駅数 | 整備 駅数 | 整備率 | 10万人以上/日の駅 | | | |
|---------|----------|----------|-------|------------|----------|-------|-------|
| | | | | 都内 駅数 | 整備 駅数 | 整備率 | |
| JR・私鉄 | 479 | 98 | 20.5% | 79 | 29 | 36.7% | |
| 地下 鉄 | 東京メトロ | 132 | 71 | 53.8% | 42 | 18 | 42.9% |
| | 都営地下鉄 | 95 | 61 | 64.2% | 10 | 7 | 70.0% |
| その他 | 49 | 13 | 26.5% | 0 | 0 | - | |
| 合計 | 755 | 243 | 32.2% | 131 | 54 | 41.2% | |

注1 複数の路線が接続する同一駅の場合は、1つの路線にのみ1駅をカウント

注2 一部ホームで整備済みの駅は、整備駅数としてカウント

駅を対象に、ホームドア整備費に対する支援を実施している。

- 2015年度からは、東京2020大会開催を見据え、競技会場周辺駅は、利用者数の規模によらずホームドアに対する補助を実施し、バリアフリー化の取組を重点的に進めている。
- また、駅出入口からホームまで段差なく移動できるルート（以下「1ルート」という。）を確保するため、エレベーター等の整備を促進してきたが、安全で円滑に移動できるよう、更なる環境整備が求められている。

（トイレの洋式化改修）

- 都営地下鉄駅においては、2010年度に全駅で「だれでもトイレ」の整備が完了し、現在、更なる取組として、出入口の段差解消やベビーチェア・ベビーシートの増設、和式トイレの洋式化等を進めている。引き続き、洋式化への対応を進めていく必要がある。

（都営交通のバリアフリー化）

- 都営地下鉄においては、ホームドアやエレベーターの整備と併せ、視覚障害者も安心して利用ができるよう、構内設備を点字等で案内する触知案内図やホームへの階段を案内する音声案内を順次整備してきた。
- 都営バスでは、バス停留所での待ち時間における負担感の軽減を図るため、上屋やベンチの整備に取り組んできた。また、車両については、車両出入口の段差解消に向けて2012年度に全車ノンステップ化が完了している。
- 今後、高齢化の進行等を踏まえ、更なる対応が必要である。

（ソフト面のバリアフリー化）

- 誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、音声・点字や手話・筆記など、多様な伝達方法による情報提供等を推進してきた。また、子供たちや地域住民を対象に思いやりの心を育むユニバーサルデザイン教育を促進してきた。
- 東京2020大会の開催も見据え、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進していくため、ハード面の整備に加えて、ソフト面のバリアフリー化も一層進めていく必要がある。
- 障害の有無に関わらず相互に尊重し合う共生社会を実現するため、障害や障害者への理解を一層促進する必要がある。

（ボランティアの活躍）

- 都内では、観光や防災など様々な分野でボランティア活動が実施されており、東京マラソンなど大規模なスポーツ大会においても、数多くのボランティアが開催の成功を支えてきた。
- 2015年度に東京都ボランティア活動推進協議会を設置し連携体制の構築を図るとともに、東京2020大会に向けたボランティア情報を発信するウェブサイト

「東京ボランティアナビ」を開設し、ボランティアへの参加気運の醸成及び裾野拡大を図っている。

- 東京 2020 大会に向けてより多くの都民の参加が不可欠であるが、都のボランティア行動者率は 24.6%（2011 年現在）にとどまっている。

（人権施策の推進）

- 2015 年度に改訂した「東京都人権施策推進指針」に基づき、人権尊重都市「東京」の実現に向け、啓発イベント等を実施し、様々な文化や生活習慣の違いを認め合うことの大切さを伝えるなど、人権を尊重する理念の普及を進めている。
- 人権啓発イベントの実施にあたっては、幅広い年代を対象に、より積極的な来場を促すよう、イベント内容を充実させるとともに、多様な人権の課題にも積極的に取り組む必要がある。

＜ヒューマンライツ・フェスタ東京 2016 の様子＞



（多文化共生社会の推進）

- 外国人を含む全ての人が東京の一員として活躍できる社会を実現するため、「東京都多文化共生推進指針」を策定するとともに、教育、医療等各分野での具体的な取組を検討している。
- 多文化共生を推進するためには、指針に基づき、行政（都・区市町村）、東京都国際交流委員会・国際交流協会、NPO等外国人支援団体が各々の役割を踏まえ連携し、東京全体として取り組むことが不可欠である。

（動物愛護と適正飼養の推進）

- 東京都動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養の啓発や動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組を推進してきた。
- 動物の殺処分ゼロの早期実現に向け、適正飼養や終生飼養の更なる普及啓発等による引取数の減少、新たな飼い主への譲渡機会の拡大を図る必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 東京 2020 大会の会場のバリアフリー化

東京 2020 大会の会場については、「ガイドライン」を踏まえたより高いレベルのバリアフリー化を完了する。また、大会開催を契機に得られた知見等を蓄積し、ユニバーサルデザインのまちづくりにつなげる。

＜車いす席のサイトライン＞



1 「ガイドライン」を踏まえた大会会場の整備

- 東京 2020 大会の会場は、「ガイドライン」を踏まえた車いす席の比率やサイトライン（可視線）の確保、多機能トイレや様々なニーズの利用者に対応した機能別のトイレの設置等を進め、より高いレベルのバリアフリー化を完了する。
- 都が整備する恒設の競技施設について、障害者等の意見を聴取する「アクセシビリティ・ワークショップ」を開催し、設計へ反映する。

2 ユニバーサルデザインのまちづくりの一層の推進

- 東京 2020 大会を契機に、「ガイドライン」の考え方や都立競技施設の設計を通して得られた知見等を活用しながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進していく。

政策展開 2 道路等のバリアフリー化

東京 2020 大会の会場や観光施設周辺等の都道、多くの人々が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等についてバリアフリー化を推進する。

<バリアフリー化の整備事例>

1 道路のバリアフリー化の推進

- 東京 2020 大会開催時、高齢者や障害者を含む国内外から東京を訪れる全ての人々が円滑に移動できるよう、都道のバリアフリー化を推進する。特に、競技会場や観光施設周辺の半径 1 km 圏域、競技会場と観光施設を結ぶ都道のバリアフリー化を完了する。
- 国、関係区市等との連絡会議を新たに設置するとともに、区市への財政支援を実施し、競技会場周辺等の連続的・面的な広がりを持った道路のバリアフリー化を推進する。
- 東京都震災対策条例に基づいて都が指定する避難道路のうち都道についてバリアフリー化を完了し、震災発生時における安全な移動環境を確保する。
- 対象となる駅や公共施設等を拡大し、これらを結ぶ都道の新たな整備路線について、2024 年度までにバリアフリー化を完了させ、誰もが安全で円滑に移動できる環境整備を推進する。
- 道路の新設・拡幅事業、駅周辺等における無電柱化事業や修景事業を行う際には、同時にバリアフリー化の整備を実施する。



2 信号機及び規制標識・道路標示のバリアフリー化の推進

- 主要な生活関連経路及び高齢者、障害者等の移動が多数みられる道路において、高輝度標識及び灯火式標識を整備し、また、反射式表示及びエスコートゾ

ーン*を整備することで、特に歩行者の安全を確保する。

- 大会会場に向かうアクセシブルルート上のバリアフリー対策として、擬音を鳴らして安全な横断タイミングを知らせる視覚障害者用付加装置を信号機に設置することやエスコートゾーン等の整備を行い、誰もがアクセス可能で参加しやすい東京 2020 大会にすることを旨す。

＜エスコートゾーンの整備事例＞



3 都立公園等におけるトイレのバリアフリー化の推進

- 東京 2020 大会の競技会場等となる都立公園や海上公園、動物園及び文化財庭園等において、トイレの洋式化を実施するとともに、公共施設のトイレの洋式化に取り組む区市町村を支援することによって、高齢者、障害者及び外国人旅行者を含む全ての利用者が快適に利用できる環境を目指す。

政策展開 3 鉄道駅・都営交通のバリアフリー化

鉄道事業者の積極的な取組を支援することで、ホームドアやエレベーターの整備を加速していく。また、都営交通におけるバリアフリー化をより一層推進する。

1 ホームドア整備

- 東京 2020 大会を見据え、J R 千駄ヶ谷駅や信濃町駅等の競技会場周辺の主要駅や京成日暮里駅等の空港アクセス駅においてホームドアの整備を促進する。
- 都営新宿線、東京メトロ銀座線（大規模改良工事を行う駅を除く。）、千代田線、日比谷線の地下鉄駅におけるホームドアの整備を完了させる。
- 都営浅草線については、大門駅、泉岳寺駅でホームドアの整備を完了させ、その他の駅については、相互直通運転各社と連携を図りながら、新技術による実証実験を行うなど、整備に向けた取組を進める。
- J R・私鉄の1日当たりの利用者数が10万人以上の駅を対象に、優先的にホームドアの整備を促進し、2023年度までにおおむね完了させる。

＜ホームドア整備事例（京王新宿駅）＞



2 エレベーター等整備

- 国や地元自治体、事業者との連携により、エレベーター等の整備を促進し、地下鉄全駅及び1日当たりの利用者数が3,000人以上のJ R・私鉄全ての駅(構造上、エレベーターの整備が困難な駅等を除く。)において1ルートを確保する。

- さらに、「ガイドライン」の標準基準（17人乗り以上）を満たすエレベーターを整備促進するための支援を実施するとともに、乗換ルートや2ルート目の整備を促進する。

3 トイレの洋式化改修

- 競技会場周辺等の主要駅、空港アクセス駅について、和式トイレの洋式化に取り組む鉄道事業者を支援し、高齢者や外国人旅行者等にとっての利便性・快適性向上を図る。
- 都営大江戸線をはじめとした都営地下鉄駅について、高齢者や増加する外国人旅行者にも使いやすいトイレとするため、和式トイレの洋式化を実施する。併せて、手すり、パウダーコーナー、温水洗浄便座の設定等、機能性と清潔感を備えたトイレの整備を推進する。

4 都営交通におけるバリアフリー化の推進

- 都営地下鉄の駅構内において、触知案内図やホーム階段の音声案内装置の設置を完了する。
- 都営浅草線において、車椅子やベビーカー等が利用しやすいフリースペースを設置した新型車両へと順次更新する。
- 都営バスでは、停留所について引き続き上屋やベンチの整備を進めるとともに、車両について後方の通路段差を解消したフルフラットバスの導入を検討する。

＜バス車内後方の
通路段差のイメージ図＞



ダイバーシティ

政策展開 4 情報バリアフリーや思いやりの心の醸成などソフト面の取組の推進

全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、ハード面の整備に加えて、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーなどソフト面の取組を推進する。

また、誰でも様々な都政情報などを必要なときにいつでもワンストップで入手できる環境を整備する。

1 様々な障害特性等に配慮した情報バリアフリーの推進

- 地域のバリアフリーマップの作成やコミュニケーション支援ボードの普及等、情報バリアフリーの推進に向けた区市町村の取組を支援するとともに、ユニバーサルデザインに関する情報サイトの活用等により普及啓発を行う。
- イベント等により手話の普及啓発を図るとともに、外国語手話を含めた手話のできる都民を育成するため、講習会を開催する。また、ICTを活用した遠

隔手話通訳サービスの普及に向け、都立施設におけるモデル導入の効果を検証する。(再：140 頁)

2 思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどし、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図る。
- 東京 2020 大会に向けて、障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修に取り組む区市町村を支援する。
- 援助や配慮が必要な方が、全国どこでも適切な援助等を受けられるよう、ヘルプマークやヘルプカードについて、全国的なイベントでPRを行うなど広域的な普及を図る。(再：140 頁)

＜福祉のまちづくりサポーターとの街歩きの様子＞



3 誰でも都政情報などに手軽にアクセスできる環境の整備

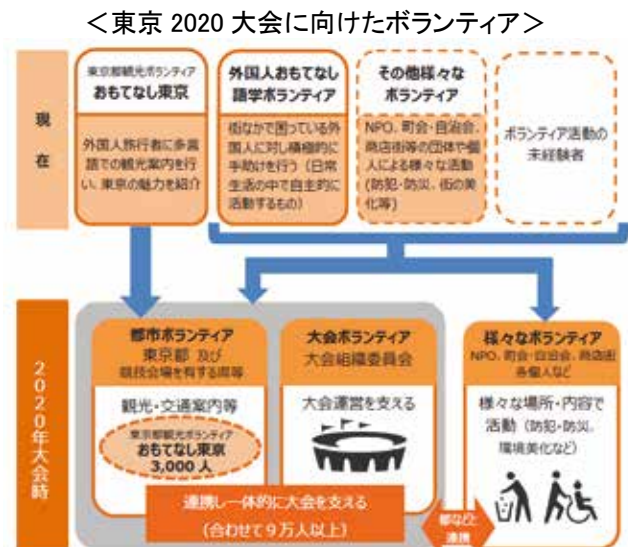
- 映像専用のポータルサイト「インターネット放送局(仮称)」を新たに開設し、誰でも最新の都政情報や生活に密着した行政情報などをいつでもワンストップで入手できる環境を整備する。

政策展開 5 ボランティアの着実な育成と共助社会の実現

東京 2020 大会に向けてボランティアへの参加気運の醸成や各種ボランティアの裾野拡大及び着実な育成を進めるとともに、ボランティア活動の活性化により、都民一人ひとりが互いに支え合う共助社会の実現につなげる。

1 東京 2020 大会で活躍するボランティア人材の確保に向けた環境の整備

- 東京都ボランティア活動推進協議会において、多様な主体が集まりボランティアへの参加気運の醸成を図るとともに、東京 2020 大会に向けたボランティア戦略を基に、組織委員会と一体となったボランティア運営を図る。
- 東京 2020 大会に向けたボランティア戦略を基に運用計画を策定し、都市ボランティアの募集・選考・研修など計画的な運営を図る。



- 各関係団体との円滑な連携や各種ボランティアの着実な育成により、年齢・性別・障害の有無等に関わらず、多くの都民がボランティアとして東京 2020 大会に参加できる環境を整備する。

2 東京 2020 大会に向けたボランティアへの参加気運の醸成や裾野の拡大

- 東京ボランティアナビにおいて、東京 2020 大会のボランティア情報や過去大会の情報発信とともに、現在活動中のボランティアの募集情報を掲載するなど、参加気運の醸成を図る。

＜オリンピック・パラリンピックに向けた
ボランティアシンポジウムの様子＞



- シンポジウムを開催し、オリンピック・パラリンピックのボランティアの重要性、やりがい、楽しさを伝えるほか、障害のある人もボランティアに参加できる環境づくりを推進する。

- 企業のボランティア休暇制度の整備を支援することにより、ボランティアへの参加気運の醸成や裾野の拡大を図る。（再：147 頁）

3 質の高い都市ボランティアの育成

- 都市ボランティアの募集を 2017 年度に一部前倒して行い、ラグビーワールドカップ 2019™でも活用し、そこで得たボランティア経験、運営のノウハウ、知見等を東京 2020 大会につなげる。
- オリンピック・パラリンピックに関する基礎知識や障害者への対応など幅広い分野の研修を実施し、質の高い都市ボランティアを育成する。
- 国内外からの旅行者に対し、おもてなしの心を持って、観光・交通案内等を行うことができるよう、必要な能力・スキルを育成する。

4 各種ボランティアの着実な育成

- 区市町村や企業、団体等と連携・協力し外国人おもてなし語学ボランティアを 5 万人育成するとともに、誰でも外国人観光客などに接することができるようおもてなしの心と簡単な英語を学ぶ e ラーニングを開設する。
- 観光ボランティアの中核となり、指導的立場となるボランティアリーダーを育成し、観光ボランティア全体のレベルアップを図る。
- 次代を担う若い世代である中高生を対象に、外国人旅行者への対応方法や東京ならではの「おもてなし」手法を学ぶ講習会等を実施し、観光ボランティアの候補生である「おもてなし親善大使」を育成する。

5 共助社会づくりの推進

- スポーツ団体等と連携した体験型ボランティアイベントの実施等により、ボ

ランティアムーブメントを拡大する。

- 企業や大学向けのボランティア事例集の作成等により、企業の社員ボランティアや大学ボランティアセンターの設置促進を図る。
- 首都大学東京ボランティアセンターにおける学生向けプログラムの実施等を通じて、学生の行うボランティア活動を支援する。
- NPO活動やボランティア活動など、地域活動に取り組んでいる女性を招いた講演やシンポジウム等を実施し、地域における女性の活躍を推進する。(再：149頁)
- 町会・自治会の活動やスポーツ大会のボランティアなど、あらゆる場面で市民活動の活性化を図り、都民のおもてなし精神をボランティア文化として定着させる。
- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携によるボランティア参加者と活動団体のマッチングの実施や企業等のCSR*部門との協働・連携を促進する。
- 2015年度に策定した「共助社会づくりを進めるための東京都指針」に基づき、PR事業や社会貢献表彰制度等、共助社会づくりを進めるための様々な事業を展開する。

政策展開 6 共生社会の実現

「多様性と調和」の実現に向けた人権施策や、外国人が日本人とともに東京の一員として活躍していくための多文化共生社会の実現に向け、取り組む。

1 人権啓発拠点の機能強化及び人権啓発イベントの開催

- 障害者、外国人、北朝鮮による拉致被害者、LGBT*など、人権課題は多様化しており、人権啓発の拠点となる「東京都人権プラザ*」において、展示やセミナーなどの充実、自治体・教育機関・企業などとの連携等により、次代を担う子供・若者を含め幅広い層に向けた啓発を進めていく。
- 多様な主体との連携のもと、時機を捉えたテーマで展開するヒューマンライツ・フェスタ東京を実施し、幅広い年代を対象にした啓発を行うとともに、東京2020大会の開催を契機に、より人権への理解を深め、人権尊重都市「東京」を国内外に発信していくため、オリンピック・パラリンピックと人権に関するシンポジウムを開催する。

2 「東京都多文化共生推進指針」に基づく事業の推進

- 在住外国人*のための総合的な相談窓口を設置し、部署間のネットワークを構築するとともに、区市町村の相談事業の支援を行う。
- 多文化共生社会に対する日本人・外国人双方の理解促進を図るため、文化紹介等の展示ブースの設置や、トークショーなどを行う啓発・交流イベントを実

施する。

- 外国にルーツを持つ子供を含め外国人の若者が日本で活躍するため、生活に必要な日本語教育のほか、教育や就労等のライフステージに合わせた支援を行う。
- 都の多文化共生推進の中核を担う東京都国際交流委員会の体制強化・事業拡充を行うことで、推進基盤を整備する。

政策展開 7 動物愛護の取組の推進

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物の殺処分ゼロに向けた取組を推進する。

1 動物の引取数減少や譲渡機会の拡大に向けた取組の推進

- 動物の殺処分ゼロに向けて、動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発、区市町村における飼い主のいない猫対策の推進、譲渡事業PRイベントの充実、動物譲渡促進・支援サイトの開設、ボランティア団体等と連携した離乳前子猫の育成・譲渡等の取組により、動物引取数の減少や譲渡機会の拡大を図る。

また、これらの施策展開の拠点である動物愛護相談センターの機能強化を図る。

＜譲渡事業PRイベントの様子＞



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|--|------------------------------------|---------------------|-------------|-------------|--------------------|---|--------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 東京2020大会の会場の バリアフリー化 | 「ガイドライン」を 踏まえた バリアフリー化の検討 | 「ガイドライン」を踏まえた整備 | | | 東京2020 大会開催 | 「ガイドライ ン」を踏まえた バリアフリー 化を完了 | |
| | | | | テストイベ ント | | | |
| 2 道路等のバリアフリー化 | 競技会場周辺等の都道の バリアフリー化 23km | 22km 整備 | 30km 整備 | 15km 整備 | 東京2020 大会開催 | 約90km完了 (各競技会場 を中心におお むね半径1km 圏域の都道等) | |
| | 駅や生活関連施設等を結 ぶ都道のバリアフリー化 17km | 6km 整備 | 6km 整備 | 13km 整備 | 14km 整備 | 約56km完了 | |
| | 区市に対する財政支援 | 1km 整備 | 15km 整備 | 12km 整備 | | 約28km完了※ 面的・一体的な 整備推進 | |
| | 東京2020大会開催に伴う エスコートゾーン整備 | 14か所 | 14か所 | 14か所 | | 整備完了 | |
| | 都立公園におけるトイ レのバリア フリー化 | 競技会場 | 設計・ 工事実施 | 工事実施 | 工事実施 | | 22公園完了 |
| | | その他 | | 設計・工事実施 | | | |
| | 海上公園におけるトイ レのバリア フリー化 | 競技会場 | 設計・ 工事実施 | | | | 15公園完了 |
| | | その他 | 調査 | 設計・工事実施 | | | |
| | 3 ホームドアの整備 | 競技会場周辺等の主要駅、空港アクセス駅 | 5駅実施予定 | 7駅実施予定 | 5駅実施予定 | 東京2020 大会開催 | 完了 |
| | | | 都営新宿線 | | | | |
| 東京メトロ銀座線 | | | | | 完了 (2018年度上期) | | |
| 東京メトロ千代田線 | | | | | 完了 | | |
| 東京メトロ日比谷線 | | | | | 整備促進 (2022年度完了) | | |
| JR・私鉄の1日当たりの利用者数10万人以上の駅 全79駅 | | | | | 整備促進 (2023年度完了) | | |
| 地下鉄駅でのエレベータ ー整備による1ルートの 確保85.8%完了 (2015年度末時点) | | | | | 完了 (2019年度完了) | | |
| 3千人以上/日の駅(JR・ 私鉄)で96.5%完了 (2015年度末時点) | | | | | 整備促進 (2024年度完了) | | |
| エレベーター等の整備 (1ルートの確保) | 全28駅予定 | | | | | 完了 (2019年度完了) | |
| | 1日当たりの利用者数が3,000人以上の全ての駅 | | | | | 整備促進 (2024年度完了) | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|-------------------------|-------------------------------------|--|---------------------|---|------------------------------------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 3 | トイレの洋式化改修 | 競技会場周辺等の 主要駅、空港アクセス駅 の整備 | 整備促進 | | | 完了 (2019年度完了) | |
| | | 都営地下鉄駅 約4割 | 整備推進 | | | 9割 (2021年度完了) | |
| | 都営交通における バリアフリー化の推進 | 触知案内図の整備 (新宿線以外設置済) | 整備推進 | | | 完了 (2017年度完了) | |
| | | 音声案内装置の整備 (対象駅約8割完了) | 整備推進 | | | 完了 (2019年度完了) | |
| | | 浅草線新型車両の発注 | 車両の更新 | | | 約8割更新 | |
| 4 | 心と情報のバリアフリー 化の推進 | ガイドラインを作成、 普及啓発を実施 | ガイドラインの活用などにより、学校や地域でのユニ バーサルデザイン教育等の取組を都内全域で実施 | | | 区市町村にお ける心と情報 のバリアフリ ーの推進 | |
| | | 心のバリアフリー 累計20区市町村で実施 | 10区市町村 (累計30) | 16区市町村 (累計46) | 16区市町村 (累計62) | | |
| | | 情報バリアフリー | 5区市町村 | 5区市町村 | 5区市町村 | | |
| | 住民参加による点検及び 点検後の整備支援 | 仕組みの検討 | 区市町村への補助事業の実施 | | | 東京2020 大会開催 | |
| | | 点検20 整備10 区市町村 | 点検25 整備20 区市町村 | 点検5 整備20 区市町村 | 全ての人が 使いやすい施 設となるよう、 利用者目線に 立ったバリア フリー化が促 進 | | |
| 5 | 質の高い 都市ボランティアの育成 | ボランティア戦略の策定 | ラグビーワールドカ ップ2019™に向けた 先行募集・選考 | 研修 | ラグビー ワールド カップ 2019™ 開催 | 東京2020 大会開催 | 必要なスキ ル・能力を身に 付けた質の高 い都市ボラン ティアを育成 |
| | 各種ボランティアの 着実な育成 | 外国人おもてなし語学 ボランティアの育成 約13,000人 | 15,000人 | 15,000人 | 7,000人 | 育成講座の実施 | 合計50,000人 を育成 |
| | | 観光ボランティアの活用 累計2,440人活用 | 累計3,000人 | 累計3,000人 | 累計3,000人 | 累計3,000人 | 3,000人を活用 |
| | | おもてなし親善大使の 育成534人 | 250人 | 250人 | | | 1,000人を育成 |
| | 共助社会づくりの推進 | ボランティア・ムーブメ ントの拡大 | 体験型イベントやPRの実施 | | | | 行動者率の低 い25歳～34 歳、30・40代 の男性を中心 とした行動者 率の向上 |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|--------------------------------------|--|--|--------|--------|--------|------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 6 人権啓発拠点の機能強化 と人権啓発イベントの 展開 | 東京都人権プラザの 移転・整備 | 展示、セミナー等の充実 (次世代を主な対象とする啓発事業等) 利用者拡大に向けた多様な関係機関との連携 | | | | 「多様性と 調和」の理念の 浸透 |
| | ヒューマンライツ・フェ スタ東京2016の来場者数 約12,000人 | 「ヒューマンライツ・フェスタ」の開催 | | | | 人権啓発イベ ントの来場者 数15,000人 |
| 7 動物の殺処分ゼロ に向けた取組 | 殺処分数 203頭 (2015年度) | 引取数減少 | | | | 動物の 殺処分がゼロ (2019年度) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・適正飼養・終生飼養の普及啓発 ・飼い主のいない猫対策 譲渡機会の拡大 ・譲渡事業PRイベント ・動物譲渡促進・支援サイトの設置 ・離乳前子猫の育成と譲渡 動物愛護相談センターの機能の強化 | | | | |

※区市と調整中であり、変更になる可能性あり。

7 未来を担う人材の育成

未来のために、自らの意志で学べる

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 子供たちをめぐる複雑・多様な教育課題へ、専門家や地域と連携・協働しながら対応するとともに、経済的な面も含めた子供の可能性を広げる教育環境を整備する。
- 理数教育をはじめとする、新しい価値を創造する力を育むための教育を推進し、東京・日本の成長を支えるイノベーションを生み出す人材を育成する。
- 外国人指導者による英語指導、留学支援等により、実践的な英語力や日本人としての自覚と誇りをかん養するとともに、国際感覚を醸成する。
- 他者への思いやりの心や自立心を育むために、家庭・地域等と連携した道德教育やキャリア教育を推進する。児童・生徒一人ひとりの運動意欲と体力の向上を図る。
- いじめ防止対策を推進するとともに、不登校の子供や中途退学者などを社会全体で支援し、再チャレンジできる仕組みを強化する。
- 次代を担う全ての青少年が、心身ともに健やかに成長し、いきいきと社会に参加できるよう、様々な困難を有する青少年を支援するネットワークを構築する。
- オリンピック・パラリンピック教育を推進し、子供たち一人ひとりの心と体に、かけがえのないレガシーを形成する。

II 政策目標

1 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------------|---------|------------------|
| 01 | 全国学力・学習状況調査での下位層 | 2020 年度 | 全教科 30%未滿 |
| 02 | 授業を理解できていないと思う高校生 | 2021 年度 | 15%未滿 |
| 03 | 習熟度別授業等の展開 | 2020 年度 | 全公立小・中学校 |
| 04 | 都立高校学力スタンダード*の実施 | 2020 年度 | 毎年度都立高校 172 校で実施 |
| 05 | 放課後学習支援活動の充実（放課後子供教室、地域未来塾等） | 2020 年度 | 全区市町村 |
| 06 | 校内寺子屋の設置 | 2018 年度 | 都立高校 80 校程度 |
| 07 | ゆめナビプロジェクト研究校（仮称）の指定 | 2020 年度 | 都立高校 10 校以上 |

2 新しい価値を創造する力を育む教育の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------|---------|--------------------------|
| 01 | 理科の授業における児童・生徒の理解度 | 2024 年度 | 小学校 95%以上 中学校 85%以上 |
| 02 | 持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の指定 | 2017 年度 | 公立小・中学校 27 校 都立学校 3 校 |
| 03 | 知的探究イノベーター推進校（仮称）の指定 | 2017 年度 | 都立高校 3 校 |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--------------------------------------|--------|------------------------|
| 04 | 公立小・中学校における児童・生徒の考えを 生かした観察・実験の実施 | 2020年度 | 小学校 90%以上 中学校 70%以上 |
| 05 | 理数研究ラボ（仮称）で理数への興味・関心が 向上した受講生徒 | 2020年度 | 90%以上 |

3 世界で活躍できる人材の育成

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|---------------------------------------|--|------------------------------------|-----------|
| 01 | 生徒の英語力（中学生：英検3級程度、高校生： 英検準2級程度） | 2020年度 | 60% | |
| 02 | 英語科教員の英語力（英検準1級程度以上） | 2020年度 | 中学教員 60% 高校教員 85% | |
| 03 | 英語を使って外国人とコミュニケーションを 図ることができる児童・生徒 | 2020年度 | 70%以上 | |
| 04 | 「英語村（仮称）」の設置 | 2018年度 | 開設 | |
| 05 | 海外留学への支援 | 都立高校 | 2020年度 | 1,200人 |
| 06 | | | 2024年度 | 2,000人 |
| 07 | | 私立高校 | 2020年度 | 2,000人 |
| 08 | | | 2024年度 | 3,000人 |
| 09 | | 都立産業技術高等専門学校 | 2020年度 | 450人 |
| 10 | | | 2024年度 | 750人 |
| 11 | | 首都大学東京 | 2020年度 | 1,400人 |
| 12 | | | 2024年度 | 2,500人 |
| 13 | | 都立国際高校IBコース*から海外大学進学を 目指す生徒のフルディプロマ*取得率 | 2020年度 | 毎年 100%達成 |
| 14 | | JETプログラム*等による外国人指導者の活 用 | 2020年度 | 1,280人以上 |
| 15 | | | 2024年度 | 2,160人以上 |
| 16 | | 公立小学校教員、中学・高校英語科教員、特別 支援学校教員の海外派遣 | 2020年度 | 840人 |
| 17 | 小中高一貫教育校の設置 | 2022年度 | 開校 | |
| 18 | 中高一貫教育校の充実 | 2018年度 | 都立白鷗高校・附属中 学校における新たな教 育内容の実施 | |
| 19 | 都立高校生への伝統芸能鑑賞機会の設定 | 2018年度 | 全都立高校 | |

4 社会的自立に必要な力を育む教育の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--------------------------------------|--------|---------------------------|
| 01 | 将来について夢や目標を持つ都立高校生 | 2021年度 | 80%以上 |
| 02 | 児童・生徒の体力 | 2020年度 | 小学生：都道府県上位 中学・高校生：全国平均 |
| 03 | 「考える道徳、議論する道徳」を実践している 公立小・中学校 | 2020年度 | 90% |
| 04 | 道徳授業地区公開講座の活性化（意見交換の場 への保護者の参加） | 2020年度 | 15ポイント向上 （2015年度比） |
| 05 | 家庭・福祉高校（仮称）の設置 | 2021年度 | 開校 |
| 06 | 小学校における健康教育の推進 （アクティブライフ研究実践校の指定） | 2020年度 | 全公立小学校（20校指定） |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---|--------|--------------------|
| 07 | 中学校における「アクティブスクール」の展開 (スーパーアクティブスクールの指定) | 2020年度 | 全公立中学校(62校指定) |
| 08 | スポーツ特別強化校の指定 | 2018年度 | 都立高校における部活動のうち100部 |

5 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|--|--------|--------------------|----|
| 01 | 全公立学校におけるスクールカウンセラーによる全員面接の実施(対象:小5、中1、高1) | 2020年度 | 毎年100% | |
| 02 | 全公立学校におけるいじめ防止に関する授業の実施 | 2020年度 | 毎年100% | |
| 03 | 「学校いじめ対策委員会」におけるいじめの未然防止、早期発見に関する年間計画の作成及び全教職員への周知 | 2020年度 | 全公立小・中・高等学校 | |
| 04 | スクールソーシャルワーカーの配置 | 2020年度 | 全区市町村 | |
| 05 | 公立小・中学校における新たな不登校を生まないための手引の作成・活用 | 2020年度 | 全公立小・中学校 | |
| 06 | 公立小・中学校における不登校に対応するための組織的な支援体制の強化 | 2020年度 | 全区市町村への支援体制構築 | |
| 07 | 都立学校の不登校・中途退学等へ対応するための自立支援チームの派遣 | 2020年度 | 全都立学校を対象とした支援体制の整備 | |
| 08 | チャレンジスクールの新設 | 足立地区 | 2022年度 | 開校 |
| 09 | | 立川地区 | 2023年度 | 開校 |

6 青少年が抱える問題の解決に向けた良好な環境の実現

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------------------|--------|--------|
| 01 | 若者の自立等支援について都との連携を構築した区市町村数 | 2020年度 | 30自治体 |
| 02 | ネット・スマートフォン等に関する家庭・学校等のルールづくり | 2020年度 | 50校で実施 |
| 03 | | 2024年度 | 90校で実施 |

7 オリンピック・パラリンピック教育の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---|--------|---------|
| 01 | 4テーマ×4アクション*に基づく取組の展開(4プロジェクトを含む) | 2020年度 | 全公立学校 |
| 02 | 主体的にボランティア活動に取り組む中学生・高校生の増加(登録制度「アクティブユニット」への登録数) | 2020年度 | 10,000人 |

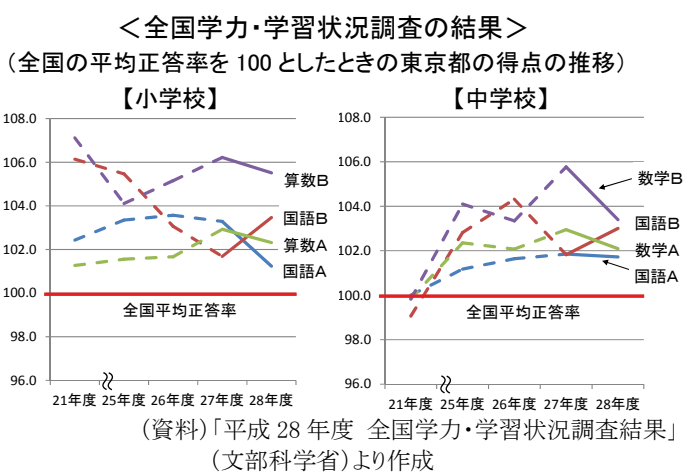
Ⅲ これまでの取組と課題

(全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現)

- 我が国における子供の貧困率は近年上昇傾向にあり、先進国の中でも高い水準にある。誰もがいきいきと活躍できる東京を実現するために、将来を担う子供たちが、家庭の状況に左右されることなく学び続けられる教育環境が必要である。
- 「全国学力・学習状況調査」の分析結果によると、東京の子供たちの学力は、

小中学生とも全国 47 都道府県中で上位 3 割程度に位置しており、年による変動はあるものの、中学生は年々上昇傾向にある。

○ これは、都独自の学力調査結果を分析した授業改善や、小学校における「東京ベーシック・ドリル*」の活用などの成果であるが、学力上位県と比較して



下位層の割合が多いなど、個々の習熟度には依然として大きな差が見られる。

○ さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でないため、授業が理解できていない高校生や、経済的な理由や家庭の事情により、学習習慣が十分に身に付いてない中学生等も存在する。

○ 子供たちや学校の抱える課題が複雑化・多様化する中で、教員の指導力向上と併せて、専門家の活用、家庭・地域との連携、学校運営体制の整備等の重要性が高まってきている。

(新しい価値を創造する力を育む教育の推進)

- 我が国の中学生は、国際平均と比べて、数学や理科の勉強が「好きだ」と回答した生徒の割合が低い結果となっているなど、子供たちの理数への興味・関心を高めていく必要がある。
- これまで進めてきた理数教育を更に充実させるとともに、知識・技能を活用し、新たな価値を生み出す創造的・論理的思考力や探究力等を、従来の方法に捉われることなく育成していくことが必要である。

<数学・理科に対する中学生の意識(中学校2年生)>

| 平成23年 | 数学の勉強が好きだ | 将来自分が望む仕事につくために、数学で良い成績をとる必要がある | 数学を使うことが含まれる職業につきたい | 平成23年 | 理科の勉強が好きだ | 将来自分が望む仕事につくために、理科で良い成績をとる必要がある | 理科を使うことが含まれる職業につきたい |
|-------|-----------|---------------------------------|---------------------|-------|-----------|---------------------------------|---------------------|
| 日本 | 39% | 62% | 18% | 日本 | 53% | 47% | 20% |
| 国際平均 | 66% | 83% | 52% | 国際平均 | 76% | 70% | 56% |

(出典)「IEA 国際数学・理科教育動向調査」平成 24 年(文部科学省)

(世界で活躍できる人材の育成)

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、グローバル化は更に進展し、日常的に外国人とのコミュニケーションを図る機会が増加している。
- 一方、中学・高校の 6 年間英語を学んでも多くの日本人は「使える英語力」が身に付いていない。TOEFL*のスコアで比較するとアジア諸国の中で日本は、リーディング、リスニング、スピーキング及びライティングの四技能全ての結果が低く、グローバル化の

<TOEFL の成績(国際比較)>

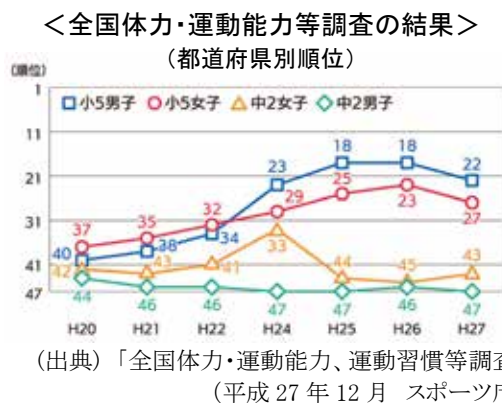
| | 合計 (120点) | リーディング (30点) | リスニング (30点) | スピーキング (30点) | ライティング (30点) |
|-----|--------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| インド | 90 | 22 | 23 | 23 | 23 |
| 韓国 | 83 | 22 | 21 | 20 | 21 |
| 台湾 | 80 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 中国 | 78 | 20 | 18 | 19 | 20 |
| タイ | 77 | 19 | 19 | 19 | 20 |
| 日本 | 71 | 18 | 17 | 17 | 18 |

(出典) 2015 年度の実施結果
ETSC (TOEFL 実施団体) レポート

中で求められる姿と現状との隔たりが存在する。

(社会的自立に必要な力を育む教育の推進)

- 礼節を重んじ、他人を思いやり助け合う日本人の行動規範は、海外からも高く評価されており、都では、家庭や地域と連携した道徳教育等を通じ、自己有用感や社会意識の醸成に取り組んできた。
- 豊かな心や自立心を育むためには、それを支える健やかな体を育成することも重要である。「コーディネーショントレーニング*」の実践校拡大など、体力向上の取組により、小学生の体力は2013年時点で全国平均レベルまで上昇したが、中学生の体力は依然として全国的に低い水準にある。
- 公立の小・中学校では、キャリア教育に関する全体計画や年間指導計画を作成し、児童・生徒の自立意識の向上を図るとともに、都立高校では、道徳教育とキャリア教育を一体的に学習する「人間と社会」を全面実施するなど、小中高を通じた系統的なキャリア教育を展開してきた。
- 今後は、就職希望者が多い普通科高校における職業教育や、社会の変化と期待に応える人材を育成するための専門教育を更に充実していく必要がある。



(悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実)

- いじめは、どの学校・子供にも起こり得る深刻な問題である。都では2014年7月に策定した「いじめ総合対策」を2016年度中に改訂し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」に向けた取組の強化を進めている。
- 都の不登校児童・生徒の出現率は、小・中学校ともに全国平均を上回っており、そのうち区市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）*へ通っている割合は、約2割となっている。

(青少年対策の推進)

- 社会的自立に困難を有する青少年の課題は、ひきこもり、ニート、非行等幅広く、また、多様であり、幅広い分野の支援機関や区市町村との連携強化を図り、切れ目のない支援を行っていく必要がある。
- インターネット利用の低年齢化に伴い、青少年がトラブルに巻き込まれるケースや被害者・加害者になるケースが増加していることから、青少年が安全・安心にインターネット等を利用できる環境を整備する必要がある。

(オリンピック・パラリンピック教育の推進)

- オリンピック・パラリンピック教育は、多様性を尊重し、共生社会の実現や国

際社会の平和と発展に貢献できる人材の育成を目的として、これまで都独自の学習読本・映像教材を用いた学習や、オリンピック・パラリンピアンとの交流などを展開している。

- 東京 2020 大会に向け、計画的にオリンピック・パラリンピック教育を実施するためには、優れた実践事例や授業計画等をより一層普及させていく必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現

家庭の経済状況に左右されることなく、安心して学び続けられる環境を整備するとともに、子供一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を展開することで、学力を最大限伸ばし、将来に向けた自己実現を支援する。さらに、学校のマネジメント機能を強化し、専門人材・地域人材を含め、組織として教育活動に取り組む「チーム学校*」の実現を図る。

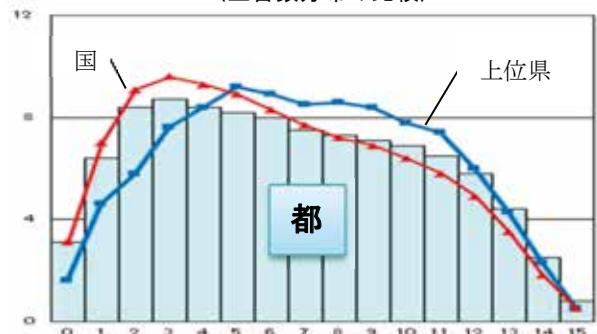
1 誰もが安心して学び、持てる可能性を伸ばすことができる教育環境の整備

- 家庭の経済状況等にかかわらず誰もが学べる環境を実現するために、高校生等を対象とした給付型奨学金制度等を創設・拡充する。

2 基礎・基本を確実に習得させる取組の推進

- 基礎的・基本的な内容をまとめた「東京ベーシック・ドリル」の活用、毎年実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」、習熟度別指導の展開等により、公立小・中学校の児童・生徒の学力向上を図る。
- 具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を参考に自校の学力スタンダードを全ての都立高校で作成するとともに、1・2学年を対象に自校で作成した学力スタンダードを基にした学力調査を実施するなど、生徒の学力を最大限伸ばし、将来に向けた自己実現を支援するための取組を推進する。
- 全都立専門高校職業学科において、生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード*」を活用した取組を実施し、専門的な技術・技能の習得を徹底する。
- 義務教育段階の基礎学力が十分定着していない高校生に対し、「校内寺子屋」の設置を進めることで、放課後等に学習をする場を提供する。

＜全国学力・学習状況調査(中学校数学B)の結果＞
(正答数分布の比較)



(資料)「平成 28 年度 全国学力・学習状況調査」
(文部科学省)より作成

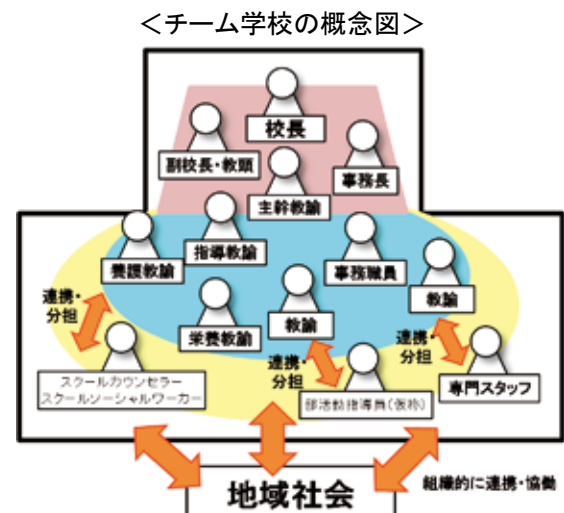
- 基礎学力の定着を重視する都立高校 10 校において、生徒が夢や目標の実現に向けて努力できるよう意欲を喚起し、組織的に学習を支援する「ゆめナビプロジェクト（仮称）」を実施する。
- 経済的な理由や家庭の事情により、基礎学力や学習習慣が身に付いていない中学生等を対象とした「地域未来塾」による学習支援や、小学生を対象とした「放課後子供教室」における学習等の活動プログラムの充実を支援することにより、放課後等の学習支援を促進する。

3 一人ひとりの子供に応じたきめ細かい教育の推進

- 全公立小・中学校において、電子化された「東京ベーシック・ドリル」等 ICT*の活用によって、学習の管理や分析などを進め、一人ひとりの課題に応じた指導を推進する。
- 児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、教科指導や補習などを行う「学力向上担当教師（仮称）」を新たに配置し、学力の向上を図る。

4 教師力・学校力の強化

- 学校のマネジメント機能を強化し、外部人材の導入や学校と地域の連携・協働を推進することにより、「チーム学校」の実現を図る。
- 授業研究を通して、2年間にわたって継続的に指導・助言を受ける「東京教師道場」や教職大学院派遣研修などを通じて、教員の専門性や指導力の向上を図る。



(出典)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成 27 年 12 月 中央教育審議会)

政策展開 2 新しい価値を創造する力を育む教育の推進

理数好きの子供たちの裾野拡大を図るとともに、科学技術分野に高い関心・知識を持つ子供を育成する。さらに、主体的・対話的な学びや探究力を育成する取組等を進めることで、激動する世界においても、東京ひいては日本の成長を支えるイノベーションを生み出す人材を育成する。

1 文・理の境を越えた総合的な価値創造力を鍛える教育の推進

- 都立高校 3 校を知的探究イノベーター推進校（仮称）に指定し、大学や研究機関との連携等多様な学習機会を設定するとともに、東京都独自の教科「探究と創造（仮称）」を実施する。
- 主体的・対話的な深い学びを実践するために、アクティブ・ラーニング*推進校において、指導方法を研究し、実践していく。

2 科学的探究力を育成するための理数教育の推進

- 小学生科学展や中学生科学コンテストの実施など、理科好きの児童・生徒の裾野を広げるための取組を充実させる。
- 中学段階からの6年間一貫した教育により、科学技術系人材の素地を育成する理数アカデミー校や、大学や研究機関との連携により、最先端の実験・講義を行う理数イノベーション校等に加え、理数への興味・関心を持つ生徒が研究者と高度な研究活動を行う理数研究ラボ（仮称）を実施する。
- 都立戸山高校において、医学部進学を希望する生徒同士で切磋琢磨し合うチームを結成し、進学指導、病院見学・体験等、医師になる志を育む3年間一貫したプログラム「チーム・メディカル」を実施する。

＜医療体験の様子＞



3 持続可能な社会づくりを目指す態度・能力の育成

- 自然環境や、地域・地球規模の諸問題について、解決を図るために必要な態度・能力の育成に向け、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進する。
- 学校で3R*について子供たち自身が行動目標を設定し、家庭・地域と連携して行う自主的な活動を推進する。

4 情報活用能力を育成する教育の推進

- 学校教育におけるICT環境の整備を進めることで、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成する。
- ICTパイロット校に指定された都立高校等2校において、タブレットPCを一人一台配備し、主体的かつ能動的な学習を進める。

政策展開 3 世界で活躍できる人材の育成

少人数・習熟度別指導の展開や教員の指導力・英語力の向上などにより、英語の「読む・書く」に加え「聞く・話す」能力の向上を図り、子供たち全員に「生きた英語」を身に付けさせる。さらに、日本の伝統・文化に関する教育や外国人との交流などの取組により、日本人としての自覚と誇りを備えた、国際感覚豊かな人材を育成する。

1 「生きた英語」を学ぶ環境の充実

- 区市町村のうち「英語教育推進地域」に指定された10地区で、小学校における英語の教科化に向けた教育課程の研究開発を行う。
- 英語の授業において少人数・習熟度別指導を展開するなど、生徒一人ひとりのコミュニケーション能力を育む教育を進める。

- J E Tプログラムで招へいした外国人指導者等を、全都立高校及び私立高校等での英語教育等に活用する。
- 「東京グローバル10」（都立高校等10校）で、外国人指導者の重点配置や海外大学進学などの積極的取組を進めるとともに、「英語教育推進校」（都立高校等40校）においても、I C Tの活用によって「聞く・話す」に重点を置いた指導を展開する。
- 小・中・高校生等に海外生活や異文化などを英語を使用して体験させる「英語村（仮称）」を開設する。さらに、J E Tプログラム等を活用し、英語の授業以外でも英語を使用する「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プログラム（仮称）」を都立高校に導入する。
- 英語科教員等を英語圏の国に派遣するなど、教員の指導力・英語力を高める。

2 日本人としての自覚と誇りのかん養

- 公立学校に専門家を招へいし、日本の歴史・伝統・文化の教育を推進する。
- 外国人と児童・生徒が地域行事等を通じて交流し、日本文化を紹介する機会等を設ける。

<外国人指導者へ日本文化を紹介>



3 国際感覚の醸成

- 都立・私立高校生、都立産業技術高等専門学校（以下「産技高専」という。）及び首都大学東京（以下「首都大」という。）の学生を対象とした海外留学支援を実施する。
- 都立学校や首都大で外国人生徒・留学生等を積極的に受け入れ、若者の国際感覚を醸成する。
- 都立高校生をJ I C A訓練所に派遣し、異文化理解等を目的とした体験研修を推進する。
- 私立高校生を対象に、外部検定試験料の補助を実施し、生徒の英語力の更なる向上を図る。
- 産技高専生を対象に、学生のレベルに応じた様々な海外体験プログラムを実施する。
- 海外留学を必修とする、首都大の国際副専攻コースにおいて、国際社会に通用する教養と高度な専門知識を備えた人材を育成する。
- 都立高校における英語以外の外国語（中・仏・独・韓・西・露・伊）選択科目の設置拡大や異文化交流等を行う外国語部活動の推進、都立高校生を対象とした外国語体験講座の開催など、多様な言語が学べる環境を充実し、国際社会で活躍する資質を高めていく。
- 都立国際高校の国際バカロレア（I B）コースにおいて、国際バカロレアの

<高校生の海外留学の様子>



<外国語部活動への講師派遣>



ディプロマ・プログラム（DP）による授業を展開し、国際的に認められる大学進学資格（フルディプロマ）の取得による海外大学進学を進める。

- 高い語学力や豊かな国際感覚などを備え、世界に通用する人材を育成する新国際高校（仮称）の設置を検討する。
- 国際的に活躍できる人材を育成するために、都立小中高一貫教育校を設置する。
- 都立白鷗高校・附属中学校において、国際交流、英語教育などに重点を置いた、特色ある教育の更なる充実を図る。

政策展開 4 社会的自立に必要な力を育む教育の推進

公立小・中学校において豊かな心を育成する道徳教育を充実させるとともに、就業意識の向上に向け、子供たちに望ましい社会性や勤労観・職業観を身に付けさせる。また、児童・生徒一人ひとりの運動意欲と体力の向上を図る。

1 道徳教育の推進

- 子供たちが考え、議論し、体験しながら身に付ける道徳教育を推進する。
- 学校と家庭、地域が連携した道徳授業地区公開講座の実施や東京都道徳教育教材集の活用などにより、豊かな心を育成する。

2 キャリア教育の推進

- 普通科高校等で、企業やNPOなどと連携し、体験型学習プログラムを実施する。
- 全都立高校で、道徳教育とキャリア教育を一体的に学習する「人間と社会」を実施する。

＜教科「人間と社会」の教科書・コンテンツ＞



| 章 | テーマ |
|----|-------------------|
| 序章 | 学習の視点を考える |
| 1 | 人間関係を築く |
| 2 | 学ぶことの意義 |
| 3 | 働くことの意義 |
| 4 | 役割と責任を考える |
| 5 | マナーと社会のルールについて考える |
| 6 | ネット社会 |
| 7 | 選択し、行動する |
| 8 | チームで活動することの意義 |
| 9 | 人生とワーク・ライフ・バランス |

| 章 | テーマ |
|-----|-------------------|
| 10 | お金の意義について考える |
| 11 | 支え合う社会 |
| 12 | 地域社会を築く |
| 13 | 自然と人間の関わり |
| 14 | 科学技術の先に…生命倫理を考える |
| 15 | 文化の多様性 |
| 16 | グローバル化が進展する社会に生きる |
| 17 | 対立から国際平和を考える |
| 18 | 主権者としての自覚 |
| 最終章 | これからの生き方を考える |

- 小・中・高を通じた系統的なキャリア教育を展開し、発達段階に応じた指導を実施する。
- 共働き世帯の増加や超高齢社会の到来で課題となっている保育人材や介護人材の育成に向けた専門教育を、新たに設置する家庭・福祉高校（仮称）で展開する。
- 東京の産業や経済、身近な企業についての学習や、企業経営者による指導などを取り入れた、ビジネスを実地で学ぶ新しい商業教育を推進する。

- 大島海洋国際高校において、実習船を活用した新たな海洋教育を取り入れた教育課程や効果的な航海学習を展開する。

3 体を鍛え健康に生活する力を培う教育の推進

- オリンピアン・パラリンピアン等との交流を通じ、子供の心身の調和的発達を促進する。
- 基本的生活習慣の定着・改善に向けた取組や、栄養・運動・休養の健康三原則に関する保健指導などを実践研究する小学校を「アクティブライフ研究実践校」として

＜アクティブライフ研究実践校の様子＞



- 20校指定し、取組・成果の共有を通じて健康教育の充実を図る。
- 全公立中学校を「アクティブスクール」として位置付け、目標や取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、体力向上の取組を推進する。
- スポーツ特別強化校への都外遠征支援等により、都立高校の部活動を強化する。

政策展開 5 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実

いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、保護者や関係機関と連携した早期解決等、いじめに関する総合的・組織的な対応を強化し、学校と社会が総がかりでいじめ問題に対応する。さらに、不登校・中途退学等の悩みや課題を抱える子供の社会的な自立に向け、国の動向も踏まえ、個々の状況に応じた支援を推進する。

1 学校における、いじめ、暴力行為、自殺等の防止対策の強化

- 全学校に教職員やスクールカウンセラーなどによるいじめ防止等に関する組織を設置し、教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組み、軽微ないじめも見逃さない体制を構築する。
- いじめの認知件数が増加する傾向にある小5、中1、高1を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ホームページ・アプリを活用し、子供が24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」に直接相談できる環境を整備する。
- いじめに関する指導事例集を用いた授業、防止カードの配布などを通じて、子供たち自身に「いじめは許されない」という自覚を育むとともに、子供が主体的に行動しようとする意識や態度を育成する。

2 不登校の子供や中途退学者などへのサポート体制の充実化

- 不登校の原因となる、いじめ、友人関係、学業不振、家庭に係る状況、無気

力等、多様で複雑な課題に対応するため、公立学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者及び地域の相談機関等との連携を強化し、不登校の解決に向けた取組を進める。

- 新たな不登校を生まないための手引を作成し、全小・中学校で活用を進めるとともに、各教育支援センター（適応指導教室）が優先して取り組むべき課題に応じて支援する補助事業の実施により、区市町村と連携した不登校対策を推進する。
- 不登校や中途退学などの課題に対応するため、全ての都立学校を対象にユースアドバイザーやユースソーシャルワーカーからなる「自立支援チーム」を派遣する。特に、課題を抱える都立高校では、校内体制の強化として、自立支援担当教員を指定するとともに、「自立支援チーム」による継続的な支援を行う。
- 中途退学者や進路未決定卒業生の社会的・職業的自立に向け、各都立高校においてハローワークや若者支援NPOなどと連携した支援を実施する。
- 小・中学校時代に不登校経験がある生徒等を主に受け入れるチャレンジスクールを足立地区・立川地区に新設する。

＜自立支援チーム等の支援体制＞



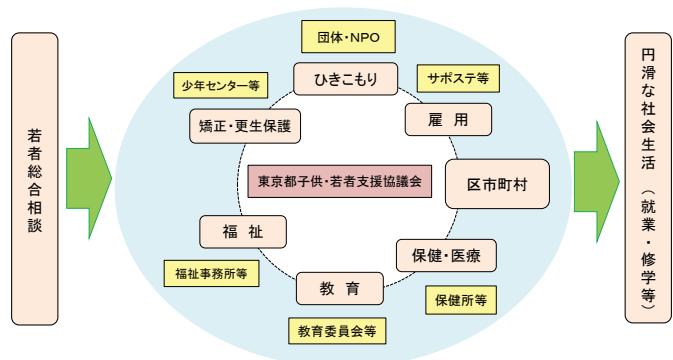
政策展開 6 青少年の自立等支援及び健全育成

ひきこもり、ニート、非行などの様々な課題を抱える子供・若者の社会的自立や社会参加を支援するとともに、人との関わり方やインターネットのルールづくりを学ぶ機会を提供し、青少年の健全育成を推進する。

1 青少年の社会的自立等の支援

- 「東京都子供・若者計画」に基づき、区市町村における子ども・若者計画の策定や相談窓口の設置支援などを行う。
- 若者から幅広い分野にまたがる相談を一次的に受け付ける若者総合相談支援事業を充実し、NPO法人等地域の支援機関や区市町村と連携して、適切な支援機関へつないでいく。

＜若者の社会的自立支援ネットワーク＞



- 豊富な相談実績を持つ「東京都ひきこもりサポートネット」が、「ひきこもり

等の若者支援プログラム」を実施するNPO法人等や区市町村と連携を深め、自立に向けた支援のノウハウを提供し、地域における支援体制を充実させる。

2 子供・若者の健全育成の推進

- 乳幼児期からの家庭教育を支援するとともに、就学前児童及び青少年の規範意識を醸成し、子供の健やかな成長を社会全体で見守る。
- オリンピアンやパラリンピアン等のアスリートと子供やその保護者がスポーツを通じて交流することで、ルール・マナーの大切さを学び、規範意識の醸成を図る。
- インターネットやスマートフォンなどに関する家庭・学校等でのルールづくりを支援し、子供がルールを守る環境を整備する。
- インターネットやスマートフォンのトラブルに対応するヘルプデスクを運営するほか、トラブルから身を守るための意識啓発を実施する。
- 青少年の性被害の防止に向け、グループワーク形式の児童ポルノ防止啓発講習会の開催や啓発用DVDの作成を行う。

政策展開 7 オリンピック・パラリンピック教育の推進

「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと、四つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）を組み合わせたプログラムを展開する。また、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」及び「豊かな国際感覚」をかん養するため、多様な取組を推進する。

1 全ての学校でのオリンピック・パラリンピック教育の推進

- 子供たちが参加国・地域について学習・体験する機会をつくり、異文化理解や自他を認め合う心を育成する。
- 学校に派遣したオリンピアン・パラリンピアン等との交流を通じ、児童・生徒がアスリートの考え方や生き方に触れることで、自己実現に向けた努力や困難に立ち向かう意欲を培う。
- 各学校と外部機関・団体等をつなぐコーディネート事務局を設置し、各学校において、多種多様な教育プログラムを実施できるよう支援する。

<外国人アスリートとのスポーツ交流>



<障害者スポーツの体験>



- オリンピック・パラリンピック教育アワードを実施し、各校の優れた取組を表彰し、意欲の向上と普及啓発を図る。
- 社会奉仕の精神や思いやりの心を育むために、中学・高校生の主体的なボランティア活動を促進する仕組みを構築する。
- 都立高校6校をボランティア活動推進校に指定し、カリキュラムの開発と成果の共有等を進めることで、都立高校でのボランティア活動や単位認定を促進する。
- 2022年度全国高等学校総合文化祭*東京大会（開催申請中）の開催に備え、運営体制を構築するとともに、東京2020大会において、高校生の文化活動への参加意欲を喚起する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|-----------------------|--------------------------------------|--|--------------|----------|--------|--------------------------|-----------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 基礎・基本を確実に習得させる取組の推進 | 習熟度別授業ガイドラインに基づく指導の実施 ・小学校（算数） ・中学校（数学・英語） | 実施 | | | | 全公立小・中学校での習熟度別等授業の実施 |
| | | 都立高校学力スタンダードに基づく学習指導 都立高校172校で実施 | | | | | 都立高校生の学力が伸長 |
| | | 地域未来塾の実施 15自治体 | 19自治体 | 27自治体 | 順次拡大 | | 各区市町村での取組の拡大・充実 |
| | 一人ひとりに応じたきめ細かい教育の推進 | 校内寺子屋の実施 都立高校10校 | 継続 | 80校程度に拡大 | | | 高校生の義務教育段階の基礎学力が十分定着 |
| | | ゆめナビプロジェクト (仮称) | 10校指定 | | 成果検証 | 拡充検討 | |
| | | 「東京ベーシック・ドリル」電子版の完成 | | | | | 中学生の基礎学力が定着 |
| 教師力・学校力の強化 | 学校マネジメント強化 | | | | | 多様な専門家と連携・協働する新しい学校観への転換 | |
| | | モデル事業開始 対象校拡大 検証 | | | | | |
| 2 | 文・理の境を越えた総合的な価値創造力を鍛える教育の推進 | アクティブ・ラーニング推進校 (Ⅰ期) 指定15校 | (Ⅰ期) 15校継続指定 | | | | 指定校教員の8割はアクティブ・ラーニングの手法を活用した授業が可能 |
| | | | (Ⅱ期) 15校指定 | | | | |
| | | | (Ⅲ期) 15校指定 | | | | |
| 科学的探究力を育成するための理数教育の推進 | 知的探究イノベーター推進校(仮称)の指定 | 新教科「探究と創造(仮称)」を研究開発 | | | | | 課題解決力・創造性を発揮する人材を育成 |
| | | | | 学年進行で実施 | | | |
| | 理数アカデミー校 富士高校・附属中学校 (2016年度指定) | 学年進行で実施 | | | | 将来科学技術の分野への進路を目指す生徒が増加 | |

ダイバーシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|---------------------------|---|-----------------------|--------|--------|-------------------------------|---------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 2 | 科学的探究力を育成するための理数教育の推進 | チーム・メディカル 戸山高校で結成 | 学年進行で実施 | | | → | 国公立大学医学部への合格実績の向上 |
| | 理数研究校 24校指定 (単年度指定) | → | → | → | → | 指定校で理数に関する特色ある教育活動を実施 | |
| | 理数研究ラボ(仮称) | → | → | → | → | 理数に関する指定校以外の高校生に研究の機会を提供 | |
| 2 | 持続可能な社会づくりを目指す態度・能力の育成 | 持続可能な社会づくりに 向けた教育推進校 | 実施 小・中 27校 高・特支 3校 | | → | → | 教育推進校の取組の成果が全校へ普及 |
| | スクールアクション 「もったいない」大作戦 | → | → | → | → | 子供たちが日常生活の中で3Rなどの環境に配慮した行動を実践 | |
| | 環境教育教材 | → | → | → | → | 学力の向上 情報活用能力の育成 | |
| 3 | 情報活用能力を育成する教育の推進 | ICTパイロット校での タブレットPC配備開始 | 指定2校で順次配備 | | | → | 検討の上実施 |
| 3 | 「生きた英語」を学ぶ環境の充実 | 小学校の英語教科化 推進地域を10地区指定 | → | → | → | → | 公立小学校において教科「外国語(英語)」を全面实施 |
| | | JET人材 都立高校に延400人配置 (2015年度～) | → | → | → | → | 累計1,280人を配置 |
| | | 東京イングリッシュ・エン パワーメント・プログラ ム(仮称) | → | → | → | → | 日常的に英語に触れる環境を創出 |
| | | 東京グローバル10 10校指定 | → | → | → | → | グローバル人材の育成が進展 |
| | | 「英語村(仮称)」 事業者決定 | → | → | → | → | 英語学習の意欲向上 |
| | | 英語科教員等の海外派遣 280人(2015年度～) | → | → | → | → | 累計840人を派遣 |
| | | 伝統・文化教育推進校 小・中・特支200校 高校50校 | → | → | → | → | 教育推進校の取組の成果が全校へ普及 |
| 3 | 国際感覚の醸成 | 都立高校生399人 私立高校生1,173人 産技高専生209人 首都大生581人 | → | → | → | → | 累計約5,050人の海外留学を支援 |
| | | 都立国際高校 IBコースでDPによる 授業開始 | → | → | → | → | 海外大学進学を目指す生徒全員がフルディプロマを取得 |

ダイバーシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|---------------------------------------|---|--|------------------------|-----------|--------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 3 国際感覚の醸成 | 小中高一貫教育校 基本計画策定 | 12年間の教育課程の検討 | | | | 設置に向け 実際に準備を 推進 |
| | 白鷗高校・附属中学校 教育課程等の検討 | 基本設計 | 実施設計 | | 新築工事 | |
| 4 道徳教育の推進 | 道徳授業地区公開講座 の実施 | 全公立小・中・特支等で継続実施 | | | | 子供たちの 豊かな心が 育成 |
| | 道徳教育推進拠点校 小・中学校 111校に設置 | 継続 | | | | |
| 4 キャリア教育の推進 | 「人間と社会」 全都立高校で本格実施 | 継続実施 | | | | 児童・生徒の 自立意識が 醸成 開設に向けた 準備が完了 |
| | 家庭・福祉高校（仮称） の設置 | 設置に向けた調整 | 実施設計 | | 工事 | |
| 4 体を鍛え健康に生活する 力を培う教育の推進 | アクティブライフ研究 実践校 小学校 20校 | 実施 | 実践報告会 | 全校展開 | | 児童・生徒の 体力 (小学生) 都道府県上位 (中・高生) 全国平均 |
| | スーパーアクティブ スクールの指定 中学校 62校 | 実施 | 実践報告会 | 全校展開 | | |
| 5 学校における、いじめ、暴 力行為、自殺等の防止対策 の強化 | スクールカウンセラー による全員面接 | 引き続き実施（対象：小5、中1、高1） | | | | 実施率 毎年 100% |
| | いじめに関する授業 公立学校における実施率 100% | いじめ授業の実施 | | | | |
| 5 不登校の子供や中途退学 者等へのサポート体制の 充実 | 新たな不登校を生まない ための手引 | 調査委託 | 検討・作成 | 全小・中学校で活用 | | 不登校支援 施策の充実 |
| | チャレンジスクール新設 | (立川地区) 既存建物 解体設計 | (足立地区) 既存建物 解体工事 | 実施設計 | | |
| 6 青少年の社会的自立等の 支援 | 区市町村と連携した若者 の自立等支援の検討 | 5自治体 | 8自治体 | 8自治体 | 9自治体 | 30自治体と 連携した若者 自立等支援を 実施 |
| | 生徒自身によるネット・ スマートフォン等に関す る自主ルールづくり | 10校 | 10校 | 10校 | 10校 | |
| 7 全ての学校でオリンピッ ク・パラリンピック教育を 推進 | オリンピック・ パラリンピック教育 全公立学校で実施開始 教育重点校を 100校指定 | 4テーマ×4アクションに基づく取組の展開 (コーディネーター事業で各学校の自主的な取組を支援) | | | | 4テーマ× 4アクション の取組が定着 |
| | 「アクティブユニット」 の仕組みを構築 | 実施 2,500人 | 2,500人 | 2,500人 | 2,500人 | |
| | アスリート等の派遣 公立学校：計 332校 | 300校 | 300校 | 300校 | 300校 | |

8 誰もがスポーツに親しめる社会

都民一人ひとりが、スポーツに親しめる

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会及びラグビーワールドカップ 2019™ に向け、大会会場整備等の開催準備を着実に進めるとともに、全国的に開催気運を高め、両大会を成功させる。
- 東京 2020 大会などの国際大会で活躍するアスリートを発掘・育成・強化することで、東京のアスリートの競技力を向上させる。
- より身近な場で誰もがスポーツできる環境を整備し、都民のスポーツ実施率*が世界トップレベルの 70% を達成する。

II 政策目標

1 東京 2020 大会等の着実な開催準備と開催気運の醸成

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------|-----------|--------------------------|
| 01 | 競技会場の整備 | 2019 年度 | テストイベント*等に 合わせて整備完了※1 |
| 02 | 選手村の整備 | 2020 年 | 整備完了 |
| 03 | 競技施設の後利用 | 2021 年度以降 | 都民・国民の貴重な財 産として有効活用 |
| 04 | 選手村の後利用 | 2021 年度以降 | 住宅として入居 |

※1 競技会場のうち、東京スタジアムはラグビーワールドカップ 2019™ の開会式・開幕戦の会場であるため、ラグビーワールドカップ 2019™ も見据え、整備を進める

2 東京のアスリートの競技力向上

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---|--------|-------|
| 01 | 東京 2020 オリンピック 競技大会に出場する都 が発掘・育成・強化したアスリート数 | 2020 年 | 100 人 |
| 02 | 東京 2020 パラリンピック 競技大会に出場する 都が発掘・育成・強化したアスリート数 | 2020 年 | 25 人 |

3 スポーツしやすい環境整備

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--|---------|--------------------|
| 01 | 都民のスポーツ実施率 | 2020 年 | 70% |
| 02 | | 2024 年 | 70% を維持 |
| 03 | 地域スポーツクラブ*の設置 | 2020 年度 | 全区市町村 |
| 04 | ウォーキング等しやすい通路等の整備 | 2019 年度 | 河川沿い 22km |
| 05 | | 2024 年度 | 河川沿い 43km |
| 06 | 海上公園内サイクリングルート の整備 | 2018 年度 | 6 km |
| 07 | | 2024 年度 | 10km |
| 08 | 小学校における健康教育の推進 (アクティブライフ研究実践校の指定) (再) | 2020 年度 | 全公立小学校 (20 校指定) |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--|--------|--------------------|
| 09 | 中学校における「アクティブスクール」の展開（スーパーアクティブスクールの指定）（再） | 2020年度 | 全公立中学校（62校指定） |
| 10 | スポーツ特別強化校の指定（再） | 2018年度 | 都立高校における部活動のうち100部 |
| 11 | 東京都スポーツ推進企業の認定企業数 | 2020年度 | 350社 |
| 12 | 東京都スポーツ推進企業のモデル企業数 | 2020年度 | 60社（累計） |
| 13 | シニアスポーツ振興事業を実施する地域の拡大 | 2020年度 | 全区市町村 |
| 14 | 障害者スポーツ事業を実施する区市町村の拡大 | 2020年度 | 全区市町村 |
| 15 | 障害のある人とない人が、共に参加できる地域スポーツクラブの拡大 | 2024年度 | 全区市町村 |
| 16 | 障害者団体等が優先的に利用できる都立特別支援学校の拡大 | 2020年度 | 順次拡大 |
| 17 | 「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」の指定 | 2018年度 | 全都立特別支援学校 |
| 18 | 「障がい者スポーツ指導員」の資格を持つスポーツ推進委員*の配置 | 2020年度 | 都内全59地区 |

Ⅲ これまでの取組と課題

（東京2020大会等の着実な開催準備と開催気運の醸成）

- 東京2020大会の競技施設について、整備に向けた検討を進めてきた。大会時だけでなく、大会後を見据え、末永く親しまれ有効に活用される施設として整備する必要がある。
- 東京2020大会の開催気運の醸成を目的に、カウントダウンイベントや、パラリンピック競技体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」等を実施してきた。リオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、フラッグツアー*などにより、東京及び全国での更なる気運醸成を行うことが重要である。
- 被災地復興支援として、「未来（あした）への道1000km 縦断リレー」等を実施するとともに、スポーツを通じて元気を取り戻しつつある被災地の姿を、国内外に広く発信してきた。引き続き、被災地と連携・協力しながら、東京2020大会開催を大きな力として復興支援を一層強力に進めることが求められている。
- ラグビーワールドカップ2019™の成功に向けて、日本代表戦に合わせたラグビーフェスティバル開催など、気運醸成に取り組んできた。東京2020大会と共通する課題については、両大会を一体のものと捉えて取り組み、戦略的に開催準備を進めることが不可欠である。

<NO LIMITS CHALLENGE>



<ラグビーフェスティバル>



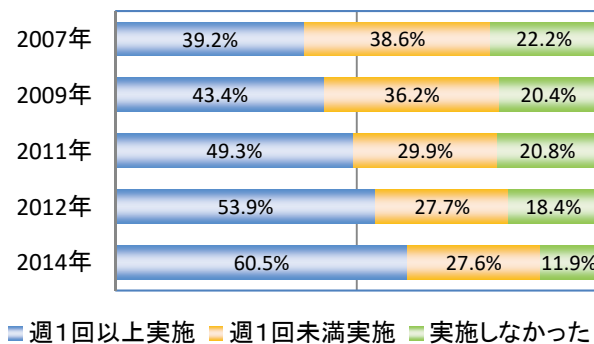
(東京のアスリートの競技力向上)

- 東京のアスリートがオリンピックやパラリンピックなどの国際大会で活躍できるよう、選手の発掘・育成・強化に取り組んできた。東京 2020 大会の開催都市として、地元東京のアスリートが競技活動に集中できる環境づくりが必要である。
- 海外各都市からジュニアスポーツの選手やその指導者を招くなど、交流試合や指導者交流により次世代の育成に資する取組を進めてきた。今後も、スポーツを通じた国際交流の場を提供し、次世代育成に貢献することが求められる。

(スポーツしやすい環境整備)

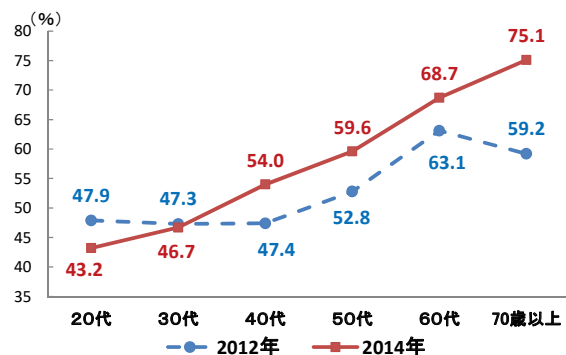
- 誰もが気軽に参加できるスポーツイベントの開催や、地域スポーツクラブの設立・活動を支援し、都民のスポーツ気運を醸成してきた。更に身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、日常の中で、スポーツができる環境を提供する必要がある。
- スポーツ実施率を高めるため、働き盛り世代、子育て世代、高齢者などそれぞれに対応した事業を展開し、裾野拡大を図ってきた。スポーツ実施率が低い世代に対しては、各世代の特徴を捉え、より効果的にアプローチしていく必要がある。
- 障害者等が、身近な地域でスポーツできるよう、障害者スポーツの理解促進や、都立特別支援学校の体育施設の活用促進による場の拡大などを進めてきた。しかし、いまだスポーツ活動をする場や障害者スポーツを支える人材が不足している。

＜スポーツ実施率の推移＞



(資料)「東京都スポーツ推進計画」(平成 25 年 3 月 東京都スポーツ振興局 (当時)) 等より作成

＜世代別スポーツ実施率＞



(資料)「東京都スポーツ推進計画」(平成 25 年 3 月 東京都スポーツ振興局 (当時)) 等より作成

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 東京 2020 大会等の着実な開催準備と開催気運の醸成

東京 2020 大会の会場等について、アスリートにとって最高の競技環境を実現するとともに、大会後を見据え、広く都民の理解を得ながら着実に整備する。また、大会に向け、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等と連携して全国的な開催気運の醸成を図るとともに、「復興五輪」の理念の下、被災地復興を支援する。ラグビーワールドカップ 2019™についても、着実な開催準備

備と気運醸成に取り組んでいく。

1 大会会場等の着実な整備

- 競技施設について、アスリートファーストの理念の下、最高の競技環境を実現するとともに、観客にとっても快適に観戦できる施設として整備する。整備にあたっては、可能な限りコスト縮減に努めるとともに、外部の意見等も参考にしながら、大会後も多くの都民に利用され、親しまれる施設となるよう、民間事業者の活用など様々な手法を検討しながら、大会後の有効活用に向け取り組む。
- 選手村は、大会後に住宅・商業等のユニバーサルな複合市街地となることを見据え、官民の連携により整備する。
- 選手や観客等の来訪者の増加に対応した輸送部門との連携など、競技会場ごとにきめ細かく対応を検討し、大会時も都市機能を維持するための体制を整備する。

2 開催気運の醸成

- 組織委員会等と連携し、カウントダウンイベントや平昌 2018 オリンピック・パラリンピック競技大会時のライブサイト*などを実施するとともに、都内全区市町村や全国を巡回するフラッグツアー等を通じて、オールジャパンでの開催気運を盛り上げる。
- シティドレッシング*により、大会開催の祝祭感を演出し、東京を訪れる人々へのおもてなしの雰囲気を出し創出する。
- 東京 2020 大会のパラリンピック競技会場を満員にできるよう、パラリンピック競技体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」を引き続き展開し、パラリンピック競技の認知度向上と理解促進を図る。
- 区市町村の主体的な取組を支援するとともに、「東京 2020 参画プログラム*」を活用し、幅広い人々の大会関連イベント等への参加を促すことで、都内全域の気運醸成を図り、東京 2020 大会を契機とした様々な取組を大会後も地域に根付かせる。
- 多摩地域をはじめとした都内の事前キャンプ*候補地を、効果的かつ積極的に各国関係団体へPRする。
- 日本各地での事前キャンプ誘致実現に向けたPR等の支援を実施するとともに、聖火リレー等にオールジャパンで取り組み、全国的な開催気運を醸成する。

<ライブサイト>



3 大会開催を通じた東日本大震災をはじめとする被災地復興支援

- 被災地と東京の子供たちとのスポーツ交流や、被災地へのアスリート派遣、「未来（あした）への道 1000km 縦断リレー」などにより、スポーツの力で被災地に元気を届け、復興を後押しする。

- スポーツを通じて元気を取り戻しつつある被災地の姿を、様々な機会を捉えて、国内外に広く発信する。
- フラッグツアーや、ライブサイト等のイベントを通じて、被災地の自治体と連携した開催気運の醸成を行い、地域の活性化につなげる。
- 選手団との交流等による地域の盛り上がりやレガシー創出を図るため、被災地と連携し、事前キャンプ候補地を積極的に各国オリンピック・パラリンピック委員会や競技団体等へPRするなど、被災地での事前キャンプ誘致実現に向けて支援する。

＜未来(あした)への道
1000 km縦断リレー＞



4 ラグビーワールドカップ 2019™ の開催準備

- 会場の整備や交通アクセスの対策を着実に進めるとともに、ボランティアやセキュリティなど東京 2020 大会と共通する課題を中心に、一体的な開催準備を行う。
- カウントダウンイベントやラグビーフェスティバルの開催、都主催イベント等でのPR、SNSを通じた情報発信などにより、地元自治体や他開催都市と連携して気運醸成に取り組む。

＜開催都市マーク＞



TM©RWCL2015

政策展開 2 東京のアスリートの競技力向上

次世代のアスリートの発掘、競技力の向上に向けた取組及びアスリートへの各種サポートを行い、東京の選手が一人でも多く日本代表選手として活躍できるよう支援する。また、スポーツを通じた国際交流により、次世代の競技力向上とともに、国を越えた相互理解を促進する。

1 アスリートの発掘・育成・強化

- 将来有望な選手や、才能ある中学生を発掘・育成・強化する取組を進め、東京 2020 大会などの国際的な大会で活躍するアスリートを数多く輩出する。
- パラリンピック等の国際的な舞台で活躍する東京ゆかりの選手を輩出するため、パラリンピック競技の体験・実践プログラムを実施し、障害者アスリート候補者の発掘を行う。
- 特別支援学校において、全国大会等で活躍できる選手の育成を目指すため、パラリンピアン等の協力を得て、生徒の競技力向上を図る。
- オリンピックやパラリンピックなどへの出場が期待される東京の選手を「東

＜パラリンピック選手
発掘プログラム＞



京アスリート認定選手」に認定し、活動を支援するとともに、認定選手としての自覚を促すため、コンプライアンスやアンチ・ドーピング等の研修を行う。

- 障害者スポーツの試合機会増加により、選手の競技力向上及び競技団体の大会運営能力向上を図るため、競技団体が主催する、国際パラリンピック委員会（IPC）等の公認大会の開催を支援する。
- 都における障害者スポーツ競技団体の体制整備と選手の競技力向上を目的として、団体が実施する練習会や強化合宿などに対して支援を行う。
- トップアスリートの育成実績のある国際的なトップコーチを海外等から招へいし、指導者の資質向上を図る。
- 大学等と連携し、スポーツ医・科学に立脚した各種サポート等を実施する。
- パラリンピックを見据え、競技団体や関係企業等からの意見も踏まえ、障害者スポーツなどに供する優れた技術・製品の開発を促進し、製品を使用するアスリートを支援する。
- アスリートや企業に対して、情報提供や意識啓発を通じてアスリートの雇用をサポートし、競技活動に打ち込める環境を整える。

＜東京アスリート認定選手認定式＞



2 スポーツ国際交流・次世代育成

- 東京国際ユース（U-14）サッカー大会など国際大会を開催し、ジュニア選手の技術向上及び指導者のスキルアップにつなげる。
- ジュニアスポーツアジア交流大会を、障害者と健常者が共に参加する国際大会として本格実施する。

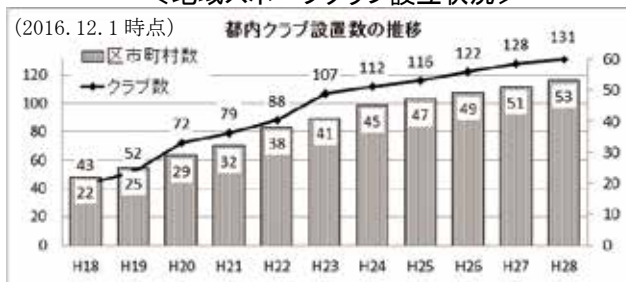
政策展開 3 スポーツしやすい環境整備

スポーツ実施率 70%の達成に向け、身近な地域で気軽に、障害のある人もない人も共にスポーツを楽しめるよう、様々な場や機会を活用して地域のスポーツ環境を拡充する。また、世代別のアプローチなどにより、スポーツの裾野の拡大及び都民の生涯を通じた健康増進を図る。

1 身近なスポーツ環境の創出

- 地域スポーツクラブの全区市町村への設置拡大やクラブ活動の活性化を促進する。
- 区市町村立スポーツ施設について、都民の誰もが身近な地域

＜地域スポーツクラブ設立状況＞



(東京都オリンピック・パラリンピック準備局調べ)

で利用しやすくなるよう、競技スペースや利用機会の拡大、トイレの洋式化等のバリアフリー化など、利用環境を向上するための工事を支援する。

- 河川沿いの通路や隅田川テラスで、ウォーキング等への利用を促進する取組を進めるとともに、海上公園内にサイクリング環境を整備し、仕事帰りや休日にスポーツを楽しめる環境を整備する。
- 都立スポーツ施設について、老朽化への対応や利用者の利便性の向上を図るため、計画的に改築・改修を進める。
- スポーツ大会やイベント等を都内各地で幅広く開催することで、都民がスポーツに親しむ機会を拡充する。

2 世代別アプローチによる裾野拡大

- 参加型スポーツイベントを実施するとともに、「スポーツTOKYOインフォメーション」において、区市町村も含めたスポーツ情報の充実や各世代別の広報を展開することで、スポーツへの関心が低い層のスポーツ実施を促す。
- 基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や、栄養・運動・休養の健康三原則に関する保健指導などを実践研究する小学校を「アクティブライフ研究実践校」として20校指定し、取組・成果の共有を通じて健康教育の充実を図る。(再：181頁)
- 全公立中学校を「アクティブスクール」として位置付け、目標や取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、体力向上の取組を推進する。(再：181頁)
- スポーツ特別強化校への都外遠征支援等により、都立高校の部活動を強化する。(再：181頁)
- 子育て世代を対象に、レクリエーションや気軽にできるニュースポーツを親子で楽しむ機会を提供する。
- 都内中小企業へ職場で気軽にスポーツに取り組めるプログラムを普及させるなど、職場内での運動習慣の定着化を促進する。
- スポーツ活動を推進する企業を「東京都スポーツ推進企業認定制度」により認定するとともに、企業の取組の事例集を作成して発信することで、スポーツ実施率の低い働き盛り世代のスポーツ活動を推進する。
- スポーツ産業見本市においてスポーツ関連の先進的な技術や製品を紹介することで、スポーツ産業の裾野を広げるとともに、広く都民のスポーツ活動の促進を図る。
- 高齢者の地域におけるスポーツ機会の充実を進め、スポーツを通じた高齢者の健康増進や地域での生きがいづくりを促進する。
- 日常生活において負担感なく生活習慣病の予防や生活習慣の改善が行えるよう、区市町村や民間団体等と連携し、適切な身体活動・運動等について普及啓発を行うほか、都内のウォーキングマップを集約したポータルサイトの充実を

＜東京都スポーツ推進企業認定ステッカー＞



図るなど、都民の生涯を通じた健康づくりを推進する。(再：128 頁)

3 障害者スポーツの裾野拡大

- マスメディア等を活用した広報や、障害のある人とない人が共に楽しむイベントを充実し、広く障害者スポーツの理解促進や普及啓発を図るとともに、障害のある人にスポーツを始めるきっかけを提供する。
- 障害者スポーツの魅力を伝えるために制作した映像やパラリンピック競技の紹介動画といった情報発信ツールを活用し、積極的なPR活動を展開する。
- テレビやファンサイト等の多様なメディアを通じて障害者スポーツの魅力を都民に発信し、障害者スポーツの観戦を促進する。
- 区市町村、地域スポーツクラブ、福祉施設等における障害者スポーツの取組を促進し、全区市町村で障害者スポーツ事業を実施するなど、身近な地域で障害のある人もない人も、共にスポーツを楽しめる環境を整備する。
- 企業等による障害者スポーツ支援の意向を、障害者アスリートや競技団体等につなげるため、障害者スポーツコンシェルジュによるマッチングを推進する。
- 障害者スポーツの拠点としての機能を維持・向上させるため、都内に2か所ある障害者スポーツセンターを改修する。
- 障害のある人や障害者スポーツ競技団体等の、身近な地域におけるスポーツの場の拡大に向け、都立特別支援学校の体育施設の活用を促進する。
- 障害者のスポーツ施設利用時に施設管理者が配慮すべきポイントをまとめた「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」の普及により、障害のある人のスポーツ施設利用を促進する。
- 東京2020大会の開催に向け、特別支援学校を「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」に指定し、障害者スポーツを取り入れた教育活動や優れた外部指導者の活用を推進する。
- 特別支援学校と公立学校のスポーツ交流や地域住民を対象とした障害者スポーツ教室の開催等により、障害者スポーツへの理解や普及を促進する。
- 首都大学東京において、荒川キャンパス体育施設のバリアフリー化による利用促進、障害者スポーツに関する研究や講習会などの実施により、障害者スポーツの理解促進を図るとともに裾野拡大を推進する。
- 「障がい者スポーツ指導員」の資格取得促進や指導員のネットワーク構築など、障害者スポーツを支える人材の育成と資質向上を推進する。

<チャレスポ！TOKYO>



<特別支援学校の活用>



- 障害者スポーツを支える人材の活動を活性化するため、新たに人材を発掘し、育成を進めるとともに、育成した人材が継続的に活動できるよう支援する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---------------------------|--------------------------------------|--|---|---------------|----------------------------------|--|---------------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 大会会場等の着実な整備 | 競技施設の整備 | 順次、実施設計・工事 → | | | | 東京2020大会 に向け着実に 整備完了 |
| | 開催気運の醸成 | リオ大会ライブサイト リオ大会ジャパンハウス 開催4年前イベント | 平昌大会ライブサイト 開催3年前 イベント 開催1000日 前イベント | 開催2年前 イベント | 開催500日 前イベント 開催1年前 イベント | ライブサイト 開催100日 前イベント シティドレ ッシング | 東京2020大会 に合わせ、オー ルジャパンで 盛り上げ |
| | | フラッグツアー | 都内全区市町村及び 全国で展開 → | | | | |
| | | NO LIMITS CHALLENGE | 都内各所で実施 → | | | | |
| | 大会開催を通じた東日本 大震災をはじめとする 被災地復興支援 | アスリート派遣事業 10回(予定) | 被災地の状況を踏まえ、効果的にアスリートを派遣 → | | | | 被災地の復興 を後押し |
| ラグビーワールドカップ 2019™の開催準備 | 大会準備・ 開催気運の醸成 | 運営計画策定、開催都市PR → | | | | 2019年大会に 向け、着実に 準備 | |
| 2 | アスリートの発掘・育成・ 強化 | ジュニア選手の 発掘・育成 修了者164人(～7期生) | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 修了者が 更に活躍 |
| | | 競技力向上 オリンピック30競技、 国体41競技の強化 | オリンピッ ク3競技追 加 | 強化事業の推進 → | | | 各種競技を 強化 |
| | | パラリンピック選手発掘 18競技330人参加 | 競技の体験・実践プログラムを実施 → | | | | 発掘選手が 活躍 |
| | | 東京アスリート認定選手 301名 | 250名 | 250名 | 250名 | 250名 | 認定選手が 活躍 |
| | | 国際的トップコーチ 招へい 5競技団体 | 都競技団体の強化練習会等に招へい → | | | | 選手の競技 レベル向上 |
| | | アスリートサポートによ り就職するアスリート数 5人 | 就職に向けた情報提供や普及啓発 → | | | | 都の支援に より就職 |
| | スポーツ国際交流・次世代 育成 | ジュニアスポーツアジア 交流大会障害者選手 招へい 5都市 | 障害者と健常者が共に参加する国際大会として 本格実施 → | | | | 国際交流と 選手の競技力 向上 |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|---------------------------|---|---|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 身近なスポーツ環境の 創出 | 地域スポーツクラブの 設置 51区市町村(2015年度末) | 未設置区市町村における設置支援 | | | | 全区市町村に 設置 |
| | 区市町村立スポーツ施設 の整備促進 | 区市町村立スポーツ施設の競技スペース や利用機会の拡大、バリアフリー化等の工事を支援 | | | | 都民のスポー ツ活動の場の 拡大 |
| | 海上公園内サイクリング ルート整備 実施設計完了 | 工事 | 工事 | | | 6km 整備 |
| 世代別アプローチによる 裾野拡大 | スポーツTOKYOイン フォメーションのページ ビュー月平均 40,058件(2015年度) | 積極的・タイムリーなスポーツ情報の発信 区市町村スポーツ情報の拡充 世代別・障害者のスポーツ情報の充実 | | | | 月平均 50,000件 |
| | スポーツ特別強化校指定 50部 | | 追加指定 | | | 100部 |
| | 東京都スポーツ推進企業 認定 130社 モデル13社(2015年度) | 認定200社 モデル10社 | 認定250社 モデル10社 | 認定300社 モデル10社 | 認定350社 モデル10社 | 認定350社 モデル60社 (累計) |
| 3 障害者スポーツの裾野 拡大 | シニアスポーツ振興事業 の実施 54区市町村(2015年度末) | 説明会の開催、事務手引きの整理により きめ細かい支援と依頼を実施 | | | | 全区市町村で 実施 |
| | 障害者スポーツ事業 の実施 44区市町村(2013年度末) | 区市町村の事業実施を支援 区市町村等への相談・助言、指導員派遣等 | | | | 全区市町村で 実施 |
| | 障害者 スポーツコンシェルジュ 相談窓口設置、運営 | 相談窓口 運営 | 相談窓口 運営 | 相談窓口 運営 | 相談窓口 運営 | マッチングが 充実 |
| | 障害者総合スポーツ センターの改修 改修工事着手 | 改修工事 | | | | 改修完了 |
| | 多摩障害者スポーツ センターの改修 実施設計着手 | 実施設計 | 改修工事 | | | 改修完了 |
| | 特別支援学校の 体育施設の活用促進 5校実施 | 10校で実施 | 順次拡大 | | | 実施校の拡大 |
| | スポーツ特別推進校指定 20校 | 30校 | 全校 | | | 全特別支援学 校を拠点化 |
| | 「障がい者スポーツ指導 員」の資格を持つスポー ツ推進委員の配置 48地区(2015年度末) | 講習会の実施による資格取得者の拡大 | | | | 都内全59地区 に配置 |

スマート シティ

世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京

世界のメガシティとして、日本の首都・経済のエンジンとして、大都市が抱える課題を解決し、そして、国際的な都市間競争に勝ち抜く成長を生み続け、活力にあふれ、サステイナブル、持続可能な東京をつくります。

- 1 スマートエネルギー都市
- 2 快適な都市環境の創出
- 3 豊かな自然環境の創出・保全
- 4 国際金融・経済都市
- 5 交通・物流ネットワークの形成
- 6 多様な機能を集積したまちづくり
- 7 世界に開かれた国際・観光都市
- 8 芸術文化の振興

1 スマートエネルギー都市

世界をリードする、スマートエネルギー都市を目指そう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- LED*照明を、家庭、ビル、工場等で普及させるとともに、都営施設での率先導入を進め、東京をLEDが明るく照らす環境に優しい都市にしていく。
- 省エネルギー対策において、IoT*やAI*などの革新的な技術を活用し、エネルギー消費量やCO₂排出量の削減を更に加速させていく。
- 都市活動を支える主要なエネルギーの一つとして、再生可能エネルギーや水素の活用を促進し、さらに、低炭素社会の切り札ともなり得るCO₂フリー水素*の都内での利用実現に取り組んでいく。

II 政策目標

1 照明のLED化推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|---|---------|-----------------|------------|
| 01 | 都営施設における LED 照明普及率※1 | 2020 年度 | おおむね 100% | |
| 02 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の都立競技施設の LED 照明導入 | 2020 年度 | 完了 | |
| 03 | 都営住宅の共用部等における照明器具の LED 化 | 2020 年度 | 約 62,600 戸 (着工) | |
| 04 | | 2030 年度 | 都営住宅全棟 | |
| 05 | 道路照明の LED 化 | 2020 年度 | 約 2,900 灯 | |
| 06 | 公園灯の LED 化 | 都立公園 | 2020 年度 | 44 公園で工事实施 |
| 07 | | 海上公園 | 2020 年度 | 17 公園で工事实施 |
| 08 | バス停留所の照明 LED 化 | 標識柱 | 2020 年度 | 450 基 |
| 09 | | 上屋 | 2020 年度 | 350 棟 |

※1 LED照明を導入した施設の割合

2 省エネルギー対策の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次※2 | 目標値※2 |
|-----|------------------------------|---------|---|
| 01 | 都内エネルギー消費量 | 2030 年 | 38%削減 (2000 年比) |
| 02 | 都内温室効果ガス排出量* | 2030 年 | 30%削減 (2000 年比) |
| 03 | 代替フロン (HFCs) *の排出量 | 2020 年度 | 2014 年度値以下 (速報値 3.9 百万トン-CO ₂) |
| 04 | | 2030 年度 | 35%削減 (2014 年度比) |
| 05 | 業務用コージェネレーションシステム (CGS) *の導入 | 2020 年 | 45 万 kW |
| 06 | | 2024 年 | 60 万 kW |
| 07 | | 2030 年 | 70 万 kW |

| No. | 政策目標 | 目標年次※2 | 目標値※2 | |
|-----|---------------------------|--------|---------------------------|------|
| 08 | 次世代自動車等の普及割合 | 乗用車 | 2020年度 | 40% |
| 09 | | | 2030年度 | 80% |
| 10 | | 貨物車 | 2020年度 | 1.5% |
| 11 | | | 2030年度 | 10% |
| 12 | 環境性能の高いユニバーサルデザインタクシー*の導入 | 2020年度 | 1万台 | |
| 13 | 都庁舎改修後の年間エネルギー使用量 | 2020年度 | 4.6億MJ*/年(1991年度(開庁時)約半減) | |

※2 目標年次及び目標値で暦年表示している箇所の集計等は年度単位で実施。本文中も同じ

3 再生可能エネルギーの導入促進

| No. | 政策目標 | 目標年次※3 | 目標値 |
|-----|--------------------|--------|----------|
| 01 | 再生可能エネルギーによる電力利用割合 | 2020年 | 15%程度に拡大 |
| 02 | | 2024年 | 20%程度に拡大 |
| 03 | | 2030年 | 30%程度に拡大 |
| 04 | 都内の太陽光発電設備導入量 | 2020年 | 70万kW |
| 05 | | 2024年 | 100万kW |
| 06 | | 2030年 | 130万kW |
| 07 | 都有施設への太陽光発電の導入 | 2020年 | 約2.2万kW |

※3 目標年次は暦年で表示しているが集計等は年度単位で実施。本文中も同じ

4 水素社会実現に向けた取組の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次※4 | 目標値 |
|-----|----------------|--------|--------|
| 01 | 水素ステーション*整備箇所数 | 2020年 | 35か所 |
| 02 | | 2025年 | 80か所 |
| 03 | | 2030年 | 150か所 |
| 04 | 燃料電池*自動車普及台数 | 2020年 | 6,000台 |
| 05 | | 2025年 | 10万台 |
| 06 | | 2030年 | 20万台 |
| 07 | 燃料電池バス普及台数 | 2020年 | 100台以上 |
| 08 | 家庭用燃料電池普及台数 | 2020年 | 15万台 |
| 09 | | 2030年 | 100万台 |

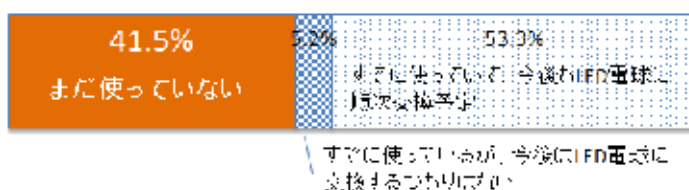
※4 目標年次は暦年で表示しているが集計等は年度単位で実施

Ⅲ これまでの取組と課題

(照明のLED化状況)

- 家庭におけるLED電球の利用状況は、約58% (2014年)

<家庭のLED電球の利用状況・未使用理由>



(出典)クール・ネット東京資料

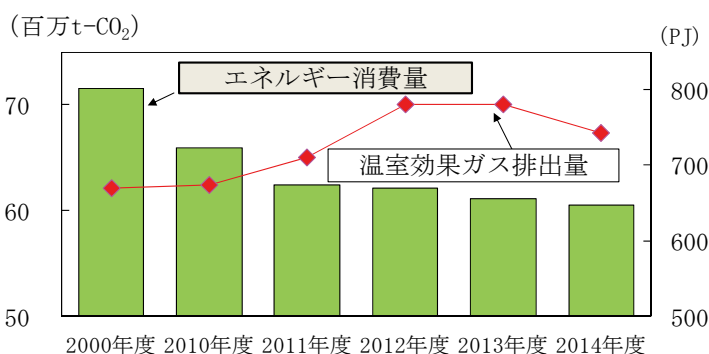
10月)にとどまっております、更なる利用拡大が必要であります。

- 約3万か所の信号灯器のLED化が、2016年度までに完了した。都有施設では、2014年度から、新築・改築、大規模改修時にLED照明を導入しているが、今後、更にLED照明の導入を拡大する必要がある。

(省エネルギー対策の取組)

- 2014年度の都内の最終エネルギー消費量は647PJ*となり2000年度と比べて19%の削減を達成した。その一方で、業務部門の削減率は5.9%にとどまり、家庭部門は2.9%増加しているため、これらの部門における対策が必要である。
- 2014年度の都内の温室効果ガス排出量は、東日本大震災以降、CO₂排出量の多い火力発電による電力供給が主力となっていたことで8.4%増加(2000年度比)しており、今後、削減していく必要がある。
- 2010年度に導入した大規模事業所に対するキャップ&トレード制度*(以下「C&T制度」という。)により、対象事業所のCO₂排出総量削減が進み、第1計画期間(2010～2014年度)の最終年度である2014年度には基準年度比25%の大幅削減を達成した。第2計画期間(2015～2019年度)においても、CO₂排出量の更なる削減を図っていく必要がある。

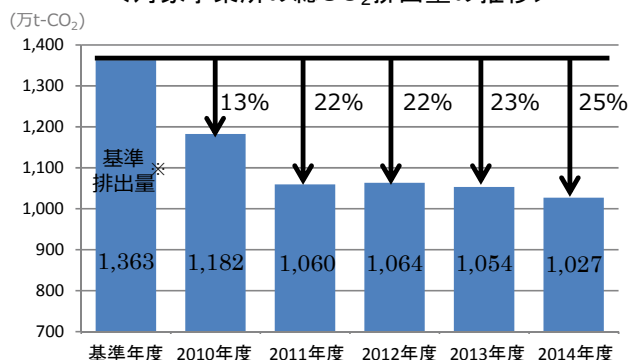
<エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の推移>



※2014年度の数値は速報値

(東京都環境局調べ)

<対象事業所の総CO₂排出量の推移>



※ 基準排出量とは、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

2016年8月時点での集計値。第1計画期間の電気の排出係数は2005～2007年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.382t-CO₂/kWh(計画期間中は固定)

(東京都環境局調べ)

(再生可能エネルギー導入の取組)

- 都内の再生可能エネルギー電力利用割合は、約8.7%(2014年度)となっており、2020年度の政策目標として掲げた15%程度に向け、更なる利用割合の向上に取り組む必要がある。
- 都の補助制度や「東京ソーラー屋根台帳」*の活用による情報発信、2012年に国が開始した固定価格買取制度*(以下「FIT」という。)などにより、2015

年度末には太陽光発電設備の導入量が約41万kWまでに増加した。今後、都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を高めるためにも、更に導入を拡大させる必要がある。

＜東京ソーラー屋根台帳(イメージ)＞



(水素社会実現に向けた取組)

- 2014年の燃料電池自動車の一般販売開始を受け、燃料電池自動車の導入及び燃料電池自動車への水素の供給インフラである水素ステーションの整備を支援し、2015年度末までに、都内で11か所整備されている。また、都営バスにおいて、燃料電池バスを2台導入することとした。今後、さらに燃料電池自動車やバスの導入、水素ステーションの整備を推進する必要がある。

＜水素ステーション＞



(写真提供)岩谷産業株式会社

IV 4か年の政策展開

政策展開 1

照明のLED化推進

人口やオフィスが集積している東京はエネルギー消費量が多く、その中でも照明の割合が高い。照明のエネルギー消費量の削減に向け、LED照明に関する国等の施策の動向、技術開発や都内での普及状況等の実態を把握し、家庭、ビルや工場等に対するLED照明の導入促進、都有施設への率先的な導入を進めていく。

1 家庭におけるLED照明化の推進

- 家庭のLED照明の普及状況等を調査し、環境イベント等を活用した広報によって、LED照明普及のムーブメントを醸成する。
- 同じ明るさでより多くの電気を必要とする非効率な白熱電球の使用に歯止めをかけるため、都民が電球形LEDランプの効果を実感できる機会の提供と併せて、家庭での省エネアドバイスを実施する。

＜電球形LEDランプの例＞



(出典) 経済産業省ホームページ

スマートシティ

- 住宅ストックの約7割を占める集合住宅の共用部等の照明の実態を調査し、今後の照明LED化に向けた施策に反映する。
- 区市町村が実施する家庭向けのLED照明の普及事業に対して支援を行う。

2 ビル・工場等におけるLED照明化の推進

- ビル・工場等におけるLED照明の普及状況等を調査するとともに、大規模事業所に対するC&T制度、中小規模事業所の地球温暖化対策報告書制度*等の運用において、事業者に対して照明のLED化を働きかける。
- 中小テナントビルのオーナーとテナントが省エネルギー対策に協力して取り組むグリーンリース*や、中小医療・福祉施設等に対するエネルギーマネジメント支援事業などを通じてLED照明の導入を促進する。
- 中小企業に対して、エネルギーコスト削減効果が高いLED照明器具などの設備機器の導入を支援するとともに、商店街の街路灯のLED化を支援する。
- 区市町村と連携した省エネ研修会等を通じて、区市町村内の中小規模事業所（区市町村の施設を含む。）向けに照明のLED化に関する技術的な支援を行う。

<ビル内のLED照明採用事例>



3 都によるLED照明の率先導入

- 既存都有施設において、高い省エネルギー効果が見込まれる使用時間の長い照明器具や、都民の目に触れる機会の多い場所を対象に、LED照明を導入する。新築・改築や大規模改修等が計画されている施設及び都民サービスに直接影響がある場所については、新設・更新時に併せてLED照明を導入する。
- 東京2020大会の都立競技施設にLED照明を導入する。
- 都営住宅の共用部等の照明については、建替え時にLED照明器具を導入していくとともに、既存住宅においては、計画的にLED照明器具に更新する。
- 都が管理する道路や公園の照明を、道路の新設や拡幅、更新等に併せて、順次LED化する。
- バス停留所の標識柱や上屋照明など、都民の目に触れる機会が多い場所にLED

<LED照明付バス停留所>



D照明を率先的に導入する。

- 都有施設におけるLED照明の率先導入状況を公表する。

政策展開 2 省エネルギー対策の推進

エネルギー大消費地である東京の責務として、世界をリードする低炭素都市を実現するため、都内のエネルギー消費量を2030年までに2000年比38%削減、温室効果ガス排出量を2030年までに2000年比30%削減することを目標に、都民や事業者、区市町村等と連携して、省エネルギー対策を推進する。

1 家庭における省エネルギー対策の推進

- エコハウスが持つ特徴の一つである、断熱性能の高い窓を普及させるため、既存住宅を対象に高断熱窓への改修を支援する。

- 家庭でのエネルギー利用の高度化を図るため、家庭用燃料電池や蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム*（以下「V2H」という。）、太陽熱利用システムの導入を支援する。

- 業界団体、ハウスメーカー等と連携し、住宅展示場等を活用したエコハウスの普及に向けた啓発を行う。

- 高断熱建材にとどまらず、IoTやAIなどの先端技術を活用するなど、環境性能の高いエコハウスの建築・改修に係る誘導策を調査し、今後の施策に反映する。

- 家庭の省エネルギー対策に関するノウハウを有する企業や団体と連携して専門家を養成し、家庭訪問や講習会などを行う省エネアドバイスの中で、照明のLED化や省エネ家電などに関する情報提供を行う。

- 区市町村がそれぞれの地域特性に応じて行う省エネルギー対策の取組を支援する。

- 学校や企業、関係団体との連携により、次世代の社会を担う児童や生徒たちに、日常生活の場面における省エネルギーに資する環境配慮行動や、自然環境

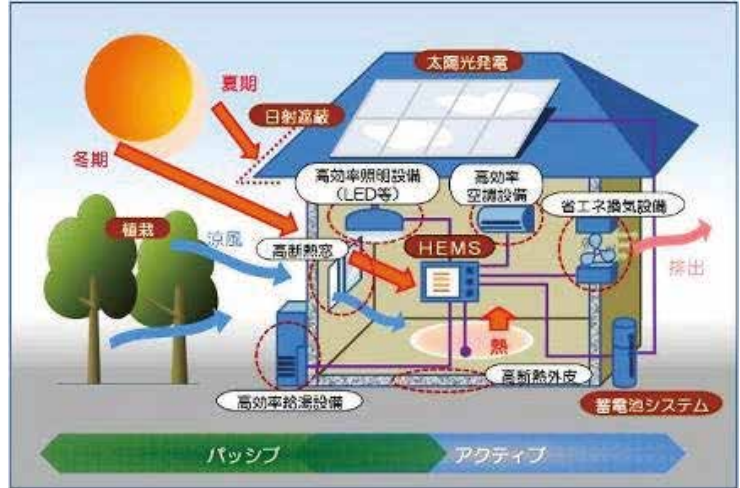
<冷暖房の熱損失イメージ>

夏の冷房時、冬の暖房時に熱が入り出りする割合



(出典)「住宅の省エネルギーガイドブック」東京都都市整備局
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

<エコハウスのイメージ>



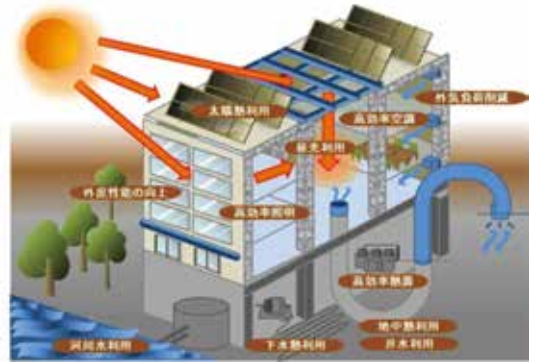
(出典)国土交通省資料

業務用冷凍空調機器からの漏えい抑制や適正な回収処理などの徹底、ノンフロン・低GWP*機器への転換を促進し、大気中への排出量を削減する。

3 建築物における省エネルギー対策の推進

- 建築物の省エネルギー性能を向上させるため、「東京都建築物環境計画書制度*」を、ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB*）化の考え方を取り入れて再構築し、省エネルギービルの普及を促進する。
- 中小医療・福祉施設等に対して、ESCO事業者を活用した電気と熱のエネルギーマネジメントの実施を促進する。
- マンション等の集合住宅に対して、MEMS*を導入し、アグリゲータ*の管理の下でエネルギー利用の最適化・効率化を進めることにより、マンションの電力使用のスマート化を促進する。

<ZEBのイメージ>

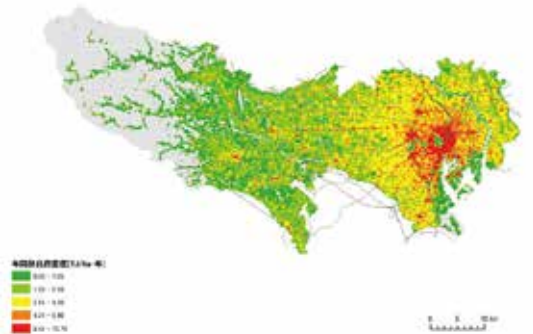


(出典)経済産業省資源エネルギー庁資料

4 地域におけるエネルギー利用のスマート化の推進

- 停電時もエネルギー供給可能なCGSの導入を支援するとともに、オフィスビルや商業施設などの熱や電気の需要パターンが異なる建物間のエネルギー融通に必要なインフラ整備を促進する。
- 地域のエネルギー特性を示したエネルギーマップによる情報発信を行うとともに、「都市開発諸制度*」等の都市づくり手法を活用し、地区・街区でのエネルギー利用の効率化を促進する。
- 下水道事業において、汚水を幹線等に貯留して水再生センターへの流入量を調整するなどの仕組みを構築し、電力のピークシフト*や電力の需給調整（デマンドレスポンス*）に貢献する。

<エネルギーマップ>



スマートシティ

5 交通・輸送における省エネルギー対策の推進

- 安全で快適な自転車走行空間の整備と、手軽に利用できるシェアサイクル*の広域的な普及促進により、自転車の活用を推進する。(再：257頁)
- 中小運輸事業者等が使用する低公害・低燃費のハイブリッドトラック・バスの導入を支援する。
- 中小企業者が使用する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入を

<シェアサイクルポート>



支援する。

- 環境性能が高く車いすのまま乗車可能なスロープやリフトを装備したユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）などの導入を支援する。
- 事業者のエコドライブの実践につながる普及啓発として、研修カリキュラムを作成し、事業者の取組を支援するとともに、一般ドライバー向けに関係機関と連携した啓発活動を進める。
- 貨物輸送事業者のCO₂排出量の削減努力を評価する「東京都貨物輸送評価制度*」により、物流部門における省エネルギー化を推進するとともに、大規模オフィスの周辺や繁華街、商店街等で、集配送の一元化、効率的な物流対策などを推進する。
- 東京港では、はしけ輸送等によるモーダルシフト*の推進等により、港湾区域でのエネルギー消費量を削減する。

＜UDタクシーのイメージ＞



（出典）国土交通省ウェブサイト

6 都の率先行動

- 都庁舎において、老朽設備の更新時に、高効率空調やLED照明などを導入し、年間エネルギー消費量を1991年度の9.7億MJから、2020年度には4.6億MJまで約半減にする。
- 「スマートエネルギー都庁行動計画」に基づき、都庁舎の省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を推進する。
- 都庁舎の新築・改築等においては、「省エネ・再エネ東京仕様*」を適用して、建物の一層の省エネルギー化・低炭素化を図るとともに、太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーの利用を推進する。
- さらに、都庁舎のZEB化に向け、東京都公文書館に最新の省エネルギー技術の導入を図るなど、ZEB化実証建築を進め、その検証結果を生かす。
- 上下水道事業において、「東京水道エネルギー効率化10年プラン」及び下水道事業におけるエネルギー基本計画「スマートプラン2014」に基づき、浄水・送

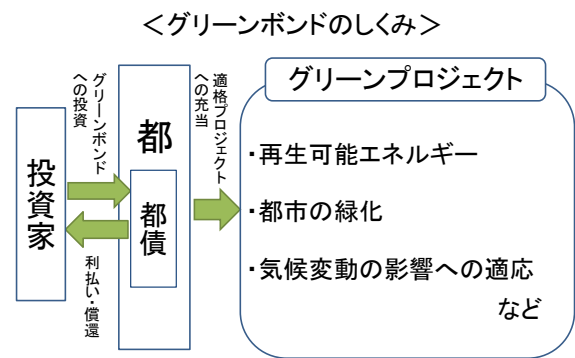
＜省エネ・再エネ東京仕様イメージ＞



（出典）「省エネ・再エネ東京仕様」（2014年6月東京都財務局）

配水や下水処理過程などで更なる省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用などを推進する。

- 都の環境事業に民間資金の投資を促すため、再生可能エネルギーの導入、都市の緑化、気候変動の影響への適応の観点から選定した事業等を投資対象にしたグリーンボンド*を発行する。



政策展開 3 再生可能エネルギーの導入促進

エネルギーの大消費地である東京において、2020年までに再生可能エネルギーの電力利用割合を15%程度（2014年度8.7%）に高めるとともに、太陽光発電設備70万kW（累計）を導入する。

1 住宅・事業所等への導入推進

- 住宅向けに、太陽光発電システムによって発電した電力を夜間や停電時にも有効利用できる蓄電池システムやV2Hの導入、及び太陽熱利用システムの導入を支援する。
- 事業者向けに、FITによらない、地域の防災性の向上にも資する自家消費型の再生可能エネルギーの導入を支援する。
- 平常時だけでなく災害時にも利用できるスマートフォン等の充電設備やLED照明を備えた自立型ソーラースタンド*について、避難場所となる公園等への設置を支援する。
- 電力小売自由化等を踏まえ、都民や事業者が環境性に着目して電力を選択できるようにするため、エネルギー環境計画書制度*を活用し、電気事業者ごとの再生可能エネルギー利用率を「見える化」するなど、再生可能エネルギーによる電力利用を促進する。

＜自立型ソーラースタンド(例)＞



(画像提供)大日本印刷株式会社

2 島しょ地域への導入推進

- 地熱資源に恵まれる八丈島において、地熱発電*の利用拡大に向けた取組を支援する。
- 島しょ町村における地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用促進の取組を支援し、低炭素な自立分散型エネルギーの普及拡大を推進する。

3 普及啓発や情報発信による導入の推進

- 「東京ソーラー屋根台帳」による情報発信等を通じて、建物での太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入を促進する。
- 都内における地中熱*の採熱可能量の目安を分かりやすく示した「地中熱ポテンシャルマップ*」等を活用し、公共施設等における導入を促進する。

4 都立施設への導入推進

- 都立学校や都営住宅の屋上などにおける太陽光発電設備の設置に加えて、下水道施設のメガソーラー*の設置等を推進する。
- 上下水道施設の管路・水路の高低差や河川との落差などを利用した小水力発電*、公園の剪定枝葉の燃料化や下水の熱エネルギーの冷暖房利用など、事業特性に応じたエネルギー源に着目することで、再生可能エネルギーの活用を拡大する。
- 下水汚泥焼却時の廃熱をより一層活用した発電を行うなど、再生可能エネルギー活用の拡大に向けた、技術開発を推進する。

＜水再生センター太陽光発電設備＞



＜下水道事業における再生可能エネルギー活用の拡大イメージ＞



政策展開 4 水素社会実現に向けた取組の推進

都民や事業者の理解を得ながら官民を挙げた取組を進めるとともに、CO₂フリー水素の先駆的な活用を含め、東京 2020 大会開催時における水素利活用を進め、環境と調和した未来型都市の姿を世界に発信していく。

1 水素ステーションの整備促進

- 燃料電池自動車の導入拡大に必要な水素ステーションの整備及び運営を支援する。また、燃料電池バスに対応した水素ステーションの整備を支援する。
- 既存のガソリンスタンドへの併設整備に向け、中小ガソリンスタンド事業者に対して、水素ステーションの整備のために必要な情報提供や、運営に必要な技術力を習得するための講習会の開催などによる支援を行う。

2 燃料電池自動車・バス等の普及拡大

- 都内の法人や個人向けに、燃料電池自動車の導入を支援するとともに、都の庁有車での率先導入や区市町村での導入を支援する。

- 都営バスに燃料電池バスを先導的に導入するとともに、羽田空港周辺等を走行するバスにおいても、燃料電池バスの普及を促進する。
- 燃料電池バスを、都心と臨海副都心とを結ぶBRT*への展開を図る。
- 羽田空港における、燃料電池フォークリフト等の業務・産業用車両の実証事業を通じて、水素エネルギーの利活用を促進する。

<燃料電池自動車>



(写真提供)トヨタ自動車株式会社(左)、
本田技研工業株式会社(右)

3 家庭用燃料電池や業務・産業用燃料電池の普及

- 住宅への家庭用燃料電池の導入を支援する。
- 業務・産業用燃料電池については、高効率モデルの早期市場投入及び2020年以降本格普及を促す。

4 都民を広く対象とした普及啓発

- 水素の特性や安全な利用方法などについて、水素エネルギー情報発信拠点である水素情報館「東京スイソミル」の活用や、一般都民を広く対象としたイベントやセミナーの開催を通じた普及活動を実施する。
- 次世代の社会を担う子供たちに対して、将来の主要なエネルギーの一つとして期待される水素を学ぶ教育を推進するとともに、水素になじみのない多くの都民向けに、SNSやパンフレットなどの媒体を利用した効果的な普及啓発を実施する。

<水素情報館「東京スイソミル」>



5 CO₂フリー水素の活用促進

- CO₂フリー水素に係る研究などの多様化、複雑化する都政ニーズの課題解決に貢献していくためのシンクタンクとして、公益財団法人東京都環境公社（以下「環境公社」という。）の東京都環境科学研究所の機能を強化する。
- 福島県、国立研究開発法人産業技術総合研究所、東京都及び環境公社の4者間におけるCO₂フリー水素の研究開発等に係る協定に基づき、東京2020大会開催時において、福島県産のCO₂フリー水素を水素ステーション等で活用するなど、都内での利用を推進する。
- 再生可能エネルギー電力の水素蓄電*を活用したまちづくりに関する調査研究等を実施し、CO₂フリー水素を生かした水素蓄電の電気や熱などの新しいエネルギーマネジメントを推進する。

<4者協定のイメージ>



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---------------------------------|------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|---------------|--------|-----------------|--------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 家庭におけるLED照明化の推進 | 普及状況の予備調査 | 普及調査 集合住宅調査 | 今後の施策に反映 | | 家庭での普及 | |
| | | 都内一般家庭LED電球普及率58% (2014年) | LED普及事業 | | | | |
| | | 区市町村事業支援 (直管形LEDのみ) | 事業支援 (LEDランプ等も対象追加) | | | | |
| | ビル・工場等におけるLED照明化の推進 | 普及状況の予備調査、C&T制度等による照明のLED化の促進 | 普及調査 | 制度等による促進 | | 制度での定着 | |
| | | 研修会・省エネ診断等による普及啓発 | 研修・診断による支援 | | | | 中小企業等での普及 |
| | | | グリーンリース | → | | | |
| | | | 普及事業による支援 医療・福祉施設等の支援 | → | | | |
| | 中小企業による節電対策(LED照明導入)支援 | 中小企業の支援 | | | | → | |
| | 都によるLED照明の率先導入 | 新築・改築、大規模改修時にLED照明を導入 | LED照明の率先導入 | | | | おおむね100% |
| | | 東京2020大会都立競技施設の整備等 | LED照明の導入 | | | | 完了 |
| 2 | 家庭における省エネルギー対策の推進 | 創エネ・省エネ設備機器等の導入支援 | 既存住宅の高断熱窓改修支援 | | → | エコハウスの普及 | |
| | | | 燃料電池、蓄電池システム等の導入支援 | | → | | |
| | | 業界団体、ハウスメーカーと連携した普及啓発 | 広報材料作成・配布 | 普及促進 | | | → |
| | | エコハウス建築・改修に係る誘導策の検討 | 手法調査 | 関係団体協議、誘導策の実施 | | | → |
| | ビル・工場等における省エネルギー対策の推進 | 家庭の省エネアドバイザーによる支援、普及啓発 | → | | | | 省エネ対策の定着 |
| | | 大規模事業所C&T制度の運用(第2計画期間)25%削減(2014年度) | 第2計画期間 (削減義務率17%又は15%削減) | | 次期計画期間 | → | 更なるCO ₂ 排出量削減 |
| | | 中小規模事業所における省エネルギー対策の推進 | 地球温暖化対策報告書制度の運用 | | | | |
| | | | 事業者支援 | | | | → |
| | 建築物における省エネルギー対策の推進 | フロン対策 | フロン類の適正管理の徹底、ノンフロン・低GWP機器の導入促進 | | | | 代替フロン(HFCs)排出量2014年度以下 |
| | | 建築物環境計画書制度の運用 | 制度運用 | | → | 新築建築物等の省エネ対策の推進 | |
| ZEB化に向け再構築検討 | | | 新制度準備 | 制度周知 | 新制度開始 | | |
| 中小医療・福祉施設等、マンションのエネルギーマネジメントの支援 | 事業者支援 | | | | → | エネルギーマネジメントの推進 | |

スマートシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | | |
|------------|---|--|-----------------|--------------------------|----------|-------------|---------------|-----------------------------------|--|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | | |
| 2 | 地域におけるエネルギー利用のスマート化の推進 | C G S等の導入支援 | | | | → | エネルギーの面的利用の普及 | | |
| | | 都市開発諸制度の活用方針の改定 | | 都市開発の機会を捉えたエネルギーの面的利用の促進 | | | | → | |
| | 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 | 広域的なシェアサイクルが先行4区周辺区へ展開 | | 更に拡大 | | | → | エリア拡大 | |
| | | 2014年度次世代自動車等(乗用車) 12.1% (貨物車) 0.4% | | 普及 | | | → | (乗用車) 40% (貨物車) 1.5% | |
| | | UDタクシー導入支援 | | 導入支援 | | | → | 1万台 | |
| | | エコドライブ、モーダルシフト等の推進 | | | | | → | 交通・輸送の省エネルギー化 | |
| | 都の率先行動 | 都庁舎エネルギー使用量4.8億MJ/年(2015年度)(33フロア、議会棟完了) | | 改修工事 | | | → | 4.6億MJ/年(全84フロア完了) | |
| | | 2014年度知事部局等温室効果ガス排出量約20%削減(2000年度比) | 12フロア | 13フロア | 14フロア | 12フロア | | | |
| | | 2014年度知事部局等温室効果ガス排出量約20%削減(2000年度比) | スマエネ都庁行動計画の進行管理 | → | 25%削減 | | → | 更なる削減 | |
| | | 次期計画期間 | | | | | | | |
| 都の率先行動 | 都有施設Z E B化に向けた実証建築の実施設計 | | 実証建築 | | → | 検証 | → | 都有施設Z E B化の推進 | |
| | Z E B化推進 | | | | | | | | |
| | グリーンボンドのトライアルとして東京環境サポーター債を発行(100億円:2016年度) | グリーンボンド発行 | 発行 | 発行 | | → | 事業継続 | 国内資金を環境対策に生かす流れを創出 | |
| 3 | 住宅・事業所等への導入推進 | 地産地消型再生可能エネルギー導入支援 | | | | → | | 再生可能エネルギー電力利用割合15%程度(2014年度約8.7%) | |
| | | シティチャージ*5か所 | | 自立型ソーラーシステムの導入支援 | | → | | | |
| | 島しょ地域への導入推進 | 八丈島地熱発電の利用拡大 | | | | | → | | |
| | | 再エネ利用促進の支援 | | | | | → | | |
| | 普及啓発や情報発信による導入の推進 | 東京ソーラー屋根台帳等による情報発信 | | | | | → | | |
| 都有施設への導入推進 | 太陽光発電設備1.18万kW(2014年度末) | | 再生可能エネルギーの導入拡大 | | | → | 2.2万kW | | |
| 4 | 水素ステーションの整備促進 | 水素ステーション11か所(2015年度末) | | 整備支援 | | | → | 35か所 | |
| | 燃料電池自動車・バス等の普及拡大 | 燃料電池自動車86台※(2015年度末)、バス2台 | | 普及 | | | → | 車6,000台 バス100台 | |
| | 家庭用燃料電池や業務・産業用燃料電池の普及 | 家庭用燃料電池3.1万台(2015年度末) | | 普及 | | | → | 15万台 | |
| | 都民を広く対象とした普及啓発 | 水素情報館「東京スイソミル」開設 | | 普及イベントやセミナーの開催 | | | → | 都民への浸透 | |
| | | 水素社会を重点テーマとした広報展開 | | 局HPの改良 | | | → | | |
| | CO ₂ フリー水素の活用促進 | CO ₂ フリー水素の利活用に向けた四者協定締結 | | 利活用に向けた共同研究・実証等 | | | → | 都内での利用 | |
| | | | | | 都内での利用推進 | → | | | |

※都補助金交付決定等による台数

スマートシティ

2 快適な都市環境の創出

クール・クリーンで、快適な都市をつくろう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 遮熱性舗装等の整備や緑陰の確保、クールスポットの創出、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺の人が集まるエリアでの暑さ対策等を推進し、都市の熱環境を改善するとともに、多様な主体による暑さ対策の取組を社会に定着させる。
- 東京の健全な水循環、水辺の水質の回復に向けて、雨水や下水再生水*の利用促進、河川や運河の水質の維持・改善を図り、快適な水環境の創出に取り組んでいく。
- PM2.5*や光化学オキシダント*濃度の低減に向けて、揮発性有機化合物（VOC）*など大気汚染物質の削減や周辺自治体との広域連携を進め、大気環境の更なる改善を進めていく。
- 資源ロスの削減、エコマテリアル*の利用、廃棄物の循環利用を促進し、持続可能な資源利用を推進していく。

II 政策目標

1 暑さ対策

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------------------------------|---------|-------------|
| 01 | 競技会場周辺等における暑熱対応設備の整備によるクールエリアの創出 | 2019 年度 | 6 エリア程度 |
| 02 | 都道での遮熱性舗装*・保水性舗装*の整備 | 2020 年 | 約 136km（累計） |

2 水環境

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|------------------------|-----------|---|----------------------|
| 01 | ハッ場ダムの建設 | 2019 年度 | 完成 | |
| 02 | 雨天時の下水を処理する高速ろ過施設*の整備 | 2019 年度 | 合流式の水再生センターのうち 6 か所（区部） | |
| 03 | 降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の増強 | 2019 年度 | 140 万 m ³ （累計） | |
| 04 | | 2023 年度 | 160 万 m ³ （累計） | |
| 05 | 下水の高度処理施設等*の整備 | 2020 年度 | 処理能力を 1.8 倍（430 万 m ³ /日）に増強（2013 年度比） | |
| 06 | | 2024 年度 | 処理能力を 2.6 倍（616 万 m ³ /日）に増強（2013 年度比） | |
| 07 | 外濠の水質改善 | 2019 年度 | 外濠のしゅんせつを実施 | |
| 08 | 河川や運河の水質改善 | 河川でのしゅんせつ | 2024 年度 | 隅田川など 5 河川でのしゅんせつを実施 |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------------|--------|----------------------|
| 09 | 運河でのしゅんせつ・覆砂* | 2024年度 | 勝島運河など30運河 |
| 10 | 海辺の自然再生による水質浄化の促進 | 2017年度 | 野島公園における干潟再生(11.8ha) |
| 11 | 公園の自然的景観の保全・再生 水辺の再生 | 2024年度 | 不忍池など5池 |

3 大気環境

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---|--------|--|
| 01 | 東京港での排気ガス対策 船舶からの大気汚染物質の削減率(2010年度比) | 2024年度 | NO _x *は20% SO _x *は40% |
| 02 | 光化学スモッグ注意報※1の発令日数 | 2020年度 | ゼロ |
| 03 | 光化学オキシダント濃度 | 2030年度 | 全ての測定局で0.07ppm以下(8時間値)※2 |
| 04 | PM2.5の環境基準※3 | 2020年度 | 長期基準の達成 |
| 05 | | 2024年度 | 達成 |

※1 大気汚染防止法に基づき光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事等が発令する

※2 年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均

※3 1年平均値が15 μ g/m³以下(長期基準)であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下(短期基準)

4 廃棄物

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--|--------|--------------------------|
| 01 | 一般廃棄物の再生利用率 | 2020年度 | 27% |
| 02 | | 2030年度 | 37% |
| 03 | 都内で発生する廃棄物の最終処分量 | 2020年度 | 107万トン (2012年度比14%削減) |
| 04 | | 2030年度 | 93万トン (2012年度比25%削減) |
| 05 | 海上公園での資源循環の推進 資源循環型施設の設置 | 2020年度 | 1か所 |
| 06 | 2030年度までに食品ロス*半減を達成するための「食品ロス削減・東京方式」の確立 | 2020年度 | 「食品ロス削減・東京方式」の確立 |
| 07 | レジ袋削減 | 2020年度 | レジ袋無償配布ゼロ |

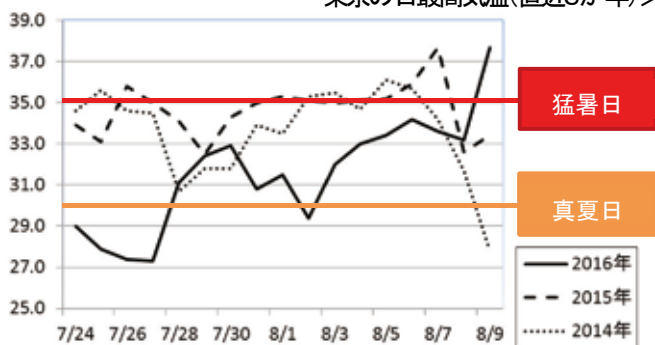
Ⅲ これまでの取組と課題

(暑さ対策)

- 都はこれまで、遮熱性舗装等の整備や緑の創出・保全などヒートアイランド対策を推進してきたが、地球温暖化や都市化の影響により、今後も東京では、猛暑日や熱帯夜が多く発生し、また、気温上昇に伴う熱中症患者数の増加のおそれがある。

- 東京 2020 大会では、海外から多くの来訪者が見込まれることも踏まえ、都市全体の気温低下を図るヒートアイランド対策に加え、夏の厳しい暑さに対する即時的な効果を狙った暑熱対応を含めた、総合的な暑さ対策に取り組む必要がある。

＜東京 2020 大会のオリンピック期間における東京の日最高気温(直近3か年)＞



(資料) 気象庁データ (過去の気象データ) より作成

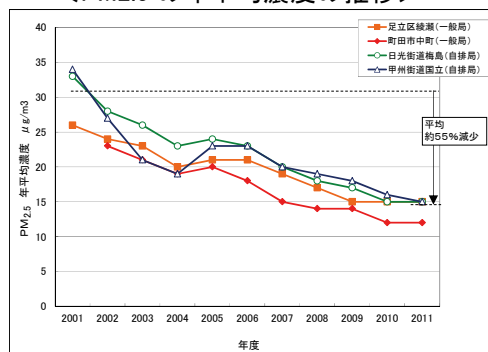
(水環境)

- 2014 年度における河川の BOD* は、都内 56 の全水域で環境基準を達成したが、東京都内湾の COD* は、環境基準の達成が 4 水域中 1 水域にとどまっております。
- 夏期を中心に赤潮発生や貧酸素水塊*による水生生物への影響が生じている。
- 気候変動等により、水循環に変化が生じており、河川流量の減少、水質汚濁、生態系への影響など、水環境に関わる様々な課題への対応が必要である。

(大気環境)

- 都はこれまで、ディーゼル車規制や工場・事業場等の固定発生源の対策に取り組んできた結果、東京の大気環境は大幅に改善された。
- 一方で、光化学オキシダントについては、これまで環境基準は未達成であり、2015 年は光化学スモッグ注意報が 14 日発令されている。
- 都内環境中の PM2.5 は、2001 年度からの 10 年間で減少しているものの、環境基準は未達成の状況である。
- PM2.5 と光化学オキシダントを削減するためには、原因物質である NO_x 及び揮発性有機化合物 (VOC) の発生源対策を更に進めることが必要である。

＜PM2.5 の年平均濃度の推移＞



(廃棄物)

- これまで実施してきた 3R の取組が進展した結果、2013 年度の都内の一般廃棄物のリサイクル率は 23%、最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに 2000 年度比で 6 割以上削減されている。
- 国内の食品ロスの発生量は約 600 万トン (2013 年度)、都の調査によると都内の食品ロス量は、約 30 万トン (2012 年度) と推計される。
- 再使用や長期使用を考慮した消費行動などを通じ

＜日本国民の一日あたり食品ロス量＞



て、身近なところから使い捨て型ライフスタイルを見直すため、現状では多くが使い捨てされているレジ袋の使用量を削減する取組が必要である。

- オフィスビルや商業ビルなどでは、古紙や飲料容器などは分別が進みリサイクルされている一方で、その他の事業系廃棄物のリサイクルは十分に進んでいない。
- 今後、都内に新しい最終処分場を確保することは困難なため、更なる3Rの推進に取り組む必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 暑さ対策の推進

緑の創出・保全、人工排熱の抑制などのヒートアイランド対策とともに、クールエリア・クールスポットの創出などの暑熱対応策を総合的に推進し、都市の熱環境を改善していく。

1 真夏でも快適に街歩きができるエリアの形成

- 東京 2020 大会に向け、競技会場周辺などにおいて面的に暑熱対応設備を導入し、クールエリアを創出する。
- ドライ型（微細）ミストや日よけ、壁面緑化の設置など、クールスポットを創出する区市町村や事業者を積極的に支援する。
- 夏の強い日差しを遮る木陰を確保するため、樹形を大きく仕立てる計画的な剪定^{せんてい}など、都道の街路樹や公園の樹木の適切な維持・管理を実施する。

<ドライ型（微細）ミストの導入事例>



2 緑の創出・保全

- 東京でまとまった緑を創出するため、公園や緑地の整備とともに、都有施設等での屋上緑化・敷地内緑化や、都市開発諸制度を活用した公開空地の整備などにより、都市のあらゆる空間に良質な緑を創出する。（再：222 頁）
- 水と緑のネットワークを更に充実させるため、臨海地域や河川等の水辺空間の緑化を推進する。（再：223 頁）
- 都内に残る貴重な緑である丘陵地や崖線の緑、樹林地、都市農地等を保全し、ヒートアイランド現象の緩和を図る。（再：224 頁）

<街路樹による木陰のある空間>



3 路面温度上昇及び人工排熱の抑制

- 都道において、センター・コア・エリア*を中心に遮熱性舗装等を毎年約 10km 整備する。あわせて、競技会場周辺・競技コース等に遮熱性舗装・保水性舗装を実施する区市に対して補助を行い、整備を促進する。
- 排熱の少ない燃料電池自動車・電気自動車の普及を促進するとともに、建物などからの人工排熱の削減に資する、都市のスマートエネルギー化を推進する。
(再：208 頁)
- 身近で環境にやさしい交通手段である自転車の利用を更に促進する。(再：257 頁)

4 暑さ対策の社会への定着促進

- 観光客等が多く集まる注目度が高いエリアにおいて、都が先駆的に暑さ対策を推進し、区市町村や事業者による暑さ対策を誘導し促進する。
- 多様な主体との連携など、地域の実状に即した取組を行う区市町村を支援し、東京全体に暑さ対策の定着を図る。
- 様々なイベントと連携し、クールスポットの体感や打ち水を実施することで、東京 2020 大会に向け、暑さ対策へ積極的に取り組む気運を醸成する。
- 都民や観光客などへの注意喚起として、熱中症の予防に関する広報を積極的に実施する。

政策展開 2 快適な水環境の創出

安全でおいしい水の安定供給、合流式下水道*の改善や高度処理施設の整備などによる水質改善、河川や運河における水質の維持・改善を通じて、東京にふさわしい水循環の姿を追求し、快適な水環境を創出する。

1 東京の健全な水循環の創出

- 下水再生水の供給地区内における再開発事業等の機会を捉え、臨海副都心地区等で供給先を拡大するなど、ビル等のトイレ用水などとしての下水再生水の利用を促進する。
- 下水再生水を活用し河川水量を回復させる清流復活事業*を実施している渋谷川では、上流部の新たな水辺空間の創出に貢献する。
- 将来の気候変動による影響も踏まえ、首都東京への安定給水を継続するため、八ッ場ダムの完成により、安定した水源の確保に取り組む。
- 安全でおいしい高品質な水を蛇口まで届ける直結給水方式*への切替えに向けた支援や貯水槽水道の適正管理に向けた設置者への指導・助言を行う。

2 快適な水辺の創出につながる下水道対策の推進

- 降雨初期の特に汚れた下水の貯留施設を整備するなど、合流式下水道の改善を進め、河川や海などへ放流される汚濁負荷量の削減を図る。
- 砂町水再生センター等6か所では、既存の沈殿施設の改造により早期に導入でき、汚濁物を除去することが可能な高速ろ過施設を整備する。
- 東京湾や隅田川などに放流される下水処理水の水質を一層改善するために、区部の新河岸、葛西水再生センター等や多摩地域の清瀬、八王子水再生センター等で高度処理・準高度処理施設の導入を進める。
- 多摩地域の下水道事業運営の効率化と水環境を向上させるため、八王子市の単独処理区の全量を流域下水道に編入する。

＜芝浦水再生センター
雨天時貯留施設＞



3 都民に身近な水辺の水質改善

- 夏季にアオコ*や臭気が慢性的に発生する外濠では、底泥のしゅんせつ^{ていでい}を行うことにより国指定史跡にふさわしい良好な環境となるよう水質を改善する。
- 閉鎖性が高い勝島運河の水質を改善するため、貧酸素水塊の影響を受ける水深の深い箇所^{ていでい}に覆砂を実施する。
- 隅田川や新河岸川など流れの少ない河川・運河で、水質の維持・改善や悪臭の防止を図るため、計画的に底泥のしゅんせつを実施する。
- 東京港野鳥公園の干潟拡張や都立公園にある池のかいぼり*を行うことで、水辺の生態系の再生とともに、自然本来の水質浄化機能を高めていく。

＜公園における生物の
保全・育成活動(かいぼり)＞



(出典)「パークマネジメントマスタープラン」
(平成27年3月東京都建設局)

政策展開 3 大気環境の改善

PM2.5や光化学オキシダントの主な原因物質となっている工場や事業場、自動車などから排出される揮発性有機化合物(VOC)、窒素酸化物(NO_x)を削減することで、大気環境の更なる改善を進める。

1 発生源対策による大気環境の更なる改善

- 低公害・低燃費車の普及を推進するとともに、先進的なITS*技術を取り入れ交通渋滞の緩和に取り組むことにより、自動車から排出される大気汚染物質を削減する。
- 東京港で導入した日本で初めての国際的な環境対策プログラムESI*の実施を通じて、PM2.5等の生成原因の一つとして船舶から排出されるNO_x(ノ

ックス) やSO_x (ソックス)、CO₂を削減する。

- PM2.5 や光化学オキシダントの生成原因となるVOC濃度を低減させるため、事業者への各種セミナーの開催、技術ガイドの配布、VOC対策アドバイザーの派遣などの技術支援を行うほか、民間と連携して効果的な対策を推進する。
- PM2.5 及びO_x (オキシダント) の発生源寄与割合や将来の環境濃度の予測、これまでの対策に関わる削減効果の検証や解析など、総合的な大気汚染対策の検討を行う。
- 周辺自治体と連携し、VOC排出事業者に対して、夏季の排出抑制の取組を促すことに加え、冬季を中心とした燃焼機器対策を実施する。

政策展開 4 “もったいない” (持続可能な資源利用) 意識の推進

食品ロスの削減やレジ袋対策の取組を推進し、持続可能なライフスタイルへの転換を図るとともに、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりや再生資材の利用促進など資源効率の一層の向上を進める。

1 資源ロス削減の促進

- 商慣習等により発生する食品ロスの削減に向けて、加工・流通事業者等を構成員とするステークホルダー会議の設置、流通段階における食品ロスの実態調査、防災備蓄食品有効活用の仕組みづくり等を検討する。
- あわせて「食わずに捨てるなんてもったいない (仮称)」キャンペーンを実施し、企業との連携、消費者の意識啓発を行うことで、消費行動の見直しを促し、「食品ロス削減・東京方式」を確立する。
- スーパー、コンビニ等の販売業者、消費者代表、区市町村などによる協議会を設置し、レジ袋の無償配布ゼロに向けて、協議を進める。
- エコバッグ持参の呼びかけや3Rの徹底など、資源ロス削減に向けた効果的な広報・普及を行い、都民にライフスタイルの転換を促す。

2 廃棄物の循環利用の更なる促進

- モデル事業の実施成果を通じた中小企業への取組の普及、事業系廃棄物の3Rのルールづくりなどを進め、持続可能な資源利用を推進する。
- 持続可能な東京2020大会の実現に向けて、事業者や都民等による環境配慮の促進に資する取組などの調査を実施するとともに、使用済み物品のリユース等を支援する仕組みを検討する。
- 建設リサイクル推進計画や建設リサイクルガイドラインに基づき、コンクリート塊等建設副産物*の再利用を促進することにより、再生資材が建設資源として積極的に選ばれる循環型社会の形成を推進する。
- 海上公園等で剪定時に発生する枝葉を燃料化するモデル事業を実施し、今後のリサイクル方策を検討する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|-------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|-----------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 真夏でも快適に街歩き できるエリアの形成 | 競技会場周辺での クールエリアの創出検討 | 設備整備 2エリア程度 | 順次展開 | | 6エリア程度 創出 | |
| | 緑の保全・創出 | 都立公園の新規開園 26ha(再掲) | 事業認可取得・用地取得・整備 | | | | 新規開園 95ha |
| | | 「緑確保の総合的な 方針」改定(再掲) | 方針に基づいた民有地の緑の確保 | | | | 樹林地、農地の 緑を確保 |
| | 路面温度上昇及び 人工排熱の抑制 | 都道で遮熱性舗装・ 保水性舗装を106km整備 | 約10km | 約10km | 約10km | → | 約136km(累計) を整備 |
| | 暑さ対策の社会への 定着促進 | 暑さ対策の普及イベント (打ち水等)を3件実施 | 4件程度 | 4件程度 | 4件程度 | 4件程度 | 暑さ対策が 社会へ定着 |
| 2 | 快適な水辺の創出に つながる下水道対策の 推進 | 貯留容量114万m ³ 完了 | 降雨初期の特に汚れた下水の貯留施設の整備 | | | | 140万m ³ に 増強 |
| | | 水再生センター4施設で 高速ろ過施設を整備中 | 2施設着手 4施設継続 | 5施設継続 1施設完了 | 5施設完了 累計6施設完了 | → | 合流式の水再生 センターの うち6か所で 整備 |
| | | 処理能力304万m ³ /日完了 | 46万m ³ /日 累計350万m ³ | 30万m ³ /日 累計380万m ³ | 31万m ³ /日 累計411万m ³ | 19万m ³ /日 累計430万m ³ | → |
| | 都民に身近な水辺の 水質改善 | 八王子市、立川市と単 独処理区の編入に向け、 協定を締結 | 八王子市、立川市及び三鷹市の 編入に向け調整 | | | | 八王子市単 独処理区の全 量を流域下 水道に編入 |
| | | 河川等で計画的に しゅんせつを実施 | 外濠でしゅんせつ実施 | | | | 隅田川など 5河川、外濠 で実施 |
| 3 | 発生源対策による 大気環境の更なる改善 | 2015年度光化学スモッグ 注意報発令日数14日 | モデル事業 VOC排出削減の技術支援 (アドバイザー、セミナー等) | → | | | 光化学スモ ッグ注意報の 発令日数を ゼロ |
| | | 2015年度の環境基準 達成率：一般局85%、 自排局40% | 周辺自治体との連携等 | | | | PM2.5の環境 基準(長期基 準)を達成 |
| | | 大気汚染対策検討会 | → | | | | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|--------------------|--|---|-----------------|-----------|--------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 4 資源ロスの削減の促進 | 持続可能な資源利用に 向けたモデル事業の実施 (2015年度6事業) | ステークホルダー会議における食品 検討、具体的施策展開 | | | ロス削減の | 2030年度まで に食品ロス 半減を達成 するための 「食品ロス削 減・東京方式」 の確立 |
| | | 実態調査 | ステークホルダー会議へのフ | | ィードバック | |
| | | 防災備蓄食品の有効活用に向けた仕組 | | | みづくり | |
| | | 「食べずに捨てるなんてもったいない(仮称)」 キャンペーンの実施 企業との連携 | | 他企業へ取組を普及 | | |
| | | 消費行動の見直しを促す取組の実施 | | | | |
| 区市町村との連携 による検討 | | レジ袋削減に向けた検討 | | | | レジ袋の無償 配布ゼロ |
| | | キャンペーン・普及啓発の実施 | | | | |
| 廃棄物の循環利用の 更なる促進 | 持続可能な資源利用に 向けたモデル事業の実施 (2015年度6事業) | モデル事業実施 | | | | 「持続可能な 資源利用」に 取り組む企業、 団体が増加 |
| | | | 事業系廃棄物の3Rルールづくり | | | |

3 豊かな自然環境の創出・保全

水と緑に囲まれた、自然を感じられるまちをつくろう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 公園整備や再開発により連続性・一体性をもった質の高い緑を創出するとともに、森林・丘陵地や農地など貴重な緑を保全することで、自然豊かな都市環境を次世代に継承していく。
- 都市空間における生物の生息・生育環境の確保や希少種の保全、環境学習を通じた普及啓発等により、多様な生き物と共生できる都市を実現していく。

II 政策目標

1 緑の創出・保全

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|-----------------------|----------|-------------|---------|
| 01 | 都市計画公園・緑地の整備着手 | 2020 年度 | 433ha | |
| 02 | | 2024 年度 | 520ha※ 1 | |
| 03 | 都立公園の開園 | 2020 年度 | 95ha | |
| 04 | | 2024 年度 | 170ha※ 2 | |
| 05 | 海上公園*の開園 | 2024 年度 | 47ha※ 2 | |
| 06 | 水辺の緑化 | 海の森公園の開園 | 2024 年度 | 50ha※ 3 |
| 07 | 河川緑化 | 2024 年度 | 30ha※ 2 | |
| 08 | 民有地の緑の保全・確保 | 2020 年度 | 400ha※ 4 | |
| 09 | 公園樹林・樹木の維持管理・再生 | 2024 年度 | 91 施設にて継続実施 | |
| 10 | 農の風景育成地区*の指定 | 2020 年度 | 4 か所 | |
| 11 | | 2024 年度 | 6 か所 | |
| 12 | 保全地域*等での自然体験活動参加者数 | 2020 年度 | 延べ 20,000 人 | |
| 13 | | 2024 年度 | 延べ 33,000 人 | |
| 14 | 多摩川水源森林隊による森林保全活動参加者数 | 2020 年度 | 延べ 9,000 人 | |

※ 1 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、2011 年度～2024 年度の期間で整備着手

※ 2 2015 年度～2024 年度の 10 年間で整備

※ 3 「東京都海上公園計画」に基づき、2024 年度までに順次整備・開園（水上競技場エリアを除く）

※ 4 「緑確保の総合的な方針」に基づき、2010 年度～2020 年度の期間で保全・確保

2 生物多様性の保全

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|------------------|-----------------|----------------------|-------|
| 01 | 生態系に配慮した公園整備 | 都立公園 | 2023 年度 | 31 公園 |
| 02 | | 海上公園等（干潟・海浜・磯場） | 2017 年度 | 2 公園 |
| 03 | | | 2024 年度 | 4 公園等 |
| 04 | 保全地域における希少種対策の強化 | 2020 年度 | 30 地域 | |
| 05 | | 2024 年度 | 全地域（50 地域：2014 年度時点） | |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------|---------|--------------------|
| 06 | 動植物園での生物多様性保全の推進 | 2023 年度 | 葛西臨海水族園の改築 |
| 07 | | 2024 年度 | 動物園 3 園・神代植物公園の再整備 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(緑の創出・保全)

- 2015 年度に都立公園を約 10ha 新規開園するとともに、都内街路樹 100 万本を達成するなど、街路樹・都市公園の整備や、緑化計画書制度*・都市開発諸制度の活用等による緑化の誘導により、緑の創出を進めてきた。
- 私有地の緑など都市に残された貴重な緑の保全を着実に進め、2015 年度には特別緑地保全地区として新たに 8 か所を指定した。
- 2013 年のみどり率*は 2008 年と比較し、区部は 19.6%から 19.8%へ初めて上昇し、多摩部は 67.4%から 67.1%と低下幅が縮小したが、長期的には緑の減少傾向は継続しているため、引き続き緑の創出・保全に取り組んでいく必要がある。

(生物多様性の保全)

- 保全地域などにおける希少種のモニタリング調査や保全活動を推進するとともに、多様な生物の生息・生育環境の確保などを行ってきた。
- 一部の保全地域においては、希少種の持ち去りや外来種の侵入・増加により、生態系への影響が確認されており、引き続き希少種保全対策や外来種対策を推進していく必要がある。
- また、生物多様性に関する都民の認知度調査（2014 年）では、「聞いたこともない」との回答が 36.9%に上るなど、生物多様性の重要性が十分に認識されていない現状を踏まえ、普及啓発に取り組んでいく必要がある。

Ⅳ 4 か年の政策展開

政策展開 1 緑の創出・保全

都市の中の様々な空間を活用し、生態系にも配慮するなど質の高い緑を創出するとともに、河川などの水辺空間を結び付けることで、水と緑のネットワークを更に充実させる。あわせて、森林や丘陵地など都内に残された貴重な緑を保全する。

1 緑の創出

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき公園と緑地の計画的な整備を進めるとともに、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて方針の改定を行う。
- 都立公園については、新たな開園に向けて整備を進めるとともに、時代のニーズに合わせた既存公園の再整備や、官民連携による多面的な活用を進める。

- 「公開空地等のみどりづくり指針」を改定し、生物多様性に対する配慮を盛り込むことで、公開空地等における民間事業者による良質な緑の創出に寄与する。
- 緑化計画書制度*の活用や区市町村・事業者への支援等を通じて、在来種植栽を推進するなど生態系に配慮した質の高い緑の創出を進める。
- 都有施設の新設・建替えなど、あらゆる機会を捉えた緑化を着実に進める。
- 花と緑に彩られた都市環境を形成するため、区市町村、企業や都民等と連携しながら、花を活かした緑化を進める。
- 都市の緑化などの事業に対して、幅広い資金調達を可能にするため、グリーンボンド*を発行していく。(再：207 頁)

<都内に創出された緑>



(中段：写真提供) 大成建設株式会社

2 水と緑のネットワークの充実

- 「海の森公園」において、都民参加の育樹イベントや「海の森倶楽部*」と連携したイベントを実施し、協働の森づくりを進める。
- 海上公園について、新たな開園に向けた整備を進めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会競技会場や観客の移動経路となる既存公園について再整備を進める。
- 河川の水辺空間での緑化を進め、都市公園や街路樹等と有機的に緑をつなげることで、水と緑のネットワークを更に充実させる。
- 美しい景観を形成する緑の質を維持・向上させるため、街路樹・植樹帯や公園樹林の再生、きめ細かな維持管理を継続して行っていく。
- 都電荒川線を活用した緑のネットワークを形成するため、地元自治体と連携しながら沿線の緑化を推進するとともに、検証実験を踏まえた緑化方法等の検討を行い、軌道緑化を推進する。
- 周辺区部等における住宅団地の建替えや木造住宅密集地域の改善と併せて新たな緑やオープンスペースを創出し、都心部を取り囲む水と緑のネットワークを形成する。
- 「都市づくりのグランドデザイン (仮称)」で示される東京の都市像を実現するため、緑と水を編み込んだ都市づくりを進めていく。(再：264 頁)

<河川の緑化>



3 緑の保全

- 都内に残された貴重な緑を保全するため、「緑確保の総合的な方針」に基づき、区市町村と連携して民有地の緑を確保していく。
- 屋敷林や丘陵地や崖線*などの樹林地については、特別緑地保全地区*の指定促進や民間基金と連携した緑地保全などの取組により、保全を進める。
- 農地については、「農の風景育成地区*」の指定を進めるとともに、都市農地の保全・活用に資する施設整備や理解促進などの取組を支援し、貴重な緑地空間として適切に保全していく。
- 森林の保全・再生のため、荒廃した森林の間伐・枝打ちを行うとともに、荒廃した民有林を購入し、水源林として整備を進める。
- 森林循環（伐採・利用・植栽・保育）を持続的なものとするため、林道の整備促進や多摩産材の活用、森に親しみ木の良さを学ぶ木育活動、林業従事者の育成などを実施する。（再：238 頁）
- 山地や丘陵地に残された貴重な自然を保全するため、地元自治体と連携しながら、保全地域の指定を進め、保護と回復を図る。
- 地域特有の貴重な緑を将来に残していくため、玉川上水の整備・活用などを進める。
- 広く緑の保全に対する理解を促進するため、保全地域等における企業・大学・都民と連携した保全活動や、ボランティアである多摩川水源森林隊による森林保全活動など、多様な主体と連携した取組を推進する。

<東京の丘陵地>



<企業・NPO 等と連携した保全活動>



政策展開 2 生物多様性の保全

生物多様性を保全していくため、多様な生物の生息・生育環境の確保、希少種の保全や外来種対策、環境学習を通じた普及啓発を進める。

1 多様な生物と共生できる都市空間の形成

- 地域生態系の拠点となる 31 の都立公園において、重点的な環境整備を実施し、生物種のモニタリングなどを継続することで、順応的管理*を行う。
- その他の都立公園についても、各公園の特色に応じた希少生物種の保全対策等を進め、都立公園全体で多様な生物の生息・生育空間の確保を進める。
- 海上公園等では、野鳥や水生生物の生育環境の確保のため、海浜や干潟、磯場の整備拡充を進めるとともに、モニタリングなどを行う。

2 都に残る動植物の生息・生育環境の保全

- 保全地域において、ボランティアなど多様な主体と連携し、パトロールの実施による持ち去り対策など希少種保全対策を強化する。
- 世界自然遺産である小笠原諸島において、固有種の生息・生育環境を守るため、国や地元自治体等と連携しながら、希少種の保全や外来種対策を強化していく。
- 大島において、本来の生態系を保全していくため、特定外来生物であるキョン*の捕獲を強化する。

＜東京都に生息する希少種たち＞



(出典)「レッドデータブック東京 2013」
(平成 25 年 3 月 東京都環境局)

3 生物多様性保全に向けた気運の醸成

- 都立動物園・水族園の再整備を進め、希少動物の保護繁殖や調査研究機能等と併せて、展示を通じた環境学習も強化し、生物多様性保全の拠点としての役割を担っていく。
- 都立植物園の拡張・再整備を行い、絶滅危惧種等の保護増殖や貴重な伝統園芸植物の保全を進めるとともに、展示や教育普及活動を通じて植物の多様性保全に向けた気運を醸成する。
- 自然体験を通じて、都民が広く生物多様性について学べるように、都立公園・海上公園等において、環境学習に役立つ施設、干潟や磯場の整備を進める。
- 生物多様性の重要性を認識してもらうため、身近な自然環境に対する関心を高める環境学習や普及啓発を推進する。また、ウェブサイト等を活用し、危険な外来生物に関する普及啓発を進める。
- 自然公園やビジターセンター、都民の森*などの施設を生物多様性保全に関する情報発信や活動拠点として活用する。
- 新たな時代にふさわしい「自然公園ビジョン」を策定し、自然公園における積極的な自然再生等について方針を示すことにより、生物多様性の保全活動等につなげていく。

＜都立動物園・水族園で飼育される絶滅危惧種たち＞



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|-------------------------|----------------------------|--------------------------------|--|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 緑の創出 | 都立公園の新規開園 26ha | 事業認可取得・用地取得・整備 約69ha整備 武蔵野公園 整備計画策定 | 練馬城跡公園 戸山公園 整備計画策定 | 高井戸公園 新設 | 新規開園 95ha | |
| | | 都立公園の再整備を実施 | 再生整備(上野恩賜公園) | 文化財に係る調整(日比谷公園) | 検討・計画・設計・整備(井の頭恩賜公園) | 3公園の 再整備を推進 | |
| | | 花と緑の東京募金開始 花の都プロジェクト検討 | 募金の運営 | モデル事業の実施 | 各地域で実施 | 花と緑による 緑化を推進 | |
| | 水と緑のネットワークの 充実 | 海の森公園約45ha 海上公園1公園を 新規整備 | 設計・整備(海の森) | 設計・整備(有明親水海浜公園) | | 新規開園に 向けた 整備推進 | |
| | | 海上公園の再整備を実施 | | 設計・整備 | | 7公園の 再整備・改修を 推進 | |
| | | 河川を4.4ha緑化 | | 整備 | | 新たに 約12haの 河川を緑化 | |
| 公園樹林・樹木 91施設で維持管理・再生 | | | 維持管理・再生(91施設) | | 91施設で 維持管理を 継続実施 | | |
| 緑の保全 | 「緑確保の総合的な 方針」改定 | | 方針に基づいた民有地の緑の確保 | | 樹林地、農地の 緑を確保 | | |
| | 自然体験活動の推進に より都民6,400人参加 | 約3,400人 | 約3,400人 | 約3,400人 | 約3,400人 | 延べ20,000人が 参加 | |
| | 多摩川水源森林隊による 保全活動を実施 | 150回 | 150回 | 150回 | 150回 | 延べ9,000人が 参加 | |
| 2 | 多様な生きものと共生で きる都市空間の形成 | 拠点となる31都立公園の うち5公園で環境整備 | 2公園 | 3公園 | 5公園 | 3公園 | 18公園で 環境整備 |
| | | 海上公園のうち 城南島海浜公園で 養浜実施 | 整備 東京港野鳥公園 | | モニタリング | | 2か所で 干潟・海浜・ 磯場整備 |
| | 都に残る動植物の生息・生 育環境の保全 | 保全地域(12地域)の 希少種対策を強化 | 4地域程度 | 4地域程度 | 5地域程度 | 5地域程度 | 30地域で 希少種対策を 強化 |
| | 生物多様性保全に向けた 気運の醸成 | 動物園3園・水族園・ 植物園2園で再整備着手 | | 各園で設計、改修・整備 | | | 全動物園で 再整備着手 |
| 「自然公園ビジョン」の 策定に向けた検討 | | 「自然公園 ビジョン」 策定 | | 調査検討・事業実施 | | 自然公園の 保護と利用を 促進 | |

4 国際金融・経済都市

日本経済を牽引する、国際金融・経済都市を目指そう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 金融の中核機能が集積する大手町から兜町地区のエリアを金融系企業や高度金融人材が集積するアジアナンバーワンのショーケースとして機能させ、世界に発信する。
- 国家戦略特区制度の徹底活用等により、東京に第4次産業革命関連企業、金融系外国企業の誘致を加速化させ、国内企業の生産性向上や新事業の創出など、東京から日本経済を活性化していく。
- 中小企業が自社の高度な技術やIoT*等の新たな技術を活用し、成長産業分野への参入やイノベーションの創出を進めるとともに、海外展開を通じて新たなビジネスを生み出していく。
- 農地・森林の保全と農林水産業の担い手の確保・育成等を着実に進めるほか、農林水産物の付加価値向上や魅力の発信などを行い、農林水産業の振興を図る。

II 政策目標

1 外国企業の誘致

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-----------------------|---------|---------|
| 01 | 都による金融系外国企業誘致数 | 2020 年度 | 40 社 |
| 02 | 都による IoT 分野等の外国企業誘致数 | 2020 年度 | 40 社 |
| 03 | 都による外国企業と都内企業の引き合わせ件数 | 2020 年度 | 1,000 件 |
| 04 | 東京都誘致分も含めた外国企業誘致数 | 2020 年度 | 400 社 |

※ 計画期間 2 年終了後、取組状況を検証し、目標数値と対応施策を適宜見直す

2 中小企業支援による経済活動の活性化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------|---------|-------------------|
| 01 | 都の支援による中小企業の成長産業分野への参入 | 2020 年度 | 700 件 |
| 02 | | 2024 年度 | 1,200 件 |
| 03 | 都の支援による都内中小企業の IoT 化推進 | 2020 年度 | 28 件 |
| 04 | 公共データのオープンデータ化 | 2020 年度 | 4 万件 |
| 05 | 東京ビッグサイトの拡張 | 2019 年 | 竣工 |
| 06 | 都内の開業率向上 | 2024 年度 | 10%台 (米国・英国並み) |
| 07 | 都の支援により起業を目指す女性数 | 2020 年度 | 500 人/年 |
| 08 | 都の支援による中小企業の海外展開の実現 | 2020 年度 | 1,500 件 |
| 09 | | 2024 年度 | 2,500 件 |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------|--------|--------|
| 10 | 都内中小企業等の事業承継・再生等に対する支援 | 2020年度 | 2,000件 |

3 農林水産業の活性化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------|--------|-----------------------|
| 01 | 都内の単位面積あたり農業産出額（年間） | 2020年度 | 42.6万円/10a |
| 02 | | 2024年度 | 45.6万円/10a |
| 03 | 多摩産材の出荷量（年間） | 2020年度 | 30,000 m ³ |
| 04 | | 2024年度 | 34,000 m ³ |

Ⅲ これまでの取組と課題

（国際ビジネス環境の整備等）

- 東京を国際的な金融の拠点とするため、投資の活性化や人材の育成等の取組を行ってきた。アジア諸都市が金融機能を集積させるなか、東京がアジアナンバーワンの国際金融都市として復活するための抜本的対策を実施する必要がある。
- これまでIoT、ヘルスケア分野などを中心に外国企業誘致を推進してきたが、金融系企業の誘致実績は不十分であり、今後、金融系企業をターゲットとした取組の加速化が必要である。また、外国企業と国内企業とのビジネスマッチングでは、都内中小企業とのマッチングの拡大に向けた取組の更なる強化が求められる。

（成長産業分野）

- 健康、医療、環境・エネルギー、危機管理等の東京が抱える都市課題の解決に役立つ分野において、中小企業が大手メーカーや大学、研究機関などと連携して行う技術・製品開発等を支援してきた。
- 成長産業における競争は熾烈となり、求められる技術の高度化・複雑化も進んでおり、都として取り組むべき成長産業分野を見定めることに加え、IoTや人工知能（AI*）などの先端技術を活用した新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

（起業・創業支援）

- 起業を目指す人へのセミナーやビジネスプランコンテストを実施するなど、新たに事業を始めることへの挑戦を後押しするとともに、インキュベーション施設など創業環境の充実を図ってきた。
- 都内開業率は、5.6%（2015年度）と米国・英国に比して依然として低い状況にあ

<都内開業率の推移>



（資料）「雇用保険事業月報・年報」（厚生労働省）より作成

る。創業希望者が創業に至るよう着実に支援するほか、多摩地域の創業者支援や若者・女性・高齢者など幅広い層による創業への支援をきめ細やかに実施していく必要がある。

(海外展開の促進)

- 海外の展示会への出展支援や海外展開に向けた事業計画の策定支援等、中小企業の状況に即した支援を実施するとともに、タイ・バンコクに東京都中小企業振興公社の事務所を設置し、現地行政機関や金融機関との連携体制を構築してきた。
- タイ拠点や日本貿易振興機構（JETRO）等と連携し、現地での経営・技術相談に適宜対応し、ASEAN地域の需要の獲得につなげる必要がある。

(産業集積の維持発展)

- 立地環境の整備や企業誘致に取り組む区市町村への支援など、ものづくり産業をはじめとする産業集積の維持・発展を図ってきた。
- 都内6か所に開設した支援拠点を活用し、小規模企業の事業承継・事業継続を支援してきた。
- 経営者の高齢化が進み、廃業の増加が見込まれる中、地域経済の活力維持に向け、事業承継が着実に進むよう支援する必要がある。

(人材確保・育成、技能振興)

- 中小企業の魅力を発信するとともに、採用や人材活用等に関する専門家の派遣やセミナー、職業訓練などを通じて、中小企業の人材確保、育成を支援してきた。
- 雇用情勢の改善や少子高齢化の進行などにより、中小企業では人手不足が深刻化しており、中小企業の採用力の向上を図るとともに多様な人材の活用を促進するなど人材確保を支援していく必要がある。
- ものづくり産業等を支える人材の育成に向けて、職業訓練や企業の人材育成支援を実施していく必要がある。また、優れた技能やそれにより生み出される製品の魅力を発信するなど、技能者の活躍を支援する必要がある。

(農林水産業)

- 農林水産業においては、新たな商品開発や販路開拓などの支援のほか、生産性向上に向けた施設整備支援や技術開発等を行い、経営力の向上を図ってきた。
- 都市化による農地の減少、担い手の減少・高齢化など、東京の農林水産業を取り巻く経営状況は更に厳しさを増している。
- 近年の都市農業は、環境や防災など多面的な機能が評価されており、都市農業振興基本法等を踏まえた農業政策を展開する必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 特区制度等活用による国際金融都市の実現・外国企業誘致の加速化

東京をアジアナンバーワンの国際金融都市として復活するための抜本的な対策を検討・実施する。あわせて、IoT、AI等の第4次産業革命関連企業に加え、資産運用・FinTech*企業など金融系の外国企業の誘致を国家戦略特区制度等を活用して行う。

1 アジアナンバーワンの国際金融都市の実現

- 「国際金融都市・東京のあり方懇談会」において、ビジネス・生活環境の整備（税制の見直し等）、市場への参入の促進（FinTechや新興資産運用業者の育成等）、世界の投資家に優しい市場の構築（受託者責任の徹底等）など、金融の活性化に向けた抜本的な対策を検討した上で、2017年中に構想を取りまとめ、着実に推進する。
- 都、金融庁、民間事業者等で構成された「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」における検討をもとに2016年12月に取りまとめた、海外金融系企業による日本への進出、進出後の手続、生活環境の各段階にわたる支援に関する当面の対応を実施し、誘致を加速する。
- 日本への進出に関しては、ビジネスプラン策定等に係る無償コンサルティングを行うほか、FinTech企業と国内金融機関等とのマッチングの支援や補助制度の新設等により、海外企業の日本進出を後押しする。
- 進出後の手続に関しては、ビジネスコンシェルジュ東京での「金融ワンストップ支援サービス」や東京開業ワンストップセンターにおける英語申請対応の導入、ライセンス取得手続等に関する英語解説書の作成等により、日本での負担を緩和する。
- 生活環境に関しては、特区を活用した家事支援外国人材の受入促進、特区の外国医師特例を活用した診療サービスの充実化、高水準プログラムの国際ナショナルスクール誘致の推進、余暇の充実など、外国人が暮らしやすい環境の整備を促進する。
- グリーンボンドを発行し、地球温暖化をはじめとした環境対策への取組に対する資金循環を形成するとともに、企業や個人の金融資産の運用手段の多様化を促進することにより、金融市場の活性化に寄与する。
- 世界に伍して活躍できる金融専門人材の養成に向けて、首都大学東京大学院ビジネススクールの「高度金融専門人材養成プログラム」を着実に推進する。

2 国家戦略特区制度等の活用による外国企業誘致の加速化

- 東京都による金融系関連、第4次産業革命関連の外国企業誘致を加速化する。
- 東京の有力な地場産業である資産運用業の活性化により、都内経済の発展に

加え、中小企業や成長分野の発展を底支えする好循環を生むこと、FinTech 企業の誘致により都民の利便性の向上や東京の経済の成長力強化に貢献することを狙いとした金融系外国企業の誘致を加速化する。

- 東京における更なるイノベーションの創出を図るため、外国政府等との連携強化により、IoT、ビッグデータ、人工知能等の先端技術を持つ多国籍企業のアジア業務統括拠点及び研究開発拠点の誘致を加速化する。
- 外国企業と都内企業とのビジネスマッチング機会の創出を図り、新製品・サービスの共同開発や業務提携等を促進することにより、都内中小企業等の成長を促す。
- 国家戦略特区を活用したビジネスプロジェクトを推進する。
- 東京駅周辺では大手町から兜町地区を高度金融人材が集積するショーケース化するため、都市計画法等の特例による国内外の新興資産運用会社、資産運用系 FinTech の集積促進に資するビジネス支援拠点等の整備、外国医師特例を活用した診療サービスの提供、高度水準プログラムを提供するインターナショナルスクールの誘致等を推進する。
- 虎ノ門地区では外国人を呼び込む「職住近接の空間」づくりのため、都市計画法等の特例による地下鉄日比谷線新駅・バスターミナル、外国人ニーズに対応した住宅、生活コンシェルジュ機能等の整備、高水準プログラムを提供するインターナショナルスクールの誘致推進、緑のネットワーク整備等を推進する。
- 池袋駅周辺においては都市計画法等の特例により庁舎跡地等を活用した国際的な文化情報発信拠点、田町・品川駅周辺においては同特例等により JR 新駅を核とした新たなにぎわい交流拠点の形成等を推進する。
- 東京開業ワンストップセンターにおける英語申請対応の導入、サテライト相談窓口の開設、ビジネスコンシェルジュ東京における「金融ワンストップ支援サービス」の提供によりビジネス支援を強化する。

政策展開 2 成長に向けた新たなイノベーションの創出

都市課題を解決し、海外市場も魅了する技術・製品・サービス等の創出や、IoTやAIなど先端技術の革新に伴う産業構造の変化等に対応し、新たな付加価値を生み出すため、中小企業と大学・研究機関などとの連携等を促進していく。

1 IoT・AIといった先端技術を活用した産業の活性化

- 東京の未来を拓く成長分野において、先進企業が持つ技術や特許等と中小企業・ベンチャー企業の優れたアイデアなどを結び付ける開発プロジェクトを支援し、最新の技術 (IoT、AI) 等を活用した新たなイノベーションの創出につなげる。
- 東京都立産業技術研究センターにおいて、IoT等の活用に向けた中小企業との共同研究等を行うほか、東京都中小企業振興公社においても、IoT導入に向けた経営相談等を行い、中小企業の生産性向上や新事業への参入を支援する。

- 多摩地域のイノベーションの加速に向け、企業間の情報交換やネットワーク化を促進してIoTの活用を更に普及させるほか、3Dプリンタを用いた試作品開発や大学・研究機関と連携した新技術等の開発・事業化を支援する。
- 既存産業の技術や経営資源と最新のIT技術等を掛け合わせた相乗効果により新たな事業分野を創出する。
- 首都大学東京日野キャンパスに集約される知能ロボットや生体機械*などの工学分野の研究成果等を活用して、中小企業や研究機関との連携を進め、技術・製品開発を促進し、多摩地域を中心とした産業振興を図る。
- 都民ニーズが高く、各自治体で共通性のある分野等を優先的にオープンデータ化するとともに、データを容易に検索、取得可能にする「東京都カタログサイト」を構築することにより、データの公開と利活用を促進していく。また、区市町村と連携することで、地域に有用なデータの公開を推進していく。
- ICT先進都市・東京の実現に向け、東京の持続的成長を支えるICTのあり方を検討し、「東京都ICT戦略（仮称）」を策定する。

<IoTのイメージ>



(画像提供)ピクスタ

2 成長産業の戦略的な育成と中小企業の参入

- 今後成長が見込まれる、健康・医療、環境・エネルギー、危機管理等の都市課題を解決する産業分野における中小企業の技術・製品開発を重点的に支援し、中小企業の参入を促進する。
- 中小企業のブランド力の強化・生産性の向上など更なる発展に向けた競争力の強化や成長分野への参入に必要となる設備投資のほか、大学と連携した新技術の開発促進など、成長分野における事業化までの多面的な支援を実施する。
- 産・学・公の連携によるロボット技術の開発・製品化・事業化を進め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などで注目を集める様々な場面でロボットの活躍の場を創出し、東京からロボット技術を国内外に発信する。
- 日本橋に開設した東京都医工連携イノベーションセンター等を活用し、中小企業の技術力と医療機器メーカーの事業化ノウハウを結びつけ、医療現場のニーズに則した医療機器開発を促進する。
- 国家戦略特区（保険外併用療養に関する特例等）を活用して高度医療を提供する大学病院などの最新の医療現場のニーズを把握し、医療機器開発を促進する。
- 航空機産業などの高度な技術が必要とされる産業分野への参入や新事業の創

<東京都医工連携イノベーションセンターにおける支援体制のイメージ>



出を促進し、国際競争力のある高度なものづくり中小企業を育成する。

3 高付加価値化など競争力の向上

- 開発から事業化に向けた各段階での支援や先端技術分野における試験研究・測定・技術指導など、中小企業の競争力強化に向けた付加価値の高い製品・技術の開発を促進する。
- 中小企業がグループを形成し、より高度・高付加価値な技術や製品を生み出す取組を支援することで、ものづくり技術の高度化・高付加価値化を促進する。
- 中小企業が大企業等の保有する知的財産を活用して新たな製品・技術を開発する取組への支援などにより、イノベーションを促進する。
- 中小企業とデザイナーが交流できる場・機会を創出するとともに、両者の共働を促進し、製品の個性化、差別化、高付加価値化を推進する。
- 優れた製品等の認定を通じ、中小企業による付加価値の高い技術・製品の開発を促進する。
- 都内及び全国の中小企業の製品・技術をPRする機会を提供し、販路開拓を支援するとともに、中小企業同士の連携を促進していく。
- 東京の国際競争力を強化し、産業振興を一層推進するため、国際的な展示会の更なる受入が可能となるよう東京ビッグサイトを拡張する。

<産業交流展 2016
全国ゾーン>



4 東京 2020 大会等を契機とした成長機会の獲得

- 東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援する。
- 今後見込まれる様々な中長期のビジネスチャンスに向けて、革新的で将来性のある製品・技術、サービスの開発を促進する。
- パラリンピックを見据え、競技団体や関係企業等からの意見も踏まえ、障害者スポーツなどに供する優れた技術・製品の開発を促進し、製品を使用するアスリートを支援する。

<ビジネスチャンス・ナビ 2020 イメージ>



<障害者用スポーツ用品(車いす)>



政策展開 3 世界に羽ばたくベンチャー企業の創出

革新的ビジネスを生み出す環境を整備し、グローバルに展開するベンチャーを創出するとともに、小口無担保融資の活用等により若者・女性・高齢者など幅広い層

による起業を支援する。

1 世界に通用するベンチャー企業の創出

- ベンチャー企業がグローバル展開に積極的に挑めるよう、大企業等とのコラボレーションの創出や海外のベンチャーキャピタルとのマッチングなどを支援する。
- ベンチャー企業がリーディングカンパニーへと飛躍できるよう、宿泊滞在も可能な青山創業促進センターにおいて、メンター*からの支援等を短期集中的に行うアクセラレーションプログラム*を展開する。
- 起業家の発掘や成功事例の発信などにより、起業に挑戦する気運を醸成する。
- 商談会における専門家の活用など、ライフサイエンス分野におけるベンチャーの創出と成長に向けた取組を促進する。
- 起業初期段階のベンチャー企業を支援するためベンチャーファンドを民間とともに創設し、ベンチャー企業への投資の流れをつくる。

2 若者・女性・高齢者など幅広い層が起業に取り組みやすい環境づくり

- 丸の内に開設する「TOKYO創業ステーション」を活用し、起業を目指す人の個々の進捗やニーズに応じて、継続したきめ細かなサポート体制を整備するとともに、資金面から支援し、成功事例を創出する。
- 優れた民間インキュベータが集まる東京の強みを生かし、インキュベータの連携体が、創業予定者の発掘・育成から成長段階までを一体的に支援する。
- 民間インキュベータや区市町村に対する支援を通じ、官民一体となった創業環境の形成を一層促進する。
- ものづくり系の創業セミナーや専門家による事業プランのブラッシュアップ、インキュベーション・ラボ施設の整備支援など、研究開発型企业が多く集積する多摩地域におけるものづくり系ベンチャーの創業を支援する。
- 地域の金融機関を通じた低金利・無担保の融資と創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせることで、若者・女性・高齢者などの幅広い層が地域に根ざした起業をしやすい環境を整備する。
- 起業家等の小口や無担保資金ニーズに応え、様々な属性（主婦や学生、高齢者等）による創業やソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、クラウドファンディングの活用を支援する。
- 女性向けの起業セミナーや女性起業家との交流会を実施する。
- 国際展開を目指す女性起業家に対して事業プランのブラッシュアップを支援する。

<TOKYO創業ステーションのイメージ>



アジアを中心とした海外市場が拡大する中、中小企業が海外需要を着実に取り込んでいけるよう販路開拓等を支援するとともに、老舗企業等の「東京の宝物」に新たな付加価値をつけて世界に発信していく。

1 海外需要の取り込み

- 海外市場の獲得に積極的に挑戦できるよう、海外ビジネス経験が豊富な民間OB等を活用した事業計画の策定支援や事業化の判断に資する現地調査等を支援するとともにJETRO等の支援機関と連携した金融支援を行う。
- アジアの重要拠点であるタイに設置した東京都中小企業振興公社の支援拠点等を活用し、JETROや現地行政機関等と連携して現地での経営・技術相談にきめ細かく対応するとともに、成長著しいASEAN地域全体へのサポート体制を拡充する。
- 中小企業の海外展開を担う企業内人材の育成を促進するとともに、外国人留学生の採用や就業を支援するなど、海外展開等にあたっての中小企業の人材確保・育成を総合的に支援する。
- 海外展開に取り組む中小企業に対し、海外規格など海外向け製品の開発に必要な情報の調査・提供や海外特許の出願費用の助成、新興国における契約トラブル・模倣品被害等の知的財産権侵害への対策を強化するなど、技術・経営の両面から総合的に支援する。

2 東京の産業の魅力発信

- 「江戸東京きらりプロジェクト推進委員会」を設置し、東京の伝統ある「宝物」（老舗企業、伝統工芸品、匠の技）の磨き上げや、世界への発信を推進し、技と伝統を将来に継承していく。
- 更なる成長が見込まれるアジア地域を中心とした展示商談会等において、成長産業分野をはじめとする中小企業の優れた製品等を効果的にアピールし、新たな市場獲得などのビジネス拡大につなげる。
- 伝統工芸品やアニメ、ファッションなど東京のクールジャパン関連産業とともに、航空機や医療機器産業の海外専門展示会への出展等を支援し、東京の産業力を高める。

＜伝統工芸品の例
（江戸切子と江戸押絵羽子板）＞



東京の産業力の源泉である中小企業の技術やノウハウの継承、地域産業を担う新たなネットワークの構築等を区市町村と連携して行うとともに、地域商業の担い手

であり、地域コミュニティの核でもある商店街への支援を通じ、地域経済の維持・発展に取り組む。

1 地域産業の維持・発展

- 経営改善や新たな事業への展開等に取り組む中小企業に対し、専門家の助言や、顧客ニーズの把握とそれに基づく新たなビジネスモデルの構築等を一体的に支援するなどの多面的な支援を展開し、中小企業の経営力の向上を図る。
- 地域の産物や観光資源等を活用した新製品・新サービスの開発などを支援し、地域経済の活性化を図る。
- 産業の空洞化を防止するとともに地域の産業基盤の維持・強化及び地域産業の活性化に向けて、工場の立地促進や操業継続のための環境整備、地域産業の担い手同士の新たなネットワークの構築等に主体的に取り組む区市町村の支援などを行う。
- 八王子市に都域を越えた広域的産業交流の中核機能を担う交流拠点を整備し、圏央道の整備による相乗効果により、多摩地域における産業集積・産業交流を促進する。
- 都内各地域の商業活動において重要な役割を担っている商店街に対して、にぎわいの創出や地域の活性化に向けた様々な取組を区市町村と連携して支援することで、地域経済の振興を図る。

＜地域産業の担い手のネットワークのイメージ＞



＜開発型企業の立地促進拠点となる
板橋区の区立工場ビル＞



2 事業承継・事業継続

- 高度な技術を持ちながらも財務上の課題等を抱える中小企業に対して、金融機関や専門家と連携し、事業承継計画の策定から実行までの経営・資金両面からの支援を行う。
- 都内6か所に整備した小規模企業等の支援拠点において、後継者の確保や販路開拓等の支援を展開するなど、地域で活躍する小規模企業の事業の継続と持続的発展を後押しする。

政策展開 6 人材確保・育成、技能振興

中小企業を支える人材の確保や育成に向けた取組を支援するとともに、優れた技術・技能の振興を図る。

1 中小企業の人材確保・育成と技能の振興

- 人材確保に悩む中小企業の相談に応じる窓口を設置するとともに、女性や高齢者など多様な人材の活用方法を助言する専門家派遣やセミナーを実施するほか、育児中の女性等の人材確保を検討する企業に対して、企業による保育施設の設置・運営等に関する相談等を行う。
- ものづくり産業等を支える高度な技能を持つ中核人材を育成・確保するため、ものづくり産業等のニーズを踏まえ、城南職業能力開発センター大田校の再整備を進める。
- 民間企業等の企業内職業訓練を支援するほか、職業能力開発センターを拠点として、人材育成のための中小企業同士のネットワークを構築するとともに、ネットワークの継続的な取組を支援する。
- 中小企業に対し、留学生など外国人材の採用や活用について情報提供するとともに、合同企業面接会などにより外国人材とのマッチング支援を行う。
- 即戦力を必要とする中小企業への専門家派遣・採用ノウハウ等の提供、業界の状況に応じた支援により、人手不足が深刻な中小企業を支援する。
- ものづくり中小企業の生産性と収益性を高めるため、生産管理などの知識や現場改善の手法などを総合的に学ぶカリキュラムを活用し、ものづくり中核人材の育成を図る。
- ものづくり産業等を支える人材の育成・確保を支援するとともに、技能尊重の気運を高めるため、全国から優れた技術・技能を集めたイベントを開催し、東京をはじめ日本のものづくりと匠の技の素晴らしさを国内外に発信する。

政策展開 7 農林水産業の活性化

マッチング商談会等を活用した販路拡大を推進するなど、農林水産業の経営力を強化するとともに、国際認証等の取得や新たな特産品の開発等の支援を行い、東京産農林水産物の付加価値を向上させ、イベント等を通じてその魅力を国内外へ発信する。

1 都市農業の維持・発展

- 女性の活躍を推進するため、女性農業者の6次産業化に向けた取組を支援するほか、女性の就農希望者に対して、農業見学ツアーや女性農業者との交流会等を開催する。
- 都市農業の活性化に向け、就農希望者等に対して先進農家による研修を実施するなど、多様な担い手を確保・育成するとともに、意欲ある農業者が行う施

設整備等を支援する。

- 作物の様々な生育環境要因を総合的に制御し最適化するなど、先進技術の活用を推進し、限られた農地で収益性の高い農業の実現を図る。
- 都市農地の保全と多面的機能の発揮のため、生産緑地買収のモデル的な取組を行うほか、防災や環境保全に資する施設整備支援、都市住民の交流の場となる市民農園をはじめ福祉農園や学童農園等の整備支援を行う。

＜市民農園として活用される都市農地＞



2 農林水産業の競争力の向上と経営基盤の強化

- 森林の健全な育成と林業の振興を図るため、新規就労者向けの研修や高度な技術習得を目的としたOJT研修を実施するなど担い手の確保・育成を行う。
- 伐採・利用・植栽・保育という森林循環を促進するため、多摩産材の利用拡大、林道の開設・改良、森林資源の情報把握における先端技術の活用等を進める。
- トウキョウX*や東京しゃも等の東京ブランド畜産物の供給力強化と生産者の経営力向上に向け、青梅畜産センターの再編整備、家畜保健衛生所の機能強化、酪農ヘルパーの利用促進等を行う。
- 島しょ地域では、水産資源の有効活用や担い手の確保・育成などを進め、多摩地域では、マス釣場や養殖場の整備・改修などを支援し、地域経済に寄与する水産業を振興する。

3 ブランド化の推進と魅力の発信

- コマツナや練馬ダイコン、トウキョウXなどのように東京産農畜産物のブランド化、多摩産材の高品質化、特産品の開発などを推進し、東京産農林水産物の付加価値向上につなげる。
- 東京2020大会会場等において東京産農林水産物を活用するため、国際認証等の取得支援を行う。
- 「東京味わいフェスタ」「WOODコレクション (モクコレ)」等の各種イベントや無料情報誌等で東京産農林水産物の魅力を国内外に発信する。
- 「とうきょう特産食材使用店」「東京都エコ農産物」等の更なる拡大や学校給食での使用拡大など、安全・安心な東京産農水産物の地産地消を一層促進する。

＜江戸東京野菜の例(馬込三寸人参)＞



V 年次計画

| | | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|-----------|---------------------------|---------------------------------------|--|--|--------|-------------------|-------------------------------------|--------------------|
| | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 | 国際金融都市の実現に向けた新たな構想の策定・推進 | 検討会における海外の金融系企業誘致に向けた当面の対応のとりまとめ | ・懇談会における検討 ・構想策定 | 構想に基づいた取組の推進 ・ビジネス・生活環境整備 ・市場参入の促進 ・世界の投資家に優しい市場の構築 | | | アジアナンバーワンの国際金融都市の実現 | |
| | 外国企業誘致の加速化 | 都による金融系外国企業誘致 | 検討会を通じた事業内容等の検討 | → | → | → | → | 40社誘致 |
| | | 都によるIoT分野等の外国企業誘致 | 2012年度から2016年度までに50社誘致 | → | → | → | → | 40社誘致 |
| | | 都による外国企業と都内企業の引き合わせ件数 | マッチング商談会の試行 | → | → | → | → | 1,000件実施 |
| | | 東京都誘致分も含めた外国企業誘致 | 2012年度から2016年度までに500社誘致 | → | → | → | → | 400社誘致 |
| 2 | 都内中小企業のIoT化推進 | 開発支援手法検討 | IoT機器・ソフト等の開発支援(単年度支援) | | | | 中小工場、事業所等のIoT活用やIoT製品開発が促進(モデル事例創出) | |
| | | | 4社 | 4社 | 4社 | 4社 | | |
| | | | 中小工場等のIoT化推進のためのシステム開発支援(3年間支援) | | | | | |
| | IoT・AIといった先端技術を活用した産業の活性化 | オープンデータの推進 | 「オープンデータ推進庁内ガイドライン」の策定 「東京都カタログサイト」構築 | カタログサイト運用・データ公開 | | | | 4万件の公共データのオープンデータ化 |
| | | | | → | → | → | → | |
| ICT利活用の推進 | ICT利活用の推進 | 「東京都における情報通信施策の展開に向けた現状・課題と今後の方向性」の策定 | 【都政策へICT導入】 | | | | 各政策におけるICT導入による課題解決 | |
| | | | → | → | → | → | | |
| | | | 【導入検討】 | 【モデル事業実施】 | | 【都庁共通プラットフォームの構築】 | | |
| | | | 【ICT戦略】 | | | | 都内情報通信産業の成長・活性化 | |
| | | | 民間企業への実証フィールドの提供 | | | | | |
| | | | → | → | → | → | | |
| | | | 【東京都ICT戦略(仮称)の策定】 | [試行] | [本格実施] | [フィールド拡大] | | |

スマートシティ

| | | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|----------------------------------|--|---|-----------------------|--------|--------|--------------------------|--|
| | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 2 | 都市課題関連 産業分野 | イノベーションマップの 作成 | イノベーションマップの更新 | | | | 都市課題関連 産業分野で中 小企業が活躍 |
| | | | 10件 | 10件 | 10件 | 10件 | |
| | 多摩地域の更 なるイノベー ションの活性 化 | 企業間連携による事業化 の創出 | 新技術創出交流会 | | | | 企業間ネット ワークが形成 され、中小企 業のIoTへの理解 が深化 |
| | | | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 | |
| | ロボット産業 分野 | 開発支援拠点 の機能拡充 | 研究開発・事業化 | | | | ロボット産業 分野で中小企 業が活躍 |
| | | | 8件公募 | 8件公募 | | | |
| 医療機器産業 分野 | 支援拠点の開設 | クラスター研究会の実施 | | | | 医療機器産業 分野で中小企 業が活躍 | |
| | | 3コース | 3コース | 3コース | 3コース | | |
| 高付加価 値化によ る競争力 向上 | ものづくり中 小企業グル ープの支援 | 計13グループを支援 | 新技術・新製品開発に対する経営支援 | | | | 基盤技術の高 度化が進み、 市場競争力が 向上 |
| | | | 5グループ | 5グループ | 5グループ | | |
| 知的財産の活 用支援 | 大企業と中小企業の マッチング強化 | | セミナーやマッチングによる支援 | | | | 開放特許を活 用した製品化 への取組が 拡大 |
| | | | 100社 | 100社 | 100社 | 100社 | |
| 2020 大会を契機 とした成 長機会の 獲得 | 中小企業のビ ジネスチャン スの拡大 | ビジネスチャンス・ナビ 2020の開設 世界発信コンペティショ ンの実施 | 受注機会拡大・販路開拓支援 | | | | 様々なビジネ スチャンスが 全国の中小 企業に波及 |
| | | | | | | | |
| 3 | 海外展開を目 指すベンチャ ー企業の支援 | 支援手法の検討 | 大企業や海外VCとの業務提携、マッチング等 | | | | 東京発のベン チャー企業が 海外で活躍 |
| | | | 25件 | 50件 | 50件 | 50件 | |
| | 世界に通 用するベン チャー企 業の創出 | 産業界の旗手 となり得る起 業家の輩出 | ビジネスプラン コンテストの実施 | 起業 | 成果発信 | | |
| コンテスト | | | | 起業 | 成果発信 | | |
| リーディング カンパニーへ の成長支援 | 青山創業促進 センターの開設 アクセラレーショ ンプログラムの提供 | | 短期集中アクセラレーションプログラムの提供 | | | | リーディング カンパニーへ と成長するベン チャー企業 が出現 |
| | | | 20社 | 20社 | 20社 | 20社 | |
| | | | 先輩起業家等へのオフィス提供 | | | | |

| | | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|--------------|-----------------------|---|--|--------|--------|-------------|--------------------------------|
| | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 3 | 幅広い層による起業 | 創業支援拠点の運営 | 丸の内に「TOKYO創業ステーション」点を開設 | 「TOKYO創業ステーション」の利用会員数 2,000名 → 2,250名 → 2,375名 → 2,500名 | | | | 会員数2,500名(うち、女性500名)が起業に向けて活動 |
| | | 女性起業家の支援 | 支援手法の検討 | 女性専用創業支援プログラムを提供 5名 → 10名 → 10名 → 10名 | | | | 東京発の女性ベンチャーが活躍 |
| | | 民間等のインキュベーション施設の拡充 | 優れたインキュベーション施設を支援 | 15施設 | 15施設 | 15施設 | 15施設 | 民間等の優れたインキュベーション施設からベンチャー企業が誕生 |
| 4 | 東京の産業ブランドの確立 | 江戸東京きらりプロジェクト推進委員会の開催 | 委員会の設置 | 発信方策等の検討 → 委員会開催「宝物」の付加価値向上・国内外への発信 3~4回開催 | | | | 伝統の継承 東京のイメージ向上 インバウンド増加 |
| | | クールジャパン産業の推進 | 【伝統工芸品分野】展示会への出展支援 【コンテンツ分野】展示会への出展支援 【ファッション分野】展示会への出展支援 | 【伝統工芸品分野】海外展示会出展支援 2回(独仏) → 2回(独仏) → 2回(独仏) → 2回(独仏) 【コンテンツ分野】海外見本市出展支援 1回(仏) → 1回(仏) → 1回(仏) → 1回(仏) 【ファッション分野】海外展示会出展支援 仏・伊等 → 仏・伊等 → 仏・伊等 → 仏・伊等 | | | | 東京の産業ブランド力の強化に伴う、国際競争力の向上 |
| | 海外展開の促進 | アジア地域への展開促進 | タイに現地支援拠点を設置 | 現地拠点での相談支援 現地ネットワーク形成支援(交流会等) | | | | アジア地域を中心とした、中小企業の海外展開を促進 |
| | | 海外展示会等への出展支援 | 展示会等への出展支援 120小間 | 海外展示会等への出展支援 160小間 → 160小間 → 160小間 → 160小間 | | | | |
| | | 知的財産対策への支援 | 知的財産戦略の導入助成等 280件 | 知的財産戦略の導入助成等 140件 → 140件 → 140件 → 140件 | | | | |
| | 5 | 地域産業の維持発展 | 商店街の活性化 | 商店街で行うイベント・活性化に向けた取組への支援 2,300件 → 2,300件 → 2,300件 → 2,300件 商店街の空き店舗を活用した取組への支援 モデル事業を新たに行い、その取組成果を波及 | | | | 商店街が活性化し、まちのにぎわいを創出 |

スマートシティ

| | | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|--------------------|----------------|----------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------|---|
| | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 5 | 地域産業の維持発展 | 区市町村事業計画の承認・支援 (7区市) | 区市町村の地域産業活性化計画の承認・承認区市町村への支援(最長3年) | | | | 地域産業が活性化 |
| | 事業承継・事業継続 | 事業承継セミナー・企業継続支援の実施 | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | 事業承継に対する意識が向上 事業承継への準備が進展 |
| | 小規模事業者の事業承継等支援 | 小規模事業者に対する支援拠点を設置 (6か所) | 600社 | 600社 | 600社 | 実績を踏まえて支援を検討 | 小規模事業者の事業継続と持続的な発展を促進 |
| 6 | 人材確保・育成 | 中小企業の人材確保・育成の支援を実施 | 200社 | 200社 | 200社 | 実績を踏まえて支援を検討 | 中小企業の多様な人材の活用を促進 |
| 都市農業の維持・発展 | 担い手の確保・育成 | 先進農家による研修の実施 20回実施 | 24回 | 40回 | 40回 | 40回 | 新規就農者が自立営農を実現 |
| | 農地の保全 | 区市と連携した保全策の実施 11区市 | 14区市 | 14区市 | 14区市 | 14区市 | 都市農地が保全され、多面的機能を発揮 |
| 7 | 森林の健全な育成と林業の振興 | 新規就労者を対象とした研修の検討 | 2名 | 4名 | 6名 | 7名 | 基礎的な林業技術を習得した技術者が増加 |
| | 森林循環の促進 | スギ林等の伐採の実施 97ha | 60ha | 60ha | 70ha | 70ha | 多摩産材の出荷量 30,000 m ³ (年間) が実現 |
| 東京産農産物のブランド化と魅力の発信 | | 江戸東京野菜の栽培指針の作成や流通拡大に向けた検討 | 5品目 | 5品目 | 5品目 | 4か所 PRイベントの実施 2回 | 栽培技術が確立するとともに、認知度が向上 |

5 交通・物流ネットワークの形成

ヒトやモノの流れがスムーズな都市をつくろう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 三環状道路が約 9 割開通するなど、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を支える道路の整備を強化し、その後も首都東京の潜在力を最大限生かす骨格幹線道路などの道路ネットワークの充実を図り、東京の最大の弱点である渋滞を大きく改善することで、人やモノのスムーズな流れを実現する。
- 公共交通の更なる充実や次世代交通システム等の導入により、快適で利便性の高い都市の実現を目指す。
- 首都圏の産業と生活を支える東京港の再構築によって港湾機能を強化し、円滑な物流を実現する。
- 東京 2020 大会やその後の航空需要に応え、羽田空港の容量を拡大させるとともに空港アクセスを強化する。
- 区部・多摩地域の既設道路における自転車走行空間の整備を推進するとともに、都内全域において、国道、都道、区市道等の自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 大会開催時の観客輸送にも活用でき、大会後は観光での利用も期待できる舟運について、地元区や民間事業者とも連携し、定期航路での利用拡大を視野に、水上交通ネットワークを充実させる。

II 政策目標

1 道路ネットワークの形成

| No. | 政策目標 | | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|----------------|------------------|---------|-----------------|------------------|
| 01 | 三環状道路の整備 | 整備率 | 2020 年度 | 約 9 割開通 | |
| 02 | | 外環道（関越道～東名高速） | 2020 年 | 開通 | |
| 03 | | 圏央道 | 2020 年度 | 約 9 割開通 | |
| 04 | 中央道の渋滞対策 | 調布付近 | 2019 年 | 渋滞緩和 | |
| 05 | 首都高晴海線（豊洲～晴海間） | | 2017 年度 | 完成 | |
| 06 | 幹線道路ネットワークの形成 | 国道 357 号 | 2018 年度 | 東京港トンネル全線開通 | |
| 07 | | 区部環状・放射道路 | 2020 年度 | 環状 95%、放射 96%整備 | |
| 08 | | 多摩南北・東西道路 | 2020 年度 | 南北 89%、東西 74%整備 | |
| 09 | | 区部環状・放射道路・多摩南北道路 | 2024 年度 | おおむね完成 | |
| 10 | | 多摩東西道路 | 2024 年度 | 約 8 割完成 | |
| 11 | | 連続立体交差事業 | | 2020 年度 | 404 か所の踏切を除却（累計） |
| 12 | | | | 2024 年度 | 446 か所の踏切を除却（累計） |

2 公共交通の更なる充実と次世代交通システム等の導入

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 01 | 鉄道ネットワークの事業化検討 | 2016 年度 | 検討などを進めるべきとされた路線を中心に検討開始 |
| 02 | 勝どき駅の大規模改良 | 2018 年度 | 供用開始 |
| 03 | 都心と臨海副都心の連絡強化 | 環状第 2 号線の整備状況に合わせて順次 | B R T * の運行開始 |
| 04 | 自動運転技術を活用した都市づくりへの展開 | 2020 年度 | 都市における自動運転の活用方法を提示 |

3 東京港の物流機能強化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------|---------|---|
| 01 | 外貿コンテナふ頭の整備 | 2017 年 | 中央防波堤外側に 2 バース供用 |
| 02 | | 2025 年度 | 中央防波堤外側などに 7 バースを完了 |
| 03 | | 2025 年度 | 610 万 T E U * に対応 (2012 年度比 1.3 倍) ※ 1 |
| 04 | 内貿ふ頭 (ユニットロードふ頭) 整備 | 2025 年度 | 10 バースを完了 |
| 05 | 臨港道路南北線及び接続道路の整備 | 2020 年 | 完了 |
| 06 | 東京港内のコンテナ車両の渋滞 | 2024 年度 | 解消 |

※ 1 東京港第 8 次改訂港湾計画による東京港のコンテナ取扱個数推計値

4 首都圏の空港機能強化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--------------|---------|--------------------------|
| 01 | 年間発着枠の拡大 | 2020 年 | 羽田空港の国際線発着枠を年間約 3.9 万回拡大 |
| 02 | | 2030 年代 | 空港容量の更なる拡大 |
| 03 | 羽田空港へのアクセス強化 | 2020 年 | 空港直行バスの充実 |

5 自転車利用環境の充実

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|--------------|--------|---|
| 01 | 自転車走行空間*の整備 | 2020 年 | 優先整備区間等 264 km (累計) 自転車推奨ルート 約 200km (重複区間約 60km) 合計 約 400km |
| 02 | 広域的なシェアサイクル* | 2020 年 | 先行 4 区から順次周辺エリアへ拡大。 その他のエリアでの導入も検討 |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|------------------------------|---------|--------|
| 03 | 自転車乗り入れの多い駅周辺での自転車ナビマーク*等の整備 | 2019 年度 | 100 地区 |

6 水上交通ネットワークの充実

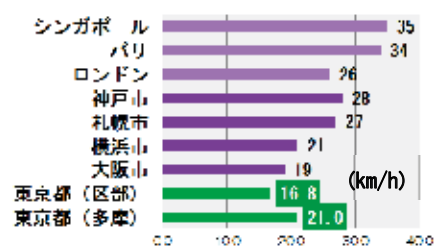
| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-----------------|--------|---------------------------------|
| 01 | 東京の魅力を高める舟運の活性化 | 2020 年 | 都心・臨海部・羽田を結ぶ航路等が身近な観光・交通手段として定着 |

Ⅲ これまでの取組と課題

(東京の道路交通の現状)

- 東京の都市計画道路の完成率は約 6 割であり、区部における混雑時平均旅行速度は 16.8km/h とマラソンランナーよりも遅く、国内外主要都市と比較して依然として低い水準にある。

＜主要都市平均旅行速度＞

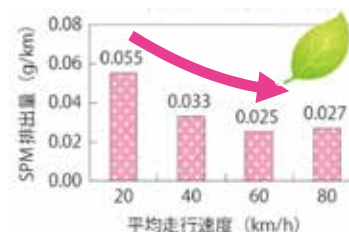


(出典) 「平成 22 年度道路交通センサス」・「自動車交通研究 2016」を基に作成

(三環状道路をはじめとする高速道路ネットワーク)

- 2015 年 3 月、首都高速道路中央環状線が全線開通し、新宿から羽田空港の所要時間が約 40 分から約 19 分に半減された。
- 外環道（関越道～東名高速）では、シールドマシンの発進に向け工事が本格化しており、残る用地の取得など整備推進を図る必要がある。さらに、環状道路としての機能を最大限発揮させるため、外環道（東名高速～湾岸道路）の計画を具体化する必要がある。

＜SPM 排出量と走行速度の関係＞



(出典) 「国土交通白書 2016」
(平成 28 年 7 月 国土交通省)

- 圏央道は 2014 年 6 月に都内区間が全線開通し、2015 年 10 月には埼玉県区間が全線開通したことで東名高速から東北道まで結ばれ、都心経由の交通が約 9 割から約 3 割に減少した。引き続き、早期の全線開通が必要である。
- また、2016 年 4 月から首都圏の高速道路において新たな料金体系として、料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金が導入された。今後は、更なる一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けた取組が必要である。
- 中央道の渋滞対策として、2015 年 12 月に調布インターチェンジから三鷹バス停手前まで、付加車線が設置され、その効果が確認されたところであるが、三鷹バス停付近を先頭とした渋滞が残っているため、更なる対策を実施する必要がある。

(幹線道路ネットワーク)

- 2015年8月に多摩南北主要5路線の一つである調布保谷線が全線開通し、甲州街道から埼玉県境までの所要時間が約4割短縮され、並行する道路の交通量が最大約3割減少した。
- 2016年3月、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、今後10年間で優先的に整備すべき路線や新たに都市計画道路の検討が必要となる箇所などを選定した。今後、この整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進め、計画的かつ効率的に道路ネットワークを形成していく必要がある。
- 国道357号において、2016年3月に東京港トンネル（西行き）が開通したが、東京港トンネル（東行き）及び多摩川トンネルの早期開通が必要である。また、国道20号八王子南バイパスや日野バイパス（延伸）などについても早期整備が必要である。

(連続立体交差事業)

- これまで43か所の事業で395の踏切を除却し、踏切による交通渋滞や踏切事故を解消してきた。
- 2015年8月に高架化が完了した京成押上線（押上駅～八広駅間）では、最大で380mあった明治通りの踏切による渋滞が解消されただけでなく、本事業を契機にまちづくりが進み、京成曳舟駅周辺の商業床面積が約50倍に増加し、にぎわいが創出されるなどの効果が得られている。
- これまで進めてきた連続立体交差事業で生まれた高架下空間では、駐輪場や保育所、観光案内所等、地域のニーズに応じた多様な活用が図られている。

<高架化による渋滞解消(京成押上線)>



<高架下空間の利活用>



- 事業を着実に推進するためには、関連事業との円滑な調整とともに地元自治体や鉄道事業者との連携が必要である。

(公共交通の更なる充実)

- 2016年4月に国土交通省の交通政策審議会の答申である「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が発表され、都が提示した「整備について優先的に検討すべき路線」をはじめとした、19路線全てが答申に位置付けられた。
- 各路線には、採算性や事業主体の確立、費用負担のあり方についての合意形成などの課題があり、事業化に向けての検討が必要である。
- 勝どき駅の大規模改良事業については、2018年度末の供用開始を目指し、着実に土木工事を実施しており、東京2020大会開催に向けて、確実に工事を完了させる必要がある。

(東京港の物流機能強化)

- 外貿コンテナふ頭については、中央防波堤外側に岸壁1バース整備を完了し、2バースについて整備を実施している。
- 東京港内の渋滞対策については、台切りシャーシー対策により放置禁止区域内の違法駐車がほぼ解消した。
- 2016年度から新たに制度を構築したフィーダー輸送補助や、JR貨物・はしけの各横持補助の運用により、交通混雑解消につなげていく。

(首都圏の空港機能強化)

- 2016年7月、国は、飛行経路の見直しに当たって、「環境影響等に配慮した方策」を示した。引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策に取り組む必要がある。
- また、深夜早朝便に対応するための羽田空港と主要ターミナル駅等を結ぶ深夜早朝アクセスバスについては、2014年度の国と都による実証運行に続き、2015年4月以降、国・都縣市等で構成する協議会の支援のもと、民間が主体となり7路線に拡大し運行している。
- 引き続き、更なる空港機能の強化に向けた取組を推進していく必要がある。

(自転車の利用環境)

- 自転車乗入れ台数が多い鉄道駅周辺の28地区において、自転車ナビマーク等の設置による自転車ネットワーク路線の整備を行った。
- また、都道や臨港道路等において、自転車走行空間の整備を進めるとともに、国道、都道、区市道等の自転車走行空間を連続させ、安全性や回遊性を高める自転車推奨ルートを、東京2020大会までに整備するよう、着実に事業を推進していく必要がある。

(水上交通ネットワーク)

- 定期航路の拡充を目的とした「運航に関する社会実験」を2016年9月に開始した。また、公共棧橋や防災船着場の一部について、舟運事業者への開放を実施している。
- これらの取組を引き続き実施し、利用者ニーズや運航課題を把握した上で、舟運事業者による航路の拡大を推進し、舟運を身近な観光・交通手段として定着させていく必要がある。

IV 4か年の政策展開

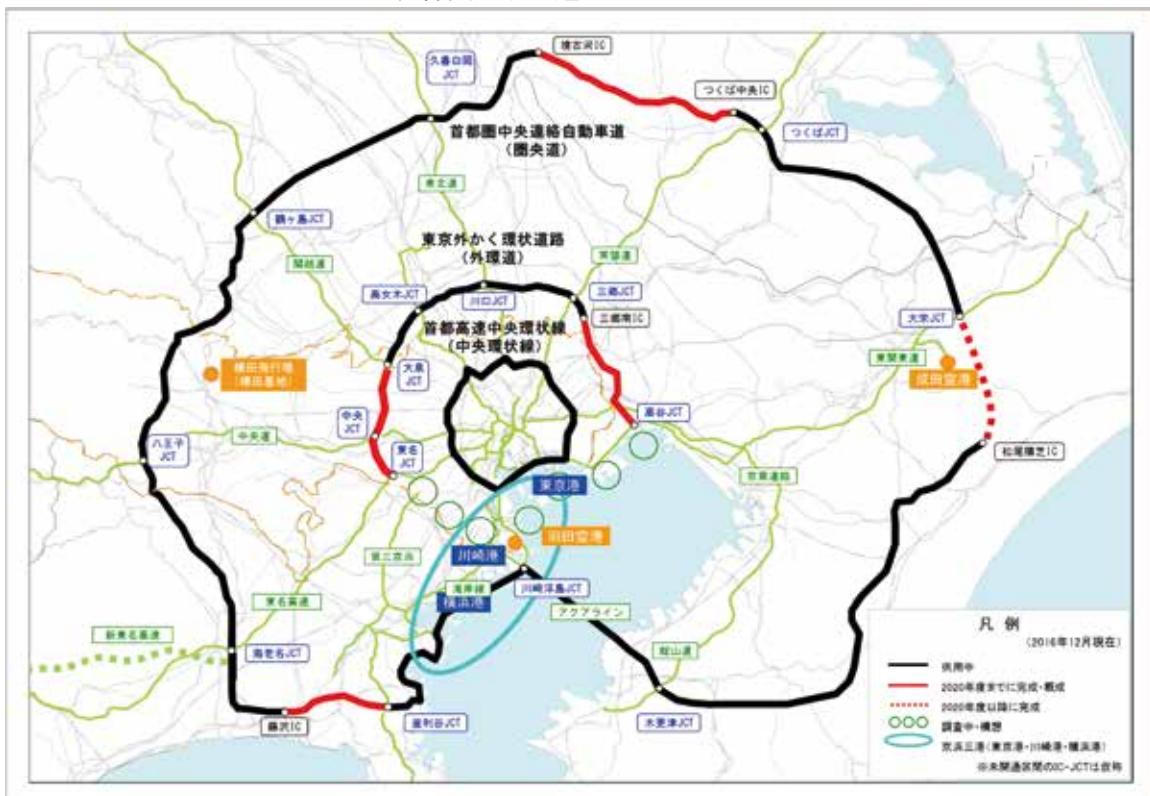
政策展開 1 道路ネットワークの形成

経済成長の促進、国際競争力の強化、環境改善に資する道路ネットワークの形成を推進していく。

1 三環状道路をはじめとする高速道路ネットワーク

- 渋滞解消による高い経済効果と迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層促進し、京浜三港や首都圏の空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを整備する。さらに、整備効果を十分に発揮させるため、三環状道路へのアクセス強化等に資する道路の整備を推進する。

<首都圏広域交通ネットワーク>



スマートシティ

- 外環道（関越道～東名高速）については、関越道から東名高速間の所要時間が約5分の1に短縮されるなどの効果が期待されており、東京2020大会までの開通を国に要望するとともに、都も用地取得など国を支援し整備を推進する。また、外環道（東名高速～湾岸道路）については、国や関係機関とともに、計画の早期具体化に向けて取り組む。
- 外環道の整備に併せ、中央・東名JCT（ジャンクション）周辺、青梅街道IC（インターチェンジ）や上石神井駅周辺などのまちづくりを促進する。
- 2016年4月に導入された首都圏における新たな高速道路料金体系について、導入後の影響を検証するとともに、混雑状況に応じた料金の導入等、更なる一体的で利用しやすい料金体系の実現を促進する。
- 中央自動車道の調布付近及び小仏トンネル付近等の渋滞対策や中央環状線のJCT改良などに、国や関係機関と連携して取り組む。
- 東京2020大会を支え、大会後も首都機能の最大化に寄与する首都高速晴海線（晴海～豊洲区間）を完成させる。

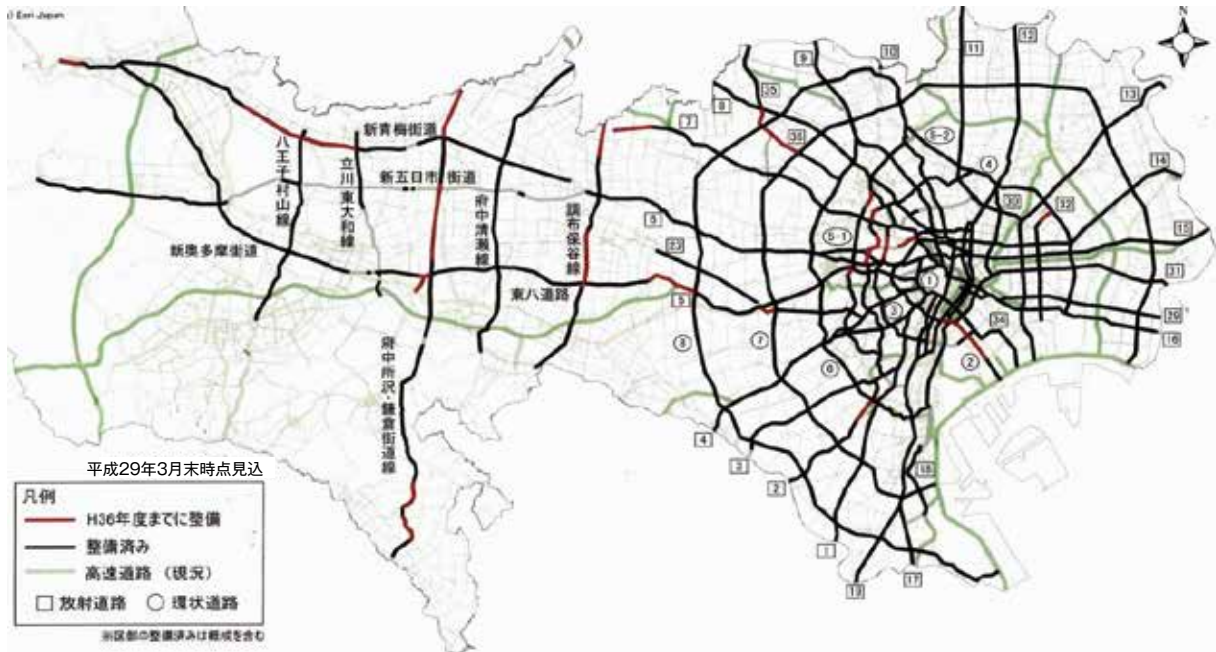
2 幹線道路ネットワーク

- 東京の防災力を高め、潜在力を引き出す幹線道路ネットワークを形成するため、区部放射・環状道路、多摩南北道路を2024年度までにおおむね完成させる。さらに、新青梅街道等の多摩東西道路の整備を重点的に推進し、多摩地域の利便性を格段に向上させる。
- 道路や橋梁の重点的な整備により都県境を越えた道路ネットワークを形成し、都市間連携を強化するとともに広域的な防災性を向上させる。特に、南多摩尾根幹線の整備を推進し、早期に広域的な道路ネットワークの形成を目指す。
- 東京湾岸の広域的な道路ネットワークを形成する国道357号については、東京港トンネル（東行き）開通、多摩川トンネルの早期整備、その他未整備区間の早期事業着手や圏央道へのアクセス道路となる国道20号八王子南バイパスや日野バイパス（延伸）の早期整備など、首都圏の都市間連携を強化する国道の整備を促進する。
- 立川駅や八王子駅など、多摩地域の拠点駅周辺において道路整備を推進し、渋滞解消に取り組む。
- 抜け道となっている生活道路への車の流入を減らすため、幹線道路へ車を誘導する地域内の幹線道路を整備し、子供や高齢者、自転車通行などの安全性を高める。
- 東京の更なる発展を実現するため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線の計画的な事業化に取り組み、整備を進め、都市活動を支える道路ネットワークの強化を図る。
- 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の優先整備路線以外の路線を対象に、現在策定中の「都市づくりのグランドデザイン（仮称）」で示される東京の都市像を踏まえて、今後の都市計画道路のあり方を検討して

いく。

- 環状第2号線については、築地市場が豊洲へ移転した後、地上部道路を整備し、東京2020大会に対応する。あわせて、大会の円滑な通行を確保するため、交通制御などのソフト対策を検討する。また、環状第2号線本線のトンネルも並行して整備し、東京2020大会後、早期に完成させる（築地市場の豊洲移転については271頁を参照）。

＜都内の幹線道路ネットワーク＞
（区部放射・環状道路、多摩南北・東西道路の整備状況）



3 連続立体交差事業の推進

- 西武新宿線（中井～野方間）等、都では4路線5か所において、道路と鉄道の連続立体交差化を推進しているほか、区施行の東武伊勢崎線の2か所に対して支援を行っている。事業実施により、多数の踏切を除却して道路ネットワーク形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消し、地域の活性化や防災性の向上を図る。

＜連続立体交差事業 事業箇所図＞



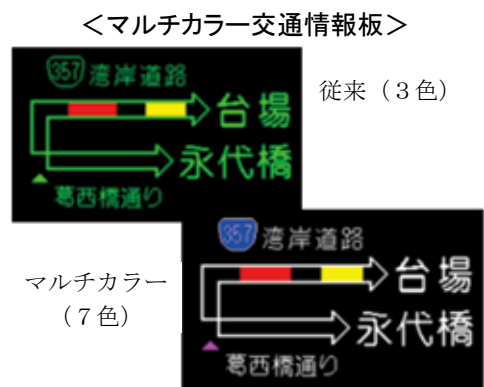
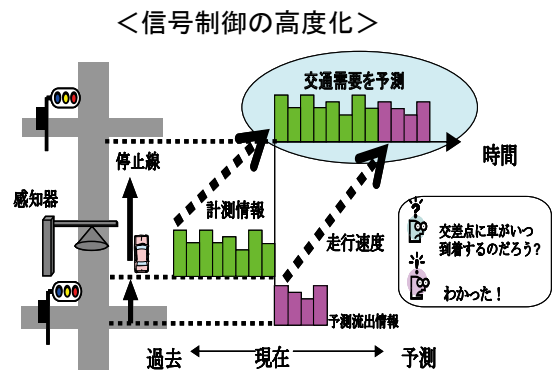
- 連続立体交差化により創出された鉄道の高架下空間等を保育所や商業施設等として活用することにより、地域の利便性を向上させる。
- いわゆる開かずの踏切*である西武新宿線（中井～野方）の7か所の踏切に

スマートシティ

については、2020年度までの除却を目指す。これら踏切除却によって、交差する中野通りで発生している最大410mの交通渋滞を解消するとともに、鉄道の立体化により創出される2万㎡以上の空間において、地域のニーズを踏まえた活用を促進する。

4 渋滞対策などの交通円滑化

- 多摩地域を中心として2015年3月に策定した「第3次交差点すいすいプラン*」に基づき、渋滞の発生しやすい交差点への右折レーン設置などにより、局所的な渋滞解消に取り組む。
- 信号制御の高度化や道路施設の改善といったこれまでの渋滞対策に加え、都内主要渋滞箇所を対象に、プローブ情報*の活用など先進的なITS*技術も取り入れた新たなハイパースムーズ作戦*を展開し、都内全域の渋滞を緩和する。
- 東京2020大会に関連する道路における信号機の多現示化や、アクセシブルルートにおける視覚障害者用付加装置の設置等を通して、道路交通の円滑化と、誰もが円滑かつ快適に利用できるバリアフリー化を推進する。
- 光ビーコン*の整備・活用による交通の円滑化及び安全運転支援や、バスの定時性・速達性を確保する公共車両優先システム（PTPS）の導入を推進する。
- 近年増加している観光バスの路上混雑（待機駐車等による渋滞）緩和を推進するため、地域の特色に応じた取組やキャンペーンによる啓発活動等、観光バス駐車対策を実施する。



渋滞や事故情報のマルチカラー化を進め、ドライバーの視認性を向上

<ゾーン30地区の例>



5 歩行者空間の整備

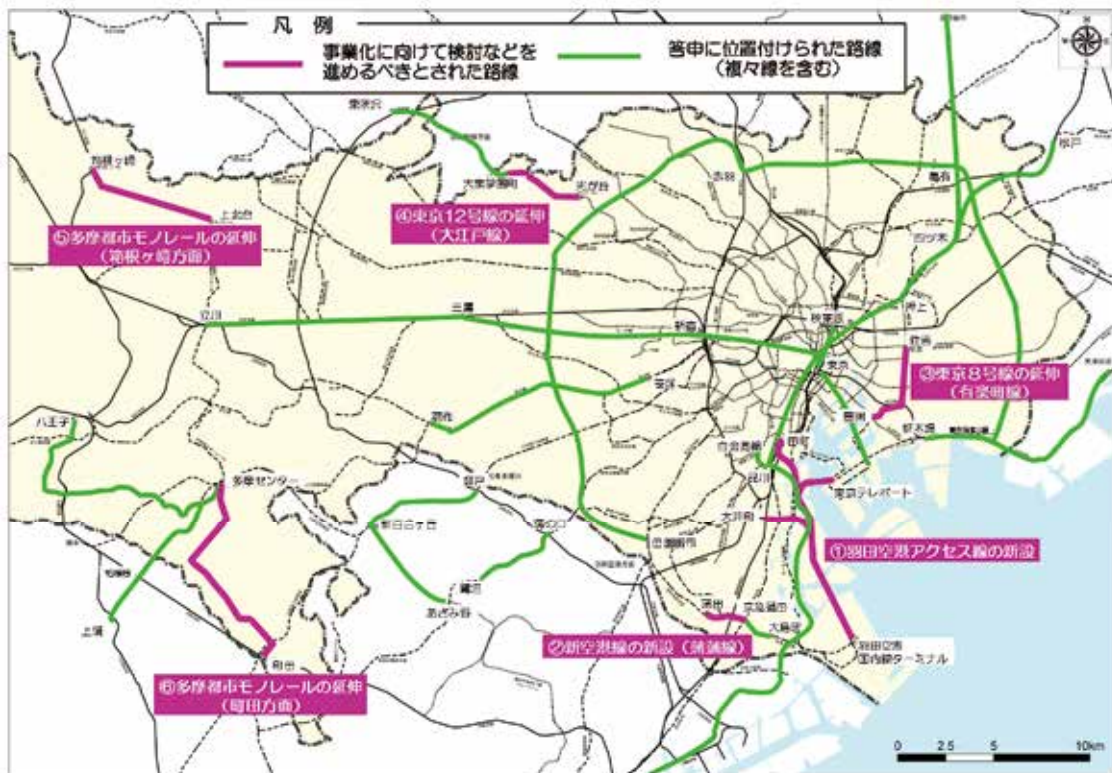
- 歩行者の通行を優先し、通過交通を抑制するゾーン30*地区の拡大や、地区内の荷捌き車両への対応などに取り組み、より安全な歩行者空間を確保する。

鉄道ネットワークの更なる充実に加え、交通結節点において、鉄道やバス、タクシー、自転車などの多様な交通手段を結び付ける、利用しやすく分かりやすい、シームレスな乗換を実現する。また、公共交通に対する更なる需要の増加が見込まれる臨海副都心へのアクセスを強化するため、BRTの運行に向けた検討と調整を行うとともに、運行に当たっては、自動走行等の次世代都市交通システム（ART）技術の実証的な導入を図る。

1 鉄道ネットワークの充実

- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において事業化に向けて検討などを進めるべきとされた6路線を中心に、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施する。

＜事業化に向けて検討などを進めるべきとされた路線(6路線)＞



2 鉄道駅での乗換環境等の充実

- 誰もが安心して快適に利用できる交通の実現に向け、乗換駅等の交通結節点では、交通事業者や施設管理者などの各主体が連携する仕組み（駅とまちのエリアマネジメント）を構築する。
- 周辺開発に伴う人口増加により混雑の激しい勝どき駅の大規模改良を行うとともに、東京

＜勝どき駅の大規模改良＞



選手村の最寄駅となる都営大江戸線勝どき駅では、東京 2020 大会後も見据えてホームの1面増設や地下1階コンコースを拡張し、混雑を緩和

スマートシティ

2020 大会競技会場周辺等の主要駅では、バリアフリー化などの駅施設の改良に取り組む。

- 都営地下鉄において、外国人旅行者が、乗換に必要な情報等をスムーズに入手できるよう、駅構内に加え、車内における無料Wi-Fi環境を整備する。

3 都心と臨海副都心とを結ぶBRTの整備

- BRTの運行に向け、2016年4月に策定した「都心と臨海副都心とを結ぶBRTに関する事業計画」に基づき、地元調整、関係者（関係区、道路管理者、交通管理者、埋設企業者）と施設整備等の協議を実施するとともに、停留施設を設置するりんかい線の駅前広場（東京テレポート駅、国際展示場駅）の改修を推進する。これらに加え、環状第2号線の整備状況に合わせて、BRTの運行を、順次開始する。
- BRTの運行に当たり、内閣府が進める「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」において開発が予定されている公共交通における「安全・安心」のための自動走行などの次世代都市交通システム(ART)技術を実証的に導入していく。

＜ART(Advanced Rapid Transit)イメージ＞



(出典)「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース事業計画」(内閣府)

4 自動運転技術の活用に向けた取組

- 自動運転技術が普及した社会を見据えた都市づくりへの展開に向け、都市の道路交通や道路空間に与える影響や効果、活用方法などについて、国や自動車メーカーなどと連携を図りながら、調査・検討を進めていく。
- 羽田空港周辺地域等を活用した実証実験の実施など、自動運転システムの社会実装を加速化するための具体的な方策について、調査・検討を進めていく。

政策展開 3 東京港の物流機能強化

港湾施設の増強を図るとともに、ふ頭周辺の混雑緩和などに取り組むことで東京港の物流機能を強化していく。

1 ふ頭機能の強化

- 首都圏の産業と生活を支える東京港を再構築し、国内外の物流拠点機能を更に強化することで、610万TEUのコンテナ貨物量に対応する。
- 船舶の大型化や増大するアジア貨物等に対応するため、中央防波堤外側などに新たなコンテナふ頭を7バース整備するとともに、大井、青海、品川の既存ふ頭を再編し、東京港の国際物流機能を強化する。
- 海上輸送の機能強化と併せて国内物流のモーダルシフト*を促進するため、品川、10号地その2などの既存の内貿ふ頭10バースを再編整備し、ユニットロード*機能を強化する。

＜東京港の再構築＞



2 交通混雑対策

- 中央防波堤外側埋立地につながる臨港道路南北線及び接続道路や臨海部の東西を結ぶ国道357号東京港トンネルなどの整備を促進し、東京港を支える道路ネットワークを強化する。
- 大井地区や中央防波堤外側におけるバン・シャーシープール*の整備や違法駐車への規制などにより交通混雑対策を推進する。
- 大井車両待機場におけるETC等を活用した待機時間等の「見える化」や、コンテナターミナルの外に24時間利用可能な貨物の一時保管場所（ストックヤード）を設置する実証実験の実施など、物流の円滑化に向けた取組を推進していく。

＜臨海部道路ネットワーク＞



＜東京港の全景 イメージ図＞



3 京浜三港の連携

- 京浜三港間の連携を推進するとともに、健

スマートシティ

全な競争関係の下でサービス向上策やコスト削減策を展開し、欧米と日本を結ぶ国際基幹航路の維持のみならず、アジア地域を結ぶ航路の拡充を図る。

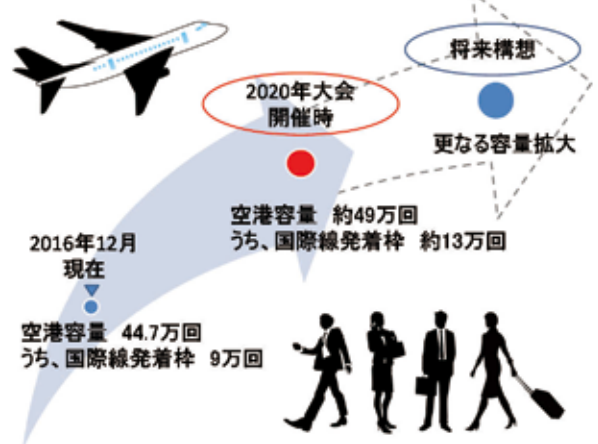
政策展開 4 首都圏の空港機能強化

東京 2020 大会開催に伴う利用者の増加やその後の航空需要も見据え、羽田空港の更なる機能強化及び横田基地の軍民共用化を推進し、首都圏の空港機能強化を図る。

1 羽田空港の機能強化

- 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進し、首都圏の活力を高める国際的な拠点空港とする。
- 2020 年までの空港容量の年間約 3.9 万回拡大に向け、国に対して、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策の取組とともに、新飛行経路の運用に必要な施設整備の推進を求めていく。
- 長期的な航空需要の増加に対応するため、2020 年以降の更なる機能強化の検討についても、国に求めていく。また、首都圏空域の効率的な運用に向け、横田空域の全面返還を国に求めていく。
- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」に位置付けられた空港アクセス路線の課題解決に向けた検討を進めるとともに、国道 357 号多摩川トンネル等の空港とつながる広域幹線道路の整備及び交通結節点における乗り継ぎ円滑化、深夜早朝時間帯の空港アクセスバスの利便性向上を国に求めていく。
- 首都圏におけるビジネス航空*利用を促進するため、駐機スポットの増設など、一層のビジネス航空の受入体制強化を国に働きかける。
- 羽田空港跡地について、国や地元区と連携して、2020 年の概成を目指し、空港と一体となった魅力的なまちづくりを促進していく。

＜羽田空港の機能強化のイメージ＞



＜羽田空港の交通アクセス充実＞



2 横田基地の軍民共用化

- 羽田・成田空港の機能を補完し、首都圏西部地域の航空利便性の向上に資する横田基地の軍民共用化について、日米協議を進展させるよう国に求める。

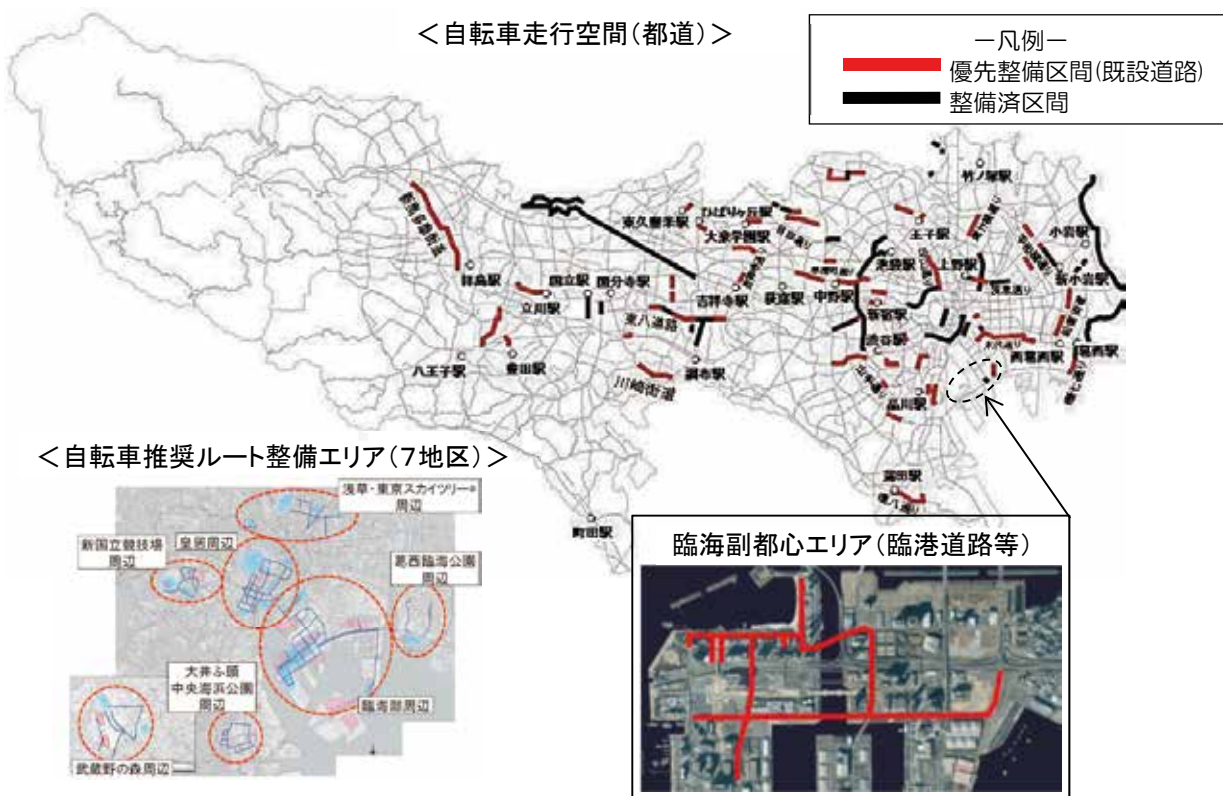
- 東京 2020 大会開催に伴う多くの来訪者への対応やその後の航空需要も見据え、横田基地でのビジネス航空の受入を含めた民間航空の利用を国に働きかけるなど、共用化の実現を目指す。

政策展開 5 自転車利用環境の充実

通勤や買い物だけでなくビジネスや観光などの多様なニーズに対応する自転車について、公共交通が発達した東京にふさわしい利用環境を充実させる。

1 自転車走行空間の整備

- 「東京都自転車走行空間整備推進計画」等に基づき自転車走行空間の整備を進め、東京 2020 大会開催までに、都道における整備延長を 232km とするとともに、臨港道路等において 32km を整備することで、合計で 264km とする。
- 競技会場周辺などの 7 地区では、国道、都道、区市道の自転車走行空間を連続させた自転車推奨ルート約 200km（うち都道は約 100km）を整備し、利用者の利便性と快適性を高める。この取組においては、区市への補助制度により、技術面に加え、財政面を含めた支援を行い、区市道における整備を促進する。
- 東京の自転車利用の特徴を踏まえ、国や区市町村などと連携し、自転車走行空間の都内全域でのネットワーク化に取り組む。

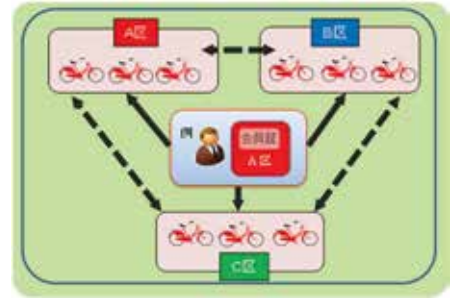


スマートシティ

<シェアサイクル>

2 シェアサイクル

- 区市が取り組むシェアサイクルについて、区境を越えた相互利用を促進することで、現在の臨海部を中心とした都心区エリアから広域的に展開し、拡大を図る。



区境を越えてもスムーズな利用ができる仕組み

3 自転車利用者の安全確保

- 自転車の安全利用や放置削減に向けて、都による啓発活動に加え、自転車小売業者など事業者を含めた多様な主体による取組を促進し、利用者のルールやマナーを向上させ、自転車の安全で適正な利用を推進する。
- 都内全域の幹線道路に、自転車通行位置及び進行方向を明示する自転車ナビマークや自転車ナビラインを設置することで、利用者への正しい通行位置・進行方向を周知するとともに、自動車ドライバーの自転車への保護意識を醸成する。

政策展開 6 水上交通ネットワークの充実

大会開催時の観客輸送に活用可能であり、大会後は観光での利用も期待できる舟運について、地元区や民間事業者とも連携し、定期航路での利用拡大を視野に、水上交通ネットワークを充実させる。

1 東京の魅力を高める舟運の活性化

- 「運航に関する社会実験」を通じ、利用者ニーズ等を検証するとともに、舟運に関する効果的なPR等を実施し、舟運事業者による定期航路の拡充を推進する。
- 新たな航路の創設促進等により、水上バスや屋形船、水上タクシー等の舟運を身近な観光・交通手段として活性化させるとともに、船着場や周辺のにぎわいを創出すること等により需要を喚起する。
- 周辺の再開発の進展などにより更なるにぎわいが期待される場所では、地域とも連携しつつ、人が集まり、多様な航路が結節する舟運拠点を整備する。
- 水上交通の基点となる船着場では、公共棧橋の開放や防災船着場の活用を更に進めるとともに、地元区や関係機関と連携し、最寄駅や近隣施設からの案内サインやバリアフリーの充実を図る。

<水上交通ネットワーク>



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|------------------------------|----------------------------------|---|------------------------------|------------------------------|-------------------|---|--------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 三環状道路をはじめとする 高速道路ネットワーク | 三環状道路の整備率 約8割 | | 三環状道路の整備促進 | | → | 約9割開通 | |
| | 外環道 | 東京2020大会までの開通を国に要望 用地取得の支援(関越道～東名高速) | | | | → | 開通 |
| | | 計画の早期具体化(東名高速～湾岸道路) | | | | → | 計画具体化を 推進 |
| | 圏央道 | | 圏央道の整備促進 | | → | 約9割開通 | |
| | 中央道の渋滞対策として、 調布付近で付加車線を設置 | | 調布付近の事業促進 | | → | 調布付近の 渋滞緩和 | |
| | 小仏トンネル付近等の事業促進 | | ラグビー ワールド カップ 2019™ | → | | | |
| 1 幹線道路ネットワーク | 三環状関連の幹線道路 | 放5、放7 | 用地・工事 | | 3か所 事業化 | 19か所で 整備促進 優先整備路線 7か所中 3か所事業化 | |
| | | 三鷹3・4 | 12他 測量・設計・用地 | | | | |
| | 区部環状道路93% 放射道路94% | 12路線22km で整備推進 | 環状6 (上目黒他) | 1か所 事業化 | | 環状95% 放射96% 2か所事業化 | |
| | | 環4(夏目坂) 事業化 | 完成 | | | | |
| | 多摩南北道路76% 東西道路69% | 7路線29km で整備推進 | 1か所事業化 | 府中所沢 鎌倉街道線 (本町田) 完成 | 1か所事業化 | 南北89% 東西74% 2か所事業化 | |
| | | | | | | | |
| | 都県境を越えた道路の 検討・事業着手 | 西東京3・3・14 他1か所事業化 | | | | 19か所で 整備推進 2か所完成 優先整備路線 13か所中 4か所事業化 | |
| | | | 2か所事業化 | | 2か所完成 | | |
| | 南多摩尾根幹線の 整備推進 | | 南多摩尾根幹線の検討や整備推進 | | → | 整備推進 | |
| | 多摩地域の拠点駅周辺道 路の用地取得・工事 | | 立川3・2・38等で整備推進 | | → | 整備推進 | |
| 地域内の幹線道路の用地 取得・工事 | 2か所事業化 | 1か所事業化 | 4か所事業化 | 6か所事業化 | 13か所事業化 23か所完成 | | |
| | 5か所完成 | 5か所完成 | 5か所完成 | 8か所完成 | | | |
| 国道357号 東京港トンネル(西行き) 開通 | 東京港トンネル(東行き) の整備促進 | | | | → | 2018年度東京 港トンネル (東行き)開通 | |
| | 国道20号八王子南バイパス、多摩川トンネルなどの 整備促進 | | | | | | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|--------------------------|--|--|--|---------------------|------------------------|--------------------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 連続立体交差事業の推進 | 連続立体交差事業で 395か所の踏切を除却 | 都施行路線 4路線5か所 で整備推進 | | | 西武新宿線 7か所の 踏切除却 | 404か所の踏切 除却(累計) | |
| | | 区施行路線1路線 2か所で整備 | 促進 | | 東武伊勢崎線 2か所の踏切除却 | | |
| | | J R埼京線(十条駅付近)、京急本線(品川～北品川) 西武新宿線(野方～井荻)、西武新宿線(井荻～東伏見) で事業化準備 | | | | 事業化推進 | |
| | | 鉄道の高架下空間等 の整備が進展 | | | こ駐輪場や保育所等の 整備が進展 | 高架下空間等 の整備推進 | |
| 1 | 渋滞対策などの交通円滑化 | 23か所の交差点改良が 完成・一部完成 | 6か所 | 5か所 | 4か所 | 8か所 | 46か所で 完成・一部完成 |
| | | 需要予測信号制御15か所 導入 | 15か所 | 15か所 | 8か所 | | 競技会場周辺 導入完了 |
| | | 信号機の多現示化 導入検討 | 5か所 | 20か所 | 20か所 | | 競技会場周辺 導入完了 |
| | | 光ビーコン整備20か所 | 16か所 | 20か所 | 20か所 | 20か所 | 光ビーコン96 か所整備完了 |
| | | P T P S整備20か所 | 20か所 | 20か所 | 20か所 | 20か所 | P T P S100か 所整備完了 |
| 歩行者空間の整備 | ゾーン30 260か所に導入 | | ゾーン30の整備推進 | | | 360か所完了 | |
| 2 | 鉄道ネットワークの充実 | 「東京圏における 今後の都市鉄道のあり方 について」にて検討など を進めるべきとされた 路線を中心に検討開始 | 事業スキーム等の検討 | | | | 誰もが快適に 利用でき、環境 負荷の少なく、 信頼性の高い 交通ネットワ ーク形成が 促進 |
| | 鉄道駅での乗換環境等の 充実 | 勝どき駅の整備 | ホーム増設及び コンコース拡張 | | エスカレーター増設 及び既設ホーム改修 | | 2018年度末 供用開始 |
| | 都心と臨海副都心とを結ぶ BRTの整備 | 「都心と臨海副都心とを結ぶ BRTに関する事業 計画」、「東京都臨海部地 域公共交通網形成計画」 を策定 | | BRTの運行開始に向けた準備・施設整備 | | | 環状第2号線 の整備状況に 合わせて順次 運行開始 |
| 自動運転技術を活用した 都市づくりへの展開 | 「戦略的イノベーション 創造プログラム(SIP) 次世代都市交通WG」に 参加し、国と連携 | | 国などと連携し、自動運転を活用した都市の交通に 与える影響や活用方法等について検討 | | | | 自動運転技術 が普及した社 会を見据え、都 市づくりへの 展開を開始 |
| | | 基礎調査 | | 検討 | | | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | |
|---------------------|-------------------------------|--------------------------------|--|-------------------|---------|--|--|------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | |
| 3 東京港の物流 機能強化 | ふ頭機能 の強化 | 中防外コンテナふ頭 岸壁1バース完成 | 中防外コンテナふ頭を整備推進 1バース完成 | | → | 中防外 2バース完成 | | |
| | | ユニットロードふ頭 岸壁2バース完成 | 品川ユニットロードふ頭等を整備推進 | | → | 3バース完成 | | |
| | 交通混雑 対策 | ストックヤード実証実験 を開始 | ストックヤード実証実験 | | → | ゲート前混雑 の平準化を 促進 | | |
| | 臨港道路南北線等 基礎工事 | トンネル・橋梁工事 | | → | 2020年完成 | | | |
| 4 | 羽田空港の機能強化 | 国際線発着枠 年間9万回 | 羽田空港の機能強化による 効果について調査 | 更なる機能強化の あり方検討 | → | 2020年までに 国際線発着枠 を年間約3.9万 回拡大し、12.9 万回に増加 | | |
| | 横田基地の軍民共用化 | 日米協議の実施 | アウトプット ↓ 都民への情報提供 (羽田空港の機能強化の効果) 国による地元への情報提供に協力 | → | → | 日米協議の 進展 | | |
| 5 | 自転車走行空間の整備 | 自転車走行空間 優先整備区間等で 175km整備 | 18km | 20km | 19km | (大会開催後) (14km) | → | 東京2020大会 までに232km 整備完了 |
| | | 自転車走行空間 臨港道路等で 整備計画を策定 | 約5km | 約6km | 約21km | (大会開催後) (2km) | → | 東京2020大会 までに 32km整備完了 |
| | 自転車推奨ルート 71km整備 | 32km | 56km | 39km | 3km | → | 東京2020大会 までに 約200km 整備完了 (優先整備区 間及び臨港道 路等との重複 区間約60kmを 含む) | |
| シェアサイクル | シェアサイクルが 4区で広域実験開始 | 更に拡大 | | → | → | エリア拡大 | | |
| 自転車利用者の安全確保 | 自転車ナビ マーク・ナビ ラインの 整備 | 駅周辺重点 地区で整備 推進 | 52地区で実施 | | → | → | 100地区で完了 | |
| 6 | 東京の魅力をもめる舟運 の活性化 | 運行に関する社会実験の 開始 | 航路の拡充 案内サインの検討等 | | → | → | 都心・臨海部・ 羽田を結ぶ航 路等が身近な 観光・交通手段 として定着 | |
| | | 防災船着場の整備・ 利活用 (河川) | 2か所で整備 利活用検討 | → | → | → | 2か所完了 検討結果を ふまえ実施 | |
| | | 船着場の増設検討 (東京港) | 設計・整備 | | → | → | 3か所増設 | |

6 多様な機能を集積したまちづくり

首都東京の成長を支える、活力あふれるまちづくりを進めよう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 社会情勢の変化に的確に対応し、持続的に発展していくため、都市づくりには長い時間がかかることを踏まえ、長期的な視点を持って取組を進め、より良い都市を実現していく。
- 都心等における拠点機能の充実・強化を推進し、多くの人々が快適に訪れることができるまちを創出していく。
- 市街地の継続的な更新により、都心等の公共施設やまちの機能の一体的な再編・整備を推進し、質の高い多様な都市機能が高密度に集積された都市を形成する。
- 世界に誇る東京の歴史や文化が調和した美しく風格ある都市景観を次世代に継承していく。

II 政策目標

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後の未来を見据えた都市づくりの推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-----------------------|---------|-----|
| 01 | 都市づくりのグランドデザイン（仮称）の策定 | 2017 年度 | 公表 |

2 拠点機能の充実・強化

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|--------|------------------------------|---------|------|
| 01 | 東京駅周辺 | 丸の内駅前広場の整備 | 2017 年度 | 完成 |
| 02 | | 八重洲東地区、北地区のバスターミナル整備 | 2024 年度 | 完了 |
| 03 | 新宿駅周辺 | 東西自由通路の整備 | 2020 年度 | 供用開始 |
| 04 | | 新宿歩行者専用道の整備（第 2 号線Ⅲ期区間 1 工区） | 2020 年 | 供用開始 |
| 05 | 渋谷駅周辺 | 渋谷川の再生 | 2018 年度 | 完了 |
| 06 | 品川駅周辺 | 品川駅・田町駅間新駅設置 | 2020 年度 | 暫定開業 |
| 07 | | 新駅設置 | | 暫定開業 |
| 08 | 虎ノ門駅周辺 | バスターミナル | 2020 年 | 供用開始 |
| 09 | | 地下歩行者ネットワーク | | 完成 |
| 10 | 浜松町駅周辺 | バスターミナル等の再編・強化 | 2027 年度 | 完了 |
| 11 | | JR、東京モノレール、都営地下鉄間の乗換改善 | | 完了 |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---------------------|-----------------------------|-----------|
| 12 | 新宿駅、池袋駅、渋谷駅等のターミナル駅 | 交通結節点の案内サイン改善・乗換バリアフリー化等の推進 | 2020年 完了 |
| 13 | 高尾山口駅周辺 | 駅前広場と一体となった案内川護岸整備 | 2019年度 概成 |
| 14 | 多摩地域の拠点10地区*の整備 | | 2020年度 完成 |

3 東京のポテンシャルを最大限に引き出す開発プロジェクト等の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|--------------------------------------|--------------------|------------------------|-----------|
| 01 | 渋谷地区（宮下町） | 2017年度 | 完成 | |
| 02 | 都 有 地 等 を 活 用 し た ま ち づ く り | 竹芝地区 | 2020年度 完成 | |
| 03 | | 北 青 山 三 丁 目 地 区 | 都営住宅棟 | 2019年度 完成 |
| 04 | | | 民活事業棟 | 2020年度 完成 |
| 05 | | 晴海地区（選手村の後利用） | 2021年度以降 | 住宅として入居 |
| 06 | 歩行者に配慮した新たな都市空間の創出 | 大丸有地区※1、日本橋地区など | 2020年 実施 | |
| 07 | オープンカフェの展開等にぎわいの創出 | | 2020年 2地区（虎ノ門地区、丸の内地区） | |

※1 千代田区大手町、丸の内、有楽町

4 首都にふさわしい都市景観の形成

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------------|--------------|-------------|
| 01 | 東京駅周辺における景観整備 | 東京駅丸の内駅前広場 | 2017年度 完成 |
| 02 | | 行幸通り | 2017年度 完成 |
| 03 | | 皇居前鍛冶橋線 | 2018年度 完成 |
| 04 | 文化財庭園における建造物の復元 | 浜離宮恩賜庭園 鷹の茶屋 | 2017年度 完成 |
| 05 | | 小石川後樂園 唐門 | 2019年度 完成 |
| 06 | 景観上重要な歴史的建造物の選定対象・件数の拡大 | | 2020年度 110件 |
| 07 | 景観形成特別地区の追加指定等 | | 2020年度 11地区 |

Ⅲ これまでの取組と課題

（東京2020大会後の未来を見据えた都市づくりの推進）

- 2015年9月、「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を東京都都市計画審議会へ諮問し、2016年9月に答申が示された。
- 答申では、2040年代の東京は、引き続き世界や日本の活力をリードするとともに、社会の変化や技術革新による生産性の向上がもたらすゆとりを楽しみ、ライフスタイルの多様化に柔軟に対応できる都市を目指すべきであるとし、2つの

都市の理念、7つの分野横断的な目標、新たな都市構造と地域像からなる都市像と、その実現に向けた取組の方向性等が示された。

- これらの内容を踏まえ、今後、東京の都市づくりの基本的な方針となる「都市づくりのグランドデザイン（仮称）」の公表に向けた、検討が必要である。

＜東京都都市計画審議会答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」（2016年9月）の概要＞

○目指すべき都市の理念

- ・ 高度な都市機能の集積とグローバルな人・モノ・情報の交流により、世界中の人々から新たな価値を生み続ける場として選択される都市
- ・ 個性ある多様な地域・拠点において、あらゆる人々が挑戦、活躍でき、質の高い住まい方・働き方・憩い方を選択できる都市

○都市づくりの目標

- (1) 経済活力の向上のための拠点づくり
- (2) 人・モノ・情報の自由自在な交流の実現
- (3) 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築
- (4) ライフスタイルに応じて選択できる場の提供
- (5) 生活を支える拠点への集約化と多様なコミュニティの創出
- (6) 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築
- (7) 芸術・文化・スポーツによる都市の新たな魅力の創出

(拠点機能の充実・強化)

- 2015年度、新宿駅南口地区基盤整備事業が完了し、地下歩道やバスタ新宿（新宿南口交通ターミナル）が整備された。
- 品川駅周辺の拠点機能の強化に向け、2016年4月に品川駅北周辺地区・駅街区地区において、地区計画、土地区画整理事業、補助線街路の都市計画が決定された。
- 都心部の拠点駅の一部では、駅及び周辺建物等の老朽化や、駅や駅前広場における歩行者滞留スペースの不足、複雑で不便な乗換動線、周辺道路におけるバス・タクシー等による渋滞の発生、鉄道施設による移動ルートの制約など、依然として安全性や利便性の面で問題を抱えている。

＜新宿駅南口の交通結節機能強化の概要＞



(出典)国土交通省ホームページ

(東京のポテンシャルを最大限に引き出す開発プロジェクト等の推進)

- 所有地を活用した「都市再生ステップアップ・プロジェクト*」において、渋谷地区（宮下町）では、2015年3月に建築工事に着手し、竹芝地区では、2016年5月に業務棟の建築工事に着手した。計画どおりの完成に向け、引き続き、着実な進行管理を実施していく必要がある。
- 北青山三丁目地区まちづくりプロジェクトでは2016年9月に事業者募集要項

を公表した。都用地を最大限活用する事業計画を検討する必要がある。

- 晴海地区については、2016年4月に市街地再開発事業に着手し、東京2020大会の選手村の整備と大会後のレガシーとなるまちづくりに取り組んでいる。大会までの限られた期間で選手村を確実に整備するとともに、エネルギー・交通計画について計画の具体化・事業化に向けた関係者間調整を進めていく必要がある。
- 丸の内仲通りにおいて、2015年7月から、区及び警視庁と協力して日中時間帯の交通規制を行い、歩行者中心の空間づくりに取り組んでいる。
- 今後、成熟社会にふさわしい歩行者空間創出の拡大に向け、関係者等とも連携し、地区ごとの取組の具体化に向け、検討を行っていく必要がある。

(首都にふさわしい都市景観の形成)

- 東京駅周辺では、行幸通りに近接する永代通りの景観整備が2016年3月に完了した。今後も首都にふさわしい美しい都市景観を形成していくため、都市再生を契機とした更に質の高い景観形成が求められている。
- 歴史・文化・自然を兼ね備えた文化財庭園は、建造物等の復元・修復等を行うとともに、庭園内部からの眺望保全により、貴重な歴史的文化遺産として保護し、その価値を高め、次世代へと伝えていく必要がある。
- これまで、昭和初期までの建造物を対象に、景観上重要な歴史的建造物を選定し、東京歴史まちづくりファンドにより建造物の修繕を支援してきたが、東京の歴史や文化を生かした更なる都市の魅力の向上が求められている。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 東京2020大会後の未来を見据えた都市づくりの推進

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や、幅広い分野の技術革新によるパラダイムシフトを見据え、長期的、広域的な視点を持ちつつ、人々の暮らしや働き方に関わる産業・経済、医療・福祉、芸術・文化等の分野も考慮した都市の将来像を描き、その実現に向けた都市づくりに取り組む。

1 都市づくりのグランドデザイン（仮称）の策定

- 東京都都市計画審議会答申を踏まえ、経済活力とゆとりある生活を支えるインフラや土地利用、住環境のあり方等、都市づくりの基本的な方針を示す「都市づくりのグランドデザイン（仮称）」を策定する。

(主な取組の方向性)

- ・ 都心、副都心等について、東京が今後一段と高い成長を遂げるための挑戦の場となる「個性ある多様な拠点」へ再編する。
- ・ 三環状道路等の整備効果を生かした道路空間の再編や、自動運転技術などを活用し、安全で快適な交通の確保を進める。
- ・ 計画的・長期的な防災・減災対策や、エネルギーのネットワーク化による高効率化を進める。
- ・ 都市農地を最大限保全し、都市の貴重な資源として多面的な活用を進める。
- ・ 駅周辺等へ様々な都市機能や子育て、高齢者支援など生活利便施設を集約し身近な生活を支える地域の核の形成を進める。

政策展開 2 拠点機能の充実・強化

都心や地域の核となる鉄道駅などを中心に、周辺まちづくりと一体となった基幹的な交通結節機能の強化や歩行者の回遊性向上などを図ることにより、それぞれの地域特性を生かした機能が集積した拠点形成を推進する。

<東京駅前広場のイメージ>

1 東京駅周辺

- 東京駅周辺では、首都にふさわしい景観の形成を図るとともに、丸の内側と八重洲側を結ぶ東西自由通路の整備を推進し、駅利用者や来訪者の回遊性を向上する。



(画像提供)東日本旅客鉄道株式会社

2 新宿駅周辺

- 新宿駅周辺では、商業・業務・観光・宿泊等の多様な機能集積が魅力的なライフスタイルを提供する、にぎわいと交流を生み出す国際的な拠点を形成するまちづくりを推進する。
- 東西自由通路の整備を契機として、周辺開発と連携しながら駅前広場の再編や歩行者デッキを整備する。また、新宿歩行者専用道等も整備することにより、交通結節機能の強化と歩行者の回遊性の向上を図る。
- 新宿ターミナル協議会で策定した「新宿ターミナル基本ルール」を基に、初めての人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向け、案内サインの改善や乗換経路のバリアフリー化のためのエレベーターの整備を促進する。加えて、国と連携してICTを活用したナビゲーションサービスの普及を図る。
- また、新宿駅での取組を池袋駅、渋谷駅等の他のターミナル駅に展開し、利用者本位のター

<ICTを活用したナビゲーション

サービス(イメージ)>



(出典)国土交通省資料

ミナル駅の実現に向けた整備の促進を図る。

＜新宿駅 デザインのイメージ＞



3 渋谷駅周辺

- 渋谷駅周辺では、東京メトロ銀座線の移設等の駅機能強化に併せ、縦のバリアフリー動線や歩行者デッキの整備などにより、歩行者にやさしい都市空間を生み出す。また、川沿いの緑の遊歩道や河川と一体となった広場の整備などにより、渋谷川の再生を推進し、魅力ある水辺空間を創出する。

＜環境整備後の渋谷川(将来予想パース)＞



(画像提供) 東京急行電鉄株式会社

4 池袋駅周辺

- 池袋駅周辺では、都市計画道路の整備や駅施設及び周辺市街地の再編を契機に、駅前広場、東西連絡通路等の整備により、回遊性・利便性の高い歩行者中心のまちに都市構造を転換するとともに、商業・業務・文化・芸術機能等が集積する拠点形成のまちづくりを推進する。

＜池袋駅東西歩行者デッキのイメージ＞



(出典)「池袋駅周辺まちづくりガイドライン」
(平成 28 年 7 月池袋駅周辺地域再生委員)

5 品川駅周辺

- 羽田空港に近接し、リニア中央新幹線の始発駅となる品川駅周辺では、品川駅・田町駅間の新駅設置や一体的な市街地再開発、泉岳寺駅の機能強化、環状第 4 号線の整備延伸、まちづくりと合わせた西口駅前広場及び国道 15 号等の基盤整備や、最先端のビジネス環境の形成、MICE*の拠点形成、崖線や水辺などを生かした環境都市づくりを推進することにより、これからの日本の成長を牽引する

＜品川駅・田町駅間新駅の駅舎内観イメージ図＞



(画像提供) 東日本旅客鉄道株式会社

国際交流拠点を形成する。

6 虎ノ門駅周辺

- 虎ノ門駅周辺においては、新たなバスターミナル、地下鉄日比谷線新駅の整備と併せて、新駅と既存駅（虎ノ門駅）を結ぶ地下歩行者ネットワークの整備し、都内各地や羽田空港、臨海部とつながる新たなハブを形成する。

＜虎ノ門新駅(仮称)付近供用開始時イメージ図＞

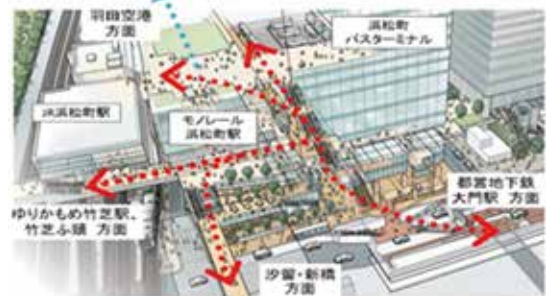


(画像提供)東京地下鉄株式会社

7 浜松町駅周辺

- 浜松町駅周辺においては、再開発により、JR、モノレール、都営地下鉄、バス、タクシーとの乗換を改善するとともに、人の流れをスムーズにするため、竹芝方面や汐留方面と一体的につながる歩行者デッキを整備し、空港、鉄道、バス、舟運を結ぶ乗換拠点を形成する。

＜浜松町駅周辺のイメージ＞



8 多摩地域の拠点

- 高尾山口駅前の周辺整備と併せた案内川の護岸整備等、まちづくりと連携した河川の整備を推進し、安全性の確保と地域の魅力向上を図る。
- 多摩地域の拠点の機能強化に向け、都市基盤の整備や開発プロジェクトを計画的に進めながら、業務、商業、福祉、文化・交流等、多様な都市機能を集積させ、周辺の住宅地とともに職住が近接する自立した魅力ある拠点を形成する。

政策展開 3 東京のポテンシャルを最大限に引き出す開発プロジェクト等の推進

多様な都市機能の集積を促進し、質の高い都市空間を形成するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進する。

1 東京の活力を高めるまちづくりの推進

- 都市再生特別地区*や都市開発諸制度*を活用した優良な民間開発の誘導に取り組み、質の高い多様な都市機能の集積を促進し、東京の活力を高めるとともに、

＜エネルギーネットワークイメージ＞



(画像提供)東京ガス株式会社

化、緑をつなぐ、最先端の文化・流行の発信拠点を形成する。

- 高砂地区においては、地元区や鉄道事業者と連携し、都営地活用等による京成高砂駅を中心としたコンパクトなまちづくりを推進する。
- その他、開発ポテンシャルの高いエリアでは、都営住宅の建替えに伴い創出された用地において、民間活力を生かした開発を誘導し、地域の魅力向上を図る。
- 築地地区においては、隅田川や浜離宮恩賜庭園などの観光資源や築地の伝統・文化を踏まえ、活気とにぎわいのあるまちを形成する。

3 東京 2020 大会競技会場を生かしたまちづくりの推進

- オリンピックアクアティクスセンターや海の森水上競技場などの臨海部の競技施設については、東京の水辺空間を生かした新たなにぎわいの創出につながるレガシーとしていく。また、競技施設に隣接する公園をはじめとした地域資源や、周辺まちづくりとの連携を進め、面的に広がりのあるレガシーを形成していく。
- 晴海地区では、都心から近く海に開かれた立地特性を生かして、子育てファミリー、高齢者、外国人など多様な人々が交流し、いきいきと生活できる、東京 2020 大会後のレガシーとなるまちづくりを進める。加えて、水素をまちのエネルギー利用として先導的に導入するなど、環境先進都市のモデルとなるまちの実現に向けた取組を推進する。
- 神宮外苑地区においては、新国立競技場の建設を契機に、大規模スポーツ施設の更新を促進し、歴史的景観の維持・保全を図りながら、新たな魅力・にぎわい・風格を兼ね備えたスポーツクラスター*を形成する。

＜東京 2020 大会後の選手村(イメージ)＞



4 新たな都市空間の創出

- 大丸有地区や日本橋地区などにおいて、道路空間を活用してまちに新たなにぎわいを生み出し、更なる国際競争力の強化を図るため、歩行者に配慮した空間を創出する。
- 新虎通り等の幅員の広い歩道におけるオープンカフェの展開や、東京駅丸の内口周辺エリアを人が集い、楽しむ交流の場として活用するなど、道路空間を活かした、快適な歩行者空間を確保し、新たなにぎわいを創出する。
- 駒沢オリンピック公園では、民間のノウハウを活用したレストランを導入す

＜駒沢オリンピック公園店舗イメージ＞



(画像提供)公益財団法人東京都公園協会

るなど、公園の多面的活用を図り、新たなにぎわいを創出する。

5 エリアマネジメントの推進

- セミナー等による普及啓発や「まちづくり団体登録制度」の活用等により、市街地整備後もまちのにぎわい創出、地域の防災力の向上を図るとともに、新たなスタイルの公共空間の美化への取組等、活発なエリアマネジメント活動を促進する。
- 道路占用の特例を活用する地元自治体の取組を支援することで、道路を魅力的な空間に生まれ変わらせ、訪れる人が楽しめる、活気に満ちたまちにしている。
- 公開空地の活用促進に向けた規制緩和等により、エリアマネジメントを更に進化させ、にぎわい創出を持続的なものとする。

政策展開 4 首都にふさわしい都市景観の形成

東京駅周辺において、皇居や復元された駅舎等と調和した美しく風格ある景観を形成するとともに、景観上重要な歴史的建造物の保全や活用などにより、首都にふさわしい都市景観を形成する。

1 首都景観の形成

- 皇居周辺地域においては、デザイン協議を継続して実施し、良質な建築デザインの更なる集積により、首都東京の顔として世界に誇れる美しく風格ある景観を形成する。
- 東京駅周辺において、皇居や復元された東京駅丸の内駅舎等と調和した風格ある景観形成に向けて、駅前広場の整備のほか、行幸通り等の景観整備を日比谷通り・内堀通り間で推進し、東京 2020 大会開催までに首都東京の玄関口にふさわしい景観を創出する。
- 大規模開発に先立ち実施する景観事前協議において、都市再生特別地区の計画についても専門家の意見を聴くことにより、事業者の優れたアイデアを引き出すことで良質な建築デザインを創出し、魅力ある景観形成を牽引する。

<皇居周辺の景観形成>



2 歴史的景観の保全・形成

- 浜離宮恩賜庭園の鷹の茶屋等茶屋群の復元や、小石川後樂園の唐門の復元、大泉水護岸の修復など、戦災等で失われた文化財庭園の建造物等の復元・修復を推進し、歴史的文化遺産を次世代に継承する。

- 浜離宮恩賜庭園のライトアップのために照明施設を整備するなど、おもてなし施設としての改修を推進する。
- 歴史と文化を伝える日比谷公園、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園については、各公園の歴史的な価値を再評価し、適切な保護・保全・再生を図るための計画的な整備を推進し、都市の記憶を未来に伝えていく。
- 魅力ある歴史的景観資源である文化財庭園の周辺の眺望を保全するため、景観形成特別地区への追加指定等、周辺の建築物の色彩等を適切に誘導する取組を推進する。
- 景観上重要な歴史的建造物の選定対象を、戦後の建造物に拡大し、建造物の保存や活用を支援することにより、都市の記憶を継承し、東京の歴史的・文化的魅力の向上を図る。

豊洲市場への移転について

豊洲市場については、現在、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」及び「市場問題プロジェクトチーム」において、土壌汚染対策や施設の機能・安全性等の検証が進められている。

この検証結果を踏まえ、環境アセスメント審議の結論が得られた段階で、総合的な観点から移転するかどうかの判断を行う。

その後、必要な追加対策工事を実施し、都としての安全性の確保と業務の適正かつ健全な運営の確保を確認した上で、農林水産大臣への認可手続を行うことになる。

こうしたステップを着実に踏むことによって、豊洲市場への移転に向けた環境が整うことになる。その時期は、再アセスメントの必要性の有無により変わるが、早ければ1年後（2017年）の冬から再来年（2018年）の春となる見通しであり、実際の移転時期については、業界団体と調整の上、決定することになる。

<豊洲市場全景(平成28年10月撮影)>



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | |
|---|-------------------------|----------------------------------|--|---|---|--|--|----|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | |
| 1 | 「都市づくりのグランドデザイン(仮称)」の策定 | 「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」答申 | 「都市づくりのグランドデザイン(仮称)」 検討・公表 | | 実現に向けた取組 | 2017年度に 「都市づくりのグランドデザイン(仮称)」 を公表 | | |
| 2 | 拠点機能の 充実・強化 | 東京駅周辺 | 東西自由通路の 整備促進 | | 東西自由通路の整備促進 | | 整備促進 | |
| | | 新宿駅周辺 | 南口地区 基盤整備事業完了 | | 東西自由通路の整備 周辺開発と連携した駅前広場等 の整備に向けた検討・調整 | | 東西自由通路 供用開始 | |
| | | 渋谷駅周辺 | 西口駅前広場 工事着工 | | 駅周辺基盤整備の推進 (東西駅前広場整備工事、渋谷川移設・撤去、 東京メトロ銀座線橋脚移設等) | | 基盤施設整備 概成 | |
| | | 品川駅周辺 | 土地区画整理事業等の 都市計画決定 | | まちづくりガイドラインに基づく計画監理・調整 (品川駅北周辺地区等の開発計画の調整及び、 環状4号線等の整備検討) | | 環境に配慮し、 国内外の玄関 口にふさわしい 先進的な都 市づくりの 推進 | |
| | | 新宿駅、池袋駅、渋谷駅等の ターミナル駅 | <新宿駅> 「新宿ターミナル協会」 の設立 「新宿ターミナル基本 ルール」の策定 | サインの統一化 エレベーターの整備 視覚障害者誘導用ブロックの整備 | | 案内所、デジタルサイネージの整備 共通マップの配布等の利便性向上に 向けた取組を順次実施 | | 完了 |
| | | 多摩地域の 拠点 | <他のターミナル駅 (池袋駅、渋谷駅等)> 取組体制の準備・整備 | 取組体制の確立 関係者の合意形成 | | サインの改善 乗換経路のバリアフリー化などの推進 | | 完了 |
| | | 3地区で整備完了 | | 整備 | | 10地区の整備 完了 | | |

スマートシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | |
|---------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---------------|--|-------------|---------------------------------|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | |
| 3 | 東京の活力を高める まちづくりの推進 | 都市開発諸制度の改定 | 既存制度の運用 → 制度見直しに向けた 調査・検討 | → | → | → | 民間開発の適切な誘導により、多様な都市機能の高度化・集積が促進 | |
| | 都用地等を活用した まちづくりの推進 | 渋谷地区 (宮下町) | 着工 | 工事 → 完成 | | | | 2017年度 完成 |
| | | 竹芝地区 | 業務棟 住宅棟 | 着工 | | 工事 → | → | 2020年度 完成 |
| | | | | 設計 | 設計 → | 工事 → | → | 完成 |
| | | 北青山 三丁目地区 | 都営住宅棟 民活事業棟 | 着工 | | 工事 → | → | 2019年度 完成 |
| | | | | 事業者の決定 | (民活事業棟) 設計・工事 (沿道一体型開発事業) 調査・検討 | → | → | → |
| | 東京2020大会競技会場 を生かした まちづくり の推進 | 晴海地区 (選手村の 後利用) | 基盤整備着工 建築工事着工 | 防潮堤整備(都) | → | → | → | 2019年12月 東京2020大会 に必要な部分 の整備完了 |
| | | | | 道路等基盤整備(都) | → | → | → | |
| | | 建築工事(民間事業者) エネルギー事業者 公募・決定 | → | → | → | → | | |
| | 神宮外苑 地区 | 区画整理施行認可の取得 | 土地区画整理事業(歩道整備含む) | | | | | 安全で快適な 歩行者空間の 整備 |
| まちづくりに係る 基本覚書の締結 | | 関係者間協議・都市計画手続き等 | | | | | 東京2020大会 後の再整備に 着手 | |
| 新たな都市空間の創出 | 道路占用の規制緩和 (新虎通り、 東京駅丸の内口周辺) | オープンカフェの展開・イベントの開催 等によるにぎわいの創出 | | | | | にぎわい創出 の取組が進展 | |

スマートシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|-----------------------|---|--------|-------------------|--------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 3 | エリアマネジメントの 推進 | <渋谷地区(宮下町)> エリアマネジメントに 向けた準備 | (宮下町) | エリアマネジメント運営 | | → | 活発なエリア マネジメント 活動の展開 |
| | | <竹芝地区> エリアマネジメント組織 の法人化 | (竹芝地区) | エリアマネジメント運営 | | | |
| 4 | 首都景観の形成 | 東京駅周辺における 景観整備推進 | | 丸の内駅前広場 設計・工事 | | → | 丸の内駅前広場、 行幸通り、皇居 前鍛冶橋線が 完成 |
| | | | | 行幸通り 工事 | | | |
| | | | | 皇居前鍛冶橋線 工事 | | | |
| | 歴史的景観の保全・形成 | 景観上重要な歴史的建造 物の選定対象・件数の拡 大(2016年4月80件) | | 歴史的建造物追加指定・普及啓発 | | → | 対象拡大 (計110件) |
| | | | | 歴史的建造物改修の支援 | | → | |
| | | 景観形成特別地区の追加 指定(2016年4月9地区) | 文化財庭園等 | 景観形成特別地区指定による眺望保全 | | → | 追加指定 (計11地区) |
| | 地元・関係者調整、眺望保全に向けた取組実施 | | → | | | | |
| | 文化財庭園における 建造物の復元 | 浜離宮恩賜庭園 鷹の茶屋 | | | → | 浜離宮恩賜庭 園鷹の茶屋、小 石川後楽園唐 門が復元完了 | |
| | 小石川後楽園 唐門 | | | | | | |

多様な地域の将来像と都市機能の充実・強化〔1〕

池袋



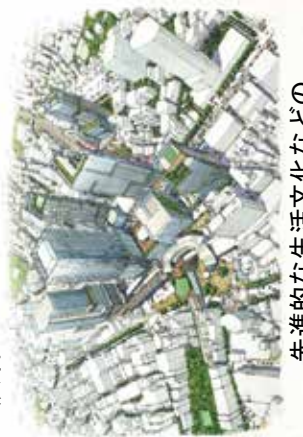
アート・カルチャーの魅力を生かした国際的な文化にぎわい拠点

新宿



東京の発展を先導する業務・交流・観光機能

渋谷



先進的な生活文化などの情報発信拠点

虎ノ門



空港や臨海部とつながるハブを形成

品川



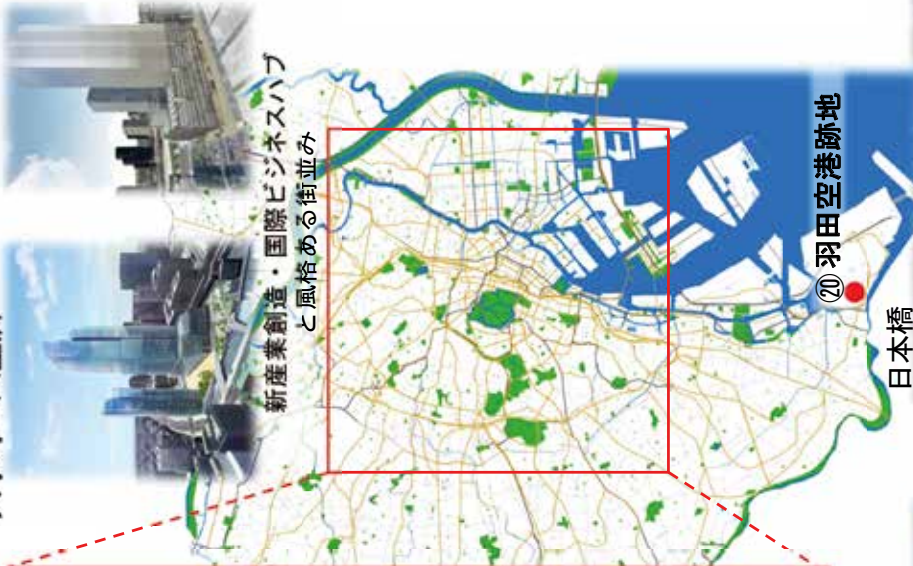
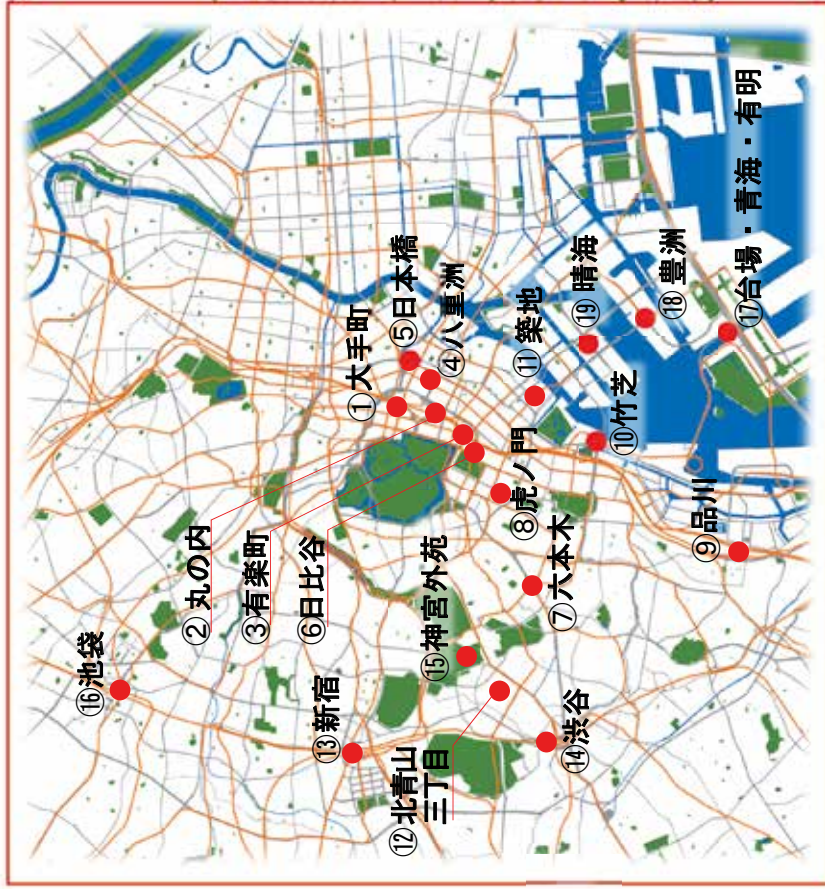
国際的な新拠点

日本橋



宿泊・滞在・居住機能などを備えた国際金融・業務拠点を形成

大手町・八重洲



新産業創造・国際ビジネスハブと風格ある街並み

⑳ 羽田空港跡地

多様な地域の将来像と都市機能の充実・強化〔2〕

- ① 大手町：国際金融拠点機能や、情報通信・メディア機能の融合及び通信基盤を生かした、新産業創造・国際ビジネスハブを形成
- ・ 国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の拠点整備やMICE機能の強化に資する国際交流施設の整備促進
- ② 丸の内：復原された東京駅丸の内駅舎と、駅前広場や行き通り及び周辺街区の建築物により、歴史と風格ある街並みを形成
- ・ 丸の内駅前広場の整備により、首都にふさわしい景観形成を推進
- ③ 有楽町：駅周辺の機能更新が進み、業務、商業、文化・交流、MICEなど多様な機能が集積したにぎわいと回遊性のある国際色豊かな拠点を形成
- ・ 都用地を活用した公民連携のまちづくりを展開
- ④ 八重洲：交通結節機能の強化、歩行者ネットワークの充実とともに、風格ある街並みを形成
- ・ 丸の内側と八重洲側を結ぶ東西自由通路の整備による回遊性向上や大規模バスターミナルの整備による交通結節機能の強化
- ⑤ 日本橋：金融関連やライフサイエンス関連産業が集積し、宿泊・滞在・居住機能などを備えた国際金融・業務拠点を形成
- ・ 産・学・公の連携により、民間の創意工夫を生かしたライフサイエンスビジネス交流拠点の形成を促進
- ⑥ 日比谷：中核業務機能と商業・文化・交流機能とが複合したビジネス拠点を形成
- ・ 日比谷公園と連携した災害対応、周辺の劇場と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のビジネス連携等の拠点整備を促進
- ⑦ 六本木：最先端の都市文化・情報を発信する拠点を形成するとともに、回遊性の高い、緑とにぎわいのある魅力的な複合空間を形成
- ・ 地下鉄駅等との交通結節機能の強化及び「都心の森」に複合MICE施設や外国人等向けの居住、文化、教育等の生活環境の整備を促進
- ⑧ 虎ノ門：交通結節機能を強化するとともに、周辺市街地において国際的な生活環境を備えたビジネス・交流拠点を形成
- ・ 新駅設置や新たなバスターミナルの整備により空港や臨海部とつながるハブを形成するとともに、居住、医療等の外国人向け生活支援施設の充実など周辺のみならず、まちづくりと併せて、都市機能が高度に集積した国際ビジネス拠点として整備
- ⑨ 品川：国際的なビジネス機能と、これを支える業務、商業、宿泊、居住、研究などの機能を備えた、先端技術が交流する国際的な新拠点を形成
- ・ 国内外への広域アクセスに優れた立地を生かしたまちづくりを推進
- ⑩ 竹芝：民間活力を取り入れ、国際競争力の強化に資するビジネス拠点を形成
- ・ 「都市再生ステップアップ・プロジェクト」により、複数の都用地を活用し、コンテンツ研究・人材育成拠点等と外国人居住者の生活支援施設等を一体整備するとともに、周辺開発を誘導し、まちづくりを推進

- ⑪ 築地：隅田川や浜離宮恩賜庭園などの観光資源や築地の伝統・文化を踏まえ、活気とにぎわいのあるまちを形成
- ・ 地域特性を生かしたまちづくりを推進
- ⑫ 北青山：周辺の豊かな「にぎわい・文化・緑」をつなぐ、最先端の文化・流行の発信拠点を形成
- ・ 都用地を活用して、東京の活力・魅力の向上や国際競争力の強化に資する民間開発を誘導しながら、青山通り沿道との一体的なまちづくりを推進
- ⑬ 新宿：日本一の乗降客数のターミナル駅と外国人来訪客数を生かし、東京の発展を先導する国際的な業務・観光等の多様な機能を集積し、西側エリアの交流拠点を形成
- ・ 東西自由通路の整備や駅前広場の再編により、回遊性の向上と併せて交通結節機能を強化し、多様なライフスタイルを提供するまちづくりを推進
- ⑭ 渋谷：特徴ある谷状地形を生かし、安心・安全で歩いて楽しく、先進的な生活文化などの世界に開かれた情報発信の拠点を形成
- ・ 鉄道改良事業や国道246号の拡幅等に併せ、多層階に分散した公共交通を結ぶ縦のバリアフリー動線や駅と周辺市街地を結ぶ歩行者デッキの整備などにより、歩行者にやさしいまちづくりを推進
- ⑮ 神宮外苑：新国立競技場の建設を契機として、多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点を形成
- ・ 整備計画等を定め、新たな魅力・にぎわい・風格を兼ね備えたスポーツクラスタ一を実現するまちづくりを推進
- ⑯ 池袋：アート・カルチャーの魅力を生かし、「芸術・文化」を育て発展させる国際性の高い拠点を形成
- ・ 周辺市街地の再編等を契機に、駅前広場等の整備により、回遊性・利便性の高い歩行者中心の都市構造に転換し、歩いて楽しめるまちづくりを推進
- ⑰ 台場：職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりにより、東京や東京圏に求められる新たな機能を備えた先導的な拠点を形成
- ・ 交通インフラの充実などにより、MICE・国際観光拠点を形成
- ⑱ 豊洲：緑地帯の整備等により魅力ある水際の都市空間を創出
- ・ 隣接する臨海副都心地区との相乗効果を発揮するまちづくりを推進
- ⑲ 晴海：国際的なビジネス拠点を支える都市型居住ゾーンを形成
- ・ 都心から近づく海に開かれた立地特性を生かして、子育てファミリー、高齢者、外国人など多様な人々が交流し、いきいきと生活できる、東京2020大会後のレガシーとなるまちづくりを推進
- ⑳ 羽田空港：産業・交流機能、情報発信機能、宿泊機能などを備え、空港と一体となった新拠点を形成
- ・ 空港と隣接する立地を生かした空港跡地のまちづくりを国及び地元区と連携し促進

今後、東京が一段と高い成長を遂げ、成熟した都市へと移行していくため、「地域の個性やポテンシャルを最大限発揮し、新たな価値を創造する」という視点を持ち、「個性ある多様な拠点」を各所に育成していく。

7 世界に開かれた国際・観光都市

世界に開かれた、人々をひきつける、国際・観光都市になろう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 旅行地としての東京の魅力を磨き上げ、世界に広く発信し、外国人旅行者の更なる誘致を進めることで、世界に冠たる観光都市・東京の実現を目指す。
- 観光を東京の成長を牽引する有力産業へと発展させるために、観光産業における生産性の向上、人材の育成支援、旅行者の消費に関連するビッグデータの活用などにより産業としての基盤を強化する。
- 多様な主体が相互に連携・協働して多言語対応に取り組み、外国人旅行者の快適かつ安心して滞在できる都市を実現していく。また、外国人が安心して医療を受けられる環境づくりを促進する。
- 全ての旅行者が快適かつ安全・安心に移動・滞在できる環境の実現に向け、多様な文化・習慣への対応、情報通信技術を活用した観光情報の提供、観光ボランティアの育成などを推進する。
- 東京への誘客を効果的に進めるため、旅行者の多様なニーズに合わせた集客力が高く良質な観光資源の開発・発信を推進するほか、地域による魅力的な観光資源の開発に対する支援を強化する。
- 東京での MICE 開催を増やしていくため、誘致や開催に向けた支援を強化するとともに、会場となる施設の機能強化や都立施設などにおけるユニークベニューの利用促進など、MICE の受入環境の充実を図る。
- 海外都市との交流・協力を通じて、海外の先進事例を学びつつ、世界の都市の課題解決に寄与するとともに、グローバル都市としての魅力を発信し、国際社会におけるプレゼンスを高める。

II 政策目標

1 世界に冠たる観光都市・東京の実現

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-------------------|--------|----------|
| 01 | 年間訪都外国人旅行者数 | 2020 年 | 2,500 万人 |
| 02 | | 2024 年 | 3,000 万人 |
| 03 | 年間訪都外国人旅行者のリピーター数 | 2020 年 | 1,500 万人 |
| 04 | | 2024 年 | 1,800 万人 |
| 05 | 年間訪都外国人旅行者による消費額 | 2020 年 | 2.7 兆円 |

2 多言語対応の推進

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|---|--------|---|
| 01 | 都道における外国人を含めた全ての人に分かりやすい道路案内標識の整備 | 2020年 | 約10,500枚 |
| 02 | 英語併記化 | 2020年 | 都内全域完了 |
| 03 | 表示情報の充実 (ピクトグラム*、路線番号の追加) | 2020年 | 重点整備エリア※1内完了 |
| 04 | 通称名表示の充実、視認性の向上 (文字サイズの拡大等) | 2020年 | 重点整備路線※2完了 |
| 05 | 施設案内の充実 (新規著名地点標識の設置) | 2020年 | 重点整備エリア内完了 |
| 06 | 交通機関の各主体間における多言語案内表示・標識等の統一性・連続性への配慮、翻訳文言の共通化等の改善 | 2020年 | 東京駅等のターミナル駅、品川駅等の空港アクセス駅、東京2020大会競技会場周辺駅等において完了 |
| 07 | 多摩・島しょ地域における船客待合所・空港ターミナルビルへの多言語案内表示板の設置 | 2018年度 | 18か所完了 |
| 08 | デジタルサイネージの歩行空間での設置 | 2019年度 | 100基程度 |
| 09 | 観光案内サインの設置 | 2019年度 | 600基程度 |
| 10 | 都立公園・海上公園における多言語案内サインの整備 | 2020年 | 29公園完了 |
| 11 | 庭園・動植物園における(多言語)ガイドサービスの整備 | 2017年 | 4園完了 他園への展開検討 |
| 12 | 多言語による診療体制の整備 | 2020年 | 全都立・公社14病院 |
| 13 | グローバル救急隊(仮称)の整備 | 2020年度 | 21署59隊※3 |

※1 オリピック・パラリンピックエリア、観光庁戦略拠点エリア、主要観光地エリア、交通結節点エリア

※2 都市の骨格をなす車線数4車線以上の路線や多摩地域の主要地方道など

※3 管轄区域にアジアヘッドクォーター特区を有する14消防署と東京2020大会競技会場を管轄する7消防署の救急隊

3 外国人旅行者の受入環境の向上

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|---------------------------|--------------------|----------|--------------------------|
| 01 | 新たな観光情報センター(多摩)の整備 | 2017年度 | 完了 | |
| 02 | 観光案内の充実 | 広域的な観光案内機能を担う拠点の整備 | 2019年度 | 外国人が多く訪れる10地域※1 |
| 03 | | 「街なか観光案内」の展開 | 2019年度 | 外国人が多く訪れる10地域※1 |
| 04 | | 観光案内窓口の拡充・機能強化 | 2019年度 | 外国人が多く訪れる10地域内に200か所程度※1 |
| 05 | 外国人旅行者の無料Wi-Fi利用環境に対する満足度 | 2020年 | 90%以上に向上 | |
| 06 | 無料Wi-Fi利用環境の向上 | Wi-Fiアンテナの設置※1 | 2019年度 | 700基程度アンテナを設置 |
| 07 | | 東京2020大会競技施設 | 2020年 | 全競技施設で対応 |

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 | |
|-----|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|------------------------|
| 08 | 島しょの船客待合所・空港 | 2018年度 | 全ての船客待合所・ 空港で整備完了 | |
| 09 | 都営地下鉄車内無料 Wi-Fi 環境の整備 | 2019年度 | 全車両で整備完了 | |
| 10 | 都市ボランティア*の育成 (再) | 2020年 | 大会ボランティア*と 合わせて9万人以上 | |
| 11 | ボランティアの 裾野拡大・育成・ 活用 | 外国人おもてなし語学ボラ ンティアの育成 (再) | 2019年度 | 5万人 |
| 12 | | 観光ボランティアの活用 (再) | 2020年 | 3,000人 |
| 13 | | おもてなし親善大使の育成 (再) | 2020年 | 1,000人 |
| 14 | アクセシブル・ツ ーリズム*の推 進 | 都の支援による宿泊施設の バリアフリー化 | 2019年度 | 130件 |
| 15 | | 都の支援による観光バス等 のバリアフリー化 | 2019年度 | 50台 |
| 16 | 東京港へのクル ーズ客船誘致 | クルーズ客船入港回数 | 2020年 | 113回 (2013年比約2.5倍) |
| 17 | | | 2028年 | 280回 (2013年比約6倍) |
| 18 | | クルーズ利用客数 | 2020年 | 21万人 (2013年比約6倍) |
| 19 | | | 2028年 | 50.2万人 (2013年比約15倍) |
| 20 | | 大型クルーズ客船ふ頭の整 備 | 2020年 | 第1バース供用 |

※1 外国人旅行者が多く訪れる10地域(新宿、銀座、浅草、渋谷、東京、秋葉原、上野、原宿、台場、六本木)及び東京2020大会競技会場周辺において実施(「外国人旅行者の受入環境整備方針」に定める重点整備エリア)

※2 大会ボランティアについては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が募集・育成

4 集客力が高く良質な観光資源の開発

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------------------|--------|--------------------------|
| 01 | 隅田川における恒常的なにぎわい創出を推進 | 2024年度 | 4エリア(浅草、両国、 佃・越中島、築地) |

5 MICE誘致の新たな展開

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------|-------|---------------------|
| 01 | 年間国際会議件数 | 2024年 | 世界トップスリーに 入る330件 |

6 東京のプレゼンス向上

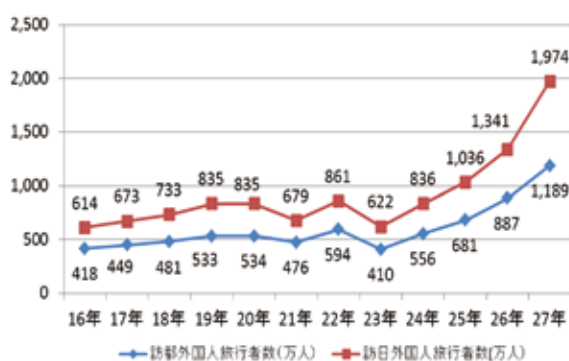
| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|----------------------|--------|----------------|
| 01 | 海外都市との友好・協力関係の構築 | 2020年 | 30都市と関係構築（累計） |
| 02 | 都と海外都市間での職員等の往来 | 2020年 | 230件（年間） |
| 03 | | 2024年 | 250件（年間） |
| 04 | 水道分野の技術協力事業の実施 | 2024年度 | 10件（累計）の実施 |
| 05 | マレーシア下水道整備プロジェクトへの支援 | 2020年度 | 施設整備・運営の技術支援完了 |
| 06 | 都独自のメディアセンターの設置 | 2020年 | 設置・運営 |

Ⅲ これまでの取組と課題

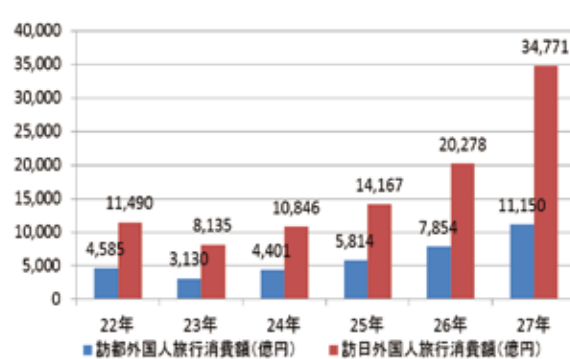
（東京の魅力発信と観光プロモーションの効果的な展開）

- ロゴ・キャッチコピーを活用したPRや海外でのCM放映に加えて、民間事業者と連携して東京ブランドの普及に向けたPR等を行ってきた。また、旅行者誘致にあたっては現地旅行博への出展や海外メディアの招聘などを通じて、東京の観光に関するプロモーションを実施してきた。
- 東京を訪れる外国人旅行者数が近年急増しているが、繰り返し来訪する旅行者を確保し、更なる誘致を進めるために、旅行地としての東京の魅力をより効果的な手法で普及・定着を図ることが求められる。

＜訪日・訪都外国人旅行者数の推移＞



＜訪日・訪都外国人旅行者の消費額の推移＞



（出典）「訪日外客統計」（独立行政法人国際観光振興機構）、
「東京都観光客数等実態調査」（東京都産業労働局）

（出典）「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）、
「東京都観光客数等実態調査」（東京都産業労働局）

（消費拡大に向けたインバウンド対応力の向上）

- 外国人旅行者が買い物をする際の支払方法や免税手続、多言語対応などの利便性を高める事業者の取組を支援してきた。
- 観光経営力の強化を図るため、多言語対応の更なる促進やICT技術の導入による生産性の向上などが必要である。

（多言語対応の充実）

- 英語版ウェブサイトや5か国語に対応した電話サービスにより、外国語対応が

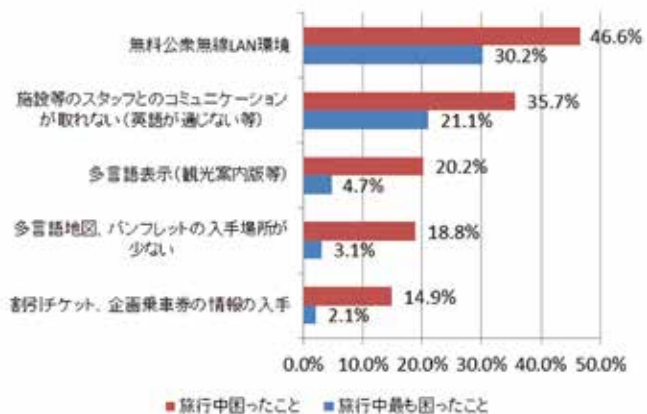
可能な医療機関等の情報を提供するとともに、救急の外国人患者に対応できるよう、医療機関向け電話通訳サービスや、英語による119番通報対応等を実施してきた。

- 外国人旅行者等の増加を踏まえ、外国人が利用しやすい医療情報提供サービスの充実や、医療機関における外国人対応の強化、救急医療の現場における外国人傷病者の円滑な容態把握等が課題となっている。

(外国人旅行者の受入環境整備)

- 訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査において、外国人旅行者が困ったことの上位に無料公衆無線LAN環境の不足が挙がっており、主要観光スポット等に更なるWi-Fiアンテナの設置が求められている。

＜外国人旅行者が旅行中に困ったこと(2015年)＞



- 外国人・障害者・高齢者等が快適に旅行等を行えるよう、ICT化を通じた情報の提供のほか、幅広いユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進が必要である。
- 観光案内の拠点が協力して情報発信の充実に取り組むとともに、観光案内所においては情報提供の充実に加えて、より一層の良質なサービス提供を行う拠点としての機能強化を図る必要がある。

(集客力が高く、良質な観光資源の開発)

- 水辺のにぎわい等多様な観光資源を生かした取組に対する支援のほか、観光モデルルート of 造成など東京の魅力を高める観光資源の開発を行ってきた。
- 東京を訪れる旅行者全体の数は増加しているものの、多摩・島しょ地域への訪問割合は低い状況となっており、魅力の一層の磨き上げや発信が必要である。

＜外国人旅行者が訪問した場所＞



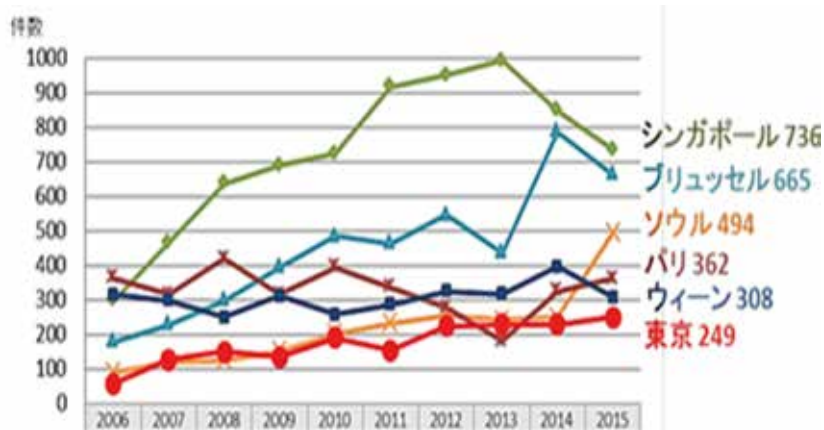
- 地域自らが観光まちづくりを主体的に行う上で、地元の観光団体について知識や人材などの不足が課題となる場合があり、より一層の支援が求められる。

スマートシティ

(MICE誘致の新たな展開)

- MICE誘致を巡る国際競争が激しさを増している中、国際会議や報奨旅行などそれぞれの特性に合わせた誘致・開催を支援してきた。
- 主催者や関係事業者、地域団体など様々な関係主体が連携して、総合力を発揮できる仕組みづくりが課題となっている。
- 東京でのMICE開催は会議場やホテルなどの関連施設が集積する都心部が中心となっており、多摩地域でのMICE開催の環境整備を進めていくことが課題となっている。

<MICE開催件数>



(出典)「国際会議統計」(独立行政法人国際観光振興機構)、
UIA(国際団体連合)資料をもとに作成

(東京のプレゼンス向上への取組)

- 2014年12月に「東京都都市外交基本戦略」を策定し、①東京2020大会の成功、②大都市に共通する課題の解決、③グローバル都市東京の実現、という三つの目的を掲げ、海外都市との交流等を戦略的に実施してきた。
- 今後、姉妹友好都市をはじめ、これまで海外諸都市との間で築いてきた関係を生かし、二都市間・多都市間において、実務的な交流・協力を進め、具体的な成果につなげていく必要がある。
- 水道や下水道事業において、東京都が持つ技術や経営ノウハウを活用し、アジアをはじめとする途上国における人材育成や技術支援を行い、東京のプレゼンス向上に寄与している。
- 都はこれまで、東京の魅力を発信するため、庁内の海外広報体制を整備し、様々な取組を進めてきたが、東京2020大会を目前に、海外に向けた情報発信の一層の強化が必要である。

<海外現地調査の様子>



IV 4か年の政策展開

政策展開 1 東京の魅力発信と観光プロモーションの効果的な展開

旅行地としての東京の魅力を磨き上げ、世界に広く発信する取組を推進する。また、外国人旅行者誘致にあたっては、東京の魅力発信に合わせて質・量の両面から効果的に展開していく必要があり、国や地域ごとの旅行者の特性を踏まえた上で、これまでの取組に加え、新たな旅行者の誘致活動を推進する。

1 東京の魅力向上・発信

- 東京のブランドのあり方や発信方法について、有識者等の意見を踏まえ、検討を進め、東京の魅力を効果的に世界に広く発信する。
- 東京の多彩な魅力を国内外に発信するとともに、各地にある隠れた「個性」を見出し、東京の魅力として磨き上げ、ブランド化してPRすることにより、旅行地としての東京への集客力の強化を図る。

2 観光プロモーションの効果的な展開

- 観光レップ*の活動等を通じて、より多くの観光消費が期待できる欧米豪等の富裕層を呼び込むきっかけとなる働きかけを実施する。
- パリやニューヨークなどの国際観光都市と連携を深め、相互に協力して各都市の魅力を一般市民向けにPRする。
- 対象市場に応じて民間事業者と連携した戦略的プロモーションを展開し、東京の認知度を高め、外国人旅行者を誘致する。
- 2018 平昌冬季五輪をはじめとする国際的なビッグイベントを活用して、PRを積極的に展開する。
- 成長著しいアジア地域等、将来に向けて旅行者の大幅な伸びが期待できる国やエリアについて、旅行者の誘致活動を新たに展開する。
- アジアの各都市と連携し、相互の情報交換や各都市の特色ある観光資源を開発する。

＜旅行事業者向けセミナーの様子＞
(フィリピンでの観光プロモーション)



＜旅行博出展の様子＞
(Sea Trade Cruise Global 2017)



政策展開 2 消費拡大に向けたインバウンド対応力の向上

都内経済の一層の活性化に向けて、観光産業に最新のICT技術等を導入し、生産性の更なる向上を図るほか、観光に携わる人材の育成、旅行者の消費に関連するビッグデータの活用等によりインバウンド消費を確実に取り込んでいく。

1 インバウンド対応力の向上

- 旅行者の消費喚起に向け、免税店開設や生産性向上に要するICT化による新たなサービスやマーケティングなどに取り組む事業者を支援する。
- 外国人旅行者に向けた多言語対応やクレジットカード等決済端末の導入など事業者が行う取組を促進するほか、都立の文化施設等における電子マネー決済の導入を進める。
- 魅力的な製品・サービスの創出に向け、SNSから訪都外国人旅行者の消費に関連するデータ収集・分析を行い、観光事業者へ情報提供する。
- 観光産業の中核としてマネジメントを担う人材やサービス提供などの面で即戦力となる実践的な対応力のある人材の育成を図る。
- 多くの観光消費が期待できる富裕層を呼び込むきっかけとなる働きかけを実施する。(再：283頁)

＜外国人旅行者受入に向けた研修＞



2 宿泊施設に対するサポートの強化

- ICT機器等の設備導入や専門家派遣による新たなサービスづくりなど宿泊事業者を経営面からサポートする。
- 旅館のイメージアップに向けたブランド化の取組を進めるとともに、地域の商店街等と連携して行う旅行者誘致に係る取組事例等の情報発信を支援する。

政策展開 3 多言語対応の推進

外国人の快適で安心な東京滞在を実現するため、移動、飲食、宿泊、医療、防災等、様々な場面における多言語対応を推進する。

1 多言語対応の促進

- 官民一体で取組を進めている「2020年オリンピック・パラリンピックに向けた多言語対応協議会」で、多言語対応の取組事例等を取りまとめたポータルサイトにより、情報やノウハウの共有化等を行うことで、多様な主体の施策を相互に参考としながら、一層の具体的な取組を進める。

- 表記については、日本語、英語及びピクトグラムによる対応を基本としつつ、視認性や統一性を考慮し、必要に応じて中国語や韓国語などへ拡大を図る。
- 多言語対応のツールとしてICTや多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」等が効果的に活用されるよう、「多言語対応・ICT化推進フォーラム」による最新の技術動向に関する情報共有や実証機会の拡大を通じ、機能向上や自治体などによる活用を促進する。

＜店内表示で利用可能な代表的な英語表記・記号＞

| | | | | | |
|-------------------|-----------------------|----------------|--------------|-------------|------------|
| 店員 | 案内所 | お手洗 | エレベーター | エスカレーター | 階段 |
| Cashier | Information | Toilets | Elevator | Escalator | Stairs |
| ¥ | ? | 男女 | 上 | 下 | 上 |
| 消火器 | 非常ボタン | 非常口 | 静かに | コインロッカー | レストラン |
| Fire extinguisher | Emergency call button | Emergency exit | Quiet please | Coin Locker | Restaurant |
| | | | | | |

(出典)「小売業の店内の多言語表示にかかるガイドライン」(平成28年3月 経済産業省)

＜多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」イメージ＞



(画像提供) 国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT)

2 外国人が不満や不安なく円滑に移動できる環境の整備

- 2016年1月に策定した具体的な整備計画である「東京みちしるべ2020」に基づき、英語併記化に加え、ピクトグラムや路線番号の活用などにより、外国人を含めた全ての人に分かりやすい道路案内標識の整備を推進する。
- 新宿ターミナル協議会の取組を参考に、東京駅、品川駅、東京2020大会競技会場周辺駅等において、多言語対応の案内表記の普及拡大、ピクトグラムの活用や各主体が連携した表記の統一性・連続性の確保などにより、外国人が不満や不安なく円滑に移動できる環境を整備する。
- 都営地下鉄では、多言語対応可能な車内液晶モニターの設置、案内サイン、券売機が多言語化を拡大していく。また、外国人利用客の多い駅に、英語が話せるコンシェルジュ(駅案内係)の配置を拡大する。
- 外国人旅行者を含む来島者の利便性向上のため、多摩・島しょ地域の船客待合所や空港ターミナルビルに、多言語案内表示板を設置する。
- 外国人が水辺空間においても、円滑に移動することができ、快適に過ごすことができるよう、多言語対応の案内サインの整備を推進する。

＜道路案内標識の英語併記の例＞

■整備前(ローマ字併記)



■整備後(英語併記)



3 デジタルサイネージや観光案内サインの設置

- 外国人が多く訪れる 10 地域の歩行空間や観光案内所にデジタルサイネージを設置し、都内全域の観光情報を多言語で提供する。
- 「国内外旅行者のための分かりやすい案内サイン標準化指針（歩行者編）」に則り、外国人旅行者が多く訪れる地域等に対し、観光案内標識の新設及び既存の案内標識の地図を更新する。

<デジタルサイネージ>



4 都立公園等の多言語化

- 東京 2020 大会の競技会場等となる公園、動物園や文化財庭園等において、外国人旅行者が円滑に移動することができ、快適に過ごすことができるよう、多言語対応の案内サインの整備を推進する。
- 都立公園で I C T* の活用によるガイドサービスなどを導入する。

<多言語対応したガイドサービス>



<多言語対応の取組が進んだ都市のイメージ>

【宿泊施設】



【観光地など】



【鉄道駅・車両】



【飲食店】



【道路】



5 外国人に対する医療情報の提供・診療体制等の充実

- 外国人旅行者等のニーズを踏まえ、ウェブサイトによる医療機関情報等の多言語対応の充実に向けた取組を推進していく。
- 民間医療機関における、外国人患者受入体制に係る第三者認証の取得や院内表示の多言語化等の取組を支援するとともに、医療従事者を対象とした外国人患者への対応力向上のための研修の実施や電話による救急通訳サービスの拡充等により、受入体制の充実を図る。また、全都立・公社 14 病院において同認証の取得などにより、多言語による診療体制を整備する。
- 都内 21 消防署に、救急活動に必要な英語力を有し、異文化圏の習慣等も踏まえて対応ができる救急隊を 59 隊配置し、東京 2020 大会期間中は会場周辺にも展開するなど、外国人傷病者に対応した救護・搬送体制を構築する。

＜多言語で対応する救急隊の訓練状況＞



6 119 番通報や防災関連情報発信などの多言語対応

- 翻訳アプリ等の活用により、119 番通報や消防署での窓口業務に多言語で対応できる体制を整備する。
- 発災時に外国人に必要な情報を、アプリやデジタルサイネージ等の ICT を活用しながら、的確かつ効果的に多言語で発信する。
- 外国人に安全・安心情報を伝えるため、多言語により、防火上優良な建物の情報や消防法令違反がある建物の情報を発信するとともに、消防署等のデジタルサイネージ*に防災関連の情報を掲出する。(再：66 頁)
- 外国人が安心して利用できるよう、空港や宿泊施設等における、避難経路や避難方法などの多言語化を促進する。(再：70 頁)

政策展開 4 外国人旅行者の受入環境の向上

近年大幅に増加している外国人旅行者を温かく迎え入れるため、ムスリムなど多様な文化や習慣に配慮した対応や観光案内機能の充実を推進する。また、区市町村や観光施設などが外国人旅行者をより円滑に受け入れるための取組をソフト・ハード両面から支援する。

1 観光案内機能の強化・充実

- 多摩地域への送客を効果的に行うため、新たに東京観光情報センター（多摩）（仮称）を整備する。
- 外国人が多く訪れる 10 地域それぞれに広

＜東京観光情報センター（バスタ新宿）＞



域的な観光案内拠点を整備し、デジタルサイネージの貸与、観光案内ツールの提供等により観光案内機能を強化する。

- 観光ボランティアの中核となり、指導的立場となるボランティアリーダーを育成し、観光ボランティア全体のレベルアップを図る。(再：165 頁)
- 次代を担う若い世代である中高生を対象に、外国人旅行者への対応方法や東京ならではの「おもてなし」手法を学ぶ講習会等を実施し、観光ボランティアの候補生である「おもてなし親善大使」を育成する。(再：165 頁)
- 都庁舎における多言語対応や展望室における全国特産品の展示などおもてなしの充実を図るとともに、東京観光情報センター及び全国観光PRコーナーを再整備する。
- 区市町村や観光施設が主体的に行う外国人旅行者向けの観光基盤の整備に係る取組を支援する。
- 重点整備エリア内の歩行空間や都立施設などにおけるWi-Fiアンテナの重点的な整備を推進するほか、区市町村等の取組を支援する。

＜観光ボランティアの様子＞



2 多様な文化・習慣への対応

- ムスリム等異なる文化や習慣の理解促進に向け、受入対応セミナーの開催、専門家の個別派遣等を実施する。
- 外国人旅行者が快適に滞在できるよう、宿泊施設等におけるトイレの洋式化を推進する。

3 安全・安心の確保

- 宿泊施設において、安全・安心を確保するため防犯カメラ等の導入を支援するとともに、緊急・災害時の初期の対応の充実を図る。(再：68 頁、89 頁)

4 アクセシブル・ツーリズムの充実

- 障害者や高齢者などが快適に旅行できるよう、鉄道やバスにおけるユニバーサルデザインの導入や宿泊施設などのバリアフリー化を支援する。
- 障害者や高齢者などへの配慮や思いやりの心を醸成するため、都民や観光事業者を対象とした普及啓発の取組を推進する。

＜大型クルーズ客船ふ頭のイメージ＞



5 クルーズ客船の誘致促進

- 臨海副都心地域に世界最大のクルーズ客船に対応可能な新たな客船ふ頭を 2020 年までに整備すると

ともに、海外旅行博やウェブサイトなどで東京と東京港の魅力について効果的に発信する。

- 事業者との連携により、国内外から訪れる乗客が客船ふ頭周辺で楽しめる環境づくりや交通利便性の向上を図り、クルーズ客船の誘致につなげる。

政策展開 5 集客力が高く良質な観光資源の開発

多様化している外国人のニーズに対応するためサブカルチャー等外国人が魅力を感じる観光資源を一層磨き上げ、世界に発信する。また、新たな視点に立ち、水辺の活用やナイトライフ観光の推進など、これまでにない観光資源を開発するほか、伝統文化や自然、食など地域の観光資源を活用した取組の支援を行う。

1 地域の文化や自然に着目した観光資源の活用

- アニメやマンガなどの外国人の関心が高い観光資源をキラコンコンテンツとして活用し、世界に誇る日本の文化として発信する。
- 森林や自然公園など豊かな自然や食、伝統・文化などの観光資源を活用し、ツアーの造成を促進するほか、地域の魅力を効果的に発信する。
- 文化財ウィークで特集する「文化財めぐり」等の冊子を英語版で作成し、外国人旅行者等が簡単に文化財を見学できる情報を提供する。
- 地域の観光関連団体が自治体の区域を超えた幅広い活動や都と連携した取組を効果的に展開することができるようなサポートを実施する。
- 地域の魅力ある観光資源を活用した区市の取組を支援するほか、民間のノウハウを活用し、商品化等を実現する取組を推進する。
- 東京と日本各地を結ぶ新たな観光ルートを開発し、共同プロモーションやファミトリップなどを実施する。また、世界遺産に登録された国立西洋美術館等を活用して、東京とその周辺を巡る外国人旅行者の誘致を進める。
- 全国の自治体間で既に協力して実施している旅行者誘致の取組に参画し、東京を含む周遊観光の促進を図る。
- 浅草文化観光センター等の観光拠点において、日本の伝統文化・芸能を短時間で気軽に体験できるプログラムを実施する。(再：302頁)
- 都内の庭園において、都と国や区市・民間等が連携したイベントを開催する。
- 「東京味わいフェスタ」等のイベント開催を通じて、農林水産物、伝統工芸品等東京の多彩な魅力を国内外へ発信する。
- 大島の大規模土砂災害からの復興に向けて大島町の復興計画に基づく支援を

<マンガ家ゆかりの地めぐり>



<豊かな自然(檜原村)>



実施する。

- 島の貴重な原酒を観光振興につなげる島焼酎特区を国に提案したほか、来島者による消費を喚起する新たな仕組みを作るなど、多摩・島しょの地域資源を生かした観光振興・産業振興を進める。
- 都営地下鉄の駅や車内においてデジタルサイネージ等を活用して、地方の特産品の情報やイベント情報などを発信する。

2 水辺のにぎわい創出

- 日本橋川等への乗換拠点となる隅田川沿いの舟運ターミナルや、台場や日の出などでは、水辺空間との一体的な整備等により、新たな人の流れを創出し、水辺のにぎわいを活性化させる。
- 隅田川を軸として、橋梁から川沿いへのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明の整備等、東京湾・ベイエリアとを結ぶ水辺の動線の強化や、「にぎわい誘導エリア」*におけるリーディングプロジェクトの展開などを推進する。
- 人々が集い、賑わう場所に新たな船着場を設置することにより、水辺の各拠点とを結ぶ水上交通ネットワークを充実させる。
- 日本橋川・神田川のうち、多くの観光客が集まる場所において、水辺の景観形成を実施する。

<隅田川沿いのかわてらす>



<両国防災船着場>



3 ニューツーリズムの推進

- ライトアップによる街並みの演出等に関する情報を発信するとともに、東京のナイトライフの充実に役立つモニターツアーを実施する。
- 大規模な公共インフラ等を観光資源として活用する取組をサポートする。
- 障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行等を行う、アクセシブル・ツーリズムを推進する。(再：288 頁)

<インフラツーリズムの事例>
(フローティングドック)



<橋のライトアップの事例>



(画像提供) 江東区広報広聴課

政策展開 6 MICE誘致の新たな展開

MICE誘致を推進するため、開催都市としての東京の魅力を効果的にPRするとともに、主催者等に対する支援制度の充実や都内各地域における受入環境の向上を図る。

1 グローバル対応の強化

- 海外都市の取組状況等を踏まえ、国際会議や報奨旅行などの誘致・開催に向けた支援の充実を図る。
- MICEの誘致や開催に必要な専門的な知識やノウハウを持った人材の育成を進める。
- 新たに国際会議等を立ち上げ、東京での開催を図る取組についてサポートを的確に行う。

＜ユニークベニューの実施例＞
（日本科学未来館 シンボルゾーン）
「第21回アジア・太平洋地域宇宙機関会議」



2 東京の強みや資源の有効活用

- ユニークベニューの利用促進に向けて都立施設を中心とした美術館や庭園などを有効活用する取組を推進する。

3 多様な関係主体との連携促進

- MICE誘致の中核を担う団体がリーダーシップを発揮する方法等により、様々な関係主体が誘致・開催で連携を図るための仕組みを作り上げる。
- 都心部以外でもMICE開催を増やすため、多摩地域においても関連施設が集積する地域を選定し、関連事業者等が一体となった受入環境の整備を支援する。
- 医歯薬・理工学系の分野で国際的に評価の高い大学等と連携し、国際会議の誘致検討段階から大学内の担当教員等を支援するなど、学術系国際会議の誘致を促進する。
- MICEの会場となる施設の機能強化に向けて、Wi-Fiや高解像度プロジェクター、同時通訳システムなどの設備導入を支援する。
- 臨海副都心のMICE・国際観光拠点化に向けて、新たな観光資源の創出や外国人来訪者の受入環境整備に取り組む民間事業者を支援する。

4 国内他都市との協力体制の構築

- 国内を周遊する報奨旅行の誘致に向けて魅力的な観光資源を有する国内他都市と連携したプロモーション活動を展開する。
- 東京での国際会議の機会を捉えて、参加者に国内他都市を訪れるプログラム

を提案し、日本各地への送客を促す。

政策展開 7 東京のプレゼンス向上

東京 2020 大会の成功をはじめ、大都市に共通する課題の解決、さらにはグローバル都市東京の実現に向け、海外都市と積極的に交流することで友好・協力関係を構築するとともに、東京が持つ技術・ノウハウの活用や人材育成を進め、その成果を都民に積極的に還元していく。

1 プレゼンス向上に向けた情報発信力の強化

- 世界の都市の低炭素化に寄与するため、C40*やICAP*、ICLEI*といった国際ネットワークへの参加を通じて、都の先駆的な環境政策を積極的に発信する。
- 東京 2020 大会を見据え、2018 年に東京で開催する国際水協会（IWA）世界会議・展示会等、様々な機会を捉え、東京の水道・下水道の優れた取組、最先端技術を発信する。
- 世界の主要都市における国際部門の責任者が参加する東京グローバルパートナーズセミナーを開催し、優れた経験やノウハウ、直面する優先課題等についての意見交換を通じて参加都市間の関係を強化するとともに、実務レベルの交流、協力を進める。
- 在京特派員へのプレス発表資料の提供や都の海外メディアへの対応力の向上により、海外発信力を高めていくとともに、SNSやウェブサイトをはじめ、都の取組に関する映像素材の海外テレビメディアへの提供など様々な手法により海外に向けた情報発信を推進する。
- 東京 2020 大会において国内外から集まるメディア関係者等を通じて東京の魅力を発信していくため、都独自のメディアセンターの設置に向けた検討を進める。
- 東京・日本の都市開発の強みや都市の魅力を発信し、インバウンド需要を取り込んでいくため、都市づくりに関する情報を印象的かつ分かりやすく発信していく場の創出を促進する。

<2016 IWA世界会議・展示会>



2 東京が持つ技術の海外での活用と人材育成

- 海外都市が参加する危機管理ネットワーク会議において、参加都市の危機管理能力の向上を図るため、自然災害やテロ、大規模事故への対応等、各都市が持つ様々な危機管理に関する経験やノウハウを共有する。
- アジア地域の都市を中心に環境負荷の低減を進めるため、廃棄物処理や大気質改善などに関し、ワークショップや現地研修への講師派遣を行うなど技術支援とともに人材育成を進める。

- マレーシア下水道整備プロジェクトの成功に向け、施設の建設段階における、技術的な助言等を行うほか、現地技術者に対して維持管理の指導を実施し、技術移転を着実に進める。
- 下水道における水面制御装置*やSPR工法*、フロートレス工法*といった東京発の個別技術を海外へ展開し、相手国・地域の課題解決に貢献する。
- 民間企業と連携し、政府開発援助(ODA*) <ミャンマー・ヤンゴンで水道管を取替>を活用しながら、東京水道の技術やノウハウを生かした技術協力事業等を通じて、ミャンマー、ベトナム等、アジアを中心とした途上国の水道事情を改善する。
- 産業技術大学院大学で、ブルネイ・ダルサラームやニュージーランドなどの大学とグローバルPBL*を実施するほか、海外で活躍することができる高度専門職人材を育成する。
- 首都大学東京でこれまで実施してきた高度研究等の人材育成事業について、アジア諸国や姉妹友好都市から留学生を受け入れるなど、将来、海外諸都市と東京との懸け橋となる、多様な専門人材や国際人材を育成する。
- 首都大学東京で、アジア諸国の医療水準向上を後押しするために医療技術者を大学院人間健康科学研究科で受け入れ、高度な先端医療者として育成するなど、アジアからの医療人材の高度な知識と技能の習熟や学修を支援する。



V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | | | |
|---|-------------------|---|---|----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|--------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | | | |
| 1 | 東京の魅力向上・発信 | 東京2020大会を契機とした東京観光PR | → 世界有数の観光都市との相互PR → | | | → 東京2020大会開催に合わせたPRの検討 | 効果的なPRにより、訪都旅行者数が着実に増加 | | |
| | | 民間事業者と連携した旅行者誘致 | → 旅行博出展・観光セミナーの実施 東京観光レップ主催、旅行事業者向けセミナーの実施 | | | → | | 市場ごとに戦略的なプロモーションを展開 | |
| | | 成長開拓市場における観光プロモーション インドネシア・ベトナム・フィリピン・インド | → | → | → | → | | | |
| 2 | インバウンド対応力の向上 | インバウンド対応支援 | → | → | → | → | 事業者のインバウンド対応の取組が進展 | | |
| | | ビッグデータを活用した観光行動分析実証事業 | 150施設 | 150施設 | 150施設 | 150施設 | | → SNSの情報収集・ウェブサイトによる情報発信 → | 観光事業者の経営力が向上 |
| | | 外国人旅行者受入れに係るサービス向上支援 (セミナーの開催・コンサルタント等による支援) | 1,000人 200回 程度 | 1,000人 200回 程度 | 1,000人 200回 程度 | 1,000人 200回 程度 | | → | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|---------------------------|--|--|--------|--------|----------------------------------|------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 2 | 宿泊施設に対する サポートの強化 | TOKYO旅館ブランド 構築・発信（旅館を中心 とした地域グループに対 する支援） | 3グループ → | | | | 旅館の知名 度・イメージが 向上 |
| | | | 3グループ → | | | | |
| 3 | 多言語対応の促進 | 「多言語対応・ICT化 推進フォーラム」の開催 | 「取組方針」に基づく多言語対応の取組推進 整備状況調査 → | | | | 外国人旅行者 の滞在環境の 向上 |
| | | | ポータルサイトによる情報提供 → | | | | |
| | 道路標識の整備 3,951枚 | 2,525枚 → 約2,200枚 → 約2,200枚 → 約600枚 → | | | | 平成31年度 約10,500枚 | |
| | | 外国人が不満や不安なく 円滑に移動できる環境の 整備 | ＜都営交通＞ ・都営バス全車両において、車内への多言語対応 の液晶モニター設置。 ・地下鉄全駅、全乗務員 へのタブレット端末配備 | | | | 案内サイン等の整備 |
| ＜多摩・島しょ地域にお ける船客待合所・空港ター ミナルビルへの多言語 案内表示板の設置＞ 4か所設置 | 10か所 | | 4か所 | | | 18か所 設置完了 | |
| | デジタルサイネージ・観光 案内サインの設置 | ＜デジタルサイネージ＞ 30基設置 | 5基 | 65基程度 | | 100基程度設置 完了 | |
| | | ＜観光案内サイン＞ 204基設置 | 152基 | 244基程度 | | 600基程度設置 完了 | |
| | 都立公園等の多言語化 | 都立公園・海上公園の案 内サインの多言語化 | 設計・工事 → | | | 29か所の公 園、動物園、文 化財庭園で完 了 | |
| | 外国人への医療情報提供 等の充実 | 多言語による医療機関情 報サービス、救急医療機 関向け電話通訳サービ スの実施 | 医療機関情報等の多言語対応や医療機関の 受入体制の充実に向けた取組を推進 → | | | 医療機関情報 等の多言語 対応等の充実 | |
| | 都立・公社病院における多 言語診療体制の充実 | 言語サポートツールの効 果検証 第三者機関の評価認証取 得準備開始 | 各病院に順次展開 → 評価認証の順次取得 → | | | 都立・公社病院 で多言語診療 体制が充実 | |

スマートシティ

| | | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|---------------------|---------------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|--|
| | | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 3 | グローバル救急隊(仮称)の整備 | グローバル救急隊(仮称)の運用 | 運用 | | | | 21署59隊(アジアヘッドクォーター特区及び東京2020大会競技会場周辺)を運用 |
| | 防災関連情報発信などの多言語対応 | I C Tを活用した災害情報発信に関する調査分析 | 検討 | 一部実施 | 実施 | | |
| 4 | 観光案内機能の強化・充実 | 街なか観光案内の充実 4地域 新宿、上野、銀座、浅草 | 2地域 | 2地域 | 2地域 | | 都内全域における観光案内機能の充実 |
| | | 広域的な観光案内拠点の整備 4地域 | 2地域 | 2地域 | 2地域 | | |
| | | 観光案内窓口の整備 150か所 | 170か所 | 80か所 | 80か所 | | |
| | | 東京観光情報センター(多摩)(仮称)の整備 | 完了 | 運営 | | | |
| | | 外国人旅行者に対するWi-Fi利用環境整備(Wi-Fiアンテナの設置) 232基 | 街なかへの整備 153基 | 街なかへの整備 315基程度 | | | |
| | | 外国人旅行者に対するWi-Fi利用環境整備(Wi-Fiアンテナの設置) 232基 | 完了 | 運営 | | | |
| 4 | 多様な文化・習慣への対応 | ムスリム等観光客受入環境整備支援 | セミナー8回 専門家派遣60か所 | セミナー8回 専門家派遣60か所 | セミナー8回 専門家派遣60か所 | 実績等 踏まえ 検討 | ムスリム等多様な文化・習慣に配慮した対応が充実 |
| | | アクセシブル・ツーリズムの充実 | アクセシブル・ツーリズムの推進 | シンポジウムの開催 300名 | シンポジウムの開催 300名 | シンポジウムの開催 300名 | 実績等 踏まえ 検討 |
| 現地相談員派遣 20か所 | 現地相談員派遣 20か所 | | | 現地相談員派遣 20か所 | | | |
| 接客サービスに関する助成 20社 | 接客サービスに関する助成 20社 | | | 接客サービスに関する助成 20社 | | | |
| 旅行事業者に対する研修実施 4回 | 旅行事業者に対する研修実施 4回 | | | 旅行事業者に対する研修実施 4回 | | | |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|----------------------|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 4 | アクセシブル・ツーリズムの充実 | 宿泊施設の バリアフリー化支援事業 30件 | 30件 | 20件 | | 安全・安心に都 内観光を楽し める環境の整 備により、アク セシブル・ツー リズムが定着 |
| | 観光バス等 バリアフリー化支援事業 | | 50台 | | | |
| 4 | クルーズ客船の誘致促進 | クルーズ客船入港回数 24回 (2015年) | 客船誘致インセンティブ、客船補助 | | | 113回 (2013 年比約2.5倍) 21万人 (2013 年比約6倍) |
| | クルーズ利用客数 約3.5万人 | 客船誘致インセンティブ、客船補助 | | | | |
| | 大型クルーズ客船ふ頭の 整備 第1バース設計等 | 第1バース | 岸壁・ターミナル工事等 | | | 第1バース：供 用開始 |
| | | 第2バース | 調査・設計等 | | | |
| 臨海副都心進出事業者との連携 | 歩行者通路改修設計 | 歩行者 通路改 修工事 | | | まちと一体と なった客船の 受入態勢の 整備 円滑な乗換・ 乗継の実現 | |
| 円滑なバス運行のための 表示の設置 | | | シャトルバス 運行 | | | |
| 5 | 地域の文化や自然に着目 した観光資源の活用 | 地域資源発掘型 実証プログラム | 企画提案 単域:20件 広域:5件 | 実施委託 (都によるトライアル実施) 単域:20件 広域:5件 | 単域:20件 広域:5件 | 地域資源を活 用した商品化 等の気運が 醸成 |
| | アニメ等キラーコンテン ツを活用した誘客の促進 | ハード事業 (モニュメ ント設置等) 1件 ソフト事業 (観光マッ プ制作等) 4件 | ハード事業 (モニュメ ント設置等) 1件 ソフト事業 (観光マッ プ制作等) 4件 | ハード事業 (モニュメ ント設置等) 1件 ソフト事業 (観光マッ プ制作等) 4件 | ハード事業 (モニュメ ント設置等) 1件 ソフト事業 (観光マッ プ制作等) 4件 | アニメ等のコ ンテンツが新 たな観光資源 として定着 |

スマートシティ

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|---|---------------------|--|---|--------|--------|------------------|--|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 5 | 水辺のにぎわい創出 | 隅田川における恒常的なにぎわいの創出 テラスの連続化 テラスの照明整備 1.9 km完了 橋梁のライトアップ整備 スロープ1か所完了 テラスの開放 30.5 km | | 8か所 | | | テラスの連続化 8か所完了 テラスの照明整備 9.6 km完了 橋梁のライトアップ整備 10橋完了 スロープ9か所完了 テラスの開放 累計 38.0 km完了 |
| | ニューツーリズムの推進 | インフラツーリズムのルート造成 | 1ルート程度 | 1ルート程度 | 1ルート程度 | 実績等 踏まえ 検討 | 多種多様なインフラツーリズムの旅行商品化 |
| 6 | グローバル対応の強化 | 立上げ型国際会議等の準備・開催支援 | 会議等の立上げ準備支援 3件 → 3件 → 3件 会議等の開催支援 3件 → 3件 → 3件 会議参加者に対する観光ツアー等の提供 3件 → 3件 → 3件 | | | | 都内で開催される新たな国際会議等の件数が増加 |
| | 東京の強みや資源の有効活用 | ユニークベニュー利用促進 | 会場利用支援 2件 → 2件 → 2件 → 2件 民間施設等の施設状況調査 受入環境整備のニーズ調査 | | | | ユニークベニューの充実に伴い、MICE開催が増加 |
| | 多様な関係主体との連携促進 | MICE拠点育成支援 3エリア 大手町・丸の内・有楽町、港区六本木・赤坂・麻布、臨海副都心 | 選定・重点支援 4エリア | | | | MICE受入体制が強化 |
| 7 | プレゼンス向上に向けた情報発信力の強化 | IWA世界会議・展示会開催に向けた準備 | 開催準備 | 開催 | | | IWA世界会議開催(2018年度) |

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 |
|-------------------------|---|-----------------|--------|--------|--------|------------------------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 7 東京の技術の海外での 活用と人材育成 | 水道の技術協力事業5件 実施 | 海外における技術協力事業の実施 | | | | 事業7件実施 (累計) |
| | マレーシア下水道整備プ ロジェクトへの支援 | 施工・維持管理に対する支援 | | | | 施設整備・運営 の技術支援 終了 |
| | 都市外交人材育成基金等 を活用し、首都大学東京 大学院で計193名の 留学生を受入れ | 44名 | 41名 | 41名 | 33名 | 4年間で 約150名 受入れ |
| | アジアの高度先端医療者 育成 (首都大学東京大学院 人間健康科学研究科での 留学生受入れ) | 受入れ 開始 6名 | 4名 | 6名 | 6名 | 4年間で 22名受入れ |

8 芸術文化の振興

伝統と現代が融合する、世界のどこにもない、文化都市を目指そう

I 2020 年とその先の未来に向けて

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けて、都内各地で多彩な文化プログラム*を展開する。
- 多くの芸術文化拠点を持つ魅力を高めることで、更に成熟した文化都市を目指していく。
- 東京 2020 大会を契機に、世界中からアーティストが東京を訪れ、国籍や老若男女、障害の有無を問わず、あらゆる人々が共に芸術文化を創造し、日常的にアートに触れ合うなど、文化の魅力であふれる都市東京を実現する。

II 政策目標

1 文化プログラムの展開等と文化施設の機能向上

| No. | 政策目標 | 目標年次 | 目標値 |
|-----|-----------------|---------|---------------------------|
| 01 | 文化プログラムの展開 | 2020 年度 | 東京 2020 大会に向け 全区市町村で実施 |
| 02 | 芸術文化拠点の魅力向上 | 2020 年度 | 上野、池袋、六本木等 5 か所以上で実施 |
| 03 | 都立文化施設の多言語対応 | 2020 年 | 全 7 施設で完了 |
| 04 | 都立文化施設の開館時間延長 | 2020 年 | 全 7 施設で実施 |
| 05 | 文化施設の広域共通パスの導入 | 2020 年 | 実施 |
| 06 | アール・ブリュット*の普及推進 | 2019 年度 | 渋谷で拠点運営開始 |

III これまでの取組と課題

(文化プログラムの展開)

- 2025 年までの都の芸術文化振興における基本指針として「東京文化ビジョン」を策定し、国内外に広く発信するとともに、東京 2020 大会に向けた文化プログラムの先導的役割としてのリーディングプロジェクトを実施するなど、先駆的な文化施策を展開してきた。
- 東京 2020 大会の文化プログラムは、都民はもとより観光客や芸術家たちに開かれたものとし、規模・質ともに最高の文化プログラムを目指す必要がある。

＜東京大茶会＞

(文化政策の推進)

- 都はこれまで、東京芸術文化評議会の提言を基に、東京文化発信プロジェクトの展開やアーツカウンシル東京*の設置を通じて、幅広い芸術文化活動の支援



や人材の育成等、積極的な事業展開を図ってきた。

- 今後、東京が芸術文化の面でも世界をリードする大都市となるよう、文化的ポテンシャルの高い地域における魅力の発掘や発信力の向上を更に進める必要がある。

IV 4か年の政策展開

政策展開 1 東京 2020 大会に向けた文化プログラムの展開

様々な主体が連携・参加できる、これまでにない先駆的な文化プログラムを展開し、東京の多彩な芸術文化の魅力を国内外に発信する。

1 文化プログラムの展開

- 伝統芸能や演劇、音楽など様々な分野の芸術家が一堂に集結する「東京キャラバン」を、被災地を含めた日本各地において展開する。
- 若手からベテランまで全てのアーティスト等を対象に、公募により東京の宝を発掘し、東京 2020 大会開催年の中核的な文化プログラムを構築する。
- メディアアート等、日本が誇る先端技術と芸術文化の融合を図る作品制作に対する支援を行い、これまでにない東京発の独自コンテンツを創造・発信する。
- 多摩や島しょを含む東京と全国各地が連携し、文化プログラムを展開することでオールジャパンとしての魅力を向上させる。
- 海外の美術館や芸術団体と連携し、美術展や舞台芸術などの国際的事業を積極的に展開する。
- アーツカウンシル東京について、大会後も東京の芸術文化を支える専門機関としての機能を充実する。
- 文化プログラムや文化拠点の魅力向上に係る事業展開においては、国家戦略特区（エリアマネジメントに係る道路法の特例等）を活用し推進する。

＜東京キャラバン in 六本木
（撮影：篠山紀信）＞



政策展開 2 芸術文化による都市の魅力向上

芸術文化資源の集積や地域の個性を生かし、各地域の自治体や民間団体などと連携したまちづくりを都内各地で展開する。また、都立文化施設のサービスの向上を図るとともに、美術館・博物館において連携した取組を推進する。

1 芸術文化資源の集積を活用し、芸術文化拠点の魅力を向上

- 上野や池袋、六本木などの各地域の芸術文化資源や集客資源の特性を生かした事業を推進するとともに、地域の芸術文化資源の発信を支援する。

- 多摩地域における地域の芸術文化資源を活用した伝統文化・芸能を発信するフェスティバルを開催するほか、郷土芸能を発信する民間の取組を支援する。
- アーティストと障害者等の交流によって新たな表現を生み出す事業「TURN」など、障害者をはじめ多様な人々が参加できる事業を、多摩地域に集積する美術系大学や都内各地の福祉施設等と連携して展開する。
- 海外からの観光客が集まる浅草文化観光センター等の観光拠点において、日本の伝統文化・芸能を短時間で気軽に体験できるプログラムを実施する。
- 海外メディアや観光雑誌、著名なブロガーなどのインフルエンサーとの連携により東京の文化的魅力を発信する。

＜TURNのワークショップ(リオ)＞



＜浅草文化観光センターにおける日本舞踊体験プログラム＞



2 文化施設の機能向上と芸術文化資源の活用

- バリアフリー化や多言語対応など、あらゆる人々に開かれた都立文化施設に向けて、機能を更新する。
- ユニークメニューの推進、展示物の写真撮影機会の拡充、電子マネー決済の導入などにより都立文化施設の利便性を向上する。
- 一都三県の美術館・博物館などで連携し、広域共通パスなどにより周遊性の向上や受入環境の整備を行う。
- 国内外の劇場等と連携し、作品の共同制作や巡回公演を実施するなど、都立文化施設の発信力を一層高める。
- 隅田川に架かる著名橋や旧三河島污水処分場唧筒（ポンプ）場施設をはじめとする歴史的建造物を、東京の近代化を支えた貴重な文化遺産として保全する。

政策展開 3 あらゆる人々の創造的な芸術文化活動の支援

国籍や年齢にかかわらず、あらゆる人々が東京を舞台に創造的な芸術文化活動を展開するとともに、文化の魅力あふれる都市東京の実現に向けた取組を推進する。

1 東京を舞台とする様々な芸術文化活動の展開

- 渋谷にアール・ブリュットの展示・交流・情報発信の拠点を新たに整備するとともに、日本各地の文化施設等と連携したアール・ブリュットの巡回展等を実施する。
- 東京を舞台とした創造的な芸術文化活動や、多くの人々が気軽に参加できる芸術文化イベントの開催などを支援する。

＜都庁舎におけるアール・ブリュット美術展＞



- 子供や高齢者、障害者、外国人等に対し、芸術文化を活用した取組を行うNPO等の活動を支援する。
- 新進の若手アーティスト等を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成するとともに、新たな芸術文化の創造の機会を提供する。

V 年次計画

| | 2016年度まで (見込み) | 年次計画 | | | | 4年後の 到達点 | |
|--------------------------|----------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------------|---------------------|----------------|-----------|
| | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | |
| 1 東京2020大会に向けた文化プログラムの展開 | 文化プログラムの展開 | 様々な担い手への拡がりに向けた連携強化 | → | | | 全区市町村で実施 | |
| | | | | ラグビーワールドカップ2019™や1年前イベントによる盛り上げ | | | |
| | | | | | 東京2020大会に向け最高潮に | | |
| | | 斬新な文化プログラムの展開 | → | | | | |
| | | 東京文化プログラム助成（民間支援の充実） | → | | | | |
| 2 芸術文化による都市の魅力向上 | 芸術文化拠点の魅力向上 | 上野（上野「文化の杜」） | 国際的な芸術文化イベントの開催 | → | | 5か所以上で実施 | |
| | | | 新構想事業の推進 | → | | | |
| | | 池袋（東京芸術祭） | 海外プロデューサー招聘等 | → | 総合ディレクターによる舞台芸術祭の開始 | | |
| | | | 国内外芸術祭との連携 | → | | | |
| | | 各地域 | 各地域における魅力向上策の推進 | → | | | |
| | 都立文化施設の機能向上 | 多言語対応、バリアフリー化、安全対策等の推進 | → | | | 文化施設の更なる機能向上 | |
| | | 電子マネー決済対応 | → | | | | |
| | 美術館・博物館における周遊性向上等に向けた取組の推進 | | 実務担当者会議等における連携した取組の検討・推進 | → | | 広域共通パスの導入 | |
| | 3 あらゆる人々の創造的な芸術文化活動の支援 | アール・ブリュットの普及啓発活動 | 普及啓発活動 | 拠点運営に向けた準備 | → | 拠点を中心とした普及啓発活動 | 渋谷で拠点運営開始 |
| | | | 拠点改修準備・設計 | 改修・開館準備 | → | 拠点運営開始 | |
| | | | | → | | | |

分野横断的な政策の展開

東京 2020 オリンピック・パラリンピック
競技大会の成功に向けた取組

多摩・島しょの振興

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の成功に向けた取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、大会競技会場の施設や選手村の整備、暑さ対策、テロ・防災対策など、大会の開催・運営に不可欠な取組を着実に進めます。また、バリアフリー化の推進、ボランティアの育成、多言語対応など、世界中から東京を訪れる人々を迎えるための準備も加速していきます。さらには、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを実現し、「もったいない」という日本の伝統的な美徳を世界に広めていきます。

本プランにおいては、万全の体制で東京 2020 大会を迎えるとともに、ソフト・ハード面でのレガシーを次世代に継承できるような取組を進め、大会の成功につなげていきます。

大会競技会場の施設整備

- ▼ 競技施設については、アスリートファーストの理念の下、最高の競技環境を実現するとともに、観客にとっても快適に観戦できる施設として整備
また、整備にあたっては、可能な限りコスト縮減に努めるとともに、大会後においても多くの都民に利用され、親しまれる施設となるよう、民間事業者の活用など様々な手法を検討しながら、大会後の有効活用に向け取り組んでいく
- ▼ 東京 2020 大会の運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー基準である「アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえて大会会場のバリアフリー化を実施

大会競技会場を生かしたまちづくりの推進

- ▼ オリンピックアクアティクスセンターや海の森水上競技場などの臨海部の競技施設については、東京の水辺空間を生かした新たなにぎわいの創出につながるレガシーとしていく。
また、競技施設に隣接する公園をはじめとした地域資源や、周辺まちづくりとの連携を進め、面的に広がりのあるレガシーを形成

選手村の整備

- ▼ 東京 2020 大会後、子育てファミリー、高齢者、外国人など多様な人々が交流し、いきいきと生活できるまちづくりを推進
- ▼ 水素をまちのエネルギー利用として先導的に導入するなど、環境先進都市のモデルとして、官民の連携による整備を推進

<東京 2020 大会後の選手村(イメージ)>



ラグビーワールドカップ 2019™ との連携

- ▼ 東京 2020 大会と共通する課題について、両大会を一体のものと捉えて、戦略的に取り組む

大会開催気運の醸成

- ▼ 組織委員会と連携し、フラッグツアー*やカウントダウンイベント、平昌 2018 オリンピック・パラリンピック競技大会のライブサイト*などを実施し、更なる気運を醸成
- ▼ 広く開催気運を醸成するため、都内をはじめ、日本各地での事前キャンプ誘致*が実現するよう、事前キャンプ候補地の各国へのPR等を支援

<ライブサイト>



<4年前イベント>



<フラッグツアー>



アスリートの発掘・育成・強化

- ▼ 将来有望な選手や才能ある中学生を発掘・育成・強化する取組を進め、東京 2020 大会などの国際的な大会で活躍するアスリートを数多く輩出
- ▼ オリンピックやパラリンピックなどへの出場が期待される東京の選手を「東京アスリート認定選手」として認定し、その活動を支援

障害者スポーツの推進

- ▼ テレビやファンサイトなどの多様なメディアを通じて障害者スポーツの魅力を都民に発信し、障害者スポーツの観戦を促進
- ▼ パラリンピックの競技会場を満員にできるよう、パラリンピック競技体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」を引き続き展開し、競技の認知度向上と理解を促進
- ▼ パラリンピックを見据え、競技団体や関係企業等からの意見も踏まえ、障害者スポーツなどに供する優れた技術・製品の開発を促進し、製品を使用するアスリートを支援

<ファンサイト「TEAM BEYOND」>



<NO LIMITS CHALLENGE>



バリアフリー化

- ▼ 大会競技会場周辺等の都道や、主要な駅と生活関連施設等を結ぶ都道において、段差の解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進
- ▼ 鉄道事業者の積極的な取組を支援することで、ホームドアやエレベーターの整備を加速するとともに、都営交通においてバリアフリー化をより一層推進
- ▼ 様々な障害の特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備
- ▼ 福祉のまちづくりサポーターの養成、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、緊急連絡先や必要な支援内容などを詳しく記載することで周囲の人に配慮や手助けを求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及など、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーを推進

<道路のバリアフリー化>



<駅のホームドア>



<ヘルプマーク>



<ヘルプカード>



ボランティア活動の推進

- ▼ 東京 2020 大会に向けたボランティア戦略を基に、組織委員会と一体となったボランティア運営を実施
- ▼ 東京 2020 大会に向けたボランティア情報を発信するウェブサイト「東京ボランティアナビ」を活用するなど、ボランティアへの参加気運を醸成
- ▼ 企業のボランティア休暇制度の整備を支援することにより、ボランティアへの参加気運の醸成や裾野を拡大
- ▼ 外国人おもてなし語学ボランティア、観光ボランティアなど、各種ボランティアを育成
- ▼ 都市ボランティア*の募集を 2017 年度に一部前倒して行い、ラグビーワールドカップ 2019™でも活用し、そこで得たボランティア経験、運営のノウハウ、知見等を東京 2020 大会につなげる

<東京ボランティアナビ>



<リオ 2016 大会時のボランティア活動の様子>



文化プログラム

- ▼ 東京の多彩な芸術文化の魅力を国内外に発信するため、これまでにない先駆的なプログラムを展開
- ▼ 伝統芸能や演劇、音楽など様々な分野の芸術家が一堂に集結する「東京キャラバン」を、被災地を含めた日本各地で展開

<東京キャラバン in 六本木
(撮影: 篠山紀信)>



オリンピック・パラリンピック教育

- ▼ ボランティア活動を支援する仕組みを構築し、ボランティアマインドを育むとともに、学校での障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図る取組により障害者理解を促進
- ▼ アスリート等との直接交流を通じて、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培う
- ▼ 留学生や大使館等との交流によって、豊かな国際感覚を醸成

<アスリート等との直接交流>



多言語対応

- ▼ 外国人の快適で安心な東京滞在を実現するため、移動、飲食、宿泊、医療、防災など、様々な場面における多言語対応を推進
- ▼ 外国人が多く訪れる新宿駅等のターミナル駅等において、外国人が円滑に乗り継ぎができるよう、分かりやすい案内表記の普及を拡大
- ▼ 多言語対応の取組拡大に向け、多言語音声翻訳アプリ等の最先端の情報通信技術（ICT）の活用を促進

<多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」イメージ>



(画像提供) 国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT)

<店内表示で利用可能な代表的な英語表記・記号>

| 店名 | 案内所 | お手洗 | エレベーター | エスカレーター | 階段 |
|-------------------|-----------------------|----------------|--------------|-------------|-------------|
| Cashier | Information | Toilets | Elevator | Escalator | Stairs |
| ¥ | ? | 男女 | ↑ | ↘ | ↗ |
| 消火器 | 非常ボタン | 非常口 | 静かに | コインロッカー | レストラン |
| Fire extinguisher | Emergency call button | Emergency exit | Quiet please | Coin Locker | Restauran t |
| | | | | | |

(出典)「小売業の店内の多言語表示にかかるガイドライン」
(平成 28 年3月 経済産業省)

産業振興

- ▼ 東京2020大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援
- ▼ 東京2020大会会場等の整備や備品の調達における多摩産材の利用促進など、大会での東京産農林水産物の活用に向け、国際認証等の取得を支援

被災地復興支援

- ▼ 被災地と東京の子供たちのスポーツ交流や、「未来（あした）への道1000km縦断リレー」などにより、スポーツの力で被災地に元気を届け、復興を後押し
- ▼ スポーツを通じて元気を取り戻しつつある被災地の姿を、様々な機会を捉えて国内外に広く発信

<未来(あした)への道1000km縦断リレー>



スマートエネルギー化

- ▼ 都立競技施設、バス停留所等に、省エネルギー性能が優れたLED*照明を導入
- ▼ 水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池*を搭載しモーターで走行する燃料電池バスを、大会会場周辺で運行
- ▼ 再生可能エネルギーの電力で製造した水素等のCO₂フリー水素*の利活用に向けた共同研究・実証等を踏まえ、大会開催時に都内での利用に向け推進

<LED照明付バス停留所>



<燃料電池バス>



(写真提供)トヨタ自動車株式会社

暑さ対策

- ▼ 大会競技会場周辺等において暑熱対応設備を導入してクールエリアを創出するとともに、マラソンコースを含む道路での遮熱性舗装等の整備など、アスリートや観客にとって快適な競技環境の実現に向けた取組を推進

<日よけによる日陰の確保>



(写真提供)株式会社ロスフィー

3Rの推進

- ▼ 東京 2020 大会で使用される多くの物品のリユースを進めていくため、リユース物品を希望する企業等とのマッチングのほか、使用済み物品の発生抑制やリサイクルルートに関する情報提供の仕組みづくりを検討

テロ・防災対策

- ▼ 東京に住み訪れる人々の安全・安心を確保するため、テロやサイバー攻撃に備え、警戒警備の強化やパートナーシップ活動・共同訓練等の官民一体となった対策を推進するとともに、発生時における初動対応力を向上

<テロ対応訓練>



<消防艇とヘリの連携>

- ▼ 消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）、新型消防艇、ヘリコプター等を投入し、陸・海・空の消防力を連携した特別警戒を実施



交通ネットワーク

- ▼ 都心と臨海部を結ぶ首都高速晴海線（晴海～豊洲区間）や国道 357 号東京港トンネル、臨港道路*南北線などの整備を推進し、今後の需要の増加が見込まれる臨海部へのアクセスを強化

<勝どき駅の大規模改良>



- ▼ 選手村の最寄駅となる都営大江戸線勝どき駅の大規模改良を行うとともに、大会競技会場周辺等の主要駅では、駅施設の改良を実施

- ▼ 大会開催に伴う利用者の増加や大会後の航空需要を見据え、羽田空港の更なる機能強化を推進

<水上交通ネットワーク>



- ▼ 大会開催時の観客輸送にも活用可能であり、大会後は観光での利用が期待できる舟運について、定期航路における利用拡大を視野に、水上交通ネットワークを充実

- ▼ 大会競技会場周辺等の 7 地区において、国道、都道、区市道の自転車走行空間*を連続させた自転車推奨ルート約 200km（うち都道は約 100km）を整備し、利用者の利便性と快適性を向上

多摩・島しょの振興

活気ある東京に欠かすことができないのが、東京の人口の3分の1、面積では3分の2を占める多摩・島しょ地域の発展です。

「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」に掲げた様々な政策を、多摩・島しょ地域の発展のために、効果的・重層的に展開していきます。

I 多摩・島しょの将来に向けて

- 研究開発型の企業や大学が集積する多摩地域の強みを生かした産業振興策と地域の実情に即した雇用対策を推進する。
- 農地・森林の保全と農林水産業の担い手の確保・育成等を着実に進めるほか、農林水産物の付加価値向上や魅力の発信などを行い、農林水産業の振興を図る。
- 国内外からの旅行者を一層呼び込むため、多摩・島しょの豊かな自然等を活用した新たな観光資源の開発を推進するとともに、地域の魅力を効果的に発信する。
- 多摩地域における森林や丘陵地など豊かな自然環境や、島しょがそれぞれ有する固有の自然環境を保全し、次世代に継承する。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、多摩・島しょにおける開催気運を高め、東京 2020 大会を成功させるとともに、誰もが身近な場でスポーツできる環境を整備する。
- アジアで初めての開催となるラグビーワールドカップ 2019™ の開幕地に多摩が選ばれたことを契機とし、開催気運を高め、着実な開催準備を進める。
- 多摩・島しょ地域の実態を踏まえながら、教育環境を整備する。
- 多摩ニュータウンにおいて、多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちへの再生を進めるなど、地域の特性に応じたまちづくりを進める。
- 幹線道路等の整備を進め、多摩地域の利便性の向上や災害時の物流・交通機能を確保する。
- 地震、津波や噴火、豪雨による災害に備えた対策を推進し、まちの安全を確保する。
- 地域で安心して暮らせるよう、地域の実情を踏まえた福祉・医療サービスの充実を図る。
- 国内外から多くの人々に島しょ地域を来訪してもらえよう、島しょ特有の厳しい環境の改善と地域の活性化を進めるとともに、島の魅力を広く情報発信する。

II これまでの取組と課題

(多摩地域の中小企業)

- 立地環境の整備、企業誘致に取り組む市町村への支援や、中小企業への資金面・技術面などからの多面的な支援を通じて、ものづくり産業をはじめとした産業集積の維持・発展を図ってきた。

- しかし、中小企業をめぐる状況は依然として厳しく、多摩地域の産業集積を維持・発展させていくためには、付加価値の高い製品や新たなサービスを創出できる環境の整備に取り組んでいく必要がある。

(農林水産業)

- 都はこれまで、新たな商品開発や販路拡大などの支援のほか、生産性向上に向けた施設整備や技術開発などを行い、農林水産業者の経営力向上を図ってきた。
- しかし、農業従事者の高齢化に伴う労働力不足や遊休農地の発生、木材価格の低迷や伐採搬出コストがかさむことなどによる伐採・利用・植栽・保育という森林循環の停滞、水産業における新規就業者の定着率の低迷等、農林水産業を取り巻く状況は、厳しさを増している。

(多摩・島しょにおける観光振興)

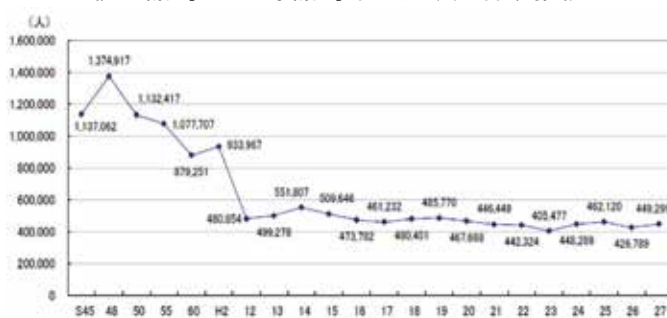
- 自然、景観、食等、多摩・島しょが持つ多様な特性を活かし、地域自らの発想や創意工夫による観光まちづくりを支援するとともに、各地域から新たな資源活用アイデアを募集し、地元が企画する着地型旅行商品や特産品の開発を行ってきた。
- 一方で、東京を訪れる旅行者全体の数は増加しているものの、多摩・島しょ地域への訪問割合は低い状況となっており、魅力の一層の磨き上げや発信が必要である。また、地域内における多言語対応や移動アクセス手段など、受入環境の更なる整備が求められる。

<地域特産品を活用した地域ブランド確立>



(出典)「一般社団法人奥多摩観光協会、青梅商工会議所」

<伊豆諸島・小笠原諸島年次別観光客数推移>



(出典)「伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書」(東京都産業労働局)

(自然環境の保全)

- 都はこれまで、都立公園の開園や希少な動植物の保護などを進め、都民の貴重な財産である多摩・島しょ地域の自然環境を保全してきた。
- 多摩地域では宅地造成等の開発に伴う緑の減少が続いており、また、島しょ地域においては外来種が繁殖し東京の貴重な生態系に危害を及ぼしているなど、引き続き自然環境の保全に取り組んでいく必要がある。

(地域資源を生かした文化政策)

- 東京 2020 大会の文化プログラム*は、都民はもとより観光客や芸術家たちにかかれたものとし、規模・質ともに最高の文化プログラムを目指す必要がある。

- また、多摩地域には美術系大学の集積や地域の伝統文化・芸能など、文化的ポテンシャルの高い地域が点在しているが、それぞれの地域が持つ芸術文化の魅力や強みを十分に生かしきれていない。

(スポーツの振興)

- 都はこれまで、大会組織委員会等と連携して、リオデジャネイロ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会時のライブサイト*や、多摩・島しょ地域から始まるフラッグツアー*等を実施し、東京 2020 大会の気運醸成を図ってきた。今後、事前キャンプ*誘致や大会開催気運の更なる醸成など、市町村と連携して取り組んでいくことが重要である。
- また、東京スタジアムがラグビーワールドカップ 2019™の開会式・開幕戦の会場となるなど、多摩地域におけるスポーツ気運が高まっており、スポーツの振興に一層取り組んでいく必要がある。
- 地域におけるスポーツ拠点として、地域スポーツクラブ*の設置を促進してきたが、多摩・島しょ地域には未設置地区が残っているため、スポーツの環境整備が必要である。

〈フラッグツアーイベント〉



(多摩・島しょ地域における教育の充実)

- 多摩地域では、帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が広いエリアにわたって在住していることから、小学校段階からの国際理解教育や英語教育に十分には取り組めていない状況もある。
- 多摩地域には都立八王子拓真高校にチャレンジ枠を設けて募集しているものの、チャレンジスクールは設置されていない状況もあり、多摩地域から 23 区内のチャレンジスクールに通学する生徒が相当数存在している。不登校経験のある生徒の進路実現の観点から、チャレンジスクールの適正な規模と配置を実現していく必要がある。

(多摩ニュータウンをはじめとする地域の再生)

- 計画的な団地再生を図るための手引きとなる「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン」を 2012 年 6 月に策定し、都や多摩市などが進めている多摩ニュータウン再生の第一歩として、2013 年 10 月に諏訪二丁目団地の建替えが竣工した。引き続き、計画的に建替え事業を実施するなど、多摩ニュータウンの再生に向けた取組を進めていく必要がある。

(地域を支える道路ネットワーク)

- 三環状道路を生かす道路の整備など、都市間連携や物流、産業を支える道路ネットワークの充実に取り組み、人やモノの流れを活発にすることで、地域の活力

を高めていくことが求められている。

- こうした状況の中、2014年6月に圏央道の都内区間が全線開通し、2015年10月には埼玉県区間が全線開通したことで東名高速から東北道までが結ばれ、沿線企業の生産性向上などが図られた。
- さらに、2015年8月に多摩南北主要5路線の一つである調布保谷線が全線開通し、甲州街道から埼玉県境までの所要時間が約4割短縮され、並行する道路の交通量が最大約3割減少した。
- 2016年3月、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定し、今後10年間で優先的に整備すべき路線とした南多摩尾根幹線等の整備を推進していく必要がある。

（多摩・島しょの防災）

- 大規模地震発生時の避難路や緊急物資輸送路の確保、東海・東南海・南海地震に起因する津波に対する海岸保全施設*の強化等、都民を守るために万全を期した地震津波対策が急務となっている。
- また、2016年4月に活動火山対策特別措置法に基づく「火山防災協議会」を設置し、警戒避難体制の整備について協議を進めているが、火山災害の特殊性を踏まえ、専門家や防災関係機関などと連携して取組を進めることが不可欠である。
- 時間50ミリ降雨に対応した護岸等の河川施設や、下水道施設の整備等を進め、浸水被害を着実に減少させてきた。しかし近年は50ミリを超える局地的な集中豪雨が発生しており、更なる対応が求められている。
- 2013年10月に伊豆大島で発生した土砂災害等、近年頻発している土砂災害を踏まえ、人命保護を最優先とした対策を実施していく必要がある。

（地域の実情を踏まえた福祉・医療サービスの充実）

- 保育ニーズの増加に対応するため、多様な保育サービスの整備や保育人材の確保・育成・定着支援に取り組んできた。2016年4月現在、多摩・島しょの待機児童数は2,868人となっており、引き続き取組を推進する必要がある。
- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築、高齢者の生活を支える施設やすまいの整備、認知症対策の推進等に取り組んできた。都心部と比較して高齢化が進行していることに加え、今後も高齢者の増加が見込まれることから、地域の在宅療養支援体制や認知症の人に対する地域の支援体制の構築等も含め、取組を一層充実する必要がある。
- 医療資源が少ない地域において医療の充実を図るため、診療基盤の整備や医療従事者の確保対策を行ってきた。一部の地域では、依然として人材の確保が困難であるなど厳しい環境にあり、地域の実情に応じた取組が必要である。
- また、多摩地域における医療水準の向上を図るため、高度な総合診療基盤や専門医療機能を有する多摩メディカル・キャンパス内の都立3病院（多摩総合医療センター、小児総合医療センター、神経病院）において、より高度で専門的な医

療の提供が求められている。

- 障害者の地域生活を支える日中活動の場等の整備や、施設入所者やいわゆる「社会的入院*」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、障害者の一般就労に向けた支援や福祉施設における工賃*向上に取り組んできた。今後も、障害者が地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、障害者が能力や適性に応じて働き続けることができるよう、様々な取組を推進していく必要がある。

(島しょ地域特有の厳しい環境)

- 伊豆諸島・小笠原諸島からなる島しょ地域は、豊かな自然に恵まれる一方で、自然環境の厳しい側面も有しており、また、区部や多摩部に比較して高齢化が大幅に進行しているなど、将来に不安を抱える町村も存在する。
- また、伊豆諸島の5村6島(利島、新島、式根島、神津島、御蔵島及び青ヶ島)では、採算面等の理由から、民間事業者による情報通信基盤の整備が進まず、インターネット等の利用環境について本土との格差が存在する。
- 島しょの高校では、人口減少等の影響により、生徒数が定員を下回る状況が続いており、生徒同士が切磋琢磨する環境が生まれにくいなどの課題が生じている。

Ⅲ 4か年の政策展開

政策展開 1 多摩地域の強みを生かした産業の展開と実情に即した雇用対策

研究開発型の企業や大学が集積する多摩地域の強みを生かした産業振興施策の展開と、多摩地域の求人求職ニーズに対応した身近な地域での就職を支援する。

1 多摩地域の強みを生かした産業の展開と産業集積の維持・発展

- 研究開発型企業が多く集積する多摩地域における創業の推進のため、ものづくり系の創業セミナーや専門家による事業プランのブラッシュアップ、インキュベーション・ラボ施設の整備などを支援する。
- 多摩地域のイノベーションの加速に向け、企業間の情報交換やネットワーク化を促進して、IoTの活用を更に普及するほか、3Dプリンタを用いた試作品開発等を支援する。また、高い技術力を有する中小企業や大学・研究機関などの多様な主体と連携した新たな技術・製品・サービスの創出を促進する。
- 首都大学東京日野キャンパスに集約される知能ロボットや生体機械などの工学分野の研究成果等を活用して、中小企業や研究機関との連携を進め、技術・製品開発を促進する。

<多摩テクノプラザ本館>



- 工場の立地促進や操業継続のための環境整備、地域産業の担い手同士の新たなネットワークの構築等に主体的に取り組む市町村の支援などを行い、地域の産業基盤の維持・強化及び地域産業の活性化を図るとともに、産業の空洞化を防止する。
- 小規模企業の事業承継・継続に向けた支援拠点を整備し、後継者の確保や販路開拓などの支援を推進するなど、小規模企業が引き続き地域で活躍できるよう後押しする。
- 八王子市に都域を越えた広域的産業交流の中核機能を担う拠点を整備し、圏央道の整備による相乗効果により、多摩地域の産業集積・産業交流を促進する。
- 地域の産物や観光資源などを活用した新製品・新サービスの開発支援により、地域経済の活性化を図る。
- 多摩・島しょ地域等において、地域のリソースを活用した新たな体験型エンターテインメントを創出し、普及拡大を図る。

2 多摩地域の産業を支える雇用と就業の促進

- 多摩地域における就業支援機能を拡充するため、東京都しごとセンター多摩を立川へ移転するとともに、国分寺と八王子の労働相談情報センターを同一施設に移転・統合し、雇用就業施策を行う拠点として整備していく。
- マザーズハローワーク立川と連携し、身近な地域での就職を望む子育て期の女性の就職支援を実施する。

政策展開 2 農林水産業の更なる発展と魅力の強化・発信

農林水産業の更なる振興に向けて、担い手の確保・育成に着実に取り組むとともに、経営力の強化や収益性の向上などを支援する。また、農林水産物のブランド化を推進し、その魅力を国内外に広く発信する。

1 農林水産業の基盤強化と更なる発展

- 都市農地の保全に向けて、生産緑地買取のモデル的な取組を行うほか、防災や環境保全に資する施設や、都市住民の交流の場となる市民農園をはじめ福祉農園・学童農園などの整備を支援する。
- 女性・若者の感性を活かした6次産業化、意欲ある農業者が行う販路開拓や施設整備などを支援するほか、作物の様々な生育環境要因を総合的に制御し最適化するなど、先進技術の活用を推進することで、収益性の高い農業の実現を図る。
- 林業の担い手が減少・高齢化が進む中、ノウハウを着実に継承するため、新規就労者向けの研修や高度な技術習得を目的としたOJT研修を実施するなど、森林の健全な育成や林業の振興に欠かせない担い手を確保・育成する。

＜林業研修の様子＞



- 伐採・利用・植栽・保育という森林循環を促進するため、多摩産材の利用拡大、林道の開設・改良、森林資源の情報把握において、先端技術の活用等を進める。
- 島しょ地域の基幹産業である水産業の担い手を確保するため、新規就業者を雇用し指導を行う受入漁業者を支援するなど、水産業の担い手の確保・育成を行う。
- 島しょ地域では、水産資源の有効活用や販路拡大などを進め、多摩地域では、マス釣場や養殖場の整備・改修などを支援し、地域経済に寄与する水産業を振興する。

2 ブランド化と魅力の発信

- アシタバや東京ウド、トウキョウXなどのように東京産農畜産物のブランド化、多摩産材の高品質化、特産品の開発などを推進し、東京産農林水産物の付加価値向上につなげる。
- トウキョウXや東京しゃもなどの東京ブランド畜産物の供給力を強化し、販売量を増加させることで、ブランドの確立につなげる。
- 多摩産材を使用したデザイン性の高い新製品を開発するほか、木材としての質の向上に取り組むことで、付加価値を更に高めるとともに、他道府県と連携して行うイベントにおいて、多摩産材の魅力を発信する。
- 東京 2020 大会会場等の整備や備品の調達における多摩産材の利用促進など、大会での東京産農林水産物の活用に向け、国際認証等の取得を支援する。
- 「東京味わいフェスタ」等の各種イベントや無料情報誌などで東京産農林水産物の魅力を国内外に発信する。
- 「とうきょう特産食材使用店」や「東京 島じまん食材使用店」の更なる拡大、農地の少ない市町村における学校給食での消費拡大など、安全・安心な東京産の農水産物の地産地消を一層促進する。

<江戸東京野菜の例(東京ウド)>



政策展開 3 多摩・島しょにおける観光振興

多摩・島しょ地域の豊かな自然等、魅力ある観光資源を活用したツアーの開発を促進するほか、観光案内機能を向上させるため、新たな観光情報センターの整備やICTの活用による情報発信を行う。また、多摩地域におけるMICEの開催を増やすための地域の取組を支援する。

1 魅力を生かした観光資源の創出と効果的な情報発信

- 森林や自然公園など豊かな自然や食、伝統・文化などの観光資源を活用し、

ツアーの造成を促進するほか、地域の魅力を効果的に発信する。

- 島の貴重な原酒を観光振興につなげる島焼酎特区を国に提案したほか、来島者による消費を喚起する新たな仕組みを作るなど、多摩・島しょの地域資源を生かした観光振興・産業振興を進める。
- 地域の観光関連団体が自治体の区域を越えた幅広い活動や連携した取組を効果的に展開することができるよう支援を強化する。
- 都内の庭園において、都と国や市・民間などと連携したイベントを開催する。
- 大島の大規模土砂災害からの復興に向けて、大島町の復興計画に基づく支援を実施する。
- 地域の魅力ある観光資源を活用した区市の取組を支援するほか、民間のノウハウを活用し商品化等を実現する取組を推進する。

＜紅葉ライトアップイベントの様子＞



＜檜原村での獅子舞体験の様子＞



2 外国人をはじめとする旅行者等の受入環境の整備

- 多摩地域への送客を効果的に行うため、新たに東京観光情報センター多摩(仮称)を整備する。
- 来島者の利便性向上のため、島内にある船客待合所や空港施設などにおいて無料Wi-Fiアンテナや観光案内標識などの整備を推進する。
- 外国人旅行者の受入環境整備を促進するため、市町村による多言語対応や施設のバリアフリー化などの取組を支援する。

3 多摩地域におけるMICE開催の推進

- 都心部以外でもMICE開催を増やすため、多摩地域において関連施設が集積する地域を選定し、関連事業者等が一体となった受入環境の整備を支援する。

政策展開 4 多摩・島しょ地域の豊かな自然環境の保全

緑の創出・保全や良好な水環境の実現に取り組むとともに、外来種対策等により生物多様性を保全し、都民の財産である多摩・島しょ地域の自然環境を守る。

1 生物多様性に配慮した自然環境の保全

- 新たな緑を創出するため、武蔵野公園の整備計画の策定など公園・緑地の整備を推進するとともに、河川等の水辺空間の緑化を進める。
- 丘陵地・崖線*の緑、樹林地や都市農地などを保全し、都内に残る貴重な緑を保全する。
- 荒廃した森林の間伐・枝打ちをはじめ多摩産材の活用や林業従事者の育成を

行うとともに、水源地では民有林を購入し、水道水源林として管理するなど、森林の保全・再生・活用を進める。

➤ 山地や丘陵地に残された貴重な自然を保全するため、保全地域*の指定を進めるとともに、生物多様性の保全に向けた希少種保全・外来種対策を強化する。

➤ 世界自然遺産である小笠原諸島において、固有種の生息・生育環境を守るため、希少種の保全対策等を強化するとともに、大島での外来種対策を積極的に進める。

➤ 多様な生物の生息・生育空間の確保のため、都立公園の環境整備や保全対策を進める。

➤ 生物多様性保全の拠点としての役割を担うため、多摩動物公園や神代植物公園など都立動物園・植物園の施設整備等を進める。

➤ 自然公園や奥多摩・檜原にある都民の森*を生物多様性保全に関する情報発信・活動の拠点として活用する。

➤ 保全地域や高尾の森自然学校などにおける企業・大学・都民と連携した保全活動や、多摩川水源森林隊による森林保全活動などを推進する。

➤ 「自然公園ビジョン」を策定し、自然公園における積極的な自然再生等について方針を示すことにより、生物多様性の保全活動等につなげていく。

＜水道水源林の管理＞



＜小笠原諸島の固有種
ムニンセンニンソウ＞



2 快適な水辺の創出につながる下水道対策の推進

- 清瀬、八王子水再生センター等で高度処理・準高度処理施設の導入を進める。
- 多摩地域の下水道事業運営の効率化と水環境を向上させるため、八王子市の単独処理区の全量を流域下水道に編入する。

政策展開 5 地域資源を生かした文化政策の推進

伝統文化・芸能等多摩地域の文化資源を生かしながら、様々な主体が連携・参加できる、これまでにない先駆的な文化プログラムを展開する。

1 文化プログラムの展開と芸術文化資源の活用

- 多摩や島しょを含む東京と全国各地が連携し、文化プログラムを展開することでオールジャパンとしての魅力を向上させる。
- 多摩地域の文化資源を活用して伝統文化・芸能の魅力を発信するフェスティバルを開催する。
- 多摩・島しょのそれぞれの地域が誇る郷土芸能を発信する民間の取組を支援する。

- アーティストと障害者等の交流によって新たな表現を生み出す事業「TURN」など、障害者をはじめ多様な人々が参加できる事業を、多摩地域に集積する美術系大学や都内各地の福祉施設などと連携して展開する。

＜伝承のたまてばこ～多摩伝統文化フェスティバル 2016～＞



政策展開 6 スポーツの振興

東京 2020 大会とラグビーワールドカップ 2019™の気運醸成を図るとともに、両大会を契機としたスポーツの盛り上がりを好機とし、誰もがより身近な場でスポーツをしやすい環境を整備する。

1 東京 2020 大会とラグビーワールドカップ 2019™を活かした地域活性化

- 両大会の会場となる「東京スタジアム」、東京 2020 大会の会場となる「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）」を活かし、多摩地域のスポーツ振興の拠点形成を推進する。
- 東京 2020 大会に向けた市町村のイベント開催等の取組を支援し、大会開催気運の醸成を図るとともに、多様な機会を捉えて地域の魅力を発信する。
- 開催気運の醸成、地域活性化やレガシー創出のため、東京 2020 大会の事前キャンプ誘致が実現するよう、各国オリンピック・パラリンピック委員会や競技団体等に対して、都内市町村のキャンプ候補地を効果的かつ積極的にPRするなど、市町村の事前キャンプ誘致活動を支援する。
- ラグビーフェスティバルにおいて、パブリックビューイングやラグビーの普及啓発を実施するなど、地元自治体等とも連携して開催気運の醸成を図るとともに、地域の魅力を発信する。

＜武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）のイメージ＞



2 誰もがスポーツしやすい環境の整備

- 地域スポーツクラブの未設置地区等について、訪問相談等によりきめ細かな対応で設置拡大や活性化を進めるとともに、身近な市町村立スポーツ施設の整備を促進するなど、地域のスポーツ環境を拡充する。
- 東京都多摩障害者スポーツセンターを改修し、利便性の向上を図るとともに、市町村立スポーツ施設のバリアフリー化を支援するなど、障害者スポーツの環境整備を推進する。

政策展開 7 多摩・島しょ地域における教育の充実

多摩地域において、学びの場の国際化を推進するとともに、地域のニーズに応じた教育環境を整備する。さらに、島しょ地域では地理的特性を生かした教育内容の充実を図る。

1 多摩・島しょ地域における教育の充実

- 国際的に活躍できる人材を育成するために、都立小中高一貫教育校を多摩地域に設置する。
- 学習意欲のある外国人生徒の進路実現を図るため、多摩地域所在の都立高校において、在京外国人生徒募集枠を新たに設置する。
- 小・中学校時代に不登校経験がある生徒等を主に受け入れるチャレンジスクールを多摩地域に新設する。
- 大島海洋国際高校において、実習船を活用した新たな海洋教育を取り入れた教育課程や効果的な航海学習を展開する。

政策展開 8 多摩ニュータウンをはじめとする地域の再生

多摩ニュータウンの再生や活力ある地域コミュニティが生まれる住宅市街地への誘導など、多摩地域の活性化に取り組む。

1 多摩ニュータウンの再生

- 子育て世代や高齢者も安心して地域で暮らせるために、魅力ある多摩ニュータウン全体の再生に向けた「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」を2017年度に策定する。
- 策定後は、ガイドラインの基本戦略を具体化するための検討調査を実施した上で、再生に向けて地元市を技術的に支援するなどの取組を促進する。
- 同時に、再生の取組を分かりやすく説明するためのホームページの充実やパンフレット作成など、多摩ニュータウンの魅力や再生の取組を発信する。
- 南多摩尾根幹線の整備を推進し、早期に広域的な道路ネットワークを形成することにより、多摩ニュータウンの魅力を向上させるとともに、当該道路と連動した道路沿道型業務・商業用途への土地利用転換の誘導を技術支援する。
- 多摩ニュータウンに昭和40年代に建設した約3,900戸の都営住宅については、良質な住宅ストックとして維持・更新するため、周辺の学校跡地や未利用地などを活用しながら計画的に建替えを実施し、バリアフリー化など居住の水準向上に取り組む。
- 都営諏訪団地では、福祉施設との合築も行いながら先行的に建替えに取り組

＜地域再生のイメージ＞



み、2020年度までに、その一部を竣工する。さらに、都営和田・東寺方・愛宕団地についても、地元のニーズ等を踏まえながら順次建替えに着手し、2024年度までに、その一部を竣工する。

- 都営住宅の建替えに当たっては、地元市等と連携しながら、創出用地の配置や規模に関する検討を行った上で、これをまちづくりに活用し、多摩ニュータウンの再生に貢献していく。

2 良質な住宅・マンションストックの形成

- 都営住宅や公社住宅を良質な住宅ストックへ計画的に更新するとともに、建替えによって用地を創出し、立地特性を考慮したまちづくりにより良好な住環境を創出する。
- 老朽化したマンションについては、改修・建替え・建物敷地の一括売却等の再生手法の中から、管理組合が適切な選択を行えるよう、専門家とも連携してマンション再生についての普及啓発や支援を実施する。
- 空き家の利活用を計画的に行うための実態調査や空き家対策計画の作成に係る費用の助成、住宅確保要配慮者*向け住宅や地域活性化施設への改修に係る費用の助成等により、市町村が行う空き家の利活用等を支援する。
- 空き家対策の実施主体である市町村に対して、他自治体の取組の情報共有や専門知識の提供による技術的支援を図る。

3 多摩地域における誰もが快適に暮らせるまちへの再編

- 八王子、立川等の拠点の機能強化に向け、都市基盤の整備や開発プロジェクトを計画的に進めながら、業務、商業、福祉、文化等、多様な都市機能を集積させ、周辺の住宅地とともに職住が近接する自立した魅力ある拠点を形成する。
- 主要な駅周辺や、商店街、団地、バスターミナルなど身近な中心地へ、商業、医療・福祉、教育・文化、行政サービスなど、様々な都市機能の再編・集約を進め、機能的でにぎわいのある拠点を形成する。
- 駅や中心地から徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力ある地域コミュニティが生まれる住宅市街地を誘導することにより、歩いて暮らせるまちへの再構築を図る。
- 将来、公共交通が不便となる地域では、新たな宅地化が抑制され、公園や緑地、農地などが広がるみどり豊かで良質な環境を形成するとともに、土砂災害など災害の危険性の高い区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域へ居住の誘導を進める。
- 目指すべき地域構造の考え方や、都市づくりの仕組みを活用した規制・誘導策などを盛り込んだ都市づくりの指針を示すとともに、市町村とも連携したまちづくりを促進するなど、誰もが快適に暮らせるまちへの再編に向けた取組を進める。

経済成長の促進、災害時における首都機能確保、環境改善に資する交通ネットワークの強化を推進する。

1 道路ネットワークの充実

- 渋滞解消による高い経済効果と迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層促進する。さらに、整備効果を十分に発揮させるため、三環状道路へのアクセス強化等に資する道路の整備を推進する。
- 外環道（関越道～東名高速）については、東京 2020 大会までの開通を国に要望するとともに、都も用地取得など国を支援し整備を推進する。また、外環道（東名高速～湾岸道路）については、国や関係機関とともに、計画の早期具体化に向けて取り組む。
- 国や関係機関と連携して中央自動車道の調布付近及び小仏トンネル付近等の渋滞対策に取り組む。
- 多摩南北道路を 2024 年度までにおおむね完成させるとともに、新青梅街道等の多摩東西道路の整備を重点的に推進するほか、「第 3 次交差点すいすいプラン」により、局所的な渋滞解消も進め、多摩地域の利便性を向上させる。
- 西武新宿線（東村山駅付近）の連続立体交差化により多数の踏切を除却することで、道路ネットワークの形成を推進する。
- 道路や橋梁^{きょうりょう}の重点的な整備により都県境を越えた道路ネットワークを形成し、都市間連携を強化するとともに広域的な防災性を向上させる。特に、南多摩尾根幹線の整備を推進し、早期に広域的な幹線道路ネットワークの形成を目指す。
- 圏央道へのアクセス道路となる国道 20 号八王子南バイパスや日野バイパスの延伸など、首都圏の都市間連携を強化する国道の整備を促進する。
- 立川駅や八王子駅など、多摩地域の拠点駅周辺において道路整備を推進し、渋滞解消に取り組む。
- 東八道路や新奥多摩街道などで自転車走行空間の整備を推進するとともに、東京 2020 大会会場である「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）」周辺において、都道と市道の自転車走行空間を連続させた自転車推奨ルートを整備する。
- 生活道路への通過交通の流入を減らす地域内の幹線道路を整備するとともに、みちづくり・まちづくりパートナー事業や市町村土木補助事業により、市町村が実施する道路整備を支援し、地域のまちづくりを促進する。

＜多摩地域の幹線道路ネットワーク＞



2 鉄道ネットワークの充実

- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において事業化に向けて検討などを進めるべきとされた多摩都市モノレール等 6 路線を中心に、沿線

の区市町や鉄道事業者などの関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施する。

3 横田基地の軍民共用化

- 羽田・成田空港の機能を補完し、首都圏西部地域の航空利便性の向上に資する横田基地の軍民共用化について、日米協議を進展させるよう国に求める。
- 東京 2020 大会開催に伴う多くの来訪者への対応やその後の航空需要も見据え、横田基地でのビジネス航空の受入を含めた民間航空の利用を国に働きかけるなど、共用化の実現を目指す。

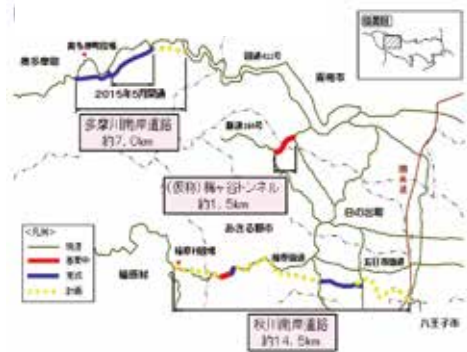
政策展開 10 多摩・島しょ地域の防災

多摩・島しょ地域において、地震や津波などに対する防災力の向上をはじめ、発災後の迅速な復旧活動や孤立防止のための取組を推進する。

1 地震・津波・噴火への対策

- 避難場所や大規模救出救助活動拠点となる多摩地域の都立公園に、非常用発電設備等の防災設備を整備する。
- 多摩地域の消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の拠点において、大規模災害時における都外からの緊急消防援助隊の受援機能を強化する。
- 多摩地域の広域的な防災力向上に資する骨格幹線道路の整備を推進する。
- 災害時の道路閉塞等に備えた代替ルートとして、多摩川南岸道路や秋川南岸道路、（仮称）梅ヶ谷トンネルなどの整備を推進し、集落の孤立化を防止する。
- 川崎街道等の拡幅整備を推進し、震災時の確実な救助活動及び物資輸送ルートを確認する。
- 都道における無電柱化を計画的に推進するほか、先駆的に浅層埋設等の低コスト手法を導入する路線や、推進計画策定に対する財政・技術支援を拡充し、市町村道の無電柱化を促進する。
- 島しょ地域において島民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路の整備を推進する。
- 多摩南北幹線（仮称）など広域的な送水管ネットワークの構築や給水所の整備を進め、給水の安定性を向上させる。

<災害時の代替ルート(多摩川南岸道路等)>



<多摩地域の水道施設
バックアップ機能強化>



- 津波到達までに高台等への避難が困難な4島9港において、津波避難タワー等の整備を推進する。
- 津波の襲来に備え、全22海岸で堤防のかさ上げを行うなど、安全性を確保する。
- 地震、津波等の災害発生時、迅速な島外避難や復旧復興活動を可能とするため、主要な岸壁や防波堤の耐震性・耐波性の向上を図るとともに、空港土木施設等の耐震性を確保する。
- 災害時における生産活動の維持や二次災害を防止するため、漁業協同組合等が整備した共同利用施設について、劣化度調査、耐震補強等への支援を行う。
- ハード対策と併せ、津波避難計画の作成支援等のソフト対策を強化する。
- 南海トラフ地震等による津波被害の発生時に想定される長期間の孤立に備え、大島町でランニングストック方式*による燃料確保対策を実施するとともに、他の島しょ町村に対する燃料輸送体制を検討する。
- スマートフォンからのインターネット接続で被災状況をアップロードできる災害情報マップの運用範囲をこれまでの東京港から島しょ部まで拡大し、情報の一元管理によって迅速な災害復旧に活用する。
- 火山噴火による人的被害を防止するため、専門家や防災関係機関、大学などと連携し、島しょ6火山についてハザードマップの作成や噴火警戒レベルの導入、避難計画の策定を推進する。

＜津波避難タワーイメージ(岡田港)＞

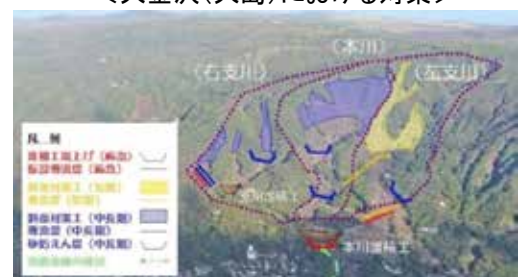


- ・鉄筋コンクリート造 地上5階建て(23.65メートル)
- ・船客待合所と合築整備(船客収容人員970名)
- ・津波警報解除までの避難に対応した防災倉庫、飲料水水槽等を上層階に整備

2 豪雨・土砂災害対策

- 「東京都豪雨対策基本方針(改定)」において、多摩地域は時間65ミリ(年超過確率*20分の1)に目標を設定したことを受けて、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、豪雨対策を推進する。
- 砂防事業は、時間と費用を要することから、避難所や要配慮者利用施設などの重要度や災害発生の危険度を考慮して、箇所ごとの緊急性を評価し、計画的に事業を実施する。
- 急傾斜地については、所有者、管理者等が対策を行うことを基本としており、都は、急傾斜地法に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。
- 大金沢(大島)における土砂災害対策は、本川、右支川等の中長期対策を推進する。

＜大金沢(大島)における対策＞



- 山岳道路斜面については、崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、巡回・点検等を踏まえて落石防護柵などを設置するとともに、ドローン等による点検も視野に入れながら最先端技術の活用を検討するなど、道路斜面の安全対策を推進する。
- 土砂災害のおそれのある箇所的基础調査を2017年度までに完了させ、調査結果の速やかな公表により危険性を住民に周知する。

＜山岳道路斜面の対策例＞



- 市町村と連携し、警戒避難体制の早期確立に向けて、土砂災害警戒区域等の指定を2019年度までに完了する。
- 避難につながる防災意識の向上施策として、防災教育、地区単位のハザードマップ作成支援等を推進する。

政策展開 11 地域の実情を踏まえた福祉・医療サービスの拡充

待機児童の解消を図るとともに、地域で安心して子供を産み育てられ、子供が健やかに成長できる社会を実現する。

また、高齢化の更なる進行を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築や、在宅療養環境の整備を進めるとともに、多摩・島しょ地域の医療の充実を図る。

さらに、障害福祉サービスについても、地域の実情に応じた支援を推進する。

1 地域で安心して子供を産み育てられる環境の充実

- 保育ニーズに対応するため、都独自の手法により多様な保育サービスの整備を加速させるとともに、事業者における処遇改善の取組等を支援するなど、保育人材の安定した確保・育成・定着を図る。
- 学童クラブや放課後子供教室の設置を進め、放課後等の子供たちの安全・安心な居場所を確保するとともに、子供が気軽に立ち寄ることができ、子供の学習支援や食事提供などを行う子供の居場所を設置する市町村を支援する。
- 親子や子供同士で気軽に自然に親しむことができるよう、都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備する。

2 高齢化の進行を踏まえた取組の強化

- 高齢者の更なる増加を見据え、多様なニーズに対応する施設やすまいの確保、在宅サービスの充実、介護予防の推進を図るなど、市町村における地域包括ケ

アシシステムの構築を支援する。

- 広域的に利用する特別養護老人ホームを整備する市町村を支援するとともに、認知症高齢者グループホームの整備について土地・建物所有者と運営事業者とを結びつけるマッチングの実施等、高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいを整備する。
- 医療・介護サービスを切れ目なく提供するネットワークの構築等、地域の在宅療養支援体制確保のため、市町村の取組を一層支援するとともに、医療機関の在宅療養支援機能の充実を図り、在宅療養生活への円滑な移行を促進する。
- 多摩地域の全市町村に認知症疾患医療センターを設置し、医療機関相互や医療と介護の連携を推進するとともに、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、人材育成等を行うことにより、地域の支援体制を構築する。また、東京都健康長寿医療センターに設置した認知症支援推進センターを拠点として、医療従事者等に対する研修や島しょへの訪問研修等を行い、地域の認知症対応力の向上を図る。
- 東京都多摩若年性認知症総合支援センターにおいて、若年性認知症の人や家族からの相談に応じるとともに、地域包括支援センター*など関係機関への助言や事例検討会の実施により支援者の対応力向上を図り、若年性認知症の人に対する適切な支援を推進する。

<多摩メディカル・キャンパス>

3 医療の充実や医療従事者の確保

- 多摩地域の医療拠点である多摩メディカル・キャンパスにおいて、各施設の相互連携体制を一層推進し、集積メリットを高め、新たな医療課題に積極的に対応するとともに、先進医療や専門性の高い医療を提供していく。
- 多摩地域では、高度な周産期医療の適切な提供に向けて必要な病床等の整備を促進するとともに、周産期母子医療センター*を中核とするネットワークグループにおいて、リスクに応じた機能分担と連携強化を図る。また、スーパー総合周産期センターにおいて、緊急に母体救命措置を必要とする妊産婦の受入先が決まらない場合に必ず受け入れるなど、迅速な医療の提供を図る。
- 東京医師アカデミー修了生に対し、医師が不足する地域の公的病院への就業支援を行うなど、公的医療機関との連携体制を構築する。
- 島しょで働く看護職員の研修機会の充実等、島しょにおける看護職員の資質向上や、人材の確保・定着を図る。



4 障害者の地域生活や就労支援の充実

- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の地域生活基盤を整備するとともに、施設入所者やいわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進する。

- 就労面と生活面の一体的な支援等により一般就労を促進するとともに、福祉施設の自主製品（雑貨）を販売するトライアルショップ「KURUMIRU」の運営や、福祉施設等で構成する市町村ネットワーク相互の連携の推進などにより、福祉施設で働く障害者の工賃向上を図る。

政策展開 12 島しょ地域の更なる魅力の創出

島しょ特有の厳しい環境を改善し、島しょ地域の一層の活性化を図る。

1 超高速ブロードバンドの全島展開

- 5村6島に超高速ブロードバンドを導入するため、海底光ファイバーケーブルを整備する。2017年度からは、4島（利島、新島、式根島及び青ヶ島）における整備を推進し、先行して整備を進めている神津島及び御蔵島と合わせて観光情報の発信等様々な分野での超高速ブロードバンドの活用により島しょ振興を図る。

＜ケーブル敷設ルートのイメージ＞



2 島しょ地域の活性化

- 各町村が行うU J I ターン*など定住促進に向けた独自の取組について、町村と共同で設置した離島振興計画推進会議を通じ、情報共有を図り、先進的な取組を普及させていく。
- 島しょの町村及び高校と連携し、島外生徒の受入体制を整備する。

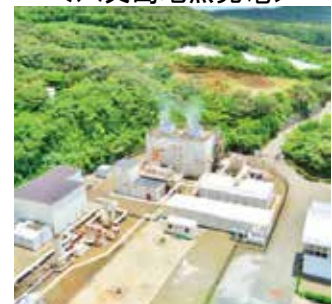
3 島しょ地域における航路改善と港湾・漁港等の整備

- 港湾・漁港の静穏化に向けた施設整備を推進し、離島と本土間を結ぶ定期航路の就航率の向上を図るとともに、小型船が荒天時においても安全で安心して利用できる航路・泊地の拡充を図る。
- 観光客を始め、島民からも親しまれる安全で美しい海水浴場や砂浜を整備・維持するとともに、海岸工事等において環境に優しいコンクリートブロックを使用することで、イセエビや貝類が生息する環境を整える。
- 老朽化の進行した船客待合所や仮設となっている三宅島空港のターミナルの整備を促進する。

4 島しょ地域における再生可能エネルギーの導入推進

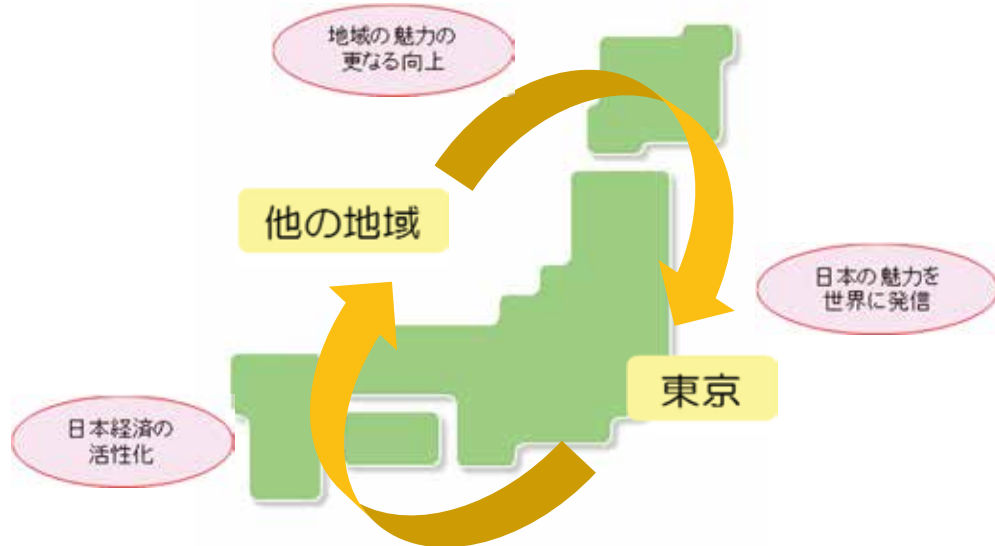
- 地熱資源に恵まれる八丈島において、地熱発電*の利用拡大に向けた取組を支援する。
- 島しょ町村における地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用促進の取組を支援し、低炭素な自立分散型エネルギーの普及拡大を推進する。

＜八丈島地熱発電＞



「東京と地方」が共に栄え、日本全体の発展を目指す取組

東京と他の地域が、それぞれの持つ魅力を高め、互いに協力し合うことにより、共に栄え、成長し、日本全体の発展を目指すための取組を進めます。



全国各地と連携した産業振興

○東京 2020 大会等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会拡大などを支援

○技能尊重の気運を高めるため、全国から優れた技術・技能を一堂に集めたイベントを開催し、東京をはじめ日本のものづくりと匠の技の素晴らしさを国内外に発信

<ものづくり・匠の技の祭典 2016>



○東京と日本各地を結ぶ観光ルートを設定し、外国人旅行者を誘致する取組を東北地域や中国・四国地域に加え、他の地域にも拡大

○東京での国産木材利用の拡大を図るため、「東京の木多摩産材」に加え、日本各地の地域材を活用した建材や家具などの製品展示会を開催

<WOOD コレクション(モクコレ)2016>



など

東京 2020 大会を契機とした各地域の活性化

○被災地でのライブサイトの実施や、全国でのフラッグツアーなどを通じて、東京 2020 大会の開催気運を醸成

<フラッグツアーセレモニー(福島県)>



○日本全国での事前キャンプ誘致実現に向けて、キャンプ候補地の各国へのPR等の支援を実施

など

「東京と地方」が連携した芸術文化振興の展開

○伝統芸能や演劇、音楽など様々な分野の芸術家が一堂に集結する「東京キャラバン」を、被災地を含めた日本各地で展開

<東京キャラバン in 六本木>

(撮影:篠山紀信)>



○日本各地の文化施設等と連携した、アール・ブリュット*の巡回展等を実施

<都庁舎におけるアール・ブリュット美術展>



など

第 3 章

東京の成長戦略の方向性

東京の成長戦略の方向性

(我が国経済が直面している状況)

我が国経済は、アベノミクスにより、企業収益が史上最高の水準に達するなど、経済再生・デフレ脱却に向けて着実に前進している。

しかしながら、個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっており、この背景として、少子高齢・人口減少社会の下での期待成長率の低下、IT化などの技術革新を活かしきれていない働き方の継続、いまだ実感に乏しい子育て環境の改善や現役世代の先行き不安等が根強くある。

こうした中で、回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結び付けるために、生産性やイノベーション力を引き上げ、働き方改革を進めることなどにより潜在成長率を高めていく（供給面）と同時に、新たな市場を開拓し、国民の潜在需要を掘り起こし需要を拡大していく（需要面）ことが重要である。

そこで、政府は、「日本再興戦略 2016」において、「戦後最大の名目GDP 600 兆円」の実現に向け、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の3つの課題を掲げた。その中で、IoT*、人工知能(AI*)、ロボット・センサーなどの技術的ブレークスルーを活用する「第4次産業革命」の推進が、今後の生産性革命を主導する点でも、新たな市場を創出する点でも、重要な位置付けとなっている。

(今、求められる東京の成長戦略)

東京は首都として、さらには、日本経済の中心として、これまでの日本の発展に貢献してきた。現在も、都内GDP（都内総生産（名目））は94.9兆円（2014年度）で、国内総生産の約2割を占めており、資本金10億円以上の企業は2,964社（2014年）と日本全体の半数が東京に集積している。また、外資系企業数は日本全体の約76%（2015年）であることに加え、都内企業の99%を占め、世界的にも高度な技術を有する中小企業の集積もある。このように、東京は、まさに我が国の成長のエンジンであり、我が国が直面する課題に対して先頭に立って取り組み、他の地域のモデルとなることが求められている。

とりわけ、東京の更なる成長創出を図る観点で、国際金融・経済都市の実現、特区等を活用した外国企業の誘致、中小企業の技術力による付加価値の高い製品開発、第4次産業革命を導くIoT、AIなどの先端技術を活用したイノベーションの促進、これらソフト面の発展を支える交通基盤や都市再生などのインフラ整備、東京の活力を支える人材の育成、若者、女性、高齢者など誰もが活躍できる社会の実現などに積極的に取り組んでいく。こうした取組こそが、我が国全体の持続的な成長に向けて東京に期待されている役割であり、顕著な成果を挙げることが、東京の責務である。

オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年はもう間近である。この最大の機会を活用せずして、今後の東京、ひいては我が国の発展はないと言っても過言ではない。東京が日本のみならず、世界をリードする国際金融・経済都市として発展し続けるためには、積極果敢な成長戦略を推進していかなければならない。

(東京の成長戦略の方向性)

東京が日本の成長のエンジンとして、2020年以降のサステイナブル、持続可能な成長を目指していくために、今こそ、その方向性を明確にする必要がある。

そこで、東京が積極果断に成長戦略を推進していくため、①都内GDP 120兆円、②訪都外国人旅行者数 2,500万人、③都民の生活満足度 70%、④世界の都市ランキング 1位という4つの挑戦（「**Challenge 4 東京の挑戦**」）を提示する。4つの挑戦は、都と都民・民間事業者・国・区市町村など、東京に関わる様々なステークホルダーが力を合わせ、各主体が相互に連携して成長戦略を進めたその先に拓かれる展望である。

そして、「東京の挑戦」に向け、今後具体的に展開していく5つの戦略を「Strategy 5 “**FIRST 戦略**”」とする。具体的には、①金融（**F**inance）、②イノベーション（**I**nnovation）、③強みを伸ばす（**R**ise）、④誰もが活躍（**S**uccess）、⑤最先端技術（**T**echnology）を建て、それぞれの頭文字から、「**FIRST**」とした。これは、「東京が**世界で一番**になる」「我が国の成長創出のために東京が**先頭に立って挑戦**する」という方向性を示すものである。

成長戦略の推進には、国際金融や特区制度の徹底活用など、これまでにない政策の展開が必要である一方で、中小企業振興や地域産業の活性化など東京の成長を支える基盤を着実に固めつつ、東京が持つ力を伸ばしていくことも重要である。大切なのは、機を逸することなく、都がなすべき政策をスピーディに前進させていくことである。こうした考えのもと、本プランにおいて東京の成長創出に資する主な取組を戦略ごとにまとめ、具体的な事業化を図り、迅速かつ着実な歩みを進めていく。

中には、国際金融・経済都市の実現など射程の長い取組もあるが、これらは今後の進捗や政府の成長戦略の動向などに応じて、更なる具体化・充実化を図っていく。

また、今後急速に少子高齢化が進行すると予測の中で、東京の更なる成長を創出していくためには、人々の生活を支える社会保障制度が持続可能なものとして安定的に運営されていることが不可欠である。国における社会保障制度の議論や制度改革を踏まえ、都としても福祉・保健・医療施策を不断に改革し充実を図っていく。

今回提示するのは、2020年以降の持続可能な成長を目指すための成長戦略の方向性である。東京を巡る社会経済情勢は刻々と変化しており、それに的確に対応していくため、今回示した方向性の下、各政策を日々進化・発展させていく。



「東京の挑戦」

Challenge I 都内GDP(都内総生産(名目)) **120兆円** (2014年度 94.9兆円*) ※都民経済計算平成26年度年報(2016年11月東京都)

政府は現在、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指して、成長戦略を強力に推し進めており、その中で、東京は日本の成長のエンジンとして、東京発の強い経済を創り上げていかなければならない。

4年後に控えた東京2020大会は、我が国経済を活性化させていくための絶好の機会である。それを一時的な浮揚に止めることなく、2020年以降も新たな富を生み続ける持続可能な成長を目指していく。

Challenge II 訪都外国人旅行者数 **2,500万人**[2020年] (2015年1,189万人*) ※東京都観光客数等実態調査(2016年5月東京都)

2016年の訪日外国人旅行者数は10月までに2,000万人を突破し、また、2015年の訪都外国人旅行者数は1,189万人と過去最高となった。観光客によるインバウンド消費は、宿泊や飲食など幅広い関連産業に経済波及効果をもたらすことから、観光を今後の東京の成長を支える有力な産業へと発展させる。

東京の魅力を磨いて発信し、外国人旅行者誘致を進め、世界的な観光都市の実現を目指していく。

＜訪日・訪都外国人旅行者数の推移＞



(出典) 訪日外客統計(JNTO)
東京都観光客数等実態調査(東京都)

Challenge III 都民の生活満足度 **70%** (2016年54%*) ※都民生活に関する世論調査(2016年11月東京都)

都民が感じている「東京での生活の満足度」は、1970年代は70%前後だったが、以降、低下する傾向であり、近年は50%前後で推移している。

東京の経済成長により生み出された富が、質的にも都民生活を豊かにする源泉となり、都民が日々の生活に満足を感じられる、「都民ファースト」の成長を目指していく。

| 期間(年次) | 生活満足度(平均) |
|-----------|--------------|
| 1977~1980 | 71.6% |
| 1981~1990 | 66.7% |
| 1991~2000 | 64.4% |
| 2001~2010 | 51.6% |
| 2011~2016 | 53.0% |

Challenge IV 世界の都市ランキング **1位** (2016年3位*)

※世界の都市総合力ランキング(GPCI)
(一般財団法人森記念財団都市戦略研究所)

東京は既に、ロンドン、ニューヨーク、パリと並ぶ世界のトップランナーとしての地位を確立しているが、民間シンクタンク等による東京と世界の主要都市との比較調査では、いまだ世界と大きく水をあけられている分野も存在する。

「都市の成長がその国の成長を牽引する」と言われる今日、東京が持つ強みを伸ばし、様々な分野において世界をリードする都市を目指していく。



(出典) GPCI2016 ホームページ

Finance ～ 国際金融都市・東京の実現 ～

【戦略のねらい】

- 経済の血液ともいわれる金融の活性化は、都市の魅力や競争力の維持のために不可欠であり、東京の成長戦略の中核となる。
- 金融を活性化するための検討や取組はこれまで何度も行われてきたが、必ずしも十分な効果が上がっているとは言い難い。一方で、シンガポールや香港といったアジア他都市への金融の集積が進展する中、国際的な競争環境は一層激しくなっている。
- アジア・ナンバーワンの国際金融都市としての地位を取り戻すためには、金融の活性化の障害となる構造的・本質的な課題にまで踏み込んでその克服の方向を見出すとともに、海外金融系企業の誘致などの取組を早急に強化していく必要がある。

【戦略の方向性】

- 東京をアジア・ナンバーワンの国際金融都市とするため、資産運用業やFinTechなど幅広い分野で活躍する主体と連携し、金融の活性化に向けた抜本的な対策を検討の上、着実に推進する。
- あわせて、海外金融系企業の誘致に関し速やかに着手できる対策を実行し、誘致を加速する。

実行プランにおける主な取組

1 アジア・ナンバーワンの国際金融都市の実現に向けた抜本的な対策の推進

◇「国際金融都市・東京のあり方懇談会」における検討と構想のとりまとめ

・専門家等により構成された懇談会における議論を通じて、ビジネス・生活環境の整備、市場への参入の促進、世界の投資家に優しい市場の構築など、金融の活性化に向けた抜本的な対策を検討した上で、平成29年中に構想をとりまとめ、着実に推進する。

2 海外金融系企業の誘致の加速化

◇海外金融系企業の誘致促進に関する当面の対応の検討と実施

・都、金融庁、民間事業者等により構成された「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」における検討をもとに平成28年12月にとりまとめた、日本への進出、進出後の手続、生活環境の各段階にわたる支援に関する当面の対応を実施する。

◇日本への進出支援

・ビジネスプラン策定等に係る無償コンサルティング、FinTech*企業と国内金融機関等とのマッチング支援、補助制度の新設等により、進出を後押しする。

◇進出後の手続負担の緩和

・ビジネスコンシェルジュ東京での「金融ワンストップ支援サービス」や、東京開業ワンストップセンターにおいて外国人向けの更なるサービス改善に向けた取組を進め、英語による手続きの利便性を向上し、日本進出後の負担を緩和する。

◇外国人が暮らしやすい生活環境の整備

・特区を活用した家事支援外国人材の受入促進、外国医師に関する特例を活用した診療サービスの充実化、高水準プログラムのインターナショナルスクール誘致推進、余暇の充実等、外国人が暮らしやすい環境の整備を促進する。

- 東京がアジア・ナンバーワンの国際金融都市として、世界中から資金、人材、情報を呼び込み、日本経済を牽引していく。

Innovation ～新技術と発想で、革新を生み出す東京～

【戦略のねらい】

- 人工知能（AI）やロボット技術等による「第4次産業革命」の実現など、大きなイノベーションを起こしていくためには、世界からトップレベルの人材、技術、投資を呼び込んでいくことが重要である。
- 一方で、日本は対内投資残高対GDP比率が4.14%と世界189番目であり、先進国として唯一10%を下回っている現状である。特に、外資系資産運用業の都内進出については、リーマンショック以降、低迷している。
- そのため、誘致企業と国内企業の連携の促進による投資機会の拡大など、外国企業の都内進出に対する魅力を高めていくことが肝要である。
- 今後、こうした課題の抜本的な改善に向け、「東京特区推進共同事務局」の徹底活用等、あらゆる施策を総動員して外国企業誘致を加速化させていく必要がある。
- また、グローバル化・成熟化など社会経済環境の変化を的確に捉え、今後成長が見込まれる産業分野を見極めるとともに、都内企業やベンチャー企業の参入を促進し、革新を生み出していくことが求められる。

【戦略の方向性】

- 東京都による金融関連やIoT、AIなど最先端技術を持つ外国企業誘致を加速化するとともに、誘致企業と都内中小企業等との連携を進め、東京の更なる経済の活性化に取り組む。
- 国家戦略特区の活用による国際ビジネスプロジェクトを推進し、外国企業の呼び込みに資するビジネス・生活環境の整備を図るとともに、東京開業ワンストップセンター等の改革による起業・創業支援を強化する。
- 健康・医療、環境、航空機産業など成長が見込まれる産業分野への中小企業の参入促進や新たな革新を生み出し世界に通用するベンチャー企業等の創出、ICT*の活用などを通じた中小企業のイノベーションの実現に取り組む。

実行プランにおける主な取組

1 東京都による金融系関連、第4次産業革命関連の外国企業誘致の加速化

◇都による海外金融系企業の誘致

・東京の有力な地場産業である資産運用業の活性化により、東京の経済発展に加え中小企業や成長分野の発展を底支えする好循環を生むこと、FinTech企業の誘致により都民の利便性の向上や東京の経済成長力の強化に貢献することを狙いとした海外金融系企業の誘致事業を実施する。

◇都によるIoT分野等の外国企業誘致

・東京における更なるイノベーションの創出を図るため、外国政府等との連携強化により、IoT、ビッグデータ、AI等の先端技術を持つ多国籍企業のアジア業務統括拠点及び研究開発拠点の誘致を加速化する。

◇都による外国企業と都内中小企業等とのマッチング機会の創出

・外国企業と都内企業とのマッチングを活性化させ、新製品・サービスの共同開発や業務提携等を促進することにより、都内中小企業等の成長を促す。

2 国家戦略特区を活用した国際ビジネスプロジェクトの推進

◇東京駅周辺 <大手町から兜町地区を高度金融人材が集積するショーケース化>

・都市計画法等の特例により、国内外の新興資産運用会社、資産運用系FinTechの集積促進に資するビジネス支援拠点等を整備するとともに、外国医師に関する特例を活用した診療サービスの提供、高水準プログラムを提供するインターナショナルスクールの誘致等を推進する。

◇虎ノ門地区 <外国人を呼び込む「職住近接の空間」づくり>

・都市計画法等の特例により、地下鉄日比谷線新駅、外国人ニーズに対応した住宅、生活コンシェルジュ機能等を整備するとともに、高水準プログラムを提供するインターナショナルスクールの誘致や緑のネットワーク整備等を推進する。

◇池袋駅周辺、品川駅周辺

・都市計画法等の特例により、池袋駅周辺においては、庁舎跡地等を活用した国際的な文化情報発信拠点、田町・品川駅周辺においてはJR新駅を核とした新たなにぎわい交流拠点の形成等を推進する。

3 特区制度等を活用した外国人に対するビジネス・生活環境整備

◇東京開業ワンストップセンターの改革

・東京開業ワンストップセンターにおける外国人向けの更なるサービス改善に向けた取組により、外資系企業やベンチャー企業等の開業手続きの利便性の向上を図る。

◇金融ワンストップ支援サービスの開始

・日本拠点の設立を検討する海外金融系事業者からのニーズの高い参入プロセスの透明性や手続きの効率性改善のため、ビジネスコンシェルジュ東京において金融ワンストップ支援サービスを開始する。

◇医療・教育環境の改善、家事支援制度の活用促進

・外国医師に関する特例の充実化とともに、東京駅前・虎ノ門地区へのインターナショナルスクール誘致を推進する。また、家事支援外国人材の受入特例の積極活用等を推進する。

4 成長産業への参入支援とグローバルベンチャーの育成

◇成長に向けた新たなイノベーション創出

・先進企業が持つ技術や特許と中小企業の優れたアイデアなどを結び付ける開発プロジェクトを支援する。

・産・学・公の連携によるロボット技術の開発・製品化・事業化を進め、東京2020大会等で注目を集める様々な場面でロボットの活躍の場を創出し、東京の技術を国内外に発信する。

・日本橋に開設した東京都医工連携イノベーションセンター等を活用し、中小企業の優れた技術力などを結び付ける開発プロジェクトを支援する。

・航空機産業などの高度な技術が必要とされる産業分野への参入や新事業の創出を促進し、国際競争力のある高度なものづくり中小企業を育成する。

◇世界に羽ばたくベンチャー企業の創出

・グローバル企業への成長を目指すベンチャー企業を支援するとともに、若者・女性・高齢者など幅広い層の起業家に対して事業計画のブラッシュアップ支援や低金利・無担保融資を実施する。

・青山創業促進センターにおいて、ベンチャー企業がリーディングカンパニーへと飛躍できるようアクセラレーションプログラム*を展開する。

◇中小企業の技術力を活かしたイノベーションの実現

・中小企業が大企業の保有する知的財産を活用して新たな製品・技術を開発する取組を支援する。また、優れた製品等の認定などを通じ、中小企業による付加価値の高い技術・製品の開発を促進する。

・都内中小企業等のICT活用を都が積極的に支援し、生産性向上や事業機会の創出につなげていく。

○ IoT、ビッグデータ、AI等の革新的な技術やサービスを有する外国企業の集積が進むとともに、外国企業と都内企業との協業による新たなイノベーションが生まれ続ける、世界に輝く国際経済都市へと発展させていく。

○ 時代の趨勢を踏まえ、的確に成長産業を捉えて積極的に参入するとともに、革新を生み出しグローバルに展開できるベンチャー企業を創出していく。

【戦略のねらい】

- 訪日外国人旅行者が年間 2,000 万人を超え、更に増え続ける今、観光は、海外の旺盛なインバウンド需要を取り込み、宿泊や飲食など幅広い関連産業に経済波及効果をもたらすことから、今後、東京の成長を支える基幹となる有望な産業である。
- 多様な価値を有する首都東京の潜在力を引き出すインフラへの投資や都市機能の強化は、経済効率を高めて国際競争力の向上をもたらす。
- 都内企業の 99% を占める中小企業の高度な技術力や独創的な製品・サービスは東京の大きな強みである。東京が世界をリードし続けるためには、こうした強みを活かした積極的な事業展開を促進していくことが必要となる。

【戦略の方向性】

- 観光を東京の有力産業に発展させるため、外国人旅行者の消費動向に関するビッグデータの活用や、アニメやマンガ等の観光資源をキラーコンテンツとして活用するなど、東京の魅力を効果的に活用し、インバウンド消費を取り込んでいく。
- 質の高い交通インフラの整備と都市再生の取組を推進し、世界からヒト・モノ・カネ・情報を東京に呼び込み、日本経済の活性化につなげていく。
- 中小企業の高度な技術力の円滑な承継を促すことに加えて、海外展開を後押しするなど個々の中小企業の競争力の維持・向上を図るとともに、区市町村とも連携を図りながら地域産業の活性化を行い、東京の持続的な経済成長へつなげていく。

実行プランにおける主な取組

1 観光の有力産業化

◇消費拡大に向けた観光経営の推進

- ・ ツイッター等の SNS から外国人旅行者の消費に関するビッグデータの収集・分析を行い、観光事業者に情報提供するなど、消費拡大につなげる。
- ・ 旅行者の消費喚起に向け、免税店開設や生産性向上に要する ICT 化などの新たなサービスやマーケティングなどに取り組む事業者を支援する。

◇良質な観光資源の開発

- ・ アニメやマンガなどの外国人の関心が高い観光資源をキラーコンテンツとして活用し、世界に誇る日本の文化として発信する。

◇観光プロモーションの連携・推進

- ・ 東京と全国各地を結ぶ観光ルートを設定し、外国人旅行者を誘致する取組を東北地方や中国・四国地方に加え、他の地域にも拡大する。

◇外国人旅行者の受入環境の向上

- ・ ムスリムなど異なる文化や習慣の理解促進に向け、受入対応セミナーの開催、専門家の個別派遣などを実施する。また、外国人旅行者が快適に滞在できるよう、宿泊施設や鉄道駅などにおけるトイレの洋式化を推進する。

◇MICE*誘致の更なる推進

- ・ MICE 誘致を巡る国際競争に勝ち抜くため、国際会議や報奨旅行等の誘致・開催にかかる支援を充実するとともに、会議後のレセプション等において文化施設等をユニークベニュー*として活用するなど、MICE の戦略的な誘致に向けた取組を推進する。

◇多摩・島しょにおける観光振興

- ・ 多摩・島しょ地域ならではの豊かな自然や食・伝統・文化等の宝物を発掘・活用し、ツアーの造成を促進するほか、地域の魅力を効果的に発信する。

2 首都東京の持続的な成長を支える陸・海・空の交通インフラの強化

◇道路ネットワークの整備

・人やモノの流れをよりスムーズにし、産業交流の活性化や効率的な物流を実現する三環状道路、骨格幹線道路などの広域的な道路ネットワークの整備を推進する。

◇鉄道ネットワークの充実

・東京の強みである高密度で安全な鉄道ネットワークを充実させるため、交通政策審議会答申において事業化に向けて検討などを進めるべきとされた6路線を中心に、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者ととも、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施する。

◇東京港の機能強化

・首都圏の産業と生活を支える東京港の再構築を進め、物流機能の更なる強化とクルーズ客船の誘致を促進する。

◇羽田空港の機能強化

・羽田空港の年間発着枠の拡大や空港へのアクセス強化など更なる機能強化と国際化を推進し、首都圏の活力を高める国際的な拠点空港とする。

3 国際競争力の強化に資する都市の再生

◇都心等における拠点機能の充実

・国家戦略特区などを活用した、世界とつながる地区では、都市再生プロジェクトにより、交通結節点の強化と合わせた国際ビジネス拠点等の整備を進め、国際的な経済活動の拠点の充実に図っていく。

◇東京のポテンシャルを引き出す開発プロジェクトの推進

・都市再生特別地区等による優良な民間の開発プロジェクトを誘導するなど、東京のポテンシャルを最大限に引き出す取組を推進し、質の高い多様な都市機能を集積していく。

◇美しく風格のある都市景観の形成

・景観に配慮した良質な建築デザインの誘導や、文化財庭園の周辺の眺望保全、景観上重要な歴史的建造物の保存と活用などにより、世界に誇れる東京の歴史や文化が調和した美しく風格のある都市景観を形成し、次世代に継承していく。

4 海外需要の取り込みと東京の産業の魅力発信

◇海外需要の取り込み

・アジアを中心とした海外市場が拡大する中、中小企業が海外需要を着実に取り込めるよう、販路開拓等を支援するとともに、アジアの重要拠点であるタイに設置した支援拠点等を活用した現地での経営・技術相談等を行い、中小企業の積極的な海外展開を強力に支援する。

◇東京の産業の魅力発信

・東京の伝統ある宝物（老舗企業、伝統工芸品、匠の技）の磨き上げや、世界への発信を推進し、技と伝統を継承していく。また、コマツナや練馬ダイコン、トウキョウX*などのように東京産農畜産物のブランド化を推進していく。

◇事業承継・事業継続

・高度な技術を持ちながらも財務上の課題等を抱える中小企業に対して、金融機関と専門家が連携し、事業承継計画の策定から実行までの経営・資金両面からの支援を行う。

◇産業集積や地域産業の活性化

・工場の立地促進や操業継続のための環境整備、地域産業の担い手同士の新たなネットワークの構築等に主体的に取り組む区市町村を支援する。

○ 激化する都市間競争に打ち勝つため、伝統と先端が共存する東京の魅力を発掘し、最大限に活用する。

○ アジアの成長力を東京に取り込んでいくとともに、都内企業が持つ世界最高水準の技術と経済を支えるインフラを磨き上げ、次なる成長につなげていく。

【戦略のねらい】

- 東京は、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には人口減少局面を迎えることになる。こうした中、国内需要の縮小と労働力人口の減少があいまって、東京の経済活動も中長期的に低下していくことが懸念される。
- 国内需要の縮小と労働力人口の減少に対しては、新たな需要や価値の創造といった観点から、社会の活力の維持・向上を図っていかねばならない。そのためには、いまだ十分に活躍の場が与えられていない人材の一層の社会参加を促すとともに、一人ひとりの生産性を高めることも重要となる。

【戦略の方向性】

- 「働き方改革」のムーブメントを起こし、ライフ・ワーク・バランスの実現と労働生産性の向上に取り組むとともに、女性や高齢者等の能力と経験が更に発揮できるよう支援することで、誰もが豊かな人生を送るとともに、東京の持続的な成長を支えていく。
- 子供の教育は未来への最高の投資であるとの視点に立ち、グローバル社会において世界に伍して活躍できる人材、不確実な社会において新しい価値を創造できる人材を育てていく。

実行プランにおける主な取組**1 働き方改革の推進****◇企業の働き方改革支援**

- ・従業員の長時間労働の削減や休暇の取得促進など、企業の働き方改革の取組を支援するとともに、テレワークなど、柔軟な働き方の推進に向け、国と連携して情報提供等を行うワンストップ窓口を整備する。

◇在宅勤務普及プロジェクト

- ・在宅勤務の普及を図るため、既に在宅勤務を導入した企業の協力を得て、その効果を取りまとめ、発信する普及プロジェクトを実施する。

◇都自らの率先行動によるムーブメントの醸成

- ・都庁から働き方を改善し、「残業ゼロ」の取組を率先して進めることにより、ライフ・ワーク・バランスのムーブメントを醸成し、企業や団体に普及を図る。

2 女性の活躍推進**◇女性の起業支援**

- ・起業に関する知識の取得に向けた「女性起業ゼミ」の実施や女性先輩起業家等との交流によるネットワーク構築などを支援する。
- ・地域の金融機関を通じた低金利・無担保の融資と創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせ提供する。

◇女性のキャリアアップ

- ・女性活躍分野の様々なゲストを交えて知事自ら発信するシンポジウムの実施や、女性が働き続け、キャリアアップ等への意欲を持てるよう女性従業員の交流会を実施する。

◇身近な地域での再就職支援

- ・身近な地域での就職を望む子育て期の女性を対象に、新たにマザーズハローワーク立川と連携し、再就職を支援する。

3 高齢者・障害者等の活躍

◇働く意欲のある高齢者の就業支援

・雇用のミスマッチにより就職に結びつかない高齢者に対し、ハローワークと連携し、意識改革や職種・業種の転換に向けたセミナーを実施する。

◇シルバー人材センターの活用による高齢者の活躍促進

・シルバー人材センターを活用し、高齢者への保育補助業務への従事を支援する。また、福祉・家事援助に関するコーディネーターを配置し、就業会員拡大、スキルアップ、就業先とのマッチング等を推進する。

◇ソーシャルファーム*の推進

・障害者等の雇用や社会参加を促進するため、ソーシャルファームの取組を支援する。

4 世界で活躍するグローバル人材の育成

◇「生きた英語」を学ぶ環境の充実

・JETプログラム*等を活用し、都立・私立高校等の英語教育等に外国人指導者を配置する。また、子供たちが英語の生活・実践的な学習環境を体験できる「英語村（仮称）」を開設する。

◇国際感覚の醸成

・都立・私立高校生、都立産業技術高等専門学校及び首都大学東京の学生を対象とした海外留学支援を実施する。また、公立学校や首都大で外国人生徒・留学生等を積極的に受け入れ、若者の国際感覚を醸成する。

◇日本人としての自覚と誇りのかん養

・公立学校に専門家を招へいし、日本の歴史・伝統・文化の教育を推進する。また、外国人と児童・生徒が地域行事等を通じて交流し、日本文化を紹介する機会等を設ける。

5 新しい価値を創造する力を育む教育の推進

◇文・理の境を越えた総合的な価値創造力を鍛える教育の推進

・都立高校3校を知的探究イノベーター推進校（仮称）に指定し、大学や研究機関との連携等多様な学習機会を設定するとともに、都独自の教科「探究と創造（仮称）」を実施する。

◇科学的探究力を育成するための理数教育の推進

・理数への興味・関心を持つ生徒が研究者と高度な研究活動を行う理数研究ラボ（仮称）を実施する。

◇情報活用能力を育成する教育の推進

・学校教育におけるICT環境整備を進め、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成する。

- 少子高齢・人口減少社会における東京の持続的発展のため、社会の活力の源たる「人」に着目し、子供や若者、女性、高齢者など様々な人が多様な分野で活躍できるよう支援していく。

T e c h n o l o g y ～最先端技術で成長を加速化～

【戦略のねらい】

- 革新的な技術が切り拓く「第4次産業革命」は、経済成長のエンジンとなって、人々の暮らしやビジネス環境を一変させる。
- 地球規模の気候変動に直面している中、環境技術の更なるイノベーションを促すことで、低炭素で持続可能な社会を実現し、東京の更なる成長を支える。

【戦略の方向性】

- I o T、A Iなどの最先端技術を活用し、生産性の抜本的な向上や、新たな有望成長市場の創出・拡大を積極的に推進していく。
- I C T先進都市・東京の実現に向け、東京の持続的成長を支えるI C Tのあり方を検討し、「東京都I C T戦略（仮称）」を策定する。
- 東京2020大会はもとより、都民生活や事業活動の様々な場面で環境への配慮を実践していくため、最先端技術の導入を推進するとともに、都においても率先的に取り組む。

実行プランにおける主な取組

1 第4次産業革命に向けた都の行動

◇ I o T・A Iなど最先端技術の活用

（産業の活性化）

- ・ I o T等を活用した工場の生産性向上や製品の高品質化、最先端技術を活用した新製品の開発等、中小企業のチャレンジを支援する。

（インフラの維持管理）

- ・ 点検用ロボットを活用したトンネル内の変形の自動計測や、斜面点検へのドローン活用の検討など、様々なメンテナンス技術を用いて、精度・効率性の更なる向上を図っていく。

（自動運転技術を活用した都市づくりへの展開）

- ・ 自動運転技術が普及した社会を見据え、都市の道路交通や道路空間に与える影響や効果、活用方法などについて、国や自動車メーカーなどと連携を図りながら、調査・検討を進めていく。

2 環境先進都市の実現

◇ エコハウスの普及

- ・ I o TやA Iなどの最先端技術を活用するとともに、高効率な家庭用燃料電池*の導入や断熱性をより一層強化することで、エネルギー利用の最適化・効率化を最大限高めた環境配慮型住宅の普及を推進する。

◇ 都による率先行動

- ・ 都有施設のZ E B*（ゼロ・エネルギー・ビルディング）化に向け、最新の省エネルギー技術の導入を図るなど、Z E B化実証建築を進め、その検証結果を活かしていく。

3 東京2020大会を最先端技術のショーケースに

◇ 水素エネルギーの活用

- ・ 東京2020大会開催時に、C O₂フリー水素*の利用推進や燃料電池バスの運行など、持続的発展が可能な都市として相応しい最先端技術を国内外に提示する。

◇ 多言語対応の推進

- ・ 東京2020大会に向け、多言語音声翻訳システムの活用やデジタルサイネージの整備推進など、多言語対応を推進する。

- 最先端技術に関する実証実験やパイロット事業に積極的に参画するなど、産学官連携による研究開発の取組を促進し、未来の産業創造や社会変革、課題解決に対応していく。

第 4 章

「Beyond2020

～東京の未来に向けて～」

2060年までの東京の人口推計

「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」
東京の未来像

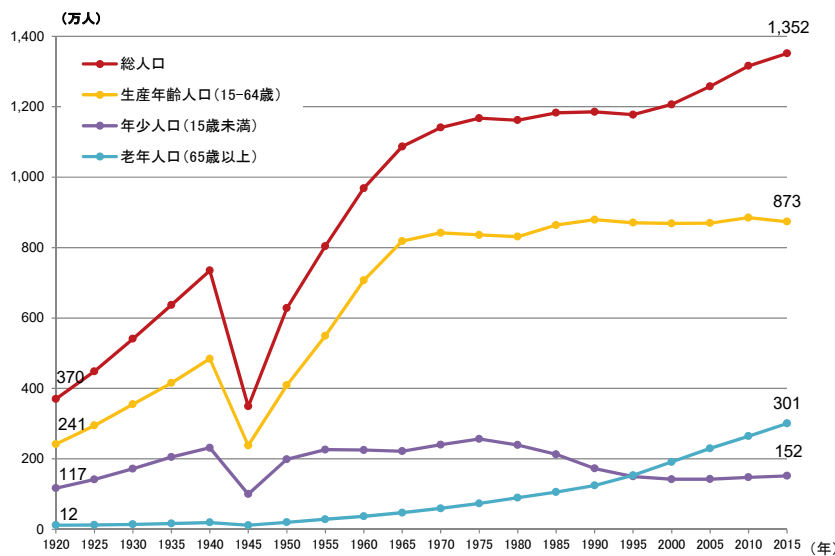
2060年までの東京の人口推計

(人口等の現状)

東京の人口は1975年以降、1995年まではほぼ横ばいで推移してきたが、その後は増加に転じ、2015年は1,352万人となっている。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳人口）は1970年以降は増減を繰り返し、2015年は総人口の7割弱に、年少人口（15歳未満人口）は第2次ベビーブーム後減少し、2015年は総人口の1割強に、老年人口（65歳以上人口）は戦後一貫して増加し、2015年は総人口の2割超となっている。

＜東京都の年齢3区分別人口の推移＞



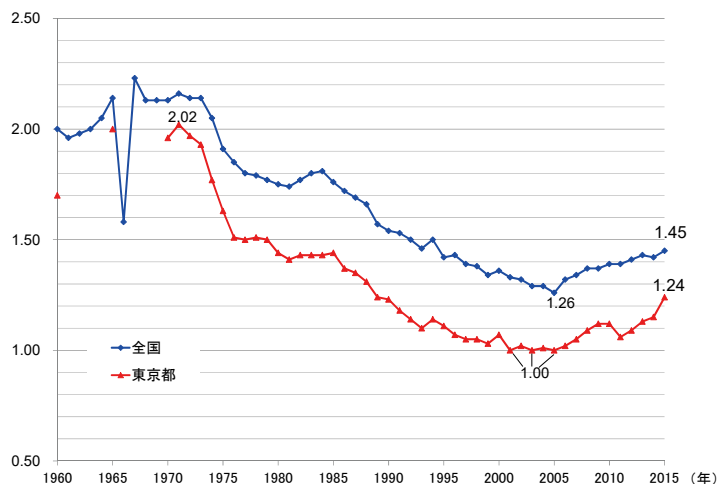
(資料) 「国勢調査」(総務省)より作成

(備考) 1945年の人口は、昭和20年人口調査(11月1日現在)による人口であり、年齢は数え年である

次に、合計特殊出生率(以下「出生率」という。)をみると、東京は1971年の2.02をピークに低下し、2001年、2003年及び2005年には1.00となった。その後、出生率は上昇に転じ、2015年には1.24まで回復したが、依然として都道府県別では最低の水準である。

なお、全国の出生率についても、第2次ベビーブーム以降は低下し、2005年には1.26という過去最低の水準となった。その後、2015年は1.45と上昇傾向にある。

＜全国と東京都の合計特殊出生率の推移＞



(資料) 「平成27年人口動態統計(確定数)」(厚生労働省)等より作成

(備考) 1961年～1964年、1966年～1969年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない

(人口のピークは 2025 年に)

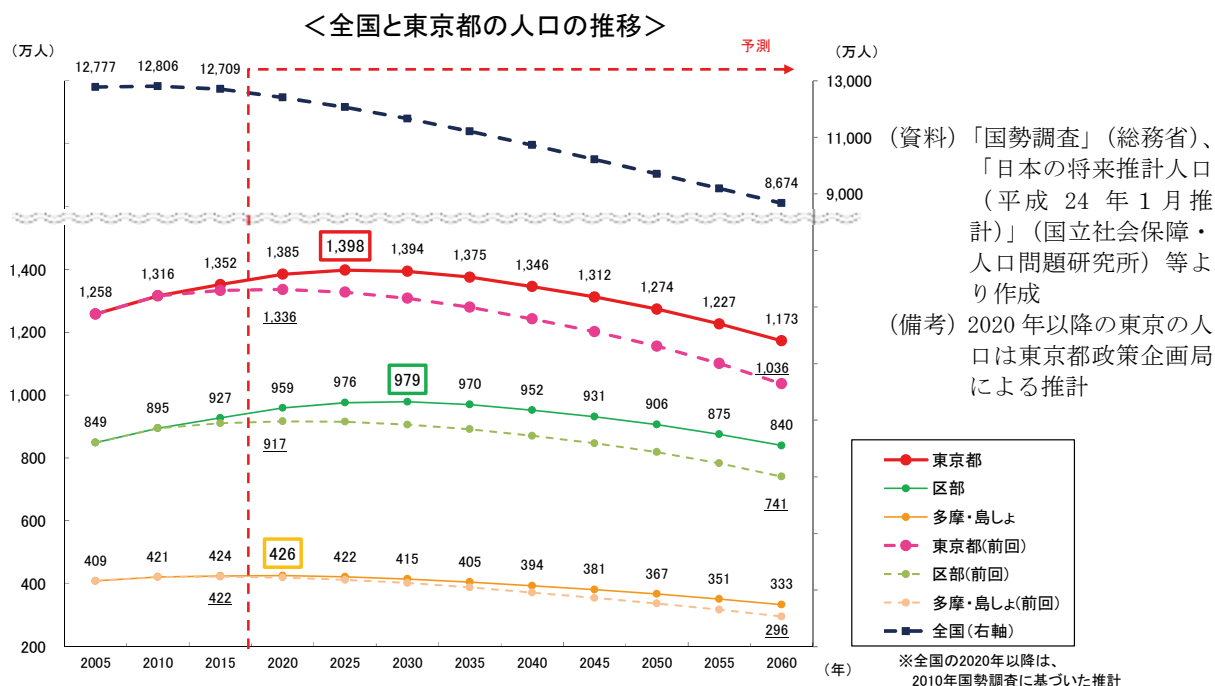
平成 27 (2015) 年国勢調査による東京の人口は 1,352 万人となり、前回の平成 22 (2010) 年国勢調査 (1,316 万人) と比べ、約 36 万人増加した。

一方、全国の人口は 1 億 2,709 万人となり、前回の 1 億 2,806 万人から約 96 万人の減少となり、大正 9 (1920) 年の調査開始以来、初めての減少となった。

平成 27 (2015) 年国勢調査による人口を基準に、2060 年までの東京の人口を推計すると、東京の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025 年の 1,398 万人をピークに減少に転じるものと見込まれる。

平成 22 (2010) 年国勢調査による人口を基準とした「東京都長期ビジョン」(2014 年) の推計 (以下「前回推計」という。) では、人口のピークは 2020 年の 1,336 万人としたが、今回の推計では、ピークが 5 年後ろ倒しになるとともに、人口も 1,398 万人と増加した。地域別にみると、区部は 2030 年、多摩・島しょ地域は 2020 年が人口のピークと見込まれており、前回推計 (区部は 2020 年、多摩・島しょ地域は 2015 年がピーク) と比べると、区部のピークは 10 年、多摩・島しょ地域のピークは 5 年後ろ倒しになる。

このような背景として、区部を中心とした社会増 (転入者数が転出者数を上回る状態) と、それに伴う出生率の上昇による出生数の減少緩和が今後もしばらく続くと思込まれる一方で、高齢化が進行する中、いわゆる団塊の世代 (以下「団塊世代」という。) が全て 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年以降に自然減 (死亡数が出生数を上回る状態) の影響が相対的に強まることが想定される。その結果、2025 年が東京の人口の転換点になると見込まれる。



(2060 年の人口ピラミッドの“つぼ型”形状は、なだらかに)

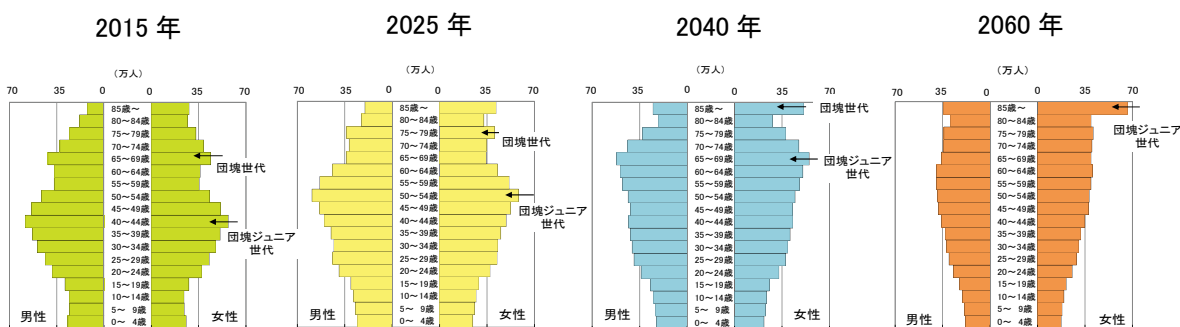
2015 年の東京の人口ピラミッドには、団塊世代 (1947~1949 年生まれ) と団塊

ジュニア世代（1971～1974年生まれ）という2つの山が存在している。

この人口ピラミッドの形状は、団塊世代が全て75歳を超える2025年には2つの山がより高い年齢層の方へと移動し、団塊ジュニア世代が全て65歳を超える2040年には老年人口が一層膨らむ形状になる。そして、2060年には、年少人口の割合が低く、老年人口の割合が高い“つぼ型”に変化していく。

ただし、前回推計と比べ、若い世代を中心に東京への転入が続き、それに伴ってある程度の出生数の押し上げが見込まれる分、“つぼ型”の形状は、よりなだらかなものとなる。

<東京都の人口ピラミッドの推移>



(資料)「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 1. 2025年以降は東京都政策企画局による推計

2. 各ピラミッドに示した団塊世代及び団塊ジュニア世代の年齢階級には、それ以外の世代も含まれる

(4人に1人が高齢者となるのは2030年)

2015年の東京の人口に占める老年人口の割合(高齢化率)は22.7%であり、既に超高齢社会¹に突入している。今後一層高齢化は進み、2025年には23.3%、2030年には24.3%(約4人に1人が高齢者(65歳以上))となる見込みである。

前回推計においては、4人に1人が高齢者となるのは2025年の見込みであったが、今回の推計では、若い世代を中心に社会増がしばらくの間続くと見込まれるため、その分高齢化率の上昇が後ろにずれ込み、4人に1人が高齢者となるのは2030年となる。

<東京都の高齢化率の推移>

| | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢化率(%) | 22.7 | 23.2 | 23.3 | 24.3 | 26.4 | 29.3 | 31.3 | 32.9 | 33.5 | 33.7 |
| (参考)前回推計 | 23.0 | 24.0 | 24.6 | 26.2 | 28.9 | 32.5 | 35.5 | 38.1 | 39.4 | 39.2 |

(資料)「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 2020年以降は東京都政策企画局による推計

2015年の東京の高齢化率は、全国(26.6%²)よりも低い水準であるものの、今後、東京でも全国の後を追うように高齢化が進行していくと予想され、東京の高齢者数は急激に増加していくことが見込まれる。

¹ 高齢化率が21%超の社会

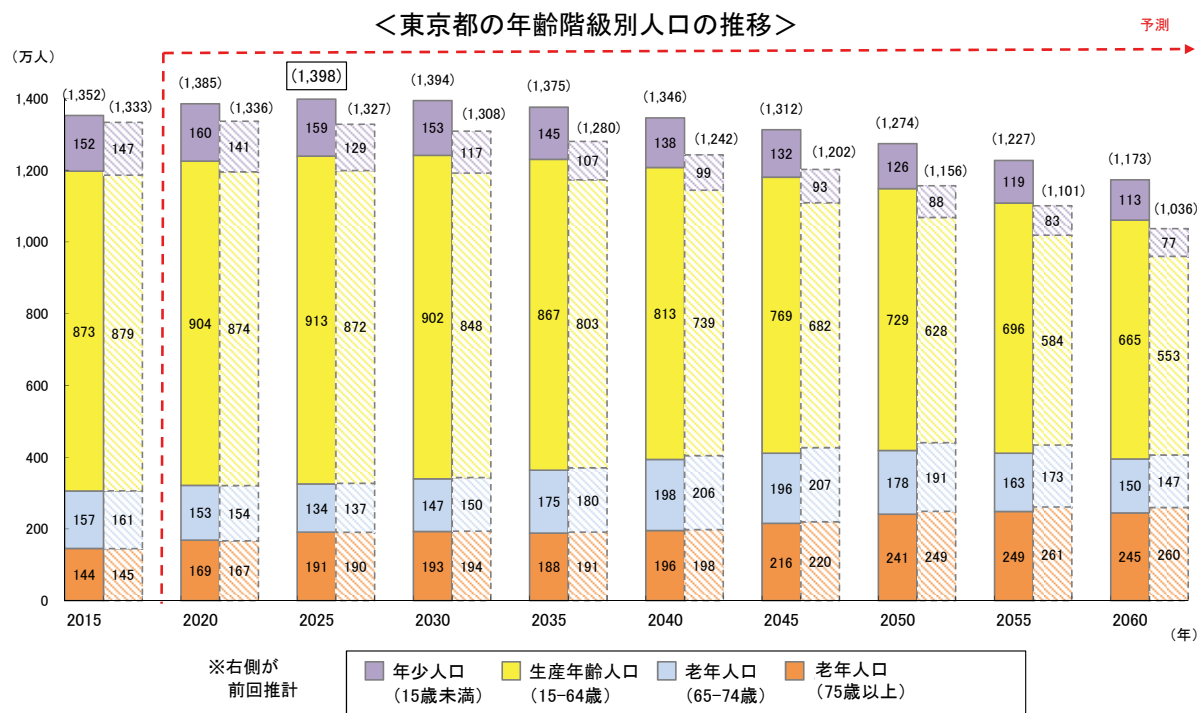
² 総務省「平成27年国勢調査」

（老年人口（75歳以上）の最初のピークは2030年）

老年人口は、2015年に301万人、2025年に326万人、2040年に394万人となり、2050年の419万人をピークに、2060年には395万人となる。75歳以上の老年人口をみると、2015年の144万人から2030年には193万人となるが、団塊世代と団塊ジュニア世代に挟まれた世代は相対的に人口が少ないこともあり2035年に一旦減少した後、再度増加に転じて2055年には249万人となり、2060年は245万人となる。一方で、生産年齢人口は、2015年の873万人から2025年の913万人まで増えた後は、2040年に813万人、2060年に665万人と減少していく。

そのため、2015年には現役世代（生産年齢人口）2.9人で1人の高齢者（65歳以上）を支えているのに対し、2060年には1.7人で1人の高齢者を支えることになる。

なお、前回推計と比べると、2015年時点の趨勢（人口移動の活発化、出生率の回復等）を反映した結果、老年人口の増加と生産年齢人口の減少がそれぞれ緩やかになると見込まれるため、2060年時点の高齢者一人当たりの現役世代人数は1.4人から1.7人と若干増加する見込みであるが、2人を下回ることに変わりはない。



（資料）「国勢調査」（総務省）等より作成

（備考） 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

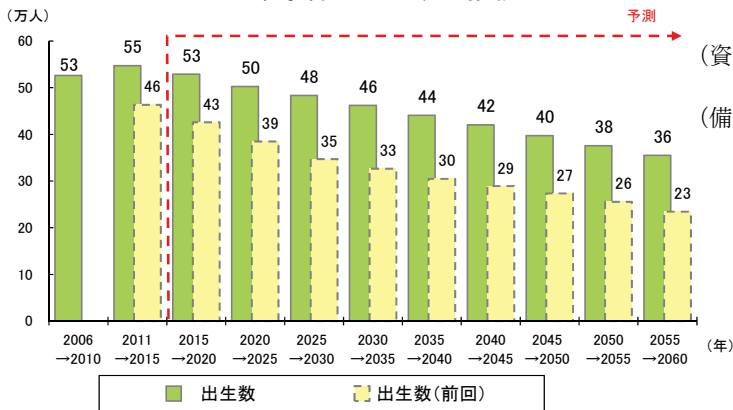
2. 四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

（出生数の減少が緩やかに）

2011年から2015年の5年間の出生数は55万人であるが、15～49歳の女性人口の減少により徐々に減少し、2055年から2060年の5年間における出生数は36万人になると見込まれる。

今回の推計は、2015年時点における出生率の上昇傾向を踏まえていることから、前回推計と比べると、出生数の減少が緩やかになっている。

＜東京都の出生数の推移＞



(資料) 「人口動態統計」(厚生労働省)、「国勢調査」(総務省)等より作成

- (備考)
1. 「2011→2015」年までは「人口動態統計」(厚生労働省)による実績
 2. 「2015→2020」年以降は東京都政策企画局による推計
 3. 出生数は、推計した0～4歳の人口を各期間における出生数とみなしたもの
 4. 各予測期間の期首は10月1日、期末は9月30日

（「自然減拡大」と「社会増縮小」の緩和で、人口減少も緩やかに）

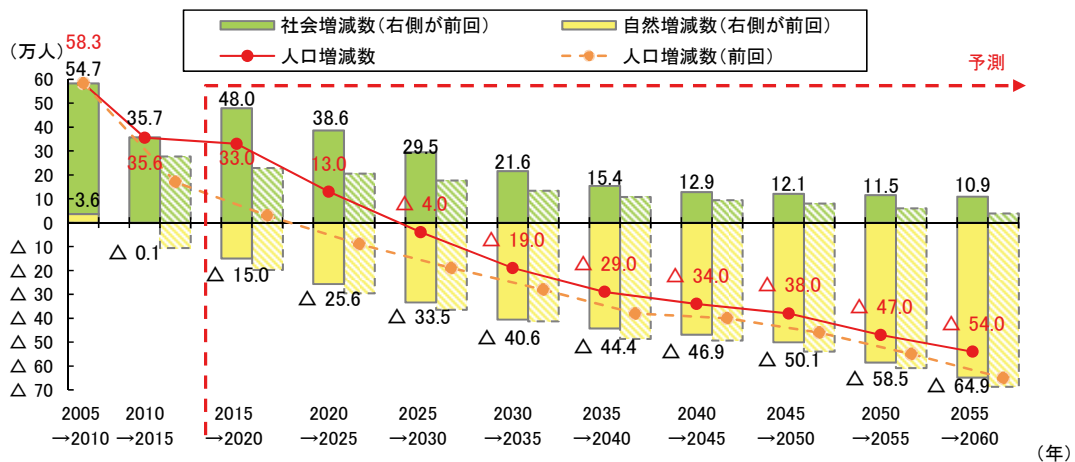
東京の人口増減を、出生と死亡による「自然増減」と、都内への転入及び都外への転出による「社会増減」に分けてみると、東京の自然増減は2012年に死亡数が出生数を上回り、戦後初めてマイナス（自然減）となった³。今後、団塊世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年以降、高齢者の死亡数の増加が予想されることから、自然減の拡大が見込まれる。

東京の社会増減は、今後も転入者数が転出者数を上回る状態（社会増）が続くものの、全国的な人口減少の影響により、東京への転入者数の減少が予想されることから、社会増は縮小すると見込まれる。

2010年から2015年の5年間ににおける人口増減は35.6万人の増加で、その内訳は、自然減が0.1万人、社会増が35.7万人であったが、2025年以降は自然減の拡大と社会増の縮小により、東京の人口は減少に転じる。

ただし、前回推計と比べてみると、2015年時点の趨勢（出生率の回復、人口移動の活発化等）を反映した結果、「自然減拡大」と「社会増縮小」が緩和され、人口減少を緩やかにしている。

＜東京都の人口増減数の推移＞



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

- (備考)
1. 「2015→2020」年以降は東京都政策企画局による推計
 2. 各予測期間の期首は10月1日、期末は9月30日

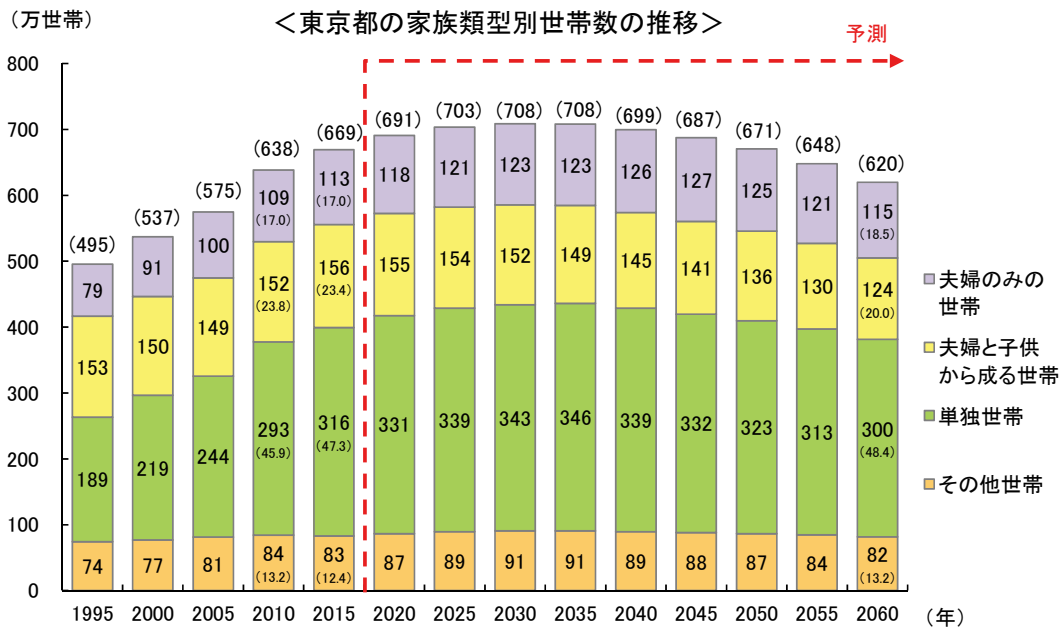
³ 厚生労働省「平成24年人口動態統計」

（単独世帯の割合が上昇し、夫婦と子供から成る世帯の割合は低下）

世帯数⁴は、単独世帯の増加に伴い、2015年の669万世帯から2030年には708万世帯まで増加するが、その後、人口減少の影響により2060年には620万世帯まで減少すると見込まれる。

単独世帯の増加に伴い、一世帯当たりの平均世帯人員は2015年に1.99人と初めて2人を下回り、2060年には1.89人となる。

世帯数に占める家族類型別の割合をみると、2060年には単独世帯が48.4%、夫婦のみの世帯も18.5%となり、2015年に比べ割合が上昇するが、一方、夫婦と子供から成る世帯の割合は20.0%に低下する。



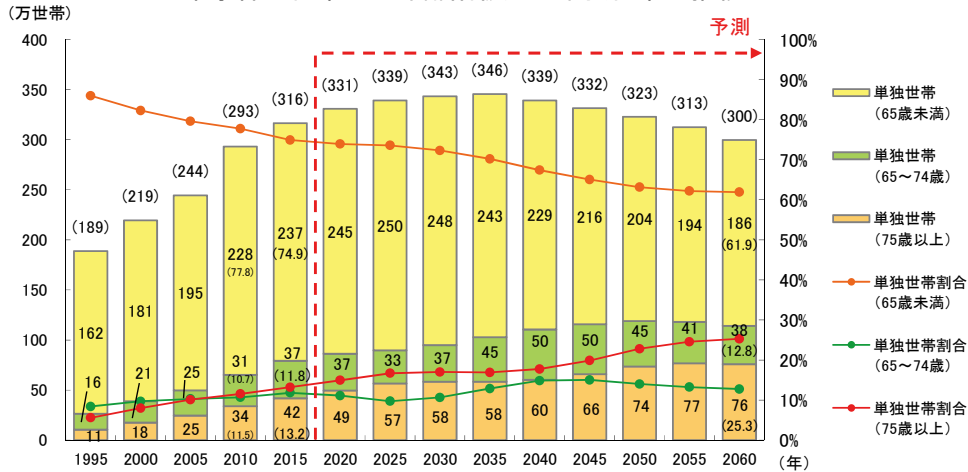
（高齢世帯が増加）

高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が65歳以上の高齢世帯の増加が見込まれる。65歳以上の単独世帯は、2015年の79万世帯から2060年には114万世帯となる。とりわけ、75歳以上の後期高齢者を世帯主とする単独世帯の増加が顕著であり、2015年の42万世帯から2060年には76万世帯となり、高齢単独世帯の約7割が後期高齢者の単独世帯となる。

65歳以上の単独世帯に、世帯主の年齢が65歳以上の夫婦のみの世帯を合わせた世帯数は、2015年の136万世帯から2060年には185万世帯になり、全世帯の約3割が、高齢者の一人暮らしや二人暮らしによって占められることになる。

⁴ ここでいう世帯とは、一般世帯のことをいう。一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者などを指し、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入所者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、その他定まった住所を持たない単身者など）以外の世帯をいう

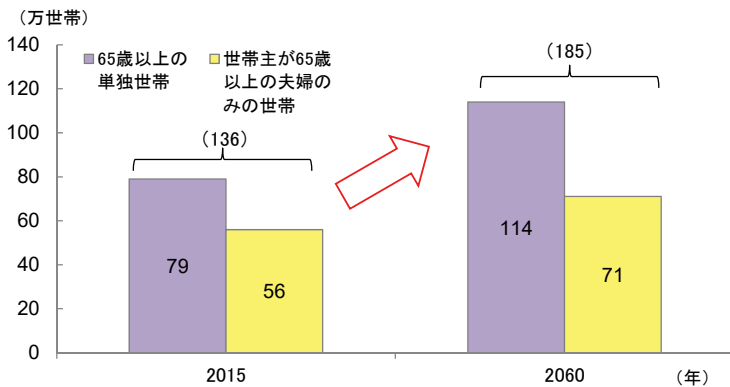
<東京都の世帯主の年齢階級別の単独世帯の推移>



(資料) 「国勢調査」(総務省) 等より作成

- (備考) 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計
 2. 内訳の()内の数字は世帯数に占める割合
 3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

<世帯主が65歳以上の単独世帯と夫婦のみの世帯の推移>



(資料) 「国勢調査」(総務省) 等より作成
 (備考) 2060年は東京都政策企画局による推計

【参考】推計方法

人口については、平成 27 (2015) 年の国勢調査に基づく人口を基準とし、5年ごとに9時点の東京都、区部及び多摩・島しょの人口を、コーホート要因法で推計した。この方法は、ある年の男女年齢(5歳階級)別人口を基準とし、生残率(※1)、純移動率(※2)及び子ども女性比(※3)を用いて将来人口を計算する方法である。

今回、推計に用いた基準人口は、平成 27 (2015) 年 10月1日現在の人口である。

将来の生残率は、社人研推計(2013.3)の仮定値表にある、東京都の生残率を用いた。

将来の純移動率は、東京都総務局「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予測」(2013.3)による将来の純移動率を参考に、基準日以降の転出入の動きを考慮した。

将来の子ども女性比は、国勢調査に基づく2015年までの子ども女性比を基に、基準日以降の子ども女性比の動きを考慮した。

(※1) ある年齢(x歳)の人口が、5年後の年齢(x+5歳)になるまで生き残る確率

(※2) ある地域人口に対する他地域間との転入超過数の割合

(※3) 15~49歳の女性人口に対する0~4歳人口の割合

世帯数については、5年ごとに9時点の東京都の世帯数を、世帯主率法を用いて推計した。この方法は、世帯数が世帯主数に等しいことを利用して人口に世帯主率(人口に占める世帯主数の割合)を乗じることによって世帯数(=世帯主数)を求める手法である。

世帯数(=世帯主数) = 人口 × 世帯主率

将来の人口は、上記の推計結果を用いた。

将来の世帯主率については、2035年までは東京都総務局「東京都世帯数の予測」(2014.3)による将来の世帯主率の増減を用い、それ以降は一定として、再計算した。

(2020年の先を見据えた東京の人口展望)

東京の人口は、団塊世代が全て75歳以上となる年でもある、2025年をピークに減少に転じると見込まれる。都は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来に備えた取組を着実に実施していくことにより、この局面を乗り切り、東京を持続的発展が可能な都市へと成長させていかなければならない。そのためには、長期的な視点に立って、直面している諸課題の解決に取り組んでいくとともに、人口の将来展望に対する都の基本的姿勢を明瞭に示し、様々な面で将来に大きな影響を及ぼす人口減少の問題に、正面から向き合う必要がある。

自然増減については、都内の若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、出生率は1.76（希望出生率）⁵程度の水準まで向上することが見込まれ、その結果として、子供を望む人が更に増加すれば、更なる出生率の向上にもつながる。

そこで、都民の希望出生率（1.76）を実現させることを将来的な展望とし、結婚・出産・子育ての希望を叶えることを目標としながら、安心して子供を産み育てられる環境の充実に向けた様々な施策を展開していく。

【参考】

希望出生率＝（有配偶者割合×夫婦の予定子供数＋
独身者割合×独身者のうち結婚を希望する者の割合×独身者の希望子供数）
× 離死別等の影響

全 国：（34%×2.07人＋66%×89%×2.12人）×0.938 ≒ 1.83 ≒ 1.8程度

東京都：（28%×1.90人＋72%×90%×2.07人）×0.938 ≒ 1.76程度

（備考）「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン＜参考資料集＞」（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）の算出方法により、「国勢調査（2010年）」（総務省）、「出生動向基本調査（2010年）」（国立社会保障・人口問題研究所）等の数値を用いて算出

そのためには、本プランで掲げるように、福祉、保健、医療はもとより、雇用や住宅、教育などあらゆる分野の施策を総動員し、ハード・ソフト両面から必要な環境整備を強力に進めていく。

社会増減については、東京への人口流入は、個々人の自発的な「選択」の結果による、都市への「集中」ともいふべきものである。こうした流れを、個々人の意思に反して政策的に誘導することは困難である。そこで、現在、東京で生活している都民に向き合い、その希望を叶えていくことで、全ての人が多様な生き方を選択し活躍できる都市へと東京を成長させていく。

都は、このような基本的姿勢に立ち、誰もが希望と活力を持って生活し、日本の成長エンジンとして世界の中でも輝き続ける持続可能な首都・東京をつくらなくてはならない。そのために、3つのシティ（セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティ）を実現し、東京の課題解決と成長創出に取り組んでいく。

⁵ 東京都『東京と地方が共に栄える、真の地方創生』の実現を目指して～東京都総合戦略～（2015年）

「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」 東京の未来像

2020年の更にその先に目を向け、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通して、明るい東京の未来像の一端を描きました。

「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」とは

2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えた東京は、今後、日本経済や世界をリードする都市として更なる成長を遂げていくことはもとより、大会の成功を跳躍台に、世界中の誰もが憧れ、希望と活力があふれる、21世紀の成熟した都市を目指していかなければならない。本プランでは、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つのシティの実現に向けて、都のあらゆる政策を総動員して、2020年とその先の東京の未来に向けた様々な取組を着実に実施し、東京が抱える課題の解決とより一層の成長を創出し、「新しい東京」をつくっていく。

一方で、近年、自動運転技術や人工知能（AI*）などの科学技術が目まぐるしく進歩しており、近い将来、人々の生活が大きく変化すると言われている。また、長時間労働の見直しやライフ・ワーク・バランスの充実など生活の中にゆとりを求める意識の高まり、互いを尊重し合える人間関係の構築、物を「所有」することよりも「共有」することを重視する考え方など、人々の価値観や人生に対する考え方も変わりつつある。さらには、今後、2025年をピークに東京の人口は減少局面を迎え、少子高齢化が急速に進行することが予想されている。

今後、東京が持続的に発展していくためには、こうした時代の潮流の先に何があるのかという洞察する眼を持つことが重要である。また、今のうちから、絶えず長期的な視点に立った展望を持ち、急速な社会の変化にも的確に対応できるような準備をしておくことも必要である。そこで、本プランでは、2020年までの計画期間の更にその先に目を向け、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通して、明るい東京の未来像の一端を描くこととした。

首都直下地震などの災害リスクや景気変動、人口減少、超高齢社会の進行など、不安な将来予測も考えられるが、夢あふれる東京の明るい未来を想像することは、全ての人々に勇気と希望をもたらす、これまでの延長線を超えた政策の立案とその推進力となる共感を呼ぶことにつながり、今後東京が直面する様々な課題を解決していくための原動力となる。

東京に暮らし、働く人が存在し、様々な都市活動が行われる限り、東京という都市は永続的なものである。今の時代を生きる私たちの最大の責任は、子や孫の世代に対して希望あふれる明るい未来を引き継ぐことであり、本プランに盛り込んだ様々な取組はその一歩となる。

「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」で描く未来像

ここで示す東京の未来像は、「東京の理想の姿」「未来の生活像」について、これま

での常識や固定概念にとらわれない自由な発想で描いた。

なお、ここでは、様々な場面における東京の未来像を描いているが、そこに到達するルートは必ずしも一本だけではない。都は、今後起こりうる社会の大きな変化などに柔軟かつ的確な対応をしていくため、これまでの枠組みにとらわれない大胆な政策を立案・実行し、様々な可能性を切り拓いていかなければならない。

また、明るい東京の未来をつくるためには、都だけではなく、東京に関わる様々なステークホルダーの活力や共感が必要である。そのため、都が取り組むことだけではなく、都民、区市町村、国、民間事業者、NPOなどが活動主体になることや連携して取り組むことなども含めている。

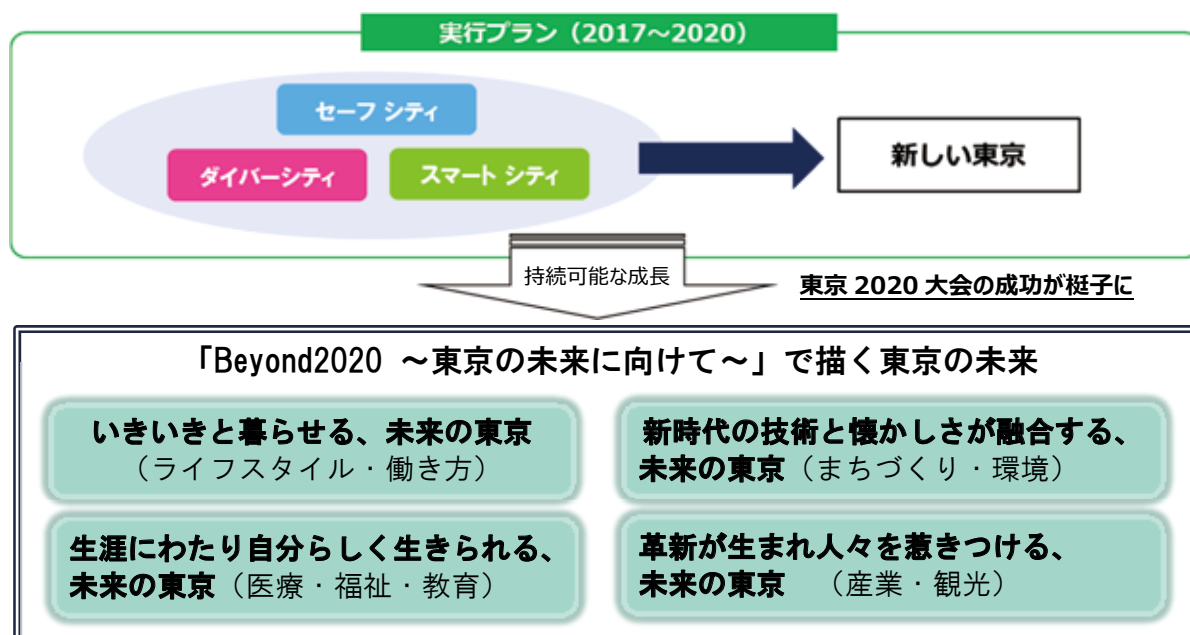
さらに、今後の科学技術の進歩や個人の価値観・意識の変化などについては、容易に予測できるものではないことから、特定の年代をターゲットに置いた未来像とせず、オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年よりも更にその先の遠い未来も想像して描いている。

4つのシーンから描く東京の未来像

本プランでは、『3つのシティ』を実現し、『新しい東京』をつくる」というコンセプトのもとに、東京2020大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化した。また、東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子となる。

未来像の検討にあたっては、本プランに盛り込んだ様々な取組が、2020年の更にその先に、どのように花を開いていくのか想像することや、東京都都市計画審議会答申である「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」（2016年9月）なども参考にしながら、4つのシーンから東京の未来像を描いた。

なお、今回描いた未来像は、今の私たちが想像できることの一端に過ぎない。明るい東京の未来とは何か、その未来をつくるために何が必要なのか、本プランの様々な取組を着実に進めながら、引き続き検討していく。



いきいきと暮らせる、未来の東京 ～ライフスタイル・働き方～

未来の東京に住む、都民の暮らしのイメージです。もはや「平日」「休日」といった感覚はなくなり、自由でゆとりのあるライフスタイルが当たり前になっているかもしれません。

<仕事をする日の様子>

朝（出勤前）

- 今はテレワークが多くなり、オフィスへの出勤は週に数日程度。朝の時間は、子供たちとゆっくり朝食を食べ、家族団らんで過ごしている。
- 家事はロボットが担う時代となった。我が家のロボットは大変優秀で、料理や掃除だけでなく洋服のコーディネートまでしてくれる。
- 今日は大事な顧客と直接会って商談をするため、久しぶりに電車で通勤。通勤ラッシュは過去の話で、電車の中ではゆったりと過ごすことができる。



(画像提供)ピクスタ



(画像提供)ピクスタ

昼（職場の様子）



(画像提供)ピクスタ



(画像提供)株式会社ログバー

- 昔は、一度就職したらずっと同じ会社に勤める人が多かったようだが、今は自分の意志で好きな時に仕事を選択できる。これこそが、本当の「就職」で、昔の「就職」という言葉は「就社」が正しかったのだろう。
- 管理職や役員の半数が女性だ。また、社内には海外からの優秀な人材が多く、日本からも多くの人々が世界のいたる所で働いている。自動翻訳機のおかげで、「英語が苦手」ということは聞かなくなり、コミュニケーションでのストレスを感じることはない。

夜（仕事を終えて）

- 仕事を終えて、たまたま同じ日に出社した同僚と飲みに行く。飲み会という習慣はずっと変わらないらしい。同僚と別れて自動運転バスで帰宅。公共交通は運行時間が拡大され、帰宅時間を気にすることがなくなった。
- 寝る前はペットの猫と過ごす癒しの時間。最新技術で動物の気持ちが分かるようになった。眠る前にひらめいたアイデアは、自動記憶装置があるから、また明日確認しよう。



(画像提供)DeNA



<余暇の過ごし方>

エンターテインメント

- ビルの壁面や川面でのデジタルアート、街なかにおけるスポーツ映像のホログラム表示など、まちそのものがエンターテインメントにあふれている。
- 自宅で海外のプロサッカーリーグの試合を観戦。VR（バーチャルリアリティ）技術のおかげで、憧れの選手のプレーを間近に見ることができる。スポーツに限らず、五感をフル活用したエンターテインメントがいつでもどこでも味わえる。



(画像提供) チームラボ



身近な楽しみ

- 「海水浴場まで徒歩 10 分」を売りにしたマンションの人气が高く、自分もその言葉に惹かれ、購入した一人だ。このあたりは、東京 2020 大会の競技が行われたエリアで、そのレガシーを活かしたにぎわいのあるまちづくりがなされている。
- 自宅近くの農園で育てた江戸東京野菜がそろそろ食べ頃。自分で育てた取れたて野菜は、新鮮でおいしい。東京産の野菜やそれを生かした料理の数々は、世界にその名を轟とどろかせている。



お台場海浜公園での海水浴
(写真提供) 港区役所



(画像提供) 江戸東京・伝統野菜研究会

バカンスと旅行

- 日本でも欧米諸国のように、バカンス取得が当たり前となった。年に1回は、家族5人で1ヶ月のバカンスに出かけるのが恒例だ。
- 今年のバカンスは、東京の島しょ巡りツアーと宇宙旅行に出かける予定だ。宇宙旅行に行くためのロケットには東京の中小企業の高い技術が使われている。
- 羽田空港に超低騒音・超音速旅客機が就航した。空港アクセスも世界で一番良くなった今、週末にふらっと欧米に行ける時代となった。



©小笠原村観光局



(画像提供) ビクスタ

新時代の技術と懐かしさが融合する、未来の東京 ～まちづくり・環境～

未来の東京のまちでは、自動運転車や多彩な街並み、さらには、エネルギーに不安のない快適で魅力的な暮らしが実現しているかもしれません。

まちの姿

- 自動運転技術の進歩により、道路の渋滞や交通事故が解消された。完全自動運転車が郊外に住む高齢者の足となっている。いつでも、どこへ出かけるのも、全く不便を感じることはなくなった。
- 都心では空中を活用したまちづくりが進んでいる。超高層ビル同士が縦横無尽につながり、地表のオープンスペースには緑が広がっている。
- また、軽くて高強度な新素材を活用した技術などにより、地下空間をより広く使えるようになった。東京はまちにゆとりがあって過ごしやすい。
- かつての高架道路は、都民や観光客の憩いの場としてリメイクされ、ジョギングやサイクリングを楽しむ人々が行き交っている。
- スポーツの拠点やユニバーサルデザイン*など、まちのいたる所に東京 2020 大会のレガシーが息づいている。



©Alphabet



(画像提供)ピクスタ



アイデア:NEXTOKYO Project
Photo: Aimagiyi / alq666 / Ben Garrett / Dick Thomas Johnson / e_chaya / Yoshikazu TAKADA



(画像提供)一般社団法人
無電柱化民間プロジェクト実行委員会



(画像提供)国際交流のおみこしを担ぐ会

- 道路に林立していた電柱や蜘蛛の巣のように絡み合っていた電線は姿を消し、東京の空は今日も青く広がっている。
- 昔の街並みが保存された一部の地域ではわずかに電柱が残り、懐かしい風景として時代劇や映画・ドラマのロケ地として利用されている。
- かつて稼働していた発電所や清掃工場は、今や役割を終えた産業遺産として人々が訪れる観光スポットとなっている。
- まもなく、今年の「東京大祭」がはじまる。これからの1 か月は、東京中が祭り一色に染まる。国内外からたくさんの人たちが集まり、海外からの旅行者も加わって神輿を担いでいる。

地球にやさしく、エネルギー利用に不安のない社会



■石油や石炭などの化石燃料が姿を消し、CO₂が一切発生しないCO₂フリー水素*がエネルギーの中心となった。

■マイクロ波を用いたワイヤレス送電の利用により、宇宙で「太陽光発電衛星」の実用化が進み、人類が無尽蔵のエネルギーを手にするのも間近となっている。



■大地震の前兆や気象の観測精度が飛躍的に向上し、人的被害がゼロになるとともに、自然災害が持つ膨大なエネルギーを貯蔵・活用している。

宇宙太陽光発電システム<イメージ>

©JAXA

次世代エネルギーと持続可能なライフスタイル

■低コストで高発電効率の次世代太陽電池が、まちのあらゆる場所に設置されている。

■住宅やビルなどで、太陽光や風力、地熱といった再生可能エネルギーの導入や蓄電池の設置が進み、エネルギーが地産地消されている。

■IoT*やAIを活用したスマートエネルギーネットワークが形成され、最適かつ効率的にエネルギーが消費されている。

■建物全体でエネルギー利用をコントロールするスマートハウスが都内全世帯に普及し、家計の光熱費がゼロとなっている。

■今や「ごみ」という言葉は、死語となり、日常生活や事業活動などで使われる全ての物が再利用・再生される完全循環型社会が形成されている。



エネルギー“ゼロ”の街づくりイメージ図
(画像提供)大和ハウス工業株式会社



(画像提供) Fujisawa SST協議会



(画像提供)ピクスタ

生涯にわたり自分らしく生きられる、未来の東京 ～医療・福祉・教育～

未来の東京に住む都民は、健康寿命の延伸、科学技術の進歩、教育など社会システムの充実のおかげで、誰もが、より自分らしく生活できるようになっているでしょう。

健康寿命≒寿命

- 時計型センサーやトイレ内蔵センサーによって、毎日血圧や血糖値の検査を行うため、体の異常を早期に発見でき、病気になりにくくなった。
- 再生医療などの医療技術や創薬の進歩により、治療が困難だった疾患の治療ができるようになった。加齢に伴う病気や症状に悩まされることも少なくなり、「健康寿命≒寿命」と言われるようになっている。



(画像提供)ピクスタ



(画像提供)筑波大学 消化器外科

いつまでも元気に暮らせる



(画像提供)ピクスタ

- 高齢者が自らの経験や知識を生かして、生涯現役で働いたり、ボランティア活動をしったりするなど、社会を支えている。
- 科学技術の進歩により、今では、ロボットスーツを着た90歳台の選手のサッカーチームが、高校生チームと互角に対戦している。

最期まで自分らしく暮らす

- 体が弱っても、服のように着られる機能補助スーツのおかげで、自立した生活を送ることができている。
- 介護が必要になっても、様々なサービスを利用することができ、地域の人やロボットに見守られながら最期まで地域で安心して暮らしている。
- 病気療養中の友人は、気分転換のためにVR（バーチャルリアリティ）ゴーグルを使って孫と海外旅行を楽しんでいる。



“Romeo”
©Softbank Robotics

子育てにやさしい環境



(画像提供)ピクスタ



(画像提供)ピクスタ

- テレワークによる在宅勤務ができるから、仕事も子育てでも無理なく楽しんでいる。我が家のように3人兄弟の家庭も多くなった。
- まちのいたるところに保育施設や子供の居場所があり、高齢者と子供の交流も盛んになるなど、まち全体で子育てを支えている。かつて大きな課題だった「待機児童」は今や死語だ。
- 3歳からの幼児教育が義務教育となり、全ての子供たちが保育園や幼稚園等を利用している。下の子は保育園に通っているが、保育料はかからない。

未来を拓く子供たち

- 全ての子供たちが将来への希望を抱きながら学べ、さらに、個人の希望に応じた教育が行われている。
- 小学校では、起業家教育やプログラミング教育などが行われている。昔と違い、個性を伸ばす教育や、能力に合わせた授業が組まれるので、飛び級も珍しくない。
- 歌舞伎などの日本の伝統文化を体験する授業もあり、誰もが日本文化の良さを教養として身に付けている。



(画像提供)ピクスタ



©松竹株式会社 こども歌舞伎スクール寺子屋

障害者が生き生きと暮らす社会



世界初のロボット治療機器「医療用HAL®」
Prof. Sankai, University of Tsukuba /
CYBERDYNE Inc.

- 機能補助ロボットなど科学技術の進歩により、障害があっても、日常生活を支障なく送ることができる。
- まち全体が完全バリアフリー化され、心のバリアフリーも隅々までいきわたり、一人ひとりを大切にし、誰もが暮らしやすい社会となっている。
- 様々な分野で、障害のある人もない人も共に働き、キャリアを積み、自己実現を図っている。

見守り・支え合うまち

- 街なかで困っている人を見かけた時に、自然に手助けできる人が多く、互いに支え合う優しい社会となっている。
- 道案内や見守りができる移動型ロボットやICT*技術も活用しながら、地域全体で高齢者・子供・障害者などを見守る仕組みができています。



(画像提供) ALSOK

革新が生まれ人々を惹きつける、未来の東京 ～産業・観光～

国際金融・経済都市の地位を確立した未来の東京は、世界中からヒト・モノ・カネ・情報などを引き寄せ、新たな付加価値を生み出すことで世界経済の主役であり続けています。

日本の成長をリードする東京

- キャッシュレス社会となった今、東京発の仮想通貨など、安全・安心な基盤技術を利用して、世界中の企業がビジネスを展開している。
- 生体認証を活用した顔パスでの決済手法やAIを用いた資産運用など新しい金融ビジネスの形が東京から次々と誕生している。
- iPSC細胞やバイオ3Dプリンタ等の活用により創薬の開発効率が大幅に向上するなど、東京発の認知症や花粉症の治療薬が世界に普及している。
- AIの革新的な発展でロボット産業が拡大する中、都内ベンチャー企業が発明したロボットが、国内外の企業の生産性を大幅に高めている。



(画像提供)ピクスタ



(画像提供)ピクスタ

活躍し続ける東京の中小企業



(画像提供)ピクスタ

- 都内中小企業が大学や研究機関と連携して開発したナノマシンが国際標準となり、がんなどの治療方法が劇的に進歩している。
- 最先端技術を実装した都内中小企業の優れた製品・サービスが、拡大するアジア市場の需要を取り込み、東京の存在感を一層高めている。

世界で最もビジネスがしやすい東京

- かつては特区活用で外国企業の東京誘致を進めていた。東京は、外国人にとっても、衣食住全てにわたって暮らしやすく、世界の都市ランキングNo. 1が指定席だ。
- 今や世界で最も開かれた経済都市になった東京。良質で豊富なビッグデータを、国内外を問わず、行政や企業が活用し合い、防災や高齢化などの様々な課題を解決している。



(画像提供)ピクスタ

世界中の人々を惹きつける東京



(画像提供)ピクスタ

- ロンドンやパリ、ニューヨークなど世界トップクラスの観光地となった東京。洗練された伝統文化や食、サービスなどは世界の憧れの的になっている。
- 自動運転等による交通アクセスの向上や様々な特産品が生み出されるなど、自然豊かな多摩・島しょの魅力が国内外に広く認知され、多くの観光客でにぎわっている。

■ 顔認証による迅速な出入国手続き、あらゆる言語に対応した自動翻訳機、自動運転車での渋滞のない道路など、東京は世界一快適な旅行環境を実現している。

■ 大型クルーズ客船やリニア新幹線など多様な移動手段により、東京をハブとして、外国人旅行者が全国各地を訪れ、各地域の魅力を楽しんでいる。

■ 東京の食やエンターテインメントを備えた最高のリゾート拠点が誕生し、アジアにおけるMICE*の中心地になっている。



(画像提供)NEC



(画像提供)ピクスタ

未来像の検討にあたって

東京都職員によるワークショップ

東京の未来像を描くにあたって、20～30代の東京都職員による、「東京の未来を考えるワークショップ」を実施し、自由な発想でブレイン・ストーミングを行いました。

都立学校における出前授業

生徒の社会参画意欲を育むため、都立高校に東京都職員が出向き、プランのコンセプトや主要政策の方向性を教材として、生徒が東京の将来について考える「出前授業」を実施しました。



第 5 章

プラン策定にあたって

1 「東京都長期ビジョン」と「2020年に向けた実行プラン」との関係

- 「東京都長期ビジョン」が示す政策の大きな方向性を継承
- 「東京都長期ビジョン」の現行の3か年の実施計画（平成27年度から平成29年度まで）に代わる新たな計画として策定

セーフ シティ

もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (政策の柱1) 地震に強いまちづくり | (政策の柱5) まちの安全・安心の確保 |
| (政策の柱2) 自助・共助・公助の連携による防災力の向上 | (政策の柱6) まちの元気創出 |
| (政策の柱3) 豪雨・土砂災害対策 | (政策の柱7) 多摩・島しょ地域のまちづくり |
| (政策の柱4) 都市インフラの長寿命化・更新 | |

ダイバーシティ

誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (政策の柱1) 子供を安心して産み育てられるまち | (政策の柱5) 誰もが活躍できるまち |
| (政策の柱2) 高齢者が安心して暮らせる社会 | (政策の柱6) 誰もが優しさを感じられるまち |
| (政策の柱3) 医療が充実し健康に暮らせるまち | (政策の柱7) 未来を担う人材の育成 |
| (政策の柱4) 障害者がいきいきと暮らせる社会 | (政策の柱8) 誰もがスポーツに親しめる社会 |

スマート シティ

世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (政策の柱1) スマートエネルギー都市 | (政策の柱5) 交通・物流ネットワークの形成 |
| (政策の柱2) 快適な都市環境の創出 | (政策の柱6) 多様な機能を集積したまちづくり |
| (政策の柱3) 豊かな自然環境の創出・保全 | (政策の柱7) 世界に開かれた国際・観光都市 |
| (政策の柱4) 国際金融・経済都市 | (政策の柱8) 芸術文化の振興 |

分野横断的な政策の展開

※分野横断的な政策の展開は、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」で掲げた政策を再掲

東京 2020 大会の成功に向けた取組

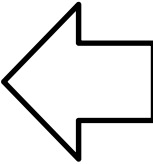
- | | | |
|-------------------------|--------------------|------------|
| ● 大会競技会場・選手村の整備 | ● バリアフリー化 | ● 産業振興 |
| ● ラグビーワールドカップ 2019™との連携 | ● ボランティア活動の推進 | ● 被災地復興支援 |
| ● 大会開催気運の醸成 | ● 文化プログラム | ● 環境対策 |
| ● アスリートの発掘・育成・強化 | ● オリンピック・パラリンピック教育 | ● テロ・防災対策 |
| ● 障害者スポーツの推進 | ● 多言語対応 | ● 交通ネットワーク |

多摩・島しょの振興

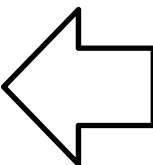
- | | | |
|-------------|------------------------|-----------------|
| ● 産業振興・産業集積 | ● 文化政策の推進 | ● 交通インフラの整備 |
| ● 農林水産業振興 | ● スポーツ振興 | ● 防災対策 |
| ● 観光振興 | ● 教育の充実 | ● 福祉・医療サービスの拡充 |
| ● 自然環境の保全 | ● 多摩ニュータウンをはじめとする地域の再生 | ● 島しょ地域の更なる魅力創出 |

東京都長期ビジョン

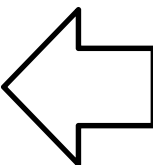
策定：平成26年12月 計画期間：平成27年度から36年度までの10か年
 東京が目指すべき将来像を『「世界一の都市・東京」の実現』とする、おおむね
 10年間を計画期間とする都政の大方針

- 
- (政策指針 1) 2020年大会の成功に向けた万全な開催準備とレガシーの継承
 - (政策指針 9) 災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現
 - (政策指針 10) 日常に潜む危険や犯罪から都民を守る、安全・安心の確保
 - (政策指針 22) 都市インフラの安全性を高め、安心できる社会の確立
 - (政策指針 23) 少子高齢・人口減少社会におけるこれからの都市構造
 - (政策指針 24) 多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた環境整備の推進
 - (政策指針 25) 多摩・島しょの豊かな自然を生かした地域の活性化

など

- 
- (政策指針 1) 2020年大会の成功に向けた万全な開催準備とレガシーの継承
 - (政策指針 2) 美しく風格があり、誰もが安心して過ごせるバリアフリー環境の構築
 - (政策指針 4) 世界に存在感を示すトップアスリートの育成とスポーツ都市東京の実現
 - (政策指針 7) 「おもてなしの心」で世界中から訪れる人々を歓迎する都市の実現
 - (政策指針 11) 安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現
 - (政策指針 12) 高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現
 - (政策指針 13) 質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現
 - (政策指針 14) 障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築
 - (政策指針 17) 若者や女性、高齢者など全ての人が活躍できる社会の実現
 - (政策指針 18) 東京、そして日本を支える人材の育成
 - (政策指針 24) 多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた環境整備の推進

など

- 
- (政策指針 1) 2020年大会の成功に向けた万全な開催準備とレガシーの継承
 - (政策指針 2) 美しく風格があり、誰もが安心して過ごせるバリアフリー環境の構築
 - (政策指針 3) 多言語対応の推進により、全ての外国人が快適かつ安心して滞在できる都市の実現
 - (政策指針 5) 陸・海・空の広域的な交通・物流ネットワークの形成
 - (政策指針 6) 誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築
 - (政策指針 7) 「おもてなしの心」で世界中から訪れる人々を歓迎する都市の実現
 - (政策指針 8) 芸術文化都市を創造し、日本文化の魅力を世界に発信
 - (政策指針 15) 日本の成長を支える国際経済都市の創造
 - (政策指針 16) 都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上
 - (政策指針 19) 2020年大会の成功と東京の発展に寄与する都市外交の推進
 - (政策指針 20) スマートエネルギー都市の創造
 - (政策指針 21) 水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現
 - (政策指針 24) 多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた環境整備の推進
 - (政策指針 25) 多摩・島しょの豊かな自然を生かした地域の活性化

など

※「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」と「東京都長期ビジョン」の主な政策指針の関係を示したもの

東京都長期ビジョンにおける事業費一覧(8つの「都市戦略」と25の「政策指針」)

(単位: 億円)

| 8つの都市戦略 | 政策指針名 | 平成29年度 事業費 | 4か年事業費 (29-32年度) |
|---|---------------------------------------|---------------|---------------------|
| 【都市戦略1】 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功 | | 1,600 | 4,800 |
| 政策指針1 | 2020年大会の成功に向けた万全な開催準備とレガシーの継承 | 760 | 2,200 |
| 政策指針2 | 美しく風格があり、誰もが安心して過ごせるバリアフリー環境の構築 | 570 | 1,400 |
| 政策指針3 | 多言語対応の推進により、全ての外国人が快適かつ安心して滞在できる都市の実現 | 90 | 210 |
| 政策指針4 | 世界に存在感を示すトップアスリートの育成とスポーツ都市東京の実現 | 210 | 970 |
| 【都市戦略2】 高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現 | | 2,200 | 10,300 |
| 政策指針5 | 陸・海・空の広域的な交通・物流ネットワークの形成 | 2,000 | 9,400 |
| 政策指針6 | 誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築 | 120 | 850 |
| 【都市戦略3】 日本人のこころと東京の魅力の発信 | | 640 | 2,500 |
| 政策指針7 | 「おもてなしの心」で世界中から訪れる人々を歓迎する都市の実現 | 400 | 1,500 |
| 政策指針8 | 芸術文化都市を創造し、日本文化の魅力を世界に発信 | 240 | 1,000 |
| 【都市戦略4】 安全・安心な都市の実現 | | 5,200 | 19,500 |
| 政策指針9 | 災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現 | 5,200 | 19,400 |
| 政策指針10 | 日常に潜む危険や犯罪から都民を守る、安全・安心の確保 | 30 | 130 |
| 【都市戦略5】 福祉先進都市の実現 | | 1,700 | 6,600 |
| 政策指針11 | 安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現 | 920 | 3,100 |
| 政策指針12 | 高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現 | 350 | 1,400 |
| 政策指針13 | 質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現 | 100 | 470 |
| 政策指針14 | 障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築 | 340 | 1,700 |
| 【都市戦略6】 世界をリードするグローバル都市の実現 | | 1,100 | 4,200 |
| 政策指針15 | 日本の成長を支える国際経済都市の創造 | 380 | 1,700 |
| 政策指針16 | 都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上 | 180 | 680 |
| 政策指針17 | 若者や女性、高齢者など全ての人が活躍できる社会の実現 | 270 | 750 |
| 政策指針18 | 東京、そして日本を支える人材の育成 | 220 | 930 |
| 政策指針19 | 2020年大会の成功と東京の発展に寄与する都市外交の推進 | 30 | 140 |
| 【都市戦略7】 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現 | | 5,800 | 23,300 |
| 政策指針20 | スマートエネルギー都市の創造 | 760 | 2,700 |
| 政策指針21 | 水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現 | 1,100 | 5,800 |
| 政策指針22 | 都市インフラの安全性を高め、安心できる社会の確立 | 3,200 | 11,900 |
| 政策指針23 | 少子高齢・人口減少社会におけるこれからの都市構造 | 690 | 2,800 |
| 【都市戦略8】 多摩・島しょの振興 | | 1,700 | 7,500 |
| 政策指針24 | 多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた環境整備の推進 | 1,300 | 6,000 |
| 政策指針25 | 多摩・島しょの豊かな自然を生かした地域の活性化 | 350 | 1,500 |
| 総計 | | 14,200 | 56,100 |

※この一覧は、2020年に向けた実行プラン事業費を東京都長期ビジョンで掲げた8つの「都市戦略」と25の「政策指針」に基づき集計したものである。

※事業費は、計数等未整理につき変動することがある。

※事業費は、一般会計、公営企業会計などを含む全会計分である。

※事業費が1,000億円を超える場合、10億円単位を四捨五入して計上している。

※事業費が1,000億円未満の場合、1億円単位を四捨五入して計上している。

※都市戦略及び政策指針は再掲事業を含めた金額であり、総計は本掲事業のみを積み上げた金額である。

※都市戦略及び政策指針は、それぞれ四捨五入して計上しているため、各都市戦略の金額は、各政策指針の合計と一致しない場合がある。

2 都民及び区市町村からの意見の反映

本プランの策定にあたって、都民ファーストの視点に立ち、都民の皆様や区市町村等からのご意見・アイデアを反映するため、都政モニターアンケートやパブリックコメント、区市町村調査を実施しました。

都民からの意見

平成 28 年度第 5 回インターネット都政モニターアンケート

- 【調査期間】** 平成 28 年 10 月 26 日から 11 月 1 日まで
【内 容】 「2020 年に向けた実行プラン」策定の参考とするため、都政モニター（回答数 466 人）によるインターネット調査を実施
【調査結果】 <http://www.metro.tokyo.jp/POLICY/TOMIN/monitor.htm>

都民からの意見・アイデア募集（パブリックコメント）

- 【募集期間】** 平成 28 年 11 月 11 日から 11 月 25 日まで
【内 容】 平成 28 年 11 月 11 日に「プランのコンセプトと主要政策の方向性」を公表し、意見等を募集
【受付数】 507 人（個人：485 人（うち都立高校生等 331 人）、法人：22 社）
【意見数】 1,687 件

区市町村からの意見

意向調査①（平成 28 年 8 月実施）

- 【調査期間】** 平成 28 年 8 月 26 日から 9 月 15 日まで
【内 容】 都内全区市町村（62 団体）に対して、プラン策定にあたっての意見等を照会
【受付数】 25 区市町村 **【意見数】** 185 件

意向調査②（平成 28 年 11 月実施）

- 【調査期間】** 平成 28 年 11 月 11 日から 11 月 25 日まで
【内 容】 都内全区市町村（62 団体）に対して、平成 28 年 11 月 11 日に発表した「プランのコンセプトと主要政策の方向性」について、意見等を照会
【受付数】 18 区市町村 **【意見数】** 60 件

都民・区市町村からのご意見・アイデア

いただいたご意見・アイデアのうち、主なものを以下により分類して掲載

- 1 「主要政策」等に関するご意見等（関連する主な掲載ページを記載）
- 2 「東京の理想の姿・未来の生活像」に関するご意見等
- 3 その他、様々なご意見等（ご要望、ご提案を含む。）

1 「主要政策」等に関するご意見等

| | ご意見・アイデア | プランへの反映 |
|---------|---|---|
| セーフシティ | （地震に強いまちづくり） ○ 地震発生時、電柱の倒壊等により緊急車両の通行が妨げられ、災害救助等に支障が出ないように、道路の無電柱化を進めてほしい。 ○ 木造住宅密集地域の不燃化を進めてほしい。 | ・都道及び区市町村道の無電柱化(P51) ・木造住宅密集地域の不燃化と特定整備路線の整備(P53) |
| | （自助・共助・公助の連携による防災力の向上） ○ 地域の防災力向上、安全・安心の確保に向け、地域のボランティア活動を更に活性化してほしい。 ○ 避難場所となる体育館等に、断水時にも使用できるトイレ等を整備してほしい。 | ・自助・共助の促進による地域防災力の向上(P65) ・公助による防災対策の充実強化(P68) |
| | （豪雨・土砂災害対策） ○ 豪雨で急傾斜地が崩壊しないようにしてほしい。 | ・総合的な土砂災害対策(P77) |
| | （都市インフラの長寿命化・更新） ○ 安全・安心を確保するため、民間の管理者に対して点検や更新を積極的に行うよう指導してほしい。 | ・都市インフラの予防保全型管理及び計画的な更新(P81) |
| | （まちの安全・安心の確保） ○ オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた爆弾テロ対策を更に強化してほしい。 | ・爆弾テロ等から都民の生命・財産を保護(P88) |
| | （まちの元気創出） ○ にぎわいがあり活気に満ちた、安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進してほしい。 | ・豊かな住生活と活力ある地域の実現(P95) |
| ダイバーシティ | （多摩・島しょ地域のまちづくり） ○ 幹線道路の整備や防災対策を推進してほしい。 | ・多摩・島しょ地域の防災(P103) |
| | （子供を安心して産み育てられるまち） ○ 待機児童の解消に向け、保育サービスの拡充、保育人材確保等に取り組むとともに、子供や子育て家庭のニーズを把握し、実態に即した施策を充実させてほしい。 | ・保育サービスの拡充による待機児童の解消(P110) ・子供と子育て家庭を支援する環境の整備(P112) |

| | ご意見・アイデア | プランへの反映 |
|---------|---|--|
| ダイバーシティ | （高齢者が安心して暮らせる社会） ○ 認知症の人や、その家族に対する支援を充実して ○ 介護人材確保に向け処遇等を改善してほしい。 | ・認知症に関する総合的な施策の推進（P120） ・サービスの担い手の確保（P120） |
| | （医療が充実し健康に暮らせるまち） ○ どこでも適切な医療が受けられるよう、必要な病床の確保や偏在是正など、医療を充実させてほしい。 | ・超高齢社会に対応した医療提供体制の整備（P126） |
| | （障害者がいきいきと暮らせる社会） ○ 障害者が、地域で働きながら自立した生活を送れるよう、雇用確保や就労支援を推進してほしい。 | ・障害者の雇用・就労等の促進（P137） |
| | （誰もが活躍できるまち） ○ ライフ・ワーク・バランスの充実に向けた働き方の見直しや、起業・創業、就労の支援などにより、女性や高齢者など誰もが活躍できるようにしてほしい。 | ・ライフ・ワーク・バランスの充実（P147） ・女性の活躍推進（P148） ・高齢者の多様な働き方の支援（P150） |
| | （誰もが優しさを感じられるまち） ○ 障害者や外国人等に対し、交通機関の円滑な利用や適切な医療提供、災害時の支援を拡充してほしい。 ○ LGBTなど多様な人権を受け入れられるまちにしてほしい。 | ・鉄道駅・都営交通のバリアフリー化（P162） ・情報バリアフリーや思いやりの心の醸成（P163） ・共生社会の推進（P166） |
| | （未来を担う人材の育成） ○ 子供たちが家庭の経済状況に左右されず、教育を受けられるよう、奨学金制度などを整備してほしい。 | ・全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現（P176） |
| | （誰もがスポーツに親しめる社会） ○ 身近なスポーツ環境整備や障害者スポーツなどの普及のための取組を推進してほしい。 | ・スポーツしやすい環境整備（P192） |
| スマートシティ | （スマートエネルギー都市） ○ ビルやアパートなどでも太陽光発電の導入を推進してほしい。 ○ 水素ステーション*は、事業の採算が取りにくく設置が進まないため、更なる支援を行ってほしい。 | ・再生可能エネルギーの導入促進（P207） ・水素社会の実現に向けた取組の推進（P208） |
| | （快適な環境都市の創出） ○ 生ごみなどの資源化を推進してほしい。また、ごみのないきれいな街にするため、ポイ捨て、違法な張り紙に対する罰則を強化してほしい。 | ・“もったいない”（持続可能な資源利用）の推進（P218） |
| | （豊かな自然環境の創出・保全） ○ 屋上緑化等でまちの緑をもっと増やしてほしい。 | ・緑の創出・保全（P222） |

| | ご意見・アイデア | プランへの反映 |
|-------------|--|--|
| スマートシティ | （国際金融・経済都市） ○ 中小企業の優れた技術・製品開発などを支援することで、産業の成長を促進してほしい。 | ・成長創出に向けた新たなイノベーションの創出（P231） |
| | （交通・物流ネットワークの形成） ○ 三環状道路は、放射方向の高速道路のバイパスとなり、東京の最大の弱点である交通渋滞の解消につながるため、早期開通に向け整備を促進してほしい。 ○ 満員電車の混雑解消や利便性の向上などに向け、鉄道ネットワークの充実に努めてほしい。 | ・道路ネットワークの形成（P248） ・鉄道ネットワークの充実（P252） ・快適通勤に向けた取組の推進（P153） |
| | （多様な機能を集積したまちづくり） ○ 都心部は、国際金融・経済都市としての都市機能、郊外は、自然と調和した住民の生活環境など各地域の特色を生かしたまちづくりを行ってほしい。 | ・拠点機能の充実・強化（P265） ・東京2020大会後の未来を見据えた都市づくりの推進（P264） |
| | （世界に開かれた国際・観光都市） ○ 東京2020大会を一つの契機に、東京の魅力を更に発信してほしい。 ○ 外国人が東京において快適な生活や滞在ができるよう、きめ細やかな受入環境を整備してほしい。 | ・東京の魅力発信と観光プロモーションの効果的な展開（P283） ・外国人旅行者の受入環境の向上（P287） |
| | （芸術文化の振興） ○ いつでも身近に文化芸術に触れ、気軽に活動ができる機会を増やしてほしい。 ○ 公共空間の活用促進、芸術文化の活動団体への支援を推進してほしい。 | ・あらゆる人々の創造的な芸術文化活動の支援（P302） ・芸術文化による都市の魅力向上（P301） |
| 分野横断的な政策の展開 | （東京2020大会の成功に向けた取組） ○ 東京2020大会は、国際観光都市・東京を世界に発信する機会であり、外国人旅行客の受入環境整備や気運醸成に向けた取組を推進してほしい。 ○ オリンピック・パラリンピック選手が、夢を実現する努力と継続力を若者に伝える取組を推進してほしい。 | ・東京2020大会等の着実な開催準備と開催気運の醸成（P306） ・オリンピック・パラリンピック教育の推進（P309） |
| | （多摩・島しょ地域の振興） ○ 多摩・島しょ地域の振興に取り組んでほしい。 ○ 多摩・島しょの貴重な自然環境を保全してほしい。 | ・多摩・島しょ地域の豊かな自然環境の保全（P319） ・島しょ地域の更なる魅力創出（P329） |

2 「東京の理想の姿・未来の生活像」に関するご意見等

| ご意見・アイデア | |
|----------------|---|
| 東京の理想の姿・未来の生活像 | 「職・住・遊・学が近接し、一人ひとりが時間を自由に豊かに活用できる」、「多彩で先進的な文化が街の中にあふれている」、「地震が起こっても誰も犠牲にならない」、「どこでも、誰にとってもバリアがない」社会となってほしい。 |
| | 水質や景観などの水辺環境を改善し、住民や観光客がビーチで水遊びやマリンスポーツ等を安心して楽しめようにしてほしい。 |
| | 医療技術が更に進歩して、誰もが長く健康に暮らせるようになってほしい。 |
| | インターネットの普及、ロボットの技術の進歩などにより、生活スタイルの変化、仕事の効率化が図られ、快適な生活を送れる社会になってほしい。 |

3 その他、様々なご意見等（ご要望、ご提案を含む）

| ご意見・アイデア | |
|----------------|--|
| その他 様々な「意見等 | 科学技術の進歩（I o T、A I、自動運転等）が挙げられているが、道路整備や施設建設の早期化などの技術がより必要ではないか。 |
| | 施設や道路を整備する場合は、客観的でわかりやすいデータを示した上で、住民や自治体などと十分な議論を重ねてほしい。 |
| | 郊外では、道路など大規模なインフラ整備よりも、住民のつながりや地域コミュニティ、自然と触れ合える住環境などの方が大事だ。 |
| | 島しょ地域や過疎エリアで、ドローンを利用した物流の取組を推進してほしい。 |
| | 水素燃料の導入等にあたっては、安全性などの検証を十分に行ってほしい。 |
| | 清掃工場内で生ごみを堆肥・固形燃料化して、生ごみの焼却量を減らすなど、低炭素・資源循環型社会の実現のため、ごみ焼却方法を見直してほしい。 |
| | 都外に在住している都内在勤者、在学者等の声をもっと都政に反映させる仕組みを構築してほしい。 |
| | 都の総合計画の策定にあたっては、見える化を進めるとともに、もっと都民の意見を聞いてほしい。 |

★ 未来の東京を担う 若者からの意見・アイデア ★

都立高校生からの意見・アイデア（未来の生活像について）

- 自動運転技術等の進歩により、交通事故が起こらないまちとなっている。
- AIなどロボットを発達させて活用することも大事だが、機械より、人間の温かみを感じられる社会になってほしい。レジなど機械で行えば便利だが、人間が生きる社会なのだから、人間同士が関わりを持つことの方が大事だと思う。
- 通信機器が発達し、仕事にわざわざ電車に乗っていく必要がなく、家で仕事ができる。
- AIの発達や自動翻訳機の普及などにより、お互いの言語を知らなくても、グローバルな社会での交流や仕事ができるようになっている。
- 資源の枯渇について憂慮がいらぬ無限のエネルギー源を活用している。
- コンピュータが管理する安全なまちとなっている。
- ドローン等の小型ロボットが活躍している。また、空飛ぶ車が実現している。
- 健康を全てネットワークで完全管理されている。食事や精神状態も全て管理されており、ストレスフリーなまちになっている。

都立特別支援学校高等部生徒からの意見・アイデア（ダイバーシティについて）

- 人混みの中で白杖を使うと、周りから迷惑がられる。白杖を迷惑がられない社会になればよい。
- 自分と同じ障害を持つ人を含め、地域に住む障害者と交流する機会を増やしたい。
- 障害者が遠くまで通勤するのは大変なので、家の近くに障害者が働ける場所を増やしてほしい。
- 特例子会社以外の一般企業で、もっと障害者雇用を進めてほしい。働ける職種を増やしてほしい。
- もっと、自分が得意な所を伸ばせる授業を受けたい。

3 「2020年に向けた実行プラン」の策定経緯

1 「2020年に向けた実行プラン（仮称）」策定方針（平成28年8月5日）

本プランの策定方針を庁内に周知した。

（抜粋）

- ・都民ファーストの視点に立った、今後の都政の具体的な政策展開を示す。
- ・東京都長期ビジョン（平成26年12月策定）が示す政策の大きな方向性を継承しつつ、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の実現に向けて、東京が抱える課題の解決や東京の更なる成長創出に資する、新規性・先進性を持つ施策を積極的に立案する。
- ・長期ビジョンの3か年の実施計画（平成27年度から平成29年度まで）に代わる新たな計画として策定する。
- ・新たな視点からの将来像の提示や政策目標の設定等について、積極的な検討を行うとともに、長期ビジョンで掲げた東京の将来像、政策目標及び具体的な政策展開については、これまでの進捗状況や成果を十分に検証し、長期ビジョン策定後の社会経済情勢や都民ニーズの変化等を的確に捉えた上で、必要な見直しを行う。

2 プラン策定会議（第1回・第2回）（平成28年10月25日・28日）

- ◇本プラン策定に向けた全庁的な議論を行うため、知事、副知事、教育長及び各局長等が一同に会する庁内会議を開催し、プラン策定に係る議論を行った。
- ◇プランの策定過程の透明性を確保するため、会議次第、プラン全体に係る資料、当日の議論のまとめ等を、会議終了後、速やかにホームページ上に公開した。
- ◇議事概要と全ての会議資料は、本プランの公表に合わせて公開する。

○ 第1回（平成28年10月25日）

（議事）

- ・プランのコンセプトについて
- ・主要政策について
 - ① 防災対策
 - ② 経済活性化
 - ③ 観光、文化、交通
- ・意見交換

<第1回プラン策定会議>



○ 第2回（平成28年10月28日）

（議事）

- ・主要政策について
 - ① 環境先進都市
 - ② 子育て支援・保育、女性の活躍推進、ライフ・ワーク・バランス
 - ③ 高齢者・障害者等の雇用・就労等、バリアフリー
- ・意見交換

<第2回プラン策定会議>



3 都民意見の募集（平成 28 年 11 月 11 日から 11 月 25 日まで）

平成 28 年 11 月 11 日に「コンセプトと主要政策の方向性」を公表し、507 人（法人含む）から 1,687 件の意見・アイデア等が寄せられた。

4 都立学校における出前授業等（平成 28 年 11 月 15 日から 11 月 24 日まで）

生徒の社会参画意欲を育むため、都立高校に東京都職員が出向き、プランのコンセプトや主要政策の方向性を教材として、生徒が東京の将来について考える「出前授業」を実施した。また、高等部のある特別支援学校において、生徒会の生徒等から意見を募集した。生徒たちが真剣に考えて出した意見は、「3 都民意見の募集」に反映されている。

＜都立桜修館中等教育学校＞
（平成 28 年 11 月 16 日実施）



＜都立青山高等学校＞
（平成 28 年 11 月 22 日実施）



5 若手職員による東京の未来を考えるワークショップ（平成 28 年 11 月 16 日・22 日）

2020 年の更にもその先の明るい東京の未来を検討するため、20 代から 30 代の若手職員によるワークショップを開催した。

○ 第 1 回（平成 28 年 11 月 16 日）

「東京の理想の姿」「未来の生活像」についてブレイン・ストーミングを行い、自由闊達な議論を行った。

○ 第 2 回（平成 28 年 11 月 22 日）

第 1 回の議論を踏まえ、各自のアイデアをグループで共有・整理し、各グループからそれぞれの検討結果を発表した。

6 プラン策定会議（第 3 回）（平成 28 年 11 月 29 日）

第 1 回、第 2 回会議における議論等を踏まえ、プランの全体像等について議論した。

（議事）

- ・プランの構成案と特徴
- ・3つのシティの主要政策と分野横断的な政策
- ・「東京の成長戦略の方向性」及び「Beyond2020 ～東京の未来に向けて～」
- ・都民からの意見募集の状況

＜第3回プラン策定会議＞



7 「都民ファーストでつくる『新しい東京』 ～2020 年に向けた実行プラン～」 公表（平成 28 年 12 月 22 日）

用語解説

用語解説

| 語句 | 意味 |
|-----------------------|--|
| 英数字 | |
| A I | 人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどのことをいう |
| B C P | 事業継続計画（Business Continuity Plan）の略称。大災害や事故などの被害を受けても重要業務が中断しないこと、もしくは中断したとしても可能な限り短い期間で再開することが出来るよう、事業の継続に主眼を置いた計画 |
| B O D（ビーオーディー） | 生物化学的酸素要求量（biochemical oxygen demand）の略称。微生物が水中の有機物等を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど水質が悪化していることになる |
| B R T | Bus Rapid Transitの略で、接続バスの採用や専用走行空間の整備等により、路面電車と比較して遜色のない輸送力と機能を有するバスシステム。通常の路線バスと比べると、定時性に優れ、より多くの輸送量を確保できるのが特徴 |
| C 4 0（シーフォーティ） | 世界大都市気候先導グループ（The C40 Cities Climate Leadership Group）の略称。世界の都市が連携して温室効果ガス排出削減に取り組む国際的ネットワーク。2016年12月現在、90都市で構成されている |
| C G S | Cogeneration System(コージェネレーションシステム)の略称（380頁参照） |
| C I Q | 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の頭文字の略称 |
| CO ₂ フリー水素 | 再生可能エネルギーの電力で水を電気分解して製造した水素等 |
| C O D（シーオーディー） | 化学的酸素要求量（chemical oxygen demand）の略称。水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために要した過マンガン酸カリウムなどの酸化性物質の量を酸素の量に換算した値。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど水質が悪化していることになる |
| C S I R T | 「Computer Security Incident Response Team」の略称。コンピュータやネットワークで発生する事故の予防、監視及び事後対応などを行う専門チーム |
| C S R | 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略称。企業の責任を、経済的・法的責任に加え、企業に対して利害関係のあるステークホルダーにまで広げた考え方 |
| D M A T | 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略称 |
| D P A T | 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）の略称 |
| D V | 「domestic violence」の略称。本プランでは、配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力のことを言う。暴力は、殴る・蹴るなど身体的暴力だけではなく、人前でハカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる |
| E S C O | Energy Service Companyの略称。顧客のエネルギー使用を最適に管理することで経費削減を行い、その実績から一定額を報酬として受け取る事業 |
| E S I（イーエスアイ） | Environmental Ship Indexの略称。国際港湾協会主導の下、世界港湾気象イニシアチブ（WPC I）が、船舶の環境船舶指数（E S I値）を評価・認証し、参加港湾が入港料減免などのインセンティブを与え、港湾地域の環境改善を促す仕組み |
| FinTech | Finance×Technologyの造語で、先端技術を用いた革新的金融サービスが、新たな産業を生み出し、資金の流れを変えていく動き |
| G W P | 地球温暖化係数のことで、CO ₂ を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値 |
| I B | 「国際バカロレア」（International Baccalaureate）の略。各国の現地校等の卒業生に国際的に通用する大学入学資格を付与する仕組み。海外大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と、国際理解教育の促進に資することを目的としている |
| I C A P（アイキャップ） | 国際炭素行動パートナーシップ（The International Carbon Action Partnership）の略称。国や公的機関によるキャップ&トレード制度の国際的な連携に向け、専門的な議論や意見交換を行うフォーラム |
| I C L E I（イクレイ） | 「I C L E Iー持続可能性をめざす自治体協議会」は、持続可能な社会の実現を目指す1,500以上の自治体で構成された国際ネットワーク |
| I C T（アイシーティー） | Information and Communication Technologyの略。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称 |
| I o T | コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|------------------------------|---|
| ITS | Intelligent Transport Systemsの略で、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワーク化し、交通事故、渋滞などの解決を目的とする交通システム |
| JETプログラム | 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略 |
| LED | Light Emitting Diode (ライト・エミッティング・ダイオード)の略称。白熱灯や蛍光灯に比べて長寿命で省電力、コンパクトなどの長所を有する |
| LGBT (エルジーピーティ) | 「性」は出生時に判定された性別(身体の性)、性自認(自分が認識している自分自身の性別)、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)など、様々な要素からなると考えられており、「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人たちは性的マイノリティあるいは性的少数者などと呼ばれている。 LGBTとは、次の性的マイノリティ(性的少数者)の頭文字をとって作られた言葉である。 Lesbian (レスビアン: 女性同性愛者)、Gay (ゲイ: 男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル: 両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー: 身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人) |
| MEMS | Mansion Energy Management Systemの略称。マンションの建物内で使用する電力等を計測し、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システム |
| MICE | 企業等の会議(Meeting)、企業等の報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関等が行う国際会議(Convention)、イベントや展示会等(Event/Exhibition)の総称 |
| MJ | M(メガ)は100万(10の6乗)を意味する接頭辞。J(ジュール)は仕事や熱量の単位で、1ジュール=1ワット×秒で換算される |
| M字カーブ | 15歳以上の女性の有業率を年齢階層別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし20歳代後半、40歳代後半が山になるM字の曲線 |
| NICU | 新生児集中治療管理室(Neonatal Intensive Care Unit)の略称。低出生体重児(未熟児)や、先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸管理などの専門医療を24時間体制で提供 |
| NOx (ノックス) | 窒素酸化物(nitrogen oxides)の略称。それ自身が大気汚染物質であるとともに、大気中で紫外線などの影響によりPM2.5や光化学オキシダントの生成を促進する。また、酸性雨の原因物質としても知られる |
| ODA (オーディーエー) | 政府開発援助(Official Development Assistance)の略称で、政府または政府の実施機関によって開発途上国または国際機関に供与されるもので、開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つために行う資金・技術提供による公的資金を用いた協力のこと |
| PBL (Project Based Learning) | 複数の学生が協力し、明確な目標を掲げて1つのプロジェクトを完成させていくことで、実践的なスキル等を身に付ける問題解決型学修 |
| PDCAサイクル | Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)という政策サイクル |
| PJ | P(ペタ)は1千兆(10の15乗)を意味する接頭辞。以下、MJの項を参照 |
| PM2.5 | 大気中に浮遊する粒子状物質(Particulate Matter)のうち、粒径2.5μm以下のもの。肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている |
| SOx (ソックス) | 硫黄酸化物(sulfur oxides)の略称。それ自身が大気汚染物質であるとともに、大気中で紫外線などの影響によりPM2.5の生成を促進する。また、酸性雨の原因物質としても知られる |
| SPR工法 | 下水が流れている下水道管内でも施工可能で、円形・馬蹄形・矩形などのさまざまな断面形状の下水道管に対応可能な既設下水道管の更生方法 |
| TEU | Twenty-foot Equivalent Unitの略で、コンテナの個数を数える単位。20フィートコンテナ(長さ約6m)1個を1TEUという |
| TOEFL | 「Test of English as a Foreign Language」の略。Educational Testing Service(ETS)が主催しているテストで、世界全域で2,700万人を超える人々が英語能力の習熟度を判断する目的で行われる試験 |
| Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン | 組織委員会が、国際パラリンピック委員会(IPC)の求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針 |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|----------------|---|
| UJターン | 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す |
| ZEB | Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略称。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロ又はおおむねゼロとなる建築物 |
| 4テーマ×4アクション | 「オリンピック・パラリンピックの精神」と、オリンピック・ムーブメントの3つの柱「スポーツ」、「文化」、「環境」を合わせた4つのテーマに、「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」の4つのアクションが組み合わされた多彩な取組。東京都オリンピック・パラリンピック教育の基本的枠組となっている |
| あ行 | |
| アーツカウンシル東京 | 公益財団法人東京都歴史文化財団にある組織であり、東京の芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高めるための多様な事業を展開している |
| アール・ブリュット | フランス語で「生（き）の芸術」の意味。フランスの画家ジャン・デュビュッフェにより提唱された「美術教育を受けていない人などが、既成の表現法にとらわれず自由に制作した作品」をいう。狭義には障害者の作品や芸術文化を指す |
| アオコ | 夏の晴れた日に、池や湖沼の水面が緑色の粉をまいたような状態になる現象。原因は、水中で大量発生した植物プランクトン（藍藻類、シアノバクテリア）。アオコが発生するとカビのような異臭を放つことが多くある |
| 開かずの踏切 | ピーク時間の遮断時間が40分/時以上の踏切 |
| アクセシブル・ツーリズム | 障害者や高齢者が積極的に参加できる旅行のこと |
| アクセラレーションプログラム | ベンチャー企業がリーディングカンパニーへと成長するための場として、メンター陣等の指導を受けながら、事業プランのブラッシュアップなどを行う、1クール5ヶ月間のプログラム |
| アクティブ・ラーニング | 教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法とされる |
| アグリゲータ | エネルギーマネジメントシステムを導入するとともに、自ら集中管理システムを設置し、顧客に対しエネルギーの管理・支援をする事業者 |
| アセットマネジメント | 施設の状態を評価し、適切な維持管理を行うとともに、ライフサイクルコストや中長期的な事業量の平準化などを勘案しつつ、計画的かつ効率的に資産を管理する方法 |
| アンダーパス | 道路や鉄道などと立体交差する道路で、路面の高さが前後と比べて低くなっている構造形式 |
| 医療的ケア | たんの吸引や経管栄養等の日常生活を営むために必要な医療的な行為 |
| 海の森倶楽部 | 正式名称は「東京都海の森倶楽部」。「海の森」について広く国内外に発信するとともに、多様で魅力的な行催事や樹林地管理等の機会を広く都民に提供するため、企業、NPO、学校、その他これらに類する団体が、魅力的な行催事、広報及び樹林地等管理に関する意見や企画案等について自由な意見交換を行い、企画案及び実行組織の形成を促す場として、倶楽部は設置された |
| エコマテリアル | 資源採取から製造、使用、廃棄までのライフサイクル全般を通じて、人に優しく、環境負荷が小さく、特性・機能も優れた材料のこと。再生砕石、森林認証木材など |
| エスコートゾーン | 道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置し、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとするための点字ブロック |
| エネルギー環境計画書制度 | 都内に電気を供給している事業者に対し、CO ₂ 排出係数の削減や再生可能エネルギー導入等、電気的环境性の向上に関する取組を記載した計画書及び毎年度の実績報告書の提出を義務付ける制度 |
| 延焼遮断帯 | 地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間 |
| 親子蓋 | 既存防火水槽の鉄蓋を、可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう小蓋を併設したもので、自主防災組織等の都民が活用しやすいよう、木造住宅密集地域の公園に設置している |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|----------------------------|---|
| 温室効果ガス排出量 | 人の活動に伴って排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の7種類のガスの量を二酸化炭素の量に換算したもの |
| か行 | |
| カーボンレポート | 中小テナントビルの省エネレベル（CO ₂ 排出実績や省エネルギー対策の取組状況等）を7段階で示したレポート。ビルオーナー等が、不動産取引の際の環境性能のアピールなどに活用することを想定している |
| 海岸保全施設 | 指定された海岸保全区域内にある堤防、護岸、離岸堤、砂浜その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設 |
| 介護キャリア段位制度 | 介護サービス従事者の職業能力について、「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面から評価する仕組み。介護サービス事業者における共通の評価尺度をつくり、これに基づき人材育成を図る |
| 海上公園 | 都民が海や自然とふれあい、レクリエーションを楽しめる場として、埋立地を公園として整備したもの。海浜公園、心頭公園、緑道公園がある |
| 崖線 | 河川や海の浸食作用でできた崖地の連なり。自然の地形を残し、また崖線下には多くの湧水があるなど、都内の区市町村界を越えて連続して存在する東京の緑の骨格となっている |
| かいぼり | 池の環境を改善するために池の水を抜いて干すこと |
| 学童クラブのいわゆる待機児童 観光レップ | 学童クラブの対象児童で、利用申込みをしたが、何らかの理由で登録できなかった児童 海外に在住し、東京の旅行商品の造成を促進するため、現地旅行事業者等への情報提供やニーズの収集、商品企画のサポートなどを行う人 |
| 患者支援センター | 患者の円滑な転・退院、在宅移行の支援や、医療福祉・看護相談等を行うセンター |
| がん診療連携拠点病院 | 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援や情報提供を行うため、国が定めた整備指針に基づき、都道府県が推薦し、国が指定する病院 |
| 幹線貨物輸送用の耐震強化 岸壁 緩和ケア | 大規模地震の発生時に、経済活動を支えるために必要な当該港湾の物流機能を維持する施設 がん患者、家族に対し、がんと診断された時から行う身体的・精神的な苦痛を和らげるための医療 |
| 危険ドラッグ | 麻薬・覚醒剤等と同等以上の人体への危険性を有しており、重大な健康被害や事件・事故を招くおそれがある物品のこと |
| 揮発性有機化合物（VOC） | 揮発性有機化合物（volatile organic compounds）の略称。塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する |
| キャップ&トレード制度 | 個々の事業所等に温室効果ガスの排出量の上限を定めて、排出削減の確実な実施を担保するとともに、その過不足を取引によって移転又は獲得することを認める制度 |
| 救急医療の東京ルール | 「救急患者の迅速な受入れ」「トリアージの実施」「都民の理解と参画」の3つから成る、迅速・適切な救急医療を確保するために平成21年に都が策定したルール |
| 救急患者受入コーディネーター | 地域（二次保健医療圏）内での搬送調整が困難な場合に、都内全域を対象として救急患者の受入先の調整を行うため、24時間体制で東京消防庁に配置 |
| 旧耐震建築物 | 昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった |
| 教育支援センター（適応指導教室） | 集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、不登校児童・生徒の在籍校への復帰を支援し、社会的自立に資することを目的とした学校外の施設 |
| 居住支援協議会 | 高齢者や子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織 |
| キョン | 中国南東部・台湾が原産地の小型のシカ。もともと日本に生息しておらず、人の手により伊豆大島に持ち込まれ、自然の中で増えている。農林業及び生態系に被害を及ぼすおそれがあるとして、特定外来生物に指定されている |
| 緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁 | 大規模地震の発生時に、物資の緊急輸送、住民の緊急避難等に対応する施設 |
| 緊急輸送道路 | 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路 |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|----------------------------|---|
| 空港アクセス駅 | 競技会場やそのアクセス経路（アクセシブルルート）以外の重要なルートの駅で、羽田空港駅、日暮里駅等の空港アクセス関係駅 |
| クラウドファンディング | 多くの場合にインターネット経由で、不特定多数の人が他の人々や組織に、財源の提供や協力などを行うこと 「群衆（crowd）」と「資金調達（funding）」を組み合わせた造語 |
| グリーンボンド | 温室効果ガス削減や環境対策など、気候変動問題に取り組むプロジェクトに必要な資金を調達するために自治体や企業が発行する債券のこと |
| グリーンリース | テナントビルにおいて、ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、その取り決め内容を実践すること |
| 下水の高度処理施設等 （高度処理・準高度処理） | 赤潮の発生要因の一つであるちっ素及びりんを削減する水処理方法 |
| 建設副産物 | 建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品のこと。種類としては、建設発生土、建設発生木材、コンクリート塊などが知られている。社会資本の更新を迎えるなか、発生量の増加が見込まれている |
| 光化学オキシダント | 大気中のVOCやNO _x が紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾン等をいう。高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす |
| 光化学スモッグ | 生成された光化学オキシダントが、気象条件により大気中で拡散されず滞留することで空が霞んで白いモヤがかかったような状態のこと。「目がチカチカする」、「喉が痛い」などの症状がでる場合がある |
| 高次脳機能障害 | 脳卒中などの病気や事故等による脳損傷の影響により、記憶、注意、思考、行為、言語などの認知機能の一部に障害が生じた状態 |
| 洪水予報河川 | 河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁が国土交通省または都道府県の機関と共同して、水位または流量を示した洪水の予報を行う河川 |
| 洪水予報システム | 気象庁と連携して河川の水位変動を予測し、河川があられる恐れのある場合に都民や区市町村にはん濫警戒情報を提供するもの |
| 高速ろ過施設 | 従来の沈殿処理と比較して省スペースで、沈殿物を約2倍除去することが可能な処理技術 |
| 工賃 | 障害者が福祉施設において収入の発生する作業に従事した場合に支給される賃金 |
| 高度救命救急センター | 広範囲熱傷等の特殊疾患患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する医療機関 |
| 合理的配慮 | 障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。例えば、窓口で障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること等が挙げられる |
| 合流式下水道 | 家庭や事業場から排出される汚水と雨水を一つの下水道管で集め、処理する下水道の方式。1本の下水道管を整備すれば良く、衛生環境の改善と雨水排除の両方を早期に達成できるが、強い雨の日は、汚水混じりの雨水が川や海に放流される問題がある |
| コージェネレーションシステム（CGS） | 発電とともに、発生した熱を冷暖房や給湯などに有効利用するシステム。約75～80%に達する高いエネルギー利用効率を実現可能 |
| コーディネーショントレーニング | 身体を動かすことを苦手とする子供でも、手軽に取り組むことができる運動であり、子供の運動意欲を高めたり、自信をもって運動に取り組むことができるもの。脳・神経一筋をはじめとする運動の協応的機能を開発・改善することを目的としたトレーニング |
| 子育てひろば | 親子で遊べる場、育児仲間をつくる場として、0～3歳を中心とした親子を対象に、児童館や保育所、公共施設などを活用してつどいの場を提供するもの。子育て相談や子育てに関する講座なども実施 |
| 固定価格買取制度（FIT） | 再生可能エネルギー源（太陽光・風力・水力（3万kW未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。電気事業者が買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する再エネ賦課金によって賄われる |
| 下水再生水 | 通常の下水処理に加え、ろ過処理やオゾン処理などさらに高度な処理を行い、再利用する目的で水質を向上させた水のこと |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|------------------|---|
| さ行 | |
| サービス付き高齢者向け住宅 | バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービス、生活相談サービス等の付いた住宅として都道府県等に登録された住宅 |
| サーベイランス | 疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況や動物等の病原性の保有状況などを継続的に監視すること。具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと |
| 災害時帰宅支援ステーション | 徒歩による帰宅者に対する支援の一環として、水道水・トイレ・ラジオ等からの災害情報の提供を行う。コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等の事業者と協定を締結し、確保に努めている |
| 災害ボランティアコーディネーター | 災害時にボランティア活動が円滑に行われるために、ボランティアの受け入れや活動先の調整など、災害ボランティア活動の中核的な役割を担う |
| 在住外国人 | 適法に3か月を超えて在留し、住民基本台帳に登録している外国人 |
| サイバー攻撃 | サイバーテロ（重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会機能を麻痺させる電子的攻撃）及びその恐れのある事案並びにサイバーインテリジェンス（情報通信技術を用いた諜報活動）を合わせたもの |
| シェアサイクル | 地域内の各所にサイクルポートと呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者は好きな時に好きな場所（サイクルポート）で自転車を借りたり返却することができる自転車の共同利用サービス |
| 事前キャンプ | オリンピック・パラリンピックに参加する選手たちが、時差調整や気候順応のため大会前に任意に行うトレーニング。過去大会においては、開催都市だけでなく開催国各地、近隣国等で実施されている |
| 事前復興 | 平常時から準備会などの組織づくりを進め、事前に復興時のまちづくりを検討しておくこと |
| シティチャージ | 太陽光パネルによる電気スマートフォンなどの充電が無料ができる、街中の充電スタンドのこと |
| シティドレッシング | オリンピック・パラリンピック開催都市全体を一貫性のある外観で装飾すること |
| 自転車走行空間 | 車道の一部を利用した自転車レーンの設置や、歩道内で植栽帯や舗装の色などにより歩行者と自転車を分離する手法などで整備される自転車の通行部分 |
| 自転車ナビマーク | 道路標識等の法定の表示とは別に、自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するもの |
| 自動通話録音機 | 電話機に接続し、呼出音が鳴る前に、通話を録音する旨の警告メッセージを発信することにより、犯人に通話を断念させ、被害を未然に防止するための機器 |
| 社会的入院 | 地域での受入条件が整えば退院可能な状態にあるが、条件が整わず入院を継続していること |
| 遮熱性舗装 | 路面温度を上昇させる原因である赤外線を反射する遮熱材を路面の表面に塗布した舗装。舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を最大で8℃程度抑制する |
| 集学的治療 | 手術療法・化学療法・放射線療法などを効果的に組み合わせて行う総合的な治療 |
| 住居喪失不安定就労者 | 住居を失いインターネットカフェ等で寝泊りする不安定な就労の従事者 |
| 周産期母子医療センター | 周産期（おおむね妊娠満22週から生後7日未満）において、産科・小児科双方から一貫した総合的かつ高度な医療を提供する、NICU等を有する施設 |
| 重症心身障害児（者） | 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童（者） |
| 住宅確保要配慮者 | 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者 |
| 受動喫煙 | 自分がたばこを吸わなくても、周りの人のたばこの煙（副流煙）を吸ってしまうこと |
| 首都中枢機関 | 国会、中央省庁、都庁、駐日外国公館等（政治・行政機能）や、日本銀行本店、主要な金融機関及び決済システム、それぞれのオフィス・電算センター等（経済機能） |
| 順応的管理 | 自然の環境変動により当初の計画では想定していなかった事態に陥ることや、歴史的な変化、地域的な特性や事業者の判断等により環境保全・再生の社会的背景が変動することをあらかじめ管理システムに組み込み、目標を設定し、計画がその目標を達成しているかをモニタリングにより検証しながら、その結果に合わせて、多様な主体との間の合意形成に基づいて柔軟に対応していく手段 |
| 省エネ・再エネ東京仕様 | 都有建築物の改築等にあたり、導入を検討すべき省エネ・再エネ技術を基準化したもの。平成26年6月に改正 |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|-------------|--|
| 省エネチューニング | 実際の建物の使い方の変化に合わせて、省エネルギー効果を発揮する設備機器等の調整を指す |
| 小水力発電 | 定義はいくつかあるが、日本では新エネルギー法に位置づけられる出力1,000kW以下の水力発電を指すことが多く、全国小水力利用推進協議会も採用している |
| 食品ロス | 食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。家庭における食品ロスは、(1)消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、(2)食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、(3)食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる |
| 処置範囲拡大救急救命士 | 心肺機能停止前の重度傷病者に対し、特定の救急救命処置を行う救急救命士。これまでの対象は、心肺機能停止状態の傷病者に限られていた |
| 初療室 | 救急搬送された重篤患者等に対して緊急の手術や処置を行う場所 |
| 自立型ソーラースタンド | 外部電源が不要な太陽光発電と蓄電池を利用して、スマートフォン等の充電設備やLED照明が設置されたスタンドを指す |
| 新耐震建築物 | 昭和56年6月1日に導入された耐震基準。建築基準法では最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震に対しては構造体を無害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。 |
| 水素ステーション | 燃料電池自動車に水素を供給するための施設。水素を外部から輸送して水素ステーションに貯蔵するオフサイト型と、都市ガスなどを改質してステーション内で水素を製造するオンサイト型がある |
| 水素蓄電 | 水を電気分解して製造した水素を蓄えておくしくみ。エネルギーが必要な時には、燃料電池に水素を供給して、電気や熱を発生させる |
| 水面制御装置 | 合流式下水道の改善を図り、河川へのごみなどの流出を抑制する装置。取付容易、動力不要、他の装置と比べて安価という特長があり、下水中のごみを7割以上除去することが可能 |
| スタンドパイプ | 道路上にある消火栓や排水栓に差し込み、ホースをつなぎ消火を行う器具。地域の防災倉庫や避難所などに配置が進んでいる |
| スポーツクラスター | 大規模スポーツ施設を中心とした様々な施設の集積。四大スポーツクラスターとは、神宮地区、駒沢地区、武蔵野の森地区、臨海地区の4か所を指す |
| スポーツ実施率 | 週1回以上スポーツ（競技スポーツだけでなく、健康づくりや気分転換など目的を持った身体活動の全て）を実施する成人の割合。現状値は60.5%（2014年現在） |
| スポーツ推進委員 | 地域のスポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整やスポーツに関する指導・助言等を行う非常勤の公務員であり、都内では、59区市町村の教育委員会等が委嘱している |
| 生活習慣病 | 食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。日本人の死因で上位にあるがん、心疾患、脳血管疾患のほか、動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などがあげられている |
| 生活中心地 | 身近なコミュニティにおいて、特徴ある商店街やコミュニティインフラ（道路、公園、集会施設、商店街、子育て支援施設、高齢者介護施設、教育文化施設等）の整った、人々の活動や交流の場。「東京の都市づくりビジョン」（平成21年7月 東京都）においてイメージが記載されている |
| 生体機械（工学） | 人体等の特性、機能及びメカニズムを機械工学的観点から明らかにし、得られた結果を、医学、工学、スポーツ科学等に応用する学術領域。人工関節等の材料となるバイオマテリアルや人工臓器の開発などの研究が行われている |
| 整備地域 | 地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時に大きな被害が想定される地域。区部の約6,900haを指定している（区部面積の約1割に相当） |
| 清流復活事業 | 水量が枯渇した都市河川などに再生水を供給することにより清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間を回復させる事業 |
| 全国高等学校総合文化祭 | 昭和52年から毎年、8月上旬に開催される各都道府県代表高校生による文化の祭典。高校生の芸術文化活動への参加意欲を喚起し、創造的な人間形成を図るとともに、全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図ることを目的としている。初日には総合開会式とパレードが行われ、舞台発表や展示発表が5日間の日程で繰り広げられる |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|--------------------------|--|
| センター・コア・エリア | おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア |
| 総合診療能力 | 特定の臓器や疾患に限定することなく幅広い視野で患者を診療できる能力 |
| 相互送泥施設 | 下水を処理する過程で出る汚泥の処理を震災時などでも安定的に行うために、水再生センター間で汚泥を総合に送ることができるようにする施設 |
| 想定される最大級の地震 | 東京都防災会議が示したマグニチュード8.2の海溝型地震やマグニチュード7.3の首都直下地震等 |
| ソーシャルファーム | (日本において明確な定義はないが、以下、一例として厚生労働省調査事業資料より引用)「障がい者の雇用を前提とした事業運営システムの下、企業的経営手法を用い、障がい者だけでなく、労働市場において不利な立場にある人々(いわゆる就労弱者)を多数(3割以上)雇用し、健常者と対等の立場で共に働くとともに、国からの給付・補助金等の収入を最小限にとどめた組織体」 |
| ゾーン30 | 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、生活道路への通過交通の流入抑制等を図る対策 |
| た行 | |
| 第一次緊急輸送道路 | 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のうち、応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線 |
| 大会ボランティア | 東京2020大会における、観客サービス、競技運営のサポート、メディアのサポートなど大会運営そのものを担うボランティア。組織委員会が募集・研修・運営などを担う |
| 大規模住宅団地 | 昭和30年代後半～40年代に入居が開始された、住戸規模で1000戸以上の団地 |
| 第3次交差点すいすいプラン | 片側一車線の道路における交差点で、右折待ち車両による渋滞を緩和するため、用地を取得し右折車線等を整備する事業であり、2015年3月に第3次計画を策定した |
| 耐震化推進条例 | 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」。特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震診断の実施義務や、耐震改修等の努力義務が定められている |
| 代替フロン(HFC _s) | 特定フロン(クロロフルオロカーボン:CFC、ハイドロクロロフルオロカーボン:HCCFC)の代わりに使用されるフロン(ハイドロフルオロカーボン:HFC)。オゾン層破壊係数はゼロだが、温室効果が高い |
| 高潮特別警戒水位 | 高潮による災害の発生を特に警戒すべきとして都道府県知事が定める水位。都道府県知事はこの水位に達した時は一般に周知し、関係市町村に通知しなければならない |
| 多摩地域の拠点10地区 | 八王子インター北地区、立川基地跡地昭島地区、立川駅北口西地区、武蔵小金井駅南口第二地区、国分寺駅北口地区、調布駅北第一地区、調布駅南口東地区、布田駅南地区、府中駅南口第一地区、拝島駅南口周辺地区 |
| 地域移行促進コーディネーター | 福祉施設入所者の地域生活への移行を促進するため、入所施設等に配置し、入所している障害者や家族及び区市町村等に対して、地域生活への移行の働きかけを行う者 |
| 地域危険度 | 東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年おきに実施している「地震に関する地域危険度測定調査」において測定し、公表している指標 |
| 地域スポーツクラブ | 誰でも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができ、地域の日常的なスポーツ活動の場として、子供から高齢者まで、また、障害のある人を含めすべての人が参加でき、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ |
| 地域版パートナーシップ | 官民が一体となって「テロを許さない街づくり」及び「災害に強い街づくり」を推進するネットワーク |
| 地域包括支援センター | 高齢者に関する様々な相談対応や必要なサービスの調整など、高齢者の地域での自立した生活を支援する機関。日常生活圏域(おおむね中学校区)を単位として設置 |
| チーム学校 | 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校 |
| 地球温暖化対策報告書制度 | 都内の中小規模事業所での地球温暖化対策の推進を図るため、対象事業所へ地球温暖化対策報告書の提出を義務付けることなどで、CO ₂ 排出量の把握や具体的な省エネルギー対策の実施を促進し、事業活動に伴うCO ₂ 等の排出抑制を図る制度 |
| 治水安全度達成率 | 時間50ミリ降雨対策護岸の整備率に調節池等の整備の効果を加えた達成率 |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|----------------|--|
| 地中化率 | 整備対象延長に対する、電線共同溝本体が整備された延長の比率をいう |
| 地中熱 | 昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーのこと |
| 地中熱ポテンシャルマップ | 都内おける地中熱の採熱可能量（ポテンシャル）の目安が一目でわかるマップ |
| 地熱発電 | マグマの熱で高温となっている地中深く（地下1,000～3,000m程度）の地熱貯留層より蒸気や熱水を取り出し、タービンを回す発電方式。蒸気で直接タービンを回すフラッシュ発電が一般的であるが、バイナリー発電方式も増えつつある |
| 長期優良住宅 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、所管行政庁により認定される住宅で、劣化対策、耐震性、可変性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅 |
| 長周期地震動 | 長周期地震動とは、揺れの周期が長い（2～20秒）波を多く含む地震動で、ゆっくりとした揺れが長く続く特色がある。超高層建築物等では、共振により構造安定性などへの影響が指摘されている |
| 直結給水方式 | 給水方式には、水道水を直接給水する「直結給水方式」と、水道水を一旦、貯水槽に貯留し揚水ポンプで給水する「貯水槽水道方式」がある。直結給水方式は、貯水槽が不要であることから、貯水槽施設等の設置スペースを有効活用できることや点検・清掃等の維持管理に係る費用負担の軽減ができる。また、配水圧力を有効利用することから省エネルギーが図られ、環境負荷低減効果が得られるというメリットがある |
| 通級指導 | 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態 |
| ディプロマ | 国際バカロレア機構からディプロマ・プログラムの認定を受けた学校等で学び、世界共通の統一試験に合格することにより取得できる海外大学進学資格（フルディプロマ）を指す |
| デジタルサイネージ | 商業施設や交通機関、店頭、公共空間などで、ネットワークに接続したディスプレイで映像や情報を表示するシステム |
| テストイベント | 東京2020大会の開催に先立ち、設備・人員・運営等が正常に機能するかをテストする目的で行われる全てのイベントを指す。大会の24ヶ月前から2ヶ月前までの間に行うことが定められており、当該競技を所管する国際競技連盟の同意を得た上でイベント内容を決定しなければならない |
| デマンドレスポンス | 電力需給を最適制御する手法の一つとして、需要家に対してインセンティブを通じた需要抑制を促す仕組み |
| 東京ER | 365日24時間いつでも、誰でも、様々な症状の救急患者に対して、診察・入院・緊急手術・救命措置などトータルな救急医療サービスを提供することを目的とした救急医療体制 |
| 東京アメッシュ | 東京都下水道局がポンプ所や水再生センターの適切な運転のために運用している降雨情報システム。一般にも、下水道局のホームページなどで東京近郊の降雨の観測状況をリアルタイムに情報提供している |
| トウキョウX | 東京都畜産試験場（現、東京都農林総合研究センター）が作出した、「脂肪の質が良く」「霜降りになる」という特徴を持った高品質系統豚 |
| 東京消防庁版ロジスティックス | 震災発生時において、消防隊員の長時間に及ぶ活動を支えるための、衣食住にわたる後方支援体制 |
| 東京ジョブコーチ | 職場適応援助者のこと。都内の事業所に出向き、事業主、障害者双方への助言等を行い、障害者の職場定着を支援 |
| 東京ソーラー屋根台帳 | 建物の屋根ごとに日陰等の影響も考慮して太陽エネルギーの導入ポテンシャルを試算し、太陽光発電や太陽熱利用システム設置の適合度を表示するウェブマップシステム |
| 東京都貨物輸送評価制度 | 貨物運送事業者のエコドライブなどのCO ₂ 削減の日常的な努力を評価するため、運転手への教育体制、燃費管理の状況等を審査する制度。評価は、都が定めた平均燃費値をもとに、事業者の全自動車の実走行燃費から算出された偏差値に基づき、3つの星の数で表される |
| 東京都建築物環境計画書制度 | 一定規模の建築物の新築・増改築時に、建築主に省エネルギー対策等の環境配慮への取組と評価を記載した計画書の提出を義務付ける制度。提出された計画書の公表などにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ることなどが制度の目的 |
| 東京都子ども救命センター | 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う、都が指定する4医療機関 |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|--------------------|---|
| 東京都人権プラザ | 東京都が設置している人権啓発の拠点施設。次代を担う子供・若者など幅広い都民を対象に、来館者が自ら人権問題について考えることができるよう展示や情報提供などを行うとともに、相談を受ける機能等も備えている。更なる機能強化に向け、平成29年2月に港区へ移転予定 |
| 東京都地域救急医療センター | 救急隊の医療機関選定において搬送先が決定しない場合に、救急隊と協力して、地域内の救急医療機関との連携により、受入先の調整を行う医療機関 |
| 東京2020参画プログラム | オリンピック・パラリンピック・ムーブメントへの参加促進や、レガシー創出に向けたアクションの促進を目的として、組織委員会が実施するプログラム。様々な組織・団体が、東京2020大会に向けて実施するイベントや事業を認証するものであり、「公認プログラム」と「応援プログラム」の2つの認証区分がある |
| 東京ベーシック・ドリル | 小学校1年生から中学校1年生までの国語・算数・数学、小学校3、4年生の社会・理科、中学校1年生の英語の基礎的な学習内容及び知識を身に付けるためのドリル。全公立小・中学校等に配布するとともに、都教育委員会のホームページに掲載し、その活用の推進を図っている |
| 東部低地帯 | 東京都の東部において、地盤高が低く、高潮による浸水のおそれがある地域（おおむねA.P.+5m以下）。地域としては、おおむねJR京浜東北線以東であり、大半の地域が平均満潮位以下の「おおむねゼロメートル地帯」（おおむねA.P.+2m以下）を含む。 |
| 特定緊急輸送道路 | 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路で、緊急輸送道路のうち、すべての第一次緊急輸送道路及び地域防災計画に基づき災害時の区市町村本部を設置する区市町村庁舎との連絡や他県の第一次緊急輸送道路との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路 |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物 | 特定緊急輸送道路に敷地が接する旧耐震建築物のうち、高さがおおむね道路幅員の1/2以上の建築物。「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震診断の義務付けなどがされている |
| 特定整備路線 | 災害時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、延焼を遮断し、市街地の燃え広がりを防ぐとともに、避難路や緊急車両等の通行路ともなる防災上効果の高い幅員15m以上の都が施行する都市計画道路のこと |
| 特別区学生消防団活動認証制度 | 学生が消防団員として社会貢献に努めたことを評価し、就職活動を支援することにより、消防団への入団を促進するため、大学等の学生が消防団員として活動を行った功績を東京消防庁が認証するもの |
| 特別緑地保全地区 | 豊かな緑を未来へ継承するために指定された地域。指定により、税金の優遇等を受けることができるため、樹林地を所有する負担を軽減することができる。建築行為や木竹の伐採など、緑を守るために支障となる行為は制限がかかる |
| 都市開発諸制度 | 公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度。都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の4制度の総称 |
| 都市再生ステップアップ・プロジェクト | 民間活力を導入し、地区特性に応じ複数の都有地を一体的に活用するとともに、周辺開発を誘発し、まちづくりを促進する事業 |
| 都市再生特別地区 | 都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度 |
| 都市ボランティア | 東京2020大会時に、東京を訪れる選手をはじめとする大会関係者、国内外からの旅行者などに対し、空港や主要駅、観光地等における観光・交通案内や、競技会場の最寄駅周辺における観客の案内等を行うボランティア。都が募集・研修・運営などを担う |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害防止法に基づき、住民の安全確保を目的に知事が指定するもの。がけ崩れなどの災害発生時に住民の生命等に危害が生ずる恐れがある箇所を指定する |
| 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法に基づき、住民の安全確保を目的に知事が指定するもの。土砂災害警戒区域のうち、建物の倒壊等により特に著しい被害が生ずる恐れがある箇所を指定する |
| 都民の森 | 森林に対する理解を深め、森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図るレクリエーション施設 |
| 都立高校学カスタンダード | 都立高校生の学力の定着と伸長を図るため、学習指導要領の内容・項目ごとに具体的な学習目標を示したもの |
| 都立専門高校技能スタンダード | 専門高校において生徒が身に付けるべき、農業、工業、商業等の専門分野に関する主な技術・技能を具体的に示したもの |
| な行 | |
| にぎわい誘導エリア | 4エリア（浅草、両国、佃・越中島、築地） |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|-----------------|--|
| 日常備蓄 | 日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備え、日常の中で消費・購入しつつ、災害時にも活用すること |
| 年超過確率 | 毎年1/Nの確率で時間〇ミリ以上の雨が降ることを意味する。 例えば、「年超過確率1/20規模の降雨である時間75ミリに対応」といった場合、年間1/20（5%）の確率で時間75ミリ以上の雨が降ることを意味する |
| 燃料電池 | 水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステムで、反応時に水しか排出しないためクリーンである。発電の際に発生する熱も給湯などに利用できるのでエネルギー効率が低い。燃料となる水素は都市ガスを改質するなどして製造される |
| 農の風景育成地区 | 都市部において比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、区市町村が、将来にわたり風景を保全、育成するとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災等の緑地機能を持つ空間として確保する地区 |
| は行 | |
| ハイパースムーズ作戦 | 既存の道路空間を活用した即効性のある渋滞対策として、平成20年から、ITS技術を活用した対策や道路施設の改善などを集中的に実施している事業 |
| バン・シャーシープール | コンテナ、シャーシー（コンテナ運搬用の台車）置き場 |
| 氾濫危険情報 | 洪水予報河川において、一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される情報。また、水位周知河川においては、避難判断水位に到達した場合に発表される |
| ピークシフト | 電力需要のピークにあたる時間帯の電力消費を低く抑えるため、夜間など比較的電力需要の少ない時間帯に、電気を使用する時間を移動すること |
| ピークル・トゥ・ホームシステム | 電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車などと住宅の間で電力を融通しあうシステム |
| 光ビーコン | 近赤外線により走行車両の車載装置と双方向通信を行う装置。車両の台数や位置などのデータをリアルタイムに収集するとともに、ドライバーに交通情報を提供 |
| ピクトグラム | 誰にでも伝わりやすい単純化されたデザインの絵文字等により、情報や注意を表示した視覚記号 |
| ビジネス航空 | 企業・団体又は個人が、小型ジェット機等を用いて商用目的で利用する航空運送 |
| 非常時映像伝送システム | 民間の防犯カメラを活用し、テロ等の大規模災害発生時に現場の被害状況を把握するシステム |
| 非常用救急車 | 多数の傷病者が発生した場合又は移動中の救急自動車が故障した場合等に使用するため、地域の実情に応じて配置された予備の救急車 |
| 備蓄の10%ルール | 共助の観点から、顧客・取引先などの施設利用者や周辺で発生する帰宅困難者の保護のために、従業員等の備蓄に加え10%程度の量を余分に備蓄すること |
| 備蓄の日 | 11月19日。「1年に1度はびちく（19=いちく）の確認」という語呂合わせで、家族で備蓄について考えるきっかけとなるよう、2015年に東京都が設定した |
| 避難道路 | 震災時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地域等に住んでいる方が安全に避難するため、東京都が指定する道路 |
| 非破壊検査 | 対象を破壊せずに、内部のきずや表面のきずあるいは劣化の状況を調べ出す検査技術 |
| 病児・病後児保育 | 児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う保育サービス |
| 貧酸素水塊 | 生物に影響が及ぶほど酸素濃度の低い水塊。境界値についてはさまざまな指標があるが、水産用水基準において、4.3mg/Lが「底生生物の生息状況に変化を引き起こす臨海濃度」とされている |
| 深井戸 | 震災時における消火用水としての利用のため、地表から深い層にある被圧地下水を汲み上げる井戸で、消防活動終了後は生活用水として活用できる、震災時多機能型深層無限水利のこと |
| 覆砂 | 海底の汚泥を清浄な砂等で被覆することにより、底質そのものを改善するとともに、汚泥を封じ込めて海水と汚泥の直接的な接触を妨げることができ、汚泥から海水中への栄養塩の溶出や、底層付近の溶存酸素の消費を抑制する技術 |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|--------------------|--|
| 複線型人材育成ルート | ものづくり産業を担う多様なレベルの人材を輩出することを目的に、工業高校から高等専門学校（産業技術高等専門学校）への編入枠、あるいは高等専門学校専攻科（産業技術高等専門学校専攻科）から大学院大学（産業技術大学院大学）への接続プログラムを設けた教育システム |
| 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区） | 整備地域のうち、地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について、区からの整備プログラムの提案に基づき、都が指定し、不燃化を強力に推進する地区のこと |
| 不燃化特区制度 | 整備地域の中でも地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について、従来よりも踏み込んだ取組を行う区の申請に基づき、都が不燃化特区に指定し、特別の支援を行う制度 |
| 不燃領域率 | 市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼ0となる |
| 不本意非正規 | 就業構造基本調査における非正規雇用労働者の中で「ほかの仕事に変わりたい」（転職希望者）、「この仕事のほかに別の仕事をしたい」（追加就業希望者）、と回答した者のうち、「正規の職員・従業員」を希望した者 |
| フラッグツアー | リオ大会から持ち帰ったオリンピック・パラリンピックフラッグを活用し、オール東京、オール日本の気運を盛り上げるため、都内62区市町村及び被災地を皮切りに、全国で展開するツアー |
| フロートレス工法 | マンホール側面部に圧力調整装置を設置し、震災時の液状化現象による過剰な水圧をマンホール内に逃がして浮上を抑制する技術 |
| プローブ情報 | カーナビなどの車載器に位置、時刻、速度、方向等の走行データを記録し、情報センターに集約した情報 |
| プロボノ | 専門技術・能力を活用したボランティア活動 |
| 文化プログラム | オリンピック・パラリンピック開催時に展開される複数の文化的なイベントから成るプログラム。短くとも選手村の開村期間に開催することがオリンピック憲章に定められている |
| ペアレントメンター | 発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、発達障害のある子供（可能性のある場合も含む）を育てている親などの相談・情報提供を行う者 |
| 防災上重要な公共建築物 | 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる施設及び緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる「防災上特に重要な公共建築物」及び、震災時に応急復旧・保健衛生業務を行う施設及び多数の都民が利用する施設など「その他防災上重要な公共建築物」 |
| 防災都市づくり推進計画 | 東京都震災対策条例第13条の規定に基づき、災害を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全な市街地の形成、避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画 |
| 保水性舗装 | 隙間の多い舗装に、水を吸い込み保持する保水材を詰めた舗装。保水材に浸み込んだ雨水が蒸発する時の気化熱によって、路面温度の上昇を最大で10℃程度抑制する |
| 保全地域 | 自然保護条例に基づき、山地や丘陵地などの良好な自然地为区域指定し、その保護と回復を図る地域。良好な自然の生態系を保護するため、建物その他工作物の建築等が制限され、計画的な保全管理が行われる |
| ボランティア行動者率 | 過去1年間に、報酬を目的とせず、自分の労力・技術・時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のための活動を行った10歳以上の人の割合 |
| ま行 | |
| みどり率 | 緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合 |
| メガソーラー | M（メガ）は100万（10の6乗）を意味する接頭辞。100万W（＝1,000kW）級以上の出力を持つ太陽光発電設備のことをいう |
| メンター | 大企業・メディア・起業家・ベンチャーキャピタル（VC）・パブリック・海外・専門家等から構成され、プログラム受講者に対して、それぞれの分野に関するアドバイスを行う者のこと |
| モーダルシフト | 輸送のモード（方式）を転換すること。具体的には、トラックによる貨物輸送を環境負荷の少ない船又は鉄道に転換すること |

用語解説

| 語句 | 意味 |
|------------------|--|
| 木造住宅密集地域 | 震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域として、以下の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）約13,000ha <ul style="list-style-type: none"> ・老朽木造建築物棟数率 30%以上 ・住宅戸数密度 55世帯/ha以上 ・補正不燃領域率 60%未満 |
| 木密地域不燃化10年プロジェクト | 木密地域の改善を一段と加速し、木密地域を燃えない・燃え広がらないまちにするための10年間の重点的・集中的な取組 |
| や行 | |
| 有業率 | 15歳以上人口に占める有業者（ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている者）の割合 |
| ユニークベニュー | MICE（377頁参照）開催や実施の際に、文化施設や公的空間等を利用すること |
| ユニットロード | 貨物を輸送する場合に、荷役を効率的に行うため、荷姿を統一（単位化）した貨物。代表例として、コンテナやパレットを用いた貨物輸送がある |
| ユニバーサルデザイン | 年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、都市や環境をデザインすること |
| ユニバーサルデザインタクシー | 広い開口部にスライドステップを備え、車いすのまま乗車できるなど、障害者や高齢者に配慮された誰もが使いやすい一般のタクシーを指す |
| 要保護児童対策地域協議会 | 地方公共団体が、要保護児童の適切な保護を図るために設置する協議会。同協議会では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を実施 |
| 予防保全型管理 | 定期点検などで的確に施設の状態を把握し、計画的に補修や補強を行うことで寿命を延ばし、ライフサイクルコストの低減と更新事業費の平準化を図ること |
| ら行 | |
| ライブサイト | 競技会場外で、大画面による迫力ある生中継、ステージイベント、競技体験等を楽しむことができる、オリンピック・パラリンピック競技大会公式事業のこと |
| ランニングストック方式 | 流通在庫の一部を、災害時の備蓄として活用する方式 |
| 陸こう | 防潮施設の一つで陸上ゲートのこと。防潮ライン上にあつて、防潮堤が道路を横断するところ或いは港湾貨物を取り扱うふ頭の出入口など防潮堤を連続させられない箇所に設けられたゲートである。通常時はそのゲートは開いているが、高潮時にはゲートを閉めて高潮による被害を防止するもの |
| 緑化計画書制度 | 自然保護条例に基づき、一定規模以上の敷地において建築物の新築・増改築等を行う際に、緑化計画書の提出を義務付ける制度 |
| 臨港道路 | 港湾法第2条第5項第4号に掲げる臨港交通施設に位置づけられる港湾施設（道路法上の道路ではない）で、東京都港湾管理条例に基づき告示されたものを示す。港湾の管理上必要な施設として整備し管理する道路 |
| レスパイト | 医療ケアに必要な乳幼児や障害児等の介護を行っている家族が、介護による心身の疲れを癒すために、一時的な休息、休養をとること |
| 連節燃料電池バス | バス2台分が接続された燃料電池バスのこと |

都民ファーストでつくる「新しい東京」

～2020 年に向けた実行プラン～

印刷物規格表第 2 類

印刷番号 (28) 39

平成 28 年 12 月 22 日 発行

編集・発行 東京都政策企画局計画部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5388)2131 FAX 03(5388)1210
E-mail: S8000367@section.metro.tokyo.jp
東京都ホームページ <http://www.metro.tokyo.jp/>

印刷 シンソー印刷株式会社
〒161-0032 東京都新宿区中落合一丁目 6 番 8 号
電話 03(3950)7221(代表) FAX 03(3950)7227



リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

